平成26年度　特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

標準関連文書の特許審査利用に関する調査研究報告書

平成２７年３月

一般財団法人　知的財産研究所

要約

●研究の趣旨・背景

技術標準を策定するプロセスでは、策定された規格の他、採択に付される規格案、標準化の参加者により提出される規格提案文書（寄書）など様々な技術文書（本報告書では、これらの文章の総称として、以下、「標準関連文書」という。）が提出されている。これらを、特許審査の先行技術文献として適切に審査に利用することは、特許審査の質の維持、向上に資するものと考えられる。

●現状・課題

第一には、標準関連文書の公知性を判断する上で必要な情報を整理することである。一般公衆がその情報にアクセス可能な状態となった発行後の規格などは、公知性を有することが明らかであるが、規格提案文書（寄書）等の標準関連文書については、公知性の判断が容易でないことが多い。

第二に、審査資料としての整備方針を確認する必要がある。今後標準関連文書の整備を推進するに当たっては、前もって先行技術文献としての利用に関するユーザーのニーズを把握し、審査資料としての整備を優先すべき標準関連文書についての指針を得る観点も必要である。

実証的研究

●公開情報調査

国内外の標準関連文書に関する情報について、書籍、論文、判例及びインターネット情報等を利用して、多様な観点から調査、整理及び分析した。

また、国内で先行技術文献の公知性に関連して起こされた特許訴訟の裁判例50件について、調査及び分析した。

●専門家の助言

委員会において検討

●委員会開催

本調査研究に関して、専門的な視点からの検討、分析、助言を得るために、本調査研究に関して専門的な知見を有する学識経験者2名、標準化機関の関係者1名、企業の標準化活動担当者1名、企業の知財担当者1名、弁護士1名、弁理士1名で構成される7名の調査研究委員会を設置し、3回にわたって議論を行った。委員会では、公開情報調査、国内ヒアリング調査及び海外ヒアリング調査の実施方法について検討し、各調査結果を踏まえて、公知性の判断基準、審査資料の整備方針等について議論した。

●国内ヒアリング調査

標準化活動に深く携わる団体及び民間企業12者、国内の標準化機関3者にヒアリング調査を実施し、情報収集した。

●海外ヒアリング調査

欧州、韓国の2か国・地域の知的財産庁へヒアリング調査を実施した。

また、海外の標準化機関3機関に対して、ヒアリング調査を実施した。

●まとめ

標準関連文書を特許審査に利用するに当たっては、特許法29条1項3号の「頒布された刊行物」又は「電気通信回線を通じて公衆に利用可能」に該当するか否かの判断が重要であると考えられる。裁判例の調査結果を踏まえると、「文書の性格・内容・目的」／「守秘義務」／「文書の頒布、データベースへのアクセス権限」／「委員会等への参加要件」／「公開日」の各項目を検討すべきであると考えられる。具体的事例として、既に特許庁がISOから提供を受けているDIS以降の文書について、五つの検討項目を検討した結果、ISOのDIS以降の文書は、頒布された刊行物であると判断可能であると考えられる。実際の標準化機関について考察すると、ITUの標準関連文書は比較的特許審査での利用に値する可能性が高いと考えられる。標準関連文書が特許審査において適切に利用されるよう、本調査研究を一つのステップとして、更なる検討が進むことが期待される。

Ⅰ．　序

１．　本調査研究の背景と目的

技術標準を策定するプロセスでは、策定された規格の他、採択に付される規格案、標準化の参加者により提出される規格提案文書（寄書）など様々な技術文書（本報告書では、これらの文章の総称として、以下、「標準関連文書」という。）が提出されている。これらを、特許審査の先行技術文献として適切に審査に利用することは、特許審査の質の維持、向上に資するものと考えられる。今後標準関連文書の利用を更に推進するに当たっては、以下の点について整理する必要があると考えている。

第一には、標準関連文書が特許審査において利用可能か否かを判断する上で必要な情報を整理することである。多くの標準関連文書は、公然知られたもの（公知）であるか、頒布された刊行物（文献公知）であるかなどの公知性の判断が容易でない。第二に、先行技術文献としての利用に関するユーザーのニーズを把握し、審査資料としての整備を優先すべき標準関連文書についての指針を得る観点も必要である。

したがって、本調査研究では、国内外の標準化機関の文書管理ポリシーや、海外知財庁における標準関連文書の取扱いに関する情報等を収集し、有識者委員会における議論を通じて、特許審査における標準関連文書の利用に関する提言を得ることを第一の目的としている。また、審査資料としての整備を優先すべき標準関連文書についての指針等、今後の整備方針に関する提言を得ることを第二の目的としている。

２．　調査研究の実施方法

（１）　公開情報調査

国内外の標準関連文書に関する情報について、主にインターネット情報等を利用して、各標準化機関の概要、文書管理、機密の扱い、機関のメンバー要件等を調査、整理した。調査対象とした国内外の標準化機関は、国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）、国際電気通信連合（ITU）、欧州電気通信標準化機構（ETSI）、米国国家規格協会（ANSI）、IEEE-SA、USB-IF、OMA、PCI-SIG、Wi-Fi Alliance、3GPP、DVB、日本工業標準調査会（JISC）、一般社団法人電波産業会（ARIB）、情報通信技術委員会（TTC）である。

標準関連文書を先行技術文献として特許審査で利用可能か否かを判断することは、ひとえに標準関連文書が特許法第29条第1項第1号に規定されている「公然知られた発明」（公知）又は同項第3号に規定されている「頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明」（文献等公知）の判断において肯定的に捕ら

えられるか否かといった公知性（以下、本報告書で単に「公知性」と記載する場合は、特許法第29条第1項第1号に係る場合と、同項第3号に係る場合の両方を意味する。）を判断することにほかならない。そこで、先行技術文献等の公知性に関連して国内で起こされた特許訴訟の裁判例（50件）について調査を行い、弁護士の助言を受けて分析を行った。

（２）　国内ヒアリング調査

企業の標準化活動の実態を把握するために、標準化活動に積極的に参画し技術標準を戦略的に活用している企業10者についてヒアリング調査を実施した。また、国内委員会を中心に、委員会活動の実態を調査するために、標準化機関の内部委員会の国内事務局を務める等の標準化活動に深く携わる団体、情報処理学会、ビジネス機械・情報システム産業協会を対象に国内ヒアリング調査を実施した。標準化機関における、標準作成のための委員会の運営や、取り扱う文書の管理等の、実態を把握するために、公開情報調査で得られない情報を中心に、国内標準化機関JISC、ARIB、TTC へのヒアリング調査を実施した。

（３）　海外ヒアリング調査

日本以外の標準関連文書の特許審査利用の実情を調査するために、欧州特許庁（EPO）、韓国特許庁（KIPO）を対象にヒアリング調査を実施した（米国特許商標庁（USPTO）については、ヒアリングは実施していないが、文献調査で得た情報をまとめた。）。標準化機関における、標準作成のための委員会の運営、取り扱う文書の管理等の実態を把握するために、公開情報調査で得られない情報を中心に、国際標準化機関であるISO、IEC、ITUを対象にヒアリング調査を実施した。

（４）　委員会による検討

本調査研究に関して、専門的な視点からの検討、分析、助言を得るために、本調査研究に関して専門的な知見を有する学識経験者2名、標準化機関の関係者1名、企業の標準化活動担当者1名、企業の知財担当者1名、弁護士1名、弁理士1名で構成される7名の調査研究委員会を設置し、3回にわたって議論を行った。

Ⅱ．　国内裁判例調査

１．　裁判例の検索方法

先行技術文献等の公知性に関連して起こされた特許訴訟においては、その先行技術文献等が特許法29条1項の各号のいずれかに該当するか否かが判断されていると考えられる。1号：特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明、2号：特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明、3号：特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明。これをふまえて、該当する裁判例50件を抽出した。

２．　裁判例の分析

抽出した50件の裁判例について調査を行い、弁護士の助言を受けて分析を行った。

特許法29条1項3号に掲げる頒布された刊行物に関する判断にあたっては、整理番号N3（最高裁二小法廷昭和55（1980）年7月4日判決、昭和53年（行ツ）69号）を引用する裁判例が整理番号N6（最高裁一小法廷昭和61（1986）年7月17日判決、昭和61年（行ツ）18号）を始め数件あり、一つの基準とされている。判決では、／公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図面その他これに類する情報伝達媒体であって、頒布されたものを指す／相当程度の部数が原本から複製されて広く公衆に提供されているものに限られない／原本自体が公開されて公衆が自由に閲覧できる、複写物が公衆からの要求に対応して遅滞なく公布される態勢が整っているならば、その都度原本から複写して交付されるものでも差支えない、の3点により、頒布された刊行物に該当するものであると認めて差し支えないとの判断がされた。

次に、裁判例の傾向から、以下の四つの観点についてまとめて整理した。

【観点1．文書・情報の性質について】：主に、文書がどのような性質（例えば、研究会で配布された資料、宣伝のためのパンフレット、カタログ、マニュアル、提案書など）であるか、文書がどのような内容であるか、文書がどのような目的で作成されたかという事実が、文書が、頒布された刊行物に記載された発明であるか否か、又は公然知られた発明であるか否かの判断に影響を与えている裁判例が多い。裁判例では、文書の性質、内容、目的を判断して、広く第三者に頒布／公開する予定にしているのか、又は広く第三者に頒布／公開していると認められるのかを考慮している。認められる場合には、頒布された刊行物に記載された発明、又は公然知られた発明であると判断されている。認められない場合には、刊行物として判断されていない。

【観点2．守秘義務・秘密保持に関して】：主に、秘密保持契約等の明示的な秘密保持の合意の有無、明示的な秘密保持の合意がなければ、暗黙的な守秘義務の有無を文書・情報の性質や内容から考慮している。公知と認めている場合は、秘密保持の合意が明示的になく、文書・情報に暗黙的な守秘義務もないと認めている場合である。秘密保持の合意が明示的にない場合でも、客観的に見て営業秘密であることが明らかであれば、秘密保持についての明示的な合意がなくても、信義則上の秘密保持義務が認められ、刊行物であることがが否定されている例がある。一方、国際会議のワークショップで配布された資料は、主催者が守秘義務を課さずに配布し、受領者も資料の利用は自由だと受け止めていることから、頒布された刊行物であると判断した例もある。
【観点3．会合の性質について】：論点となっているのは、第三者が必ずしも自由に会合に出席できない場合である。出席者は招待客に限られているが、国際会議のワークショップへは、欧米の大学・研究機関や製薬会社に所属した専門家、ジャーナリスト等が出席しているのである程度の公開性があると指摘している。
【観点4．公知日について】：カタログ、パンフレット、取扱説明書（マニュアル）等は公開された日が必ずしも明らかではない。その場合には、製品が発売される旨を伝える新聞や、雑誌、ウェブサイトの情報、広告等の周辺情報を用いて判断している。

Ⅲ．　各国知的財産庁

１．　欧州特許庁

EPOは、IEEE、ETSI、ITU、IEUとそれぞれ協力関係を結んでおり、積極的に標準関連文書の特許審査利用を進めている。EPOでは、さらに、ウェブで標準関連文書を公開している3GPPやIETF（Internet Engineering Task Force）等の文書も利用している。

EPOの審査実務においては、まず欧州特許条約54条に従って、標準関連文書が公衆に利用可能となって、技術水準の一部を構成する場合は、先行技術文献として引用される。

技術水準については、欧州特許庁審査便覧 G部特許性 第IV章 技術水準に記載がある。同章7.2.1及び同章7.6を参照すると、標準関連文書を特許審査で利用するためには、秘密保持契約がないこと、出願日又は優先日の前に公衆の利用に供されていること、が必要である。各標準化機関とは、上記を満足した文書を利用できるよう取り決めて、提供を受けていると考えられる。入手した標準関連文書は、一般公開はされていないEPO内部のデータベースに蓄積されて、審査官が利用できる。

今後の標準化機関との協力については、ICTの分野は、従来の技術と集積して拡張されるので、重要であると考えている。

２．　韓国特許庁

KIPOが標準関連文書を特許審査に利用している標準化機関は、一般に情報が公開されている3GPP、IETFと、論文と共に有料でデータ提供サービスを受けることができるIEEE等である。ITU、ETSI等についても、誰もがアクセスできる公開情報については利用している。

KIPOの審査実務においては、標準関連文書が韓国特許法29条1項各号に該当すれば、先行技術文献として引用される。韓国特許法における新規性に関する条文は、日本の特許法におけるそれ（第29条第1項各号）ときわめて類似している。また、特許・実用新案審査基準には、第2章 3.既定の理解に、3.3頒布された刊行物に掲載された発明、同節 3.4電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明の記載があり、これについても日本の審査基準と類似する点が多い。

３．　米国特許商標庁

文献情報より、注目する点をピックアップする。

USPTOでも、審査官からの標準関連文書利用のニーズがある。審査官は、USPTOが運営している図書館施設であるSTICから、NPLウェブサイトへのアクセスや、ハードコピーの取得により、情報の提供を受けており、少なくとも、IEEEの規格を利用している。また、USPTOのデータベースである「public pair」には、3GPP等の規格情報が取り込まれている。

USPTOでは、EPOが標準化機関とのMOUに基づいて収集した情報を、「先行技術」として新法102条に適用できるとは限らないと考えている。

Ⅳ．　各標準化機関

要約においては、ヒアリングを実施した国際機関について記載する。

○ISO：International Organization for Standardization：国際標準化機構

【規格】：規格は販売しており、日本においてはJSA（（一財）日本規格協会（JSA））より購入可能。規格案であるDISとFDISについても、販売している。

【文書の頒布・管理・公開等】：ISOで扱う文書には、主に、規格類（国際規格案（DIS）、最終国際規格案（FDIS）、国際規格（IS））と、それ以外のドキュメンテーション（作業原案（WD）、委員会原案（CD）、技術報告書（TR）、技術仕様書（TS）、公開仕様書（PAS））であり、N文書と呼ばれており、基本的に国際幹事がe-CommitteeというISOのシステムにアップロードする。文書の投稿日が付くが、文書に付くわけではない。WDは、WGのメンバー限りの情報で、ID／パスワードで管理されている。国際幹事は、文書が投稿されるとその旨を国内事務局に電子メール連絡し、国内事務局から国内委員会の各委員へ通知

され、ID／パスワードを持つ委員は各自でeCommitteesにアクセスして文書を得る。ダウンロードされた文書は、ID／パスワードを持たない委員にも配布され、検討のために委員の所属企業の関係者にも情報は共有されている。一般公開されているISOのウェブサイト中の「Standards catalogue」では、各TCごとに、開発中の規格、取り下げられた規格についても、現在どの段階にあるかの情報を得ることができる。
【守秘義務に関して】：厳密な守秘義務規定までは設けられておらず、国内団体の委員会活動においても、特別な守秘義務規定は設けておらず、常識的な範囲内の程度である。

○IEC：International Electrotechnical Commission：国際電気標準会議
【規格】：規格は、JSAより購入可能。無料では入手ができない。規格以外の標準関連文書類についても、ウェブサイトより無料で入手できる状態にはなっていない。IECのメンバーであれば、Management server及びTechnical serverにアクセスでき、保存されている文書類を閲覧することが可能である。
【文書の頒布・管理・公開等】：eメール添付の電子データを、中央事務局に提出する場合と、サーバの決められた場所に、提案者がアップロードする。配布は、サーバからダウンロードする方法である。いずれも、IDとパスワードで管理されている。
　文書の入手可能性は、開発プロセスの段階に依存している。初期段階では、文書を取り扱っているワーキンググループ（WG）のメンバーのみがその文書を入手できる。一方、プロセスのもっと後では、文書は、ナショナル・コミティー（NC）により広く配布される。
　IECでは、IECのサーバにアップロードされて、WGのメンバーが閲覧できるようになった時点を公開とみなしているが、一般への公開の意味ではない。ワーキング・ドキュメントは、ログインとパスワードを使ってアクセスする
【守秘義務に関して】：守秘義務規定はない。IECは、守秘義務がないことで、文書は公開とみなしている。
【特許庁との協力に関して】：EPOへは、IECサーバへのアクセス権を通して、ワーキング・ドキュメントを含めて全ての文書を提供しているのは、IECのWGにワーキング・ドキュメントが提出された段階で、公開とみなしているからである。
　先行技術として特許の審査に役立つことが、特許庁と協力することの意図である。

○ITU：International Telecommunication Union：国際電気通信連合
【規格】：ウェブサイトより、ITU-T勧告及びITU-R勧告を無料で一般が入手可能である。他の標準関連文書類は、ウェブサイトより無料でアクセスできる状態にはなっていない。
【文書の頒布・管理・公開等】：文書を、直接ITU-Tのサーバにアップロードして提出することが主流で、サーバにアクセスして、直接ダウンロードして入手する。ITUのメンバーであれば、TIES（Telecommunication Information Exchange Service)のアカウントか

ら、ミーティングで使用されるドキュメント類にアクセスすることができる。ITU加盟国は全ての三つの部門（ITU-T、ITU-R、及びITU-D）からの全ての文書を入手できる。部門メンバーは、それぞれの部門内の文書のみ入手できる。ITU加盟国及びITU-Tメンバーは、関係するスタディー・グループ（SG）とそれ以外の全ての文書にアクセス可能である。
【守秘義務に関して】：ITU加盟国及びITU-Tメンバーは、SGでの議論への参加や、全ITU-T関連文書を受け取ったりするために、何ら機密又は非開示契約に署名する必要はない。
【特許庁との協力に関して】：知的財産庁と標準化団体間のパートナーシップは、両当事者にとって有益である。知的財産庁は、関連技術文書の大量の蓄積にアクセスすることで、その特許審査の質を向上させることができ、標準化団体は、彼らの権限の様々な技術分野における特許活動に関してより良い理解を得ることができる。EPOは、ITU-T部門メンバーで、それ自体、ITU-T部門メンバーに入手可能な全ての文書にアクセスを有する。ミラー・ウェブサイトから特定のITU-T文書をダウンロードできるようにする追加のサービスをEPOに提供している。

Ⅴ．　国内企業のヒアリング結果

各企業のヒアリング回答者の回答を、下記四つの観点についてまとめた。
〇参加標準化機関の文書管理や守秘義務等についての情報
　デジュール系の標準化機関については、明示的な守秘義務規定は見たことがない、また文書管理規定も見たことがないが共通した回答であった。
　委員会の委員となれるのは、ほとんどの場合、機関や審議団体の会員で、その会員はほとんどの場合が法人会員とされている。必要に応じて学識経験者（大学の先生等）が委員になることも多い。規格提案段階の委員会では、委員と委員会の必要に応じた有識者が参加して、部外者が自由に参加することはほとんどない。
〇標準化活動における特許出願の決まりは、ヒアリングを実施した全ての企業で、特許出願すべき発明は、寄書等の提出前に出願を済ませておくことを基本としている。
〇標準化活動で開示した技術が、意図せずに他者に権利化された事例はほとんどない。
〇標準関連文書の特許審査利用については、ヒアリングを実施した10者全てにおいて、明確に否定する意見はなかった。ほとんどの企業で、標準関連文書を先行技術文献として特許審査に利用することは、原則として賛成すると回答した。特許審査利用に期待する分野としては、特許の活用が盛んな分野、ICTの分野、無線通信技術の分野等が挙げられた。特許の種として技術的に価値が高い標準関連文書は、一番初めの提案文書である。

Ⅵ.　標準関連文書の特許審査利用の検討

本章では、Ⅱ章からⅤ章で示した内容及び調査研究委員会における議論を踏まえて、標準関連文書を特許審査で利用するための要件について検討する。

１．　考慮すべき法的根拠等

○特許法

Ⅱ章でも示したとおり、標準関連文書を新規性又は進歩性を否定する際の引用文献として特許審査で利用可能か否かを判断する場合は、当該文書が特許法29条1項1号又は3号に関して利用可能か否かを判断することが考えられる。すなわち、当該文書に係る発明が、特許法29条1項1号の「特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明」（公知）又は同項3号の「特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明」（文献等公知）に該当するか否かを判断することが考えられる。しかしながら、特許庁における実際の審査実務を考えると、審査官の職権による事実の調査・認定に限界があり、審査の段階で「公然知られた」か否かの同項1号の判断をすることには困難な面がある。したがって、標準関連文書を審査資料として整備するに当たっては、「頒布された刊行物」か否かを判断し、同項3号に該当する文書を審査資料として審査官に提示することが現実的である。よって、以下では、同項3号の適用可否（すなわち、「頒布された刊行物」又は「電気通信回線を通じて公衆に利用可能」（文献等公知）といえるか否か、という点）を中心として標準関連文書の特許審査利用に関する議論を行う。

○特許・実用新案審査基準

標準関連文書が特許法29条1項3号の「頒布された刊行物」又は「電気通信回線を通じて公衆に利用可能」に該当するか否かの判断に関し、特許・実用新案審査基準の中で関係すると考えられる部分を参照しながら検討する。

「頒布された刊行物」

審査基準第Ⅱ部第2章1.2.4を考慮すると、頒布された刊行物は、文書の複製物が不特定の者が閲覧できる状態になることが重要で、閲覧の事実は必要としない。これは、Ⅱ章で示した最高裁判所の二つの裁判例で言及されている。標準関連文書においては、委員会での配布によって、不特定の者が閲覧可能になったか否かを判断することが考えられる。

「電気通信回線を通じて公衆に利用可能」

審査基準第Ⅱ部第5章1を考慮すると、標準関連文書においては、標準化機関のサーバ上にアップロードされた情報が、インターネットを通じて不特定の者がアクセス可能といえ

るか否かを判断することが考えられる。

２．　特許審査での利用可否の検討項目

Ⅱ章で示した裁判例及び前節で検討した事項を基に、標準関連文書の特許審査での利用可否かの判断をする場合、以下のA～Eの五つの項目を検討すべきであると考えられる。
A：文書の性格・内容・目的／　B：守秘義務／　C：文書の頒布、データベースへのアクセス権限／　D：委員会等への参加要件／　E：公開日

３．　事例検討

特許庁は、ISOよりDIS以降の文書（FDISとISを含む）について提供を受けている。これらについて、検討する。以下に、五つの検討項目ごとに文書の状況を示し、どのように判断できるかを検討する。

A ： 文書の性格・内容

【状況】：ISOより各国での販売が許可されている。
【判断】：販売が許可されていることより、公開してもよいことが前提とされているとの判断が可能である。販売に際しても、条件は課せられていないので、不特定の者が入手可能である。したがって、不特定の者が見得る状態であると考えられる。

B ： 守秘義務

【状況】：販売に関する制限がなく許可されているので、明示的、暗黙的共にない
【判断】：有料での販売であるから、むやみに頒布することは許されないと推測されるが、これは著作権上の問題であって守秘義務とは異なる。明示的にも暗黙的にも守秘義務はないと判断できる。

C ： 文書の頒布、データベースへのアクセス権限

【状況】：ISOのウェブサイト中の「Standards catalogue」より、各TCの現在の規格の開発状況は公開されているので、不特定の者がDIS以降の文書の状況を知ることが可能である。そして、投票段階にあるDISについては、数十件確認したところ全てが購入可能となっていた。DISのみならず、FDISについても実際に販売し購入可能である例を確認できている。また、ISについて、販売していることは明らかである。

また、DIS、FDISについて、販売していないものがあったとして、それらも含めて中央事務局からeCommitteesにアップロードされ、各国に回付される。各国で担当する国内審

議団体に通知され、各国の国内審議団体はID/パスワードが必要な文書をeCommitteesからダウンロードすることが可能であり、審議に必要なメンバーに配布されることになる。審議メンバーは、所属企業・団体内で必要な関係者と情報を共有している。
【判断】：販売している文書に関しては、不特定の者が見得る状況にあることは明らかである。販売は許可されながらもまだ販売の状態にされていない文書があったとして、それも含めて、特定の委員会外の、各国の多数の専門家に対して開示されている。ここで、標準化機関には、特定の分野の専門家ではあるが、多数の者が参加しているところ、特許法29条1項3号の判断において検討する「不特定の者」としては、「不特定の一般人」ではなく、その分野の「不特定の者」で足りるとすることが考えられる。この考え方の根拠としては以下の通りである。
①国際標準化機関の文書の場合、開示の意図が当該文書の普及にある。
②委員会メンバーは企業所属の人であり、個人ではメンバーになれないため、文書の配布先は「不特定の一般人」ではないが、「不特定の企業に所属する人」とはいえる。
　また、「不特定の一般人」であっても、DISとして投票状態になった状況は確認可能であるので、未販売であっても販売を希望して、販売される可能性も考えられる。したがって、「不特定の一般人」も利用可能な状況にあるといえる可能性もある。

D ： 委員会等への参加要件
【状況】：委員会が必要とする場合は、委員以外のその分野の有識者（大学教授等）や、他団体のメンバーも出席する。基本的に、国内審議団体の正会員（企業）が国内委員会のメンバーとなる資格を持つ。ISOの国内審議団体の正会員になるのに特段の条件はなく、会費の支払能力があればどの企業でもよい場合もある。また、事業を実施していることを条件にする場合や、ある程度規格策定の能力があることを求める程度の緩い条件を課す団体もある。特許庁が入手したDIS、FDISに対応するSCの国内審議団体では、メンバーとなる要件に、企業であることと、会費の支払能力以外の特別な要件はない状況である。
【判断】：DIS以降の文書は、委員会外に照会される（全ISOメンバーに回付される）文書であるので、委員会への参加要件や委員会の委員になる要件は、問題にならないと考えることができる。

E ： 公開日
【状況】：公開日として二つの日付が考えられる。一つは実際に販売を開始した日付で、もう一つは文書がeCommitteesにアップロードされた日付である。
【判断】：項目Cでの判断で、「各国の多数の専門家」が「不特定の者」とみなすことができれば、eCommitteesにアップロードされた段階で、各国の審議団体がID/パスワードをもって文書をダウンロードすることが可能になり、審議の関係者に配布可能であるので、

eCommitteesにアップロードされた日付を公開日と考えることが可能である。DIS以降の文書が販売が許可されている事実をもって頒布された刊行物と判断した場合においても、eCommitteesにアップロードされた日付を公開日と考えることが可能である。

【総合判断】

項目A、Bにあるように、DIS以降の文書は、ISO自身による一般への販売、あるいは、各国における一般への販売の許可を前提として発行されるものであるから、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製した文書、すなわち「刊行物」であることは明らかである。そして「販売中」となった文書については、まだ実際に売れていないものも含めて、「不特定の者が見得るような状態」に置かれているといえるから、「頒布」されたと認められる。したがって、特許法29条1項3号の要件を満たすことは明白である。

ここで、DIS以降の文書については、数十件のサンプル調査の結果の範囲内では、全て販売されている事実を確認したところであるが、ここで仮に販売は許可されながらもまだ「販売」扱いにされていない文書について考察を試みる。このような文書においては、「刊行物」ではあるものの「頒布」された点についての判断は難しいところであるが、誰もがDISとして投票状態になった状況を確認可能である事実に鑑みると、「不特定の者」がDISの存在を確認の上で未販売の文書の販売を希望して販売される可能性もあるとして、「不特定の者が見得る状態」に置かれているといえる可能性もある。したがって、仮にまだ「販売」扱いにされていない場合であっても、DIS以降の文書については、その成立の時点（全ISOメンバーに回付時点）で同号の要件を満たすのではないか、とも考えられる。

このように、販売許可の事実のみをもって同号に該当するとも考えられるが、仮にそうでなかったとしても、文書がeCommitteesにアップロードされた段階で、「不特定の者」がアクセス可能となるとして、「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」との考え方も成り立ち得る（ここでは、eCommitteesアクセス可能な「各国の多数の専門家」を「不特定の者」と認められるという前提が必要）。

以上のことから、ISOのDIS以降の文書は、特許法29条1項3号に関して利用することができる文書であると判断可能であると考えられる。

４．　実際の標準化機関への適用

Ⅳ章で示した標準化機関の実情を考察すると、ITUの標準関連文書は比較的特許審査での利用に値する可能性が高いと考えられる。ITUのメンバー（ちなみに、EPOはITUのメンバーである）になれば、様々な委員会の様々な標準関連文書にアクセス可能である。ITUは国際機関で、その活動は普及を考えていると思われ、特段の守秘義務を課していることもないので、メンバーへの開示ではあるが、文書の公開性は高いと思われる。また、メン

バーとなるのは企業単位で、個人ではメンバーとはなれないが、企業がメンバーとなるための特別な制限はないので、「不特定の企業に所属する人」がメンバーであると考え、３節の項目Cの判断内で議論したのと同様に、特許法29条1項3号に該当する可能性は高いと考えられる。

５．　特許審査利用が望ましい技術分野、標準化機関、標準関連文書

本調査研究のヒアリング対象者は、標準関連文書の特許審査利用が望ましい分野は、ICT関係が引き続き重要であるとの意見であった。また、EPOでは、ICTが他の分野と結びつき発展することがますます増えるので、注目しているとのことである。特許審査利用が望ましい標準化機関は、比較的標準関連文書の公開度が高いと考えられる、国際機関が挙げられた。また、技術的な価値の高い標準関連文書は、一番初めの提案文書であるとの意見が多く、特許審査での利用価値は、最も高いと考えられる。

６．　まとめ

標準関連文書の特許審査への利用を検討する際に、標準関連文書が不特定の者が見得るような状態に置かれる又はサーバーにアップロードされた標準関連文書に不特定の者がアクセス可能であるかのいずれかを認めることが重要なポイントになり、委員会でも様々な意見が出された。事例検討では、現時点で最も妥当であると考えられる判断を記載した。

Ⅶ.　まとめ

技術標準を策定するプロセスで提出される標準関連文書を、特許審査の先行技術文献として適切に審査に利用することは、特許審査の質の維持、向上に資するものと考えられる。そこで本調査研究では、国内外の標準化機関の文書管理ポリシーや、海外知財庁における標準関連文書の取扱いに関する情報等を収集し、有識者委員会における議論を通じて、特許審査における標準関連文書の利用に関する検討を行った。

○国内裁判例

国内で先行技術文献の公知性（特許法第29条第1項第1号及び第3号、特に第3号）に関連して起こされた裁判訴訟の裁判例（50件）について、調査及び弁護士の助言を受けて分析を行った。

特許法第29条第1項第3号に掲げる頒布された刊行物に関する判断にあたっては、整理番号N3の最高裁の裁判例が、整理番号N6の最高裁の裁判例を始め複数の裁判例で引用されて

おり、一つの基準とされている。整理番号N3の最高裁の裁判例によると、頒布された刊行物であるためには、文書の複製物が不特定の者が閲覧できる状態になることが重要で、閲覧の事実は必要としない。

50件の裁判例の傾向をみると、判断で考慮されているのは、／文書の性質について／守秘義務・秘密保持に関して／会合の性質について／公知日について、の四つの観点にまとめられることが分かった。

○各国知財庁

EPOは、早くから標準化機関との協力関係を結んでおり、積極的に標準関連文書の特許審査利用を進めている。EPOが標準関連文書を利用している標準化機関は、協力関係を結んでいる機関や、一般に情報が公開されている機関である。欧州特許条約及び欧州特許審査便覧よりEPOの審査実務を検討すると、標準関連文書を特許審査利用するためには、秘密保持契約がないこと、出願日又は優先日の前に公衆の利用に供されていること、が必要である。各標準化機関とは、上記を満足した文書を利用できるよう取り決めて、提供を受けていると考えられる。EPOにおける手法をそのまま日本に適用できるとは限らないが、EPOの手法は参考となりうる。

KIPOが標準関連文書を特許審査に利用している標準関連文書は、現状は明らかに公知である標準化機関の文書を利用しており、特許審査利用状況は日本と類似している。この原因として、韓国特許法の新規性に関する条文や審査基準について、日本のものと共通点が多いことが考えられる。

○標準化機関の実情

提案者からの標準関連文書の提出、各委員への配布共に電子データでの扱いが各機関で主流となっている。具体的には、標準化機関のサーバへのアップロードでの提出、サーバからのダウンロード、e-mailを用いた事務局への提出・事務局からの配布などによる。

規格案の作成段階で開催される委員会で扱われる標準関連文書へのアクセスや標準関連文書の配布は、該当する委員会の委員のみの扱いが主流である。サーバへのアクセスは、委員に割り当てられたIDとパスワードで管理されている。

守秘義務に関しては、フォーラム系の機関では明確な規定があり、機関のメンバーになる際の契約に守秘義務の遵守が含まれる機関もある。デジュール系の機関では、機関のメンバーとなる際に各委員の常識的な判断に任せている実情がある。

○国内企業の実情・意見

各企業は、特許出願すべき発明は、寄書等の提出前に出願を済ませておくことを基本としている。今回のヒアリングの範囲では、標準化活動で開示した技術が意図せずに他者に

権利化された事例は、大きな問題として顕在化していない模様である。一方、標準関連文書の特許審査利用を明確に否定する意見はなかった。特許審査への利用を期待する分野としては、対象企業の業種もあるが、ICTに関係する分野が挙げられた。また、特に、国際機関の提案文書は利用することがに望ましいとの意見が挙げられた。

○標準関連文書の特許審査利用についての検討

標準関連文書に限らず、その内容が審査に有用な公知の文献であれば、それが審査資料として整備され、審査官が特許審査に利用できる環境が確保されることが理想である。そして、標準関連文書を特許審査に利用することについては、今回ヒアリング等により収集することができた情報は限られた範囲のものであるけれども、明確な反対意見はなく、ユーザー側からも概ね支持されることが確認された。

ここで、実際に審査資料として整備を進めるにあたり、対象の標準関連文書の公知性を確認する際には、特許法第29条第1項第3号の「頒布された刊行物」又は「電気通信回線を通じて公衆に利用可能」に該当するか否かの判断が必要である。「頒布された刊行物」については、委員会での標準関連文書の配布によって不特定の者が閲覧可能になったか否かが、また、「電気通信回線を通じて公衆に利用可能」については、標準化機関のサーバ上に標準関連文書としてアップロードされた情報が、インターネットを通じて不特定の者がアクセス可能と言いえるのか否かが、それぞれ判断のポイントとなる。これらの判断にあたって、検討すべき項目としては、「A：文書の性格・内容・目的」、「B：守秘義務」、「C：文書の頒布、データベースへのアクセス権限」、「D：委員会等への参加要件」、「E：公開日」が挙げられる。

具体的事例として、既に特許庁が入手している標準関連文書である、ISOから提供を受けているDIS以降の文書について、本調査研究委員会において公知性を検討した。この結果、ISOのDIS以降の文書は、頒布された刊行物であると判断可能であり、特許審査において特許法第29条第1項第3号をもって拒絶理由を通知する場合の先行技術文献として利用可能と考えられるとの結論を得た。また、本調査研究委員会での議論、考え方を踏まえて、他の標準関連文書の公知性について考察するに、例えばITUの標準関連文書は同号に規定される文献等公知に該当する可能性が高いと考えられる。

本調査研究を一つのステップとして、標準関連文書の特許審査利用に関して継続して検討がなされ、標準関連文書の特許審査利用が促進されることを期待する。

はじめに

近年、標準化活動はより活発化しており、技術標準に関連する特許への注目も高まってきている。技術標準を策定するプロセスでは、策定された規格の他、採択に付される規格案、標準化の参加者により提出される規格提案文書（寄書）など様々な技術文書（本報告書では、これらの文章の総称として、以下、「標準関連文書」という。）が提出されている。この標準関連文書を特許審査の先行技術文献として適切に審査に利用することは、正当な発明者の権利を守ることにつながり、特許審査の質の維持、向上に意義があることと考えられる。

しかし、策定過程にある標準関連文書については、専門家による委員会等の限られた範囲内での使用に留まるなど、一般公開されないケースが多い。したがって、多くの場合、公然知られたもの（公知）であるか、頒布された刊行物（文献公知）であるか、との公知性の判断が容易でない。また、今後標準関連文書の整備を更に推進するに当たっては、前もって先行技術文献としての利用に関するユーザーのニーズを把握し、審査資料としての整備を優先すべき重要な規格や、重要な技術分野についての指針を得る観点も必要である。

本調査研究は、このような背景を踏まえ、国内外の標準化機関の文書管理の状況、海外知的財産庁の標準関連文書の取扱いに関する情報、国内企業の標準化活動の実態、特許訴訟の裁判例を調査して、標準関連文書の特許審査利用に関する提言を得ることを目的として行った。具体的には、国内外の標準化機関について、公開情報調査を実施し、一部の機関についてはヒアリング調査を実施して、文書管理の実情を中心に調査した。標準化活動に積極的に参加している国内企業には、ヒアリング調査を実施して、標準化活動の実態を調査した。また、海外知的財産庁に対してもヒアリング調査を実施して、現在の標準関連文書の取扱い及び標準化機関との協力に関する情報を調査した。さらに、先行技術文献等の公知性に関連して国内で起こされた特許訴訟の裁判について調査を行い、裁判所が判断を下すための注目点について分析した。これらの調査結果を基に委員会にて検討を行った。

最後に、本調査研究の遂行にあたり、委員会にて貴重なご意見をいただき議論いただいた委員及びオブザーバーの各位、ヒアリング調査にご協力いただいた標準化機関、企業、社団法人及び海外知的財産庁の関係各位に対して、この場を借りて深く感謝申し上げる次第である。

平成27年3月

一般財団法人　知的財産研究所

「標準関連文書の特許審査利用に関する調査研究」
委員会名簿

（敬称略）

委員長

平松　幸男	大阪工業大学大学院　知的財産研究科　教授

委　員

淺見　節子	東京理科大学専門職大学院 イノベーション研究科　知的財産戦略専攻　教授
江崎　正	一般社団法人　電子情報技術産業協会 CE部会AV&IT標準化委員会　委員 （ソニー株式会社 スタンダード＆パートナーシップ部 標準化専任部長）
江幡　奈歩	阿部・井窪・片山法律事務所　弁護士
佐藤　孝平	一般社団法人　電波産業会　常務理事
中尾　直樹	中尾国際特許事務所　代表　弁理士
堀川　俊治	一般社団法人　日本知的財産協会　特許第２委員会副委員長 （昭和電工株式会社 法務・知的財産部 企画管理グループ 業務Tリーダー）

オブザーバー

諸岡　健一	特許庁 審査第一部 調整課 審査企画室 室長
河内　悠	特許庁 審査第一部 調整課 審査企画室 検索情報企画班長
芝沼　隆太	特許庁 審査第一部 調整課 審査企画室 検索情報企画班 検索情報企画係長
石原　徹弥	特許庁 審査第一部 調整課 審査基準室 基準企画班長
蛭田　敦	特許庁 審査第一部 調整課 審査基準室 基準企画班長
田中　啓介	特許庁 総務部 企画調査課 研究班長
福島　暖奈	特許庁 総務部 企画調査課 企画班

事務局

三平　圭祐	一般財団法人知的財産研究所 常務理事
川俣　洋史	一般財団法人知的財産研究所 研究第二部長
岩井　勇行	一般財団法人知的財産研究所 統括研究員
田村　修一	一般財団法人知的財産研究所 主任研究員
平　　準一	一般財団法人知的財産研究所 主任研究員
馬場　康平	一般財団法人知的財産研究所 主任研究員

目　次

要約
はじめに
委員会名簿

Ⅰ．　序 …… 1
　１．　本調査研究の背景と目的 …… 1
　２．　調査研究の実施方法 …… 2
　（１）　公開情報調査 …… 2
　　（ⅰ）　国内外の標準関連文書に関する情報 …… 2
　　（ⅱ）　国内裁判例調査 …… 3
　（２）　国内ヒアリング調査 …… 3
　　（ⅰ）　国内企業・団体 …… 3
　　（ⅱ）　国内標準化機関 …… 4
　（３）　海外ヒアリング調査 …… 4
　　（ⅰ）　海外知的財産庁 …… 4
　　（ⅱ）　海外標準化機関 …… 4
　（４）　委員会による検討 …… 5
　（５）　報告書の構成 …… 5

Ⅱ．　国内裁判例調査 …… 6
　１．　裁判例の検索方法 …… 6
　２．　裁判例の分析 …… 7

Ⅲ．　各国知的財産庁 …… 11
　１．　欧州特許庁 …… 11
　２．　韓国特許庁 …… 13
　３．　米国特許商標庁 …… 13

Ⅳ．　各標準化機関 …… 16
　１．　ISO …… 16
　２．　IEC …… 18
　３．　ITU …… 20
　４．　ETSI …… 22

５．　ANSI ····· 23
６．　IEEE-SA ····· 24
７．　USB IF ····· 26
８．　OMA ····· 26
９．　PCI-SIG ····· 27
１０．　WiFi Alliance ····· 28
１１．　3GPP ····· 29
１２．　DVB ····· 30
１３．　日本工業標準調査会（JISC） ····· 30
１４．　一般社団法人電波産業会（ARIB） ····· 31
１５．　一般社団法人情報通信技術委員会（TTC） ····· 33

Ⅴ．　国内企業のヒアリング結果 ····· 35
１．　参加標準化機関の文書管理や守秘義務等についての情報 ····· 35
２．　標準化活動における特許出願の決まり ····· 36
３．　標準化活動で開示した技術が意図せずに他者に権利化された事例 ····· 36
４．　標準関連文書の特許審査利用についての考え ····· 36

Ⅵ．　標準関連文書の特許審査利用の検討 ····· 38
１．　考慮すべき法的根拠等 ····· 38
（１）　特許法 ····· 38
（２）　特許・実用新案審査基準 ····· 39
２．　特許審査での利用可否の検討項目 ····· 41
３．　特許審査での利用可否の判断が容易な場合 ····· 43
（１）　標準関連文書の特許審査に利用可能と判断できる可能性が高い場合 ····· 43
（２）　標準関連文書の特許審査に利用不可能と判断できる可能性が高い場合 ····· 44
４．　事例検討 ····· 47
（１）　具体的事例 ····· 47
（２）　仮想事例 ····· 50
５．　実際の標準化機関への適用 ····· 53
６．　特許審査利用が望ましい技術分野、標準化機関、標準関連文書 ····· 53
７．　まとめ ····· 53

Ⅶ．　まとめ ····· 55
１．　国内裁判例 ····· 55

２．　各国知的財産庁 55
３．　標準化機関の実情 56
４．　国内企業の実情・意見 57
５．　標準関連文書の特許審査利用について 57

資料編

資料Ⅰ　国内裁判例調査
資料１　調査結果一覧 63
資料２　原告・被告の主張及び裁判所の判断抜粋 87

資料Ⅱ　国内ヒアリング調査
資料１　標準化機関ヒアリング結果 199
資料２　国内審議団体ヒアリング結果 215
資料３　国内企業ヒアリング結果 229

資料Ⅲ　海外ヒアリング調査
資料１　標準化機関ヒアリング結果 283

Ⅰ．　序

１．　本調査研究の背景と目的

近年、世界経済のグローバル化がますます進んでおり、技術の進歩もますます早くなっている。このような状況下で、特に情報・通信等の技術分野において、共通の技術についてはなるべく標準化してある程度のベースとし、その先での差別化して競争する動きや、自分たちの持つ技術をいち早く標準化し、その分野での主導権を持ちたいといった、標準化活動もより活発化している。標準化活動の活発化に伴って、技術標準に関連する特許への注目も高まってきている。

技術標準を策定するプロセスでは、策定された規格の他、採択に付される規格案、標準化の参加者により提出される規格提案文書（寄書）など様々な技術文書（本報告書では、これらの文章の総称として、以下、「標準関連文書」という。）が提出されている。これらを、特許審査の先行技術文献として適切に審査に利用することは、特許審査の質の維持、向上に資するものと考えられる。「知的財産推進計画2013」[1]において、標準必須特許に関する適切な権利付与の在り方に関して、国際標準化機関への提案文書などの取扱いについて検討することが指摘されており、「知的財産推進計画2014」工程表[2]にも引き続き検討項目として掲げられている。また、経済産業省、「知財マネジメントを行う際の標準に関わる諸問題報告書」[3]においては、標準関連文書の内容を参照した第三者による特許出願が行われ、真正の発明者でない者が必須特許を取得する問題が指摘されており、標準関連文書を特許審査に活用することが、この問題の防止に意義があるとされている。さらに、イノベーションと知的政策に関する研究会の報告書[4]においては、パテント・トロール問題の対応策の検討として、「標準化の推進を阻害するような態様で特許権が取得・行使されることを抑止するため、公開可能な標準作成段階における技術提案書へのアクセスを改善すること等により、標準関連技術に関する特許の質を向上させるための環境整備を促進すること等も重要と考えられる。」との指摘がなされており、標準関連文書の審査利用の重要性が述べられている。特許庁においては、2014年5月に、国際標準化機構（ISO：

1　「知的財産推進計画2013」11頁、及び附表工程表11頁項目37番（知的財産戦略本部）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2013.pdf［最終アクセス日：2015年3月4日］

2　「知的財産推進計画2014」工程表項目20番　（知的財産戦略本部）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/140704/siryou2.pdf［最終アクセス日：2015年3月4日］

3　「知財マネジメントを行う際の標準に関わる諸問題報告書」37-38頁　（経済産業省、2012年3月）
http://www.jisc.go.jp/policy/kenkyuukai/chizaiwg/swg2houkokusyo.pdf［最終アクセス日：2015年3月4日］

4　「イノベーションと知財政策に関する研究会報告書（イノベーション促進に向けた新知財政策　New Intellectual Property Policy for Pro-Innovation　～ グローバル・インフラストラクチャーとしての知財システムの構築に向けて ～　Intellectual Property System as Global Infrastructure）」 117-118、122、124、145、148頁　（特許庁、平成20年8月）　http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/pdf/innovation_meeting/report_japanese.pdf［最終アクセス日：2015年3月4日］

International Organization for Standardization）との間で、ISOの標準関連文書の利用に係る協力関係を結んでおり[5]、整備可能な標準関連文書から審査資料として整備を進めている。今後標準関連文書の利用を更に推進するに当たっては、以下の点について整理する必要があると考えている。

第一には、標準関連文書が特許審査において利用可能か否かを判断する上で必要な情報を整理することである。規格提案文書（寄書）等の標準関連文書については、多くの場合、公然知られたもの（公知）であるか、頒布された刊行物（文献公知）であるかなどの公知性の判断が容易でない。

第二に、審査資料としての整備方針を確認する必要がある。今後標準関連文書の整備を更に推進するに当たっては、前もって先行技術文献としての利用に関するユーザーのニーズを把握し、審査資料としての整備を優先すべき標準関連文書（例えば、重要な規格や、重要な技術分野）についての指針を得る観点も必要である。

したがって、本調査研究では、国内外の標準化機関の文書管理ポリシーや、海外知財庁における標準関連文書の取扱いに関する情報等を収集し、有識者委員会における議論を通じて、特許審査における標準関連文書の利用に関する提言を得ることを第一の目的としている。また、審査資料としての整備を優先すべき標準関連文書についての指針等、今後の整備方針に関する提言を得ることを第二の目的としている。

２．　調査研究の実施方法

（１）　公開情報調査

（ｉ）　国内外の標準関連文書に関する情報

国内外の標準関連文書に関する情報について、主にインターネット情報等を利用して、各標準化機関の概要、文書管理、機密の扱い、機関のメンバー要件等を調査、整理及び分析をした。

調査対象とした国内外の標準化機関は、以下の15機関である。

・国際的な標準化機関

国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC：International Electrotechnical Commission）、国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）

・各地域及び各国内の標準化機関

[5] 経済産業省NewsRelease「特許庁と国際標準化機構（ISO)は、特許と標準の分野における協力に合意しました」（特許庁、平成26年5月12日）http://www.meti.go.jp/press/2014/05/20140512003/20140512003.pdf ［最終アクセス日：2015年3月4日］

欧州電気通信標準化機構（ETSI：European Telecommunications Standards Institute）、米国国家規格協会（ANSI：American National Standards Institute）

・特定分野の標準化機関

IEEE Standards Association（IEEE-SA）、USB Implementers Forum,Inc.、Open Mobile Alliance（OMA）、Peripheral Component Interconnect Special Interest Group（PCI-SIG）、Wi-Fi Alliance、Third Generation Partnership Project（3GPP）、Digital Video Broadcasting（DVB）

・日本国内の標準化機関

日本工業標準調査会（JISC：Japanese Industrial Standards Committee）、一般社団法人電波産業会（ARIB：Association of Radio Industries and Businesses）、情報通信技術委員会（TTC：Telecommunication Technology Committee）

（ⅱ）　国内裁判例調査

標準関連文書を先行技術文献として特許審査で利用可能か否かを判断することは、ひとえに標準関連文書が特許法第29条第1項第1号に規定されている「公然知られた発明」（公知）又は同項第3号に規定されている「頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明」（文献等公知）の判断において肯定的に捕らえられるか否かといった公知性（以下、本報告書で単に「公知」又は「公知性」と記載する場合は、特許法第29条第1項第1号に係る場合と、同項第3号に係る場合の両方を意味する。）を判断することにほかならない。そこで、先行技術文献等の公知性に関連して国内で起こされた特許訴訟の裁判例（50件）について、調査を行い、弁護士の助言を受けて分析を行った。

（２）　国内ヒアリング調査

（ⅰ）　国内企業・団体

企業の標準化活動の実態を調査するために、標準化活動に積極的に参画するとともに技術標準を戦略的に活用している企業10者についてヒアリング調査を実施した。また、国内委員会を中心に、委員会活動の実態を調査するために、標準化機関の内部委員会の国内事務局を務める等の標準化活動に深く携わる団体2者（一般社団法人情報処理学会、一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会）を対象に国内ヒアリング調査を実施した。国内企業・団体のヒアリング対象者の業種の内訳を表Ⅰ－1に示す。

表Ⅰ－1. 国内企業・団体のヒアリング対象者の業種の内訳

電機・電気・電子デバイス系企業	7者
通信系企業	2者
自動車系企業	1者
JTC1国内審議団体	2者

（ⅱ） 国内標準化機関

標準化機関における、標準作成のための委員会の運営や、取り扱う文書の管理等の、実態を把握するために、公開情報調査で得られない情報を中心に、国内標準化機関3者へのヒアリング調査を実施した。ヒアリング対象は、日本工業標準調査会（JISC）、一般社団法人電波産業会（ARIB）、一般社団法人情報通信技術委員会（TTC）である。

（３） 海外ヒアリング調査

（ⅰ） 海外知的財産庁

日本以外の国・地域における、標準関連文書の特許審査利用の実情を調査するために、欧州特許庁（EPO：European Patent Office）、韓国特許庁（KIPO：Korean Intellectual Property Office）を対象にヒアリング調査を実施した。なお、非公開とされた情報は記載していない。また、米国特許商標庁（USPTO：United States Patent and Trademark Office）については、ヒアリング調査は実施していないが、文献調査により得た情報をまとめた。

（ⅱ） 海外標準化機関

標準化機関における、標準作成のための委員会の運営、取り扱う文書の管理等の実態を把握するために、公開情報調査で得られない情報を中心に、国際標準化機関3者へのヒアリング調査を実施した。ヒアリング対象は、国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）、国際電気通信連合（ITU）の3者である。なお、ISOについては、非公開とされた情報は記載していない。

（４）　委員会による検討

本調査研究に関して、専門的な視点からの検討、分析、助言を得るために、本調査研究に関して専門的な知見を有する学識経験者2名、標準化機関の関係者1名、企業の標準化活動担当者1名、企業の知財担当者1名、弁護士1名、弁理士1名で構成される7名の調査研究委員会を設置し、3回にわたって議論を行った。委員会では、公開情報調査、国内ヒアリング調査及び海外ヒアリング調査の実施方法について検討し、各調査結果を踏まえて、公知性の判断基準、審査資料の整備方針等について議論した。

（５）　報告書の構成

本報告書の各章は、以上の結果をまとめたものである。

第Ⅱ章では、50件の国内裁判例を調査して、先行技術文献等の公知性について、裁判所がどの様な点を考慮しているかを分析・整理してまとめた。第Ⅲ章では、各国の知的財産庁の標準関連文書の特許審査利用の実情を、公開情報調査及びヒアリングから得られた情報についてまとめた。第Ⅳ章では、各標準化機関の情報を、公開情報調査結果及びヒアリング調査結果を用いてまとめた。第Ⅴ章では、国内企業のヒアリング結果を総合的にまとめた。第Ⅵ章では、標準関連文書の特許審査利用に関して、全ての調査結果を基にした委員会での議論を踏まえて、検討すべき項目の検討、事例による具体的検討の結果をまとめた。第Ⅶ章では、本調査研究のまとめを記載した。資料編では調査を通じて入手した各種資料を収録した。

Ⅱ．　国内裁判例調査

１．　裁判例の検索方法

先行技術文献等の公知性に関連して起こされた特許訴訟においては、その先行技術文献等が特許法29条1項の各号のいずれかに該当するか否かが判断されていると考えられる。

【特許法】
第二十九条　産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。
一　特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
二　特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
三　特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明
２　特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

これをふまえて、以下の検索1～3の3通りの方法で裁判例を検索して、該当する裁判例50件を抽出した。

【検索1】
知的財産高等裁判所において審決取消訴訟及び侵害訴訟等で特許の有効性が争われた裁判例約2000件より、特許法29条に関連する判断が下された事案の中より、先行技術文献等の公知性について判断された裁判例11件を抽出した。

【検索2】
特許法29条1項3号を意識して、以下の検索式で検索した。
（文書＋刊行物＋先行技術＋公知文献）＊
（公知性＋公知文献性＋頒布刊行物＋適格性＋該当性）
261件が検出され、この中より、検索1抽出した裁判例を除いて、先行技術文献等の公知性について判断された裁判例24件を抽出した。

【検索3】
特許法29条1項1号も意識して、より幅広く以下の検索式で検索した。
（特許＋実用新案＋意匠）＊（公然＋刊行物＋インターネット＋守秘＋秘密＋機密）
公然に関して152件、刊行物に関して473件、インターネットに関して38件、（守秘＋秘密＋機密）に関して304件が検索された。このうち、目視で、新規性に対して資料の有効性が争われていると思われる裁判例を163件ピックアップした。さらにこの中より、検索1及び2で抽出した裁判例を除いて、先行技術文献の公知性について判断された裁判例15件をピックアップした。

２．　裁判例の分析

抽出した50件の裁判例について調査を行い、弁護士の助言を受けて分析を行った。

特許法29条1項3号に掲げる頒布された刊行物に関する判断にあたっては、整理番号N3（最高裁二小法廷昭和55（1980）年7月4日判決、昭和53年（行ツ）69号）を引用する裁判例が整理番号N6（最高裁一小法廷昭和61（1986）年7月17日判決、昭和61年（行ツ）18号）を始め数件あり、一つの基準とされている。整理番号N3は、西ドイツ（登録当時）の実用新案登録の明細書の複写物が頒布した刊行物であるかが争われた事件であり、その判決においては、以下の点を指摘して、「特許法29条1項3号に掲げる頒布された刊行物に該当するものであると認めて差し支えない。」との判断がされた。

- 公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図面その他これに類する情報伝達媒体であって、頒布されたものを指す。
- 相当程度の部数が原本から複製されて広く公衆に提供されているものに限られない。
- 原本自体が公開されて公衆が自由に閲覧できる、複写物が公衆からの要求に対応して遅滞なく公布される態勢が整っているならば、その都度原本から複写して交付されるものでも差支えない。

整理番号N6では、オーストラリアの特許出願の明細書の原本を複製したマイクロフィルムが、頒布された刊行物であるかが争われた。以下のとおり、頒布された刊行物として整理番号T7を参照して定義しており、「外国において頒布された刊行物としてみなせる。」との判断を下した。

- 頒布された刊行物とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図面その他これに類する情報伝達媒体であって、頒布されたものを意味する。（最高裁昭和53年（行ツ）69号参照）

・オーストラリア国特許出願の明細書の原本を複製したマイクロフイルムは、本願考案の実用新案登録出願がされた以前に、同国特許庁の本庁及び五か所の支所に備え付けられ、公衆がデイスプレイスクリーンを使用してその内容を閲覧し、普通紙に複写してその複写物の交付を受けることができる状態になったので、外国において頒布された刊行物とみなせる。

次に、裁判例の傾向から、以下の四つの観点についてまとめて整理した。

【観点1. 文書・情報の性質について】

主に、文書がどのような性質（例えば、研究会で配布された資料、宣伝のためのパンフレット、カタログ、マニュアル、提案書など）であるか、文書がどのような内容であるか、文書がどのような目的で作成されたかという事実が、文書が、頒布された刊行物に記載された発明であるか否か、又は公然知られた発明であるか否かの判断に影響を与えている裁判例が多い。裁判例では、文書の性質、内容、目的を判断して、広く第三者に頒布／公開する予定にしているのか、又は広く第三者に頒布／公開していると認められるのかを考慮している。認められる場合には、頒布された刊行物に記載された発明、又は公然知られた発明であると判断されている。（頒布された刊行物に記載された発明と判断された例として、整理番号N13（大阪地裁平成1（2002）年9月3日判決、平成12年（ワ）14191号）、整理番号N14（東京高裁平成14（2002）年9月4日判決、平成14年（行ケ）87号）、整理番号N28（東京地裁平成19（2007）年3月29日判決、平成16年（ワ）17929号）等があり、公然知られた発明と判断された例として、整理番号N25（知財高裁平成18（2006）年7月12日判決、平成17年（行ケ）10486号）等がある。）

裁判例で、第三者への頒布／公開が認められない場合には、刊行物として判断されていない。整理番号N18（東京高裁平成16（2004）年2月27日判決、平成13年（行ケ）466号）では、特定の顧客に対しての提案書であるから、広く第三者に流通することを予定したものであるとはいえないとしている。整理番号N47（大阪地裁平成24（2012）年10月4日判決、平成22年（ワ）10064号）では、図面が頒布により公開することを目的として複製されたものとはいえないとしている。

また、論文が他の論文に引用されたことで、第三者が入手できるとは限らないとして刊行物として認めない例もある。（整理番号N31（知財高裁平成19（2007）年3月29日判決、平成17年（行ケ）10815号））

【観点2．守秘義務・秘密保持に関して】

主に、秘密保持契約等の明示的な秘密保持の合意の有無、明示的な秘密保持の合意がなければ、暗黙的な守秘義務の有無を文書・情報の性質や内容から考慮している。

公知と認めている場合は、秘密保持の合意が明示的になく、文書・情報に暗黙的な守秘義務もないと認めている場合である。

秘密保持の合意が明示的にない場合でも、客観的に見て営業秘密であることが明らかであれば、秘密保持についての明示的な合意がなくても、信義則上の秘密保持義務が認められ、刊行物であることがが否定されている。（整理番号N26（東京地裁平成19（2007）年3月23日判決、平成16年（ワ）24626号））また、社会通念上又は商習慣上、発明者側からの明示的な守秘がの指示がなくとも、暗黙的な守秘義務が求められかつ期待される場合にも秘密保持義務が生じると判断して、公然知られた発明でないとしている。（整理番号N8（東京高裁平成12（2000）年12月25年判決、平成11年（行ケ）368号））

文書の記載内容と共通分野の特許出願を、文書の交付と前後して出願しているので、秘密保持の義務を負わない第三者に開示するとは考えられない、関係者間で暗黙の秘密保持が認められるとして公然知られた発明でないとされた例もある。（既出の整理番号N18）

整理番号N21（知財高裁平成18年（2006年）1月25日判決、平成17年（行ケ）10572号）で、国際会議のワークショップで配布された資料は、主催者が守秘義務を課さずに配布し、受領者も資料の利用は自由だと受け止めていることから、公知であると判断した。

契約条項に秘密保持条項がある場合でも、マニュアル類は高度な秘密性を持っておらず、営業政策上厳密な秘密保持義務を課していたと見ることはできないとして、公知な刊行物と認めている。（前出の整理番号N28、整理番号N32（東京地裁平成19（2007）年4月19日判決、平成17年（ワ）1199号））

【観点3．会合の性質について】

論点となっているのは、第三者が必ずしも自由に会合に出席できない場合である。

既出の整理番号N21では、出席者は招待客に限られているが、国際会議のワークショップへは、欧米の大学・研究機関や製薬会社に所属した専門家、ジャーナリスト等が出席しているのである程度の公開性があると指摘している。整理番号N25（知財高裁平成18（2006）年7月12日判決、平成17年（行ケ）10486号）では、委員会の分科会の研究発表ではあるが、研究会として開催したこと及び発表形態から、分科会の構成員のみを対象として行われたものではなく、広範囲の者を対象として開催されたと認めている。

【観点4. 公知日について】

カタログ、パンフレット、取扱説明書（マニュアル）等は公開された日が必ずしも明らかではない。その場合には、製品が発売される旨を伝える新聞や、雑誌、ウェブサイトの情報、広告等の周辺情報を用いて判断している。

整理番号N20（東京地裁平成17（2005）年2月23日判決、平成16年（ワ）10431号）では、ウェブ上に掲載された写真が、全世界のweb情報を収集しているウェブ・アーカイブ（INTERNET ARCHIVE Wayback Machine）に掲載された日付が信用できるとして、意匠の出願前に公開されたとしている

整理番号N9（東京高裁平成12（2001）年9月27日判決、平成12年（行ケ）207号）では、論文が図書館に収められたことが認められ、それを示すデータの最終更新日が認定されている。一方、既出の整理番号N31では、大学の図書館に所蔵されている論文の原本がいつから公衆の閲覧に供されたか不明であり、論文の写しが優先日前に作成された証拠がないとして公開された日を認定していない。

なお、ここで説明しなかったものも含め、50件の裁判例の調査結果は、全て資料Ⅰ－1の一覧表に記載した。

Ⅲ.　各国知的財産庁

日本以外の国・地域における、標準関連文書の特許審査利用の実情を参考とするために、欧州特許庁及び韓国特許庁の状況を事前の公開情報調査及びヒアリングで得られた情報を用いてまとめた。また、米国特許商標庁の状況は、文献調査より得た情報をまとめた。

１．　欧州特許庁

欧州特許庁（EPO）は、IEEEとの協力関係を2009年に[6]、ETSIとの協力関係を2009年に[7]、ITUとの協力関係を2011年に[8]、IEUとの協力関係を2013年に[9]それぞれ結んでおり、積極的に標準関連文書の特許審査利用を進めている。EPOのウエブサイト[10]、標準化機関との協力関係をプレゼンテーションしている資料[11][12][13][14]、欧州特許条約、欧州特許庁審査便覧の各種情報より、EPOの実情をまとめる。

EPOが標準関連文書を利用している機関は、協力関係を結んでいる前出の4つの標準化機関や、ウェブで標準関連文書を公開している3GPPやIETF（Internet Engineering Task Force）等である。OMA、IACR（International Association for Cryptologic Research）、USENIX（the Advanced Computing Systems Association）、BSI（British Standards Institution）、NIST（National Institute of Standards and Technology）、ARXIVとは整備を進めている段階である。

EPOの審査実務においては、まず欧州特許条約54条[15]に従って、標準関連文書が公衆に

---

[6] 「EPO and IEEE Standards Association announce renewed co-operation」（EPO） http://www.epo.org/news-issues/news/2013/20130611.html［最終アクセス日：2015年3月4日］

[7] 「ETSI and European Patent Office announce new collaboration. A new Memorandum of Understanding aims to strengthen the collaboration between standards organization ETSI and the European Patent Office.」（ETSI） http://www.etsi.org/news-events/news/310-news-release-24th-november-2009［最終アクセス日：2015年3月4日］

[8] 「ITU NEWS ITU and European Patent Office agree to share information」(ITU) https://itunews.itu.int/en/1455-ITU-and-European-Patent-Office-agree-to-share-information-.note.aspx［最終アクセス日：2015年3月4日］

[9] 「EPO and IEC agree to cooperate on standards and patents」（EPO） http://www.epo.org/news-issues/news/2013/20130417.html［最終アクセス日：2015年3月4日］

[10] EPOウェブサイト　http://www.epo.org/［最終アクセス日：2015年3月4日］

[11] 「Perspectives on the Role of SDOs at the Intersection of Patents, Standards, Law and the Global Economy」(EPO) http://grouper.ieee.org/groups/pp-dialog/patent_forum/Thumm_1_0613.pdf［最終アクセス日：2015年3月4日］

[12] 「EPO cooperation with Standards Developing Organisations」（EPO） http://sites.nationalacademies.org/cs/groups/pgasite/documents/webpage/pga_072712.pdf［最終アクセス日：2015年3月4日］

[13] 「EPO cooperation with Standards Developing Organisations」（EPO） http://www.itu.int/en/ITU-T/gsc/Documents/GSC-17/IPR/GSC17-IPR-06%20EPO%20contribution.ppt［最終アクセス日：2015年3月4日］

[14] Dr Michel Goudelis「Present state of EPO cooperation with SDOs」（EPO） http://www.isacc.ca/isacc/_doc/GSC/GSC16bis-IPR-02.ppt［最終アクセス日：2015年3月4日］

[15] 「欧州特許庁欧州特許の付与に関する条約（2007年12月13日施行）」（日本特許庁による翻訳） http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/epo/mokuji.pdf［最終アクセス日：2015年3月4日］

利用可能となって、技術水準の一部を構成する場合は、先行技術文献として引用される。

第54条 新規性 (1) 発明は，それが技術水準の一部を構成しない場合は，新規であると認められる。 (2) 欧州特許出願の出願日前に，書面若しくは口頭，使用又はその他のあらゆる方法によって公衆に利用可能になったすべてのものは技術水準を構成する。

技術水準については、欧州特許庁審査便覧 G部[16] 特許性 第IV章 技術水準に記載がある。同章7.2.1一般原則では、公衆の利用について、「公衆の構成員が基準日において主題に関する知識を得ることができ，そその知識の利用又は流布を制限する秘密保持義務の制約がない場合は，その主題は，使用又は他の方法によって公衆の利用に供されたものとみなすべきである」とされている。また、同章7.6には、標準関連文書に関して言及されている。これによると、「先行技術として認められるためには、この準備書類は秘密保持の制限なしに出願日又は優先日の前に公衆の利用に供されていなければならない。」とされている。

したがって、標準関連文書を特許審査で利用するためには、

・秘密保持契約がないこと。

・出願日又は優先日の前に公衆の利用に供されていること。

が必要である。各標準化機関とは、上記を満足した文書を利用できるよう取り決めて、提供を受けていると考えられる。

入手した標準関連文書は、一般公開はされていないEPO内部のデータベースに蓄積されて、審査官が利用できる。審査便覧には、「欧州特許庁の庁内データベースの文献は公衆の利用に供されているものとみなされる」との記述がある。

また、標準化機関との協力の意義に関して、EPOは、、

・EPOは、標準関連文書の審査利用を通じて、関連分野での高い特許の質を維持している。

・標準化機関については、標準に関する新規性・進歩性がある真の発明のみに特許権が付与されるというメリットがある。

と考えている。

今後の標準化機関との協力については、全ての技術分野をカバーするのは困難であるので、プライオリティーが高い分野を優先的に整備する。ICTの分野は、従来の技術と集積して拡張されるので、重要であると考えている。

[16] 「Guidelines for Examination in the European Patent Office (G部　特許性)」 (JETROによる翻訳)
http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/guidelines_part_g.pdf ［最終アクセス日：2015年3月4日］

２．　韓国特許庁

韓国特許庁（KIPO）のウェブサイト[17]、標準関連文書の特許審査利用についてプレゼンテーションしている資料[18]、特許法、特許・実用新案審査基準の各種情報より、KIPOの実情をまとめる。

KIPOが標準関連文書を特許審査に利用している標準化機関は、一般に情報が公開されている3GPP、IETFと、論文と共に有料でデータ提供サービスを受けることができるIEEE等である。現在までのところ、EPOとは異なり、標準化団体と文書利用に関する協力関係を結んでいる事実はみられない。ITU、ETSI等についても、誰もがアクセスできる公開情報については利用している。

KIPOの審査実務においては、標準関連文書が韓国特許法29条1項[19]各号に該当すれば、先行技術文献として引用される。韓国特許法における新規性に関する条文は、日本の特許法におけるそれ（第29条第1項各号）ときわめて類似している。

> 第29条(特許要件)　①産業上利用することができる発明であって、次の各号のいずれか1つに該当するものを除いてはその発明について特許を受けることができる。
>
> 1.特許出願前に国内または国外で公知されたり公然に実施された発明
>
> 2.特許出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載されたり電気通信回線を通じて公衆が利用することができる発明

また、特許・実用新案審査基準[20]には、第2章 3.既定の理解に、3.3頒布された刊行物に掲載された発明、同節 3.4電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明の記載があり、これについても日本の審査基準と類似する点が多い。

３．　米国特許商標庁（USPTO）

米国特許商標庁（以下「USPTO」）の標準文書の利用状況及び課題に関して、米国科学アカデミー（National Academy of Sciences：NAS）が実施した調査に基づいて以下のよ

---

[17] 韓国特許庁webサイト　http://www.kipo.go.kr/kpo/eng/　［最終アクセス日：2015年3月4日］

[18] Kwak,Joon Young「Current Status on KIPO Examination」(Director of Standards-Related Patents & Semiconductor IP Division, KIPO)
https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=http%3A%2F%2Fwww.itu.int%2Fen%2FITU-T%2Fgsc%2FDocuments%2FGSC-17%2FIPR%2FGSC17-IPR-05%2520KIPO%2520Present_state_of_KIPO_on_Examination_v1.ppt
［最終アクセス日：2015年3月4日］

[19] 「韓国知財法令　特許法（2015/01/28）」（雀達龍国際特許法律事務所による翻訳）
http://www.choipat.com/menu31.php?id=14&category=0&keyword=　［最終アクセス日：2015年3月4日］

[20] 「外国産業財産権制度情報」（国際協力課、特許庁）
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm　［最終アクセス日：2015年3月4日］

うな報告を行っている[21]。

USPTOにおける特許審査資料の収集について、「科学技術情報センター（Scientific and Technical Information Center ：STIC）は、そのアレキサンドリア・オフィスにおいてUSPTOによって運営されている図書館施設である。STICは、USPTOの各審査技術センター（Technology Cente ： TC）にサテライト情報センターを維持している。STICの職員によれば、特許審査官は、審査官が、出願に記載された発明の特許性に関係する可能性があると思う規格のテキストを収集するように助手に頻繁に要求している。例えば、規格は出願に参考文献として述べられている可能性がある；又は、規格の一部は、出願に含まれている可能性があり、審査官は規格又は規格案文書における更なる開示を検討することを希望する；又は、審査官は、その検討において関連する規格又は標準化活動の言及を見付ける可能性があり、規格又は規格案又は規格に関する他の公開情報のテキストを見たいという希望がある」[22]と報告されている。また、収集した資料の提供方法については、「USPTOのSTICは、様々な経路を通じて規格文書への審査官のアクセスを提供している。例えば、STICは、STIC非特許文献（NPL）ウェブサイト（STIC Non patent literature (NPL) Website）[23]を介して、幾つかの規格の電子版へのリンクを提供している。STICは、様々な出版社から購入された複数の電子ツールを通じて、そのような非特許文献（NPL）への審査官のアクセスを提供している。これらのツールは、特許審査官ツールキットにあるNPLウェブページ上で、技術センター（TC）によって整備され、審査官に利用可能である。・・・STICは、様々なSTIC電子情報センター（lectronic Information Centers ： EIC）に、幾つかの規格のハード・コピーも維持している。しかし、これらの規格は電子的に利用できない可能性がある。STICは、審査官が、調査して、ダウンロードすることができる公衆に利用可能なIEEE規格を購読している。2011年に作成されたリストに記載されているように、さらに、STICは、少なくとも標準関連団体から入手できる規格の必要性があった。

「PubEast」及び「PubWest」（下記3.2.4 米国特許商標庁データベースも参照）は、特許審査官が特許公報（付与後特許及び付与前公開の両方）を調査するために使用するユーザー・インターフェースである。米国特許商標庁の調査システムは、検索データを、ロー

---

[21] Cooperation between Patent Offices and Standards Developing Organizations, National Academies of Science, National Academies Project on Intellectual Property Management in Standard-Setting Processes: An International Comparison PGA-STEP-10-05 prepared by George T. Willingmyre, P.E., September 23, 2012. http://sites.nationalacademies.org/cs/groups/pgasite/documents/webpage/pga_072350.pdf [最終アクセス日：2015年3月4日]に、USPTO職員や標準化団体へのインタビュー調査も踏まえて報告されているが、この論文における見解及び事実はこの著者の責任であるとされている。関連する情報は以下の文献にも見受けられる：
Cooperation between Patent Offices and Standards Developing Organizations, October 2013
http://sites.nationalacademies.org/cs/groups/pgasite/documents/webpage/pga_072715.pdf
Patent Challenges for Standard-Setting in the Global Economy: Lessons from Information and Communication Technology (2013)
http://www8.nationalacademies.org/cp/projectview.aspx?key=49398

[22] supra note at p.10-11.

[23] USPTO, Electronic Non-Patent Literature Available at the USPTO
http://www.uspto.gov/patents/resources/electronicNPL.jsp

ドし、保存するための、レッドブック、イエローブック、ASCII、及びTIFF画像形式を含む、幾つかの形式を使用している。」[24]と報告されている。さらに、USPTOのデータベースについては、「米国特許商標庁における「public pair[25]」データベースは、規格及び標準化活動の参照を含む特許に関する広範な情報が含まれている。例えば、このデータベースにおける特許8205143は3GPP規格との関係に言及している。2012年12月5日付けの特許出願人による情報開示陳述書は3GPP文書及び会議報告書に何度も言及している。特許レビューアが以下のように述べていることは興味深い：

2011年12月5日に提出された情報開示陳述書IDSに列挙されている文献は、文献3GPP-TSG RAM WG1 50R1 073741が、この文献の日付が提供されなかったため考慮されなかったことを除いて考慮された。

この例では、3GPP-TSG RAM WG1 50R1 073741の更なる情報は、特許審査官に利用可能であったならば、特許審査に重要であった可能性がある。」[26]と報告されている。

一方、上記に述べたEPOとの関係についてUSPTOの見解として、「USPTOは欧州特許機構（EPO）との定期的な政策対話に関与しているが、USPTOの職員の知る限りでは、規格分野でEPOとの協力関係（EPOがSDOとのMOUに由来して収集することができる情報をUSPTOと共有するというような）はない。USPTO職員は、EPOがMOUによって課された情報を共有することに制限があり得、EPOから発信され得る規格関連情報は「先行技術」に適用され得る上記の基準を満たす必要があることに留意した。USPTO職員が、EPOのMOUの下で収集された情報が、新102条に基づく先行技術が「特許若しくは刊行物又は公衆に一般的に利用可能な他の方法で記載されている主題」でなければならない基準を満たさない程度に精通していなかった。」[27]と述べている。

[24] Supra note at p.11-12.
[25] USPTO, Patent Application Information Retrieva http://portal.uspto.gov/external/portal/pair/
[26] supra note at p.16
[27] Supra note at

Ⅳ.　各標準化機関

公開情報調査を実施した15の標準化機関について、調査結果を基に、各標準化機関の概要、文書管理、機密の扱い、機関のメンバー要件等をまとめる。ヒアリング調査を実施した国際機関3者、国内機関3者については、ヒアリング調査結果も踏まえてまとめる。ISOについては、ISOの分科委員会（SC）の国内審議団体である（一社）情報処理学会及び（一社）ビジネス機械・情報システム産業協会に対するヒアリング結果も踏まえてまとめた。

１．　ISO[28]

International Organization for Standardization：国際標準化機構

【機関の概要】

主に電気分野を除く工業分野において、国際規格を策定する組織で、1947年に18か国により発足した。本部はスイス・ジュネーブにある。ISOの目的は、「国家間の製品やサービスの交換を助けるために、標準化活動の発展を促進すること」、「知的、科学的、技術的、そして経済活動における国家間協力を発展させること」としている。

会員数163か国（Member bodies 119、Correspondent members 39、Subscriber members 5）[29] である。各国で1機関が参加でき、日本からは日本工業標準調査会（JISC）、米国からは米国国家規格協会（ANSI）、ドイツからはドイツ規格協会（DIN）、英国からは英国規格協会（BSI）が参加している。

IEC、ITUと共通の特許ポリシー[30]を有している。

日本特許庁と協力関係を結んでいる。

専門委員会（TC）が224、分科委員会（SC）が513、作業グループ（WG）が2,544、アドホックグループ(AHG)が82である。（委員会数は、JISCのウェブサイト[31]より。）

【規格】

総規格数は、2012年12月末の段階で19,573規格、2012年は1,583規格を発行[32]。
規格は販売しており、日本においてはJSA（（一財）日本規格協会）より購入可能。規格

---

[28] ISOウェブサイト：http://www.iso.org/iso/home.htm ［最終アクセス日：2015年3月4日］

[29] 「ISO members」（ISO）http://www.iso.org/iso/home/about/iso_members.htm［最終アクセス日：2015年3月4日］

[30] 「ISO/IEC専門業務用指針，第1部　統合版ISO補足指針-ISO専用手順 第9版（2012年発行），英和対訳版」78頁（一般財団法人日本規格協会）http://www.jsa.or.jp/itn/pdf/shiryo/iso_supplement_sl234.pdf［最終アクセス日：2015年3月4日］

[31] 「ISOの概要」（日本工業標準調査会；JISC）http://www.jisc.go.jp/international/iso-guide.html［最終アクセス日：2015年3月4日］

[32] 「ISOの概要」（日本工業標準調査会；JISC）http://www.jisc.go.jp/international/iso-guide.html［最終アクセス日：2015年3月4日］

案であるDISとFDISについても、販売している。

【文書の頒布・管理・公開等】

・ISOで扱う文書には、大きく分けて二つの種類がある。規格類（国際規格案（DIS）、最終国際規格案（FDIS）、国際規格（IS））と、それ以外のドキュメンテーション（作業原案（WD）、委員会原案（CD）、技術報告書（TR）、技術仕様書（TS）、公開仕様書（PAS））である。いずれの文書も、N文書と呼ばれており、番号が付与される。
・N文書は基本的に国際幹事がe-CommitteeというISOのシステムにアップロードする。文書の投稿日が付くが、文書に付くわけではない。WDは、WGのメンバー限りの情報で、ID／パスワードで管理されている。ただし、WDをSC内で配布する場合もある。国際幹事は、文書が投稿されるとその旨を国内事務局に電子メール連絡し、国内事務局から国内委員会の各委員へ通知され、ID／パスワードを持つ委員は各自でeCommitteesにアクセスして文書を得る。ダウンロードされた文書は、ID／パスワードを持たない委員にも配布され、検討のために委員の所属企業の関係者にも情報は共有されている。
・WDがCD案として登録されると、TC／SCのメンバーに回付され、WG外にも配布される。
・一般公開されているISOのウェブサイト中の「Standards catalogue」[33]では、各TCごとに、出版されている規格に加えて、開発中の規格、取り下げられた規格についても、現在どの段階にあるかの情報を得ることができる。

【守秘義務に関して】

・例えば、2011年版の「My ISO Job（代表者及びエキスパートのためのガイダンス）」[34]には、「ISO作業文書は一般公開されていないが、例えば、任命されたエキスパート、国内対応委員会のメンバー、潜在的には国内対応委員会に代表参加する組織において、幅広くかつ限定的に回付される。エキスパートは、この情報の機密保持を尊重すること、並びに、内部の議論や作業文書の共有を制限することが求められている。ただし、関係する出版物の開発や、内容についてコンセンサスを得るために必要な場合は除く。ISOは、情報の機密保持については保証できない。」と記載されている。WG内の議論は、基本的にWG外には出さないことになっている。厳密な守秘義務規定までは設けられていない。国内団体の委員会活動においても、特別な守秘義務規定は設けておらず、常識的な範囲内で、むやみに公開することはない程度である。

---

[33] 「Standards catalogue」（ISO） http://www.iso.org/iso/home/store/catalogue_tc.htm［最終アクセス日：2015年3月4日］

[34] 「My ISO job(2014版)」（ISO） http://www.jsa.or.jp/itn/pdf/shiryo/my_iso_job_ej.pdf 現在は、2014年版が掲載されており、本文記載の文は削除されている。［最終アクセス日：2015年3月4日］

【委員となる要件、機関のメンバーとなる要件等】

・国ごとに一つの機関がメンバーとなっており、個人又は企業はメンバーとなれない。日本では、概要で示したJISCが、多数のTC／SCにおいて投票権を持ったPメンバーとして参加している。国内では、JISCから委託を受けた機関が国内審議団体として、実質的な活動をしている。
・それぞれの審議団体では、例えば、年会費に相当する費用を支払うことで正会員企業となることが可能であり、正会員の中より委員が選出される。審議団体によって、会員企業の要件を特別に設けていない場合もあれば、規格を作成する能力を要求する場合もある。
・各審議団体の委員会に参加するのは、委員である正会員や準会員メンバーや、委員会で推薦する個人（主に大学の先生）であり、基本的に第三者は出席しない。

【特許庁との協力に関して】

JTC1の五つのSCのDIS、FDIS、IS、TRを日本特許庁に提供している。

２．　IEC[35]

International Electrotechnical Commission：国際電気標準会議

【機関の概要】

電気工学、電子工学、関連した技術を扱う国際的な標準化団体で、1906年に13か国により発足した。本部はスイス・ジュネーブにある。IECの目的は、「電気及び電子の技術分野における標準化の全ての問題及び規格適合性評価のような関連事項に関する国際協力を促進し、これによって国際理解を促進すること。」としている。

会員数83か国（Full Members 60、Associate Members 23） である。日本からは日本工業標準調査会（JISC）、米国からは米国国家規格協会（ANSI）、ドイツからはドイツ電気技術協会（DKE）、英国からは英国規格協会（BSI）が参加している。
特許ポリシーは、ISO、ITUと共通で有している。

【規格】

・2013年末の段階で、規格数6,939である。数はIECのウェブサイト中のFacts & figuresl[36]より。

[35] IECウェブサイト　http://www.iec.ch/index.htm［最終アクセス日：2015年3月4日］
[36] 「Reference material」（IEC）　http://www.iec.ch/members_experts/refdocs/facts.htm［最終アクセス日：2015年3月4日］

・規格は、JSAより購入可能。無料では入手ができない。
・規格以外の標準関連文書類についても、ウェブサイトより無料で入手できる状態にはなっていない。
・IECのメンバーであれば、Management server及びTechnical serverにアクセスでき、保存されている文書類を閲覧することが可能である。

【文書の頒布・管理・公開等】
・eメール添付の電子データを、中央事務局に提出する場合と、サーバの決められた場所に、提案者がアップロードする。配布は、サーバからダウンロードする方法である。いずれも、IDとパスワードで管理されている。
・文書の入手可能性は、開発プロセスの段階に依存している。初期段階では、文書を取り扱っているワーキンググループ（WG）のメンバーのみがその文書を入手できる。一方、プロセスのもっと後では、文書は、ナショナル・コミティー（NC）により広く配布される。
・公開（IECの考えている公開の状態）を目的としてIECのウェブサイトにアップロードした段階で公開とする。基本的に、IECに、WGの文書として提出された段階で公開したとみなしている。実際にはIECのサーバにアップロードされて、WGのメンバーが閲覧できるようになった時点となる。
注）公衆が自由にアクセスできるという意味ではない。エキスパートとナショナル・コミティー(NC)はログインとパスワードを持っている。一般公衆は、出版物を購入することができる。
・ワーキング・ドキュメントは、ログインとパスワードを使ってアクセスするので、誰がアクセスしたか管理されている。

【守秘義務に関して】
・守秘義務規定はない。しかし、文書は著作権によって保護されている。
・IECは、守秘義務がないことで、文書は公開とみなせる。

【委員となる要件、機関のメンバーとなる要件等】
・国ごとに一つの機関（NC）がIECのメンバーとなっており、個人又は企業はメンバーとなれない。IECの活動に参加したい場合は、国のNCに問い合わせる。日本は、JISCがメンバーとなっている。
・TCやSCの参加メンバーにはPメンバー（Participating Member）とOメンバー（Observer Member）があり、各TCやSCでどのメンバーになるかは、各国のNCが決めている。投票権と意見を述べる権利を、Pメンバーは開発プロセスの全ての段階で持っているが、Oメン

バーは最終ドラフト（CDVとFDIS）のみ投票権を持っている。

【特許庁との協力に関して】

・EPOへは、IECサーバへのアクセス権を通して、IECは全てのワーキング・ドキュメント、作業文書（TCやSCによって作成される文書）にアクセスすることを提供している。臨時に他のフォーマットが利用できるが、大部分の文書はPDFフォーマットである。
・EPOにワーキング・ドキュメントを含めて全ての文書を提供しているのは、IECのWGにワーキング・ドキュメントが提出された段階で、公開とみなしているからである。
・EPOに対しての原則的な制限は、特許審査の引用を目的としてのみEPO内部で使用されることのみに文書が使用できることである。
・先行技術として特許の審査に役立つことが、特許庁と協力することの意図である。

３．　ITU[37]

International Telecommunication Union：国際電気通信連合

【機関の概要】

国際連合の専門機関の一つで、1865年パリで創設の万国電信連合と1906年ベルリンで創設の国際無線電信連合が1932年マドリッドにおいて合体し、発足した。本部はスイス・ジュネーブにある。ITUの目的は、「電気通信の改善と合理的利用のため国際協力を増進し、電気通信業務の能率増進、利用増大と普及のため、技術的手段の発達と能率的運用の促進にある。」としている。1992年に、国際電信電話諮問委員会(CCITT：Comité Consultatif International Téléphonique et Télégraphique)、国際無線通信諮問委員会(CCIR：Comité Consultatif Internationale des Radiocommunications)及び国際周波数登録委員会(IFRB：International Frequency Registration Board)が、それぞれ、主に有線の電気通信技術の標準化を行う電気通信標準化部門(Telecommunication Standardization Sector：ITU-T)と、主に無線通信技術の標準化や電波周波数の割り当てなどを行う無線通信部門(Radiocommunication Sector：ITU-R)となった。

組織は、電気通信標準化部門（ITU-T）、無線通信部門（ITU-R）、電気通信開発部門（ITU-D）と事務総局からなる。

加盟国は193か国 で、567のセクター・メンバー、163のアソシエイト、64の学術機関がメンバー となっている。

EPOと協力関係を結んでいる。

---

[37] 「Innovation and Intelligent Transport Systems」（ITU） http://www.itu.int/en/Pages/default.aspx［最終アクセス日：2015年3月4日］

特許ポリシーは、ISO、IECと共通で有している。

【規格】

・ウェブサイトより、ITU-T勧告[38]及びITU-R勧告[39]を無料で一般が入手可能である。
・規格以外の標準関連文書類は、ウェブサイトより無料でアクセスできる状態にはなっていない。

【文書の頒布・管理・公開等】

（ヒアリングは、ITU-Tに対して実施したので、ITU-Tについての内容となる。）

・文書を、直接ITU-Tのサーバにアップロードして提出することが主流である。文書の入手は、サーバにアクセスして、直接ダウンロードする。
・ITUのメンバーであれば、TIES[40](Telecommunication Information Exchange Service)のアカウントから、ミーティングで使用されるドキュメント類にアクセスすることができる。ITU加盟国は全ての三つの部門（ITU-T、ITU-R、及びITU-D）からの全ての文書を入手できる。部門メンバーは、それぞれの部門内の文書のみ入手できる。ITU加盟国及びITU-Tメンバーは、関係するスタディー・グループ（SG）とそれ以外の全ての文書にアクセス可能である。学術機関（研究機関及び大学；"Academia"（アカデミア））も、ITU-Tの全ての文書にアクセス可能である。ITU-T準メンバーは、参加している特定のSGに関連するITU-T文書のみ入手できる。
・ITU-Tの文書は、加盟国の行政の職員、ITU-T部門メンバー及び準メンバー（公共及び民間企業）の従業員から、ITU-T学術メンバーである大学/研究機関の大学教授、研究員及び学生までの範囲で、約20,000の個人ユーザー・アカウントによって原則的に入手可能である。

【守秘義務に関して】

・ITU加盟国及びITU-Tメンバーは、SGでの議論に参加したり、全てのITU-T関連文書を受け取ったりするために、何ら機密又は非開示契約に署名する必要はない。明示的な守秘義務はない。
・基本的に、ITU-Tの文書は、上記約20,000の個人ユーザー・アカウントによって入手可能であるので、守秘義務を課すのは事実上困難である。

---

[38] 「ITU-T Recommendations」（ITU） http://www.itu.int/pub/T-REC［最終アクセス日：2015年3月4日］
[39] 「ITU-R Recommendations」（ITU） http://www.itu.int/pub/R-REC［最終アクセス日：2015年3月4日］
[40] 「TIES Services」（ITU） http://www.itu.int/TIES/［最終アクセス日：2015年3月4日］

【委員となる要件、機関のメンバーとなる要件等】
・SG又はその関連グループ（WPなど）に参加している個人は、ITU加盟国又はITU-T部門メンバーの代表、準メンバー（特定SG）又はアカデミアでなければならない。
・企業、国や地方の機関、団体、学術研究機関（大学等）がITUのメンバーとなることができる。メンバーとなるには、加盟国の承認が必要。

【特許庁との協力に関して】
・知的財産庁と標準化団体間のパートナーシップは、両当事者にとって有益である。知的財産庁は、関連技術文書の大量の蓄積にアクセスすることで、その特許審査の質を向上させることができ、標準化団体は、彼らの権限の様々な技術分野における特許活動に関してより良い理解を得ることができる。
・EPOは、ITU-T部門メンバーで、それ自体、ITU-T部門メンバーに入手可能な全ての文書にアクセスを有する。ミラー・ウェブサイトから特定のITU-T文書をダウンロードできるようにする追加のサービスをEPOに提供している。
・日本は、ITU加盟国であり、したがって、全てのITU文書へのアクセスを有する。JPOが望むならば、ITU-Tは、EPOに提供されているものに倣って、同様のサービスの提供を協議する意思がある。
・標準関連文書が特許審査を行うためにのみ使用されることを条件に、EPOに文書を提供している。審査官は、ITUの文書を参照し、それらを先行技術として調査報告に引用することができる。

４．　ETSI[41]

European Telecommunications Standards Institute：欧州電気通信標準化機構

【機関の概要】
欧州における電気通信分野の標準仕様を策定するために、1988年に設立された標準化団体。本部は、フランス・ソフィアアンチポリスにある。
欧州各国を中心とした、電気通信を管轄する官公庁、ネットワーク事業者やサービス・プロバイダ、メーカー、研究機関などから構成されている。64か国、750以上のメンバーが所属している[42]。日本からも、9のメンバーが参加している。
EPOと協力関係を結んでいる。

[41] ETSIウェブサイト　http://www.etsi.org/［最終アクセス日：2015年3月4日］
[42] 「Membership of ETSI」（ETSI）　http://www.etsi.org/index.php/membership［最終アクセス日：2015年3月4日］

【規格】

・毎年2,000～2,500件の規格を発行している。1988年の設立以来、30,000件以上の規格を発行している[43]。

・規格は、番号検索のウェブページ[44]、技術カテゴリーのウェブページ[45]、Work Programmeのウェブページ[46]等から入手可能。

【文書の頒布・管理・公開等】

・Work Programmeのウェブページでは、開発中の規格の進捗状況やスケジュール等を閲覧することができる。ETSIのメンバーであれば、規格以外の標準関連文書にもアクセスできる。

【守秘義務に関して】

・IPRポリシー[47]の条項10機密性によれば、基本的には、機密として書面又は明らかな形式で提出される場合を除いて、委員会の手続や委員会に提出される全ての情報は非機密として扱われる。規格又は技術仕様が公表された日から、規格又は技術標準に取り入れられる機密情報は、ETSIとそのメンバーによって非機密であると考えられる。

【委員となる要件、機関のメンバーとなる要件等】

・大学、公的研究機関、非営利ユーザーにおいても、年会費として2,000ユーロ必要。メンバーに所属する複数人にアカウントを持つことが可能。

5．　ANSI[48]

American National Standards Institute：米国国家規格協会

【機関の概要】

米国の国内における工業分野の標準化・規格化を行っている標準化機関で、1918年に設立された。本部は、ワシントンDCにある。ANSIの規格は、日本におけるJIS規格に相当す

43　「Our standards」（ETSI）　http://www.etsi.org/standards［最終アクセス日：2015年3月4日］

44　「Search for ETSI standards」（TESI）　http://www.etsi.org/standards-search［最終アクセス日：2015年3月4日］

45　「Technologies」（ETSI）　http://www.etsi.org/technologies-clusters/technologies［最終アクセス日：2015年3月4日］

46　「Work Programme　Version 2.3.3」（ETSI）
http://webapp.etsi.org/WorkProgram/SimpleSearch/QueryForm.asp［最終アクセス日：2015年3月4日］

47　「ETSI Rules of Procedure, 19 November 2014　Annex 6: ETSI Intellectual Property Rights Policy」（ETSI）　http://www.etsi.org/images/files/IPR/etsi-ipr-policy.pdf［最終アクセス日：2015年3月4日］

48　ANSIウェブサイト　http://www.ansi.org/［最終アクセス日：2015年3月4日］

る。ISO、IECの公式な米国の代表メンバーで、ANSI規格がISOやIECの規格となる場合も多い。

ANSIは、任意のコンセンサスのとれた規格と適合性の評価システムを奨励、促進し、それらの安全性を保護することによって、米国ビジネスのグローバル競争力強化と米国での生活の質の向上をミッションとしている 。

会員は、一般企業、教育機関、政府機関、非営利機関等、1,100以上に上る。

【規格】

ANSIを始め、他の標準化機関の規格を、eStandards Store[49]より購入可能。フォーラム系標準化機関等、他の機関の規格をANSI規格とする承認活動も多い。

６．　IEEE-SA[50]

IEEE Standards Association：米国電気電子学会規格協会

【機関の概要】

IEEE（Institute of Electrical and Electronics Engineers）は、米国に本部を置く世界最大の電気工学、電子工学系の学会で、標準規格の策定活動を行っているのがIEEE-SAであり、1996年に設置された。電気、電子、電力・エネルギーや情報技術、通信から、交通、医学・医療、さらには、ナノ技術といった新しい分野やサイバー・セキュリティなど、広範な分野における業界標準規格を策定している。オフィスは、ニュージャージー州ピスカッタウェイにある。技術標準の開発と関連した活動を発展させることを通じて、経済的・社会的な幸福を推進するために、専門知識を協働して適用することを可能にして促進することをミッションとしている。

会員は世界各国に存在し、企業、非営利団体、大学等の法人会員は200を超す 。

IEEE-SAは、ISOやIECと戦略的な関係を持ち、多くの共通な規格を持つ。また、EPOと協力関係を結んでいる。

規格案の作成は、IEEEの各委員会で作成する。委員会で、技術的にはほぼ検討が終了した段階で、規格案としてIEEE-SAに提案される。IEEE-SAでの審議は、技術的ではなく、書式的な検討が中心となる。

---

[49] 「eStandards Store」（ANSI） http://webstore.ansi.org/［最終アクセス日：2015年3月4日］

[50] 「IEEE STANDARDS ASSOCIATION」（IEEE） http://standards.ieee.org/index.html［最終アクセス日：2015年3月4日］

【規格】

・開発途中の規格を含めて、約1,500件の規格がある[51]。
・規格は1年間は販売され、1年を過ぎると無償で公開される。

【文書の頒布・管理・公開等】（ある一つのWGを例としているので、全てではない）

・様々なWGのドキュメントが、IEEEのウェブサイト中のMentorのページ[52]からアクセスできる。例えば、LANを含むネットワーク関係の規格IEEE 802規格に関しては、上記ページの下位ページ[53]から、様々な標準関連文書にアクセスできる。このページからのアクセスでは、基本的に会員登録は不要である。一部、会員限定の情報がある。
・提案文書に当たる「サブミッション」は、一般公開されている。IEEEのウェブサイトにアップロードされた段階で公開される。「サブミッション」は、文書自体には日付は必ずしも付いていないが、いつアップロードされたのか分かる。
・ワーキンググループ（WG）の意見が反映される「ドラフト」は、WG限りの文書である。「ドラフト」は、ID／パスワードで各自がダウンロードする。
・「ドラフト」は、修正された後再び「サブミッション」として提案されるので、技術的な動きは、「サブミッション」を追うことで理解できる可能性が有る。

【守秘義務に関して】

・記載があるとしたら、WG、プロジェクト、IEEE全体のレベルでのオペレーティングルールになるが、特に機密のルールについての記載は見付かっていない。

【委員となる要件、機関のメンバーとなる要件等】

・個人でアカウントを申請して、会費を支払い、ID/パスワードを受けることができる。誰でも申請することができる。WGの会議には、会議ごとに毎回レジストレーションしなければならない。

---

51 「IEEEスタンダード（標準規格）」（IEEEジャパン・オフィス）http://jp.ieee.org/activities/standards.html［最終アクセス日：2015年3月4日］

52 「Welcome to Mentor」（IEEE） https://mentor.ieee.org/bp/StartPage［最終アクセス日：2015年3月4日］

53 「IEEE802 Working Groups」（IEEE） https://mentor.ieee.org/802/bp/StartPage［最終アクセス日：2015年3月4日］

７．　USB IF[54]

USB Implementers Forum, Inc.

【機関の概要】

USB（Universal Serial Bus）の仕様を策定している標準化機関。USB技術の普及と発展をサポートするために設立された。740を超えるメンバーがいる。中心となる理事会のメンバーは、ヒューレットーパッカード、インテル、LSIコーポレーション、マイクロソフト、ルネサスエレクトロニクス、STマイクロエレクトロニクスの6社である。

USBは、コンピュータ等の機器に周辺機器を接続するためのシリアルバスの規格の一つである。

【規格】

・規格は、最新のUSB3.1に加えて、USB3.0、USB2.0、USB1.0についてもウェブサイト[55]から入手可能。関連する講演会に資料等も入手可能。これらの情報を入手するためのメンバー登録は不要。

【守秘義務に関して】

USB-IF Policy Regarding Confidential Information[56]に機密に関して記載されている。機密として受け取った文書については、「confidential」、「proprietary」あるいは同等の記述が必要である。特に明記がない場合は、守秘義務は発表の日付より3年で期限切れになる。

８．　OMA[57]

Open Mobile Alliance

【機関の概要】

携帯電話向けのサービスやハードウェアなどの仕様を世界的に共通化することを目的と

54　「About USB Implementers Forum, Inc.」（USB Implementers Forum, Inc.）　http://www.usb.org/about［最終アクセス日：2015年3月4日］

55　「USB 3.1 Specification」（USB Implementers Forum, Inc.）　http://www.usb.org/developers/docs/［最終アクセス日：2015年3月4日］

56　「USB-IF Policy Regarding Confidential Information」（USB Implementers Forum, Inc.）　https://www.usb.org/members_landing/USB-IF_Confidentiality_PolicyFINAL060410.pdf［最終アクセス日：2015年3月4日］

57　OMAウェブサイト　http://openmobilealliance.org/［最終アクセス日：2015年3月4日］

した業界団体で、モバイル機器やソフトウェアに関連した幅広い技術の標準化を行っている。2002年に設立された。オフィスが、米国・カリフォルニア州・サンディエゴにある。2014年で、スポンサー・メンバー8、正会員37、准会員22となっている。

【文書の頒布・管理・公開等】

・OMA Release Program[58]から、Current Releases又はHistoric Releasesを選択することでSpecficationをダウンロードできる。原則としてOMAのメンバー限り。メンバーの特典として、ドラフト・ドキュメントや公開前のドキュメントへアクセスできる。
・公開文書のページ[59]を通じて、Publicとされる様々なドキュメントにアクセスできる。2003年の文書も蓄積されている。提案文書を提出する際に、「Public」を選択すると、一般公開される。

【守秘義務に関して】

・OMAの入会時に、申込書に守秘義務が明記されている[60]。

9．　PCI-SIG®[61]

Peripheral Component Interconnect Special Interest Group

【機関の概要】

PCI（Peripheral Component Interconnect：コンピュータのプロセッサと周辺機器との間の通信を行うためのバスの仕様の一つ）の規格を開発・管理する団体で、メンバーは800近い数である。1992年に設立された。本部は米国・オレゴン州・ビーバートンにある。PCI Express®は、2002年にPCI-SIG®によって策定された規格で、I/Oシリアルインターフェースである。

【規格】

現在制定されている規格のPCI Express 3.1まで、ウェブサイト[62]を通して入手できるが、メンバー限定である。

---

[58] 「OMA Release Program」（OMA） http://technical.openmobilealliance.org/Technical/technical-information/release-program［最終アクセス日：2015年3月4日］
[59] 「Publicly Available Documents」（OMA） http://technical.openmobilealliance.org/Technical/technical-information/publicly-available-documents［最終アクセス日：2015年3月4日］
[60] 「APPLICATION FORM」（OMA） http://openmobilealliance.org/wp-content/uploads/2013/08/OMA-Reference-2013-0005-General_Application.pdf［最終アクセス日：2015年3月4日］
[61] PCI-SIG®ウェブサイト　https://www.pcisig.com/home/［最終アクセス日：2015年3月4日］
[62] 「PCI Express®: Performance Scalability for the Next Decade」（PCI-SIG®） https://www.pcisig.com/specifications/pciexpress/［最終アクセス日：2015年3月4日］

【文書の頒布・管理・公開等】
・最終の仕様書以外は、基本的に一般公開していない。
・文書のやり取りは、サーバへのアップロード、サーバからのダウンロードで、ID／パスワードで管理している。委員会での文書は、委員会の委員限りである。

【守秘義務に関して】
・bylawsに明確に守秘義務が課せられている。bylawsは一般公開[63]されている。メンバーとその関係者以外のみでの情報共有で、会議内での発言内容の口外も禁止されている。

１０．　WiFi Alliance[64]

【機関の概要】
無線LAN製品の普及と促進を図ることを目的とした業界団体で、高速無線LANの規格であるIEEE 802.11規格群を推進し、相互運用性を保証する活動を行っている。1999年に設立され、Wi-Fiの名称の普及（IEEE 802.11a/b規格を「Wi-Fi」と提唱したのは同機関である。）に合わせて、2002年に現名称に改称した。通信機器メーカーなどを中心に無線LAN関連業界の企業が参加しており、メンバーは約600である。

【規格】
メンバー企業が開発しリリースした認定プログラムの数は15を超える。世界18の認定テストラボ（ATL：Authorized Test Laboratories）を通じて、600社以上のメンバー企業からの15,000を超える製品が認定を受けている。

【文書の頒布・管理・公開等】
・全ての稼働中のドキュメントや認可プログラムの成果物にアクセスできるのは、Regularメンバー。全てのドキュメントの最終版には、Adopterメンバーでもアクセスできる。研究のドキュメント、市場要求ドキュメント、仕様への要求ドキュメント、仕様、テスト計画、プレゼン資料等がある。

【守秘義務に関して】
・Confidentiality Policy[65]では、メンバーは、許可なしでは機密情報を公開できないこ

63　「BYLAWS OF PCI-SIG」(PCI-SIG®) https://www.pcisig.com/membership/about_us/bylaws/PCI-SIG_Bylaws_-_Approved_07.06.11.pdf［最終アクセス日：2015年3月4日］
64　Wi-Fi Alliance ウェブサイト　https://www.wi-fi.org/［最終アクセス日：2015年3月4日］
65　「Confidentiality Policy MARCH 2014」（Wi-Fi Alliance）https://www.wi-fi.org/download.php?file=/sites/default/files/private/WFA_Confidentiality_Policy_v2_0.pdf［最終アクセス

とになっている。したがって、原則的には非公開である。機密情報の例として、様々な提出された文書や資料、Wi-Fi Allianceの知的財産、Wi-Fi Allianceの活動で表現された見解や意見等を挙げている。

【委員となる要件、機関のメンバーとなる要件等】
・基本的に、企業会員で、RegularメンバーはWi-Fi施品の認定が必要であるが、Adopterメンバーは Wi-Fi製品の認定の必要はなく、役員会にて参加が認められる。

１１．　3GPP[66]

The 3rd Generation Partnership Project

【機関の概要】
世界の主要通信事業者・機器ベンダーが集まって移動体通信網の第3世代標準システム（3G）を構築するために設立された標準化プロジェクトである。移動体通信網の標準化機関として大きな権威がある。新技術、サービスの開発を精力的に推進しており、第3.9世代移動通信システムに対応するLTE（Long Term Evolution）や、第4世代移動通信システムに対応するTE-Advancedの仕様の検討・作成を行っている。1998年に設立された。ARIB、ATIS（米国）、CCSA（中国）、ETSI、TTA（韓国）、TTCが「Organizational Partners」となっている。

【文書の頒布・管理・公開等】
・様々な文書を一般公開している。
・Specificationについては、3GPPのウェブサイト内[67]より入手可能である。
・WGごとに、3GPPのウェブサイト内[68]から、WGごとに過去も含めて会議の一覧を表示でき、テキストが提供されている場合は、会議で使用された様々な文書を入手可能。また、以下からは、全てのグループの一覧を表示できる。技術仕様は、ETSIによっても公開される。

日：2015年3月4日］
[66] 3GPPウェブサイト　http://www.3gpp.org/［最終アクセス日：2015年3月4日］
[67] 「Specifications Home」（3GPP）http://www.3gpp.org/specifications/specifications［最終アクセス日：2015年3月4日］
[68] 「3GPP Calendar Home」（3GPP）http://www.3gpp.org/3gpp-calendar/3gpp-calendar［最終アクセス日：2015年3月4日］

【委員となる要件、機関のメンバーとなる要件等】
・入手できる文書については、特にメンバー登録は必要ない。

１２．　DVB[69]

Digital Video Broadcasting Project

【機関の概要】
欧州のデジタルテレビ放送の規格の策定を行う標準化機関。デジタル衛星放送向けのDVB-S、地上デジタルテレビ放送向けのDVB-T、CATV向けのDVB-C等の規格がある。欧州を始め世界の多くで規格が採用されている。多くの規格がETSIの規格と共通になっている。オフィスはジュネーブにある。

【文書の頒布・管理・公開等】
・各種の最新の規格が、ウェブサイトから入手可能である[70]。
・規格以外の標準関連文書を入手できるようにはなっていない。

１３．　日本工業標準調査会（JISC）[71]

Japanese Industrial Standards Committee

【機関の概要】
経済産業省に設置されている審議会。JIS（日本工業規格）の制定、改正等に関する審議、工業標準、JISマーク表示制度、試験所登録制度など工業標準化の促進に関して関係各大臣への県議や諮問に応じて答申を行うなどの機能を有している。日本で唯一のISO及びIECの会員であり、国際規格との整合性の確保についても機能している。

【規格】
・JISは、2013年には、209件の制定、338件の改正、1,624件の確認、83件の廃止がなされ、規格数累計は10,525件に上る[72]。

---

[69] DVBウェブサイト　https://www.dvb.org/［最終アクセス日：2015年3月4日］
[70] 「DVB Standards」（DVB）　https://www.dvb.org/standards［最終アクセス日：2015年3月4日］
[71] 日本工業標準調査会（JISC)ウェブサイト　http://www.jisc.go.jp/index.html［最終アクセス日：2015年3月4日］
[72] 「年度別JIS制定･改正･廃止等の推移」（JISC）http://www.jisc.go.jp/app/JPS/JPS00030.html［最終アクセス日：2015年3月4日］

・JIS規格は、ウェブサイトのJIS検索のページ[73]より3種類の検索方法で閲覧可能。ファイルの印刷やダウンロードをしてからの閲覧はできないので、購入が必要である。JSAより購入可能である。
・規格以外の標準関連文書を入手できるようにはなっていない。

【文書の頒布・管理・公開等】
・原則、JIS規格案を審議する審議会の出席者のみに頒布する。しかし、要求があれば、委員会出席者以外に頒布することもあり、審議会傍聴者には紙で配布する。
・JIS案は、受け付けた日付は付くが、それ以降に日付は付かない。各資料は、委員会の資料で、資料1、資料2のように引用される形式になる。JIS案は、審議会の前にもウェブサイトで公開するので、いつが公開日となるか決めるのは困難。
・審議会の資料は、公開が原則であるので、審議会に諮った委員会資料・議事録はウェブサイトに公開している。ただし、公開のタイミングはまちまちである。また、ウェブ公開で、公開日時を明記したり、変更履歴を提示することはしていない。
・原案作成段階については、民間の機関が作成する場合は、その機関の取扱いに任せている。

【守秘義務に関して】
・審議会は、公開が原則なので、審議会での守秘義務はない。
・原案作成段階については、民間の機関が作成する場合はその機関の規則に依存するし、委託する場合も委託先の規則に依存するのみで、JISCの規制は設けていない。

【委員となる要件、機関のメンバーとなる要件等】
・審議会は、公開が原則で、委員以外の傍聴者についての制限はない。

１４．　一般社団法人電波産業会（ARIB）[74]

【機関の概要】
通信・放送の分野において、例えば携帯電話やデジタル放送に関する標準規格の策定を行っている業界団体である。通信・放送分野における電波利用システムの実用化及びその普及を促進し、電波産業の健全な進歩発展を図る観点から、電波の利用に関する調査、研究、開発、コンサルティング等を行い、もって公共の福祉を増進することを目的としてい

[73] 「JIS検索」（JISC）http://www.jisc.go.jp/app/JPS/JPS00020.html［最終アクセス日：2015年3月4日］
[74] 一般社団法人電波産業会（ARIB）ウェブサイト　http://www.arib.or.jp/index.html［最終アクセス日：2015年3月4日］

る 。平成7年に設立された。平成26年8月1日現在、正会員数207である。

多くの国内外の関連機関との連携協力を行っており、例えば、ITUや3GPPに参加している。

【規格】

・標準規格と技術資料がウェブサイト[75]より無料でダウンロード可能。
・規格以外の標準関連文書を入手できるようにはなっていない。

【文書の頒布・管理・公開等】

・規格の策定を実施する規格会議と、規格案を作成する開発部会がある。
・規格会議は、規格案は規格会議の事務局に、電子データ（PDF形式）で提出される。パスワードを付してウェブサーバにアップロードされる。規格会議委員はURLとパスワードの通知を受け、ウェブサーバにアクセスしてダウンロードする。文書が頒布されるのは委員会限りである。
・開発部会では、文書は適宜の方法で提出される。会議の場でPCを持ち込んで資料を扱う場合もあるし、紙で資料を見た方が分かりやすいので紙で配布の場合もある。文書が頒布されるのは、部会の参加者限りである。

【守秘義務に関して】

・規格会議については、明文化した守秘義務規定はない。ただし、資料を一般がアクセスできないようURLとパスワードを用いて配布しており、常識的な範囲での機密の扱いになる。
・開発部会については、部会の設置要綱第11条に、情報等の取扱規定があり、参加者以外への配布の禁止を明示して提出された資料の内容を第三者へ漏らしてはならないとの規定がある。

【委員となる要件、機関のメンバーとなる要件等】

・規格会議では、理事会の同意を得て、ARIB会員のほか、会員でなくても、規格会議会費を支払うことで委員になることができる。議長の許可を得れば、委員でなくともオブザーバとして出席ができる。会議資料へのアクセスは、規格会議の委員に限られる。
・開発部会については、ARIB正会員のみが委員として参加できる。参加に当たり工業所有権に関する覚書を締結する。このほか、客員（学識経験者）、特別委員、オブザーバも参加できる。ARIBの正会員である必要はないが、いずれも当該開発部会で必要と認めら

[75] 「ARIB標準規格及びARIB技術資料のご案内」（ARIB）
http://www.arib.or.jp/tyosakenkyu/kikaku_tushin/index.html［最終アクセス日：2015年3月4日］

れた者に限る。文書へのアクセスは、当該開発部会の参加者に限られる。

１５．　一般社団法人情報通信技術委員会（TTC）[76]

【機関の概要】

情報通信ネットワークに関する標準を作成している標準化機関である。1985年に設立された。情報通信ネットワークに係る標準を作成することにより、情報通信分野における標準化に貢献するとともに、その普及を図ることを目的としている。2014年8月11日現在で、正会員が73である。3GPPや3GPP2のパートナーメンバーであったり、多数の外部機関と国際連携している。

【規格】

・標準、仕様書、技術レポートがウェブサイト[77]より無料でダウンロード可能。標準案は会員でなければ見られない。
・規格以外の標準関連文書を入手できるようにはなっていない。

【文書の頒布・管理・公開等】

・文書は、TTCのサーバにアップロードして資料となる。委員会にもよるが、通常は事務局に電子データをメール添付で送り、事務局がアップロードする方法が多い。
・文書の頒布方法は、専門委員会の委員限りで、委員のID/パスワードでサーバにアクセスしてダウンロードする。オブザーバ等で委員会に参加する者へは、委員会の当日に資料を配布する。オブザーバは原則過去の資料は見ることはできない。
・専門委員会で扱われる資料は、専門委員会内であるので、公開することはない。専門委員会の議事録も公開しない。
・標準案となると、専門委員会から離れて、全てのTTCの会員へ公開される。会員全体の賛成/反対を聞いた上で、年4回の標準化会議で決定する。年4回、標準化会議の開催に合わせて会員への公開日は決まっている。文書へのアクセスは、ウェブサイト上から、会員のID/パスワードで出来る。修正が入った場合は、修正案は再び事務局から会員に公開されるまでは見ることができない。
・仕様書、技術レポート、調査報告書は、専門委員会で承認されれば、公開される。

【守秘義務に関して】

・規定は特に存在していない。常識的な範囲内で、積極的には資料や会議の内容を口外し

---

[76] 一般社団法人情報通信技術委員会　http://www.ttc.or.jp/［最終アクセス日：2015年3月4日］
[77] 「TTCドキュメントデータベース」（TTC）http://www.ttc.or.jp/cgi/document-db/index.html［最終アクセス日：2015年3月4日］

ない程度。委員の所属企業内では、関係者への開示は問題ない。
・オブザーバへは、委員会の内容によっては、守秘をお願いすることはある。
・文書管理規定も、機密の取扱いについても、明文化した規定はない。専門委員会で独自に規定を定めていることもないはず。

【委員となる要件、機関のメンバーとなる要件等】
・専門委員会に参加するのは、専門委員限り。TTCの会費制度は、専門委員会一つ参加で一口なので、TTCの会員であっても、参加費を支払っていない専門委員会には委員として参加できない。専門委員会で必要に応じてオブザーバとして招待する場合はある。また、専門委員会において大学の先生を特別委員として参加をお願いする場合もある。

Ⅴ．　国内企業のヒアリング結果

企業の標準化活動の実態を調査するために、標準化活動に積極的に参画するとともに技術標準を戦略的に活用している企業10者についてヒアリング調査を実施した。

各企業のヒアリング回答者の回答を、下記四つの観点についてまとめた。

１．　参加標準化機関の文書管理や守秘義務等についての情報

・文書は、ほとんどが電子データで取り扱われている。メールでの提出、メーリングリストでの配布、標準化機関のサーバの決められた場所へのアップロード、標準化機関のサーバの決められた場所からのダウンロードが主なものである。紙での取扱いは限られている。標準化機関のサーバへのアクセスの際は、IDとパスワードで管理されている。
・ウェブサイトに一旦掲載された文書は、機関が消滅した場合を除くと、削除されたものは認識がないとの回答がほぼ共通していた。削除されると回答されたのは、IECのFDISのみである。
・デジュール系の標準化機関については、明示的な守秘義務規定は見たことがない、また文書管理規定も見たことがないが共通した回答であった。国際的な場では、守秘義務を取り交わす際は文書で明確にするので、暗黙的な守秘義務を課すようなことにはならないだろうとの意見が3者からあった。せいぜい、入手した資料をむやみに公開しないだろうという程度である。
・フォーラム系の標準化機関では、守秘義務取扱いはそれぞれで、守秘義務規定をバイローズで規定している機関、守秘義務規定がない機関がある。守秘義務規定がある機関は、最終的な規格の公開・使用も機関の会員のみ又はライセンス契約した場合のみとしている場合も多い。
・委員会の場で新しいアイデアが出た場合は、共同出願する場合や担当を決めて出願する場合がある。しかし、デジュール系ではそのようなケースは少なく、アイデアが浮かんだ場合には、その場で開示はせず、いったん持ち帰り、検討して対処するとの回答がほとんどである。
・委員会の委員となれるのは、ほとんどの場合、機関や審議団体の会員で、その会員はほとんどの場合が法人会員とされている。必要に応じて学識経験者（大学の先生等）が委員になることも多い。規格提案段階の委員会では、委員と委員会の必要に応じた有識者が参加して、部外者が自由に参加することはほとんどない。フォーラム系の標準化機関では、機関の会員となるためのある程度の条件を工夫しているところもある。
・守秘義務を課さないで、公開されたと判断できるようにするのはよいと思うが、特許処理を全て済ませてからの提案になるので、提案が遅くなる可能性もある。また、会議の

場での発言が公開扱いでは活発な議論が進まないおそれがある。これを避けるために守秘義務を課すこともするので、守秘義務を課さないことはデメリットと考えられる面もある。

２．　標準化活動における特許出願の決まり

・ヒアリングを実施した全ての企業で、特許出願すべき発明は、寄書等の提出前に出願を済ませておくことを基本としている。標準化活動での委員会の場では、競合相手が委員になるので、自社技術を守るための当然の処置であるとのことである。守秘義務が課されているフォーラム系の機関の場合でも、基本は同じであるとの回答であった。
・フォーラム系の機関では、共同研究の延長線上で標準化の活動をする場合もあるので、その場合は、数者間の守秘義務契約（NDA）を結んで、ある程度まとまってから情報を公開する場合もある。

３．　標準化活動で開示した技術が意図せずに他者に権利化された事例

・認識されている事例はないとの意見がほとんどである。
・寄書として提出した文書が、そのまま特許として出願されたケースがあると2者が回答。標準化機関でも問題となり、最終的に、冒認した会社はフリーでライセンスを提供する宣言をした。特許の取り下げはされなかったので、真の発明者の権利とはならなかった。
・巧妙な場合もあるし、そもそも全てを調査できないので、認識していない事例はあるかもしれない。

４．　標準関連文書の特許審査利用についての考え

・ヒアリングを実施した10者全てにおいて、明確に標準関連文書の特許審査利用を否定する意見はなかった。ほとんどの企業で、標準関連文書を先行技術文献として特許審査に利用することは、原則として賛成すると回答。強く推進することを望むとの意見もあった。自社特許の有効性の確保、特許性（特に進歩性）の疑わしい出願の排除、脆弱な特許の登録回避に期待ができるとの認識がある。
・特許審査利用に期待する分野としては、特許の活用が盛んな分野、ICTの分野、無線通信技術の分野等が挙げられた。
・特許の種として技術的に価値が高い標準関連文書は、一番初めの提案文書である。

[意見・要望・懸念]

・国際標準化機関の文書は、比較的公開度が高いと考えられるので、特許審査への利用は

望ましいと考えられる。
・国際標準化機関の提案文書は各国で共通で特許審査で引用できるはずなので、各国で共通に利用できるようにした方が特許出願者にとっては有効性を各国で共通に判断できるので望ましい。各国特許庁で調和してほしい。
・EPOはこの分野で進んでおり、EPO並みの標準関連文書利用の推進は望ましい。世界的に同じレベルで実施されることが望ましいので、EPOとの情報共有は是非してほしい。しかし、EPOのやり方そのままが必ずしも良いとは思わないので、日本に合う方法で考えてほしい。
・各機関・団体と合意があった上での実施としてほしい。
・やぶの全てが悪いとも言い切れない面もあり、実施には複雑で難しい点もあると思うので、適切に処理することが必要だと思う。
・標準関連文書の特許審査利用についてどのように実現するのか、具体的にロードマップ等を作成して明確にしてほしい。特許権利者側・ユーザ側と情報を共有化してほしい。
・標準関連文書の特許審査利用は、正当な権利者の利益を守ることができる。最終的には、関わる全ての事業者、ユーザーの不利益につながる不当な出願を避けることができるので、ぜひ進めてほしい。
・本件は、パテント・トロールの対策に役に立つと考えられるが、標準化参画事業者の弱体化につながらないよう配慮しつつ、本格的なパテント・トロール対策へとつなげてほしい。

Ⅵ.　標準関連文書の特許審査利用の検討

本章では、Ⅱ章からⅤ章で示した内容及び調査研究委員会における議論を踏まえて、標準関連文書を特許審査で利用するための要件について検討する。

１．　考慮すべき法的根拠等

（１）　特許法

Ⅱ章でも示したとおり、標準関連文書を新規性又は進歩性を否定する際の引用文献として特許審査で利用可能か否かを判断する場合は、当該文書が特許法29条1項1号又は3号に関して利用可能か否かを判断することが考えられる。すなわち、当該文書に係る発明が、特許法29条1項1号の「特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明」（公知）又は同項3号の「特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明」（文献等公知）に該当するか否かを判断することが考えられる。

標準関連文書は、現在では電子データとしての提供が主流で、標準化機関のサーバ上からダウンロードされる場合が多く、電子メールへの添付ファイルとして配布される場合もある。また、印刷物として委員会の場で提供される場合もある。

印刷物として委員会の場で提供される場合は、Ⅱ章で示した整理番号N25の裁判例における、研究会での研究発表及び冊子配布のように、当該提供に伴って発明が公然知られた状態となるとすれば、同項1号の適用が考えられる。一方、Ⅱ章で示した整理番号N21の裁判例における、ワークショップでの資料配布のように、上記提供された印刷物が、頒布された刊行物となるとすれば、同項3号の適用が考えられる。

電子データとして提供される場合は、Ⅱ章で示した整理番号T43の裁判例における、ウェブサイトに掲載された記事のように、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となったとすれば、同項3号の適用が考えられる。

しかしながら、特許庁における実際の審査実務を考えると、審査官の職権による事実の調査・認定に限界があり、審査の段階で「公然知られた」か否かの同項1号の判断をすることには困難な面がある。したがって、標準関連文書を審査資料として整備するに当たっては、「頒布された刊行物」か否かを判断し、同項3号に該当する文書を審査資料として審査官に提示することが現実的である。

また、出願人にとっても、審査段階において、そもそも「公然知られた」発明か否かについて争う必要があるとすると、大きな負担が生じると考えられる。今回の調査研究委員会においても、委員から「企業の立場からすると、公知の認定を拒絶理由の段階で争わな

くてはいけないような証拠を先行例に使われるのは困る。また、審査官によって公知の判断が異なるような証拠で審査されるのは困る。」との意見が出されている。

よって、以下では、同項3号の適用可否（すなわち、「頒布された刊行物」又は「電気通信回線を通じて公衆に利用可能」（文献等公知）といえるか否か、という点）を中心として標準関連文書の特許審査利用に関する議論を行う。

（2）　特許・実用新案審査基準

標準関連文書が特許法29条1項3号の「頒布された刊行物」又は「電気通信回線を通じて公衆に利用可能」に該当するか否かの判断に関し、特許・実用新案審査基準の中で関係すると考えられる部分を参照しながら検討する。

「頒布された刊行物」

審査基準第Ⅱ部第2章1.2.4 (1)に以下の記載がある（なお、特に関係すると考えられる部分に下線を付している。以下同様。）。これによると、文書の複製物が不特定の者が閲覧できる状態になることが重要で、閲覧の事実は必要としない。これは、Ⅱ章で示した最高裁判所の二つの裁判例（整理番号N3、N6）でも言及されている。標準関連文書においては、委員会での配布によって、不特定の者が閲覧可能になったか否かを判断することが考えられる。

審査基準　第Ⅱ部 第2章　新規性・進歩性 1.2 第29条第1項各号 1.2.4 頒布された刊行物に記載された発明 (1) 頒布された刊行物 「刊行物」とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図面その他これに類する情報伝達媒体をいう。 「頒布」とは、上記のような刊行物が不特定の者が見得るような状態におかれることをいう。現実に誰かがその刊行物を見たという事実を必要としない。

「電気通信回線を通じて公衆に利用可能」

審査基準第Ⅱ部第5章1に以下の記載がある。これによると、電子的技術情報がその内容のとおりに掲載された上で公衆に利用可能であったことが要求されている。また、公衆に利用可能となった時を判断するために、電子的技術情報には掲載日時の表示が要求されて

おり、表示がない場合には原則的に引用しないことになっている。ただし、同章1.1(3)には以下の例外的に引用する場合についての記載がある。これによると、掲載日時についての疑義が極めて低いと考えられるウェブサイトの一つに国際機関のウェブサイトが示されており、その中で標準化機関等の団体のホームページが挙げられている。

審査基準第Ⅱ部第5章1.2(1)②及び③に以下の肯定例の記載、同(2)②に以下の否定例の記載がある。二つの肯定例によると、インターネット等で公開されている情報に、有料・無料にかかわらず不特定の者がアクセス可能であれば公衆に利用可能な情報であるとされている。また、情報へのアクセスにパスワードが必要であっても、不特定の者がパスワードを入手可能であれば、公衆に利用可能な情報であるとされている。一方、否定例によると、限られた特定の者のみがアクセス可能で、かつ、秘密扱いとなっている場合は、公衆に利用可能な情報であるとされていない。標準関連文書においては、標準化機関のサーバ上にアップロードされた情報が、インターネットを通じて不特定の者がアクセス可能といえるか否かを判断することが考えられる。

審査基準　第Ⅱ部
第5章　インターネット等の情報の先行技術としての取扱い
1.　先行技術として引用することができる電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった情報
　電気通信回線を通じて得られる技術情報（以下、「電子的技術情報」という）を刊行物と同様に先行技術として引用するためには、出願前において、引用する電子的技術情報がその内容のとおりに掲載されていたこと及び当該引用する電子的技術情報が公衆に利用可能な情報であったことが必要である。
　公衆に利用可能となった時が出願前か否かの判断は、当該引用する電子的技術情報に表示されている掲載日時に基づいて行う。したがって、電子的技術情報に掲載日時の表示がない場合は原則的には引用しない。（例外的に引用する場合については1.1(3)を参照）

1.1 出願前において、引用する電子的技術情報がその内容のとおりに掲載されていたこと
(2) 引用する電子的技術情報の掲載日時及びその内容の改変の問題への対応
(3) 引用しようとする電子的技術情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義が極めて低いと考えられるホームページ等
　以下のようなホームページに掲載されている情報は、通常、問い合わせ先が明らかであり、当該疑義も極めて低いと考えられる。
・刊行物等を長年出版している出版社のホームページ（新聞、雑誌等の電子情報をの

せているホームページ：学術雑誌の電子出版物等をのせている）
・学術機関のホームページ（学会、大学等のホームページ：学会、大学等の電子情報（研究論文等）をのせている）
・国際機関のホームページ（標準化機関等の団体のホームページ：標準規格等についての情報をのせている）
・公的機関のホームページ（省庁のホームページ：特に研究所のホームページにおいて、研究活動の内容や研究成果の概要等をのせている）
このようなホームページ等であっても、掲載日時の表示がない場合は原則的には引用しないが、掲載された情報に関してその掲載、保全等に権限及び責任を有する者によって、ホームページ等への掲載日時及び内容についての証明が得られれば引用することができる。

1.2 出願前において、引用しようとする電子的技術情報が公衆に利用可能な情報であること
(1) 電子的技術情報が公衆に利用可能な情報であるものの例
②パスワードが必要なものにおいては、パスワードを入力することのみで不特定の者がアクセス可能であるもの（この場合には、パスワードを手に入れることが有料かどうかは問わず、誰でも何らかの手続きを踏むことで差別無くパスワードを手に入れてアクセスできるようになるホームページ等であれば公衆に利用可能な情報である）。
③有料のホームページ等においては、料金を支払うことのみで不特定の者がアクセス可能であるもの（この場合には、誰でも料金を支払うことのみで差別無くアクセスできるようになるホームページ等であれば公衆に利用可能な情報である）。
(2) 電子的技術情報が公衆に利用可能な情報であるとは言い難いものの例
②情報にアクセス可能な者が特定の団体・企業の構成員等に制限されており、かつ、部外秘の情報の扱いとなっているもの（例えば、社員のみが利用可能な社内システム等）。

２．　特許審査での利用可否の検討項目

Ⅱ章で示した裁判例及び前節で検討した事項を基に、標準関連文書が特許審査で利用可能であるか否かの判断をする場合、以下のA～Eの五つの項目を検討すべきであると考えられる。

A：文書の性格・内容・目的

Ⅱ章で示した裁判例において、文書がどのような性格（例えば、研究会で配布された資

料、宣伝のためのパンフレット、カタログ、マニュアル、提案書など）であるか、文書がどの様な内容であるか、文書がどの様な目的で作成されたかが、文書が頒布された刊行物に当たるか否かの判断に影響を与えている裁判例（整理番号N13、N14、N18、N21、N28、N47等）が複数ある。したがって、標準関連文書の特許審査での利用可否を検討する際にも、文書の性格・内容・目的を検討することは重要である。

B：守秘義務

Ⅱ章で示した裁判例において、暗黙的な守秘義務が求められており、かつ期待されている場合にも、秘密保持義務が生じると判断された裁判例（整理番号N8、22）が存在する。このような裁判例に基づけば、明示的な守秘義務が関係者に課せられている場合は当然であるが、暗黙的な守秘義務が関係者に課せられていると考えられる場合にも、当該守秘義務の対象となる文書又は情報について、不特定の者が閲覧可能又はインターネットを通じてアクセス可能とは言い難い。したがって、標準関連文書の特許審査での利用可否を検討する際にも、明示的な守秘義務の有無と併せてせて、暗黙的な守秘義務について検討することは重要である。

C：文書の頒布、データベースへのアクセス権限

文書の頒布状況や、データベースへのアクセス権限の状況は、文書が頒布された刊行物か、情報が公衆に利用可能かの判断に直結するので、欠くことのできない検討項目である。

D：委員会等への参加要件

Ⅳ章で示したとおり、委員会への参加が認められるのは、委員と委員会が認めた者の場合が多い。その委員に誰でもなることができれば、不特定の者が委員会に参加することができるといえないこともない。また、標準化機関のメンバーであれば誰でも委員になることができるのであれば、もし標準化機関のメンバーに誰でもなることができた場合には、間接的誰でも委員になることが可能で、結果的に不特定の者が委員会に参加することができるといえないこともない。したがって、標準関連文書の特許審査での利用可否を検討する際にも、委員会等への参加要件を検討することは重要である。

E：公開日

特許審査においては、先行技術文献がいつから公開となったかは極めて重要な情報の一つであり、標準関連文書においても同様である。

３．　特許審査での利用可否の判断が比較的容易な場合

表Ⅵ－1.に、前節で述べた五つの検討項目について、Ⅱ章で示した裁判例及び前節で検討した事項を考慮して、標準関連文書の特許審査に利用可能と判断できる可能性が高い場合と、利用不可能と判断できる可能性が高い場合をまとめた。以下それぞれ示す。

（１）　標準関連文書の特許審査に利用可能と判断できる可能性が高い場合

A：文書の性格・内容・目的

「不特定の者への公開を目的とする」

この項目単独では特許法29条1項3号の適用とみなすことはできない。しかしこの場合は、公開される可能性が高いので、適用可能になる可能性が高い。

B：守秘義務

守秘義務は、明示的と暗黙的の二つに分ける。

B1明示的守秘義務：「ない」

B2暗黙的守秘義務：「ない」

この項目単独では特許法29条1項3号の適用とみなすことはできない。しかしいずれの守秘義務もない場合は、文書の公開を妨げず、不特定の者が見得る状況になっても仕方がないと考えられる。したがって、公開又はそれに近い状況になる可能性もある。

C：文書の頒布、データベースへのアクセス権限

「ウェブ上で公開又は販売しており、入手希望者は誰でも入手可能」

「IDとパスワードでアクセス制限していても、IDとパスワードは誰でも入手可能」

前者であれば「頒布された刊行物」又は「電気通信回線を通じて公衆に利用可能」とみなすことができ、特許法第29条第1項第3号の適用が可能である。後者についても、「電気通信回線を通じて公衆に利用可能」とみなすことができ、同号の適用が可能である。他の項目の状況がいかなる場合でも、単独での同号の適用が可能と判断できる状態である。

D：委員会等への参加要件

この項目は、幾つかの段階で状況が変化するので、三つに分ける。

・D1）委員会への参加要件：「希望者は誰でも傍聴可能」

この場合は、不特定の者が委員会資料として配布される文書を見得る状態になる。このような状態では、文書も不特定の者に見られても仕方がないことが前提と考えられるので、「頒布された刊行物」とみなせる可能性が極めて高い。したがって、他の項目の状況がいかなる場合でも、単独での特許法29条1項3号の適用が可能と判断できる可能性が極めて高い。

・D2）委員会委員になる要件：「機関のメンバーであれば誰でもなれる」

かつ

D3）標準化機関のメンバーになる要件：「制限はなく誰でもメンバーになれる」

D2の項目、D3の項目それぞれ単独では、委員会資料としての文書について、特許法29条1項3号の適用可能とはならない。しかし、両方の状況が同時に成立すれば、不特定の者が委員会に参加することができ、委員会の資料である文書にアクセスすることが可能であると考えられる。したがって、上記D1の状況と同様に、委員会の資料である文書が「頒布された刊行物」とみなせる可能性が高くなり、他の項目の状況がいかなる場合でも、単独での同3号の適用が可能と判断できる可能性が高くなる。

・委員会の文書が機関のメンバーに開示されている状況

かつ

D3）標準化機関のメンバーになる要件：「制限はなく誰でもメンバーになれる」

この場合は、前出のD3の状況に加えて委員会文書がメンバーに開示された状況である。不特定の者が委員会に参加せずとも委員会の資料を見得る状況に置かれることになるので、この場合も、上記D1の状況と同様に、委員会の資料である文書が「頒布された刊行物」とみなせる可能性が高くなり、他の項目の状況がいかなる場合でも、単独での特許法29条1項3号の適用が可能と判断できる可能性が高くなる。

<u>E：公開日</u>

「ウェブサイトへ公開された日が明らか」

「頒布できる状況になった日が明らか」

どちらについても、公開日と認定することが可能である。

（２）　標準関連文書の特許審査に利用不可能と判断できる可能性が高い場合

<u>E：公開日</u>

「不明又は特定が不可能（ウェブアーカイブなどを参照しても特定できない）」

この状況であれば、根本的に先行技術であるかどうかの判断がつかないので、特許審査の利用は不可能である。

A～Dの各項目

A～Dのいずれかの項目に記載の状況（表Ⅵ－1参照）を満たす場合は、利用不可能と判断される可能性があるものの、単独で直ちに特許法29条1項3号の適用が不可能になるとは限らない。例えば、他の項目において、（１）で議論した、単独での同号の適用が可能と判断できる可能性がある場合がそうである。「B1明示的守秘義務：ある」の状況でも、何らかの理由で文書がウェブサイトで公開されることになったとすれば「電気通信回線を通じて公衆に利用可能」とみなすことが可能である。また、「C文書の頒布、DBへのアクセス権限：IDとパスワードで管理されており、委員のみにアクセス権がある。」の状況でも、誰でも傍聴可能な委員会で資料として配布されれば、「頒布された刊行物」とみなされる可能性が高くなる。

また、各項目の複数の状況が同時に発生すれば、より同号の適用が不可能になる可能性が高くなる。

表Ⅵ－1．標準関連文書について、特許審査に利用可能と判断できる可能性が高い場合と、利用不可能と判断できる可能性が高い場合

検討項目	利用可能と判断できる可能性が高い場合	利用不可能と判断できる可能性が高い場合
A 文書の性格・内容・目的	不特定の者への公開を目的とする	委員会内部のみの配布に限定されており、委員とその関係者以外への配布が禁止されている。
B1 明示的守秘義務	ない	ある （委員会で判断した場合含む）
B2 暗黙的守秘義務	ない	明示的に規定されていなくても、委員会の出席者の誰もが守秘義務があると認識しており、資料・委員会での議論も機密情報として取り扱う。
C 文書の頒布、DB へのアクセス権限	・ウェブサイト上で公開又は販売しており、入手希望者は誰でも入手可能 ・ID とパスワードでアクセス制限していても、ID とパスワードは誰でも入手可能	ID とパスワードで管理されており、委員のみにアクセス権がある。
D1 委員会への参加要件	希望者は誰でも傍聴可能	委員会の委員と、委員会で認められた学識経験者以外は参加できない。
D2 委員会委員になる要件	機関の会員であれば誰でもなれる	機関の会員でも、条件が決められている
D3 標準化機関のメンバーになる要件	制限は無く誰でもメンバーになれる（委員会の文書はメンバーに開示されている場合）	条件が課せられており、誰でもメンバーになれるわけではない。
E 公開日	・ウェブサイトへ公開された日が明らか ・頒布できる状況になった日が明らか	不明又は特定が不可能（ウェブアーカイブなどを参照しても特定できない）

４．　事例検討

始めに、具体的事例として、既に特許庁が入手している標準関連文書に関する事例を選択し、これについて検討する。

あわせて、「明らかに利用可能／不可能」とはいえないケースにおいて判断の指針を示すことを目的として、Ⅳ章で示した各標準化機関の情報から、２節においてまとめた各検討項目（A～E）について、それぞれ判断が難しい状況を抜き出して、これを仮想事例として検討する。

（１）　具体的事例

特許庁は、ISOよりDIS[78]以降の文書（FDIS[79]とIS[80]を含む）について提供を受けている。まずはこれらについて、検討する。以下に、五つの検討項目ごとに文書の状況を示し、どのように判断できるかを検討する。

A ： 文書の性格・内容

【状況】

ISOより各国での販売が許可されている。（日本においては、（一財）日本規格協会を通じて誰でも購入可能。）

【判断】

販売が許可されていることより、公開してもよいことが前提とされているとの判断が可能である。販売に際しても、条件は課せられていないので、不特定の者が入手可能である。したがって、不特定の者が見得る状態であると考えられる。

B ： 守秘義務

【状況】

B1 ： 明示的守秘義務

販売に関する制限がなく許可されていることから、明示的な守秘義務はない。

B2 ： 暗黙的守秘義務

販売に関する制限がなく許可されていることから、暗黙的な守秘義務もない。

[78] DIS: Draft International Standard（国際規格原案）
[79] FDIS: Final Draft International Standard（最終国際規格原案）
[80] IS: International Standard（国際規格）

【判断】

有料での販売であるから、むやみに頒布することは許されないと推測されるが、これは著作権上の問題であって守秘義務とは異なる。明示的にも暗黙的にも守秘義務はないと判断できる。

C ： 文書の頒布、データベースへのアクセス権限

【状況】

Ⅳ章でも示したが、ISOのウェブサイト中の「Standards catalogue」より、各TCの現在の規格の開発状況は公開されているので、不特定の者がDIS以降の文書の状況を知ることが可能である。そして、投票段階にあるDISについては、数十件確認したところ全てが購入可能となっていた。DISのみならず、FDISについても実際に販売し購入可能である例を確認できている。また、ISについて、販売していることは明らかである。

また、DIS、FDISについて、販売していないものがあったとして、それらも含めて中央事務局からeCommitteesにアップロードされ、各国に回付される。各国で担当する国内審議団体に通知され、各国の国内審議団体はID/パスワードが必要な文書をeCommitteesからダウンロードすることが可能であり、審議に必要なメンバーに配布されることになる。審議メンバーは、所属企業・団体内で必要な関係者と情報を共有している。

【判断】

販売している文書に関しては、不特定の者が見得る状況にあることは明らかである。

販売は許可されながらもまだ販売の状態にされていない文書があったとして、それも含めて、特定の委員会外の、各国の多数の専門家に対して開示されている。ここで、標準化機関には、特定の分野の専門家ではあるが、多数の者が参加しているところ、特許法29条1項3号の判断において検討する「不特定の者」としては、「不特定の一般人」ではなく、その分野の「不特定の者」で足りるとすることが考えられる。この考え方の根拠としては以下の通りである。

①国際標準化機関の文書の場合、開示の意図が当該文書の普及にある。

②委員会メンバーは企業所属の人であり、個人ではメンバーになれないため、文書の配布先は「不特定の一般人」ではないが、「不特定の企業に所属する人」とはいえる。

また、「不特定の一般人」であっても、DISとして投票状態になった状況は確認可能であるので、未販売であっても販売を希望して、販売される可能性も考えられる。したがって、「不特定の一般人」も利用可能な状況にあるといえる可能性もある。

D ： 委員会等への参加要件

D1 ： 委員会への参加要件

【状況】

委員会が必要とする場合は、委員以外のその分野の有識者（大学教授等）や、他団体のメンバーも出席する。

D2 ： 委員会の委員になる要件

【状況】

基本的に、国内審議団体の正会員（企業）が国内委員会のメンバーとなる資格を持つ。

D3 ： 標準化機関のメンバーになる要件

【状況】

ISO の国内審議団体の正会員になるのに特段の条件はなく、会費の支払能力があればどの企業でもよい場合もある。また、事業を実施している企業であることを条件にする場合、単にある程度規格策定の能力がある企業であればよい程度の緩い条件を課す団体もある。基本的に、企業会員である。特許庁が入手した DIS、FDIS に対応する SC の国内審議団体では、メンバーとなる要件に、企業であることと、会費の支払能力以外の特別な要件はない状況である。

【判断】

DIS以降の文書は、委員会外に照会される（全ISOメンバーに回付される）文書であるので、委員会への参加要件や委員会の委員になる要件は、問題にならないと考えることができる。

E ： 公開日

【状況】

公開日として二つの日付が考えられる。一つは実際に販売を開始した日付で、もう一つは文書がeCommitteesにアップロードされた日付である。

【判断】

項目Cでの判断で、「各国の多数の専門家」が「不特定の者」とみなすことができれば、eCommitteesにアップロードされた段階で、各国の審議団体がID/パスワードをもって文書をダウンロードすることが可能になり、審議の関係者に配布可能であるので、eCommitteesにアップロードされた日付を公開日と考えることが可能である。DIS以降の文書が販売が許可されている事実をもって頒布された刊行物と判断した場合においても、eCommitteesにアップロードされた日付を公開日と考えることが可能である。

【総合判断】

項目A、Bにあるように、DIS以降の文書は、ISO自身による一般への販売、あるいは、各国における一般への販売の許可を前提として発行されるものであるから、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製した文書、すなわち「刊行物」であることは明らかである。そして「販売中」となった文書については、まだ実際に売れていないものも含めて、「不特定の者が見得るような状態」に置かれているといえるから、「頒布」されたと認められる。したがって、特許法29条1項3号の要件を満たすことは明白である。

ここで、DIS以降の文書については、数十件のサンプル調査の結果の範囲内では、全て販売されている事実を確認したところであるが、ここで仮に販売は許可されながらもまだ「販売」扱いにされていない文書について考察を試みる。このような文書においては、「刊行物」ではあるものの「頒布」された点についての判断は難しいところであるが、誰もがDISとして投票状態になった状況を確認可能である事実に鑑みると、「不特定の者」がDISの存在を確認の上で未販売の文書の販売を希望して販売される可能性もあるとして、「不特定の者が見得る状態」に置かれているといえる可能性もある。したがって、仮にまだ「販売」扱いにされていない場合であっても、DIS以降の文書については、その成立の時点（全ISOメンバーに回付された時点）で同号の要件を満たすのではないか、とも考えられる。

このように、販売許可の事実のみをもって同号に該当するとも考えられるが、仮にそうでなかったとしても、文書がeCommitteesにアップロードされた段階で、「不特定の者」がアクセス可能となるとして、「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」との考え方も成り立ち得る（ここでは、eCommitteesアクセス可能な「各国の多数の専門家」を「不特定の者」と認められるという前提が必要）。

以上のことから、ISOのDIS以降の文書は、特許法29条1項3号に関して利用することができる文書であると判断可能であると考えられる。

（2）　仮想事例

Ⅳ章で示した各標準化機関の実情を踏まえて、審査利用の可否を明確に判断できない状況を検討する。事例の前提として、標準化委員会で議論する標準関連文書が、標準化機関のサーバにアップロードされて、一般に公開されていないとする。表Ⅵ－2. に、各項目についての仮想事例の状況を記載する。以下、各項目について検討する。

表Ⅵ－2．検討する仮想事例

検討項目	文書の状況
A 文書の性格・内容・目的	特段秘密にするものではないが、積極的に一般公開はしていない
B1 明示的守秘義務	ない（委員会でも守秘義務を課すことがない）
B2 暗黙的守秘義務	常識的な判断で、むやみに公開しないだろうとの認識が、事務局並びに各委員にある。
C 文書の頒布、DBへのアクセス権限	ID とパスワードで管理されているが、委員以外の標準化機関のメンバーにもアクセス権がある。
D1 委員会への参加要件	委員会の委員、委員会の認めた者のみが出席する
D2 委員会委員になる要件	標準化機関の正会員で、その委員会での議論に参加できる専門性を持つことが望ましい。
D3 標準化機関のメンバーになる要件	正会員になるのに、特段の条件はない。会費の支払能力があればよい。
E 公開日	標準化機関のサーバにアップロードされた日

A ： 文書の性格・内容

【判断】

明示的な守秘義務を課さない標準化機関は、最終的に標準・規格を広めることを考えていると判断できる。この場合、積極的に一般公開はしないが、公開する準備はできていると考えてもよいと思われる。

B ： 守秘義務

【判断】

常識的な判断による暗黙的な守秘義務は、項目Cの文書の頒布範囲、DBへのアクセスが許される範囲も考慮される。委員会の委員のみがアクセス可能である委員会内での文書の場合は、常識的な範囲で期待される程度の暗黙的な守秘義務でも、委員会メンバーやその関係者の間での開示のみと期待されるので、ある程度の守秘義務が発生すると考えられる。この場合は、不特定の者にアクセス可能であるとはいいがたい。一方、委員会を超えて標準化機関のメンバーに広く開示される場合は、暗黙的な守秘義務は、ほとんど意味を成さず、実質的にないと考えることができる。

C ： 文書の頒布、データベースへのアクセス権限

【判断】

委員会の委員以外の標準化機関のメンバーにも文書へのアクセス権があることで、ある程度の多数にアクセス権があることになる。標準化機関には、特定の分野の専門家ではあるが、かなりの広がりで集まっているので、その分野に限れば不特定の者といえなくもない。一方、標準化機関のメンバーでなければアクセスすることはできないので、単純に不特定の者がアクセス可能であるとはいうことができない。

ここで前出の整理番号N21の裁判例を考えると、守秘義務がない状況下では、誰でも参加できるわけではなくても、ある程度の専門家がそろった国際会議で配布された資料は頒布された刊行物と認めている。この裁判例の解釈を適用すれば、本事例でも、国際会議に参加する人を文書にアクセスできるメンバーに置き換えれば、配布資料が標準化機関のサーバにアップロードした文書と置き換えることができるので、メンバー以外の不特定の者がアクセスできるわけではないが、公衆に利用可能であると認めることが可能であると考えられる。

実際には、その技術分野の情報を全ての者が必要な場合はほとんどなく、その技術分野に限られた範囲内の不特定者がその文書へアクセスが可能であっても、公衆に利用可能であると解釈できるか否かの議論は必要であると考える。

例えば、本事例の項目D1～D3と併せて考えると、誰でも当該文書を入手できる状況であったといえるので、この点については学術学会の場合と同等と考えられる。そのように考えると、学術会議における特定専門分野の委員会限りの文書が頒布された刊行物に当たるか否かという問題に近いと思われ、この限定が「非公開」との認識によるのか、あるいは「専門分野以外に開示しても議論してもらえないので意味がないため」という認識によるのかに依存すると考えられる。ただ、実際の学術学会の場合には、専門分野の委員会でも発表会の場では、「公開」との認識の方が強いが、この事例ではそこまでの認識はないものの、標準化委員会のメンバーであればID、パスワードが与えられ文書にアクセス可能であるので、頒布された刊行物と認めることが可能であると考えられる。

D ： 委員会等への参加要件

【判断】

事例では、委員会に参加するためにはある程度の専門性が必要となるので、ある程度特定された者が委員会に参加することになる。しかし、ここでも整理番号N21の裁判例を考えると、国際会議への参加者がある程度特定された場合であっても、配布された文書が刊行物であることを否定されていないので、委員会への参加者が特定された者であっても必ずしも否定されるものではない。項目B、Cと総合的に判断して決まると考えられる。

E ： 公開日

【判断】

標準化機関のサーバにアップロードされた段階で公開したと認められるか否かに依存する。公開したと認められれば、サーバにアップロードされた日が公開日となる。

５． 実際の標準化機関への適用

Ⅳ章で示した標準化機関の実情を、４節の議論に当てはめて考察すると、ITUの標準関連文書は比較的特許審査での利用に値する可能性が高いと考えられる。ITUのメンバー（ちなみに、EPOはITUのメンバーである）になれば、様々な委員会の様々な標準関連文書にアクセス可能である。ITUは国際機関で、その活動は普及を考えていると思われ、特段の守秘義務を課していることもないので、メンバーへの開示ではあるが、文書の公開性は高いと思われる。また、メンバーとなるのは企業単位で、個人ではメンバーとはなれないが、企業がメンバーとなるための特別な制限はないので、「不特定の企業に所属する人」がメンバーであると考え、４（１）節の項目Cの判断内で議論したのと同様に、特許法29条1項3号に該当する可能性は高いと考えられる。

ISO、IECを始め多くの機関では、規格委員会の議論で使用される文書が委員会内にとどまるので、現状の解釈では特許審査への利用は困難であると考えられる。しかし、国際機関であるISOやIECについては、文書をその標準化機関のメンバーへ開示することを要求できれば、上記ITUと同レベルの検討をすることが可能になると考えられる。

６． 特許審査利用が望ましい技術分野、標準化機関、標準関連文書

本調査研究のヒアリング対象者が、電機・電気・電子デバイス系企業、通信系企業、電気関係・通信関係の標準機関であったので、標準関連文書の特許審査利用が望ましい分野は、ICT関係が引き続き重要であるとの意見であった。また、EPOでは、ICTが他の分野と結びつき発展することがますます増えるので、注目しているとのことである。

特許審査利用が望ましい標準化機関は、比較的標準関連文書の公開度が高いと考えられる国際機関が挙げられた。また、技術的な価値の高い標準関連文書は、一番初めの提案文書であるとの意見が多く、特許審査での利用価値は、最も高いと考えられる。

７． まとめ

前出の４節、５節でも示したが、標準関連文書の特許審査への利用を検討する際に、標準関連文書が不特定の者が見得るような状態に置かれる又はサーバーにアップロードされ

た標準関連文書に不特定の者がアクセス可能であるかのいずれかを認めることの可否が大きな問題になる。委員会で出された意見を以下に挙げる。

①標準関連文書を利用する/理解するのはその専門分野に関係する者であるので、「不特定の一般人」でなくても、「その分野における不特定の者」でもよいのではないか。
②標準化機関の会員になれるのは、多くの場合企業単位であるので、不特定の企業が会員になれるのであれば、「不特定の企業に所属する者」でもよいのではないか。
③整理番号N21の裁判例のように、既に特許出願されている内容であるなどの幾つかの条件が加味されているが、会議の参加者が招待者に限られていても、会議で配布された資料が頒布された刊行物であるとされている場合もあるので、標準化機関の委員会も同裁判例で挙げれられている会議に当てはめて考慮することも可能ではないか。
④社会通念上又は商習慣上、発明者からの明示的な守秘の指示がなくとも、暗黙的な守秘義務が求められかつ期待される場合にも秘密保持義務が生じるとの裁判例（整理番号N8）もあるので、暗黙的な守秘義務が想定される場合には、特許法29条1項3号には該当しないとも考えられる。
⑤特許法の運用としては、「特定」多数は「公衆」とは解釈されないと考えられるので、やはり「不特定」か否かが判断に影響を与えると思われる。

別の視点で、ある標準関連文書が守秘義務がない状態で提出されて、当該文書に記載された技術を基にした特許出願があった場合に、当該文書の提案者が当該特許出願の発明者に含まれない場合は、当該文書を特許審査に利用しても構わないのではないかとの意見が出された。当該文書を「利用することができた」から第三者が出願に至ったと判断することで、「公衆に利用可能」であったと認められるのではないかとの意図である。このような事案においては、本来は新規性・進歩性の判断ではなく、冒認出願の判断がなされるべきであると考えられ、また、個別の判断が必要であると考えられるので、審査の段階において実際に適用することは困難であるかもしれないが、一つの視点ではある。

４節、５節では、このような意見を踏まえた上で、現時点で最も妥当であると考えられる判断を記載した。標準関連文書が特許審査において適切に利用されるよう、当該判断等に基づいて、更なる検討が進むことが期待される。

Ⅶ.　まとめ

技術標準を策定するプロセスで提出される標準関連文書を、特許審査の先行技術文献として適切に審査に利用することは、特許審査の質の維持、向上に資するものと考えられる。そこで本調査研究では、国内外の標準化機関の文書管理ポリシーや、海外知財庁における標準関連文書の取扱いに関する情報等を収集し、有識者委員会における議論を通じて、特許審査における標準関連文書の利用に関する検討を行った。

１．　国内裁判例

国内で先行技術文献の公知性、特に文献等公知（特許法29条1項1号、3号、特に3号）に関連して起こされた裁判訴訟の裁判例（50件）について、調査を行い、弁護士の助言を受けて分析を行った。

特許法29条1項3号に掲げる頒布された刊行物に関する判断にあたっては、整理番号N3の最高裁の裁判例が、整理番号N6の最高裁の裁判例を始め複数の裁判例で引用されており、一つの基準とされている。本裁判例によると、頒布された刊行物であるためには、文書の複製物が不特定の者が閲覧できる状態になることが重要で、閲覧の事実は必要としない。

50件の裁判例の傾向をみると、四つの観点についてまとめられる。

【文書・情報の性質について】主に、文書がどのような性質（例えば、研究会で配布された資料、宣伝のためのパンフレット、カタログ、マニュアル、提案書など）であるか、文書がどのような内容であるか、文書がどのような目的で作成されたかという事実が、頒布された刊行物に記載された発明であるか否か、又は公然知られた発明であるか否かの判断に影響を与えている裁判例が多い。

【守秘義務・秘密保持に関して】主に、秘密保持契約等の明示的な秘密保持の合意の有無、明示的な秘密保持の合意がなければ、暗黙的な秘密保持が、文書・情報の性質や内容と一緒に考慮されている。

【会合の性質について】論点となっているのは、第三者が必ずしも自由に会合に出席できない場合である。この場合は、会合への出席者、会合の形態が考慮されている。

【公知日について】カタログ、パンフレット、取扱説明書（マニュアル）等は公知日が必ずしも明らかではない。その場合には、製品が発売される旨を伝える新聞や、雑誌、ウェブサイトの情報、広告等の周辺情報を用いて判断している。

２．　各国知的財産庁

EPOは、早くから標準化機関との協力関係を結んでおり、積極的に標準関連文書の特許

審査利用を進めている。EPOが標準関連文書を利用している標準化機関は、協力関係を結んでいる機関や、一般に情報が公開されている機関である。欧州特許条約54条(2)及び欧州特許審査便覧第Ⅳ章よりEPOの審査実務を検討すると、標準関連文書を特許審査利用するためには、以下の2点が必要である。

・秘密保持契約がないこと

・出願日又は優先日の前に公衆の利用に供されていること

各標準化機関とは、上記を満足した文書を利用できるよう取り決めて、提供を受けていると考えられる。

標準関連文書に対する公知性の考え方や、審査資料としての整備方法について、EPOにおける手法をそのまま日本に適用できるとは限らないが、JPOにおいて標準関連文書の審査利用を進める際に、EPOの手法は参考となりうる。

KIPOが特許審査に利用している標準関連文書は、一般に情報が公開されている機関（3GPP、IETF、ITU、ETSI）の文書や、論文と共に有料でデータ提供サービスを受けることができる機関（IEEE）の文書である。ここで挙げた標準化機関の文書は、JPOにおいても審査に利用しており、両国における標準関連文書の審査利用状況は類似している。この原因として、韓国特許法の新規性に関する条文や審査基準について、日本のものと共通する点が多いことが考えられる。USPTOでは、USPTOが運営している図書館施設であるSTICより、少なくともIEEEの規格に関する情報の提供を受けており、3GPP等の規格情報がUSPTOのデータベースに取り込まれている。

３．　標準化機関の実情

提案者からの標準関連文書の提出、各委員への配布共に電子データでの扱いが各機関で主流となっている。具体的には、標準化機関のサーバへのアップロードでの提出、サーバからのダウンロード、e-mailを用いた事務局への提出・事務局からの配布などによる。

規格案の作成段階で開催される委員会で扱われる標準関連文書へのアクセスや標準関連文書の配布は、該当する委員会の委員のみの扱いが主流である。サーバへのアクセスは、委員に割り当てられたIDとパスワードで管理されている。3GPPは、全ての標準関連文書がウエブサイトで一般公開されており、例外的である。また、ITUは、部門メンバーは、所属部門内の全てのグループの文書にアクセスできる。

守秘義務に関しては、フォーラム系の機関では明確な規定があり、機関のメンバーになる際の契約に守秘義務の遵守が含まれる機関もある。デジュール系の機関では、機関のメンバーとなる際に各委員の常識的な判断に任せている実情がある。

４．　国内企業の実情・意見

各企業は、特許出願すべき発明は、寄書等の提出前に出願を済ませておくことを基本としている。守秘義務が課されているフォーラム系の機関の場合でも、基本は同じであるとの回答もあった。

今回のヒアリングの範囲では、調査前より課題として認識していた、標準化活動で開示した技術が意図せずに他者に権利化された事例の存在については、確認はされたものの大きな問題として顕在化していない模様である。一方で、標準関連文書の特許審査利用を明確に否定する意見はなく、審査利用については概ね賛成であるとの回答が得られた。あわせて、標準関連文書の審査利用により、本来特許とされるべきでないものが拒絶されることを通して、標準必須特許の数を抑制することができるのではないか、との意見もあった。

特許審査への利用を期待する分野としては、ヒアリング対象企業の業種も影響していると考えられるが、ICTに関係する分野が挙げられた。また、特に、国際機関の提案文書は利用することが望ましいとの意見が挙げられた。

５．　標準関連文書の特許審査利用について

標準関連文書に限らず、その内容が審査に有用な公知の文献であれば、それが審査資料として整備され、審査官が特許審査に利用できる環境が確保されることが理想である。そして、標準関連文書を特許審査に利用することについては、今回ヒアリング等により収集することができた情報は限られた範囲のものであるけれども、明確な反対意見はなく、ユーザー側からも概ね支持されることが確認された。

ここで、実際に審査資料として整備を進めるにあたり、対象の標準関連文書の公知性を確認する際には、特許法第29条第1項第3号の「頒布された刊行物」又は「電気通信回線を通じて公衆に利用可能」に該当するか否かの判断が必要である。「頒布された刊行物」については、委員会での標準関連文書の配布によって不特定の者が閲覧可能になったか否かが、また、「電気通信回線を通じて公衆に利用可能」については、標準化機関のサーバ上に標準関連文書としてアップロードされた情報が、インターネットを通じて不特定の者がアクセス可能と言いえるのか否かが、それぞれ判断のポイントとなる。これらの判断にあたって、検討すべき項目としては、「A：文書の性格・内容・目的」、「B：守秘義務」、「C：文書の頒布、データベースへのアクセス権限」、「D：委員会等への参加要件」、「E：公開日」が挙げられる。

具体的事例として、既に特許庁が入手している標準関連文書である、ISOから提供を受けているDIS以降の文書について、本調査研究委員会において公知性を検討した。この結果、ISOのDIS以降の文書は、頒布された刊行物であると判断可能であり、特許審査におい

て特許法第29条第1項第3号をもって拒絶理由を通知する場合の先行技術文献として利用可能と考えられるとの結論を得た。また、本調査研究委員会での議論、考え方を踏まえて、他の標準関連文書の公知性について考察するに、例えばITUの標準関連文書は同号に規定される文献等公知に該当する可能性が高いと考えられる。

本調査研究を一つのステップとして、標準関連文書の特許審査利用に関して継続して検討がなされ、標準関連文書の特許審査利用が促進されることを期待する。

資料編

資料Ⅰ

国内裁判例調査

資料１

調査結果一覧

国内裁判例調査
調査結果一覧

・国内裁判例で調査した50件を一覧表に示す。見開き横一列に各裁判例を示す。
・原則、判決日にしたがって降順に配置した。
　控訴審、上告審がある場合は、控訴審、上告審を基準として、一審をその直前に配置した。
・次頁より一覧表を示す。

国内裁判例　調査結果一覧

				判例内容について				
番号	裁判所名	判決日	事件番号	争点	出願の基準日	先行技術文献等	資料種類	主張公知日
N1	東京高裁	昭和 53 年 10 月 30 日 1978/10/30	昭和 50 年（行ケ）97 号	ベルギー特許明細の原本が刊行物であるか否か	昭和 38 年 8 月 22 日	ベルギー特許第 620107 号明細	ベルギー特許明細書の原本	昭和 38 年 1 月 11 日
N2	東京高裁	昭和 53 年 3 月 9 日 1978/3/9	昭和 50 年（行ケ）78 号（昭和 53 年（行ツ）69 号の第一審）	第一引用例が、頒布された刊行物であるか否か	昭和 37 年 12 月 12 日	第一引用例（乙一号証）：西ドイツ（当時）実用新案登録第 1859490 号明細書（以下「本件明細書」という。）の複写物	西ドイツ（当時）の実用新案登録の明細書の複写物	昭和 37 年 10 月 4 日
N3	最高裁二小法廷	昭和 55 年 7 月 4 日 1980/7/4	昭和 53 年（行ツ）69 号（昭和 50 年（行ケ）78 号の上告審）	第一引用例が、頒布された刊行物であるか否か	昭和 37 年 12 月 12 日	第一引用例（乙一号証）：西ドイツ（当時）実用新案登録第 1859490 号明細書（以下「本件明細書」という。）の複写物	西ドイツ（当時）の実用新案登録の明細書の複写物	昭和 37 年 10 月 4 日
N4	大阪地裁	昭和 61 年 6 月 17 日 1986/6/17	昭和 58 年（ワ）3347 号	実用新案明細書を撮影したマイクロフィルムが頒布刊行物であるか	昭和 49 年 12 月 12 日	昭和 46 年 10 月 23 日実用新案登録願第 98316 号の全文明細書を撮影したマイクロフィルム	実用新案明細書を撮影したマイクロフィルム	昭和 46 年 10 月 23 日
N5	東京高裁	昭和60年10月23日 1985/10/23	昭和59年（行ケ）211 号（昭和61年（行ツ）18号の第一審）	オーストラリア国特許出願の明細書の原本を複製したマイクロフイルムが頒布された刊行物であるか否か	昭和46年11月2日	オーストラリア国特許第四〇八五三九号にかかる特許出願の明細書の原本を複製したマイクロフイルム	オーストラリア国特許出願の明細書の原本を複製したマイクロフイルム	昭和45年12月10日

判例内容について		
認定公知日	**認定結果**	**認定理由**
なし	刊行物 ×	・特許法1項3号に定める「刊行物」は、同項1号及び2号に定められたものとは区別され、一定の技術的思想を表現する形式としての、不特定又は多数の人に対する（公開性）頒布を目的とし（頒布性）、印刷、写真又は複写その他これに類似する手段により、原型、原本（オリジナル）から複製された文書、図面、写真等であると解するのが相当である。 ・需要に応じその都度複写されて交付される一通の複写物であつても、頒布性の目的を有するかぎり、刊行物に該当する場合があり、必ずしも多数が複製されていなければならないとする理由はない。 ・内容の公開を目的として作成された文書等であつても、それ自体が不特定又は多数の人に対する頒布を予定されていない性質のものを刊行物ということができない。 ・公開ベルギー特許明細書は、その写しが他に頒布されることはあつても、原本そのものは頒布される性質のものではないから、特許法29条1項3号の規定にいう外国において頒布された「刊行物」に該当するものではないといわざるをえない。
昭和37年 10月4日	頒布刊行物 ○	・特許法29条1項3号の刊行物とは、公衆に対する情報伝達を目的として印刷され、または写真、複写等の手段によって複製された文書、図面、写真等をいうと解するのが相当である。 ・需要に応じて注文の都度複写されて交付される文書等の複写物も同号の刊行物にあたるといってよい。 ・第一引用例はこの西独国実用新案の明細書の複写物であり、その体裁内容は前記各会社が本件特許出願前に交付を受けた複写物と全く同一であるから、西独国特許庁またはドイツ特許サービス株式会社が遅くとも本件特許出願前に作成して配布した文書であると推認して差支えない。 ⇒特許法29条1項3号の刊行物とした審決の判断に誤りはない。
昭和37年 10月4日	頒布刊行物 ○	【特許法29条1項3号に掲げる頒布された刊行物】 ・公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図面その他これに類する情報伝達媒体であって、頒布されたものを指す。 ・相当程度の部数が原本から複製されて広く公衆に提供されているものに限られない。 ・原本自体が公開されて公衆が自由に閲覧できる、複写物が公衆からの要求に対応して遅滞なく公布される態勢が整っているならば、その都度原本から複写して交付されるものでも差支えない。 ⇒特許法29条1項3号に掲げる頒布された刊行物に該当するものであると認めて差し支えない。
昭和48年 7月9日	頒布刊行物 ○	・実用新案法三条一項三号にいう刊行物とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図画その他これに類する情報伝達媒体をいい、頒布とは、右のような情報伝達媒体が不特定多数の者の見得るような状態におかれることをいうと解するのが相当である。 ・考案の明細書を撮影したマイクロフィルムは、前記各所において公衆の閲覧に供されあるいは複写交付され得るものであるから、右マイクロフィルムが不特定多数の公衆に対し頒布により公開することを目的として明細書原本を複製した文書、図画に類する情報伝達媒体であることは明らかである。 ・頒布というためには、一定の情報伝達媒体が不特定多数の者の見得るような状態におかれることをもって足り、必ずしも発行者以外の者に配付されることを要するものではないと解される。しかも本件においては、前記マイクロフィルムは、発行者以外の財団法人日本特許情報センターおよび社団法人発明協会にも交付されているのであるから、右マイクロフィルムが頒布されたことは明らかである。 ⇒公知技術（二）の考案の全文明細書および図面の記載内容は、本件考案の実用新案登録出願前に日本国内において頒布された刊行物に記載されたもの（実用新案法三条一項三号）と認められる。
昭和45年12月10日	頒布刊行物 ○	・刊行物とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図画その他これに類する情報伝達媒体をいい、頒布とは、上記のような情報伝達媒体が不特定多数の者の見得るような状態におかれることをいうと解するのが相当である（最高裁判所昭和55年7月4日判決参照）。 ・オーストラリア国特許明細書原本を複製し特許庁本庁及び五個所の各特許庁支所に配布されたマイクロフイルムが不特定多数の公衆に対し頒布により公開することを目的として明細書原本を複製した文書、図画に類する情報伝達媒体であることは明らか。 ・マイクロフイルムは、公示の日から三週間以内に特許庁本庁及び各支所に備えつけられて、その後はいつでも公衆がデイスプレイスクリーンを使用し又は普通紙に複写してその内容を見ることができる状態におかれているのであるから、おそくとも公示の日から三週間後の時点で頒布されたものとなつたと認めるのが相当である。

				判例内容について				
番号	裁判所名	判決日	事件番号	争点	出願の基準日	先行技術文献等	資料種類	主張公知日
N6	最高裁一小法廷	昭和61年7月17日 1986/7/17	昭和61年(行ツ)18号（昭和59年（行ケ）211号の上告審）	オーストラリア国特許出願の明細書の原本を複製したマイクロフイルムが頒布された刊行物であるか否か	昭和46年11月2日	オーストラリア国特許第四〇八五三九号にかかる特許出願の明細書の原本を複製したマイクロフイルム	オーストラリア国特許出願の明細書の原本を複製したマイクロフイルム	昭和45年12月10日
N7	東京高裁	平成6年12月21日 1994/12/21	平成4年(行ケ）4号	引用例の公知文献性の認定の誤り	昭和58年1月4日	「カリフレックス技術資料No.TB.70″カリフレックス″熱可塑性ゴム―ビチュメンへの応用―」（以下「引用例1」という。）、「技術資料　No.TB－81　カリフレックスTRについて」（以下「引用例2」という。）、「カリフレックス技術資料　Ｎｏ．TB－83　熱可塑性ゴムによるビチュメンの改質」（以下「引用例3」という。）	製品の性質、用途等を説明し、自社製品の優位性を宣伝し、販売促進に資することを目的とした技術資料	引用例1：昭和51年2月 引用例2：昭和51年12月 引用例3：昭和56年3月
N8	東京高裁	平成12年12月25日 2000/12/25	平成11年(行ケ)368号	第一発明の公知性判断の誤り	昭和60年7月5日	6本ロールカレンダーに関する各種の図面	図面	昭和60年7月5日以前
N9	東京高裁	平成13年9月27日 2001/9/27	平成12年(行ケ)207号	頒布した刊行物であるか	昭和58年9月27日	甲第3号証（審判甲第１号証）の2枚目以下の「Power FETs in Switching Applications」と題するマサチューセッツ工科大学（MIT）の修士論文（著者：Charles Edward Harm。以下この論文を「甲第3号証の論文」やHarm論文という。）	大学に提出された修士論文	昭和55年6月20日から公衆の閲覧が可能
N10	東京地裁	平成13年11月13日 2001/11/13	平成12年(ワ)16531号	マニュアルが、「刊行物」といえるか	平成10年7月31日	「ビジックス　トウェンティ／トウェンティ　エキシマレーザーシステム2020B　オペレーターズマニュアル	マニュアル	平成3年12月18日

判例内容について		
認定公知日	認定結果	認定理由
昭和45年12月10日	頒布刊行物 ○	・頒布された刊行物とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図面その他これに類する情報伝達媒体であって、頒布されたものを意味する。（最高裁昭和53年（行ツ）69号参照） ・オーストラリア国特許出願の明細書の原本を複製したマイクロフイルムは、本願考案の実用新案登録出願がされた以前に、同国特許庁の本庁及び五か所の支所に備え付けられ、公衆がデイスプレイスクリーンを使用してその内容を閲覧し、普通紙に複写してその複写物の交付を受けることができる状態になったので、外国において頒布された刊行物とみなせる。
昭和58年1月4日以前	頒布刊行物 ○	・シェル化学株式会社取締役ポリマー部長渡辺弘育が、昭和61年11月10日付けで、日新工業株式会社宛「カリフレックスTR技術資料の頒布証明について」と題する有印の証明書（審判事件甲第6号証、本訴乙第１号証）を作成したこと、同証明書の記載内容が被告主張（上記証明書の中に記載されている技術資料の中に、引用例1～3を示すことが明らかな資料が含まれており、主張公知日が発行年月とされている。）のとおりである。 ・その秘密性が問題とされる文献ではないと認められる。 ・その他の関連業者等広く第三者に頒布されていたものと認めることができる。 ⇒いずれも、特許法29条1項3号の定める刊行物に該当する
なし	公然知られた ×	・発明の内容が、発明者のために秘密を保つべき関係にある者に知られたとしても、特許法29条1項1号にいう「公然知られた」には当たらないが、この発明者のために秘密を保つべき関係は、法律上又は契約上秘密保持の義務を課せられることによって生ずるほか、社会通念上又は商慣習上、発明者側の特段の明示的な指示や要求がなくとも、秘密扱いとすることが暗黙のうちに求められ、かつ、期待される場合においても生ずるものであったというべきである。 ・被告側から図面等で情報を入手した証人は、社会通念上又は商慣習上、被告側の特段の明示的な指示や要求がなくとも、の技術内容につき被告のために秘密を保つべき関係にある者ということができるので、本件第１発明が公然知られた状態となったものということはできない。
昭和58年9月27日以前	頒布刊行物 ○	・Harm論文の表紙頁には、1980年6月20日にMIT図書館の記録保管所（ARCHIVES）に受け入れられたことを示す受領印が、また、図書館のカタログ記録には、同論文が1981年11月3日にMIT図書館のカタログに入れられたことを示す記載及び「記録保管所及びエンジニアリングにおいてマイクロフィッシュコピー利用可」の記載があることが認められる。上記カタログ記録には、最終更新日が1982年3月17日であることが記録されている。・2001年3月時点で、MIT図書館にはHarm論文が2部存在し、うち1部は記録保管所に、他の1部はBarker Engineering 図書館に収蔵されており、一般公衆はBarker Engineering図書館でHarm論文を閲覧し、その複写物を得ることができること、またMIT図書館の文書サービス部門に注文すれば1部59ドルで同論文の紙の複写物及び電子複写物を入手することができたことが認められる。 ・Harm論文は、遅くとも・マイクロフィルムは、それが図書館において作成される場合、特に非公開が予定されている等の特別の事情がない限り、一般利用者が当該マイクロフィルムの内容を閲覧し、必要に応じてその複写物を請求し入手することができるようにすることを予定したものであると推認することができる。そして、当該マイクロフィルムが実際に閲覧に供され、一般利用者がマイクロフィルムからの複写を請求して入手することができるようになっている場合には、そのマイクロフィルムは頒布を目的として複製されたものというべきである。⇒外国において「頒布した刊行物に記載された」ものである
平成3年12月18日	頒布刊行物 ○	・本件マニュアルは、被告旧製品に付属した操作マニュアルであって、被告旧製品を購入した者に対してその付属物として提供されるものであること、被告旧製品を購入した者には必ず提供されていること、本件マニュアルは、被告旧製品の動作開始時や操作時に容易に見ることができるように、被告旧製品のそばに置かれることが多く、また、本件マニュアルの内容が秘密にされているという事情は存在しないこと、以上の事実が認められ、このような事実からすると、本件マニュアルは、頒布することを目的として複製された文書であって、それを見ることができる者について特段制限があったとも認められず、また、実際に頒布されているから、「刊行物」に該当すると解するのが相当である。 ・被告旧製品が高価であって、実際上入手する者が限られており、また、本件マニュアルを見る者は、装置を使用する眼科医やメンテナンスを行うオペレータなどであるとしても、「刊行物」に該当しないということはできない。 ・本件マニュアルに著作権表示がされ、その複製が禁じられていることも、本件マニュアルが「刊行物」に該当するかどうかを左右するものということはできない。 ⇒平成3年12月18日には現時点における内容に改訂され刊行頒布されていたものと認められる。

				判例内容について				
番号	裁判所名	判決日	事件番号	争点	出願の基準日	先行技術文献等	資料種類	主張公知日
N11	東京高裁	平成13年11月29日 2001/11/29	平成11年(行ケ)308号	引用刊行物2が刊行物であるか	平成5年2月5日	1991年（平成3年）1月ヒルホウルトガーデンプロダクト社発行「RETAIL PRICELIST OF HILLHOUT GARDEN PRODUCTS 1991/1.」（同社の小売価格リスト1991.1）（HILLHOUT EDGING, PERGOLA.（ヒルホウルト花壇縁取り、蔓植物用棚が記載された10頁。本訴の甲第4号証、本件決定の甲第2号証。以下「引用刊行物2」という。）	カタログ	平成3年1月1日
N12	東京高裁	平成14年2月5日 2002/2/5	平成12年(行ケ)457号	第1、第2発明が公知か	昭和60年7月5日	6本ロールカレンダーに関する各種の図面	図面	昭和60年7月5日以前
N13	大阪地裁	平成14年9月3日 2002/9/3	平成12年(ワ)14191号	カタログが刊行物と認められるか	平成2年1月31日	マッコンキー社（J.M.McConkey & CO. INC.）の「Grower Supplies, Equipment, Greenhouses & Components, 1983 Catalog」と題する昭和58年（1983年）版のカタログ（乙2）	カタログ	1985年以前に頒布
N14	東京高裁	平成14年9月45日 2002/9/4	平成14年(行ケ)87号	引用刊行物が頒布された刊行物であるか	平成8年4月23日	シールド社発行の「Korrvu Suspension Packaging」と題する刊行物（本訴甲第5号証、乙第1号証、以下「引用刊行物」という。）	一般ユーザに配布することを目的とされたパンフレット	少なくとも平成8年4月23日前
N15	東京地裁	平成15年3月27日 2003/3/27	平成13年(ワ)23830号	刊行物が特許出願前に日本国内において頒布された刊行物であるか	昭和58年3月25日	〔1〕「AVMシステムについて」（乙2；昭和55年11月、社団法人日本電子機械工業会作成） 〔2〕「車両位置等自動表示（AVM）システムについて」（乙1；昭和55年10月1日発行の「電波時報」第5号所収、郵政省電波監理局無線通信部陸上課作成）	昭和55年6月に策定された郵政省の処理方針に沿って、関係する業界に属する者に対し、広くAVMシステムについての知識等を普及させるための文書。	昭和58年3月25日以前

判例内容について		
認定公知日	**認定結果**	**認定理由**
出願日前	刊行物 ○	・本件カタログの裏表紙に、「価格は1991年4月1日現在のもの」と記載されているので、カタログの表表紙の「1991/1.」の記載のうち、「1991」は、西暦1991年を表すことが明らかであり、特別の事情のない限り、1991年中に発行されたと認めるのが、合理的な認定方法である。「1.」は、1月を意味するのか明らかではないが、出願が平成5年（1993年）2月5日であるから、1月を意味すると明確にするまでもない。 ・カタログの記載内容を見ると、製品を選ぶ者、同社のアドバイスの対象となる者、具体的な園芸のアイデアを持っている者を「皆様」としているのであるから、卸売業者のみならず不特定多数の消費者を包含するものであることが、明らかというべきである。 ⇒出願日前に頒布された刊行物
なし	公然知られた ×	・図面に、本件第1発明及び本件第2発明のすべての構成要件が記載されているということはできず、図面の提示又は交付があったとしても、本件第1発明及び本件第2発明が公然知られていたとすることはできない。 ・図面以外に本件発明の構成が公知になっていたことを間接に裏付けるべき証拠もないので、原告主張のその余の点について判断するまでもない。
平成2年1月31日以前	頒布刊行物 ○	・乙2カタログは、用土充填装置及びそのオプション品の機能説明や価格を紹介するもので、末尾には支払条件、最低注文額、出荷及び返品に関する事項等の販売条件が記載されており、ユーザーに対し頒布することを予定した内容になっている。 ・乙2カタログの表紙には「1983」と明記され、「このカタログに記載の値段は1983年1月1日付けで有効です。」（カタログ92頁）と記載されているから、1983年ころに作成、頒布されたものと推認できる。 ⇒乙2カタログは、「刊行物」というべき
平成6年中	頒布刊行物 ○	・引用刊行物が、広く一般ユーザーに配布することを目的として印刷されたパンフレットである ・引用刊行物の最末尾に見られる「Rev.4/94」の記載及び引用刊行物と同一のカタログを1994年に入手してその商品を購入したことを明確に供述しているリチャード・ピー・ハッペルの宣誓供述書（乙第2号証）の記載を総合すれば、引用刊行物は、1994年（平成6年）4月に従前のパンフレットの改訂版として印刷され、遅くとも同年中には米国内で頒布されたものと認めることができる。 ・リチャード・ピー・ハッペルは、コーニング社の梱包エンジニアで、同社のビッグフラッツ工場の購買及び梱包の責任者であったので、専門家としての目で十分な吟味を経て発明品を購入したと考えられ、7年の経過後にも細部にわたって記憶していることをもってその信用性を否定することはできない。 ⇒特許出願前に、アメリカにおいて頒布された刊行物であるとの認定は誤りとは言えない。
昭和58年3月25日以前	頒布刊行物 ○	・「AVMシステムについて」は、公益法人が編纂した論稿であって、その記載内容からみて単なる内部文書ではなく、関係する業界に属する者に広くAVMシステムについての知識を普及させるための文書であるといえるから、本件特許権の特許出願（昭和58年3月25日）前において、公衆に対し頒布により公開することを目的として作成された文書であると認めることができ、特許法29条1項3号にいう「特許出願前に日本国内において、頒布された刊行物」に該当するというべきである。

				判例内容について				
番号	裁判所名	判決日	事件番号	争点	出願の基準日	先行技術文献等	資料種類	主張公知日
N16	東京地裁	平成15年4月16日 2003/4/16	平成13年(ワ)15719号	FULLPAINTマニュアルの頒布開始時期	昭和61年2月15日	FULLPAINTというアップルコンピュータ社製パーソナルコンピュータのマッキントッシュ（Macintosh）向けのグラフィックアプリケーションプレリリースバージョン（version 0.9）のマニュアル（乙1、以下「FULLPAINTマニュアル」という。）	アプリケーションソフトのマニュアル	昭和61年1月16日
N17	東京高裁	平成15年6月17日 2003/6/17	平成13年(行ケ)255号	**出願公開前の明細書の写しが公知か**	平成3年2月26日	出願公開前に、本件発明の実施許諾交渉の過程で、原告に対して、被告がファクシミリにより送付した当初明細書の写し（甲第3号証）	交渉中に送付された出願公開前の明細書の写し	出願基準日前
N18	東京高裁	平成16年2月27日 2004/2/27	平成13年(行ケ)466号	甲3-1である仕様書が、刊行物であるか	平成2年10月24日	甲3-1「採血管自動準備システムご提案仕様書」（「本件仕様書」と記している）	業者が納入先に提出した提案仕様書	平成2年10月24日以前に公知
N19	東京高裁	平成16年3月31日 2004/3/31	平成15年(ネ)2376号（控訴審）	刊行物が特許出願前に日本国内において頒布された刊行物であるか	昭和58年3月25日	昭和55年11月社団法人日本電子機械工業会作成の「AVMシステムについて」と題する文書（乙2、以下「本件刊行物」という。）	昭和55年6月に策定された郵政省の処理方針に沿って、関係する業界に属する者に対し、広くAVMシステムについての知識等を普及させるための文書。	昭和58年3月25日以前

判例内容について		
認定公知日	**認定結果**	**認定理由**
遅くとも、昭和61年1月18日	頒布文献○	・雑誌により、マックワールドエキスポにおいて、A2S社がマッキントッシュ製品の展示予定企業であるとの記述がある。 ・1986年1月16日から18日まで、マッキントッシュ製品を製造販売する多くの企業の宣伝広告の場である、マックワールドエキスポが開催された。 ・新聞に、「また、ミシガンのA2S社の新製品FULLPAINTもある。100ドルのフルスクリーンのペインティング・プログラムである。」との記載がある。 ・A2S社は、1987年3月16日、米国特許商標庁に対し、商品「ユニットとして販売されるコンピュータ・プログラムと取扱マニュアル」について商標“FULLPAINT”の登録出願をし、同年10月27日、その旨の商標登録がされた。その商標登録証には、商標“FULLPAINT”の最初の使用日及び最初の商業的使用日がいずれも1986年1月15日であると記載されている。 ・FULLPAINT（version1.0）のプレリリースバージョン（version0.9）の収録されたフロッピーディスクのラベルには、“FULLPAINTTM Version1.0©1985 Ann Arbor Softworks”と印刷されているが、そのラベルには“PRE-RELEASE”の赤字スタンプが押されている。また、上記フロッピーディスクのソフトウエア情報では、最終更新日が1986年1月15日午前10時55分となっている。 ・その他複数の証拠を認定している。 ⇒本特許出願前に頒布された公知文献
なし	必要の無い議論	・要旨変更により本件発明の出願日が本件補正がなされた平成10年7月23日と認定されることになるとすると、当初明細書記載の発明が、それ以前に出願公開されたことは明らかであるから、当初明細書の写しのファクシミリに記載された発明の公知性を秘密保持義務との関係で論じたことは、本来必要のない議論をしたものと評価するほかない。
無い	公知× 刊行物×	・本件仕様書は、特定の顧客に対しての提案書であるから、文書の性質記載様式それ自体からしても広く第三者に流通することを予定したものであるとはいえない。 ・アイディエスで、本件仕様書の交付と相前後して技術分野を共通にする出願をしていたことを考えると、アイディエスが正式受注前の初期段階における採血管自動準備システムの仕様を記載した本件仕様書の情報について何ら秘密義務を負わない不特定人に対してこれを開示することは考え難い。 ・一般に新製品の開発及び製品販売にかかわる製造販売者と販売仲介業者及び需要者側との間においては秘密保持に関する格別の明示的な合意や明示的な指示又は要求がなくとも、販売仲介業者及び需要者側が当該新技術を第三者に開示しないことが暗黙のうちに求められ、製造販売者もそうすることを期待し信頼して当該新技術を販売仲介業者及び需要者側に開示することは、十分あり得るので、社会通念上又は商慣習上、秘密に保つべき関係に立つものというべきである。 ・以上によれば、本件仕様書に記載されたものが特許出願前に日本国内において公然と知られる状態にあったとはいえない。 ・また、上記1の認定及び判断に照らして、本件仕様書が特許法29条1項3号の刊行物には当たらないことは明らか。 ⇒公知とは言えず、刊行物でもない
昭和58年3月25日以前	頒布刊行物○	・本件刊行物は、公益法人が編さんした文書であって、その記載内容からみて、単なる内部文書ではなく、昭和55年6月に策定された郵政省の処理方針に沿って、関係する業界に属する者に対し、広くAVMシステムについての知識等を普及させるための文書であると認めるべき。 ・編さん日（昭和55年11月）から判断して、本件特許権の特許出願日よりも2年以上も前の時期に、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書（最高裁昭和55年7月4日第二小法廷判決・民集34巻4号570頁）であることも明らかである。 ・本件刊行物が、上記の時期に作成はされたものの、その後2年以上が経過した本件特許権の特許出願日においても、いまだ実際には頒布されていなかったものであることを推測させるような事情は何らうかがわれない。 ⇒特許出願前に頒布された刊行物に該当する

				判例内容について				
番号	裁判所名	判決日	事件番号	争点	出願の基準日	先行技術文献等	資料種類	主張公知日
N20	東京地裁	平成17年2月23日 2005/2/23	平成16年(ワ)10431号	ホームページ上に掲載された製品の意匠が公知といえるか	平成16年2月27日	被告の運営するホームページ（http:-/www.mametan2.com/）上に、別紙被告物件目録１記載の「PK001　光る！白バイマスコット（青）」（甲20の1。以下「被告製品1」といい、その意匠を「被告製品１意匠」という。）及び同目録2記載の「PK006　光る！白バイマスコット（赤）」（甲21の1。以下「被告製品2」といい、その意匠を「被告製品2意匠」という。）をそれぞれ複数の角度から撮影した写真を掲載して宣伝した。この情報が掲載された「INTERNET ARCHIVE Wayback Machine」（以下「本件ARCHIVE」という。）。	ホームページ上に掲載された製品	平成15年2月27日以前
N21	知財高裁	平成18年1月25日 2006/1/25	平成17年(行ケ)10572号	頒布刊行物該当性について	平成3年5月2日	「進化の研究についてのレポート、マックス・プランク生物物理化学研究所、生化学動態研究部」表紙、巻頭言、目次および本文（審判甲8・本訴甲8。原文の題名等「REPORT ON EVOLUTION RESEARCH, DEPARTMENT OF BIOCHEMICAL KINETICS MAX－PLANCK－INSTITUT FUR BIOPHYSIKALISCHE CHEMIE GOTTINGEN, 1990」	欧米の大学・研究機関所属の研究者、ジャーナリスト、製薬会社に属するもので構成された国際会議の実質を有しているワークショップで配布された技術的資料	平成3年4月18日
N22	知財高裁	平成18年1月25日 2006/1/25	平成17年(ネ)10004号（控訴審）	T17参照	T17参照	T17参照	T17参照	T17参照
N23	東京地裁	平成18年3月22日 2006/3/22	平成16年(ワ)8682号	**引用例6が公知文献か**	昭和63年3月9日	「遺伝子増幅系を用いた赤芽球分化誘導因子 EDF の生産－ CHO 浮遊培養株の育種－」（乙7の1。以下「引用例6」という。	日本農芸化学会誌１９８８年３月号所収の文献	優先日前
N24	知財高裁	平成18年3月30日 2006/3/30	平成17年(ネ)10109号（控訴審）	引用例1（乙4に記載）が公知で、引用発明が公知であるか	平成10年5月29日	「減揺水槽取扱い説明書」（乙4）に記載された引用例1	平成6年、海上保安庁に対し、ＡＲＴを搭載した大型巡視船「くだか」を納入した際に、同年9月28日付で公布された取扱説明書	平成6年9月28日

判例内容について		
認定公知日	**認定結果**	**認定理由**
平成15年2月27日以前	公知○	・甲20及び21の各1によれば本件ARCHIVEが平成15年2月27日時点で収集した被告ホームページには、被告製品1及び2をそれぞれ複数の角度から撮影した写真が掲載されていることが認められる。 ・本件ARCHIVEの示す収集内容及び日付は、十分信用することができるものと認められる。 ⇒日本において公然知られた意匠である。
平成3年5月2日以前	頒布刊行物○	国際会議のワークショップにて、58名の参加者に配布された。 ・ワークショップの参加者は招待された者であり、希望する者が自由に出席できる会議ではないが、欧米の大学・研究機関所属の研究者、ジャーナリスト、製薬会社に属するもので構成された国際会議の実質を有している。 ・甲8は、当初は内部資料として作成されたものの、本件ワークショップの主催者であるＬ博士が、自らの特許であるL特許につき1991年（平成3年）4月16日に優先日を確保したことから、甲8を秘密にしておく必要性がなくなったと判断し、L博士の指示により、本件ワークショップにおける討論の質を上げるため、各参加者に配布した。 ・ワークショップで配布された文書は、守秘義務を貸すことなく配布されたもので、受領した被配布者も、文書を含む資料の利用は自由であると受け止めた。 ⇒頒布刊行物に該当する
T17参照	T17参照	T17と該当特許が同一で、該当争点の内容も同一であるので、T17を参照
判断されず	判断されず	判断されず
平成6年中	公知○	・引用発明について、被控訴人と海上保安庁との間で秘密保持契約が結ばれた等の事情は認められない。 ・被控訴人は、平成6年1月ころ、海上保安庁以外の取引先にも、特に秘密とすることを約することなく、引用例1とほぼ同内容の取扱説明書を配布したことが認められる（乙25、弁論の全趣旨）。 ・引用発明は、遅くとも大型巡視船「くだか」が納入された平成6年中には、守秘義務を負わない第三者がこれを知るに至ったものというべきである。 ⇒引用発明は日本国内において公然知られた発明となったものと認められる

				判例内容について				
番号	裁判所名	判決日	事件番号	争点	出願の基準日	先行技術文献等	資料種類	主張公知日
N25	知財高裁	平成18年7月12日 2006/7/12	平成17年(行ケ)10486号	引用例に記載の発明が、出願前に公然と知られていたとした認定の誤り	平成5年2月12日	引用例ロ：「冷蔵庫フロン対応研究技術発表会」資料（主催 社団法人日本電機工業会 平成4年7月30日開催）25頁～46頁、「代替フロン採用コンプレッサーの開発状況と解決すべき課題」（甲2）	研究会で配布されたプログラム及び発表用のテキスト等からなる冊子	平成4年7月30日
N26	東京地裁	平成19年3月23日 2007/3/23	平成16年(ワ)24626号	乙4文献の公知性	平成14年2月4日 平成14年2月12日	設計図等（乙4の1ないし3。以下、まとめて「乙4文献」といい、乙４の2・3の設計図を「乙4の2・3図面」という。 土瓶式構想案の図面（乙4の2） パイプ折り畳み案の図面（乙4の3）	日本坩堝が被告に対して、打ち合わせの際に、設計変更を報告した際に提出した設計図等。	平成14年2月4日以前
N27	知財高裁	平成19年3月26日 2007/3/26	平成18年(行ケ)10358号	登録商標と似た画像である「本件吹き出し切り替え画像」が商標の登録日前に閲覧可能か	平成17年6月20日	ウェブサイト（http://www.englishtown.co.jp）のトップページには、当該ページの左上部に、左から順に、青色の吹出し形状の図形と、その右側のオレンジ色の「town.com」の欧文字が表示されている。当該青色の吹出し形状の図形は、ポップアップ機能を有し、同図形の中には「eigo」の欧文字と「english」の欧文字とが、数秒間隔で、交互に切り替わる態様で表示されている（甲6。以下、当該表示を「本件吹出し切替画像」という。）。	ウェブサイトの画像	平成17年5月20日
N28	東京地裁	平成19年3月29日 2007/3/29	平成16年(ワ)17929号	ARC/INFOマニュアルV5が頒布された刊行物か	平成3年6月24日	ARC/INFO Version 5（以下「ARC/INFO V5」という。）のユーザーズガイドである Users Guide ARC/INFO Volume 1・Version5.0，Volume 2・Version 5.0.1（乙13、14。以下「ARC/INFO マニュアルV5」という。	ソフトウエアのマニュアル	平成3年6月24日以前
N29	東京地裁	平成19年3月29日 2007/3/29	平成16年(ワ)20404号	T24参照	T24参照	T24参照	T24参照	T24参照
N30	東京地裁	平成19年3月29日 2007/3/29	平成17年(ワ)16706号	T24参照	T24参照	T24参照	T24参照	T24参照

判例内容について		
認定公知日	**認定結果**	**認定理由**
平成4年7月30日	公知○	・引用例は、研究委員会のプログラム及び発表用のテキスト等からなる冊子である。 ・委員会の各分科会の研究発表が、当該分科会の構成員のみを対象として行われた物ではないことは明白である。 ・発表への参加者が委員会を構成する9社のみであるとして、分科会の構成員である6社は共同研究者として発表者側に属すので、発表の相手方は残りの3社のみとなる。しかし、発表会を開催すること、発表にプロジェクタ等を使用することを考えると、さらに広範囲の物を対象として開催されたものと認めることができる。 ・参加者が、発表された事項について守秘義務を負うものとすることは不自然である。 ⇒引用例に記載された発明は、公然知られていたと認められる
なし	頒布刊行物×	・乙4文献は、日本坩堝から被告に提出された設計図等であり、トヨタ自動車の衣浦工場において使用することを前提とした加圧式取鍋の設計図等である（乙4の1ないし3)。 ・開発途中の製品の設計図等は、客観的にみて営業秘密であることが取引担当者間において明らかなものであるから、秘密保持義務については明示的な合意がなくとも、取引担当者の間で、信義則上、当然に、守秘義務が生じるものと認められる。 ⇒乙4文献は、不特定の第三者が知り得べき刊行物には該当せず。
なし	公知とは認められない	・一般的に、コンピューターの画面上に表されている作成日やアドレス、ファイル名等は、書き換えたり、あるいは画面自体を差し替えることが容易である。 ・電子メールは、その作成日は、作成者が使用するコンュータで設定した日時に依存して記録されるものであって、容易に真実と異なる日時を表示することができるし、受信した電子メールの内容をその後に容易に訂正することもできる。原告が提出したファイルには、電子メールファイルに受信日時の記録がなく、送信日時と添付ファイルの変更日時・作成日時が矛盾しているなどの点が認められる。 ・ウェイバック・マシンについては、利用規約に記録内容の正確性について保証しないことが記載されている上、現に、ウェイバック・マシンに記録されている日経新聞のウェブサイトの内容について、真実と異なる内容が表示されている例が存在する。
平成3年6月24日以前	頒布刊行物○	・ARC/INFOのマニュアル類は、ARC/INFOマニュアルV5も含め、多数のライセンシーとその社員、従業員、学生など不特定多数の人に頒布され、その内容が公開されている。 ・マニュアル類自体には、ソースコード等の開示はなく（乙13、14)、高度の秘密情報が記載されているものではない。 ・ARC/INFOの営業活動においては、当該マニュアル類が実際には厳格に秘密として管理されていない。 ・契約条項において定められている秘密保持条項は、実際には、ソフトウエアを念頭に置かれたものであり、マニュアルについては営業政策上厳格な秘密保持義務を課していたとまでみることはできない。 ⇒ARC/INFOマニュアルV5を含む上記マニュアル類は「日本国内又は外国において頒布された刊行物」に該当するものと認められる。
T24参照	T24参照	T24と併合されているので、T24を参照
T24参照	T24参照	T24と併合されているので、T24を参照

				判例内容について				
番号	裁判所名	判決日	事件番号	争点	出願の基準日	先行技術文献等	資料種類	主張公知日
N31	知財高裁	平成19年3月29日 2007/3/29	平成17年(行ケ)10815号	文献の出願前頒布刊行物性についての認定の誤り	平成8年7月30日	審決甲2（本訴甲8）：「UNIVERSITY OF AUCKLAND,SCHOOL OF ENGINEERING,DEPARTMENT OF CIVIL ENGINEERING「REPORT No.289,LEAD RUBBER DISSIPATORS FOR THE BASE ISOLASION OF BRIDGESTRUCTURES」BY S.M.Built,August,1982前書、目次、1～12頁、82、83頁	「オークランド工科大学土木工学部レポートNo.289橋梁構造物のための鉛・ゴムエネルギー吸収装置」という表題の論文の複写物。学位取得のために提出されたレポート	平成8年7月30日以前
N32	東京地裁	平成19年4月19日 2007/4/19	平成17年(ワ)1199号	ARC/INFOマニュアルV5が頒布された刊行物か	平成3年6月24日	ARC/INFO Version 5（以下「ARC/INFO V5」という。）のユーザーズガイドであるUsers Guide ARC/INFO Volume 1・Version5.0 , Volume 2・Version 5.0.1（乙13、14。以下「ARC/INFO マニュアルV5」という。	ソフトウエアのマニュアル	平成3年6月24日以前
N33	知財高裁	平成19年8月30日 2007/8/30	平成18年(行ケ)10559号	国際公開パンフレットが刊行物か	平成13年6月1日	国際公開第01/17534号パンフレット	国際公開パンフレット	平成13年3月15日
N34	知財高裁	平成19年10月18日 2007/10/18	平成18年(行ケ)10378号	引用例2、3についての公知文献性の認定の誤り	平成9年7月22日、23日	・引用例2　1996年（平成8年）7月発行の「LUNAR NEWS」（審判及び本訴甲第2号証） ・引用例3　1997年（平成9年）4月発行の「LUNAR NEWS」（審判及び本訴甲第3号証）	Lunar Corporationが、同社の業務分野に関係する研究テーマに関して発表された研究論文を紹介し、研究の同行や方向性等についての情報を提供するため、同社自身がまとめた解説を内容としている。	平成9年7月22日以前
N35	知財高裁	平成20年3月27日 2008/3/27	平成19年(行ケ)10358号	刊行物の頒布時期の認定が誤り	平成5年9月1日	「小口径超音波流量計」（UCUF;Ultra Clean, Ultrasonic Flowmeter）のパンフレット（以下「本件刊行物」という。甲７）	パンフレット	平成5年9月1日以前

判例内容について		
認定公知日	認定結果	認定理由
なし	頒布刊行物 ×	・甲8の原本は、オークランド大学図書館に所蔵されている論文であって、要求に応じて、その複写物が提供される態勢にあると認められるものの、甲8の原本が、いつから、公衆の閲覧に供され、要求に応じてその複写物が提供される態勢にあったのかは、不明。 ・甲8についても、少なくとも平成6年（1994年）以降に作成されたことは推認できるが、本件特許出願に係る優先日前に作成されたことを示す証拠はない。 ・甲9には、甲8の原本が引用されているが、必ずしも、論文の著者が文献を引用する場合に、引用した文献を第三者が入手できることを確認した上で引用するものであるということはできない。また、甲9の著者が甲8を入手の上、引用したとしても、その文献の複製物が特許法29条1項3号に規定する「刊行物」に該当するものでもない。 ⇒甲8の原本の複製物が本件特許出願前に頒布されていないとした審決の認定判断が誤りであるということはできない。
平成3年6月24日以前	頒布刊行物 ○	・ARC/INFOのマニュアル類は、ARC/INFOマニュアルV5も含め、多数のライセンシーとその社員、従業員、学生など不特定多数の人に頒布され、その内容が公開されている。 ・マニュアル類自体には、ソースコード等の開示はなく（乙13、14）、高度の秘密情報が記載されているものではない。 ・ARC/INFOの営業活動においては、当該マニュアル類が実際には厳格に秘密として管理されていない。 ・契約条項において定められている秘密保持条項は、実際には、ソフトウエアを念頭に置かれたものであり、マニュアルについては営業政策上厳格な秘密保持義務を課していたとまでみることはできない。 ⇒ARC/INFOマニュアルV5を含む上記マニュアル類は「日本国内又は外国において頒布された刊行物」に該当するものと認められる。
平成13年3月15日	刊行物 ○	・特許法30条1項の「刊行物」は「特許を受ける権利を有する者が・・発表し」たものでなければならないのに対し、同法29条1項3号の「刊行物」には、このような限定はなく、出願前に日本国内又は外国において頒布されていれば足りると解される。 ・原告は、特許法30条が29条の例外を規定したものであるから、両者に共通して用いられている「刊行物」という文言は同じ意味に解釈されるべきであると主張するが、各条の文言上、上記の違いがあることは明らかであるから、原告の主張を採用することはできない。
平成9年7月22日以前	頒布刊行物 ○	・「LUNAR NEWS」は、米国のLunar Corporationが、同社の業務分野に関係する研究テーマごとに、読者に対し、当該テーマに関して発表された研究論文を紹介し、研究の動向や方向性等についての情報を提供するため、当該論文の内容を織り込んで、Lunar Corporation自身がまとめた解説を内容として、年3回発行する刊行物であり、購読を希望する者に対しては、無償で配布するものであることを推認することができる。 ・そして、このような刊行物の発行は、通常、発行会社の宣伝を兼ねて、社会一般に対する企業サービスとしての情報提供として行われるものであり、かつ、解説の執筆や編集・発行に一定の費用や労力を要するものであるから、そのような目的やコストに相応する相当程度の部数が発行されていることも優に推認される。 ・引用例2が1996年（平成8年）7月に、引用例3が1997年（平成9年）4月にそれぞれ発行されたことは、各１頁の発行年月の記載によって明らかである。 ⇒引用例2、3が、特許法29条1項3号にいう「特許出願前に（本件においては、優先権主張日前に・・・外国において、頒布された刊行物）」に当たることは明らか。
なし	頒布刊行物 ×	・別件判決で頒布刊行物と認定されているパンフレットと同一の内容が本件刊行物に記載されていることをもって、本件刊行物が優先日前に頒布されているとしている。 ・別件判決の判決書の理由中に記載の事項のみをもって事実認定することは合理性がなく、是認されるものではない。 ・別件訴訟と本件審判とは、当事者が異なること、別件判決は確定していないこと等に照らすならば、別件判決の何らかの効力が本件審判の当事者に及ぶこともない。 ⇒本件刊行物が、本件特許の優先日前に頒布されたものと認定したことは誤り。

				判例内容について				
番号	裁判所名	判決日	事件番号	争点	出願の基準日	先行技術文献等	資料種類	主張公知日
N36	東京地裁	平成20年12月3日 2008/12/3	平成19年(ワ)26898号	外国で頒布された刊行物に該当するか	平成6年1月17日	乙1の1のコピーの元とされた台湾登録願第77204725号新型専利説明書の公告本（図面2葉（第一図、第二図）を含む。以下「乙１公告本」という。）	台湾で登録された新型専利説明書の公告本	平成6年1月17日以前
N37	知財高裁	平成21年1月28日 2009/1/28	平成20年(行ケ)10180号	甲一仕様書が頒布された刊行物か	平成13年11月6日	海上自衛隊仕様書（仕様書番号「M4PG-00827-2」、名称「消防用ホース、艦船用」）	製品の仕様書仕様書	平成13年3月27日
N38	知財高裁	平成21年11月25日 2009/11/25	平成21年(行ケ)10066号	甲24である仕様書で公知となるか	平成13年1月19日	株式会社チップトンが、1999年4月に株式会社ビービーエフヤマテに納品した『ジャイロ研磨装置』の仕様書	仕様書	出願日前
N39	知財高裁	平成22年6月29日 2010/6/29	平成21年(行ケ)10323号	甲1が特許出願前に配布された、頒布された刊行物であるか。	平成5年10月29日	甲1（Technical Guide No.361全自動洗濯機 NA-F55A2）	洗濯機の製造業者が作成したテクニカルガイドで、サービス業者等に配布された	遅くとも平成5年2月末
N40	知財高裁	平成23年6月9日 2011/6/9	平成22年(行ケ)10272号	引用例1の公知性	平成15年11月17日	引用例1:Compact PCI MOTOR CONTROL MODULE ACP-425，ユーザーズ・マニュアル（平成15年5月9日発行の奥付けがある。甲1）	製品のユーザーズ・マニュアル（取扱説明書）	遅くとも、平成15年8月2日
N41	知財高裁	平成23年10月31日 2011/10/31	平成23年(行ケ)10189号	引用例の引用文献適格性	平成19年8月24日	X著「病気を治す機能性食品塩化マグネシウム」中日出版社平成19年2月28日発行，79頁～127頁，135頁～147頁（乙1。以下，これに記載された発明を「引用発明」という。）	書籍（絶版）	平成19年8月24日以前

判例内容について		
認定公知日	**認定結果**	**認定理由**
平成6年1月17日以前	頒布刊行物 ○	・台湾登録願第77204725号についての公告後、専利局又はその他適切な場所に陳列され、一般公衆の閲覧及びコピーの元とされ、乙1の1のコピーの元ともされた台湾登録願第77204725号新型専利説明書の公告本（図面を含む。）は、同出願に添付された説明書〔明細書〕及び図面の原本そのものではなく、それをコピーしたものであったものと認められる。 ・乙1の2によれば、台湾登録願第77204725号については、1981年施行細則52条に従い、平成3年5月21日に請求の範囲及び図面を記載して公告がされていることが認められるから、乙１公告本についても、そのころに一般公衆の閲覧、コピーの用に供されたものと推認することができる。 ⇒乙1公告本は、特許法29条1項3号の外国において「頒布された刊行物」に該当する。
出願日前	頒布刊行物 ○	・仕様書を機密とする契約が結ばれたと認める証拠はない。仕様書に係る消防用ホースは軍事上の秘密に属する者とは認められないので、実質的に守秘義務が課せられることはない。被告が締結した受注契約に、仕様書を機密にする契約が結ばれたと認める証拠はない。 ・〔1〕省庁の一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者は相当数存在すること、〔2〕甲1仕様書を含む海上自衛隊の仕様書は、海上自衛隊の入札広告に対して応札意思を示し、資格審査結果通知書を提示した者に配布されること、〔3〕甲1仕様書は、平成13年4月1日から情報公開の開示対象であったことが認められる。仕様書を受領した平成13年3月27日には、不特定多数の者が見得る状態にあり、配布を受けることが可能であったのであるから、頒布されたものと認められる。
なし	公知 ×	・甲24は、株式会社チップトンが平成11年4月に株式会社ビービーエフヤマテに納品した「ジャイロ研磨装置」の納品仕様書である。本件全証拠によっても、甲24が本件特許出願前に頒布された刊行物であること、及び甲24に係るジャイロ研磨装置が公然実施されたものであることを認めることはできない。
平成5年10月29日以前	頒布刊行物 ○	・甲1の表紙に「発行 平成5年2月」と表記されていることから，甲1は，遅くとも平成5年2月末日以降，サービス業者に配布されていたものと推認され、新聞記事、日建が購入された洗濯機の取扱説明書や製品の銘板、総合カタログも総合すると、テクニカルガイドである甲1は、遅くとも平成5年2月末日以降にはサービス業者等に配布されていたものと認められる。 ・松下電器は、日本全国に膨大な数量の洗濯機を販売していることがうかがわれ、サービス業者等も多数存在していたことが認められる。配布先を特定して管理されたり、第三者への再配布や開示が禁止された事実を認めることはできず、配布の対象は不特定の者と解するのが相当である。 ・秘密保持契約が締結されたことは認められず，甲1に記載された事項は，顧客（消費者）との関係も含めて，秘密性はない。 ⇒特許出願前に頒布された刊行物に該当する
平成15年5月頃	頒布刊行物 ○	・引用例1の奥付に、初版1刷発行日として、平成15年5月9日との記載がある。 ・平成14年12月2日に製品の受注を開始し、平成15年3月1日に出荷予定であるとするインターネット記事（甲3）と、同内容を伝えるホームページの記載（甲27の2）がある。 ・製品の発売を伝える「トランジスタ技術」誌平成15年3月号の広告（甲26）がる。 ・製品の取扱説明書が製品の販売に近接して不特定多数の利用者に対して頒布されることは、経験則に照らして明らかである。 ⇒引用例１は，本件特許出願日前に頒布された刊行物として，公知であったものと認められる。
平成19年8月24日以前	頒布刊行物 ○	・仮に刑事事件において裁判所が引用例の内容をでたらめと判断し，あるいはＡ教授が引用例の内容をでたらめと判断し，さらには引用例とされた刊行物が絶版になった事実が認められたとしても，当該刊行物が出版されたという事実自体が消滅するものではなく，引用例は特許法２９条１項３号所定の「特許出願前に日本国内・・・において，頒布された刊行物」に該当する。 ⇒引用例は特許法29条1項3号所定の「特許出願前に日本国内・・・において，頒布された刊行物」に該当する。

				判例内容について				
番号	裁判所名	判決日	事件番号	争点	出願の基準日	先行技術文献等	資料種類	主張公知日
N42	知財高裁	平成23年11月21日 2011/11/21	平成23年(行ケ)10129号	意匠が公然知られたか	平成21年12月18日	JR舞浜駅等のコンコース等の電気掲示器として取り付けられた「ＳＥ型用特殊リフレクターフラッター」と称する光源装置	実際に設置されている装置	出願日前
N43	知財高裁	平成23年11月29日 2011/11/29	平成23年(行ケ)10116号	甲１が本件出願前に頒布された文献であるとした認定の誤り	平成14年5月2日	甲１（「深夜電力利用電気蓄熱床暖房システム技術資料」（平成１３年３月現在）原告作成）	蓄熱式床暖房システムに関して原告が作成した資料で、工事の施工主や工事業者への技術資料	平成14年5月2日以前
N44	知財高裁	平成23年12月8日 2011/12/8	平成23年（行ケ）10006号	引用例1、2の公知性についての認定の誤り	平成10年8月26日	・引用例1：被告作成のVA提案書（甲１の1。平成9年（1997年）11月27日付け） ・引用例2：原告作成の技術報告書（甲2の1の2。平成8年6月13日付け）	・引用例1：営業活動や購買活動の一環として作成されたVA活動に関する提案書 ・引用例2：顧客に対する技術報告書	平成9年11月4日
N45	知財高裁	平成24年1月27日 2012/1/27	平成21年（行ケ）10284号	**甲2文献が公知であるか**	平成12年10月5日	甲2文献：BIOGAL　者作成の「PRODUCT　SPECICATIONS AND　CERCIFICATE　OF ANALYSIS:Certificate No.205/00/Batch　No.PR-00100」（訳・ビオガル社「製品の使用および分析結果の証明」）	プラバスタチンナトリウム製品（バッチNo.PR-00100。甲2サンプル）の仕様及び分析結果の証明に関する書面	平成12年4月6日以前
N46	知財高裁	平成24年7月11日 2012/7/11	平成23年（行ケ）10271号	引用発明が公然知られたか	平成20年10月7日	「SE型用特殊リフレクターフラッター」の構成	発売された製品	優先日前

判例内容について		
認定公知日	認定結果	認定理由
なし	公然知られたか ×	・原告と被告は上記共同開発事業に関して本件秘密保持契約（甲4）を締結し，被告が原告に提供したLEDフラットパネル製品に係る技術情報及びノウハウについては秘密保持義務が課せられていると認められるから，被告から原告に対する本件リフレクターフラッターの販売・納品をもって，甲号意匠が「公然知られた」ことになると認めることはできない。 ・扉を開いて内部をのぞいた場合，LEDカセットに装着された本件リフレクターフラッターの一部を視認することが可能と思われるが，後記のとおり，その場合でも，LEDカセットがみえるだけで，本件リフレクターフラッターの全体を視認することはできない。 ・JR東日本の従業員は本件リフレクターフラッターの全体の形態は認識できないというべきであるから，ＪＲ東日本の従業員の立会いをもって甲号意匠が不特定の者に現実に知られた状態にあったとすることはできない。 ・取付け作業の具体的な手順からすれば，日本電設工業の従業員があえて作業現場においてLEDカセットを分解するものとは考えられないから，日本電設工業の従業員が取付け作業を行ったとしても，同従業員は本件リフレクターフラッターの全体の形状を認識していないというべきである。 ・そもそも甲号意匠が不特定者に公然知られた状態になったといえるためにはその一部が視認されただけでは足りず，意匠の全体が視認されなければならないというべきである。正面の形状のみをもって本件登録意匠の最も特徴的な部分であるとすることはできないというべきであり，原告の上記主張は採用することができない。
遅くとも平成14年2月ころ	頒布刊行物 ○	・蓄熱式床暖房システムに関して原告が作成した資料として，技術資料（甲1、29）及びカタログ（甲3、10、17、18）が存在しており，それらの資料の末尾には，それらの資料の内容がそれぞれ平成12年12月現在（甲3），平成13年3月現在（甲1），平成13年11月現在（甲17），平成14年5月現在（甲29），平成14年9月現在（甲18），平成18年7月現在（甲10）のものであることが記載されている。 ・平成14年2月5日付けの北海道住宅新聞（甲2）には，原告が販売等する上記蓄熱式床暖房システムについて，東北地方において多くの採用実績があり，原告が販売代理店を募集している旨の記載がある。 ・記載内容の基準時が異なる技術資料やカタログが複数存在し，数か月の違いであっても基準時が書き分けられているので、その内容の変更に応じて随時更新され，各技術資料やカタログに内容の基準時として記載された時期に近接した時期に作成されたものと認められる。 ・甲1の技術資料は，その記載内容に照らし，上記蓄熱式床暖房システムの施工に必要な技術資料であって，販売に際して不特定多数の施主や工事業者に配布される資料であると認められる。 ・平成14年2月までに，上記蓄熱式床暖房システムにつき多数の施工実績があるものと認められるから，甲1の技術資料も，平成13年3月ころ以降，遅くとも平成14年2月ころまでには頒布されていたと認めるのが相当である。 ⇒甲1の頒布時期に関する審決の認定に誤りはない。
平成10年8月26日以前	公知○	[引用例1について] ・BとAの供述は、具体的であり、合理的であると考えられ、信用できる。被告従業員のBが、平成9年11月27日ころ、日産自動車従業員のAに対し、VA提案書を公布したものと認められる。 ・記載内容は特に守秘義務を負っていたわけではないと認められる。 ・原告が主張しているVA展示会の開催の疑いは、原告の提出した証拠では裏付けられない。・ [引用例2について] ・引用例2の体裁を見ると、引用例1と2は被告において一括して保管していたと認められる。 ・トヨタ自動車社員のHは、平成9年11月4日ころ、被告従業員のIに対し、引用例2と1を公布したと認められる。また、これらに記載された情報について守秘義務を負っていなかったことは明らかである。 ⇒引用例1、2共に公知と認められる
なし	頒布刊行物 ×	被告の前身であるビオガル社が後発医薬メーカーに配布した甲2文献及び同サンプルに関し、同メーカーとビオガル社との間で明示の秘密保持契約を交わしたことはないものの、甲２文献には前記のとおり、「Sample for Experimental purposes only」（試験目的使用のみのサンプル）との表示があり、現にこれを受け取ったB社等においても基本特許の特許期間満了前である事情等もあって、これを第三者に開示したことはなかったのであるから、甲2文献及びそのサンプルの後発医薬メーカーへの配布をもって特許法29条1項2号の「公然実施」ないし3号の「配布された刊行物」に該当すると解することは相当でないというべきである。
なし	公然知られた ×	・原告は被告に対し、「SE型用特殊リフレクターフラッター」に関するすべての交渉において提供または開示される技術情報について本件秘密保持契約に基づく秘密保持義務を負うことが明らかである。 ・本件秘密保持契約にいう秘密情報は、「一切の情報ならびに資料」とされており、「フラッタ技術」に限られるとする根拠はない。 ・原告は、完成品は本件秘密保持契約の適用外であると主張するが、特許出願までの間は契約対象の技術情報についての秘密保持義務があることは当然であって、原告の主張は理由がない。 ・引用発明製品が原被告間で秘密を保つべき対象であったというべきであり、これと同旨の審決の認定判断は正当である。

				判例内容について				
番号	裁判所名	判決日	事件番号	争点	出願の基準日	先行技術文献等	資料種類	主張公知日
N47	大阪地裁	平成24年10月4日 2012/10/4	平成22年（ワ）10064号	乙4図面に基づく新規性欠如の有無	平成17年9月27日	祝園分屯地の貯蔵庫建設工事（以下「祝園貯蔵庫工事」という。）において使用されたセントルの完成図面である乙4の2の図面（以下「乙4図面」という。）	工事で使用された図面（完成図面）	平成17年9月27日以前
N48	知財高裁	平成26年3月24日 2014/3/24	平成25年（行ケ）10223号	引用文献が公知文献か	平成20年5月13日	引用文献2（有馬大造、バビブベボ、本当は、マ”ミ”ム”メ”モ”、ヤフーブログ、[online]，2006．01．22、インターネット〈URL:http://blogs.yahoo.co.jp/mnbvcxz_181007/24078009.html〉）、引用文献3（ま行かは行か、Livedoor Blog，[online]，2008.01.16、インターネット〈URL:http://blog.livedoor.jp/se_888/archives/cat_50009746.html？P=25〉）及び引用文献4（QNo.1260709　濁点の表記に関する質問です。教えて Watch,[online],2005.03.10、インターネット< URL:http://oshiete1.watch.impress.co.jp/qa1260709.html）	ウェブサイトに掲載された文献	平成20年5月
N49	知財高裁	平成26年9月25日 2014/9/25	平成26年(行ｹ)10008号	甲1添付文書の公知性	平成22年1月22日	独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）と原告との間で平成17年10月1日から平成21年3月31日に行われた共同研究「高効率遺伝子導入システムの開発」の成果を、平成20年12月11日開催の第31回日本分子生物学会・第８１回日本生化学会大会合同大会のポスター発表会場である神戸ポートピアホテルにおいて発表したポスターの写しである。	学会で発表されたポスターの写し	平成20年12月11日
N50	知財高裁	平成26年10月15日 2014/10/15	平成25年(行ケ)10204号	文献に添付された編地見本の現物部分の刊行物該当性	平成20年4月16日	・「甲1」　「Kettenwirk　Praxis 04/2003号、第51頁」に添付された編地見本の現物部分 ・「甲2」　「Kettenwirk　Praxis 04/2002号、第50頁」に添付された編地見本の現物部分	文献に添付された編地見本の現物部分	平成20年4月16日以前

判例内容について		
認定公知日	**認定結果**	**認定理由**
なし	公知× 頒布刊行物×	・乙4図面が、原告特許１の出願日前に情報公開請求により第三者に対して開示されたことを認めるに足りる証拠はない。 ・乙4図面が出願日前に公然知られたことを窺わせる事実の主張、立証もない。 ・乙4図面は、頒布により公開することを目的として複製されたものとはいえない（請求があれば、その都度複製して交付することをもって、頒布ということはできない。）。 ⇒乙4図面は、法29条1項1号、3号の適用があるとはいえない。
平成20年5月13日以前	公知○	・引用文献2～4の記事は、掲載されているサイトが、いずれも著名なブログサイトやQ&Aサイトであって、各記事に付与された日時（タイムスタンプ）は、記事の書き込みを行ったユーザーが任意に付与するものではなく、各サイトが自動的に付与するものである。 ・ブログの本文に続くコメントや、質問に対する回答という、一連のやり取りの日時についても、証拠上疑義を生じさせるような特段の事情は認められない。 ・これらのサイトは、インターネット上の不特定多数の者が迅速、容易に閲覧できることを目的とするものと考えられる。 ・これらの引用文献では、ブログ本文に続くコメントや、質問に対する回答という、一連のやり取りがされていること（甲2～4、乙1）からみて、引用文献2～4は、インターネット上の不特定多数の者がアクセス可能であったと認められる。 ⇒引用文献2～4は、本願出願前に公知であったと認めるのが相当である。
なし	公知文献×	研究は、原告と産総研との間で締結された共同研究契約に基づき、産総研に所属するAのほか、原告の従業員も共同研究者の一員として行われた共同研究であり（甲1、弁論の全趣旨）、Aは原告と利害関係のない第三者とはいえない上、発表者本人であるAの陳述以外には、上記ポスター発表会場において発表されたポスターの内容が甲1添付文書と同一のものであることを裏付ける客観的証拠は一切提出されていないのであるから（甲1の1枚目の学会事務局作成の文書は、発表当日のポスターの内容が甲1添付文書と同一のものであることを確認することなく作成されたものと認められる。甲11）、上記Aの宣誓書のみによって原告の主張する事実を認めることはできず、その他これを認めるに足りる証拠はない。 ⇒甲1添付文書が、特許法29条1項3号の公知文献に当たると認めることはできない
平成20年4月16日以前	頒布刊行物○	・裁断された上記各編地部分は、それぞれがパターンナンバー「KARL-MAYER　PATTERN No.62/2003」で特定される編成組織を有する編地の複製物であるものと認められる。 ・当業者は、裁断された上記各編地部分の一つである甲1に貼り付けられた編地見本の現物からパターンナンバー「KARL-MAYER　PATTERN　No.62/2003」で特定される編地の情報を把握することができるものと認められるから、裁断された上記各編地部分は、「情報伝達媒体」に当たるものと認められる。 ・甲1に貼り付けられた編地見本の現物は、「複製」された「文書、図画に類する情報伝達媒体」に該当するものといえる。 ⇒文献は、編地見本の現物部分も含めて、特許法29条1項3号の「刊行物」に該当する。

資料Ⅰ

国内裁判例調査

資料２

原告・被告の主張及び
裁判所の判断抜粋

国内裁判例の原告・被告の主張及び裁判所の判断抜粋

・裁判例の中より、本調査研究に関わる争点部分について、原告、被告の主張及び裁判所の判断を抜粋した。

N1	【事件番号：昭和50年（行ケ）97号】 ○原告の主張 本件審決は、公開されたベルギー特許明細書（特許出願明細書原本）が外国において頒布された刊行物であり、その公開日が頒布の日であるとしているが、公開ベルギー特許明細書は、本来、特許法第二九条第一項第三号にいう「外国において頒布された刊行物」に該当しないものであつて、ベルギー特許第六二〇一〇七号明細書（原本）をもつて本願発明の優先権主張日前ベルギー国において頒布された刊行物であるとした本件審決は、特許法の解釈、適用を誤つた違法があるから、取消されるべきである。 （一）公開ベルギー特許明細書は、特許法第二九条第一項第三号の規定にいう「刊行物」ではない。 「刊行物」とは、一般に、印刷その他機械的又は化学的方法で多数複製された公開的な文書や図面等を指称するものとされている。換言すれば、刊行物であるためには、多数複製できるということと公開性ないし公然性が必須の要件であり、文書や図面等の内容を固定する複写技術がいかに進歩改良されようと、現に、当該文書や図面等が多数複製され不特定多数人に配布されうる状態に作成されているものでなければ、刊行物とはいえない。したがつて、特許出願の明細書としてタイプ打ちされた文書あるいは図面からなる一通のベルギー特許明細書原本は、本来、刊行物の性質を有するものではなく、それがベルギー特許庁に備え置かれて公衆の閲覧に供されることになつても原本である状態に変りはなく、公開されたことによつて直ちに刊行物に転換するものではない。ベルギー特許明細書は、被告の主張するように、技術情報源として価値があり、複写物の入手が容易であり、また公開日が容易に確定できるとしても、それを印刷その他機械的又は化学的方法で複写した場合に、その複写物が刊行物となりうるにすぎず、公開によつて複写物の存在時期が早められることはあつても、原本自体が刊行物に質的に変換するわけではない。 （二）公開ベルギー特許明細書は「頒布」されていない。 刊行物の「頒布」とは、不特定人が何時でもその内容を見ようと思えば見うる状態で現実に配布されたことである。公開ベルギー特許明細書は、前記のとおり刊行物でないから、本来、その配布ということはありえないし、それがベルギー特許庁において公開されたことをもつて、直ちに「頒布された」ということもできない。ベルギー特許明細書については、それが公開され、不特定人の請求によりその複写物が交付された場合に、刊行物たる複写物の頒布があつたものと解しうる余地があるにすぎない。 （三）被告は、後記のとおり、本願発明の優先権主張日前に発行されたダーベント社のベルギアン・パテント・レポートにベルギー特許第六二〇一〇七号明細書の抄録が登載されているから、右特許明細書の写しがダーベント社に頒布されたこと、したがつて右特許明細書はすでに頒布されていたことが推定され、また、右特許明細書の技術内容はすでに世界の共有財産となつていた旨主張する。しかしながら、右のベルギアン・パテント・レポートの存在はダーベント社が右特許明細書に何らかの方法で接近したことを窺わせるにしても、ダーベント社が右特許明細書の複写物を現実に入手したのか否か、その複写物を入手したとすれば、何時、いかなる手続、方法で入手したか等は全く不明である。また、右のベルギアン・パテント・レポートにより公表されたのは右特許明細書の抄録にすぎないから、これをもつて、右特許明細書に開示された技術内容のすべてが、本願発明の優先権主張日前に完全に社会の共有財産となつていたものということはできない。 ○被告の主張 二　同四の主張は争う。本件審決に原告主張の違法はない。公開ベルギー特許第六二〇一〇七号明細書原本は、特許法第二九条第一項第三号の規定にいう「外国において頒布された刊行物」である。 （一）原告の主張する刊行物の定義は、明治二六年に制定された出版法第一条の規定に基くものであつて、情報化時代に入つた昭和三〇年代後半以降においては全くなじまないものである。刊行物は、本来、情報の伝達及び記録を目的とするものであるところ、情報の伝達及び記録の方法がマイクロフイルムや電子写真等の出現により大きく変化してしまつた以上、特許法第二九条の「刊行物」の意味内容も原告主張のように限定されるべきものではなく、その公開日と内容が出版法における刊行物と同様に明確である情報源もまた刊行物であると解すべきである。したがつて、特許法第二九条第一項第三号の「刊行物」とは、内容の公開を目的として作成された文書、図面等で、情報伝達のため機械的又は化学的方法によりこれと同一の文書、図面等が容易に作成できるものと解するのが相当である。 ところで、ベルギー特許明細書は、特許出願後三か月ないし六か月の間に公開され、その写しは複写物又はマイクロフイルムの形で容易に入手しうるシステムが完備しているものである。科学技術が急速に進歩している現代において、科学技術に関する情報をいかに早く入手するかは重要な問題であるが、ベルギー特許

	庁では、特許分類として国際特許分類（ＩＰＣ）のみを採用し、各国人がベルギー特許明細書を検索するのに便利なように配慮しており、また、ダーベント社が業としてその抄録を発行しているから、ベルギー特許明細書の内容を知ることは、きわめて容易であつて、書店から本を購入して技術情報を得る場合と何ら変りがない。右のとおり、ベルギー特許明細書は、世界において最も早く公開され、かつ、その写しも容易に入手しうる重要な技術情報であり、しかも、ベルギー国が公開しているものであるから、その公開時点も明確であつて信頼できるのである。したがつて、公開ベルギー特許明細書（原本）は刊行物ということができる。 （二）「頒布」の意味も、前記刊行物の意味内容の変化に伴つて当然に変化せざるをえないのであり、近年における複写技術の進歩は、格別の障害がない限り、原本の閲覧と同程度に写しの作成を容易にしているから、刊行物の「頒布」とは、需要があれば直ちにその写しを作成して交付できる体制が確立している状態であると解すべきである。 ベルギー特許明細書（原本）は、公衆の閲覧に供されるようになれば、何時でも誰でも、その複写物やマイクロフイルムを入手することのできる体制が確立されているから、その公開された時点で、「頒布された」ものというべきである。 （三）以上のとおり、本件審決がベルギー特許明細書を公開日に頒布された刊行物であるとしたことは正当であり、もし、右のような解釈を採らないとすれば、ベルギー特許明細書の公開によりすでに世界の共有財産となつている技術についてまで、日本においては、新規な技術として特許権を取得できることになり、特許法第二九条の立法趣旨に反することが明らかである。 なお、公開ベルギー特許第六二〇一〇七号明細書に記載された技術内容を抄録したダーベント社のベルギアン・パテント・レポートは、本願発明の優先権主張日の一九六三年（昭和三八年）八月二二日より前の日である同年一月一八日に発行され、同年三月三一日には日本の特許庁資料館に受入れられている。右の事実に照すと、本願発明の優先権主張日前に、右特許明細書については、その写しが作成され、ダーベント社に対し交付されていたものであり、したがつて、右特許明細書の頒布は事実行為としても存在していたことが推定され、また、それに記載された技術内容は、すでに完全に社会の共有財産になつていたものというべきである。
	○裁判所の判断 本件における唯一の争点は、本件審決が、ベルギー特許第六二〇一〇七号明細書の原本を、公開日に外国において頒布された刊行物であるとし、特許法第二九条第一項第三号を適用したことの当否にあるが、当裁判所は、ベルギー特許明細書（原本）が公開され、公衆の閲覧に供されたからといつて、直ちにそれが特許法第二九条第一項第三号の規定にいう外国において頒布された「刊行物」に該当するものではなく、本件審決は特許法の解釈、適用を誤つた違法があると判断するものである。その理由は次のとおりである。 （一）特許法第二九条第一項の規定は、特許の要件を定めるにあたり、特許を受けることができない発明を列挙し、それが、発明すなわち一定の技術的思想であり、かつ、同項第一号ないし第三号の三つの形式、すなわち、「公然知られた」、「公然実施された」、「頒布された刊行物に記載された」のいずれかの形象性を備えたものであるべきこととした。 したがつて、同項第三号に定める「刊行物」は、同項第一号及び第二号に定められたものとは区別され、一定の技術的思想を表現する形式としての、不特定又は多数の人に対する（公開性）頒布を目的とし（頒布性）、印刷、写真又は複写その他これに類似する手段により、原型、原本（オリジナル）から複製された文書、図面、写真等であると解するのが相当である。 ここにいう公開性は、秘密性からの脱却を意味し、複製されたものを広く配り渡す意を内容とする頒布性とは異なる。公開性と頒布性とが異なることは、たとえば訴訟記録その他の事件記録が、広く閲覧に供され、また謄写が認められ、公開性を有するものでありながら、頒布を目的としたものではなく、頒布性を有しないことに徴しても明らかである。また、頒布性は、頒布の対象物が本来有する頒布を目的とするとの属性自体を意味し、したがつて、それが現実に「頒布された」こととは異なる。 なお、刊行物は、その内容たる技術的思想が定稿その他の一定の外形に客観化された後（原型、原本ないしオリジナルの成立）これにもとづいて、又はこれとともに、頒布の目的をもつて複製されるにいたつたものを指称すると解すべきである。そして、その原型、原本ないしオリジナルは、ときに、複数存し、また、多様であろうが、本来、不特定又は多数の人に対する頒布を目的とするとの属性を有しない（もつとも、それらが、上述のようにして複製されたものと、外形内容ともに同一であり、頒布についても後者とことさらに差異が意識されず、したがつて、両者を特に区別する意味のないような特別の場合には、両者を同等視して差支えないこともあろう。）。 原告は、ある文書等が刊行物といえるためには、それが多数複製され不特定多数人に配布されうる状態に作成されていなければならない旨主張するが、需要に応じその都度複写されて交付される一通の複写物であつても、頒布性の目的を有するかぎり、刊行物に該当する場合があり、必ずしも多数が複製されていなければならないとする理由はない。一方、 被告は、一通の文書等であつても、それが内容の公開を目的として作成されたもので、その写しが容易に作成交付できるものは「刊行物」に該当し、需要があれば、直ちにその写しを作成交付できる状態をもつて「頒布された」というべきである旨主張するが、内容の公開を目的として作成された文書等であつても、そ

	れ自体が不特定又は多数の人に対する頒布を予定されていない性質のものを刊行物ということができないことは、上述したところから明らかである。 （二）〈証拠〉によれば、ベルギー国においては、特許出願に対し無審査主義を採つているため，一般に、ベルギー特許庁に毎月月の初日からその一五日までにされた出願については当該月の後半に、毎月の後半月の末日までにされた出願についてはその翌月の前半に特許が付与され、付与日から三か月以後に、公開日を記載した特許出願明細書が公衆の閲覧に供され（但し、請求によつて、特許の付与及び公開を出願後六か月まで遅らせることができる。）、このようにして公開された書類については何人もその複写物ないしマイクロフイルムを請求することができるものとされており、ベルギー特許庁は、公開された特許明細書を複写して請求者に送付しているが、事務の遅れのため、請求者に現実に送付されるのが公開日より数か月ないし一年近く遅れる場合もあることが認められ、右認定を覆えすに足りる証拠はない。 右の認定事実に徴すると、ベルギー特許明細書は、出願後約三か月ないし六か月の間に公衆の閲覧に供され、公開日以後は何人もその写しを入手することができるが、右明細書自体（原本）は、ベルギー特許庁に終始備え置かれ、他に頒布されるものではないことが明らかである。そうとすれば、一般に、公開ベルギー特許明細書は、その写しが他に頒布されることはあつても、原本そのものは頒布される性質のものではないから、特許法第二九条第一項第三号の規定にいう外国において頒布された「刊行物」に該当するものではないといわざるをえない。そして、本件において、ベルギー特許第六二〇一〇七号明細書の原本について他に右と異なる事実を認めるに足りる証拠もないから、これをもつて、公開日に外国において頒布された「刊行物」であるということはできない。 （三）被告が、公開ベルギー特許明細書を「頒布された刊行物」と解すべきであると主張する根拠は、要するに、ベルギー特許明細書は世界で最も早く公開される重要な技術情報であり、その写しもきわめて容易に入手でき、それに記載されている技術内容は公開後直ちに世界の共有財産となるものであるから、これと同一の特許権を付与すべきでないことは、特許法第二九条の立法趣旨に照し明白であるという点にある。しかしながら、本来、すでに世に知られた技術的思想に対しては特許権を付与すべきものではないとしても、特許法は、先行の技術的思想が存在し、これが、同法第二九条第一項各号に定める形式を備え客観化されたときに、本件についていえば「刊行物」の形式をとつたときに、はじめて、それが特許の要件判断の基準とされうるものと規定しているのであつて、単純に、一定の技術的思想が存したことを、いかなるかたちであれ肯認しうれば足りるとしているものではないから、被告の主張は、採用する限りではない。
N2	**【事件番号：昭和50年（行ケ）78号】**
	○原告の主張 （一）第一引用例を特許法二九条一項三号にいう刊行物と誤認した点 特許法二九条一項三号にいう刊行物とは、刊行された日と刊行した者が明確であるとともに、同時に同一のものが多数印刷または複製されて発行または出版され、刊行人によつて積極的に配布されたものであることを要する。これに対して、第一引用例はこのような要件を満たしておらず、被告の請求によつて一部ないし二、三部が複写された複写物に過ぎないから、これを特許法二九条一項三号の刊行物ということはできない。しかるに、審決は第一引用例を特許法二九条一項三号の刊行物と誤認している。
	○被告の主張 （一）取消事由（一）について 特許法二九条一項三号にいう刊行物とは、既に世に知られた技術には特許権を付与すべきではないという特許制度の趣旨に照らし、公開を目的として印刷されまたは写真、被写等の手段によつて複製された文書と解すべきである。したがつて、印刷物に限定されないし、刑行日、刊行人の記載はその要件ではない。また何人も自由に入手することができる文書であれば足りるから、原告らが、主張するような同時に同一のものが多数印刷または複製されて発行または出版されるもののみならず、求めに応じて印刷または複写されたものであつてもよい。ところで、西独国においては、実用新案の登録日からその明細書を公衆の閲覧に供し、何人も希望すればその複写物を入手することができるから、このような複写物は特許法二九条一項三号の刊行物に該当する。そうすると西独国実用新案登録第一、八五九、四九〇号は、一九六二年一〇月四日に登録され、その明細書の複写物は本件特許出願前七社に及ぶ著名なカメラ会社がその領布を受けており、第一引用例もこれと同一のものであるから、第一引用例を特許法二九条一項三号の領布された刊行物であるとした審決の判断に誤りはない。
	○裁判所の判断 一　取消事由（一）について 特許法二九条一項三号の刊行物とは、既に世に知された技術には特許権を付与すべきでないという特許制度の趣旨に照らし、公衆に対する情報伝達を目的として印刷され、または写真、複写等の手段によつて複製された文書、図面、写真等をいうと解するのが相当である。その作成日、作成者はその文書に直接記載されていなくともほかの手段でそれが明らかになればそれで足りると解される。 原告らは同号の刊行物であるためには、同時に同一のものが多数印刷または複製されて発行または出版され、刊行人によつて積極的に配布されたものであることを要すると主張する。しかし、公衆に対する情報伝達の方法としては、文書等を多数印刷して積極的に配布する方法もあるが、また需要に応じて注文された都度、文書等を写真または複写機によつて複写して交付する方法もある。このどちらを採るかは専らコストが

	要求される周知性の程度によるものであつて、いずれの方法によつても公衆に情報が伝達されることには変りはない。してみれば、需要に応じて注文の都度複写されて交付される文書等の複写物も同号の刊行物にあたるといつてよい。 ところで成立に争いのない乙第一〇号証によれば、西独国においては、西独国実用新案の出願書類は実用新案が登録された日から誰でも西独国特許庁において閲覧することができること、西独国実用新案の出願書類の複写物を望む者は誰でも、西独国特許庁からまたは私的サービス会社、例えばドイツ特許サービス社を介して、通例注文発信後およそ二週間で入手できることが認められる。そして、西独国実用新案登録第一、八五九、四九〇号は本件特許の出願前である一九六二年一〇月四日に実用新案登録され、その日以後西独国においてその出願書類が公衆の閲覧に供されたことは当事者間に争いがない。また成立に争いのない乙第四号証、同六、七号証および同第一二号証から第一六号証までによれば、一九六二年一〇月一五日から同年一一月一四日までの間に西独国における署名なカメラないしフイルムメーカーであるアグフアゲフエルト社、コダツク社、エルンストライツ社、ローライウエルケ社等が相次いで前記実用新案の明細書の複写物を西独国特許庁またはドイツ特許サービス社から配布を受けていることが認められる。してみれば、これらの会社が入手した複写物が、特許法二九条一項三号の刊行物であることは明らかである。ところで、第一引用例はこの西独国実用新案の明細書の複写物であり、その体裁内容は前記各会社が本件特許出願前に交付を受けた複写物と全く同一であるから、西独国特許庁またはドイツ特許サービス株式会社が遅くとも本件特許出願前に作成して配布した文書であると推認して差支えない。したがつて第一引用例を特許法二九条一項三号の刊行物とした審決の判断に誤りはない。
N3	**【事件番号：昭和53年（行ツ）69号】** ○原告の主張 第一点　原判決には判決に影響を及ぼすこと明らかな特許の要件に関する特許法第二九条一項三号の解釈、適用を誤つた法令違背があり、破棄を免れない。 第一、原判決は、その事実及び理由第五争点に対する判断の一、取消事由（一）についてと題し、特許法第二九条一項三号について、その解釈を明らかにしている。即ち、 一、「特許法第二九条一項三号の刊行物とは、既に世に知られた技術には特許権を付与すべきではないという特許制度の趣旨に照らし、公衆に対する情報伝達を目的として印刷され、または写真、複写等の手段によつて複製された文書、図面、写真等をいうと解するのが、相当である。」（原判決二〇丁表頁）「……公衆に対する情報伝達の方法としては、文書等を多数印刷して、積極的に配布する方法もあるが、また需要に応じて注文された都度、文書等を写真または複写機によつて複写して交付する方法もある。」（原判決二〇丁裏頁）「……いずれの方法によつても公衆に情報が伝達されることに変りはない。」（原判決二〇丁裏頁）として、原判決のいう第一引用例は、西独国実用新案の明細書の複写物であり、右の要件を具備し、特許法第二九条一項三号の刊行物であると判示する。 二、しかしながら原判決は、特許法第二九条一項三号の刊行物の解釈を一面的にのみとらえ、同法第二九条一項一号、二号との相関的な関係においての解釈という点を見落している。特許法第二九条一項の趣旨は原判決の摘示するとおり、「既に世に知られた技術には特許権を付与すべきではない。」ということにつきる。問題となるのは、「既に世に知られた」とは如何なる場合をいうのかの点である。即ち、新規性喪失事由が特許法第二九条一項各号に列挙されていることは明らかであるから、同項三号の「頒布された刊行物」の解釈についても，一号、二号との関係において解釈されねばならない。即ち、先ず、第一に特許法第二九条一項三号にいう頒布された刊行物に記載された発明は同項一号、二号のように公然知られた発明、公然実施をされた発明というように「公然」という要件が加わらなくとも当然に新規性が喪失されるものと考えた事由は、新規性の喪失事由は右一号、二号にいう所謂公知公用の事実さえあれば認められるが、同項三号は、この公知公用であるか否かの内容にわたつて詮議するまでもなく、公知公用性ありとして、設けられた右一号の公知の具体的実例に関する規定であるからに外ならない。 換言すれば、同項一号、二号の場合は、原理原則を示したものであるが、同項三号の場合は例外的に同号の要件を具備さえしていれば、一号の場合における公知公用の如く煩瑣にして困難な認定を免がれしめたものである。このことは同項一号、二号の公知公用については、何れも「日本国内」という限定を付しているにかかわらず、同項三号については「日本国内又は外国において」となつていることからしても、公知公用についての認定が頒布された刊行物の場合はその概念が明確であり、公知と認めることが容易である事実を立法に当つて考慮していることを証明しているものである。他面からすれば、このように同項三号の場合は、同項一号、二号の場合と異なり公知公用の要件の認定が例外的に緩和され、なおかつ、公然の要件も必要がなく、かつまた外国で頒布された刊行物についても公知範囲が拡張されていることに注目しなければならない。 同項三号はこのような性格をもつた規定であることと沿革的にいつても本号の前身である旧特許法第四条一項二号は、特許出願前国内に頒布せられたる刊行物に実施することを得べき程度に記載せられたるものという厳格な要件が付されていたことに鑑みると右三号にいう頒布された刊行物の解釈については制限的にしかも厳格になされるべきであり、これを原判決のように複写物までを頒布された刊行物とする拡張解釈は許さるべきものでない。なぜならば例外規定を拡張解釈することは同項一号、二号の原理原則が大幅に修正される結果に帰し、その不当なることは論をまたないからである。

	従つて、頒布された刊行物という場合の「刊行物」とは、公開的の出版物を指し、出版とは発売し又は頒布するために文書図画を印刷することをいい（出版法第一条）、手で書いたもの或は炭酸紙、その他機械等で複写したものは、ここにいう刊行物と解すべきでない。また公開的のものであるから印刷物の内容を秘密にしているもの或は、私文書を多数の友人に配布するために印刷又は複写した物はここにいう刊行物というべきではない。更に「頒布」とは上記のような刊行物が不特定多数の者が見得る状態におかれることをいうものと解すべきであり、いうまでもなく、複写物は不特定多数人に頒布するために出版されたものではないから刊行物とはいえない。複写物は公知（二九条一項一号）即ち不特定多数人の知り得る状態とはなし難いからである。 因みに特許庁編工業所有権法逐条解説（昭和四六年一月一日改訂発行）でも、この理は「刊行物とは印刷によつて発行された公開的の性質を有する文書図画等をいう、手で書いたものあるいは炭酸紙等で複写したものは此処にいう刊行物でない」とあつて「印刷によつて発行されたと限定されており、例えば「印刷等によつて」というような記載はなく複写したものは此処にいう刊行物に含まないことが明記してある。そして右著書の序文には「実際的運用にあたつては解釈上疑義の生じることを避け難い。本書はそのような疑義をできるだけなくすことを目的として、直接法案作成の任にあたつた特許庁工業所有権制度調査審議室メンバーが、立法の過程における討議研究を通して得た見解をまとめたものである。解説は（中略）新工業所有権法の今後の解釈運用上、それが立法の趣旨を示すものとして重要な参考意見となるであろうことを信ずる」とあり、従つて同逐条解説は本件事件のように特許法の実際適用に当つて解釈上の疑義を生じた場合のために、立法の趣旨を示すべく書かれたものにおいても複写物は刊行物としていないのである。そして現行特許法制定当時既に、ベルギー等の一部の国において、出願明細書そのものが公開され、希望者にその複写物が渡される制度が現在の西独国と同じ形で存在した。しかし同出願明細書自体又はその複写物が「刊行物」の一般定義語にあたらないことが明白であるにかかわらず現行特許法制定にあたつて特許法にいう「刊行物」について何ら特段の規定（みなし規定等）が定められなかつた事実を考えれば特許法の刊行物は一般の辞典にも明示されている語義と同一に解すべきものであり前記逐条解説をなした法案作成者もその意図であつたことが明白である。従つてこれらの点から考察しても出願明細書それ自体又は希望者にのみ複写して渡される同出願明細書の複写物等を特許法の「刊行物」と解することはできない。 　しかるに原判決は「刊行物とは公衆に対する情報伝達を目的として印刷され、または写真・複写等の手段によつて複製された文書・図画・写真等をいうと解すのが相当である（原判決二〇丁表頁）とし、公衆に対する情報伝達の方法としては、文書等を多数印刷して積極的に配布する方法もあるが、また需要に応じて注文された都度、文書等を写真または複写機によつて複写して交付する方法もある。このどちらを採るかは、専らコストや要求される周知性の程度によるものであつて、いずれの方法によつても公衆に情報が伝達されることに変わりはない。してみれば需要に応じて注文の都度複写されて交付される文書等の複写物も同号の刊行物にあたるといつてよい」（原判決二〇丁裏頁）との前提で「西独国実用新案の出願書類は実用新案が登録された日から誰でも西独国特許庁において閲覧することができること。この実用新案の出願書類の複写物を望む者は誰でも西独国特許庁からまたは、私的サービス会社、例えばドイツ特許サービス社を介して通例、注文書発信後およそ二週間で入手できることが認められる。そして西独国実用新案登録第一、八五九、四九〇号は本件特許の出願前である一九六二年一〇月四日に実用新案登録され、その日以後西独国において出願書類が公衆の閲覧に供された（原判決二一丁表頁）。そして一九六二年一〇月一五日から同年一一月一四日までの間に西独国におけるアグフアゲフエルト社、外三社等が相次いで前記実用新案の明細書の複写物の配布を受けていることが認められる。してみればこれらの会社が入手した複写物が、特許法第二九条一項三号の刊行物であることは明らかである（原判決二一丁裏頁）と認定しているが、頒布された刊行物は不特定の多数人に頒布するために出版されたものでなければならないものであることを見逃し、特定の個人の要求で複写され同個人にのみ複写して渡される複写物にまで拡大解釈をしたものであり、特許法第二九条一項三号の解釈適用を誤つた法令違背がある。 第二、審判甲第一号証が西独国備付の原本である場合は、それが刊行物でないことは自ら明白である。被上告人は、原審でその複写物を刊行物である旨主張するが、特許庁に提出された審判甲第一号証複写物は、何時、何人によつて本件特許出願前に刊行されたものであるか明らかでないのにかかわらず、原判決は、これを審理することなく、漫然と第一引用例は西独国における著名なカメラないしフイルムメーカーが本件特許出願前に交付を受けた複写物と全く同一であるとのみ認定している。即ち、特許庁に提出された審判甲第一号証複写物は、被上告人が特許庁に提出することを目的として複写したものであつて、公開を目的として複写したものではないから、刊行物としての要件を欠除していることは明白である。更に、西独実用新案明細書が、西独国の著名なカメラないしフイルムメーカーなど第三者によつて複写された事実があつても、その事実から特許庁に提出された審判甲第一号証を特許法のいう刊行物とすることはできない。 要するに原判決は西独実用新案明細書の抽象的な公開事実にまどわされて公開公知と刊行物公知とを混同し、特許法第二九条三号の解釈適用を誤つた法令違背がある。
	○被告の主張
	○裁判所の判断 特許法二九条一項三号にいう頒布された刊行物とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製

	された文書、図画その他これに類する情報伝達媒体であつて、頒布されたものを指すところ、ここに公衆に対し頒布により公開することを目的として複製されたものであるということができるものは、必ずしも公衆の閲覧を期待してあらかじめ公衆の要求を満たすことができるとみられる相当程度の部数が原本から複製されて広く公衆に提供されているようなものに限られるとしなければならないものではなく、右原本自体が公開されて公衆の自由な閲覧に供され、かつ、その複写物が公衆からの要求に即応して遅滞なく交付される態勢が整つているならば、公衆からの要求をまつてその都度原本から複写して交付されるものであつても差し支えないと解するのが相当である。 本件についてこれをみるに、原審が適法に確定したところによれば、所論の第一引用例（乙一号証）は、西独国実用新案登録第一八五九四九〇号明細書（以下「本件明細書」という。）の複写物として同国における著名なカメラないしフイルムメーカーであるアグフアゲフエルト社、コダツク社、エルンストライツ社、ローライウエルケ社等が本件特許出願前の一九六二年一〇月一五日から同年一一月一四日までの間に相次いで同国特許庁から又は私的サービス会社であるドイツ特許サービス社を介して配布を受けたもの（以下「本件複写物」という。）と体裁内容を全く同一にするものであるから、本件複写物同様本件明細書の複写物であつて、本件特許出願前同国特許庁又は右ドイツ特許サービス社の配布したものであると推認することができるものであるところ、本件明細書は、本件特許出願前の前同年一〇月四日に登録された前記実用新案の出願書類として同日以降同国特許庁において公衆の閲覧に供されていたものであり、しかも、本件明細書のような登録実用新案の出願書類原本の複写物を望む者は、誰でも同国特許庁から又は私的サービス会社、例えば、前記ドイツ特許サービス社を介して通例注文書発信後約二週間で入手することができるものであつたことも原審の確定するところである。そうすると、本件複写物ないし第一引用例は、公衆に対し頒布により公開することを目的として本件明細書から複製された文書であつて、本件特許出願前に頒布されていたものであるということができるから、特許法二九条一項三号に掲げる頒布された刊行物に該当するものであると認めて差し支えないものである。これと同趣旨の原審の認定判断は、正当であつて、原判決に所論の違法はない。論旨は、独自の見解ないし原審の認定とは異なる事実に基づき原判決を論難するものにすぎず、いずれも採用することができない。
N4	**【事件番号：昭和58年（ワ）3347号】** ○原告の主張 （二）公知技術（二）の考案の明細書の考案の詳細な説明の欄の記載は、出願公開の事実のみによっては公知とならない。 （１）実用新案法三条一項一号の「公然知られた考案」というためには、現実に公然知られたことを要する。 実用新案登録出願の「考案の詳細な説明」の欄を含む明細書および図面の内容は、出願公開により特許庁にて公衆の縦覧に供されるが、それは、閲覧を希望する者が個別に特許庁に閲覧申請して特許庁の原本を閲覧することができるとしているに過ぎない。従って、出願公開があったとしても、誰かが実際に閲覧しない限り、明細書の「考案の詳細な説明」の記載は、公知になったといえない。 特許庁において公知技術（二）の考案の出願書類を入れた包袋の「在中文書」の表示によると、公知技術（二）の明細書全文について現実の閲覧があったのは、本件考案の出願日の後である昭和五二年七月二〇日であるから、右明細書の「考案の詳細な説明」は、本件考案に対して公知資料にはならない。 被告らは、前記包袋の「在中文書」の表示欄は、拒絶理由通知書が発送されたことが記録されておらず不正確であると主張する。しかし同欄には、「意見書５１・３・３０」と記載されており、昭和五一年三月三〇日に拒絶理由通知書が発送されたことが明確に記録されている。特許庁の記録は、常に誤りなく極めて正確に機械的に行なわれており、「在中文書」の表示欄に被告らの主張するような誤りはない。 また被告らは、公知技術（二）の考案が公開されてから一年五か月余後の本件考案の出願日までの間に、その全文明細書のマイクロフィルムが何人かに閲覧されたことが推定されると主張する。しかし、機械の内部に発明があった場合にその機械（外部）を見せたことによりこの発明が公然知られたと事実上推定されることがあるのとは異なり、マイクロフィルムが公然見得る状態になったことだけから、それが現実に閲覧されたと推定することはできない。 （２）実用新案法三条一項三号の「頒布された刊行物」というためには、現実にその刊行物が配布されることを要する。従って、被告主張のマイクロフィルムは頒布された刊行物に当らない。 ○被告の主張 （３）明細書全体の公知性 イ　実用新案登録出願について出願公開がなされれば，明細書の考案の詳細な説明の記載も、特許庁において公衆の縦覧に供される。ところで、実用新案法三条一項一号の公然知られた考案の意義について、公然知られうる状態のものも含むと考える立場がある。この立場によると、明細書の考案の詳細な説明が特許庁において公衆の縦覧に供された以上、現実に閲覧をした者がいなくても、考案の詳細な説明の欄に記載された考案も、同条項の公然知られた考案にあたる。 また、同条項の解釈について、「公然知られた」とは現実に知られたもののみをいうとする立場によるとしても、現実に明細書の閲覧された日を認定するについては、特許庁の包袋の在中文書の表示によるべきではない。右在中文書の表示は、拒絶理由通知を発送したことの記録がない等不正確だからである。

	ロ　マイクロフィルム 公知技術（二）の考案が前記（１）のとおり昭和四八年七月九日出願公開されると同時に、その全文明細書をマイクロフィルムに撮影したものが特許庁資料館のみならず、私的サービス機関である社団法人発明協会公報閲覧所、財団法人日本特許情報センター、社団法人発明協会大阪支部（大阪通商産業局特許室を介して全文明細書の複写サービスを営業受託）等において随時閲覧に供され、あるいは複写交付されている。 ところで、実用新案法三条一項三号にいう刊行物とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図画その他これに類する情報伝達媒体をいい、頒布とは、上記のような情報伝達媒体が不特定多数の者の見得るような状態におかれることをいうと解される。そして、マイクロフィルムが不特定多数の公衆に対し頒布により公開することを目的として明細書原本を複製した文書、図画に類する情報伝達媒体であることは明らかである。また、右マイクロフィルムは前記のとおり各所において閲覧に供され、あるいは複写交付されているから、頒布されたものといえる。さらに前記のように全文明細書がマイクロフィルムに複写されたうえこれが一般の需要に応じて複写物を作成交付する業務を行う私的サービス機関にまで送付されている場合には、私的サービス機関に送付された全文明細書のマイクロフィルムは公開性、頒布性をいずれも明らかに具有する「頒布された刊行物」に該当する。 なお、仮に頒布というためには現実に閲覧されることを要するとの見解によっても、特段の反証のない限り、公知技術（二）の考案が公開された昭和四八年七月九日から一年五か月余も経過した本件考案の出願日である昭和四九年一二月一二日までの間に、何人かの者が前記マイクロフィルムを閲覧したこと、従ってこれが頒布されたことが推認される。 従って、公知技術（二）の考案の実用新案登録出願の願書に添付した明細書の全文が、本件考案に対して、実用新案法三条一項三号の実用新案登録出願前に日本国内において頒布された刊行物に記載されたものといえる。
	○裁判所の判断 （一）明細書および図面の公知性 （１）抗弁１（一）（１）の事実（公知技術（二）の考案の出願、出願公開、公開公報の記載）は当事者間に争いがない。 （２）《証拠略》によると、特許庁資料館、財団法人日本特許情報センターおよび大阪通商産業局特許室においては昭和四六年から、社団法人発明協会公報閲覧所においては昭和四八年一月から、出願公開された実用新案登録出願のすべてについて、その全文明細書の撮影されたマイクロフィルムが公衆の閲覧に供され、右のうち社団法人発明協会公報閲覧所および大阪通商産業局特許室においては、マイクロフィルム化された全文明細書が有料で公衆に複写交付されていることが認められる。 右事実によると、公知技術（二）の考案は、前記争いのない事実のとおり昭和四八年七月九日出願公開されているから、出願公開と同時に前記各所において、マイクロフィルム化されたその全文明細書が公衆の閲覧に供されあるいは複写交付される状態になったことが推認される。 ところで、実用新案法三条一項三号にいう刊行物とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図画その他これに類する情報伝達媒体をいい、頒布とは、右のような情報伝達媒体が不特定多数の者の見得るような状態におかれることをいうと解するのが相当である。 本件において、公知技術（二）の考案の明細書を撮影したマイクロフィルムは、前記各所において公衆の閲覧に供されあるいは複写交付され得るものであるから、右マイクロフィルムが不特定多数の公衆に対し頒布により公開することを目的として明細書原本を複製した文書、図画に類する情報伝達媒体であることは明らかである。 また右マイクロフィルムは、出願公開の日である昭和四八年七月九日から特許庁資料館、財団法人日本特許情報センター、大阪通商産業局特許室および社団法人発明協会公報閲覧所に備えつけられて、その後は、公衆が閲覧し、あるいは複写してその内容を見ることができる状態におかれているのであるから、昭和四八年七月九日の時点で頒布されたものとなったと認めるのが相当である。 原告は、実用新案法三条一項三号の「頒布された刊行物」というためには、現実にその刊行物が発行者以外の者に配付されることを要すると主張する。しかし前記のとおり頒布というためには、一定の情報伝達媒体が不特定多数の者の見得るような状態におかれることをもって足り、必ずしも発行者以外の者に配付されることを要するものではないと解される。しかも本件においては、前記マイクロフィルムは、発行者以外の財団法人日本特許情報センターおよび社団法人発明協会にも交付されているのであるから、右マイクロフィルムが頒布されたことは明らかである。 （３）以上によると、公知技術（二）の考案の全文明細書および図面の記載内容は、本件考案の実用新案登録出願前に日本国内において頒布された刊行物に記載されたもの（実用新案法三条一項三号）と認められる。
N5	**【事件番号：昭和59年（行ケ）　211号】**
	○原告の主張 １　引用マイクロフイルムは頒布されていない（取消事由（１））。 引用マイクロフイルムの取扱いを説明するオーストラリア特許庁副長官作成の文書（甲第四号証）の「公示の時点で、特許庁で明細書のマイクロフイルムを二巻作成する。……一巻を永久保存、他の一巻からジアゾ

	コピーを六部作つて、一部を特許庁で保管し、残りを各州の特許庁支所に送る。公衆は、特許庁本庁及び各支所でデイスプレイスクリーンを使つてこのマイクロフイルムを見ることができる。普通紙に複写する装置もある。公衆は、この複写紙を購入することができる。明細書のコピーは特許庁本庁からも取寄せることができる。」との記載によれば、複数の引用マイクロフイルムが作成され、複数個所に送付され、何人も閲覧を求め得る状態に置かれたことは認めることができる。しかし、その送付先はすべてオーストラリア特許庁の支所であるとされているのであるから、右の送付は同特許庁における純然たる内部手続であつて、これをもつて引用マイクロフイルムが頒布されたということはできない。 右一に記載したとおり、特許庁が本件審決に先立つて昭和五五年六月三〇日にした審決は、東京高等裁判所昭和五五年（行ケ）第二五六号審決取消請求事件につき昭和五八年七月二一日にされた判決により取り消されたが、同判決には、次のとおり判示されている。 「しかしながら、被告主張の日に、請求により、引用例の発明を記載した明細書原本の複写物を交付することが認められるようになり、その意味で明細書原本が頒布性を有するようになつたからといつて、そのことから直ちに引用例が、その日に、実用新案法の前記法条にいう「外国において『頒布された』刊行物」になるものとすることはできない。「頒布された」と認定するためには、いつ、どこで、どのような形態で、誰に頒布されたかを具体的に立証する必要はないが、少なくとも頒布された事実を推認せしめるものがなければならず、明細書の原本が前記のような意味での頒布性を取得したというだけでは、その明細書が「頒布された刊行物」になつたものとすることはできず、本件においては引用例が頒布されたことを推認させるような証拠もない。複写技術が発達し、明細書原本の複写を要求すれば、直ちに複写物を入手することができるというような事実は、未だもつて、引用例が頒布されたことを認めしめる証拠となすことはできない。」 右に判示されたところは、そのまま本件についても適用されるべきである。すなわち、右判決の場合と本件の場合とでは、明細書の閲覧又は複写物の交付がオーストラリア特許庁本庁舎においてのみ可能であつたか、あるいは、他の各州の特許庁支所においても可能であつたかの点において相違するにすぎず、頒布された事実を推認させるものがない点では全く異らないからである。 以上のとおりであるから、引用マイクロフイルムが頒布されたということはできない。
	○被告の主張 1　取消事由（1）について オーストラリア特許庁副長官作成の文書（甲第四号証）の原告引用個所の記載によれば、公示の時点で引用マイクロフイルムが作成され、その後、そのジアゾコピーによるマイクロフイルムが六ケ所の同国特許庁の閲覧施設に頒布され、公衆の閲覧に供された事実が証明されている。この記載においては、ジアゾコピーによるマイクロフイルムが六ケ所の閲覧施設に頒布された日時は特定されていない。しかし、右文書に添付された書類ｅには、引用マイクロフイルムの特許出願にかかる明細書を公開する旨公示した一九七〇年一一月一九日付特許商標意匠公報の行政機関の告示欄に、公衆審査のため公開され、まだ印刷されていない明細書は、六ケ所の施設において、この公報に公示後三週間以内に閲覧のため利用できる旨記載されている。そして引用マイクロフイルムが公示日から三週間以上に及んでも閲覧しえなかつた事実によつて反証されていない以上、行政機関の責任ある告示にもとづいて、公示日の三週間後の一九七〇年一二月一〇日には六ケ所の機関に引用マイクロフイルムが頒布されたと推認するに何の支障もない。 そして本願は、さらにその約一一カ月後の昭和四六年一一月二日に出願されたものである。してみれば、引用マイクロフイルムが、本願出願前オーストラリア国内で頒布された旨の推認は、経験則に照して妥当なものというべきである。 原告引用の判決の判示事項中、明細書原本とは、出願人から特許庁に提出され、法規に定める手続を経て同国特許商標意匠庁長官が認容した明細書そのものを指称しており、判示の趣旨は、明細書そのものが長官の認容により公衆審査のために公開されて頒布性を有する状態になつたとしても、そのことのみをもつて「頒布された」と認定しえず、小なくとも頒布された事実を推認せしめるものが必要というにある。 これに対して、本件の引用マイクロフイルムは、明細書原本そのものでなく、その複製物である。この複製物は、前記のとおり、同庁で作成された二巻のマイクロフイルムのうちの一巻から作成され、六ケ所の閲覧施設で公開されたジアゾコピーのマイクロフイルムのことである、このことにより、単に明細書原本が頒布性を有する状態におかれたに止まらず、現実に複製物としてのマイクロフイルムが頒布されたのであるから、マイクロフイルムは刊行物に該当する。 この解釈は、最高裁判所が同庁昭和五三年（行ツ）第六九号事件につき昭和五五年七月四日言渡した判決の「頒布された刊行物とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図画その他これに類する情報伝達媒体であつて、頒布されたものを指すところ、ここに公衆に対し頒布により公開することを目的として複製されたものであるということができるものは、（中略）右原本自体が公開されて公衆の自由な閲覧に供され、かつ、その複写物が公衆からの要求に即応して遅滞なく交付される態勢が整つているならば、公衆からの要求をまつてその都度原本から複写して交付されるものであつても差し支えないと解するのが相当である。」との判示によつて、判例上確定しているというべきである。 引用マイクロフイルムについてみれば、すでに制度として、マイクロフイルムの形態で複製され、複数個所に配備の上公衆からの複写要求に遅滞なく応じうるのであるから、それ自体が「頒布された刊行物」に該当する。

	○裁判所の判断 １　取消事由（１）について 成立に争いのない甲第四号証によれば、オーストラリア国特許第四〇八五三九号に係る特許出願は一九七〇年（昭和四五年）一一月一九日に同国特許商標意匠公報において公衆審査のため公開する旨公示されたことが認められる。そして、オーストラリア国においては、この「公示の時点で、特許庁で明細書のマイクロフイルムを二巻作成する。……一巻を永久保存、他の一巻からジアゾコピーを六部作つて、一部を特許庁で保管し、残りを各州の特許庁支所（ブリスベン、シドニー、メルボルン、アデレード、パース所在）に送る。公衆は、特許庁本庁及び各支所でデイスプレイスクリーンを使つてこのマイクロフイルムを見ることができる。普通紙に複写する装置もある。公衆は、この複写紙を購入することができる。明細書のコピーは特許庁本庁からも取り寄せることができる。」との取扱いがされていることは当事者間に争いがない。また、右甲号証と成立に争いのない乙第一号証の二によれば、公示された出願の明細書のマイクロコピーは、公示の日から三週間以内に各支所で見ることができるようになることが明らかである。 ところで、実用新案法三条一項三号にいう刊行物とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図画その他これに類する情報伝達媒体をいい、頒布とは、上記のような情報伝達媒体が不特定多数の者の見得るような状態におかれることをいうと解するのが相当である（最高裁判所昭和五五年七月四日判決参照)。 これを前記のオーストラリア国特許第四〇八五三九号明細書原本を複製し特許庁本庁及び五個所の各特許庁支所に配布されたマイクロフイルムについていえば、右マイクロフイルムが不特定多数の公衆に対し頒布により公開することを目的として明細書原本を複製した文書、図画に類する情報伝達媒体であることは明らかであり、また、右マイクロフイルムは、公示の日である一九七〇年（昭和四五年）一一月一九日から三週間以内に特許庁本庁及び各支所に備えつけられて、その後はいつでも公衆がデイスプレイスクリーンを使用し又は普通紙に複写してその内容を見ることができる状態におかれているのであるから、おそくとも公示の日から三週間後である一九七〇年一二月一〇日の時点で頒布されたものとなつたと認めるのが相当である。 もつとも、原告が引用する当庁昭和五五年（行ケ）第二五六号事件の確定判決は、前記オーストラリア特許の明細書原本についてであるが、前記公示の日から不特定多数の者がその複写物の交付を請求し得る状態になつたからといつて、その日にそれが頒布された刊行物になるものとすることはできない、との理由で審決を取消した（このことは当裁判所に顕著である。)。しかし、右判決の理由に従つても、前記マイクロフイルムがオーストラリア特許庁及びその五個所の支所において不特定多数人にとつてその内容を見ることができる状態におかれたのは、前認定のとおりおそくとも一九七〇年（昭和四五年）一二月一〇日であり、本願の実用新案登録出願の日はそれから約一一か月後の昭和四六年一一月二日であることは前記のとおりであるから、特段の立証のない本件においては、その間に何人かの者が前認定の方法でその内容を見たこと、したがつてこれが頒布されたことを推認することができる。 そうすると、本願につき引用例としたオーストラリア国特許第四〇八五三九号明細書を複製したマイクロフイルム（引用マイクロフイルム）が、本願出願前に同国内において頒布された刊行物であるとした審決の認定は正当である。 原告は、マイクロフイルムの特許庁支所への送付はオーストラリア特許庁における純然たる内部手段であつて、これをもつてマイクロフイルムが頒布されたということはできないと主張するが、この主張が理由がないことは右に述べたところから明らかである。
N6	**【事件番号：昭和61年（行ツ） 18号】**
	○原告の主張 原判決が「頒布された刊行物」の解釈基準の参考に指摘した最高裁判所昭和五五年七月四日判決によると、頒布された刊行物とは「公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図画その他これに類する情報伝達媒体であつて、頒布されたものを指すところ、ここに公衆に対し頒布により公開することを目的として複製されたものであるということができるものは、必ずしも公衆の閲覧を期待してあらかじめ公衆の要求を満たすことができるとみられる相当程度の部数が原本から複製されて広く公衆に提供されているようなものに限られるとしなければならないものではなく、右原本自体が公開されて公衆の自由な閲覧に供され、かつ、その複写物が公衆からの要求に即応して遅滞なく交付される態勢が整つているならば、公衆からの要求をまつてその都度原本から複写して交付されるものであつても差し支えないと解するのが相当である。」とされている。ここでは公衆に現に交付された複製物であれば、たとえそれがその都度原本から複製されるものであつても、頒布された刊行物と認められることを判示したものであつて、複製物が不特定多数の者の見得るような状態に置かれたというだけで頒布された刊行物と認められると判示したものでない。すなわち頒布された刊行物たりえるためには現に公衆に交付されたものである必要があり、現に交付されていれば、それが交付に先立つて相当程度の部数が用意されていたか、交付の都度複製されたかを問わないと判示したものである。 これを本件に適用すると、なるほど前記マイクロフイルム自体は公衆の閲覧に供され、公衆の求めに応じて複製される態勢が整えられていたとしても、右マイクロフイルム自体はもとより公衆に交付されることを予定しておらず、前記判例に照らせば本件におけるマイクロフイルムを頒布された刊行物とすることはできない。さらに右マイクロフイルムを各州特許庁支所へ送ることも特許庁の純然たる内部手続にすぎず、公衆の

	求めに応じて交付するものでないことは明らかであるから、この送付をもつて頒布にあたるとすることもできない。 前記最高裁判所昭和五五年七月四日判決によると、原本自体は刊行物でないとされていることは明らかである。これは原本自体が公開され閲覧が認められていても、原本自体が交付され、頒布されることはないからである。 ひるがえつて、本件のマイクロフイルムについて検討するに、右マイクロフイルム自体は何人にも交付を予定されておらず、特許庁本庁ないしは各州支所に備えつけられているだけである。これから見ると、右マイクロフイルムは原本と同様公開され閲覧に供されてはいるが、交付は予定されていない点において原本と全く同様の性格を持ち，むしろ原本と同視しうるものと言うべきである。 原判決は右マイクロフイルムが原本から複製された複製物であること、そして右マイクロフイルムが公衆が見ることができる状態におかれていたことから右マイクロフイルムが頒布された刊行物に当るとした。これは前記最高裁判所昭和五五年七月四日判決をあやまつて解釈し、適用したものであり、公衆に交付が全く予定されていない本件マイクロフイルムを頒布された刊行物とした判断は前記判例に違背する。 なお不特定多数の公衆が見ることができる状態、すなわち「公開されていること」は「頒布されたこと」と同意ではない。このことは言葉の意味自体からも明らかであり、また東京高等裁判所昭和五三年一〇月三〇日判決が「公開性とは秘密性からの脱却を意味し、複製されたものを広く配り渡す意を内容とする頒布性とは異なる。公開性と頒布性とが異なることは、たとえば訴訟記録その他の事件記録が、広く閲覧に供され、また謄写が認められ、公開性を有するものでありながら、頒布を目的としたものではなく、頒布性を有しないことに徴しても明らかである。」と判示するとおりである。しかるに原判決は「頒布された」の文言を「公開された」と同意に解釈したものであり、法令の解釈を誤つている。 以上から本件マイクロフイルムが頒布された刊行物に相当するか否かを判断するにあたつては、右マイクロフイルム自体が公衆に交付されたか否かを判断する必要があるところ、原判決はこの点の判断をしていない。
	○被告の主張
	○裁判所の判断 実用新案法三条一項三号にいう頒布された刊行物とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図面その他これに類する情報伝達媒体であつて、頒布されたものを意味するところ（最高裁　昭和五三年（行ツ）第六九号同　五五年七月四日第二小法廷判決・民集　三四巻四号五七〇頁参照）、原審の適法に確定した事実関係によれば、所論のマイクロフイルムは、オーストラリア国特許第四〇八五三九号にかかる特許出願の明細書の原本を複製したマイクロフイルムであつて、おそくとも本願考案の実用新案登録出願がされた昭和四六年一一月二日より前の一九七〇年（昭和四五年）一二月一〇日までに、同国特許庁の本庁及び五か所の支所に備え付けられ、同日以降はいつでも、公衆がデイスプレイスクリーンを使用してその内容を閲覧し、普通紙に複写してその複写物の交付を受けることができる状態になつたというのであるから、本願考案の実用新案登録出願前に外国において頒布された刊行物に該当するものと解するのが相当である。 けだし、右の事実関係によれば、右マイクロフイルムは、それ自体公衆に交付されるものではないが、前記オーストラリア国特許明細書に記載された情報を広く公衆に伝達することを目的として複製された明細書原本の複製物であつて、この点明細書の内容を印刷した複製物となんら変わるところはなく、また、本願考案の実用新案登録出願前に、同国特許庁本庁及び支所において一般公衆による閲覧、複写の可能な状態におかれたものであつて、頒布されたものということができるからである。右マイクロフイルムの部数が一般の印刷物と比較して少数にとどまることは、これをもつて頒布された刊行物という妨げとなるものではないというべきである。 したがつて、これと同旨の原審の判断は正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、また、所論引用の前示判例に違背する点も存しない。論旨は、右と異なる見解に立つて原判決を論難するものであつて、採用することができない。
N7	**【事件番号：平成4年（行ケ）4号】**
	○原告の主張 １　取消事由１（各引用例の公知文献性の認定の誤り） 審決は、各引用例の公知文献性につき、「引用例１～３が、各々、昭和５１年２月、昭和５１年１２月及び昭和５６年３月に、シェル化学株式会社により、印刷・発行され、頒布された刊行物であることは、同じく甲第６号証である昭和６１年１１月１０日付けのシェル化学株式会社、取締役、ポリマー部長発、前記特許異議申立人宛の「カリフレックスＴＲ技術資料の頒布証明について」との有印証明書及び前記引用例１～３の最終頁の年・月の記載からみて、明らかであると認められる。」と認定した。 各引用例がシェル化学株式会社により作成されたものであること、各引用例の最終頁に審決認定の上記各年・月の記載があること、上記昭和６１年１１月１０日付け「カリフレックスＴＲ技術資料の頒布証明について」との有印証明書（審判事件甲第６号証、本訴乙第１号証）がシェル化学株式会社取締役ポリマー部長渡辺弘育によって作成されたものであり、被告主張の記載があることは認めるが、これらの事実は、「引用例

	１～３が、各々、昭和５１年２月、昭和５１年１２月及び昭和５６年３月に、シェル化学株式会社により、印刷・発行され、頒布された刊行物であること」を認定する根拠として十分なものではない。 すなわち、シェル化学株式会社と異議申立人である日新工業株式会社とは取引関係にあること、各引用例の最終頁の記載が具体的にどのような意味を有するか明らかでないこと、仮に各引用例の最終頁に記載された年・月が印刷の年・月を意味するとしても、そのことが真実そのころ頒布されたことに直ちに結び付くわけではないこと、仮に頒布されたとしても、頒布を受けた者に守秘義務を負わせることなく頒布されたとは限らないこと等に照らすと、審決の上記認定は十分な根拠なく行われた誤ったものといわなければならない。
	○被告の主張 １　取消事由１について （１）審決が挙げたシェル化学株式会社取締役ポリマー部長渡辺弘育作成の、昭和６１年１１月１０日付け日新工業株式会社宛「カリフレックスＴＲ技術資料の頒布証明について」と題する有印証明書（審判事件甲第６号証、本訴乙第１号証）には、「弊社の下記技術資料は、後記年月に印刷、発行され、弊社の得意先（アスファルトメーカー，ルーフィングメーカー，道路関連業者等)、代理店及びその他不特定多数の第三者に頒布されたことを証明いたします。」と記載されたうえ、「記」として、それに続いて１～５の資料が記載されている。 上記１～５のうち３～５の記載は、それぞれ、「３．技術資料　ＮＯ―ＴＢ７０“カリフレックス”熱可塑性ゴムービチュメンへの応用―印刷・発行年月：昭和５１年２月」、「４．技術資料ＮＯ―ＴＢ８１カリフレックスＴＲについて印刷・発行年月：昭和５１年１２月」、「５．技術資料ＮＯ―ＴＢ８３熱可塑性ゴムによるビチュメンの改質印刷・発行年月：昭和５６年３月」というものであり、これらの記載からすれば、上記３～５の技術資料が各引用例を示すことは明らかであり、そこに印刷発行年月として記載された年・月は、各引用例の末尾のかっこ内に記載された年・月と一致している。 上記事実と引用例１～３の記載内容及び体裁によれば、引用例１～３は，いずれも、シェル化学株式会社の製品である熱可塑性ゴム「カリフレックスＴＲ」について、その性質、用途等を記載した技術資料であり、これらが、そこに掲げられた自社製品の優位性を宣伝し、販売促進につなげることを目的としたものであることは、明白である。 このような資料に付記される年・月は、印刷の年・月を表すのが通常であり、かつ、上記目的を有する資料は、印刷後できるだけ速やかに、できるだけ広い範囲に、得意先を始め関連業界等に頒布されるべきものである。 また、各引用例がこのような資料として作成されたものである以上、それに関する秘密性が問題とされることはありえない。 以上の事実によれば、引用例１～３が本願出願前既に広範に頒布されていた刊行物であることは、明らかなことといわなければならない。 （２）本願明細書には、「本発明方法においては熱可塑性ゴムが使用されるが、これは溶融して所定の形状に成形するのみで加硫なしでゴム製品が得られる。この様なゴムとして、たとえばリチウム触媒を用いて製造されるブタジエン・スチレンのＳＢＳブロックコポリマー（たとえばシエル社製のカリフレックス）が例示できる。」（甲第２号証、本件公告公報２欄末行～３欄６行）と記載されている。 この記載は、原告が、本願出願時において、本願発明に係る熱可塑性ゴムの物性等を「カリフレックス」という商品でもって具体的に把握していたことを物語るものであり、これは、「カリフレックス技術資料」である引用例１～３が本願出願前頒布された刊行物であることを原告が自認していることにほかならない。
	○裁判所の判断 １　取消事由１（各引用例の公知文献性の認定の誤り）について シェル化学株式会社取締役ポリマー部長渡辺弘育が、昭和６１年１１月１０日付けで、日新工業株式会社宛「カリフレックスＴＲ技術資料の頒布証明について」と題する有印の証明書（審判事件甲第６号証、本訴乙第１号証）を作成したこと、同証明書の記載内容が被告主張のとおりであることは、当事者間に争いがない。 この事実と、引用例１～３が、その記載内容からして、いずれも、シェル化学株式会社の製品である熱可塑性ゴム「カリフレックスＴＲ」につき、その性質、用途等を説明し、自社製品の優位性を宣伝し、販売促進に資するることを目的としたものであり、そうである以上、その秘密性が問題とされる文献ではないと認められることに照らせば、引用例１～３は、本願出願日（昭和５８年１月１４日）前、既にシェル化学株式会社の得意先のみならず、その他の関連業者等広く第三者に頒布されていたものと認めることができる。 シェル化学株式会社と異議申立人である日新工業株式会社とが取引関係にあることは、上記認定を妨げる根拠にはなりえず、その他上記認定を妨げる資料は、原告の提出しないところであるし、本件全証拠を検討してもこれを見出すことができない。 以上のとおりであるから、引用例１～３はいずれも、本願発明との関係において、特許法２９条１項３号の定める刊行物に該当するものというべきである。 原告主張の取消事由１は理由がない。

N8	【事件番号：平成11年（行ケ）368号】 ○原告の主張 ２　取消事由２（本件第１発明についての公知性判断の誤り） （１）被告作成の図番Ｍ－６２９８の図面（審判乙第１号証（甲第１２号証）、本訴甲第１２号証、以下「６２９８図面」という。）、同Ｍ－６２９９の図面（審判乙第２号証（甲第１３号証）、本訴甲第１３号証、以下「６２９９図面」という。）、同Ｍ－６５０９の図面（審判乙第３号証（甲第１１号証）、本訴甲第１６号証、以下「６５０９図面」という。）、同Ｍ－６５１６の図面（審判乙第４号証、本訴甲第１７号証、以下「６５１６図面」という。）及び同Ｍ－６５１７の図面（審判乙第５号証、本訴甲第１８号証、以下「６５１７図面」という。）、被告の図面台帳（甲第１５号証）、審判における証人町田春生に対する尋問調書（甲第１４号証）、同箱崎健吉に対する尋問調書（甲第１９号証）、同葉琳義に対する尋問調書（甲第２２号証）及び同林光明に対する尋問調書（甲第２３号証）によれば、〔1〕被告従業員であった箱崎健吉によって、昭和５６年ころ、６本ロールカレンダーのロール配列が考案され、６２９８図面及び６２９９図面が作成されたところ、６２９８図面には、本件第１発明に係るロール配置のみならず、引取りロール、ロール軸交叉装置及びロール間隙調整装置の各位置も示されており，本件第１発明のすべての構成要件が記載されていること、〔2〕６２９８図面及び６２９９図面は、被告の客先からの引合いに応じて作成され、当該客先に提出されたものであり、被告は、その後も別の客先に対して同様の提案を行ったこと、〔3〕さらに、被告は、昭和５９年１２月から昭和６０年３月にかけて、６２９８図面及び６２９９図面と同様の６５０９図面、６５１６図面及び６５１７図面を作成し、そのころ、被告従業員町田春生は、これらを葉琳義に提示又は交付した上、昭和６０年２月に東京において、同人と６５０９図面に基づいて見積り等の打合せを行ったこと、〔4〕被告においては、客先に図面を提示又は交付する場合に、客先に対して特段守秘義務を課すことはしておらず、葉琳義に対しても守秘義務は課さなかったこと、以上の事実が認められる。 　そうすると、被告は、本件出願（昭和６０年７月５日）よりも前に、守秘義務のない客先に対して、６２９８図面、６２９９図面、６５０９図面、６５１６図面及び６５１７図面を提示又は交付して、本件第１発明の実施に当たる６本ロールカレンダーを公然知られた状態としたのであるから、本件第１発明は、特許法２９条１項１号に該当するものである。 （２）審決は、「特に技術開発がらみの引き合いにおける相談において、当事者双方は、互いに秘密保持について特段の要請をしていなくとも、その引き合いの具体的内容を当事者以外の他人に漏らすことは、社会通念上信義に反することであるし、また、証人町田春生氏や箱崎健吉氏は、それらの図面を見せたり説明をしたりした引き合いの相手に守秘義務がない旨を告げたと証言しているわけでもないから、甲第１１～１３号証の図面（注、６５０９図面、６２９８図面及び６２９９図面）を引き合いの相手に見せたり説明したりしたからといって、それだけでその内容が日本国内において公然知られたものであるとすることはできない」（審決書４７頁８行目～２０行目）、「甲第１１～１３号証には、本件第１発明および第２発明に係るロール配置の基本構造だけしか開示されていない」（同４７頁２０行目～４８頁２行目）、「引き合い先である葉琳義氏が日本ロール製造株式会社（注、被告）に６本ロールカレンダの図面を提出しその内容を説明したからといって、その６本カレンダーの製作の見積もりの依頼を受けた日本ロール製造株式会社が、勝手に、その内容を他人に漏らすことは社会通念上許されないことであるから、そのことによって、その６本ロールカレンダーが公然知られた状態に至ったということはできない」（同４８頁９行目～１７行目）とした。 　しかしながら、町田春生に対する尋問調書（甲第１４号証）によれば、被告が６５０９図面、６２９８図面、６２９９図面等を開示して見積りを行ったのは、単に、客先からの要望に従って手持ちの技術を提案したにすぎないものであって（９～１０頁）、技術情報の交換を伴う共同開発的な「技術開発がらみの引き合い」ではないから、被告が客先に守秘義務がない旨を告げなくとも、特に被告から客先に対する指示がない限りは、客先は守秘義務を負うものではない。そして、箱崎健吉に対する尋問調書（甲第１９号証）によれば、被告が客先に対して秘密保持の指示を行わなかったことは明らかである（１０頁）。 　また、６２９８図面には、第６ロールの下部にロール間隙調整装置が、第５ロールの高さの左右にはロール軸交叉装置が記載されている上、引取りロールが第６ロールの右側に配置されていることが記載されているから、実質的に、周速が後方に行くに従って速くなることも記載されており、したがって、審決の「甲第１１～１３号証には、本件第１発明および第２発明に係るロール配置の基本構造だけしか開示されていない」との認定は誤りである。 　さらに、原告は、昭和６０年２月６日に葉琳義の訪問を受け、その際、同人から本件第１発明の６本ロールカレンダーの内容を聞いており、その後、同年３月８日に、原告の担当者が葉琳義と６本ロールカレンダーに関する打合せをした際に、同人から要求を受けて、原告作成のＤＲＡＷＩＮＧ　ＮＯ．Ａ９０８Ｂ１１５４の図面（甲第２４号証の１、以下「原告図面」という。）を同人に送付した。原告図面は、図面台帳（甲第２４号証の２）記載のとおり、昭和６０年２月８日に作成されたものであって（ただし、その作成は、他の顧客からの引合いに基づくものである。）、ロール配置、ロール軸交差装置及びロール間隙調整装置の設置位置が本件第１発明と同一である６本ロールカレンダーが記載されている。 　そして、原告は、被告に対してはもとより、葉琳義との間においても守秘義務を負うものではないから、仮に葉琳義が被告との間で守秘義務を負っていたとしても、原告が葉琳義から本件第１発明の内容を聞いたことにより、本件第１発明は公知になったというべきである。

○被告の主張

２　取消事由２（本件第１発明についての公知性判断の誤り）について

（１）原告は、被告が本件出願前に、守秘義務のない客先に対して、６２９８図面、６２９９図面、６５０９図面、６５１６図面及び６５１７図面を提示又は交付して、本件第１発明の実施に当たる６本ロールカレンダーを公然知られた状態とした旨主張する。

しかしながら、６２９８図面以外の図面はもとより、原告が、本件第１発明のすべての構成要件が記載されていると主張する６２９８図面によっても、６本のロールの配置はともかく、ロール軸交叉装置及びロール間隙調整装置の各位置並びにロール周速を第１ロールから順次後方にいくに従って速くした点を読み取ることはできない。すなわち、６２９８図面（甲第１２号証）には、６本ロールカレンダーの上端に２本の、左端に３本の、下端に１本の各シャフト及びモーターが記載されているが、そのいずれがロール間隙調整装置で、いずれがロール軸交叉装置であるかについての記載はないから、同図面上それを特定することはできず、また、技術的には第１、第５、第６ロールにロール軸交叉装置を設けることが可能であるから、第５ロールにロール軸交叉装置が設けられているなどと断定することはできない。のみならず、ロール軸交叉装置が内部に設置されている場合には図示されないから、図面だけから第６ロールに設けられている可能性を否定することはできない。したがって、６２９８図面によっても、ロール間隙調整装置が第６ロールに設けられ、ロール軸交叉装置が第５ロールに設けられていることを読み取れないのである。さらに、６２９８図面では、最終ロールの右側に引取りロールを設けること（最終ロールからシートを引き取ることを意味する。）が記載されているが、昭和５６年９月２０日増補第２版発行の「増補・応用ゴム加工技術１２講（上巻）」（乙第２号証）に「１）同一回転速度の場合はゴムは高温ロールに巻き付く。・・・３）以上は天然ゴム配合の場合」（２１７頁下から５行目～３行目）と記載されているとおり、ロール周速を等速とする構成であっても、素材とロールの温度との関係によって、素材を次のロールに巻き付かせることができるから、最終ロールの横に引取りロールがあるからといって、ロールの周速が順次速くなっていることは読み取れないのである。

以上のように、６２９８図面に、本件第１発明のすべての構成要件が記載されているということはできず、また、６２９９図面、６５０９図面、６５１６図面及び６５１７図面も同様であるから、これらの図面を提示又は交付しても、本件第１発明の実施に当たる６本ロールカレンダーを公然知られた状態としたことにはならない。

（２）また、原告は、被告が６５０９図面、６２９８図面等を開示して行った見積りが、客先からの要望に従って手持ちの技術を提案したにすぎず、技術情報の交換を伴う共同開発的な「技術開発がらみの引き合い」ではないから、被告が客先に守秘義務がない旨を告げなくとも、特に被告から客先に対する指示がない限りは、客先は守秘義務を負うものではないと主張する。

しかしながら、本件第１発明が周知事項又は当業者に自明な事項のみによって構成されているものでないことは上記１のとおりであるから、上記各図面を開示することは、審決認定のとおり「技術開発がらみの引き合い」であり、その具体的内容を当事者以外の他人に漏らすことが社会通念上信義に反するものであることを理由に客先に守秘義務がある旨判示した本件審決に誤りはない。

原告は、技術情報の交換を伴う共同開発的なもののみが「技術開発がらみの引き合い」に当たるとするが、そのような限定をする根拠はない。

したがって、被告が上記各図面を開示して行った見積りの相手方（客先）が守秘義務を負うという点からも、本件第１発明の実施に当たる６本ロールカレンダーを公然知られた状態としたことにはならない。

なお、原告は、昭和６０年２月６日に葉琳義の訪問を受け、その際、同人から本件第１発明の６本ロールカレンダーの内容を聞いたことにより、本件第１発明は公知になったと主張するが、そのような事実は存在しない。

○裁判所の判断

２　取消事由２（本件第１発明についての公知性判断の誤り）について

（１）６２９８図面（甲第１２号証）、６２９９図面（甲第１３号証）、６５０９図面（甲第１６号証）、６５１６図面（甲第１７号証）、６５１７図面（甲第１８号証）、被告の図面台帳（甲第１５号証）並びに審判における証人町田春生に対する尋問調書（甲第１４号証）、同箱崎健吉に対する尋問調書（甲第１９号証）及び同葉琳義に対する尋問調書（甲第２２号証、後記採用しない部分を除く。）に、弁論の全趣旨を併せ考えると、〔１〕被告においては、客先からの引合いをきっかけとして、昭和５６年ころに、本件第１発明と同一のロール構造を有する６本ロールカレンダーを考案して、同年９月にその計画図である６２９８図面及び６２９９図面を作成し、その後、数件の客先にこの構造の６本ロールカレンダーを提案したことがあったこと、〔２〕葉琳義は、台湾でロールカレンダーを使用した塩化ビニル加工品製造会社を長年経営し、また、従来から被告と取引関係があって、被告の役員や設計部長であった町田春生らと懇意であったところ、町田春生は、昭和５８年又は５９年ころ台湾で葉琳義と会った際に、同人より、ドイツで視察した７本ロールカレンダーについて「うまくない」との評価を聞いたことから、被告において上記〔１〕の６本ロールカレンダーの開発を計画していることを同人に話し、そのロール構造をその場で図に描いて見せたところ、同人はそれに賛意を表し、関心を示したこと、〔３〕昭和５９年１０月ころ、台湾を訪れた町田春生は、葉琳義から、６本ロールカレンダーの見積り依頼を受けたため、被告において、同年１２月２６日ころ、当該見積りのため

の６５０９図面を作成し、昭和６０年１月中旬ころ、台湾で、町田春生が同図面を葉琳義に示して当該見積りの下打合せを行ったこと、〔4〕さらに、昭和６０年２月初旬に、葉琳義が、林光明らを伴って被告を訪れ、被告担当者らと６５０９図面に基づき詳細な見積りのための打合せを行ったが、その際、葉琳義は自ら作成した６本ロールカレンダーの図面を持参したこと、〔5〕被告は、当該見積りに関し、昭和６０年３月中旬ころ、６５１６図面及び６５１７図面を作成し、これらも葉琳義に対し提示又は交付されたこと、〔6〕なお、被告は葉琳義と上記６本ロールカレンダーにつき秘密保持契約の締結をしたり、同人に対し、これを秘密扱いすることを明示的に求めることはしなかったこと、以上の事実を認めることができ、葉琳義に対する尋問調書（甲第２２号証）及び林光明に対する尋問調書（甲第２３号証）の供述記載中、これに反する部分は採用し難い。

（2）ところで、発明の内容が、発明者のために秘密を保つべき関係にある者に知られたとしても、特許法２９条１項１号にいう「公然知られた」には当たらないが、この発明者のために秘密を保つべき関係は、法律上又は契約上秘密保持の義務を課せられることによって生ずるほか、すでに昭和５８～５９年当時から、社会通念上又は商慣習上、発明者側の特段の明示的な指示や要求がなくとも、秘密扱いとすることが暗黙のうちに求められ、かつ、期待される場合においても生ずるものであったというべきである。なぜなら、平成２年法律第６６号による旧不正競争防止法（昭和９年法律第１４号）の改正前であるその当時においても、取引社会において、他者の営業秘密を尊重することは、一般的にも当然のこととされており、まして、商取引の当事者間、その他一定の関係にある者相互においては、そのことがより妥当するものであって、当時においても、他人の営業秘密の不正な取得、開示等は不法行為を構成するものとされていたからであり、また、成約等に至る商談等の過程が迅速に、かつ、流動的に推移することが少なくない商取引の実際において、発明に関連した製品、技術等が商談等の対象となることになった都度、発明者側において、その発明につき秘密を保持すべきことをいちいち相手方に指示又は要求し、相手方がそれを理解したことを確認するような過程を経なければ、当該発明に関連した製品、技術等の具体的な内容を開示できないとすれば、取引の円滑迅速な遂行を妨げ、当事者双方の利益にも反することになったからである。殊に生産機器の分野において、その製造販売者と需要者とが新規に開発された技術を含む製品につき商談をする際には、当事者間において格別の秘密保持に関する合意又は明示的な指示や要求がなくとも、需要者が当該新技術を第三者に開示しないことが暗黙のうちに求められ、製造販売者もそうすることを期待し信頼して当該新技術を需要者に開示することは、十分あり得ることであるから、このような場合には、需要者は、社会通念上又は商慣習上、当該新技術につき製造販売者のために秘密を保つべき関係に立つものといわなければならない。

本件において、上記（1）の事実関係に照らせば、葉琳義が、町田春生その他の被告担当者から説明を受け、あるいは、提示又は交付を受けた６５０９図面、６５１６図面及び６５１７図面に記載された６本ロールカレンダーが、被告において新規に開発され、公然と知られてはいない技術を含む生産機器に当たるものであって、かつ、葉琳義がそのことを認識理解する能力、経験を有していることは明らかである。そして、同人と被告との関係から見て、同人は、我が国の社会通念上又は商慣習上、当該６本ロールカレンダーの商談に際しては、被告側の明示的な指示や要求がなくとも、これを秘密扱いとすることが暗黙のうちに求められていることを理解しており、また、被告においても、葉琳義が上記能力、経験や秘密扱いについての理解を有することを期待し信頼して、当該６本ロールカレンダーを開示したものと推認するのが相当である。

そうすると、葉琳義は、社会通念上又は商慣習上、被告側の特段の明示的な指示や要求がなくとも、当該６本ロールカレンダーの技術内容につき被告のために秘密を保つべき関係にある者ということができるから、６５０９図面、６５１６図面及び６５１７図面に記載された６本ロールカレンダーが本件第１発明の実施に当たるとしても、本件第１発明が公然知られた状態となったものということはできない。

なお、被告が昭和５６年９月ころ以降、数件の客先に６本ロールカレンダーの提案をしたことについての具体的な事実関係を明らかにする証拠はないが、仮にそれが本件第１発明と同一のロール構造を有する６本ロールカレンダーの内容を開示したものであったとしても、上記の認定及び判断に照らし、本件第１発明が公然知られた状態となったものということはできない。

（3）原告は、昭和６０年２月６日に原告を訪れた葉琳義から、本件第１発明の６本ロールカレンダーの内容を聞いたから、本件第１発明は公知になったとも主張する。

しかしながら、仮に、昭和６０年２月６日に葉琳義が原告を訪れ、６本ロールカレンダーについて説明をした事実が存在するとしても、同人の説明の具体的な内容を明らかにする証拠はないから、同人が、前示構成をすべて備えた本件第１発明の内容を原告の担当者らに開示したものと直ちに認めることはできず、したがって、本件第１発明が公然知られた状態となったものと断定することはできない。

なお、原告は、葉琳義の要求を受けて、同年３月以降に、ロール配置、ロール軸交差装置及びロール間隙調整装置の設置位置が本件第１発明と同一である６本ロールカレンダーが記載された原告図面（甲第２４号証の１）を同人に送付したとも主張するが、他方において、原告図面が葉琳義のした説明とは無関係に作成されたものであるとも主張しており、原告図面の記載から葉琳義の説明内容を推認することはできない。また、仮に、原告図面に本件第１発明と同一の発明が記載されているとしても、葉琳義が、社会通念上又は商慣習上、原告図面に記載された６本ロールカレンダーの技術内容につき原告のために秘密を保つべき関係にある者に当たることは、前示したところと同様であるから、原告が原告図面を同人に送付したことによって、本件第１発明が公然知られた状態となったものということもできない。

	（４）したがって、本件第１発明が本件特許出願前に日本国内において公然知られた発明であるということはできないとした審決の判断に原告主張の誤りはない。
N9	**【事件番号：平成12年（行ケ）207号】** ○原告の主張 ２　取消事由（頒布刊行物記載についての認定の誤り） (1)　甲第３号証の冒頭に添付された図書館長“A”の１９９７年５月２０日付け署名のある書面には、①１９８０年６月２０日にCharles Edward Harm の「Power FETs in Switching Applications」と題する修士論文をＭＩＴ図書館（“MIT Libraries ”）に受け入れたこと、及び、②１９８１年１１月３日に甲第３号証の論文をＭＩＴ及びナショナル・オンライン・データベースの目録に入れたことが記載されている。 しかし、ＭＩＴ図書館による甲第３号証の論文の受入れは、本件特許出願前に当該論文が米国内に存在した事実を証するにとどまる。「修士論文」は、「修士号」を取得するために作成されたものであって、不特定多数の人に頒布することを目的として作成されたものではないから、修士論文自体は、特許法２９条１項３号に規定する「頒布された刊行物」に該当しない。 一方、甲第３号証の論文がＭＩＴ及びナショナル・オンライン・データベースの目録に加えられた事実について、確認のために、原告が、インターネットにより“MIT Libraries”をアクセスして検索したところ、書誌的事項が検索結果として出力されるだけであった（甲第４号証）。このように甲第３号証の論文の全文は、ナショナル・オンライン・データベースの目録に入れられていない。また、本件特許の出願時におけるインターネットの普及状況は、何人でも私的・商業的に利用することができる状態ではあり得なかった（甲第５号証）。インターネットが発展した現在でも甲第３号証の論文については甲第４号証に示す程度の書誌的情報しか得られないのであるから、インターネットの揺籃期前の１９８１年頃に甲第３号証の論文の全文が入手できたとは到底考えられない。 したがって、甲第３号証は、本件特許発明の新規性ないし進歩性を否定するに足りる「頒布された刊行物」が本件特許出願前に存在した事実を何ら証するものではない。また、甲第３号証の論文に記載されたものが本件特許出願前に日本国内で公知若しくは公用であった事実を証するものでもない。 (2)　被告は、判決（東京高等裁判所平成４年（行ケ）第１６号同５年７月２９日判決・知的裁集２５巻２号４３９頁）を引用して、修士論文であっても、博士論文であっても、学術論文その他いかなる論文であっても、一般に図書館に受け入れられるということは、図書館で受け入れられた後公衆の自由な閲覧に供することなく秘密状態に保持されることが明らかでない限り、それが不特定多数の人に頒布することを目的とするのが通念であると主張する。しかし、上記判決は、「頒布された刊行物」というには原本（学位論文）が公開されて公衆の自由な閲覧に供されている必要があるが、原本自体が公衆に対し頒布により公開することを目的として作成される必要はなく、複製されたものが公衆に対し頒布により公開することを目的として作成されれば足りるというものであって、本件に当てはまるものではない。図書館で受け入れられた甲第３号証の論文が普通の図書・雑誌と同じように、公衆の閲覧に供されていたか否か、閲覧の態様が不明であり、被告が主張する通念に当たるとはいえない。 (3)　また、被告は、Ｂの宣誓供述書（乙第１号証の１枚目）に、同人がＭＩＴ図書館の文書サービス課長Ｃとの電話及び同課長からの書簡（乙第１号証の２枚目）を通じて知ったこととして、①甲第３号証の論文は、１９８０年６月２０日にＭＩＴ記録保管所に受け入れられ、１９８１年１１月３日にＭＩＴ図書館のカタログに入れられたこと、②論文が一旦ＭＩＴ記録保管所に置かれると公衆に利用可能となること、すなわち１９８０年６月２０日現在何人によっても利用可能であったこと、③論文が受け入れられた後、カタログに入れられる日の１９８１年１１月３日までに、マイクロフィルム化されたこと、④カタログに入れられた１９８１年１１月３日からほぼ２週間以内に製本された論文がＭＩＴ図書館の１つであるBarker Engineering 図書館の棚の上に置かれていたこと、⑤１９８０年当時のＭＩＴ図書館の方針は現在と同じであることが述べられていることから、甲第３号証の論文は１９８０年６月２０日から公衆の閲覧が可能であったと主張する。 しかし、甲第３号証として提出されたCharles Edward Harm の修士論文の表紙頁には「D」の署名がなく、他方、前記Ｃの書簡に添付された同修士論文の表紙頁（乙第１号証の３枚目）には「D」の署名があって、両者が相違しているところから、甲第３号証の論文は格別の事情がなければ入手することができなかったものではないかという疑問が存する。乙第１号証は、ＭＩＴの現在のルールを適用すれば甲第３号証の論文が１９８０年６月２０日から公衆の閲覧可能な状態であったことを推測させるだけで、実際に同論文が閲覧可能であったことを証するものではない。また、甲第３号証の論文が１９８０年６月２０日にＭＩＴの記録保管所に受け入れられたことは認められるが、１９８１年１１月３日にＭＩＴ図書館のカタログに入れられたこと、マイクロフィルム化され製本されたこと、製本された論文がBarker Engineering図書館の棚に置かれていたことを示す証拠はない。カタログとは常識にみて甲第４号証に示されるような書誌的データを載せたもので、論文の全文を載せたものとは認められない。また、被告が２００１年３月２日現在において甲第３号証の論文の入手が可能であることを示すものとして提出した乙第３号証は、本件特許出願前において同論文の入手が可能であったことを示すものではない。要するに、乙第１ないし第３号証によっては、被告が引用する最高裁判所判決にいう「原本自体が公開されて公衆の自由な閲覧に供され、かつ、その複写

物が公衆からの要求に即応して遅滞なく交付される態勢が整っていた」ものと断定することはできない。

○被告の主張

２　甲第３号証の論文の頒布刊行物記載について

甲第３号証の論文は、以下の(1)から(4)に述べるとおり、「頒布された刊行物に記載された」ものに該当するものであり、原告の主張は失当である。

(1)　特許法２９条１項３号にいう頒布された刊行物とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図面、その他これに類する情報伝達媒体であって、頒布されたものを指すが、公衆から要求を待ってその都度原本から複写して交付されるものであっても、上記原本自体が公開されて公衆の自由な閲覧に供され、かつ、その複写物が公衆からの要求に即応して遅滞なく交付される態勢が整っているならば、上記の公衆に対し、頒布により公開することを目的として複製されたものであるといって差し支えない〔最高裁判所昭和５３年（行ツ）第６９号同５５年７月４日第二小法廷判決・民集３４巻４号５７０頁〕。上記判旨に照らしても、甲第３号証の修士論文が特許法２９条１項３号にいう「頒布された刊行物に記載された」ものであることに疑いはない。

(2)　「修士論文」は、「修士号」を取得するために作成されたものであるが、だからといって「不特定多数の人に頒布することを目的として作成されたものではない」とはいえない。修士論文であっても、博士論文であっても、学術論文その他いかなる論文であっても、一般に図書館に受け入れられるということは、図書館で受け入れられた後公衆の自由な閲覧に供することなく秘密状態に保持されることが明らかでない限り、それが不特定の人に頒布することを目的とすると考えるのが通念である〔東京高等裁判所平成４年（行ケ）第１６号同５年７月２９日判決・知的裁集２５巻２号４３９頁〕。

(3)　さらに、甲第３号証の論文が「頒布された刊行物」であることは、以下に述べるとおり、乙第１ないし第３号証により、明らかである。

ア．　乙第１号証　　Ｂの２００１年３月１３日付け宣誓供述書（乙第１号証の１枚目）には、同人がＭＩＴ図書館の文書サービス課長Ｃとの電話及び同課長からの書簡（乙第１号証の２枚目）を通じて知ったこととして、①甲第３号証の論文は、１９８０年６月２０日にＭＩＴ図書館の記録保管所に受け入れられ、１９８１年１１月３日にＭＩＴ図書館のカタログに入れられたこと、②論文が一旦ＭＩＴ図書館の記録保管所に置かれると公衆に利用可能となること、すなわち１９８０年６月２０日現在何人によっても利用可能であったこと、③論文が受け入れられた後、カタログに入れられた日の１９８１年１１月３日までに、マイクロフィルム化されたこと、④カタログに入れられた１９８１年１１月３日からほぼ２週間以内に製本された論文がＭＩＴ図書館の１つであるBarker Engineering 図書館の棚の上に置かれたこと、⑤１９８０年当時のＭＩＴ図書館の方針は現在と同じであること、を述べている。

イ．　また、同人 の２００１年３月８日付け宣誓供述書（乙第２号証）は、①同人の行ったインターネット検索の結果、２００１年３月１日時点において、ＭＩＴ図書館がCharles E. Harmの修士論文・題名「Power FETs in Switching Applications」（１９８０年発行）を２部所蔵していること、また、②電話による問い合わせにより、当該論文は１部５９ドルで複写物を入手することができ、ＭＩＴ図書館の一つであるBarker Engineering図書館に当該論文の上記２部のうちの１部が存在して公衆の閲覧に供されており、これを複写することも可能なことを知らされたと述べている。

ウ．　さらに、被告の従業員Ｅの宣誓供述書（乙第３号証）は、同人がＭＩＴ図書館を通じて甲第３号証の論文のマイクロフィルムの複写物、電子複写物又は紙の複写物を入手することが可能であったことを述べている。

エ．　以上の証拠によれば、甲第３号証の論文は、①１９８１年１１月３日現在公衆に閲覧可能であり、②１９８１年１１月３日までに、その原本からの複写物であるマイクロフィルム及び製本が存在し、③１９８１年１１月３日からほぼ２週間以内に、ＭＩＴ図書館の１つであるBarker Engineering 図書館の棚の上に置かれ、公衆に閲覧可能かつ複写可能となっており、④ＭＩＴ図書館に受け入れられて公衆に閲覧可能となった当初から、請求があれば論文の複写物を入手することもできた（ＭＩＴ図書館のとる方針は１９８０年代も同じである）のであるから、明らかに、本件特許出願日（１９８３年９月２７日）より前にアメリカにおいて頒布された刊行物に記載されたものに該当し、特許法２９条１項３号の刊行物記載の要件を満たす。

(4)　原告は、甲第３号証の論文が「頒布された刊行物に記載された」ものであることは上記乙号各証によっても立証されないとして種々主張するが、原告の主張はいずれも失当である。

ア．　原告は、甲第３号証の論文が１９８１年１１月３日に実際にＭＩＴ図書館のカタログに入れられた事実について証拠がないと述べるとともに、カタログは、常識的にみて書誌的データ程度を載せたものにすぎず、論文の全文を載せたものとは認められない、と主張する。

しかし、甲第３号証の論文がカタログに入れられたことは、ＭＩＴ図書館の現文書サービス課長ＣのＢ宛て書簡（乙第１号証の２枚目）に添付されたカタログ記録（同号証の４枚目）から明白である。すなわち、Ｃの書簡は、カタログの“００８”のフィールドはカタログ用データベースに入れられた日を示すもので、カタログ記録に記載された日付である１９８１年１１月３日に甲第３号証の論文がカタログに入れられたと明言している。カタログとは、図書目録を指すものであり、書誌的データ程度を載せたものであって論文全文を載せたものではないが、この書誌的な事項の存在は、カタログに記載された甲第３号証の論文が

ＭＩＴ図書館に保管され、その存在を公衆に知らしめていることを意味する。したがって、ＭＩＴ図書館に受け入れられた同論文が、秘密状態に保持されておらず、公開されて公衆の自由な閲覧に供されるものであったことは明らかである。

ちなみに、カタログ記録の“００５”のフィールドは、カタログ記録データに最後に改変が加えられた日付を示すものであり、そこに記載された最後の改変日である１９８２年3月１７日は、本件特許の出願日の１９８３年9月２７日よりも前であるから、乙第１号証の４枚目のカタログ記録に記載された事項は、少なくとも本件特許出願日前の事項であることに疑いはない。

イ．　原告は、甲第３号証の論文が１９８０年6月２０日に受け入れられた後に、直ちに公衆の閲覧が可能であったことを証明する証拠はないと主張するが、理由のない主張である。すなわち、１９８２年3月７日が最終のデータ改変日であるカタログ記録（乙第１号証の４枚目）には、甲第３号証の論文が１９８１年１１月３日にＭＩＴ図書館のカタログに入れられたことが記載され、さらに“５９０”フィールドには、“MICROFICHE COPY AVAILABLEIN ARCHIVES AND ENGINEERING”（「記録保管所及びエンジニアリングにおいてマイクロフィッシュコピー利用可」。被告注；「エンジニアリング」は Barker Engineering図書館）との記載がある。このカタログ記録は、原告が提出したカタログ記録（甲第４号証）と実質的に同一のものであり、双方のカタログ記録に基づくと、①甲第３号証の論文が１９８０年頃に公表されたこと、②少なくともカタログ記録の最終改変日である１９８２年3月１７日時点において、ＭＩＴ図書館の記録保管所及びBarker Engineering図書館でマイクロフィッシュコピーが利用できたこと（すなわちマイクロフィルム化されていたこと）、及び③同論文がBARKER MCRFORM 及びARCHIVESNOLOAN3の図書館に保管されていたことが示されている。とりわけ、同論文がマイクロフィルム化されて、そのコピーが利用できる状態になっていたことから、同論文のマイクロフィルムは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製されたものであることが明らかである。

ウ．　原告は、インターネットによりアクセスした結果（甲第４号証）、「書誌的な事項が検索結果として出力されるだけであって、被告が甲第３号証として提示した修士論文は得られなかった」と主張するが、アクセスの結果を示す甲第４号証は、その１頁の記載からも明らかなように「２５0ct１９９９」、すなわち、１９９９年１０月２５日現在のデータを、２０００年1月１９日（００／０１／１９）にプリントアウトしたものに過ぎない。データベース上のデータは適宜変更、削除される性質のものであり、甲第４号証の記載事実をもって、修士論文の全文は、ナショナル・オンライン・データベースの目録に入れられていない、との立証にはなり得ない。

○裁判所の判断

進んで、甲第３号証の論文、すなわちCharles Edward Harm の執筆に係るＭＩＴの修士論文「Power FETs in Switching Applications」（以下、「Ｈａｒｍ論文」と略称する。）が特許法２９条１項３号にいう特許出願前に外国において「頒布された刊行物に記載された」ものといえるかどうかを検討する。

(1)　「頒布された刊行物に記載された」の意義

「頒布された刊行物」とは、「公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図面その他これに類する情報伝達媒体であって、頒布されたものを指すところ、ここに公衆に対し頒布により公開することを目的として複写されたものであるということができるものは、必ずしも公衆の閲覧を期待して予め公衆の要求を満たすことができるとみられる相当程度の部数が原本から複製されて広く公衆に提供されているようなものに限られるとしなければならないものではなく、右原本自体が公開されて公衆の自由な閲覧に供され、かつ、その複写物が公衆からの要求に即応して遅滞なく交付される態勢が整っているならば、公衆からの要求を待ってその都度原本から複写して交付されるものであっても差し支えないと解するのが相当である。」〔最高裁判所昭和５３年（行ツ）第６９号同５５年７月４日第二小法廷判決・民集３４巻４号５７０頁〕。

さらに、外国の特許出願の明細書原本を複製したマイクロフィルムが、同国特許庁の本庁及び複数の支所に備え付けられ、公衆がディスプレースクリーンを使用してその内容を閲覧し、普通紙に複写してその複写物の交付を受けることができる状態になっている場合には、そのマイクロフィルムは頒布された刊行物に該当するものと解することができる〔最高裁判所昭和６１年（行ツ）第１８号同年７月１７日第一小法廷判決・民集４０巻５号９６１頁〕。

(2)　Ｈａｒｍ論文について

甲第３号証、乙第１号証ないし４号証及び弁論の全趣旨によれば、Ｈａｒｍ論文について、次の事実を認めることができる。

ア．　２００１年3月１３日付けＢの宣誓供述書（乙第１号証の１枚目）に添付されたＭＩＴ図書館文書サービス課長ＣのＢ宛て書簡（乙第１号証の２枚目）には、Ｈａｒｍ論文の表紙頁（乙第１号証の３枚目）及び同図書館のカタログ用データベースからのプリントアウトと認められるカタログ記録（乙第１号証の４枚目）が添付されているところ、上記表紙頁には、同論文が１９８０年６月２０日にＭＩＴ図書館の記録保管所（ARCHIVES）に受け入れられたことを示す受領印が、また、上記カタログ記録には、同論文が１９８１年１１月３日にＭＩＴ図書館のカタログ（図書目録）に入れられたことを示す記載及び「記録保管所及びエンジニアリングにおいてマイクロフィッシュコピー利用可」の記載があることが認められる。なお、上記カタログ記録

	には、そのカタログ用データの最終更新日が１９８２年３月１７日であることが記録されている。 イ．　２００１年３月８日付けＢの宣誓供述書（乙第２号証）及び同日付けＥの宣誓供述書（乙第３号証）によれば、２００１年３月時点で、ＭＩＴ図書館にはＨａｒｍ論文が２部存在し、うち１部は記録保管所に、他の１部はBarker Engineering 図書館に収蔵されており、一般公衆はBarker Engineering図書館でＨａｒｍ論文を閲覧し、その複写物を得ることができること、またＭＩＴ図書館の文書サービス部門に注文すれば１部５９ドルで同論文の紙の複写物及び電子複写物を入手することができたことが認められる。 ウ．　以上によれば、Ｈａｒｍ論文は、１９８０年６月２０日にＭＩＴ図書館に受け入れられ、１９８１年１１月３日に同図書館のカタログ（図書目録）に収載され、遅くともカタログ用データの前記最終更新日である１９８２年３月１７日よりも前にマイクロフィッシュ化（マイクロフィルム化）されて、ＭＩＴ図書館の「記録保管所及びエンジニアリング」（「エンジニアリング」は乙第１号証の２枚目により「Barker Engineering Libraries」 の略称と認める。）においてマイクロフィルム化された同論文の閲覧及び同論文の複写物の入手が可能な状態となっていたことが認められ、上記認定に反する証拠はない。 (3)　マイクロフィルムは、それが図書館において作成される場合、特に非公開が予定されている等の特別の事情がない限り、一般利用者が当該マイクロフィルムの内容を閲覧し、必要に応じてその複写物を請求し入手することができるようにすることを予定したものであると推認することができる。そして、当該マイクロフィルムが実際に閲覧に供され、一般利用者がマイクロフィルムからの複写を請求して入手することができるようになっている場合には、そのマイクロフィルムは頒布を目的として複製されたものというべきである。 本件についてみると、前記認定のとおり、Ｈａｒｍ論文は、１９８０年６月２０日にＭＩＴ図書館の記録保管所に受け入れられた後、１９８１年１１月３日に同図書館のカタログ（図書目録）に記載され、一般公衆がカタログに記載された書誌的事項からその存在を知ることができる状態となっていた。そして、遅くとも１９８２年３月１７日（カタログデータの最終更新日）以前にＨａｒｍ論文の原本を複製したマイクロフィルムが作成され、そのマイクロフィルムは、ＭＩＴ図書館に備え付けられて、公衆がその内容を閲覧することができ、必要があれば同図書館の担当部署に請求して遅滞なくマイクロフィルムからの複写物（普通紙の複写物及び電子複写物）を入手することができる状態になっていた。 そうすると、本件においては、前掲最高裁判所判決（昭和５５年７月４日判決及び昭和６１年７月１７日判決）の判旨に照らし、ＭＩＴ図書館において受け入れたＨａｒｍ論文の原本からマイクロフィルムが作成され、公衆の閲覧及び複写が可能な態勢が整えられていた事実により、少なくともそのマイクロフィルムを「頒布された刊行物」と認めることができるものであるから、Ｈａｒｍ論文は、本件特許出願日（１９８３年9月２７日）より前に外国において「頒布された刊行物に記載された」ものということができる。
N10	**【事件番号：平成12年（ワ）16531号】** ○原告の主張 (1)　本件マニュアルの刊行物該当性について 改正前の特許法２９条１項３号にいう「刊行物」であるためには，内容自体が広く第三者に情報として流通されるべき性質（情報性）を有するものでなければならない。 本件マニュアルは，被告旧製品に添付されたものであるが，被告旧製品は，非常に高価な物であり，また，治験目的の販売に限られており，入手することは困難な状況であったこと，本件マニュアルを見る者は，装置を使用する眼科医やメンテナンスを行うオペレータのような人たちだけであること，本件マニュアルには著作権表示がなされており，その複製が禁じられていることからすると，本件マニュアルは，改正前の特許法２９条１項３号に規定する「刊行物」には該当しない。 ○被告の主張 (1)　本件マニュアルの刊行物該当性 本件マニュアルは，本件特許の出願日である平成５年１月２９日よりも前に刊行されたものであって，平成３年１２月１８日には刊行されていた。本件マニュアルは，米国ビジックス社が被告旧製品の購入者に対して，その付属物として提供するものであり，合衆国連邦食品医薬品管理局（ＦＤＡ）が医療用機器の製造業者に各機器と共に作成を義務づけているもので，特段秘密扱いしているものではない。本件マニュアルは，世界各国の多数の医療機関に設置される装置を取り扱う不特定多数の人に装置の構造や作業手順に関する情報を伝達するための文書であり，公開性を有するものである。したがって，本件マニュアルは，改正前の特許法２９条１項３号に規定する「刊行物」に該当する。 ○裁判所の判断 (1)　本件マニュアルの刊行物性について ア　改正前の特許法２９条１項３号にいう「刊行物」とは，公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書，図画その他これに類する情報伝達媒体であって，頒布されたものを指すと解される。 これを本件についてみると，証拠（乙１，３ないし５）及び弁論の全趣旨によると，本件マニュアルは，被告旧製品に付属した操作マニュアルであって，被告旧製品を購入した者に対してその付属物として提供されるものであること，被告旧製品を購入した者には必ず提供されていること，本件マニュアルは，

	被告旧製品の動作開始時や操作時に容易に見ることができるように，被告旧製品のそばに置かれることが多く，また，本件マニュアルの内容が秘密にされているという事情は存在しないこと，以上の事実が認められ，このような事実からすると，本件マニュアルは，頒布することを目的として複製された文書であって，それを見ることができる者について特段制限があったとも認められず，また，実際に頒布されているから，上記法条に規定する「刊行物」に該当すると解するのが相当である。 この点，原告が主張するように，被告旧製品が高価であって，実際上入手する者が限られており，また，本件マニュアルを見る者は，装置を使用する眼科医やメンテナンスを行うオペレータなどであるとしても，このような事情をもって，「刊行物」に該当しないということはできない。また，本件マニュアルに著作権表示がされ，その複製が禁じられていることも，本件マニュアルが「刊行物」に該当するかどうかを左右するものということはできない。したがって，この点に関する原告の主張は理由がない。 イ　そして，証拠（乙４）及び弁論の全趣旨によると，本件マニュアルは，遅くとも平成３年１２月１８日には現時点における内容に改訂され刊行頒布されていたものと認められる。
N11	**【事件番号：平成11年（行ケ）308号】** ○原告の主張 １　取消事由１（引用刊行物２が本件出願前に頒布された刊行物であるとの誤認） （１）本件決定は，引用刊行物２をその一部とする文書（以下「本件カタログ」という。引用刊行物２は，本件カタログの１０頁である。）の表紙（別紙図面（２）参照）の「１９９１／１」という表記は，１９９１年１月の意味であるとするのが相当であると認定し，その結果，引用刊行物２は本件出願前に頒布されたものであると認定した。しかし，この認定は，誤りである。 本件カタログの表紙の「１９９１／１」の文字が１９９１年１月を意味することを裏付ける客観的証拠は，全くない。審判官が，単に独自の常識に基づいて，「小売り価格リストの公知時期が１９９１年１月である」と推測しただけである。仮に，本件カタログの表紙の「１９９１／１」の文字が１９９１年１月を意味することが認められるとしても，引用刊行物２が本件出願前に頒布されたことを示す証拠は全くない。 また，私企業のカタログの頒布日は，我が国においてさえ，必ずしも明らかでないことからすれば，オランダという外国の私企業においては，さらに明らかでないものというべきである。 さらに，本件カタログの最終頁には，「本価格及び記載事項は１９９１年４月１日現在のものである。将来変更の可能性がある。」との記載があり，頒布日を１９９１年１月と認定すると，これとの間に大きな矛盾が生じる。 以上のとおりであるから，「１９９１／１」の文字だけで，引用刊行物２が本件出願前に頒布されたとすることには合理的な根拠がなく，そうである以上，同刊行物を本件出願との関係における公知文献として採用した点において，本件決定は，明らかに誤っているものである。 （２）本件決定は，引用刊行物２は，頒布された刊行物であると認定した。しかし，この認定も誤りである。 本件カタログは，私企業の商品の定価表であって，不特定多数の公衆に情報公開するために発行されるものではなく，秘密を遵守する特定の販売代理店や輸出入業者にのみ頒布されるものである。 同じヒルホウルトガーデンプロダクト社発行「ＴＲＡＤＥ　ＰＲＩＣＥＬＩＳＴ　ＯＦ　ＨＩＬＬＨＯＵＴ　ＧＡＲＤＥＮ　ＰＲＯＤＵＣＴＳ　１９８９／１.」（同社の小売価格リスト　１９８９．１）（乙第２号証）の最終頁には，「・・・適切な卸価格リスト及び小売り価格リストで皆様にお役にたちたい。」との記載があり，「卸価格」との表示があることからすれば，このような定価表を不特定多数の公衆に情報公開の目的で頒布するとは考えにくい。 また，本件カタログの内容をみると，きわめて多数の商品のコード番号（Ａｒｔ．Ｎｏ.）と思われる数字と，単位不明の定価と思われる数字とが，１６頁にもわたって列挙されており，しかも，全体的に書体が小さく，定価と思われる欄に定価を示す表示が全くない。そうすると，本件カタログは，いわゆるプロ用の定価表であり，一般不特定多数に配布するために作成されたものではないものであることがうかがわれる。特に，定価表は，一般に，カタログと異なって，特別な対象者のみに配布されるものである（甲第８号証，甲第１１号証参照）。 以上のとおり，本件カタログは，特別な対象者のみに配布されたものであるから，それの一部である引用刊行物２を頒布された刊行物とするのは，誤りなのである。 ○被告の主張 １　取消事由１（引用刊行物２が本件出願前に頒布された刊行物であるとの誤認）について （１）小売り価格リストは，消費者に商品の存在と価格を知らせるために作成されるものであって，商品の宣伝の一形態ともいえるものであるから，商品を製造し販売する者が，小売り価格リストを作成したならば，それを頒布しないことは通常あり得ないことであって，このことは，洋の東西を問わないものと考えられる。そして，引用刊行物２をその一部とする本件カタログ（乙第１号証）によると，その最終頁に「本価格及び記載事項は１９９１年４月１日現在のものである。将来変更の可能性がある。」と記載されているから，本件出願日である平成５年（１９９３年）２月５日に先立つこと１年１０か月前である１９９１年４月１日以降，長期にわたり，当該小売り価格リストが消費者に頒布されないということは，常識に反することである。

	消費者に情報を提供するガイドやカタログ類の刊行物において，表紙にその版の年号を記載することは，外国においても慣用的になされていることである。本件カタログの表表紙に表記された「１９９１／1」の「１９９１」は，上記最終頁記載の年代の数値と符合し，上記慣行から考えて，「１９９１年」の意味であると理解することができる。 一般に，発行日付のある雑誌は，発行日とは異なった年月日に頒布されたと認められる特別の事情が存しない限り，その発行日又はこれに近接した日に頒布されたものと推認できるものと解するべきであり，この点は，本件のカタログにもいえることであるから，原告が，発行日とは異なった年月日に頒布されたと主張するのであれば，原告には，特別の事情を主張立証する責任があるものというべきである。 被告は，原告の主張に対する反論のため，ヒルホウルト社から，１９８７年ないし１９８９年に発行された「卸価格リスト」（Ｔｒａｄｅ　Ｐｒｉｃｅｌｉｓｔ）を入手した（乙第２号証～第４号証）。乙第２号証は，１９８９年に発行されたヒルホウルト社の卸価格リストであって，表紙には，「１９８９／1」と記載され，その最終頁には，「本価格及び記載事項は１９８９年５月３１日現在のものである。将来変更の可能性がある。」と記載されている。乙第２号証の最終頁上部には，「ヒルホウルトは，品質の良い園芸用品を製造販売するだけではなく，更に様々なことを行っております。皆様の売り上げに個人的な関心を持っており，良い資料，適切な卸価格リスト及び小売り価格リストで皆様にお役にたちたい。」と記載されており，乙第３号証（１９８８／1と表紙に表記された卸価格リストの表紙），乙第４号証（１９８７／2と表紙に表記された卸価格リストの表紙）が存在することからしても，引用刊行物２を含む本件カタログが，定期刊行物と同様に頒布されていたことが明らかである。 （2）本件カタログ（乙第１号証）は，「ＲＥＴＡＩＬ　ＰＲＩＣＥＬＩＳＴ」と記載されているとおり，小売価格リストであり，その対象が一般消費者であることは明らかである。 また，本件カタログの最終頁には，「横に描かれているのは、ヒルホウルト社の「ベルゴデュール」で我々のユニークな置き棚・ディスプレイシステムです。ベルゴデュールは、皆様が最も簡単に、そして可能な限り便利に製品を選べるように、ヒルホウルト社により特別に設計され、開発されました。もっとも小さな園芸製品から、もっとも創造性に富む園芸のコンセプトまで、皆様が必要とされるものが何であれ、真に専門的なアドバイスや専門知識でご奉仕することは喜びに他なりません。我々は、ヒルホウルト製品に全くの信頼を置いており、それが我々が１０年の保証をしている理由です。もっとも我々は、それらがもっと長もちすることを知っていますが。我々は、このカタログが皆様のユニークでエキサイティングなアイデアを刺激し助長することを願っております。お持ちのどんなアイデア又は御疑問についてでも、当社と相談が必要とお感じでしたら、我々はお役に立てれば非常な喜びでございます。スケッチやダイアグラムを一緒にお持ちください。そうして一緒にあらゆる可能性を探りましょう。」との記載があり，この記載は，園芸製品を購入しようとする一般消費者を対象としたものであることが明らかである。 さらに，欧州においては、事業者間取引では「税抜き」表示が一般的であるため（事業者間取引で付加価値税抜きの表示をするのは、欧州における卸売業者及び小売業者が付加価値税の支払いにおける仕入れ税を控除する計算がインヴォイス方式であり、卸業者は、小売業者宛てのインヴォイス（商品送り状：請求書）において、商品価格（付加価値税を除いた額）と税額とを分離して表示することが義務づけられており、卸価格リストにおいても、付加価値税は商品価格と分離されて表記されていた方が、利便性がよいからであると考えられる。），消費者保護の観点から行われる価格表示に関する諸規制により、消費者に対する価格表示は付加価値税込で表示することとされている。本件カタログ（乙第１号証）をみると，その表紙に「Ｖ．Ａ．Ｔ．ＩＮＣＬＵＤＥＤ」と記載され，付加価値税（消費税）が含まれていることが明示されている。したがって，本件カタログは，業者向けではなく、一般消費者向けであり、公衆に頒布されたものということができる。 なお，仮に業者に配布されるものであるとしても，販売店において秘匿されるようなものでないことは，明らかである。
	○裁判所の判断 １　取消事由１（引用刊行物２が本件出願前に頒布された刊行物であるとの誤認）について （1）本件カタログの表表紙の「１９９１／1」という表記の意味について検討する。 甲第４号証によれば，引用刊行物２をその一部とする文書（本件カタログ）の表表紙には，「ヒルホウルト社ガーデニング製品小売価格リスト　１９９１／1．　付加価値税込み」との意味の英語の記載があることが明らかである。 乙第１号証によれば，本件カタログの裏表紙には，「すべてのサイズは，概数である。説明及び価格は１９９１年４月１日現在のもので，連絡なく変更されることがある。」との意味の英語（以下上記文書の記載として掲げるものは，原文はすべて英語である。）記載されていることが認められる。 本件カタログの上記認定の記載によれば，同カタログの表表紙の「１９９１」の記載は，西暦１９９１年を表すことが明らかである。 このように，本件カタログの表表紙の「１９９１」の記載が，１９９１年を表すことが明らかであることからすれば，特別の事情のない限り，上記カタログは，１９９１年中に発行されたものと認めるのが，合理的な認定方法であるというべきである。そして，本件全証拠を検討しても，上記特別の事情を認定し得る証拠を見いだすことはできない。

	上記「１９９１／１.」のうちの「１.」が１月を意味するのか第１号を意味するのかは，必ずしも明らかとはいえないものの，本件出願のなされたのが平成５年（１９９３年）２月５日であることからすれば，１月を意味するのか第１号を意味するのかは，明確にするまでもないことである。 （２）本件カタログの表表紙に，「ＲＥＴＡＩＬ　ＰＲＩＣＥＬＩＳＴ　ＯＦ　ＨＩＬＬＨＯＵＴ　ＧＡＲＤＥＮ　ＰＲＰＤＵＣＴＳ　１９９１／１.　Ｖ．Ａ．Ｔ．ＩＮＣＬＵＤＥＤ」との記載があることは，前記のとおりであり，「ＲＥＴＡＩＬ」とは「小売り」を意味するから，「ＲＥＴＡＩＬ　ＰＲＩＣＥＬＩＳＴ」とは小売価格リストの意味であり，上記カタログは小売価格を掲載しているものである。 乙第１号証によれば，本件カタログの最終頁には，「横に描かれているのは，ヒルホウルト社の「ベルゴデュール」で我々のユニークな置き棚・ディスプレイシステムです。ベルゴデュールは，皆様が最も簡単に，そして可能な限り便利に製品を選べるように，ヒルホウルト社により特別に設計され，開発されました。もっとも小さな園芸製品から，もっとも創造性に富む園芸のコンセプトまで，皆様が必要とされるものが何であれ，真に専門的なアドバイスや専門知識でご奉仕することは喜びに他なりません。我々は，ヒルホウルト製品に全くの信頼を置いており，それが我々が１０年の保証をしている理由です。もっとも我々は，それらがもっと長もちすることを知っていますが。我々は，このカタログが皆様のユニークでエキサイティングなアイデアを刺激し助長することを願っております。お持ちのどんなアイデア又は御疑問についてでも，当社と相談が必要とお感じでしたら，我々はお役に立てれば非常な喜びでございます。スケッチやダイアグラムを一緒にお持ちください。そうして一緒にあらゆる可能性を探りましょう。」と記載され，裏表紙には，「すべてのサイズは，概数である。説明及び価格は１９９１年４月１日現在のもので，連絡なく変更されることがある。」と記載されていることが認められる。 上記認定の記載、特に，「皆様が最も簡単に，そして可能な限り便利に製品を選べるように」，「皆様が必要とされるものが何であれ，真に専門的なアドバイスや専門知識でご奉仕することは喜びに他なりません」，「我々は，このカタログが皆様のユニークでエキサイティングなアイデアを刺激し助長することを願っております」との記載によれば，製品を選ぶ者，同社のアドバイスの対象となる者，具体的な園芸のアイデアを持っている者を「皆様」としているのであるから，卸売業者のみならず不特定多数の消費者を包含するものであることが，明らかというべきである。 原告は，本件カタログは，特別な対象者のみに配布されたものであるから，その一部である引用刊行物２は頒布された刊行物とはいえないなどと主張しているが，上述したところに照らし，採用できないことが明らかである。
N12	**【事件番号：平成12年（行ケ）457号】** ○原告の主張 ３　取消事由３（本件第１及び第２発明の公知性に関する認定、判断の誤り） （１）図面の認定の誤り 審決は、甲第２０号証（審判甲第２０号証)、第２２号証（審判甲第２２号証。M―６２９８図面）及び第２３号証（審判甲第２３号証。M―６２９９図面）の図面のいずれについても、「６本ロールの配置の基本構造において本件第１及び第２発明と同一といえるものが記載されているものの、本件第１又は第２発明の構成である第５ロールに軸交叉装置を、第６ロールにロール間隙調整装置を備えること及び各ロールの周速を第一ロールから順次後方に行くに従って速くすることも示されていない」とするが、誤りである。 甲第２０号証及び第２２号証の第五ロールの中心から左手の外枠にはモータが設けられており、このモータが第五ロールに作用するものであることは、その位置から明らかである。このモータは、第五ロールの左右方向に影響を与えるものであるから、多少でもカレンダについて知識がある者にとってはそれが軸交叉装置を表していることは容易に分かる。 また、甲第２０号証及び第２２号証の第六ロールの下側にはやはりモータが設けられており、このモータが第六ロールに作用するものであることは、その位置から明らかである。このモータは、第六ロールの上下方向に影響を与えるものであるから、多少でもカレンダについて知識がある者にとってはそれが間隙調整装置を表していることは容易に分かる。 さらに、甲第２０号証、第２２号証、第２３号証のいずれもが第六ロールの右側にテイクオフロールを有している。したがって、カレンダに供給される材料は、本件第１図と同様に流れることになるが、このように材料を流していくためには第一ロールから第六ロールにかけて順次周速を速くしなければならないことも、カレンダについて知識のある者であれば容易に理解する。 このように、少なくとも甲第２０号証及び第２２号証については、「第５ロールに軸交叉装置を、第６ロールにロール間隙調整装置を備えること及び各ロールの周速を第１ロールから順次後方に行くに従って速くすること」が実質的に開示されている。 （２）被告による顧客への開示について 審決は、甲第２２号証及び第２３号証の図面が「承認図、見積図（見積図　M番)」と題した台帳に記載されているにもかかわらず、「前記審判甲第２２及び２３号証は昭和５６年９月に被告によって、顧客からの要望に基づいて、その要望を満たすためのアイデア確認のために設計、図面化されたものであるということは認められるが、これを顧客に提出したかどうかについては不明である。さらに、同調書から本数の多いロールの引き合いに対して６本ロールの提案をしたことは認められるものの、当該図面を顧客に提出したかどう

	かは不明である。」とする。 しかし、「承認図、見積図（見積図　M番）」と題した台帳は顧客に提出した図面を記録する台帳であると考えるのが最も自然であり、実際にアイデア確認のためだけに設計、図面化が行われたと考えるのは経験則に反する。仮に図面が実際に顧客に渡されなかったとしても、被告が引き合いに対して６本ロールを提案していた以上、本件発明は顧客に開示されていたとみるべきである。 （３）顧客の守秘義務について 審決は、「そもそも、一般的に技術開発がらみの引き合いにおける相談において、当事者双方は、互いに秘密保持について特段の要請をしていなくとも、その引き合いの具体的内容を当事者以外の他人に漏らすことは、社会通念上信義に反することである上に、審判甲第２６号証には、被告従業員のＢやＣが、それらの図面を見せたり説明をしたり引き合いの相手に守秘義務がない旨を告げたことを証言したとも記載されていないから、原告の申し立てた「承認図、見積図（見積図　M番）」・・・に、たとえ複数の顧客名が記載されていたとしても、これのみではその技術内容が公然知られたものとすることはできない。」とする。 しかし、そもそも被告に対して昭和５６年から６本ロールに関して行われた引き合いは、「技術開発がらみの引き合い」ではなく、単なるカレンダに関する商談である。かかる商談において、顧客がメーカーに対して秘密保持義務を負うことは、メーカーが明示的に顧客に秘密保持義務を負わせる場合を除いてはあり得ない。問題となるのは、メーカーが顧客に対して「守秘義務がない」と告げたかどうかではなく、メーカーが顧客に対して「守秘義務がある」と告げたかどうかである。この点、被告の従業員Ｂ、Ｃは、顧客に守秘義務を負わせた旨の証言を一切行っておらず、被告が顧客に６本ロールに関連して守秘義務を負わせなかったことは明らかである。 審決には、経験則上守秘義務を負わせることのない場面で守秘義務を認定した点で誤りがある。
	○被告の主張 ３　取消事由３（公知性の認定判断の誤り）に対して （１）原告は、被告が図番M―６２９８の図面（甲第２２号証（審判甲第２２号証））及び図番M―６２９９の図面（甲第２３号証（審判甲第２３号証））を顧客に開示した旨主張し、かかる開示により本件発明は出願前に公知となった旨主張する。 しかし、Ｂ証人は６２９９図面作図の経緯を証言しているだけであり、同図面の開示の有無・態様等、並びに６２９８図面作図の経緯、及び同図面の開示の有無・態様等につき具体的な証言をしていない（甲第２８号証９ないし１０頁）。これらのことと、結局、商談が成立するに至らなかったことにかんがみれば、前記各図面を顧客に開示するに至らなかった可能性が高い。また、以下に述べるように、上記各図面には本件発明のすべての構成要件、特に各ロールの周速を第一ロールから順次後方にいくに従って速くしたとの構成要件は表れていない。 （２）６２９８図面を見ると、上端に２本のシャフトとモーターが、左端に３本のシャフトとモーターが、下端に１本のシャフトとモーターが設けられているのが分かるが、いずれが間隙調整装置であり、いずれが軸交叉装置であるとの記載はなく、図面から特定することはできない。そして、技術的には第一、第五、第六ロールに軸交叉装置を設けている可能性があるから、図面により当然に本件発明のように第五ロールに軸交叉装置が設けられているなどと断定することはできない。また、軸交叉装置が隠れて内部に設置されている場合は図示されないから、図面だけ見て第六ロールに設けられている可能性を否定することはできない。 したがって、甲第２２号証の図面では、間隙調整装置が第六ロールに設けられ、軸交叉装置が第五ロールに設けられていることは読み取ることはできない。 本件発明のうち、ロールの周速が順次速くなっていくという構成要件については、動きを伴う要件であることから、一層、図面から読み取ることはできない。 原告は、最終ロールに右側に引き取りロールがあることを根拠にロールの周速が順次速くなっている旨主張する。しかし、ロールの周速を等速とする構成もあり、この場合であっても、ロールの温度との関係から、次のロールに巻き付かせることができることができ、事実、逆Ｌ字型４本カレンダにおいては、第三ロールと第四ロールは等速で回し、温度によりシートの送り先を決定している（乙第３号証及び乙第４号証）。 したがって、図面上、引き取りロールが最終ロールの右側にあることをもって、ロールの周速が順次速くなっているとの構成要件を読み取ることはできない。 （３）仮に、６２９８図面又は６２９９図面を顧客に開示していたとしても、顧客は、以下に述べるように守秘義務を負うから、公知とはならない。 発明の内容が、発明者のために秘密を保つべき関係にある者に知られたとしても、特許法２９条１項１号にいう「公然知られた」には当たらないが、この発明者のために秘密を保つべき関係は、法律上又は契約上秘密保持の義務が課せられることによって生ずるほか、社会通念上又は商慣習上、発明者側の特段の明示的な指示や要求がなくとも、秘密扱いとすることが暗黙のうちに求められ、かつ、期待される場合においても生じる。 本件は、仮に被告が顧客に図面を開示していたとしても、それは、正に、製造販売者と需要者とが新規に開発された技術を含む製品について商談し、需要者が暗黙のうちに第三者に新技術を開示しないことを求められ、製造販売者もそうすることを期待し信頼して当該技術を需要者に開示した場合である。したがって、被告が顧客に対し前記各図面を開示したとしても、本件発明が公然知られた状態になったものということは

	できない。
	○裁判所の判断 ３　取消事由３（本件第１及び第２発明の公知性の判断の誤り）について 原告は、被告が本件出願前に、守秘義務のない客先に対して、６２９８図面（甲第２２号証）、６２９９図面（甲第２３号証）を提示又は交付して、本件第１発明及び本件第２発明の実施に当たる６本ロールカレンダーを公然知られた状態とした旨主張する。 しかしながら、６２９８図面、６２９９図面によっても、６本のロールの配置はともかく、ロール軸交叉装置及びロール間隙調整装置の各位置並びにロール周速を第１ロールから順次後方に行くに従って速くした点を読み取ることはできない。すなわち、６２９８図面（甲第２２号証）には、６本ロールカレンダーの上端に２本の、左端に３本の、下端に１本の各シャフト及びモーターが記載されているが、そのいずれがロール間隙調整装置で、いずれがロール軸交叉装置であるかについての記載はないから、同図面上それを特定することはできず、また、技術的には第１、第５、第６ロールにロール軸交叉装置を設けることが可能であるから、第５ロールにロール軸交叉装置が設けられているなどと断定することはできない。のみならず、ロール軸交叉装置が内部に設置されている場合は図示されないから、図面だけから第６ロールに設けられている可能性を否定することはできない。したがって、６２９８図面によっても、ロール間隙調整装置が第６ロールに設けられ、ロール軸交叉装置が第５ロールに設けられていることを読み取ることはできない。 以上のとおり、６２９８図面に、本件第１発明及び本件第２発明のすべての構成要件が記載されているということはできず、この点は６２９９図面に関しても同様である。原告は、甲第２０号証の図面にも本件第１発明及び本件第２発明の構成が示されているとも主張するが、同様、これを認めることはできない。したがって、原告主張のようにこれらの図面の提示又は交付があったとしても、本件第１発明及び本件第２発明が公然知られていたとすることはできない。 他に、上記図面以外に本件発明の構成が公知になっていたことを間接に裏付けるべき証拠もないので、原告主張のその余の点について判断するまでもなく、取消事由３も理由がない。
N13	**【事件番号：平成12年（ワ）14191号】**
	○原告の主張 (1)　乙２カタログは、その発行日及び頒布の事実が客観的に明らかであるとはいえないから、刊行物（特許法２９条１項３号）とは認められない。
	○被告の主張 (3)　原告は、乙２カタログが刊行物（特許法２９条１項３号）とは認められないと主張する。 しかし、マッコンキー社の社員が、乙２カタログが実際に頒布されていたことを証明している。また、１９８３年版の乙２カタログのほか、１９８１年版カタログ（乙１２の５の３）、１９８２年版カタログ（乙１２の８の３）、１９８５～１９８６年版カタログ（乙１２の８の４）があり、いずれのカタログにも本件発明の構成を備えている用土充填装置「FF10」が掲載されているから、乙２カタログは、１９８３年のうちに、少なくとも１９８５～１９８６年版カタログが発行される１９８５年以前に頒布されていたことは明らかである
	○裁判所の判断 (1)　原告は、乙２カタログは刊行物（特許法２９条１項３号）に当たるとはいえないと主張する。 しかし、乙２カタログは、用土充填装置及びそのオプション品の機能説明や価格を紹介するもので、末尾には支払条件、最低注文額、出荷及び返品に関する事項等の販売条件が記載されており、ユーザーに対し頒布することを予定した内容になっている。さらに、乙２カタログの表紙には「１９８３」と明記され、「このカタログに記載の値段は１９８３年１月１日付けで有効です。」（カタログ92頁）と記載されているから、１９８３年ころに作成、頒布されたものと推認できる。 したがって、乙２カタログは、本件特許の出願日（平成２年（１９９０年）１月３１日）以前に頒布されたものであって、特許法２９条１項３号の「刊行物」に当たるというべきでる。
N14	**【事件番号：平成14年（行ケ）87号】**
	○原告の主張 １　取消事由１（頒布刊行物性の認定の誤り） (1)　本件決定は、引用刊行物（本訴甲第５号証、乙第１号証）の「９４年４月改訂」、「Conneticut」の記載から、これは１９９４年の４月以降、本件特許出願前にアメリカにおいて頒布された刊行物であると認定する（決定謄本６頁２行目～５行目）が、誤りである。 (2)　引用刊行物が、広く一般ユーザーに配布することを目的として印刷されたパンフレットであることは認めるが、そのことから当然に「頒布」された事実までが立証されるものではない。「Rev.４／９４」は型番の表示にすぎないのみならず、被告が援用する後掲乙第２号証の宣誓供述書には、カタログの商品を購入した旨の記載があるが、７年前に見たカタログの細部について記憶しているというのは不自然であり、１９９４年（平成６年）に入手したというカタログが引用刊行物と同じ題号の別のカタログであった可能性もある。
	○被告の主張

	1　取消事由１（頒布刊行物性の認定の誤り）について 引用刊行物（乙第１号証）は、懸架包装容器である「Korruvu Suspension Packaging」という製品を紹介するものであり、参加人も認めるとおり、広く一般ユーザーに配布することを目的として作成されたパンフレット（刊行物）であることは明白である。そして、この刊行物が印刷されたのは、本件特許出願日（平成８年４月２３日）の２年前である１９９４年（平成６年）４月であり、もともと一般ユーザーへの配布を目的とするパンフレットが２年間も頒布されずにいたということは通常あり得ない。現に、リチャード・ピー・ハッペルの宣誓供述書（乙第２号証）において、同人が、１９９４年（平成６年）に引用刊行物と同じ刊行物を入手し、その後同人の所属するコーニング社においてその製品を購入したことを宣誓供述している。 したがって、引用刊行物が、少なくとも本件特許出願前に、アメリカ国内において広くユーザーに向けて頒布されたことは明らかというべきであり、その旨の本件決定の認定に誤りはない。
	○裁判所の判断 1　取消事由１（頒布刊行物性の認定の誤り）について 引用刊行物（甲第５号証、乙第１号証）が、広く一般ユーザーに配布することを目的として印刷されたパンフレットであることは当事者間に争いがないところ、参加人は、これが本件特許出願前に頒布されたものとはいえない旨主張する。しかし、引用刊行物の最末尾に見られる「Rev.４／９４」の記載及び引用刊行物と同一のカタログを１９９４年に入手してその商品を購入したことを明確に供述しているリチャード・ピー・ハッペルの宣誓供述書（乙第２号証）の記載を総合すれば、引用刊行物は、１９９４年（平成６年）４月に従前のパンフレットの改訂版として印刷され、遅くとも同年中には米国内で頒布されたものと認めることができる。「Rev.４／９４」は、上記認定のとおり、「１９９４年４月改訂」を意味する表示であると認めるのが相当であり、これを「型番」の表示にすぎないとする参加人の主張は失当である。 参加人は、さらに、上記宣誓供述書に関し、７年前に見たカタログの細部について記憶しているというのは不自然であり、１９９４年（平成６年）に入手したというカタログが引用刊行物と同じ題号の別のカタログであった可能性もある旨主張する。しかし、上記宣誓供述書（乙第２号証）にあるとおり、リチャード・ピー・ハッペルは、コーニング社の梱包エンジニアの職にあって、同社のビッグフラッツ工場の購買及び梱包の責任者であったというのであるから、引用刊行物発明のような特殊な包装容器を購入するに当たって、その専門家としての目で十分な吟味を経てこれを購入したであろうことは想像に難くなく、７年の経過という一事をもってその信用性を否定することはできない。そして、上記宣誓供述書の供述内容は、引用刊行物の「Rev.４／９４」との上記記載とも整合するものであって、他にその信用性を疑わせる事情も見当たらないことからすると、参加人の主張する点は、上記の認定を左右するものとはいえない。 したがって、取消事由１に係る参加人の主張は理由がない。
N15	**【事件番号：平成13年（ワ）23830号】**
	○原告の主張 ア　本件特許発明には，無効理由が存在することが明らかとはいえないから，本件特許権に基づく差止め並びに損害賠償及び不当利得返還の請求が権利の濫用に当たるとはいえない。 まず，被告は，本件特許権の特許出願前に日本国内において頒布された刊行物（乙１，２）に記載された発明（被告引用技術）があると主張する。しかし，乙１，２には，発行日らしき記載はあるものの，明確な発行日，発行者等の記載がないから，本件特許権の特許出願前に日本国内において頒布された刊行物といえるか不明である。 また，仮に乙１，２が「刊行物」といえるとしても，本件特許発明は，被告が主張する被告引用技術と同一でなく，その特許出願前に当業者が被告引用技術に基づいて容易に発明をすることができた発明ということもできない。なぜなら，本件特許発明において，その特有の課題解決手段を基礎付ける特徴的部分といえる点は，すべてのタクシーの車番を，その変化する状況に従って色別に表示することにあるのに，被告引用技術においては，色別に表示することの技術は全く開示されていないばかりか，それを示唆する構成，作用効果等の記載もないからである。
	○被告の主張 （ア）本件特許発明は，以下のとおり，その特許出願前に日本国内において頒布された次の〔１〕，〔２〕の刊行物に記載された発明と同一であるか，同発明に基づいて，その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者（以下，「当業者」という。）が容易に発明をすることができたものであるから，特許法２９条１項３号，２項，１２３条１項２号に該当し，無効理由が存在することが明らかである。 〔１〕「ＡＶＭシステムについて」（乙２；昭和５５年１１月，社団法人日本電子機械工業会作成） 〔２〕「車両位置等自動表示（ＡＶＭ）システムについて」（乙１；昭和５５年１０月１日発行の「電波時報」第５号所収，郵政省電波監理局無線通信部陸上課作成）
	○裁判所の判断 （２）証拠（乙１，２）及び弁論の全趣旨によれば，「ＡＶＭシステムについて」と題する論稿は，昭和５５年１１月に社団法人日本電子機械工業会が編纂したものであること，その「はじめに」の欄（１頁）に，「日本電子機械工業会としても，郵政当局の処理方針に沿って，…本書を編纂した次第であります。この資料で

	は，ＡＶＭシステムとはどういうものであるかを解説し，…今迄に多くの方々から頂いた御質問にお答えするよう質疑応答の形式でまとめました。十分御活用頂きたいと存じます。」と，その「おわりに」の欄（１７頁）に，「…十分御検討を頂きたく思います。…電波時報８０－Ｎｏ．５「車両位置等自動表示（ＡＶＭ）システムについて」（郵政省電波監理局無線通信部陸上課）を参照させて頂きました…」と記載され，その２４頁にはメモ書き用の用紙まで付いていることが，それぞれ認められる。これらからすれば，上記「ＡＶＭシステムについて」は，公益法人が編纂した論稿であって，その記載内容からみて単なる内部文書ではなく，関係する業界に属する者に広くＡＶＭシステムについての知識を普及させるための文書であるといえるから，本件特許権の特許出願（昭和５８年３月２５日）前において，公衆に対し頒布により公開することを目的として作成された文書であると認めることができ，特許法２９条１項３号にいう「特許出願前に日本国内において，頒布された刊行物」に該当するというべきである。原告は，乙２には，発行日らしき記載はあるものの，明確な発行日，発行者等の記載がないから、本件特許権の特許出願前に日本国内において頒布された刊行物といえるか不明である，と主張するが，上記に照らし，採用できない。
N16	**【事件番号：平成13年（ワ）15719号】** ○原告の主張 (1)　FULLPAINTマニュアルの頒布開始日 FULLPAINTマニュアルは，本件特許出願日より前に頒布されたとは認められないから，これにより本件発明が新規性を失うことはない。被告の主張するFULLPAINTマニュアルの頒布開始日を裏付ける事実は，以下に述べるとおり，FULLPAINTマニュアルが本件特許出願日より前に頒布されたことを推認させるものではない。 ア　乙１の３４頁の次の頁について　乙１の３４頁の次頁には，乙１がFULLPAINTのプレリリースバージョンのマニュアルである旨の記載があるが，それがいつ販売されたのか，どこで頒布されたのかについては記載がない。したがって，乙１の３４頁の次の頁の存在は，FULLPAINTマニュアルが１９８６年１月１６日から１８日に開催されたサンフランシスコのマックワールドエキスポで頒布されたことを裏付けるものではない。 また，FULLPAINT（version 1.0）は，“special effects features”（特別効果機能），具体的にはFree Rotate（回転），Skew（スキュー，ゆがみ），Distort（ねじり），Perspective（透視）の４つの代表的な機能を有しているのに対して，FULLPAINTプレリリースバージョン（version 0.9）は，これらの機能を欠いている。このような機能を欠いているにもかかわらず，操作マニュアル中にプレリリースバージョンである旨を表示した１頁を加えただけで，上記機能を欠いていることを一切明示せず，外箱（甲６）及び操作マニュアル（乙１）の説明中に上記機能を備えている旨表示したまま同ソフトを販売することなど，まともなソフト事業者が行うとは考えられない。 以上のとおり，このような内容の操作マニュアル（乙１）を，甲６の外箱に同梱して販売することは，およそ考えられない。 イ　雑誌記事（乙６，７）について MACWORLDの１９８６年１月号（乙６）中には，マックワールドエキスポが１９８６年１月１６日から１８日にかけてサンフランシスコで開催されることが掲載されているが，出展企業の１つとしてＡ２Ｓ社の名称が記載されているだけで，FULLPAINTについての記載はない。また，InfoWorldの１９８６年１月２７日号（乙７）中にも，同様にマックワールドエキスポに関係する記事が掲載されているが，同誌中には「Ａ２Ｓ社がフルスクリーン・ペインティングプログラムであるFULLPAINTを出展」と記載されているだけで，それ以上に商品内容の説明やバージョンその他関連事項の記載はない。このことから，マックワールドエキスポでは，単にFULLPAINTが新製品として販売されることが公表されたに止まり，その内容，機能等の詳細は公表されなかったというのが実情ではなかったかと推測される。 ウ　米国特許商標庁の商標登録証（乙１１）について 乙１１には，“FULLPAINT”が，１９８７年１０月２７日に米国特許商標庁に商標登録され，しかも，FIRST USEは１９８６年１月１５日であることが記載されているが，このFIRST USEの日付が１９８６年１月１５日であることの具体的根拠は何ら示されておらず，出願人の申立内容がそのまま記録されているにすぎない。 ところで，被告がFULLPAINTのプレリリースバージョンであると主張するソフトウェアの外箱（甲６）上には“FULLPAINT is a registered trademark of Ann Arbor Softworks, Inc.”（FULLPAINTはAnn Arbor Softworks社の登録商標である）と表示されているが，FULLPAINTが商標登録されたのは，上記のとおり１９８７年１０月２７日とのことであるから，このことからすると，上記の外箱は，同日以後に頒布された商品の外箱であると考えることが素直である。 したがって，FULLPAINTのプレリリースバージョンなるものが１９８６年１月１６日に頒布されたことなどあり得ないことである。 なお，上記外箱（甲６の２枚目の５，６行）には，“Now FULLPAINT is here, an amazing four-document, full-screen painting program for the 512k Mac and beyond”と記載されている。このように，FULLPAINTについて“for the 512k Mac and beyond”と記載されているから，上記外箱（甲６）は１９８６年１月１６日に頒布されたことなどあり得ず，それよりもずっと後になって作成されたことが裏付けられるものと言うべきである。 エ　著作権登録（乙１２）について　乙１２には，Publishedの項に１９８６年１月１５日の日付が記載されて

	いるが，これを具体的に裏付ける根拠は何ら示されておらず，登録時の申立内容がそのまま表示されているというものにすぎない。また，登録されたとされるFULLPAINTの操作マニュアルが，いずれのバージョンのものであるのかも不明である。すなわち，乙１２によれば，著作権登録された作品のタイトルは“FULLPAINT：the professional paint program for the 512K Macintosh and beyond”であるが，操作マニュアル（乙１の１枚目）の表示は“FULLPAINT：the professional paint program for the 512K Macintosh”であり，両者のタイトル表 示は明らかに異なっている。 よって，乙１２からFULLPAINTマニュアルの頒布開始日を特定することはできない。 オ　ラベル，ソフトウェアー画面情報（乙２，１３）について 乙２は，フロッピーディスクのラベル面のコピーにすぎず，これからFULLPAINTの頒布開始日が特定されるものではない。また，乙１３の写真の画面には，FULLPAINTが１９８６年１月１４日に作成され，同年１月１５日に改変されたことが表示されているが，このことからFULLPAINTの頒布開始日が特定されるものではない。かえって，Ａ２Ｓ社は，当時ミシガン州にあったから，１９８６年１月１５日に改変したソフトウェアから一夜にして多数の複製物を作成し，これらをFULLPAINTの操作マニュアルと共に１個ずつ梱包（シュリンクラップの状態にする）して販売可能な商品の形態にした上で，翌１月１６日までに遠く離れたサンフランシスコに運んでマックワールドエキスポに展示することは物理的に極めて困難である。 カ　WEBサイト（乙２２）について 乙２２が１９８６年３月ころに記載されたものであるかは疑わしい。乙２２の内容をみると，個人ユーザが自己のソフトウエアの使用状況を語ったものにすぎず，特に重要な情報とはいい難い内容であるところ，このようないわば取るに足らない類の情報が，１９８６年３月に書き込まれ，１６年もの間インターネット上に存続しているとは，にわかに信じ難い（書き込み内容は，いつでも改変，加除が可能である）。 仮に，乙２２が，１９８６年当時書き込まれたものであったとしても，その内容は，記入者が，その当時FULLPAINTのプレリリースバージョン（version 0.9）を使用していたことを記入していることが分かるのみであり，それ以上に，同バージョンが１９８６年１月１６日に販売開始されたことまで裏付けられるものではない。
	○被告の主張 (1)　本件特許出願日前の公知文献 以下に詳述するとおり，本件発明の構成は，FULLPAINTというアップルコンピュータ社製パーソナルコンピュータのマッキントッシュ（Macintosh）向けのグラフィックアプリケーションプレリリースバージョン（version 0.9）のマニュアル（乙１，以下「FULLPAINTマニュアル」という。）にそのすべてが開示されている。そして，FULLPAINT（version 0.9）は，遅くとも１９８６年１月１６日に米国でその最初のバージョンが販売された。FULLPAINTマニュアルは，FULLPAINT（version 0.9）のユーザ用操作マニュアルとして，FULLPAINT（version 0.9）のパッケージに同梱されて頒布されたのであって，本件特許出願日よりも前の公知文献である。 したがって，本件発明は，新規性を欠き，無効事由の存在することが明白である。 (2)　FULLPAINTマニュアルの頒布開始日 FULLPAINTマニュアルは，以下に述べるとおり，遅くとも本件特許出願日（１９８６年２月１５日）より前の同年１月１６日に頒布が開始された。　すなわち，米国のAnn Arbor Softworks, Inc.（以下，「Ａ２Ｓ社」という。）は，１９８６年１月１５日，FULLPAINTのプレリリースバージョン（version 0.9）を完成し，同月１６日から１８日まで米国サンフランシスコで開催されたMACWORLD EXPOSITION（以下「マックワールドエキスポ」という。）に出展した。マックワールドエキスポでは，FULLPAINTのプレリリースバージョン（version 0.9） のフロッピーディスクとFULLPAINTマニュアルを同梱し，シュリンクラップしたパッケージが商品として展示され，９９ドルで販売された。なお，FULLPAINTマニュアルは，Ａ２Ｓ社のブースに閲覧可能な状態で展示されて，実際にFULLPAINTを購入するか否かにかかわらず，ブースを訪れた者であれば誰でも読むことができた。 以上のとおり，FULLPAINTマニュアルは，遅くともマックワールドエキスポ初日の１９８６年１月１６日から頒布が開始された。 ア　FULLPAINTマニュアルの頒布開始日を裏付ける事実 以下の(ア)ないし(サ)各事実に照らせば，FULLPAINTのプレリリースバージョン（version 0.9）が，１９８６年１月１６ないし１８日のマックワールドエキスポで販売開始されたこと，及びこのプレリリースバージョンのパッケージ中には，FULLPAINTマニュアル（乙１）が同梱されていたことが明らかである。すなわち， (ア)　FULLPAINTマニュアルの記載 FULLPAINTマニュアルの３４頁の次に頁番号の付されていない頁があり，そこには以下の記載がある。 「　無料アップグレード及びユーザ登録　ご購入いただいた製品は，FULLPAINTのプレリリースバージョンです。ご購入製品のAnn Arbor Softworksへの登録，及び，プログラムとマニュアルの無料アップデートをお受

け取りいただくために，以下のはがきにご記入の上当社までご送付下さい。」
この記載は，購入者に対して，①このマニュアルとセットで販売された製品がFULLPAINTのプレリリースバージョンであることを知らせるとともに，②アップデート版を受け取るためには，ユーザ登録葉書に記入の上返送するよう促す趣旨のものである。
この記載は，FULLPAINTマニュアルがFULLPAINTのプレリリースバージョン（version 0.9）と同梱されて頒布されたものであることを示すものである。 したがって，これは，FULLPAINTマニュアルがFULLPAINTのプレリリースバージョン（version 0.9）とともに，１９８６年1月１６日から１８日までマックワールドエキスポで出品，販売されたことを裏付けるものである。
(イ) FULLPAINTのフロッピーディスクのラベル（乙２）
FULLPAINTのフロッピーディスクのラベルには，“version 1.0”，“© 1985 Ann Arbor Softworks ”の文字が印刷されている。これは，Ａ２Ｓ社が当初設定したFULLPAINT（ version 1.0）の開発完了時期が１９８５年内であったことを示すものである。
さらに，ラベル（乙２）には，“PRE-RELEASE”の文字が赤色のスタンプで押印されている。これは，開発作業の遅れのために予定していた機能をすべては備えてはいないが，ほぼすべての機能を備えるものをプレリリースバージョンとして出荷することにしたことを裏付けるものである。すなわち，プレリリースバージョンとして出荷することを決定した時点では，既に“version 1.0”，“© 1985Ann Arbor Softworks”の文字を印刷したラベルが出来上がっていたため，そのラベルの上に“PRE-RELEASE”の文字を赤色のスタンプで押印することで対応したのである。
(ウ) プレリリースバージョンのソフトウェア情報（乙１３）
マッキントッシュでは，FileメニューのGetInfoコマンドを用いることで，ソフトウェアのバージョン情報，ファイルの最終更新日等の情報を知ることができる。乙１３は，FULLPAINTプレリリースバージョン（乙２）のソフトウェア情報をGetInfoコマンドで表示させたものである。これによれば，①最終更新日（Modified:）は，１９８６年1月１５日（水）午前１０時５５分であったこと，②バージョンは，“Pre-release Version 0.9”であったことが分かる。
これは，FULLPAINT（version 1.0）を，マックワールドエキスポへの出展に間に合わせるため，プレリリースバージョン（すなわちバージョン0.9）として出品・販売することとし，マックワールドエキスポ初日の前日の１９８６年1月１５日にプレリリースバージョンが完成したことを裏付けるものである。
(エ) MACWORLD １９８６年1月号の記事（乙６）
マッキントッシュに関するパソコン雑誌のMACWORLD１９８６年１月号には，“Announcing the only computer show devoted to entirely to the MacintoshTM”と題する記事があり，１９８６年1月１６日から１８日までサンフランシスコにおいて開催予定のマックワールドエキスポが紹介されている。そして，“Here are some of the companies who will be showing Macintosh products:”（マッキントッシュ製品展示予定企業は以下のとおりです）という箇所にＡ２Ｓ社の社名が記載されている。
これは，Ａ２Ｓ社が１９８６年1月１６日から１８日のマックワールドエキスポにおいてFULLPAINTを展示，販売したことを裏付けるものである。
(オ) InfoWorld １９８６年1月２７日版の記事（乙７）
コンピュータ情報誌のInfoWorld １９８６年１月２７日号の１４頁に“Publishing Products Shown at Expo”と題する記事があり，１９８６年1月１６日から１８日のマックワールドエキスポでリリースされた印刷用アプリケーションを紹介している。この記事の最後の部分にFULLPAINTに関する記載があり，新製品として１００ドルで販売されたことが記されている。
これは，FULLPAINTが１９８６年1月１６日から１８日のマックワールドエキスポで，新製品として販売されたことを裏付けるものである。
(カ) FULLPAINTの商標登録証（乙１１）
米国特許商標庁による商標登録証（乙１１）には，①Ａ２Ｓ社が“FULLPAINT”という商標を登録していること，②指定商品は“COMPUTERPROGRAMS AND INSTRUCTION MANUALS SOLD AS A UNIT”（ユニットとして販売されるコンピュータプログラムと操作マニュアル）であること，③“FULLPAINT”商標の最初の使用日は１９８６年1月１５日であること，が記載されている。
これは，その商標を使用したソフトウェア製品であるFULLPAINTが１９８６年1月１６日から開催されたマックワールドエキスポで展示，販売されたことを裏付けるものである。
(キ) FULLPAINTの著作権登録（乙１２）
米国著作権庁（United States Copyright Office）の著作権登録（乙１２）には，①著作物はユーザマニュアルの全テキストで，その表題が“Fullpaint: the professional paint program for the 512K Macintosh and beyond.”であること，②この著作物，すなわちユーザマニュアルは１９８６年1月１５日に発行されたこと，が記されている。
これは，FULLPAINTが１９８６年1月１６日から１８日のマックワールドエキスポで販売され，FULLPAINTマニュアルも一般に頒布されたことを裏付けるものである。なお，著作権登録された作品のタイトルは“Fullpaint : the professional paint program for the 512K Macintosh and beyond.”であるのに対し，FULLPAINTマニュアルの表示は“FULLPAINT : The professional paint program for the 512K Macintosh”

であり，両者のタイトルは異なっている。しかし，著作権登録されたタイトルのうちの“and beyond”の部分は，著作権登録出願日（１９８８年１１月１４日，乙１２）において，ユーザが利用可能であったマッキントッシュには，Macintosh 512Kに加え，その後継機種のMac Plus，Macintosh 512Ke，Mac SEがあったことから，これらの後継機種を包含する趣旨で表示されたものと思われる。米国における著作権登録出願の実務として，プログラム又はマニュ
アルが変更された場合にも，最初のバージョンではないものに基づいて登録されることは，珍しいことではない（乙１８）。

(ク) FULLPAINTの商標登録出願関係書類（乙１９）

“FULLPAINT”の商標登録出願関係書類（乙１９の４～５枚目）中に，米国特許商標庁長官を名宛人として，FULLPAINTの開発・販売元であるＡ２Ｓ社の経理部長Ａ名義で作成された文書があり，その中で，Ａは，虚偽の陳述は法律に基づく処罰等の制裁があることを知った上で，「(FULLPAINT) 商標は，１９８６年1月１５日に最初に商品に関して使用され，１９８６年1月１５日に最初に各州間の通商で商品の販売において使用され」たと述べている。

(ケ) MACWORLD １９８６年4月号の宣伝広告（乙２０）

MACWORLD １９８６年4月号（乙２０の２～５枚目）には，アイコン・レビュー（Icon Review）社のソフトウェア等の宣伝広告が掲載されており，その中に，FULLPAINTを６９ドルで販売していることが記載されている。

MACWORLD １９８６年4月号は，同年３月ころには販売されていたと考えられるから，この広告から，FULLPAINTは，１９８６年3月ころ以前からアイコン・レビュー社のような一般の販売業者によって販売されていたことが分かる。そして，FULLPAINTの紹介には大きなスペースが割かれていることからすれば，FULLPAINTがこの時期，既に一定の知名度を獲得していたことが推察される。

MACWORLD １９８６年4月号の広告（乙２０）は，FULLPAINTが１９８６年1月１６日から開催されたマックワールドエキスポで展示，販売されたこととよく整合する事実である。

(コ) MACUSER １９８６年6月号の製品レビュー記事（乙２１）

パソコン雑誌のMACUSER １９８６年６月号に掲載されたFULLPAINTに関する製品レビュー記事には，FULLPAINTに対する評価やFULLPAINTの定価が９９．９５ドルであること等が記載されている。MACUSER １９８６年６月号は１９８６年５月ころには販売されていたと考えられるから，このレビュー記事から，FULLPAINTは，MACUSER１９８６年６月号の出版日（１９８６年５月ころ）の以前から販売されており，マッキントッシュ向けのソフトウェア製品として高い評価を得ていたことが分かる。この記事の冒頭箇所に記されている５個のマウスの印は，FULLPAINTが５段階のうちの最高レベルの評価を与えられたことを示すものである。

MACUSER １９８６年6月号の記事（乙２１）は，FULLPAINTが１９８６年1月１６日から開催されたマックワールドエキスポで展示，販売されたこととよく整合する事実である。

(サ) セマフォア・コーポレイションのWEBサイト（乙２２）

セマフォア・コーポレイション（Semaphore Corporation，米国カリフォルニア州）のWEBサイトの“Welcome to (Semaphore) Signal!”と題する頁（乙２２の１）及び当該頁からリンクされている“Semaphore Signal #26, March 1986, circulation 45,013”の頁（乙２２の２）には，１９８６年3月ころ，Ｂという名の人物が，FULLPAINTのプレリリースバージョンを実際に使用していたことが記載されており，このことから，FULLPAINTのプレリリースバージョンが実際に存在したことが裏付けられる。

これは，FULLPAINTが１９８６年1月１６日から開催されたマックワールドエキスポで展示，販売されたこととよく整合する事実である。

イ FULLPAINTの外箱（甲６）の記載について

FULLPAINTの外箱（甲６）には，“FULLPAINT is a registered trademark of Ann Arbor Softworks, Inc.”と印刷されているが，この記載は，以下に述べるとおり，誤記であることが明らかである。

第１に，①甲６の１葉目及び３葉目の“FULLPAINTTM The professional Paint Program for the 512K MacintoshTM”との記載，②甲６の２葉目のタイトル部の“If you own a 512K MAC, you must own FULLPAINTTM”との記載から，同外箱を制作した時点でＡ２Ｓ社が意識していたマッキントッシュの対象機種は，Macintosh 512Kのみだったことが明白である。

そして，Macintosh 512Kの販売期間は１９８４年9月１０日から１９８６年4月１４日で，１９８６年1月１６日のマックワールドエキスポ開催直前まではMacintosh 512Kが唯一の現役機種であり，その後継機種であるMac Plusが発売されたのは，FULLPAINTが頒布開始されたのと同じマックワールドエキスポにおいてであ
った（乙１７）。つまり，商標登録日の１９８７年１０月２７日の時点では，Mac Plus，Mac SEの２機種が現役機種として販売されていた。一方，Macintosh 512Kは，１９８６年4月１４日に既に販売中止となっており，Macintosh 512Keも１９８７年9月１日をもって販売が終了していた。

以上の各事実に照らせば，FULLPAINTの外箱（甲６）が制作されたの
は，Macintosh 512Kのみが現役機種として販売されていた１９８４年9月１０日から１９８６年1月１５日の間であったと考えられる。

	したがって，当該外箱が制作された時期は，遅くともMac Plusの発売された１９８６年1月１６日より前であり，“FULLPAINT is a registered trademark of Ann Arbor Softworks, Inc.”の記載は誤記であると解される。 第２に，“FULLPAINT is a registered trademark of Ann ArborSoftworks, Inc.”という記載は，２葉目の最下部に小さな文字で記載されている文章の一部を抽出したものである。当該部分には，FULLPAINT商標は，他 の“MacPaint”，“Macintosh”という商標に関する一連の文章の中に含まれて記述されているにすぎず，しかも，この文章は，他の部分に比べて一回りも二回りも小さい文字で記載されており，担当者であっても注意を怠りがちな態様の表記となっている。しかも，記載位置も，下箱部底面の左下隅部に，他の部分から離れて配置されており，その他の部分と一体性がなく，なかなか注意の向けられにくい表記態様となっている。このような表記態様にFULLPAINTリリース直前の混乱状況等をあわせて考慮すれば，外箱の制作担当者が“FULLPAINT is a registered trademark of Ann Arbor Softworks, Inc.”の誤記に気付かなかったことは，十分あり得ること である。 第３に，米国法（Lanham Act §29, 15 U.S.C §1111）においては，商標が登録済であれば“®”マークを付すことが認められており，登録商標権者は“®”マークを付すことが慣例である。しかし，甲６の１～３葉目に表示されているFULLPAINT商標はいずれも“FULLPAINTTM”と表記されており，“FULLPAINT®”とは表記されていない。“ TM ”マークは当該標章が何人かの所有に係る商標であることを示すにとどまり，当該商標が登録されていることを意味しない。したがって，“FULLPAINTTM”との表記は，FULLPAINT商標が未登録であり，“FULLPAINT is a registered trademark of Ann Arbor Softworks, Inc.”の記載が誤記であることを示すものである。 以上の各事実に照らせば，当該外箱が制作された時期は，遅くとも１９８６年1月１６日より前であり，当該外箱制作時にはFULLPAINT商標は実際には未登録で，“FULLPAINT is a registered trademark of Ann Arbor Softworks, Inc.”の記載は誤記であったことが明白である。 なお，FULLPAINTマニュアルの表紙にも，”FULLPAINTTM The professional Paint Program for the 512K MacintoshTM”の記載があるが，以上に述べたところは，FULLPAINTマニュアルの頒布時期についてもそのまま妥当する。
	○裁判所の判断 (1) FULLPAINTマニュアルの頒布開始時期 当裁判所は，FULLPAINT（version 0.9）が，遅くとも１９８６年1月１８日に米国で販売されたこと，FULLPAINTマニュアルが，FULLPAINT（version 0.9）の操作マニュアルとして，パッケージに同梱されて頒布されたことを認定した。その理由は，以下のとおりである。 ア 証拠（乙1，２，６，７，１１ないし１３，１９，２０，２２の１～２，３７，検乙６，７，証人C）と弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められ，これを覆すに足りる証拠はない。 (ア) 米国の雑誌“MACWORLD”の１９８６年（昭和６１年）１月号には，同年1月１６日から同月１８日までサンフランシスコでマックワールドエキスポが開催される旨の記事が掲載されており，その記事の中で，マッキントッシュ製品の展示予定企業として，Ａ２Ｓ社の社名が記載されている。 (イ) １９８６年1月１６日から同月１８日までサンフランシスコでマックワールドエキスポが開催された。マックワールドエキスポは，マッキントッシュ製品を製造，販売する多くの企業が自社の製品を出展し，宣伝，広告する大規模な催しである。 (ウ) 米国の新聞“InfoWorld”の１９８６年1月２７日号には，サンフランシスコで開催されたマックワールドエキスポで展示されたパブリッシング製品に関する記事が掲載されており，その中に，「また，ミシガンのＡ２Ｓ社の新製品FULLPAINTもある。１００ドルのフルスクリーンのペインティング・プログラムである。」との記載がある。 (エ) Ａ２Ｓ社は，１９８７年3月１６日，米国特許商標庁に対し，商品「ユニットとして販売されるコンピュータ・プログラムと取扱マニュアル」について商標“FULLPAINT”の登録出願をし，同年１０月２７日，その旨の商標登録がされた。その商標登録証には，商標“FULLPAINT”の最初の使用日及び最初の商業的使用日がいずれも１９８６年1月１５日であると記載されている。また，上記商標登録出願の添付書類には，商標“FULLPAINT”は１９８６年1月１５日に最初に商品に使用され，かつ，最初に各州間の通商で商品の販売において使用された旨の記載がある。 (オ) FULLPAINTマニュアルは，１９８８年（昭和６３年）１１月４日付けで米国著作権庁に著作権登録された（登録番号TX-2-453-128)。その登録事項であるタイトルは「Fullpaint：マッキントッシュ512K及び以降の機種用プロフェッショナル・ペイント・プログラム」，作成日は１９８６年，発行日は１９８６年1月１５日，著者は，ユーザーマニュアルの全テキストについてＡ２Ｓ社，とされている。 (カ) FULLPAINTマニュアルの３４頁の次の頁には，「無償アップデートとユーザ登録」と題する頁があり，そこには，「お客様にお買い上げいただいたのは，FULLPAINTのプレリリースバージョンです。Ann Arbor Softworksにユーザ登録し，プログラムとマニュアルの無償アップデートを受け取るには，下のカードに記入して，弊社にお送りいただくだけで結構です。」との記載がある。

	(キ) FULLPAINT (version1.0) のプレリリースバージョン (version0.9) の収録されたフロッピーディスクのラベルには,“FULLPAINTTM Version1.0©1985 Ann Arbor Softworks”と印刷されているが,そのラベルには“PRE-RELEASE”の赤字スタンプが押されている。また,上記フロッピーディスクのソフトウエア情報では,最終更新日が１９８６年1月１５日午前１０時５５分となっている。 (ク) 米国カリフォルニア州所在のセマフォア・コーポレイション (Semaphore Corporation) のWEBサイトの“Welcome to (Semaphore) Signal!”と題するサイトからリンクされている掲示板“Semaphore Signal #26, March 1986,circulation 45,013”には,１９８６年３月ころ,Ｂという人物によるFULLPAINT (version1.0) のプレリリースバージョン (version0.9) を使用している旨の書込みがある。 (ケ) 米国の雑誌“MACWORLD”の １９８６年4月号にはアイコン・レビュー (Icon Review) 社のソフトウェア等の広告が掲載されており,その中に,Ａ２Ｓ社製のFULLPAINTを６９ドルで販売する旨の記載がある。 イ 以上の認定事実を総合すれば,Ａ２Ｓ社は,１９８６年1月１６日から同月１８日までサンフランシスコで開催されたマックワールドエキスポにおいて,マッキントッシュ用のペインティング・プログラムであるFULLPAINT (version1.0) のプレリリースバージョン (version0.9) を展示,販売したこと,その際,FULLPAINTマニュアルがFULLPAINT (version0.9) を収録したフロッピーディスクと同梱されて販売されたこと,以上の事実を認めることができる。したがって,FULLPAINTマニュアルが最初に頒布されたのは,１９８６年1月１６日,遅くとも同月１８日であると認められる。 ウ これに対して,原告は,以下のとおり主張するので,原告の主張について検討する。 (ア) 原告は,商標“FULLPAINT”の商標登録（乙１１）について,乙１１にFIRST USEが１９８６年1月１５日であると記載されているが,その具体的根拠は何ら示されておらず,出願時の申立内容がそのまま記録されているにすぎないので,商標登録の記載どおりであると認定することはできない旨主張する。 確かに,乙１９によれば,商標登録（乙１１）のFIRST USEが１９８６年1月１５日とされたのは,商標登録の出願書類（乙１９）にその旨記載されたことに基づくものと推認される。しかし,上記出願書類の内容には特段不合理,不自然な点は認められず,しかも,前記ア(ケ)認定の事実によれば,FULLPAINT (version1.0) が１９８６年３月ころに販売されていたことは確実であるが,Ａ２Ｓ社があえて商標“FULLPAINT”の最初の使用日を約２か月遡らせ,同年1月１５日として商標出願をしなければならない動機は全く窺えない点に鑑みると,商標登録記載どおりの日に使用されたと認定するのが合理的である。 したがって,原告の主張は採用できない。 (イ) 原告は,FULLPAINT (version1.0) のプレリリースバージョン (version0.9) の外箱（甲６）について,①上記外箱上には“FULLPAINT is a registered trademark of Ann Arbor Softworks, Inc.”(FULLPAINTはAnn Arbor Softworks社の登録商標である）と表示されているが,FULLPAINTが商標登録されたのは,１９８７年１０月２７日であるから,上記の外箱は,同日以後に頒布された商品の外箱であると考えることが素直である,②上記外箱（甲６の２枚目の５, ６行）には,“Now FULLPAINT is here, an amazing four-document, full-screen painting program for the 512k Mac and beyond”というように,FULLPAINTについて“for the 512k Mac and beyond”と記載されているから,上記外箱（甲６）は１９８６年1月１６日に頒布されたことなどあり得ず,それよりも後になって作成されたものであると解するのが合理的である旨主張する。 確かに,FULLPAINTのプレリリースバージョンの外箱（甲６, 検乙６）には,“FULLPAINT is a registered trademark of Ann Arbor Softworks, Inc.”(FULLPAINTはAnn Arbor Softworks社の登録商標である),“Now FULLPAINT is here, an amazing four-document, full-screen painting program for the 512k Mac and beyond”と記載されている。また,FULLPAINTが使用できるマッキントッシュ各機種の販売期間を見ると,１９８６年1月１６日当時に販売されていたのは,Macintosh 512K（同年４月１４日販売終了）とMac Plus（ただし,同機種は,同年1月１６日,マックワールドエキスポで販売開始し,１９９０年１０月１５日販売終了）であり,その後,Macintosh 512Keが同年４月１４日から１９８７年9月１日まで販売され,Macintosh SEが１９８７年3月２日から１９８９年8月１日まで販売された（乙１７の２～５)。 しかし,FULLPAINTのプレリリースバージョンの外箱（甲６, 検乙６）の上箱の上面及び側面には,比較的大きな文字で目立つ態様で,“FULLPAINTTM The professional Paint Program for the 512K MacintoshTM”と記載され,外箱の下箱の下面に比較的大きな文字で目立つ態様で,“If you own a 512K MAC, you must own FULLPAINTTM”と記載されている。このように,上記外箱に目立つ態様でFULLPAINTのプレリリースバージョンがMacintosh 512Kのみを対象とすることが明記されていることからすれば,Ａ２Ｓ社がFULLPAINTのプレリリースバージョンを販売することを決定した時点で想定した対象機種は,Macintosh 512Kであったと考えるのが自然である。そうすると,上記のマッキントッシュの販売期間に照らせば,上記外箱は,１９８６年1月１６日よりも前に製造されたものといえるから,上記外箱の“FULLPAINT is a registered trademark of Ann Arbor Softworks, Inc.”(FULLPAINTはAnn Arbor Softworks社の登録商標である）との記載は,明白な誤記であると認められる。したがって,原告の①,②の主張は採用できない。 (ウ) 原告は,FULLPAINTマニュアルの著作権登録（乙１２）について,①Publishedの日付が１９８６年1月１５日と記載されているが,これを具体的に裏付ける根拠は何ら示されておらず,登録時の申立内容がそのまま表示されているというものにすぎない,②著作権登録された作品のタイトルは“Fullpaint : the professional paint program for the 512K Macintosh and beyond”であるが,FULLPAINTマニュアルの表示

	は“FULLPAINT：the professional paint program for the 512K Macintosh”であり，両者のタイトル表示は明らかに異なっているか ら，著作権登録されたFULLPAINTの操作マニュアルが，いずれのバージョンのものであるのかも不明である，と主張する。 確かに，著作権登録された作品のタイトルは“Fullpaint：the professional paint program for the 512K Macintosh and beyond”であるのに対し，FULLPAINTマニュアルの表示は“FULLPAINTTM：the Professional paint program for the 512K MacintoshTM”であり，両者のタイトル表示は異なっている（検乙６，乙１２） しかし，前記のとおり，FULLPAINT（version1.0）が１９８６年３月ころに販売されていたことは明らかであるが，Ａ２Ｓ社があえてFULLPAINTマニュアルの発行日を約２か月遡らせ，同年１月１５日として著作権登録申請をしなければならない動機は全く窺えない。また，乙１８（米国弁護士の意見書）には，米国の著作権登録の実務上，プログラム又はマニュアルがアップデートされた場合において，１つのバージョンのみを著作権登録するとき，最初のバージョンではないバージョンに基づいて登録することは珍しいことではなく，上記のとおり，FULLPAINTマニュアルについてタイトルが異なるのも，その一例であるとしており，本件全証拠によるも，同見解を否定するまでの事情は窺われない。 以上によれば，原告の上記主張は採用できない。 (エ) 原告は，FULLPAINT（version1.0）のプレリリースバージョン（version0.9）は，バージョン1.0で予定されていた機能のうちの４つの“special effects features”（特別効果機能）を欠いているが，これらの４つの代表的機能を欠いているにもかかわらず，操作マニュアル中にプレリリースバージョンである旨を表示した１頁を加えただけで，上記機能を欠いていることを一切明示せず，外箱（甲６）及び操作マニュアル（乙１）の説明中に上記機能を備えている旨表示したまま同ソフトを販売することは，まともなソフト事業者が行うとは考えられないことに鑑みれば，このような内容の操作マニュアル（乙１）が甲６の外箱に同梱された事実はなかったと推測すべきである旨主張する。 しかし，FULLPAINT（version1.0）のプレリリースバージョン（version0.9）の購入者は，Ａ２Ｓ社からFULLPAINT（version1.0）のプログラム及びマニュアルについて無償アップデートを受けられること（乙１），マックワールドエキスポのブースにおいて，Ａ２Ｓ社の担当者が来場者に対して，プレリリースバージョンは上記４つの代表的機能を欠いている旨を口頭で説明していたこと（証人Ｃの証言）等の事実に照らすならば，FULLPAINTマニュアルや外箱に上記４つの代表的機能を欠いている旨の記載がないという一事をもって，FULLPAINTマニュアルがマックワールドエキスポにおける頒布がされなかったと推測すべきであるとすることはできない。 したがって，原告の主張は採用できない。 (オ) その他，原告は乙号証の信用性ないし証明力について縷々主張するが，前記(1)ア認定の事実に照らし，FULLPAINTマニュアルの頒布開始日が１９８６年１月１６日，遅くとも同月１８日であるとの前記認定を左右するに足りるものはない。 エ 以上のとおりであるから，FULLPAINTマニュアルは，本件特許出願前に頒布された公知文献である。
N17	**【事件番号：平成13年（行ケ）255号】** ○原告の主張 ２ 取消事由２（特許法第２９条第１項１号該当性についての判断の誤り） （１）本件補正による要旨変更を認めなかった誤り（出願日認定の誤り） ア 審決は，当初明細書の【図１】，【図７】及びこれらの図について説明する段落【０００８】，【００１０】に，本件明細書の【図１】，【図７】，段落【０００８】，【００１０】と実質上同一の内容の事項が記載されており，本件明細書の【図１】，【図７】，段落【０００８】，【００１０】に記載されている本件発明の構成〈４〉－１及び〈４〉－２は，当初明細書に記載されていたと認められるから，本件補正は，当初明細書の要旨を変更するものではない，と判断した（審決書１５頁１６行～２７行）。 当初明細書の【図１】，【図７】及びそれらの図を説明する段落【０００８】，【００１０】に，本件明細書の【図１】，【図７】，段落【０００８】，【００１０】と実質上同一の内容の事項が記載されていることは，事実である。 しかしながら，当初明細書には，本件補正によって追加された〈４〉－１，２の構成（前記フック支持体（１）の脱落防止部（１１）が，前記フック（３）の先端部（３１）の内側及び後端部（３２）の内側に接して描いた仮想略平行線の内側に存在しないように配設され，かつ前記ワイヤー固定部（１２）の中心と接合ピン（２）の中心を結ぶ線分と，前記仮想略平行線とが略平行になるように配設される構成）についての記載もこれを示唆する記載もなく，図面を見ても，仮想略平行線も，ワイヤー固定部（１２）の中心と接合ピン（２）の中心を結ぶ線分も示されていない。 当業者といえども，このような当初明細書の記載及び図面（【図１】，【図７】）から，当然のこととして，上記仮想略平行線，及び，ワイヤー固定部（１２）の中心と接合ピン（２）の中心とを結ぶ線分を描くなどということは，あり得ないことというべきである。 イ 本件補正のうち，「前記フック支持体（１）の脱落防止部（１１）が，前記フック（３）の先端部（３１）の内側・・・に接して描いた仮想略平行線の内側に存在しないように」の構成を追加する部分は，「フッ

	クの先端部の内側が直線状となる」との構成要素を新たに追加したものである。フックの形状は，一般には先端部と後端部が絞られて，その各内側は湾曲した形状となっている。ある線が先端部の内側に接する仮想線であるためには，その線は，先端部の内側の任意の点で接すればよいから，このような先端部の内側が湾曲した形状では，仮想線の方向は定まらないことになって，どのような仮想線か特定できないことになる。フック先端部の内側が直線状でない限り，このような仮想線は引けない。 本件明細書には，「前記したように，本発明の敷鉄板吊上げ用フック装置は，敷鉄板の吊上げ作業において，フックの外れによる敷鉄板の転倒事故を防ぐことができるため，更に重量の重い敷鉄板からのフックの抜去作業が極めて容易であるため，現場での安全性と作業性を向上させることができるため，その意義は大きい。」（甲第１０号証８欄１９行～２４行）との記載がある。このような抜去作業が容易に行えるという作用効果は，フックの先端部の内側を直線状とする形状としたことにより奏する効果である。脱落防止部（１１）とフック先端部（３１）との開口幅を大きくしても，フックの先端部の内側を湾曲状としている場合は，抜去作業を容易に行うことはできない。 本件補正は発明の要旨を変更する補正であり，審決はこれを看過した結果，本件特許の出願日の判断を誤った。 （２）当初明細書の写しのファクシミリ（審判甲第３号証。本訴甲第３号証）記載の発明の公知性 審決は，発明の内容が，発明者のために秘密を保つべき関係にある者に知られたとしても，特許法第２９条第１項第１号にいう「公然知られた」ことには当たらず，この発明のために秘密を保つべき関係は，法律上又は契約上秘密保持の義務を課されることによって生じるほか，社会通念上又は商慣習上，発明者側の明示的な指示や要求がなくとも，秘密扱いとすることが暗黙のうちに求められ，かつ，期待される場合においても生じる，とした上で，被請求人（被告）が，本件特許の出願公開前に，請求人（原告）に対し，本件発明の実施許諾交渉の過程で，ファクシミリにより送付した当初明細書の写し（審判甲第３号証。本訴甲第３号証）について，請求人（原告）は，実施許諾交渉の決裂後においても，上記ファクシミリ中の当初明細書の記載内容につき秘密保持の義務を有していたと認められる，と判断した（審決書１６頁１６行～１７頁１３行）。 しかしながら，このような基準を採用するなら，真実は秘密でないような情報の開示を受けた場合にも，その開示を受けた者は秘密保持義務を課せられることになる。不正競争防止法が，「この法律において「営業秘密」とは，秘密として管理されている生産方法，販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって，公然と知られていないものをいう。」（同法２条４項）として，守られるべき営業秘密を限定していることにも，反することになる。 仮に，秘密か否かにつき問題があるなら，被告は，原告に対して，秘密保持契約の締結を要請すべきであった。 原告が被告から示された当初明細書記載の発明は，進歩性の欠如した内容の発明であり，開示を受けた者が秘密保持義務を課せられるような非公然性を有する内容のものではない。補正後の本件発明も進歩性の欠如する発明である。 本件出願より前である１９８９年（平成元年）１１月に発行された米国法人ニューコ・マニファクチャリング・カンパニーのカタログ（甲第１１号証。以下「甲第１１号証刊行物」という。）には「ニューコ貨物用フックは、その開口部が全開されるように設計され，・・・フックを開くには，手動で圧縮バネを圧縮しなければならない。」との説明があり，さらに，サイズ毎に各部分の寸法データが一覧表として記載されている。原告が，このカタログに記載された図面と寸法データに基づき作成したのが，甲第１２号証の図面（別紙図面５参照）である。 このように「開口部が全開されるように設計され，」と説明され，また，図面を参酌しても何らの回動係止手段もないことから，前記フック（３）が前記フック支持体（１）の脱落防止部（１１）に対して反転回動されたときは，甲第１１号証の第２図のように開くことが分かる。 本件発明の「フック（３）の後端部（３２）の内側」が，どこを意味するのか争いはあるが，仮に「後端部（３２）の内側に接して描いた」線分が別紙図面２記載のＣの線分であるなら，甲第１１号証刊行物には，本件発明において，補正により追加されたと同じ構成が開示されている。特に本件発明の第二実施態様（支持体が二股構造）と同じである。補正後の本件発明も進歩性を欠如する発明であるから，原告が秘密保持義務を課せられるような場合ではない。 審決が，上記ファクシミリ記載の発明の公知性を認めなかったのは，誤りである。
	○被告の主張 ２　取消事由２（特許法第２９条１項１号該当性判断の誤り）について （１）本件補正による要旨変更を認めなかった誤り（出願日認定の誤り），の主張について 本件発明の構成要件〈４〉－１及び〈４〉－２は，当初明細書に記載されていたものであるから，本件補正により発明の要旨は変更されていない。 本件発明の技術的構成及び実施態様を説明する図１～図６（第一実施態様を説明するための図）及び図７（第二実施態様を説明する図）は，出願以降，一切，その内容が変更されていない。 特許庁での審査過程において，本件発明と先行技術（特開昭５５－８２８１４号公報）記載の技術との間の，技術的構成やメカニズム（機構）における相違が説明され，これを基にして，本件補正がなされ，本件

	発明と先行技術との区別化（差別化）が図られたものである。当初明細書に記載された発明の技術的構成の内容は，本件補正により何ら変更を受けていない。要旨変更の問題が発生する余地はない。 原告は，本件補正により，「フックの先端部の内側が直線状になる」との構成要件を新たに追加したことになる，と主張する。しかし，原告のこの主張は，フックの形状は，一般には，「先端部と後端部が絞られて，その各内側は湾曲した形状」となっている，ということを前提とするものである。この前提自体が誤りである。フックの形状には，種々のものがあることは周知だからである（乙第３号証，第４号証の１ないし６，第５号証参照）。また，フック先端部の内側が直線状のものでない限り，「仮想略平行線」を引くことができない，との主張も誤りである。フックの先端部の内側が湾曲しているフックについても，仮想略平行線を特定して描くことができる。このことは，原告自身がフック先端部の内側が湾曲しているフックについて，仮想略平行線を特定して描いていること（乙第４号証の４，５。乙第４号証の５につき別紙図面３参照）からも，明らかである。 したがって，本件特許の出願日を本件出願日である平成３年２月２６日であるとした審決の判断は正しい。 （２）当初明細書の写しのファクシミリ（審判甲第３号証。本訴甲第３号証）記載の発明の公知性，の主張について 甲第８号証に示されているように，原告（審判請求人）と被告（被請求人）は，平成３年６月１１日以来，本件発明の実施許諾について当事者間での話合いを重ね，その過程で，被告は，原告の要求に応じて，平成３年７月１３日に，パテント料を試算するための資料として，特許出願書類を原告にファクシミリ送付したものである。 原告は，被告のアイデア（発明）に興味をもち，被告と委託製造や技術提携について話合いをし，さらにはパテント料の試算のために被告に特許出願明細書の提示を求めたものである。このような原告の行動の下で被告から得た発明に関する情報は，原告において秘密として保持すべきものであったというべきである。 当業者の技術水準を熟知しているフック装置の専門メーカーである原告は，被告から得られる本件発明に関する情報が高度な情報であると認識していたのであるから，それを秘密扱いにする義務を負う，とするのが相当である。 原告は，甲第１１号証刊行物及びこれに記載された図面と寸法データを基にして作成した図面（甲第１２号証）を提示し，本件発明の構成要件〈４〉，〈４〉－１及び〈４〉－２が開示されているから，本件発明は進歩性を欠如しており，原告において秘密保持義務を課せられるようなものではない，と主張する。 甲第１１号証刊行物には，原告主張のように，〔１〕ニューコ貨物用フックは，その開口部が全開されるように設計されていること，〔２〕フックを開くには，手動で圧縮バネを圧縮しなければならないこと，が開示されている。しかしながら，この安全フックは重量物の吊上げ時にケーブル・タックル（ワイヤー吊り道具）とともに使用されるものであること，周知のようにこの種のケーブル・タックルには種々の大きさのものがあること（したがって，大きなケーブル・タックルを使用したとき，フック開口部は，小さなケーブル・タックルを用いる場合に比較して相対的に狭まることになる。）などからみて，甲第１１号証刊行物記載の安全フックにおいては，本件発明の構成要件〈４〉，〈４〉－１及び〈４〉－２の必要性（重要性）を明確に意図（認識）してはいないというべきである。
	○裁判所の判断 ２　取消事由２（特許法２９条１項１号該当性についての判断の誤り）について 原告は，本件補正により，本件発明の要旨が変更されたから，審決の出願日の認定は誤りである，と主張する。 しかしながら，本件補正は，当初明細書に記載されていた第一実施態様及び第二実施態様記載のように，フックの先端部の内側が直線状のもので，フックの先端部の内側とフックの後端部の内側に接して描いた仮想略平行線を一義的に引くことができるものに限定したものであり、このような発明は，当初明細書の記載から自明であるというべきことは，１で述べたところから明らかである。 原告の主張は採用することができず，その余の点について判断するまでもなく，取消事由２も理由がないことが明らかである（なお，原告は，この点に関し，当初明細書の写しのファクシミリ（審判甲第３号証。本訴甲第３号証）記載の発明の公知性について詳細に主張する。しかしながら，仮に要旨変更により本件発明の出願日が本件補正がなされた平成１０年７月２３日と認定されることになるとすると，当初明細書記載の発明が，それ以前に出願公開されたことは明らかであるから，当初明細書の写しのファクシミリに記載された発明の公知性を秘密保持義務との関係で論じたことは，本来必要のない議論をしたものと評価するほかない。）。
N18	**【事件番号：平成13年（行ケ）466号】**
	○原告の主張 **１　取消事由１（本件仕様書の記載内容の出願前公知性に関する認定判断の誤り）** (1)　審決は，原告らが本件仕様書の記載内容の出願前公知の根拠として主張した，「株式会社アイディエス（注，以下，単に「アイディエス」と読み替える。）の取締役営業部長であったAが，ＡＬ－５００を２台一組にして製造した採血管自動準備システムを横浜労災病院に納入するに際して，横浜労災病院の臨床検査業務委託先である株式会社ランス（注，以下，単に「ランス」と読み替える。）に甲第２号証の１の仕様書

（注，以下，単に「本件仕様書」と読み替える。）を交付しており，かつ，ランスとの間には秘密保持の取り決めや義務等は一切なかった。 また，ＡＬ－５００を２台一組にして製造した採血管自動準備システムは，販売仲介業者である高園産業株式会社（注，以下，単に「高園産業」と読み替える。）から横浜労災病院の臨床検査業務委託先であるランスを通して横浜労災病院に納入されており，かつ，高園産業との間には秘密保持の取り決めや義務等は一切なかった」（審決謄本７頁５(1)の（根拠１））との点について，「ランスと高園産業はいずれも，アイディエスが開発した『採血管自動準備システム』を横浜労災病院に納入する際の当事者であり，・・・アイディエスとランス，高園産業との間に秘密保持契約がないからといって，・・・商慣習上，ランスあるいは高園産業がアイディエスが提案した本件仕様書の内容を，当事者以外の者に開示するとは考えられず，本件仕様書に記載されたものが公然と知られる状態にあったとする根拠にはなり得ない」（同８頁第３段落）としたが，誤りである。

文書情報が流通する場合において，それを情報授受の当事者以外の者に開示することは，明示又は黙示の秘密保持契約がない限り，商慣習上，何ら妨げられないはずであり，殊に，当該文書が新製品の仕様に関するものである場合には，新製品を大々的に売り出そうとする開発当事者ないし流通の当事者にとって，文書の内容が広く流通することは，むしろ有利なことである。アイディエスは，採血管自動準備システムが人手を介さずに患者ごとに採血管を準備するという誠に画期的なものであり，まだ医療関係者に知られていないため，啓もうする必要があったことと，多くの病院や検査センターに採用してもらうためには，現に採用話が進行している横浜労災病院の例を示す必要があったこと，自己の開発資金を回収する必要に迫られていたことなどの事情から，高園産業及びランスに対して，積極的に公開し，徹底した売り込み戦略をとり，高園産業もまた，新規顧客の開拓のため広く情報を流していたのであるから，本件仕様書に記載された情報を秘密にしておくべき理由はない。

また，一般に，特許製品が納入先に納入されると，その修理，点検等のため外部へ委託されることがあり得るため，通常は，納入時点で秘密保持義務は解除されたものとして取り扱われ，発明は公然と知られ得る状態となる。ランスは，納入先である横浜労災病院において，その検体検査業務を一手に引き受け，納品された機器の設置管理に携わる会社であり，採血管自動準備システムの納入に関する限り，同病院と同一視すべき立場にあるから，遅くとも，本件仕様書がランスの手に渡った時点において，その記載内容は公知となったというべきである。

(2) 審決は，原告らが同じく出願前公知の根拠として主張した，「本件仕様書は，『株式会社ランス殿』と書いてある宛先だけを変更して，他の大学病院や検査機関に対して『採血管自動準備システム』を販売するための説明資料として用いられたことや，高園産業内においては，仕様書のコピーを行うことが自由に行えたはずである」（審決謄本７頁５(1)の（根拠２））との点について，「藤沢臨床及び福岡臨床に対して採血管自動準備システムの売り込みが行われ，本件仕様書を用いてシステムの説明が行われていたとしても，藤沢臨床及び福岡臨床はシステムの売り込み対象であって不特定の者に対して説明されたものとはいえず，また，本件仕様書を用いての売り込みが，平成２年１０月２４日（注，本件優先日）よりも前に多数の検査機関あるいは病院に対して行われていたとも云えないので，本件仕様書に記載されたものが公然と知られた状態にあったものとすることはできない」（同８頁最終段落）としたが，誤りである。

アイディエスは，上記の諸々の必要に迫られて，高園産業及びランスのほかにも，審決の指摘する藤沢臨床及び福岡臨床を含む大学病院や検査機関に対し，本件仕様書の表紙の宛先だけを変更して，積極的かつ無制約的に，その内容を説明し頒布していた。高園産業でも，本件仕様書の複写をすることが自由に行われ，本件優先日前に，本件仕様書の「株式会社ランス殿」と表示された宛先だけを変更した複写物を営業活動に使用し，１０箇所を超える病院や検査機関に対してこれを頒布したから，上記複写物が高園産業に交付された時点で，本件仕様書の記載内容が公知となったということもできるし，少なくとも，アイディエスや高園産業において，これが秘密として管理されておらず，他の交付先においても同様であったことが明らかである。

藤沢臨床や福岡臨床に対して本件仕様書と同一内容の文書を用いて売り込みを行っていた事実からは，本件仕様書に記載された採血管自動準備システムは，専らランス及び横浜労災病院のためだけに開発されたものではないことが推察される。藤沢臨床や福岡臨床とは販売契約に至らなかったのであるが，売り込みに際し，結果として成約に至らないことを覚悟して，秘密保持契約も締結することなく本件仕様書を用いて採血管自動準備システムの説明をしたという事実は，本件優先日前に，本件仕様書の記載内容が不特定の者に開示され，公知であったことを示している。

(3) 審決は，原告らが同じく出願前公知の根拠として主張した，「採血管自動準備システムを販売するための営業活動は，平成２年以前（昭和６３年頃から平成元年にかけて）から行われてきたものであり，本件仕様書自体は平成２年４月以降に使用されたものであるが，そこに記載されている内容については，それ以前から横浜労災病院，岡山県医学センター，島根医大の複数の大病院やその関係者に対して，販売仲介業者である高園産業を通じて，提案されてきたものである」（審決謄本７頁５(1)の（根拠３））との点について，「証人Ａの証言によれば，本件仕様書の仕様内容はランス社とのやり取りの中で最終的に定まった旨の証言がなされており，仕様書ができる前に営業活動を行っていた対象の検査システムが，本件仕様書に記載さ

れた内容のものであるとは認め難い」（同９頁第２段落），「島根医大に納入されていたものは，『ラベル貼付後の試験管を試験管移送手段で患者別に収納可能な収納部へ自動的に移送する』ものを有しておらず，本件特許の請求項１乃至５に係る発明（注，本件発明１～５）ではない」（同第３段落）としたが，誤りである。

アイディエスは，採血管自動準備システムを販売するための営業活動は平成２年以前から行ってきており，本件仕様書の記載内容も，本件優先日前から，横浜労災病院のほか，複数の病院や検査機関に対して，積極的かつ流布無制約的に，その内容を説明し公開していたものである。すなわち，アイディエスは，昭和６３年ころ，患者情報をしるしたバーコードを試験管に貼付して自動的に搬送処理する全自動検体前処理搬送システムを開発し，平成元年ころ，これを島根医科大学附属病院に納入したが，同システムは，本件仕様書に記載されたものと技術的思想が同一であるか，そうでないとしても，単なる設計変更にすぎず，容易想到であった。アイディエスは，また，平成元年４月１３日開催の第３６回臨床検査化カンファレンスにおいて，全自動検体前処理搬送システム開発担当者であるＡが「臨床検体検査前処理システム」について発表した際に，採血管自動準備システムに関する情報を広く開示し，同年９月８日～９日開催の日本臨床検査自動化学会第２１回大会においても，同様に上記情報を広く開示し，同年１１月ころ，当時の販売代理店であった東芝メディカル株式会社とともに，国立がんセンターに対して，全自動検体前処理搬送システムについての資料を交付し，販売活動を行った。さらに，高園産業は，同年４月，採血管自動準備システムを機能的に内包する「分注・搬送システム」に関心を抱いて製品説明会に出席し，同年１０月には倉敷中央病院，広島赤十字病院等を相次いで訪問し，同年１２月には株式会社岡山医学検査センターを訪問して，これらに関する説明を行った。同センターとの間では，平成２年１月から３月にかけて説明及び打合せを行い，同年３月末ころ，採血管自動準備システムを機能的に内包する「分注・搬送システム」についてのアイディエスの提案書を完成し，同年４月ころ，これを交付した後，平成３年８月ころ，同製品を納入した。

Ａ証人が，「ランス社とのやりとりの中で最終的に定まった」と述べたのは，異種類の採血管を取り出すところから始まって，最後は患者別に収容して排出するまでの，製品としての基本機能に関するところではなく，単に枝葉末節の設計事項に関する部分にすぎない。すなわち，アイディエスは，横浜労災病院に採血管自動準備システムの売り込みを行う以前から，同システムの基本構造，機能についてはほとんど確立していたが，付加部分についての細かな設計事項に関しては，納入先であるランスや横浜労災病院とのやり取りを通して最終的に決定されたという

ことにすぎず，審決は，その趣旨を誤解したものといわざるを得ない。

２　取消事由２（本件仕様書の刊行物性に関する判断の誤り）

審決は，本件仕様書は，「ランス宛てに配布する目的で作成されたものであるものの，公開を目的として作成された文書ではない」（審決謄本９頁下から第２段落），「そのものが情報として流通されることを目的として作成されたものではない」（同頁最終段落），「表紙だけを代えて配布していたとしても，それが，『採血管自動準備システム』の売り込みに用いられるために作成されたものであり，内容自体が広く第三者に情報として流通されるべき性質，すなわち，情報性を有するものではなく，公開を目的としたものではない」（同１０頁第１段落）として，その刊行物性を否定したが，誤りである。

本件仕様書は，ランス宛の仕様書ではあるが，ワープロ印刷により少なくとも３部作成されており，その宛先を変えて他の病院や検査機関に頒布することが予定され，現にそのとおり頒布されたことは，上記のとおりであって，そのものが情報として流通されることを目的として作成されたものにほかならない。

また，新商品や新システムを多方面で広く販売しようと営業している際に，秘密保持契約書も交わさずに交付された様々な説明書面は，正に「内容自体が広く第三者に情報として流通されるべき性質，すなわち，情報性を有するもの」であり，公開を目的としたものにほかならない。アイディエスにとっては，開発資金をいかに早く，いかに多く回収するかが最大限追求されるべきメリットであり，そのためには新製品や新システムの情報を早く，多くに公開していく必要があったから，特許権独占のメリットに配慮して，情報流通性を否定することは，誤りである。

○被告の主張

１　取消事由１（本件仕様書の記載内容の出願前公知性に関する認定判断の誤り）について

(1)　本件発明１～５は本件仕様書に記載されているものであるが，本件仕様書は，アイディエスが横浜労災病院という特定の顧客向けに作成した採血管自動準備システムの仕様書であり，アイディエス，高園産業及びランスの３社は，通常の販売者と購入者の関係ではなく，設計，企画，製造及び販売において，共同して上記顧客に対する売り込みを行う関係にあった。新しい装置の企画開発に当たっては，他の業者が参入してくることを防ぐために，その装置の内容については秘密に扱うことが，社会通念上又は商慣習上，求められるものであり，少なくともランス及び高園産業はアイディエスがこれを暗黙のうちに求めた関係にあったから，このように秘密保持義務を負う特定人の間で取り交わされた文書である本件仕様書の記載内容が，本件優先日前に，公然と知られる状態にあったということはできない。

(2)　本件仕様書の記載内容は横浜労災病院に納入設置された装置とは仕様が異なっており，いまだ開発途中の第１号機についてのものであって，広く第三者に対して情報として流通されるべき性質の書面であるとはいえない。採血管自動準備システムについて，アイディエスの営業活動が実際に開始されたのは，横浜労災病院で同システムが稼働し始めた平成３年６月以降のことであり，本件仕様書の宛先を変えた複写物は，その営業の際に用いられたものであって，高園産業が検体前処理システムの販売を行っていた平成２年

当時に，本件仕様書の上記複写物が他に頒布されたことは考えられない。

(3) 原告らは，本件優先日前に，本件仕様書の「株式会社ランス殿」と書いてある宛先だけを変えた複写物が他の病院や検査機関に対して採血管自動準備システムを販売するための説明資料として頒布されたと主張するが，特定の顧客名の宛先を除く記載内容が他の顧客にも利用されるものであれば，本来，仕様書そのものに宛先を付す必要はなく，カバーレターなり送付書を用意したり，装置の全体の構成や作用効果等を一目で分かるように記載するのが通常であり，また，装置についての専門的知識を必要とする以上，顧客からの問い合わせ先の電話番号等の記載も不可欠であるから，これらの記載を欠く文書が，顧客開拓のための宣伝広告用の資料として頒布，使用されるはずはない。本件仕様書の上記複写物は，頒布先とされるだれからも写しが証拠として提出されておらず，その頒布の事実に関する原告ら提出の確認書は，そもそも島根医科大学附属病院に平成元年３月に導入された全自動検体前処理搬送システムの１号機に，採血管準備システムと同じ構成を有している「バーコード自動貼付，試験管供給」の装置が存在したという原告らの誤った説明に誤導されたものである。

(4) アイディエスの代表者であるＢは，平成２年１１月２２日に名称を「試験管ラベル自動貼付装置」とする考案の実用新案登録出願（実願平２－１２２６８９号）をし，平成５年９月９日に名称を「自動容器供給及びラベル貼付装置」とする発明の米国特許出願（０８　１１８２９８）をしたが，これらは本件仕様書に開示されている技術的思想に関するものである。同人は，昭和５０年から平成９年にかけて日本国内だけで５２件もの特許出願及び実用新案登録出願をした経験を有し，自ら公開してしまった発明については特許又は実用新案登録を受けることができないことは熟知していた。そうすると，少なくとも，上記実用新案登録出願の出願日より前，及び上記米国特許出願の出願日より１年前の日である平成４年９月９日より前に，Ｂはもとより，同人が代表者を務めるアイディエスの従業員であったＡが，本件仕様書の記載内容を，何ら秘密保持義務を負わない第三者に公表することは到底考えられない。

２　取消事由２（本件仕様書の刊行物性に関する判断の誤り）について

本件仕様書が頒布により公開することを目的として作成された文書ではなく，その記載内容自体が情報として流通されることを目的として作成された文書でもないことは，上記１のとおりであるから，その刊行物性を否定した審決の判断に誤りはない。

○裁判所の判断

１　取消事由１（本件仕様書の記載内容の出願前公知性に関する認定判断の誤り）について

(1) 本件発明１～５が本件仕様書に記載されているものであることは当事者間に争いがなく，証拠（甲４，５，６－１～３，甲７～９，１１，１２，１４，２７，４５，４６）及び弁論の全趣旨を総合すれば，アイディエスは，昭和５９年ころ，患者から採血を行った検体を分析するための前処理を行う「全自動検体前処理システム」を開発し，その後，オンラインによる患者属性情報に基づいて，必要な採血管に自動的にラベルの印字，貼付けを行い，患者別に分類して採血管を準備供給する「採血管自動準備システム」を開発して，その販売活動を始めたこと，横浜労災病院は，平成３年６月の開業予定を控え，「採血管自動準備システム」の導入に関心を示し，同病院の臨床検査業務の委託先であるランスにおいてその契約交渉に当たることとなり，販売仲介業者である高園産業を交えて，アイディエスとの間で交渉を進めたこと，アイディエスは，平成２年４月２３日，ランス宛の本件仕様書を作成し，これを高園産業を経てランスに交付したこと，次いで，アイディエスは，同年５月１６日に「採血管用オートラベラーシステム」の見積書（甲２７）を，同年６月２８日に「採血管自動準備システム」の基本通信仕様（甲４）をそれぞれランスに交付して，同年７月１２日，ランスから「採血管自動準備システム」の仮注文書（甲５）を受領し，同年９月ころ，製品名を「採血管自動準備システム“ＡＬ－５００”」と称する自社製品の整備計画機器等説明書（甲６－２）及び他社製品との性能比較表（甲６－３）を同病院に交付し，また，同病院のホストシステムを提供している株式会社日立製作所から，同社のホストコンピュータと採血管自動準備システムとの通信仕様に関する説明書（甲７）を徴したこと，その後，アイディエスは，平成３年２月１８日に技術資料（甲９）を，同年４月ころ取扱い説明書（甲１１）をそれぞれ同病院に交付し，同年６月１日，採血管自動準備システムとして第１号機となる自社製品を，高園産業及びランスを通じて，同病院に最終的に納入したことが認められる。

(2) 原告らは，本件仕様書に記載されたものが，本件優先日である平成２年１０月２４日前に，日本国内において公然と知られる状態にあったとはいえないとした審決の認定判断の誤りを主張し，その根拠として，アイディエスとランス及び高園産業との間には秘密保持の取り決めや義務等は一切なく，本件優先日前に，アイディエスは，本件仕様書の表紙の宛先だけを変更して，積極的かつ無制約的に，大学病院や検査機関に対し，採血管自動準備システムを販売するための説明資料として用いて頒布し，高園産業でも，本件仕様書の複写をすることが自由に行われ，本件仕様書の「株式会社ランス殿」と表示された宛先だけを変更した複写物を営業活動に使用し，同様に広く頒布した旨主張するので，検討する。

ア　証拠（甲３－１，甲４５）によれば，本件仕様書は，左上部に「株式会社ランス殿」，中央部に「採血管自動準備システムご提案仕様書」「平成２年４月」「株式会社アイディエス」，右下部に「Ｓ－２０４２３－ｂ」と表示された表紙１枚と，採血管自動準備システムの概要，構成等を記載した本文６頁，付図３頁及び外形図１頁とから成る文書であり，アイディエスの取締役営業部長であったＡが，ワープロ印刷して作成したもの（表紙右下部の「Ｓ－２０４２３－ｂ」の表示は作成日である「平成２年４月２３日」を表す。）であることが認められる。仕様書は，本来，「複雑な設計を要する注文品の内容や図をしるした書類」

（広辞苑第５版）を指す，特定の取引当事者間で授受される性質の文書であり，本件仕様書も，表紙に宛先として「株式会社ランス殿」，文書の表題として「採血管自動準備システムご提案仕様書」と表示してあるとおり，横浜労災病院という特定の顧客に対して，採血管自動準備システムの売り込みを図るため，その概要，構成等の具体的な仕様を，同病院のために契約交渉に当たっていたランスに提案して検討にゆだねるという内容のものであって，見積り及び仮発注の前の段階における，いわば注文を確定させるための提案書であるから，文書の性質，記載様式それ自体からしても，広く第三者に流通することを予定したものであるとはいえない。

原告らは，アイディエス及び高園産業が，本件仕様書の表紙の宛先だけを変更して複写物を大学病院や検査機関に対して頒布したと主張するが，特定の顧客名の宛先を除く記載内容が他の顧客にも利用されることを当初から予定するのであれば，被告らも主張するように，仕様書そのものに宛先を付すことなく，カバーレターや送付書を付すなどし，また，専門的知識を要する医療装置である以上，その全体の構成や作用効果等を一目で分かるように表示したり，顧客からの問い合わせの便宜のために電話番号の記載をするなどの工夫をするのが，取引の通例ではないかと考えられる。現に，アイディエスが，横浜労災病院に対する納品後に作成，頒布した「採血管用ラベル発行貼付装置ＡＬ－５００」の販売促進用パンフレット（甲１０，以下「甲１０パンフレット」という。）には，同装置の概要，特長が記載され，同社の社名が住所，電話番号とともに明記されている。そればかりでなく，本件仕様書の本文の内容を子細に見ると，採血管自動準備システムの装置本体の外形寸法が，「約９５０（W）×５８０（D）×１３００（H）」と表示され，「装置の改良などにより，外形寸法等が変更になる事があります」と注記されており，外形寸法は，本件優先日より後の，本件仕様書の作成交付時から約１０か月後に作成された技術資料では，「１０００（W）×９５０（D）×１３００（H）」と，納品時の取扱い説明書では，「１２５９（W）×９４０（D）×１４３０（H）ｍｍ」と順次変更されている。また，構成部品の中でも一番大きな幅を占めるカセットの数は，本件仕様書では６個であるが，取扱い説明書では５個に減少しており，採血管同時架設数も，本件仕様書では６００本であるのに対し，技術資料及び取扱い説明書では５００本に減少しており，以上のような仕様の変更に伴い，内部的な機構の設計変更がされたことも十分想定されるところである。さらに，本件仕様書には，具体的な製品名の記載はなく，約５か月後に作成された整備計画機器等説明書に上記のとおり「採血管自動準備システム“ＡＬ－５００”」という製品名が表示され，これが技術資料及び取扱い説明書に引き継がれ，アイディエス製の採血管自動準備システム第１号機として納品されるに至っている。このように，本件仕様書は，まだ製品名が決まっておらず，装置本体の内部的な機構の設計も確定していない新製品第１号機の初期段階における採血管自動準備システムの概要，構成等の具体的な仕様を，納入先である横浜労災病院の契約交渉担当者であるランスに提案して検討にゆだね，注文を確定するための提案書である。アイディエスは，平成３年の横浜労災病院に対する上記納品後，「採血管用ラベル発行貼付装置ＡＬ－５００」の販売促進用パンフレット（甲１０パンフレット）を作成，頒布して，大々的に販売活動を展開していることからしても，これに先立って本件仕様書が当初から甲１０パンフレットと同様の目的で頒布されたものとはにわかに考え難い。

イ　アイディエスは，上記のとおり，オンラインによる患者属性情報に基づいて，必要な採血管に自動的にラベルの印字，貼付けを行い，患者別に分類して採血管を準備供給する「採血管自動準備システム」の販売活動を始める一方で，その代表者であるＢは，本件優先日より約１か月後の平成２年１１月２２日，名称を「試験管ラベル自動貼付装置」とする考案について実用新案登録出願（実願平２－１２２６８９号，乙１，以下，その考案を「乙１考案」という。）をしており，その実用新案登録請求の範囲には，「各種試験管を共通に収容可能な収容部をマトリクス状に配設してなる供給カセットと，この供給カセットから所要の試験管を押し出す試験管押し出し機構と，この試験管押し出し機構により押し出された試験管を受け取って搬出する機構とを有する試験管供給手段と，上記試験管供給手段により供給される試験管を挟持して回転保持する３本以上のローラからなるローラ機構と，このローラ機構により回転保持される試験管に識別ラベルを自動貼付する機構と，を有するラベル貼付手段と，このラベル貼付手段により貼付された識別ラベルの接着状態および読み取り状態の良否を判別して仕分けを行なうラベル状態判別仕分け手段と，を備えた事を特徴とする試験管ラベル自動貼付装置」が記載されている。これを本件仕様書の記載内容と対比すると，乙１考案に係る構成は，すべて本件仕様書に記載されているが，同考案では，収容カセットの具体的構成が特定されている点及び患者情報に基づく印字であるとの構成を有しない点で相違する。

Ｂは，また，平成５年９月９日，名称を「自動容器供給及びラベル貼付装置」とする発明について米国特許出願（０８　１１８２９８，乙２，以下，その発明を「乙２発明」という。）をしており，その特許請求の範囲１には，「予め決められた方法で分類された様々な容器を収容する容器分類収容手段と，所望の容器を容器分類収容手段から取り出し，それを該手段の外にある予め決められた位置に供給するための容器取出／供給手段と，表面に情報が表示されている様々なラベルを準備し，これらのラベルの中から所望の容器に対応する所望のラベルを所定の位置に供給するラベル供給手段と，ラベル供給手段によって所定の位置に所定のラベルが供給されたことを検知するラベル供給検知手段と，ラベル供給検知手段が，所望のラベルが所定の位置に供給されたことを検知した後に，容器取出／供給手段によって所定の位置に供給された所定の容器に所定のラベルを貼付けるラベル貼付け手段と，所望の容器に貼り付けられた所望のラベル上の情報をチェックし，所望のラベルが所望の容器に正確に貼り付けられているか否かを判断するラベル貼付判定手

段と，ラベル貼付判定手段の判定結果に従って，所望のラベルが貼り付けられた所望の容器を，ラベルが正確に貼り付けられた容器を収容する一つの場所と，ラベルが正確に貼り付けられていない容器を収容する他の場所とからなる二つの場所のうちの一方の場所に収容する容器収容手段とを備えていることを特徴とする自動容器供給及びラベル貼付装置」が記載されている。これを本件仕様書の記載内容と対比すると，乙２発明に係る構成は，すべて本件仕様書に記載されているが，同発明では，不良貼付の容器を排除する手段を有する点及び患者情報に基づく印字であるとの構成を有しない点で相違する。米国特許法１０２条(ｂ)は，出願前１年を超えて前の刊行物記載の発明が新規性喪失事由となることを定めているところ，Ｂは，その特許出願書類中の「宣誓書及び委任状」中において，乙２発明には上記新規性喪失事由が存在せず，平成４年９月９日前にどの国において印刷された刊行物にも記載されていない旨の宣誓供述をしている。

さらに，Ｂは，米国特許に係る乙２発明のほかに，昭和５０年から平成９年にかけて，日本国内だけで，乙１考案を含め，５３件もの特許及び実用新案の登録出願をし，そのうち２９件について登録されており，本件発明と技術分野を共通にするものとしては，乙１考案のほか，本件優先日（平成２年１０月２４日）と同一日に出願公開された，名称を「試験管ラベル自動貼付機」とする考案（実願平１－３９０９７号，平成元年３月３１日出願，平成８年９月１０日設定登録，甲８，以下「甲８考案」という。）があるが，甲８考案は，本件仕様書が多種類の採血管にラベルを自動的に貼付する構成であるのに対し，一種類の試験管にラベルを自動的に貼付する構成を採るものである。

アイディエスの代表者が，以上のように豊富な特許・実用新案の出願経験と実績を有し，現に，本件仕様書の交付と相前後して，その記載内容の構成と同一ではないが技術分野を共通にする出願をしていたことを併せ考えると，アイディエスが，新製品１号機の正式受注前の初期段階における採血管自動準備システムの仕様を記載した本件仕様書の情報について，何ら秘密義務を負わない不特定人に対してこれを不用意に開示することは，にわかに考え難いというべきである。

ウ　アイディエスの取締役営業部長であったＡは，証明書（甲１４，１６－４）及び本件審判における証言（甲４５）中で，アイディエスとランス及び高園産業との間では，本件仕様書の記載内容について秘密保持の取り決めや義務等は一切なかった旨の記載及び証言をし，さらに，同証言中では，アイディエスは，当時，経済的に大変窮屈であり，採血管自動準備システムを早く売って資金を回収する必要に迫られていたため，本件仕様書の記載内容をわざわざ秘密にすることはせず，「株式会社ランス殿」とある表紙の宛先を変更してワープロ印刷し，これを提案書として積極的に営業活動に用いていたと供述し，具体的に訪問した大学病院のある多くの大学名や病院ないし検査機関名を挙げている。

しかしながら，甲４５中においてＡが挙示する大学名等は，平成元年ころから同人がアイディエスを退社した平成７年末までの間における訪問先であることが明らかであって，本件優先日である平成２年１０月２４日よりも前に上記方法により売り込みを行った相手先として具体名を挙げているのは，九州にある藤沢臨床と福岡臨床の２検査機関にとどまるばかりでなく，これらの機関宛の提案書の写しなど客観的な裏付けとなる証拠も何ら提出されていないし，その頒布時期については，同証言によっても，必ずしも明確であるとはいえず，アイディエスが甲１０パンフレットの頒布により大々的に販売活動の展開を始めた平成３年以降のことと混同している可能性も否定し難い。もっとも，甲４５によれば，アイディエスは，昭和６２年１月設立，従業員十五，六人のいわゆる小規模ベンチャー企業であることが認められ，このような企業にあっては，新製品の内容情報の秘密保持よりも，早く新製品を売り込んで開発資金を回収する必要性の方が優先する場合もあり得ることは，一般論として，これを否定することはできないし，アイディエスは，採血管自動準備システム第１号機の開発資金を高園産業からの前渡金によって調達したこと（甲４６）からみて，相当の資金需要に迫られていたとも考えられるが，それが新製品に係る技術情報の秘密保持の要請をしのぐほどのものであったことを認めるに足りる的確な証拠はない。また，医療装置の新製品の開発，製品化に当たっては，納入を希望する個々の医療機関との打合せを通じ，その人的・物的な規模や程度，医療分野等に応じて，製品が備えるべき仕様が具体化され，最終的な契約の成立と納品に至るのが通常であると考えられるところ，本件仕様書は，新製品１号機の初期段階における採血管自動準備システムの概要，構成等の具体的な仕様を記載した，注文を確定させるための提案書であって，その後，最終納品時までに，仕様の変更や内部的な機構の設計変更があったものと想定されることは，上記のとおりである。原告らは，アイディエスが，本件仕様書の記載内容を高園産業及びランスに対して積極的に公開し徹底した売り込み戦略を採ったことの根拠として，採血管自動準備システムが人手を介さずに患者ごとに採血管を準備するという誠に画期的なものであり，まだ医療関係者に知られていないため，啓もうする必要があったこと，多くの病院や検査センターに採用してもらうためには，現に採用話が進行している横浜労災病院の例を示す必要があったことなどの点も挙げるが，その主張のような啓もうの必要性があったとしても，他方で，誠に画期的でまだ医療関係者に知られていないような新製品に係る技術情報を，何ら秘密保持義務を負わない不特定人に対して不用意に開示することは，それなりの資本投下をして製品の開発，販売を行う者にとって大きなリスクとなるはずであり，また，本件仕様書の性格やその交付時期等が上記のようなものであってみれば，主張それ自体として合理性に乏しいといわざるを得ない。

そうとすれば，甲１４，１６－４，甲４５の信用性については，なお吟味の余地があるというべきであり，これを直ちに採用することは困難である。

エ　原告らは，上記のとおり，高園産業において，本件仕様書の複写をすることが自由に行われ，本

件優先日前に，本件仕様書の表紙の「株式会社ランス殿」と表示されている宛先だけを変更した複写物が営業活動に使用され，１０箇所を超える病院や検査機関に対して頒布された旨主張し，高園産業の代表者Ｃの確認書（甲６４），同社東京支店長であったＤの本件審判における証言（甲４６），同社病専部課長であったＥの確認書（甲４７），同社病専部広島支店課長であったＦの確認書（甲４８，５６）及び同人の手帳（甲５２～５４），大阪市立住吉市民病院臨床検査技師長であったＧの確認書（甲５５）中には，上記主張に沿う記載及び証言がある。

しかしながら，本件仕様書が，その文書の性質，記載様式それ自体及び内容に照らし，広く第三者に流通することを予定したものであるとはいえないことは，上記アのとおりである。また，本件審判におけるＤ証言（甲４６）によっても，高園産業において本件仕様書の複写をしたか否かについてさえ，あいまいなところがあり，甲４８によれば同社病専部に保管されているという本件仕様書の写しを含め，原告らの主張する上記頒布先に対する複写物の写し等が客観的な裏付け証拠として提出されているわけではなく，上記確認書の作成者らにおいて，アイディエスが甲１０パンフレットの頒布により大々的に販売活動の展開を始めた平成３年以降のことと混同している可能性も否定し難いところであって，以下のとおり，いずれも採用することができない。

（株式会社岡山医学検査センターについて）

原告らは，高園産業のＦが，平成元年４月，採血管自動準備システムを機能的に内包する「分注・搬送システム」の製品説明会に出席し，同センターとの間で平成２年１月から３月にかけて説明及び打合せを行い，同年４月ころ，上記「分注・搬送システム」についてのアイディエスの提案書を交付した後，平成３年８月ころ同製品を納入したと主張し，甲４８，５２～５４，６４を提出する。しかしながら，アイディエス作成名義の平成２年４月付け同センター宛「分注，搬送システム御提案書」（甲６４，乙１２各添付）による同システムの概要は，「本システムは，バーコードによる検体管理を主眼とし，検体受付から各種分類（エラー搬出等），分注データー報告，及び再検査の為の検体仕分け等までの一連の流れをコンピューターにより管理」（１頁）するというものであって，同記載及び証拠（乙６，８，９，１２，１４）に照らせば，同センターに納入された製品は採血管自動準備システムの構成を有するものではないことが明らかであり，この間に同システムに関する説明や提案が同センターに対してされたことはないこと，甲６４，乙１２に各添付されている「採血管用オートラベラー概要書」は上記「分注，搬送システム御提案書」には添付されていなかったことがうかがわれる。また，甲４８には，高園産業のＦが本件仕様書の複写物を同センターに頒布したとの記載があるが，本件仕様書の本文と上記「分注，搬送システム御提案書」とが，文書の体裁及び内容において全く異なるものであることは明らかである。

（大阪市立住吉市民病院について）

甲５５，５６には，高園産業のＥが本件仕様書の複写物を本件優先日前に同病院に頒布した旨の記載があるが，アイディエスが検体前処理搬送システムの販売の申出をした際に，採血管自動準備システムに係る同複写物を交付したというのであり，その裏付けを欠くばかりでなく，まだ採血管自動準備システムが一般に理解されていなかったと考えられる平成２年当時に，甲１０パンフレットではなく，本件仕様書のような資料を顧客に頒布するということも不自然である。

（広島県立病院，倉敷中央病院及び岡山大学医学部附属病院について）

甲４８，５２～５４には，高園産業のＦが本件仕様書の複写物を本件優先日前に上記各病院に頒布した旨の記載があるが，その裏付けを欠くばかりでなく，全自動検体前処理搬送システムに係る売り込みであることがうかがわれる。

（大阪市立十三市民病院，株式会社フジモトバイオメディカルラボラトリーズ，株式会社日本医学臨床検査研究所，株式会社ファルコバイオシステムズ及び株式会社中央微生物研究所について）

甲４７には，高園産業のＥが本件仕様書の複写物を本件優先日前に上記各病院等に頒布した旨の記載があるが，その裏付けを欠く。

オ　本件発明１～５が本件仕様書に記載されているものであることは，上記のとおりであるが，本件仕様書に記載された発明について，アイディエスとランス及び高園産業との間において，秘密保持に関する格別の明示的な合意が存在したことを認めるに足りる証拠はない。しかしながら，一般に，発明の実施品である新製品の開発及び製品販売にかかわる製造販売者と販売仲介業者及び需要者側との間においては，秘密保持に関する格別の明示的な合意や明示的な指示又は要求がなくとも，販売仲介業者及び需要者側が当該新技術を第三者に開示しないことが暗黙のうちに求められ，製造販売者もそうすることを期待し信頼して当該新技術を販売仲介業者及び需要者側に開示することは，十分あり得ることであるから，このような場合には，社会通念上又は商慣習上，販売仲介業者及び需要者側は，当該新技術につき製造販売者のために秘密に保つべき関係に立つものというべきである（東京高裁平成１１年（行ケ）第３６８号・同１２年１２月２５日判決参照）。本件仕様書の記載内容に係る新製品第１号機である採血管自動準備システムの開発及び製品販売についてこれをみると，アイディエスは製造販売者であり，かつ，その代表者は豊富な特許・実用新案の出願経験と実績を有し，現に本件仕様書の交付と相前後してその記載内容の構成と同一ではないが技術分野を共通にする出願をしていた者であり，また，高園産業は販売仲介業者であるとともにアイディエスに対する開発資金の協力者であり，ランスは需要者である横浜労災病院の契約交渉担当者であって，これらの３社は相互に密接な協力関係にあったことが明らかである。そうすると，以上の認定及び判断を総合考慮すれ

ば，遅くとも本件優先日前においては，高園産業及びランスは，本件仕様書の記載内容を第三者に開示しないことが暗黙のうちに求められ，アイディエスもそうすることを期待し信頼して本件仕様書を高園産業及びランスに開示したものであって，高園産業及びランスは，アイディエスのために本件仕様書の記載内容について秘密に保つべき関係に立っていたものと認めるのが相当である。

原告らは，文書情報が流通する場合において，それを情報授受の当事者以外の者に開示することは，明示又は黙示の秘密保持契約がない限り，商慣習上，何ら妨げられないはずであり，殊に，当該文書が新製品の仕様に関するものである場合には，新製品を大々的に売り出そうとする開発当事者ないし流通の当事者にとって，文書の内容が広く流通することは，むしろ有利なことであると主張するが，本件の事実関係の下においては，妥当しないものというべきである。また，原告らは，特許製品が納入先に納入されると，通常は，納入時点で秘密保持義務は解除されたものとして取り扱われ，発明は公然と知られ得る状態となるところ，採血管自動準備システムの納入に関する限り，ランスは横浜労災病院と同一視すべき立場にあるから，遅くとも，本件仕様書がランスの手に渡った時点において，その記載内容は公知となったと主張するが，ランスは，需要者である同病院の契約交渉担当者であり，秘密保持の関係において，需要者と同一視することはできないし，同病院に対する最終的な納品が行われたのは本件優先日より後のことであるから，上記主張は採用の限りではない。さらに，原告らは，高園産業では，本件仕様書の複写をすることが自由に行われ，本件優先日前に，本件仕様書の宛先だけを変更した複写物を営業活動に使用し，これを広く頒布したから，上記複写物が高園産業に交付された時点で，本件仕様書の記載内容が公知となったとも主張するが，その前提において失当であることは，上記判示のとおりである。

(3) 原告らは，本件仕様書の記載内容の出願前公知性の根拠として，さらに，アイディエスが，採血管自動準備システムを販売するための営業活動を平成２年以前（昭和６３年ころから平成元年にかけて）から行ってきており，本件仕様書の記載内容も，本件優先日前から，横浜労災病院のほか，複数の病院や検査機関に対して，積極的かつ無制約的に，その内容を説明し公開していたと主張する。

ア しかしながら，アイディエス製の採血管自動準備システムとしては，平成３年に横浜労災病院に納入された本件仕様書に係るものが第１号機であり，甲１０パンフレットの頒布により大々的に販売活動の展開を始めたのも同年以降であって，少なくとも本件優先日前に本件仕様書の記載内容それ自体を上記取引の関係者以外の病院等に対して説明し公開していたものとはいえないことは，上記判示のとおりである。

イ 原告らは，「島根医大に納入されていたものは，『ラベル貼付後の試験管を試験管移送手段で患者別に収納可能な収納部へ自動的に移送する』ものを有しておらず，本件特許の請求項１乃至５に係る発明（注，本件発明１～５）ではない」（審決謄本９頁第３段落）とした審決の認定判断は，誤りであり，島根医科大学附属病院に納入した全自動検体前処理搬送システムは，本件仕様書に記載されたものと技術的思想が同一であるか，そうでないとしても容易想到であったと主張するので，更に検討する。

アイディエスは，昭和６３年ないし平成元年ころ，自社製品の全自動検体前処理搬送システムを島根医科大学附属病院に納入した（甲１０，２６，４３，４５）ところ，同システムの構成について，同病院長であったHの確認書（甲４３）には，「患者に関する情報に基づいて，検査項目別に複数種類の試験管を収容した試験管収容部から，試験管移送手段で患者の検査に必要な試験管を自動的に選択してラベル貼付位置に移送すると共に，前記患者に関する情報に基づいて患者情報をラベル印字手段で自動的に印字し，ラベル貼付位置に移送された試験管に前記患者情報等が印字されたラベルをラベル貼付手段で自動的に貼り付け，ラベル貼付後の試験管を試験管移送手段で，検査項目別に全自動検体前処理搬送システムの搬送部に自動的に移送する装置が組み込まれており，採血管自動準備装置に転用，応用することが容易に実現できる」との記載がある。

しかしながら，平成４年９月１日エム・イー振興協会発行「月間新医療データブックシリーズ３『’９２臨床検査機器とシステム』」（乙５）によれば，H自ら，「島根医大病院における検体自動化システムと情報システム」中の「図１生化学自動分析システム」及びその下欄（４３頁）の記述において，同病院に納入された上記システムの構成を具体的に説明しており，その中で，「バーコード標識された検体はキャリアヴィークル①にのってベルトライン上を移動する」（同頁左側第１段落），「子検体用試験管には，最初の採血管（親検体とよぶ）に標識したものと同じ内容のバーコードを発行させた⑪ラベルを自動的に貼りつけて，ライン上のキャリアヴイークルに供給する。バーコード内容の一致した親検体と子検体の間で試料授受が⑥で行われるわけである」（同頁左欄最終段落～右欄第１段落），「子検体は第２次分注ユニット⑫に移動する。ここには９種類の分析機用又は用手法用ラックが定置されている。検体毎に指示された項目に対応するサンプルカップ又は試験管に指示された量の分注が行われる」（同頁右欄第２段落），「２次分注ユニットに定置するラックの一部には，ラック用バーコードを作成し，これを標識することとしたので，ラックを移動するときに起こりうる誤りを防止できる」（同欄第３段落），「小分け分注の終了した子検体は収納ラック⑮に移送される」（同欄最終段落）と記載している。これによれば，同システムは，まず，採血した血液を入れた親検体から決められた子検体に検体を移し（一次分注），子検体試験管に親検体と同じバーコードを自動的に貼り付け，子検体試験管から二次分注ユニットにおいて定置された９種類のサンプルカップや試験管のいずれかに検体を移し替える（二次分注）ものである。すなわち，子検体用試験管にバーコードを自動的に貼り付ける装置は備えているが，このバーコードが貼り付けられた子検体は，親検体から一次分注された後，二次分注ユニットにおいて定置された９種類のサンプルカップや試験管のいずれかに二次分注を行い，最後に，子検

体収納部⑮に収納されてしまうものであり，この構成からみて，一つの親検体に対して子検体用試験管を複数本用いる必要はなく，子検体の数は親検体１本に対して１本であると考えられる。したがって，同システムは，甲４３に記載されているような，「ラベル貼付後の試験管を試験管移送手段で，検査項目別に複数種類の試験管を収容した試験管収容部から，試験管移送手段で患者の検査に必要な試験管を自動的に選択してラベル貼付位置に移送する」との構成は採っておらず，本件発明１に係る採血管自動準備システムの構成中，「ラベル貼付後の試験管を試験管移送手段で，検査項目別に全自動検体前処理搬送システムの搬送部に自動的に移送する装置」を備えていないことは明らかである。甲４３は，Hが自ら文面を記載したものではなく，原告らが作成したものに同人が署名押印したものであることが，文書の体裁からうかがわれるところであって，上記装置が組み込まれているとする当該記載部分は，全自動検体前処理搬送システムと採血管自動準備システムとを誤認混同するものというほかはなく，信用することができない。

したがって，「島根医大に納入されていたものは，『ラベル貼付後の試験管を試験管移送手段で患者別に収納可能な収納部へ自動的に移送する』ものを有しておらず，本件特許の請求項１乃至５に係る発明ではない」とした審決の上記認定判断に誤りがあるということはできず，両システムの同一性をいう原告らの主張は失当である。また，原告らが主張する，島根医科大学附属病院に納入した全自動検体前処理搬送システムに基づく容易想到性についても，審決の審理判断していない無効理由に係るものであり，それ自体失当というほかない。

ウ　原告らは，アイディエスが，平成元年４月１３日開催の第３６回臨床検査化カンファレンスにおいて，全自動検体前処理搬送システム開発担当者であるAが「臨床検体検査前処理システム」について発表した際に，採血管自動準備システムに関する情報を広く開示した，同年１１月ころ，当時の販売代理店であった東芝メディカル株式会社とともに，国立がんセンターに対して，全自動検体前処理搬送システムについての資料を交付し，販売活動を行った，とも主張するが，これらの事実を認めるに足りる証拠はない。

また，原告らは，同年９月８日～９日開催の日本臨床検査自動化学会第２１回大会（同年８月１日日本臨床検査自動化学会発行「日本臨床検査自動化学会会誌１４巻４号〔甲２６〕）においても，採血管自動準備システムに関する情報を広く開示したと主張し，上記H（甲４３），鳥取大学医学部附属ステロイド医学研究施設化学部門教授であったＩ（甲４４），国立南福岡病院臨床検査技師であったＪ（甲４９）及び熊本赤十字病院臨床検査課長であったK（甲５０）の各確認書には，上記学会において，アイディエスが甲１０パンフレットと内容的には同じような採血管準備装置のパンフレットを頒布した旨の記載がある。しかしながら，そもそも上記各確認書にいう「甲１０パンフレットと内容的には同じような採血管自動準備装置のパンフレット」なるものは，本件において，証拠として提出されておらず，これを確認するすべはないのみならず，Hの確認書（甲４３）は，同人が自ら文面を記載したものではなく，原告らが作成したものに同人が署名押印したものであることがうかがわれること，内容的にも，全自動検体前処理搬送システムの構成に関する重要な記載部分について，採血管自動準備システムの構成との誤認混同がみられ，信用することができないことは，上記のとおりである。甲４４，４９，５０の各確認書も，各人が自ら文面を記載したものではなく，原告らが作成したものに各人が署名押印したものであることは，文書の体裁からうかがわれるところであり（文書末尾の「添付：甲第１０号証と押印のある書類 甲第２６号証と押印のある書類」との記載は甲４３，４４，４９，５０全部に共通している。），Jの確認書（甲４９）については，被告株式会社テクノメディカ代表者Lの報告書（乙７）の記載に照らし，Jが上記学会に出席したことすら疑わせるものである。全自動検体前処理搬送システムの専門家と目されるHにおいても上記のとおり採血管自動準備システムと誤認混同していたことにかんがみると，その余の上記３名も両システムの構成の差異を正確に認識した上で確認書に署名押印したものか疑いを差し挟む余地がある。

そうすると，原告ら提出の上記証拠は採用することができず，他に，原告らの主張を認めるに足りる証拠はない。

(4)　以上によれば，本件仕様書に記載されたものが特許出願前に日本国内において公然と知られる状態にあったとはいえないとして，その出願前公知性を否定した審決の認定判断に誤りがあるということはできないから，原告らの取消事由１の主張は理由がない。

２　取消事由２（本件仕様書の刊行物性に関する判断の誤り）について

原告らは，本件仕様書が，「ランス宛てに配布する目的で作成されたものであるものの，公開を目的として作成された文書ではない」（審決謄本９頁下から第２段落），「そのものが情報として流通されることを目的として作成されたものではない」（同頁最終段落），「表紙だけを代えて配布していたとしても，それが，『採血管自動準備システム』の売り込みに用いられるために作成されたものであり，内容自体が広く第三者に情報として流通されるべき性質，すなわち，情報性を有するものではなく，公開を目的としたものではない」（同１０頁第１段落）として，その刊行物性を否定した審決の判断の誤りを主張する。

しかしながら，特許法２９条１項３号（平成１１年法律第４１号附則２条１２項により，同法施行前にした特許出願についての無効の理由についてはなお従前の例によるとされる，同法改正前のもの）にいう刊行物とは，公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書，図画その他これに類する情報伝達媒体をいう（最高裁昭和５５年７月４日第二小法廷判決・民集３４巻４号５７０頁参照）ところ，本件仕様書がこのようなものに当たらないことは，上記１の認定及び判断に照らして明らかである。

原告らは，新商品や新システムを多方面で広く販売しようと営業している際に，秘密保持契約書も交

	わさずに交付された様々な説明書面は公開を目的としたものであり，アイディエスにとっては，開発資金を早く多く回収するために，新製品や新システムの情報を早く，かつ，多く公開していく必要があったから，特許権独占のメリットに配慮して，本件仕様書の情報流通性を否定すべきではない旨主張するが，本件仕様書の性格や位置付け等に関する上記認定判断と異なる前提に立ち，又は独自の見解に基づいて審決の判断を論難するものにすぎず，採用の限りではない。 したがって，本件仕様書の刊行物性に関する審決の判断に誤りはなく，原告らの取消事由２の主張は理由がない。
N19	**【事件番号：平成16年（ワ）10431号】**
	○原告の主張 本件刊行物が本件特許権の特許出願前に日本国内において頒布された刊行物といえるか不明である
	○被告の主張 本件特許発明は，本件刊行物記載発明に基づいて，当業者が容易に発明をすることができたものであるから，無効理由が存在することが明らかである。
	○裁判所の判断 (1) 本件刊行物の刊行物性について 被控訴人は，本件特許発明は，本件刊行物記載発明に基づいて，当業者が容易に発明をすることができたものであるから，無効理由が存在することが明らかである旨主張するところ，控訴人は，本件刊行物が本件特許権の特許出願前に日本国内において頒布された刊行物といえるか不明であると主張する。 しかしながら，証拠（乙２）及び弁論の全趣旨によれば，本件刊行物（乙２）は，昭和５５年１１月に社団法人日本電子機械工業会が編さんしたものであること（表紙），その「はじめに」の欄（１頁）には，「郵政省では，かねてから，ＡＶＭシステム（車両位置等自動表示システム）に関する施策を樹立するため，あらゆる面から調査検討を行っていましたが，昭和５５年６月，その結果を踏まえて，『ＡＶＭシステムに係る無線局の免許申請等の処理方針』が策定され，ＡＶＭシステムに関する今後の方針が明らかになりました。・・・日本電子機械工業会としても，郵政当局の処理方針に沿って・・・本書を編纂した次第であります。この資料では，ＡＶＭシステムとはどういうものであるかを解説し・・・今迄に多くの方々から頂いた御質問にお答えするよう質疑応答の形式でまとめました。十分御活用頂きたいと存じます」と，本文中には，「ＡＶＭシステムのしくみ　ＡＶＭシステム（車両位置等自動表示システム：Automatic Vehicle Monitoring System）は電波を利用して，運航中の車両の位置や活動状況（実車，空車または作業中等）を自動的に運用管理センタに収集し，これらを運用管理センタ内において常時把握できるシステムです。ＡＶＭシステムを利用すれば，各種の事業において，使用する車両の効率的な運用管理が可能となり，また通信時間の短縮化により電波の有効利用につながる利点があります」（８頁）と，その「おわりに」の欄（１７頁）には，「・・・十分御検討を頂きたく思います。・・・電波時報８０－Ｎｏ．５『車両位置等自動表示（ＡＶＭ）システムについて』（郵政省電波監理局無線通信部陸上課）（注，乙１）を参照させて頂きました・・・」と記載され，さらに，その２４頁にはメモ書き用の用紙まで付いていることが，それぞれ認められる。 これらからすれば，本件刊行物は，公益法人が編さんした文書であって，その記載内容からみて，単なる内部文書ではなく，昭和５５年６月に策定された郵政省の処理方針に沿って，関係する業界に属する者に対し，広くＡＶＭシステムについての知識等を普及させるための文書であると認めるべきところ，上記の編さん日（昭和５５年１１月）から判断して，本件特許権の特許出願日（昭和５８年３月２５日）よりも２年以上も前の時期に，公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書（最高裁昭和５５年７月４日第二小法廷判決・民集３４巻４号５７０頁）であることも明らかである。他方，本件刊行物が，上記の時期に作成はされたものの，その後２年以上が経過した本件特許権の特許出願日においても，いまだ実際には頒布されていなかったものであることを推測させるような事情は何らうかがわれないから，本件刊行物は，特許法２９条１項３号にいう「特許出願前に日本国内において，頒布された刊行物」に該当すると認めるのが相当であり，控訴人の主張は採用することができない。
N20	**【事件番号：平成15年（ネ）2376号】**
	○原告の主張 ア　公知性 (ｱ)　被告は，遅くとも平成１５年２月２７日の時点で，被告の運営するホームページ（http:-/www.mametan2.com/　以下「被告ホームページ」という。）上に，別紙被告物件目録１記載の「PK001　光る！白バイマスコット（青）」（甲２０の１。以下「被告製品１」といい，その意匠を「被告製品１意匠」という。）及び同目録２記載の「PK006　光る！白バイマスコット（赤）」（甲２１の１。以下「被告製品２」といい，その意匠を「被告製品２意匠」という。）をそれぞれ複数の角度から撮影した写真を掲載して宣伝した。 (ｲ)　また，被告は，遅くとも平成１５年２月１９日の時点で，被告ホームページ上に，別紙被告物件目録３記載の「PK021　光る！白バイマスコット（黒）」（甲１２。以下「被告製品３」といい，その意匠を「被告製品３意匠」という。また，被告製品１から３を併せて「被告製品」といい，その意匠を「被告製品意

匠」とい
う。）を複数の角度から撮影した写真を掲載して宣伝した。
(ｳ) a　原告は，上記(ｱ)及び(ｲ)の被告ホームページについての情報を「INTERNET ARCHIVE Wayback Machine」(以下「本件ARCHIVE」という。)を利用して得た。
b　米国ＮＰＯインターネット・アーカイブは，１９９６年，全世界のウェブの収集を開始し，２００１年，１００テラバイト，１６００万サイト以上の巨大なコレクションとなった本件ARCHIVEの公開をWayback Machineにより開始した(甲２３)。
c　世界知的所有権機関の特許協力条約(ＰＣＴ)国際出願の国際調査及び国際予備審査の実務を規定するガイドラインは，ウェブサイトに掲載された公開情報の公開日を知るための手段の１つとして，本件ARCHIVEを挙げている。
d　これらの事実からすると，本件ARCHIVEの収集内容及び収集日付は，十分信用することができるものである。
e　被告は，被告ホームページには誤記が多く，信用性がない旨主張するが，被告自らが運営している被告ホームページを信用できないと主張する被告の態度は，その場しのぎの無責任なものである。
(ｴ)　そして，被告は，平成１５年２月２７日以前から被告製品１及び２を，平成１５年２月１９日以前から被告製品３を，被告ホームページや警察署内の売店を通じて警察関係者に販売し，運転免許センター内の売店等を通じて一般人にも販売した。

○被告の主張
ア(ｱ)　原告の主張ア(公知性)(ｱ)(被告製品１及び２)のうち，掲載の日付は否認し，その余は認める。
(ｲ)　同ア(ｲ)(被告製品３)のうち，掲載の日付は否認し，その余は認める。
(ｳ)　同ア(ｳ)(本件ARCHIVEの信用性)のうち，ａ～ｃは不知，ｄは否認する。本件ARCHIVEは信用性を欠く。また，被告ホームページの記載内容は，誤記が多く，信用することができない。
(ｴ)　同ア(ｴ)(被告製品の販売)は否認する。仮に被告がそのころ被告製品を販売したとしても，販売対象者は警察関係者のみであり，公然性を欠く。また，運転免許センター内の売店等は，被告が販売する全製品を取り扱っていたものではなかった。
イ(ｱ)　同イ(意匠の同一性)のうち，(ｱ)(物品同一)は認め，(ｲ)(意匠同一)は否認する。
(ｲ)　被告製品意匠は，少なくとも本件登録意匠の具体的構成態様(前提事実(1)イ)のうち，d，e，f，g，h，i，j，m，n，q，s及びtの点を備えていない。
ウ　同ウ(まとめ)は否認する。

○裁判所の判断
１　争点(1)(無効理由)について
(1)ア　被告が被告ホームページ上に，被告製品１及び２をそれぞれ複数の角度から撮影した写真を掲載して宣伝したこと(甲２０及び２１の各１)は，当事者間に争いがない。
イ(ｱ)　甲２０及び２１の各１によれば，本件ARCHIVEが平成１５年２月２７日時点で収集した被告ホームページには，被告製品１及び２をそれぞれ複数の角度から撮影した写真が掲載されていることが認められるから，被告は，遅くとも平成１５年２月２７日の時点で，被告ホームページに，被告製品１及び２をそれぞれ複数の角度から撮影した写真を掲載したことが認められる。
(ｲ)　被告は，日付等の点について，本件ARCHIVEは信用性を欠く旨主張するが，甲２２の１及び２並びに２３によれば，米国ＮＰＯインターネット・アーカイブは，１９９６年，全世界のウェブの収集を開始し，２００１年，１００テラバイト，１６００万サイト以上の巨大なコレクションとなった本件ARCHIVEの公開をWayback Machineにより開始したこと，世界知的所有権機関の特許協力条約(ＰＣＴ)国際出願の国際調査及び国際予備審査の実務を規定するガイドラインは，ウェブサイトに掲載された公開情報の公開日を知るための手段の１つとして，本件ARCHIVEを挙げていることが認められる。また，甲２０及び２１の各１，２によれば，平成１５年１２月９日時点の被告ホームページでは，被告製品１及び２の写真に「※意匠登録申請済※」と付記されているが，同年２月２７日時点の被告ホームページでは，被告製品１及び２の写真に上記のような付記がないことが認められるところ，この点は，平成１５年５月２２日に出願された本件意匠権の出願経過に合致している。これらの事実からすると，本件ARCHIVEの示す収集内容及び日付は，十分信用することができるものと認められる。
(ｳ)　また，被告は，被告ホームページの記載内容は誤記が多く，信用することができない旨主張するが，自ら意匠登録申請済と付記した被告製品１及び２の記載内容に関する限り，信用することができないことを示す事情について具体的な主張はないから，被告のこの点の主張は採用することができない。
ウ(ｱ)　甲１１及び弁論の全趣旨によれば，被告は，平成１５年２月２７日以前から被告製品１及び２を，被告ホームページや警察署内の売店を通じて，少なくとも警察関係者に販売していたことが認められる。
(ｲ)　したがって，被告製品１及び２意匠は，平成１５年２月２７日以前から，日本において公然知られた意匠であったものである。
(ｳ)　被告は，被告製品１及び２の販売対象者が警察関係者のみであることを理由に，公然知られた意匠ではない旨主張するが，警察関係者は，被告製品１及び２をアクセサリーとして購入している単なる顧客であり，秘密を保持する義務を負っている立場にあるような者ではないから，この点の被告の主張は理由がな

	い。
N21	**【事件番号：平成17年（行ケ）10572号】** ○原告の主張 ア　取消事由１（頒布刊行物該当性の判断の誤り） 審決は，１９９１年（平成３年）４月１８日から２０日までの間に，ドイツ国ゲッテインゲン市の「マックス・プランク生物物理化学研究所」（以下「マックス・プランク研究所」という。）で「国際会議”Ｓｅｌｅｃｔｉｏｎ－ｎａｔｕｒａｌ　ａｎｄ　ｕｎｎａｔｕｒａｌ－ｉｎ　ｂｉｏｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ”」（以下「本件ワークショップ」という。）が開催され，「本件配布冊子は，複数部数が，本件ワークショップにおいて，本件配布冊子の内容に関連の深い企業，雑誌，大学等の研究機関からの出席者に対し，その利用処分につき何らの制限も加えることなく配布されたものと認めることができる。そして，このような守秘義務のない出席者は，配布冊子について，配布者に対してその処分について何の義務も負わないという点から見て，公衆に該当するものと認められる。したがって，甲第８号証は，「公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書であって，頒布されたもの」といえるから，特許法第２９条第１項第３号の頒布された刊行物に該当するものである。」（２３頁１９行～２８行）と認定したが誤りである。 （ア）配布の事実の不存在 甲８の配布の事実を裏付ける客観的な証拠は一切存在しない。 なお，審決は，Ｋ博士（本訴甲４・審判甲９），Ｌ博士（本訴甲５・審判甲１１，本訴甲６・審判甲１３），M博士（本訴甲７・審判甲２１）の各宣誓供述書（供述書を含む。）における，甲８が本件ワークショップにおいて配布されたとの供述に信用性が認められるとして，その配布の事実を認定しているが，以下のとおり，これらの供述はいずれも信用することができない。 ａ　Ｌ博士及びK博士の供述の問題点 甲８の配布について，Ｌ博士（本訴甲５・審判甲１１，本訴甲６・審判甲１３）及びK博士（本訴甲４・審判甲９）は各宣誓供述書で「ｚｕｇａｎｇｌｉｃｈ」などと述べるだけで，具体的な配布の状況について各宣誓供述書に一切記載されていないから，その証拠力は極めて限定的にしか評価できない。なお，欧州特許条約５４条の「ｚｕｇａｎｇｌｉｃｈ」とは，「配布」のみならず，「口頭による伝達」をも含むものであって，必ずしも「配布」を意味するものではない。 ｂ　M博士の供述の問題点 〔１〕M博士は，本件特許に対応する原告の欧州特許（欧州特許第０８７２５６２号。以下，単に「原告欧州特許」という。）の欧州特許庁（ＥＰＯ）における異議手続の証人尋問で，本件ワークショップのポスター及び甲８に図の記載があることを前提として，甲８が本件ワークショップで配布された旨供述しているが（本訴甲９・審判甲３４），その供述には，甲８にそのような図が存在しないという致命的な矛盾がある。 〔２〕M博士は，甲８の配布場所について，甲７の宣誓供述書においては，「会議の机」に置かれ，その他の書類及び名札とともに配布されたと供述しているの対し，原告欧州特許の異議手続の証人尋問では，「受付で名札と共に配布され」た（甲９の２頁，訳文２頁）と供述しており，配布状況についての供述に変遷がみられ，このような変遷があるようでは，M博士の供述が具体的かつ明確であるということはできない。 〔３〕M博士は，原告欧州特許の異議手続の証人尋問で，Ｌ博士の特許の詳細に関することは甲８に含まれておらず，本件ワークショップにおいても，「その情報はＩ博士に回してはならなかった」旨供述する（甲９の８頁，訳文８頁）。しかし，Ｌ博士は，甲５の宣誓供述書で，自己の欧州特許（欧州特許第０５８３２６５号。以下「Ｌ特許」という。）の内容が甲８に含まれていることを前提に，その特許の有効性を確保するために，本件ワークショップの開催前の時点ではＩ博士に甲８を示していなかったが，本件ワークショップ時には開示した旨供述しており，M博士の供述とＬ博士の供述内容は食い違っている。 ｃ　マックス・プランク研究所の他の研究者及び本件ワークショップ参加者らの供述（弾劾証拠） Ｏ博士（本訴甲１３・審判乙１，甲２９），Ｚ博士（甲４０），Ｐ博士（本訴甲１４・審判乙２）は，いずれもマックス・プランク研究所の研究者で，甲８の作成者であり，本件ワークショップに参加していた者であるにもかかわらず，各宣誓供述書において本件ワークショップで甲８が配布された事実を知らない旨供述する。 また，Ｒ氏（「Ｎａｔｕｒｅ」誌のジャーナリスト）（本訴甲２５・審判乙１３），Ｓ氏（ドイツの著名な科学系出版社の記者，本訴甲２６・審判乙１４），Ｔ博士（ノーベル医学・生理学賞受賞者）（本訴甲２７・審判乙１６），Ｕ博士（コロラド大学教授・本件ワークショップの発表者）（甲２８），Ｖ博士（甲３０），W博士（甲３１）及びY博士（甲３４）は，いずれも本件ワークショップの参加者であるにもかかわらず，各宣誓供述書において本件ワークショップにおける甲８の配布の事実を否定する供述している。また，マックス・プランク研究所の秘書であったX氏も甲８の配布を否定する（甲３２）。 同人らのその地位や職業から考えて，あえて虚偽の供述を行わなければならない理由はない。また，ジャーナリストについては，資料収集整理を職業柄当然にきちんと行うことが考えられること，研究者についても，自身の強く関心のある分野の資料についての整理は曖昧にすることは考えにくいことからしても，その供述の信用性は十分に認められる。

	ｄ　甲１０は甲８について一切触れていないこと 　仮に甲８が本件ワークショップの参加者に配布されたのであれば，本件ワークショップの発表の要旨をまとめた冊子である甲１０（「ＲＥＰＯＲＴ　ＯＮ　ＴＨＥ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ　ＷＯＲＫＳＨＯＰ　ＳＥＬＥＣＴＩＯＮ－ＮＡＴＵＲＡＬ　ＡＮＤ　ＵＮＮＡＴＵＲＡＬ－ＩＮ　ＢＩＯＴＥＣＨＮＯＬＯＧＹ，ＨＥＬＤ　ＦＲＯＭ　ＡＰＲＩＬ　１８　ＴＯ　２０，　１９９１　ＡＴ　ＴＨＥ　ＭＡＸ－ＰＬＡＮＣＫ－ＩＮＳＴＩＴＵＴ　ＦＵＲ　ＢＩＯＰＨＹＳＩＫＡＬＩＳＣＨＥ　ＣＨＥＭＩＥ　ＧＯＴＴＩＮＧＥＮ－ＧＥＲＭＡＮＹ」）に，最も関連するテーマを取り扱っている論文集である甲８を参考文献として引用するはずであるが，甲１０には，甲８を引用する記載は一切ない。 ｅ　甲８は図書館に所蔵されていないこと 　マックス・プランク研究所が甲８を配布したのであれば，少なくともマックス・プランク研究所附属図書館には甲８が所蔵されているはずであるが，ドイツ国内の主要な図書館のみならず，マックス・プランク研究所にも所蔵されていない（本訴甲１７・審判乙５，本訴甲１８・審判乙６，本訴甲１９・審判乙７）。 ｆ　甲８の原本の存在を確認できないこと 　甲８の原本（本件ワークショップで配布されたとされる原本）は現在に至るまで提出されていない。もし甲８の原本が本件ワークショップの５８名の参加者全員に配布されたのであれば，複数の原本が提出されてしかるべきである。 ｇ　Ｌ博士の秘書Ｑ氏の回答 　Ｌ博士の秘書Ｑ氏は，２０００年（平成１２年）の時点でもなお，アプライドバイオ社の委任を受けた〈3〉弁理士からの甲８のコピー提供の要請に対し，甲８は内部文書であり，この形式（「ｉｎ　ｄｉｅｓｅｒ　Ｆｏｒｍ」）では公開されていないとして，上記要請を拒否している（本訴甲１５・審判乙３，本訴甲１６・審判乙４）。もし甲８がいったん本件ワークショップにおいて公開されているのであれば，Ｑ氏が〈3〉弁理士の上記要請を拒否する理由はない。 （イ）頒布刊行物に非該当 　審決は，甲８が本件ワークショップにおいて守秘義務のない出席者に配布されたことを理由に，特許法２９条１項３号の「頒布された刊行物」に該当すると判断したが，次に述べるとおり誤りである。 ａ　特許法２９条１項３号の「頒布された刊行物」とは，少なくとも公衆に対し頒布することを目的として複製された文書，図画その他これに類する情報伝達手段をいい，不特定又は多数の者を対象しているという公開性と，配布の目的という頒布性を有する必要がある。 　しかし，本件ワークショップでの配布を目的として甲８の複製がされた事実はない。Ｍ博士の供述（甲９）によっても，甲８のコピーが３００部無料見本として作成されたというにとどまり，本件ワークショップのため複製が行われたわけではない。 ｂ　次に，「頒布」とは，公衆により閲覧可能な状態で配布されることが少なくとも必要である。「公衆」とは，不特定かつ多数人を意味するのであって，多数であっても特定人であれば公衆とはいえない。したがって，本件ワークショップの参加者が５８名であったとしても，主催者が予め招待した者以外の者が参加できなかった以上，甲８の配布の対象者は特定人であって公衆ではないから，参加者の守秘義務の有無にかかわらず，甲８は頒布性を有しない。 　また，公衆からの要求を待ってその都度複写が成される文書について頒布刊行物性を肯定した最高裁昭和５５年７月４日第二小法廷判決・民集３４巻４号５７０頁は，頒布刊行物といえるためには公衆（不特定・複数人）が自由に入手可能であることを当然の前提としている。誰であっても（利害対立する当事者であっても），入手しようと思えば入手できた文献だけが頒布刊行物に該当するのであって，実際に配布された人物が守秘義務を負っていたかどうかは問題にならないというべきである。 　しかし，甲８に関しては，前記のとおり，ドイツ国内の主要な図書館のみならず，マックス・プランク研究所附属図書館でも所蔵しておらず，また，平成１２年の時点でもなお，Ｌ博士の秘書は，〈3〉弁理士からの甲８のコピー提供の要請を拒否している。さらに，被告ですら，平成１６年１１月１９日に至るまで甲８を証拠として提出することができなかったものである。 　このことは，Ｌ博士ら甲８の作成者が本件ワークショップ後も甲８が公衆に利用されないように取り扱ったものと考えるのが自然である。
	○被告の主張 （１）取消事由１に対し ア　甲８の配布 （ア）甲８は表紙に「１９９０」の文字が記載されているが，これがいつの時点で刊行されたかについては甲８自体は示していないが，甲８が本件ワークショップで配布されたことを裏付ける次のような客観的な事実がある。 　まず，本件ワークショップに参加したＢＡＳＦ社は，本件とは関係のない欧州特許庁におけるＬ特許（欧州特許第０５８３２６５号）に対する異議手続の中で，２０００年（平成１２年）１０月１２日付け書簡に添付し，欧州特許庁に対し，甲８の５３頁ないし５５頁を抜粋して提出している（乙１２の２）。また，同様に本件ワークショップに出席したロッシュ社（乙３１，６頁）も，甲８を保有していた。 　さらに，本件ワークショップに参加していないＣｅｐｈｅｉｄ社も，本件特許に対応する原告欧州特許

（欧州特許第０８７２５６２号）に対する異議手続の中で，甲８を証拠として欧州特許庁に提出している（乙２７。「Ｏ５」はＣｅｐｈｅｉｄ社，「Ｄ３０」は甲８を意味する。）。また，原告の代理人であるドイツの〈3〉弁理士が，Ｌ博士に対し，甲８のコピーの提供を依頼した２０００年（平成１２年）８月３０日付け書簡（甲１５）には，「２０００年8月２９日の電話につきまして，「Ｒｅｐｏｒｔ　ｏｎ　Ｅｖｏｌｕｔｉｏｎ　Ｒｅｓｅａｒｃｈ」のコピーを私共にご提供いただきますよう依頼いたします。この報告書の最初の頁を添付します。さらに，この会議に誰が参加したのかをご教示ください。」との記載がある上，同封物として甲８の１頁が添付されており，本件ワークショップに参加していない原告は，遅くとも２０００年（平成１２年）８月３０日の時点で，甲８の存在を知っていたことばかりか，所有していたことも明白である。

このように甲８が存在し，本件ワークショップに参加していない者の間において転々流通していたことは客観的に明らかである。

また，本件ワークショップのテーマ，内容（甲１０，乙３５）と甲８の内容も一致している。

（イ）Ｌ博士及びK博士の供述の信用性

ａ　K博士の２０００年１２月２０日付け宣誓供述書（甲４）及びＬ博士の２０００年１２月２０日付け宣誓供述書（甲５）は，本件特許とは関係のない，欧州特許庁におけるＬ特許（欧州特許第０５８３２６５号）に対する異議手続に使用される目的で作成されたものであり，被告はもちろんのこと，被告代理人もその作成手続には一切関与していない。Ｌ博士の２００４年9月２９日付け宣誓供述書（乙２６）は，欧州特許庁の異議手続において，本件特許に対応する原告欧州特許（欧州特許第０８７２５６２号）に対する異議申立人の１人であるＥｐｐｅｎｄｏｒｆ　ＡＧから提出されたものであり，同様に被告及び被告代理人もその作成手続には一切関与していない。

Ｌ博士は，１９６７年（昭和４２年）に分子レベルの高速化学反応の研究によりノーベル化学賞を受賞するほどの世界的に高名な研究者であり，また，K博士は本件ワークショップが開催された当時，マックス・プランク研究所の生化学動態研究部に所属し，責任者であるＬ博士の下，「化学分野」の唯一のグループリーダーとして本件レポートに関する研究に従事し，また論文の執筆者として本件レポートの作成に携わっていた。

このような被告に関係のない複数の者による供述は，甲８が本件ワークショップで配布されたことを証明する直接かつ客観的な証拠である。

ｂ　K博士の宣誓供述書（甲４）及びＬ博士の宣誓供述書（甲５）には，「Ｂｅｒｉｃｈｔ（報告書）」が本件ワークショップにおいて「ｚｕｇａｎｇｌｉｃｈ」されたと記載され，「ｚｕｇａｎｇｌｉｃｈ」される対象を「Ｂｅｒｉｃｈｔ（報告書）」，すなわち文献としており，K博士及びＬ博士が「ｚｕｇａｎｇｌｉｃｈ」なる言葉により，甲８が頒布（ｚｕｇａｎｇｌｉｃｈ）された事実を供述していることに疑いなく，発明が口頭で説明されたと解釈する余地はない。

また，Ｌ博士は，上記宣誓供述書の後に作成された供述書（甲６）で，甲８が「ｗａｓ　ｄｉｓｔｒｉｂｕｔｅｄ」（頒布）されたと明確に供述している。

（ウ）M博士の供述の信用性

ａ　M博士は，本件ワークショップ開催当時，マックス・プランク研究所の生化学動態研究部に所属し，Ｌ博士の下，「生化学分野」の唯一のグループリーダーとして甲８に関する研究に従事し，論文の執筆者として甲８の作成に携わっていた。

M博士は，２００４年（平成１６年）１２月７日，欧州特許庁の原告欧州特許に対する異議手続において証人として供述した。原告は，甲８にはいかなる図も存在しないのに，M博士は甲８に図の記載があることを前提とする証言があることを理由に，M博士の証言全体が信用できない旨主張するが，その証人尋問は，甲８が配布された１９９１年（３年）４月１８日ないし２０日より約１３年８か月も経過した後に実施されたものであり，文献の内容について記憶に不正確な点が出てくることは仕方のないことである。

他方，M博士は，本件ワークショップで配布されたと記憶している冊子の表紙にはハイポキューブが描かれていることを証言しているところ（甲９・３頁７行～９行，訳文３頁７行～９行），甲８の表紙に描かれている図形はまさにハイポキューブであり，同博士の甲８に関する記憶は正確である。また，M博士は，本件ワークショップに主催者側の一人として出席し，甲８と共に配布された物，受付にいた２人の女性秘書が甲８を本件ワークショップの参加者に配布したこと等具体的な事実とともに本件ワークショップにおいて参加者に配布された資料が甲８であると証言している（甲９）。

以上のとり，原告が取り上げるM博士の記憶の誤りは，その他同博士の記憶の内容と比較し，総合的に判断すると，非常に些細なものであり，同博士の証言の信用性に影響を与えるものではない。

ｂ　M博士は，２００４年（平成１６年）６月１０日付け宣誓供述書（甲７）において，「主催者のスタッフによって，参加者の数に対応する部数の上記の冊子が，会議の机上に置かれ，参加者に対しその他の書類及び名札と共に手渡されました。」（甲７）と供述し，その約半年後の２００４年（平成１６年）１２月７日に実施された欧州特許庁の異議手続の証人尋問において，「この冊子は多数作成され，私の知る限り，これは受付で名札と共に配布された」（甲９の２頁１０行～１３行，訳文２頁１０行～１１行]）と供述している。上記宣誓供述書の「会議の机」（ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　ｄｅｓｋ）の意義は，その他の書類及び名札と共に，主催者のスタッフにより甲８は参加者に手渡されたという後の証人尋問の供述内容から，受付として使用されていた会議場内にある机と解するのが合理的である。

したがって，甲８が配布された場所を含む具体的状況につき，欧州特許庁の異議手続におけるM博士の証言（甲９）と，同博士の上記宣誓供述書（甲７）の間には表現上の微細な違いはあるものの，内容自体は同一であり，供述の変遷はみられない。

ｃ　Ｌ博士は，２０００年１２月２０日付け宣誓供述書（甲５）において，甲８は当初内部用として作成されたが，その後本件ワークショップにおいて配布されたことのみを供述しており，上記宣誓供述書にはＬ特許に関する記載は認められず，M博士の証言（甲９）との間にそもそも矛盾が生じる余地はない。

また，M博士は，上記証人尋問において，「本件ワークショップ時においても」その情報はＩ博士には回してはならなかったとは述べておらず，かえって「私が彼（被告注：Ｉ博士）と話したとき，彼はこの冊子を知っており，あるいはこの冊子の内容を彼が知っていたことも，私には分かっている」（甲９の訳文８頁）と述べ，本件ワークショップ時において，Ｉ博士が甲８を入手していたことを明言しており，M博士の供述とＬ博士の供述との間に原告が主張するような食い違いは存在しない。

（エ）原告主張の弾劾証拠に対し

Ｒ氏（甲２５）及びＳ氏（甲２６）の各宣誓供述書は，甲８が本件ワークショップにおいて参加者に配布されたという審決の認定を妨げるものではない。

また，Ｏ博士（甲１３）及びＰ博士（甲１４）の各宣誓供述書（甲１３，甲１４）は，１９９１年（平成３年）４月１６日を優先日とするＬ欧州特許に対する異議手続において提出された書面であって，上記異議手続では甲８が上記優先日前に公開されたかどうかが争点となったため，甲８が前記優先日前には公開されていなかったことを立証しようとするものである。したがって，上記各宣誓供述書（甲１３，甲１４）には，争点となった日より後の事情である１９９１年（平成３年）４月１８日から２０日に開催された本件ワークショップにおける甲８の配布について一切言及されていないのは当然のことである。

さらに，Ｔ博士（甲２７），Ｕ博士（甲２８），Ｖ博士（甲３０），Ｗ博士（甲３１）及びＹ博士（甲３４）上の各宣誓供述書も，同様に，甲８が本件ワークショップにおいて参加者に配布されたという審決の認定に影響を与えるものではない。

なお，本件ワークショップに招待されて，講演を行ったＮ博士は，２００５年（平成１７年）７月１４日付け宣誓供述書（乙３５）で，本件ワークショップにおいて甲８を受領したと明確に供述している。

（オ）甲１０が甲８について触れていないことに対し

甲１０は，本件ワークショップで行われた講演の要旨をまとめ，会議についての記念とすることを目的として作成されたものであり，この作成経緯を考えれば，甲１０において本件ワークショップでの配布物にまで言及する意味は存しない。また，論文の執筆者が，甲８を自らの論文に引用するか否かは，執筆者の自由な裁量に委ねており，甲１０に掲載されている各論文が，甲８を参考文献として引用されていないことは，甲８が本件ワークショップで配布されたか否とは関係がない。

（カ）甲８が図書館に所蔵されていないことに対し

甲８は，本件ワークショップに参加した者に対し受付において名札と共に配布されたものであり，参加者は１部ずつしか受領していないものと思われる。また，甲８は約１００部ないし３００部作成されたものであるが（甲９の１０頁６行～１３行，訳文１０頁１６行～２２行），マックス・プランク研究所の諮問委員会用，本件ワークショップの参加者に対する配布用を除くと，マックス・プランク研究所としては，世界各国になる大学や研究機関に寄贈することは当初より予定されていなかったものと考えられる。

したがって、甲８がある図書館に所蔵されていないという事実が，甲８が本件ワークショップで参加者に対し配布されたという事実認定に何らの影響も与えるものではない。

（キ）甲８の原本が確認できていないことに対し

本件ワークショップが開かれたのは１９９１年（平成３年）４月という，今から１４年以上も前であることを考えると，甲８が配布された事実を供述したＬ博士，Ｋ博士，M博士が，甲８の原本を保有していないために原本を提出することができなかったとしても仕方がないことである。

前記（ア）のとおり，原告は，遅くとも２０００年（平成１２年）８月３０日の時点で，甲８の存在を知っていたのみならず，所有していたことも明白であり，また，本件ワークショップに参加したＢＡＳＦ社，ロシュ社や，本件ワークショップに参加していないＣｅｐｈｅｉｄ社及び被告も，甲８を保有している。加えて，M博士の欧州特許庁の異議手続における供述（甲９の９頁１行～５行，訳文９頁１１行～１５行]）によると，甲８は本件ワークショップに出席していない〈6〉博士にも送付されている。

（ク）Q氏の回答に対し

Q氏の回答（甲１６）は，原告代理人から求められていた甲８のコピーの提供要請に対し，マックス・プランク研究所としては部外者に甲８のコピーを作成・提供するという形では公開していないとしているだけである。原告代理人から甲８が本件ワークショップで公開されたか否か問われていない以上（甲１５），Q氏の回答に本件レポートが本件国際会議において公開されたか否かについて言及されていないのは極めて自然なことである。

イ　頒布刊行物該当性

（ア）公開性

前記アのとおり，甲８が，本件ワークショップにおいて参加者に配布する目的で，必要部数作成されたこ

	とは明らかである。したがって，甲８は，本件ワークショップでの配布を目的として複製された段階で，公開性を有するに至ったとする審決の認定は，適切かつ合理的である。 （イ）頒布性 ａ　内部資料であっても，それが秘密保持義務を有さないいわゆる「不特定人」に配布する目的で複製され，頒布された文書は，その時点において秘密性は解かれ，特許法２９条１項３号にいう頒布された刊行物に該当するというべきである（最高裁昭和５５年７月４日第二小法廷判決・民集３４巻４号５７０頁）。 本件ワークショップの主催者であるマックス・プランク研究所は，本件ワークショップの参加者に対し甲８を配布する際，甲８の取扱いにつき何らの守秘義務を課しておらず，甲８が不特定人の間を転々流通することを認容した上で相当部数の甲８を作成し，本件ワークショップの参加者に配布したのであるから，本件ワークショップへの参加者があらかじめマックス・プランク研究所が招待した研究者やメディア等であったとしても，これらの参加者は，数の多少に関わらず，「不特定人」に該当する。 したがって，甲８は，「頒布された刊行物」（特許法２９条１項３号）に該当するというべきである。 ｂ　また，本件特許の出願人であるロシュ社に所属する数名が本件ワークショップに実際に出席し（甲１０），甲８の配布を受けている。 さらに，本件ワークショップの参加者はいかなる守秘義務も負わされていない以上，甲８を受領した者はこれを公開したとしても，民事的にも刑事的にも不利益を受けることはないから，少なくとも甲８が守秘義務を課さずに本件ワークショップで配布された時点で，図書館に入れられ，雑誌で発表されたり，参加者に頼めば閲覧することができる可能性が生じている。加えて，甲８は，ＢＡＳＦ社やロシュ社のような甲８の記載内容と同種の研究を行っている企業にも配布されたり，欧州特許庁の異議手続においても提出されるなど，甲８は現実に転々流通しており，参加者以外から隔絶された資料とはなっておらず，原告を含む一般公衆が閲覧する可能性が常に存在していた。 したがって，甲８は，本件優先日（１９９１年５月２日）の時点において，出願人及び原告が入手することが可能な文献であったことは明らかであり，甲８が，特許法２９条１項３号の「頒布された刊行物」に該当すると判断した審決に誤りはない。
	○裁判所の判断 ２　取消事由１（頒布刊行物該当性の判断の誤り）について （１）事実認定 証拠（甲１ないし４０，乙１ないし３６（枝番のあるものは枝番を含む。））及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実を認めることができる。 ア　甲８の作成時期 （ア）甲８は，本文が７０頁の英語で書かれた文書であり，表紙には，「ＲＥＰＯＲＴ　ＯＮ　ＥＶＯＬＵＴＩＯＮ　ＲＥＳＥＡＲＣＨ，ＤＥＰＡＲＴＭＥＮＴ　ＯＦ　ＢＩＯＣＨＥＭＩＣＡＬ　ＫＩＮＥＴＩＣＳ　ＭＡＸ－ＰＬＡＮＣＫ－ＩＮＳＴＩＴＵＴ　ＦＵＲ　ＢＩＯＰＨＹＳＩＫＡＬＩＳＣＨＥ　ＣＨＥＭＩＥ　ＧＯＴＴＩＮＧＥＮ　１９９０」との記載（訳文「進化の研究についてのレポート」マックス・プランク生物物理化学研究所生化学動態研究部　ゲッティンゲン　１９９０」）があり，その中央には，ハイポキューブ（正方形の各辺にｎ次元的に正方形が接続している図形）のイラストが配されている。 また，表紙の次頁にＬ博士による巻頭言（甲８の訳文１頁）があり，巻頭言には，「このリポートは，ゲッティンゲンのマックス・プランク生物物理化学研究所，生化学動態研究部での分子自立形成に関して行われた研究を記載する。このリポートは，研究所メンバー全ての共同作業の産物である。」と記載され，巻頭言の末尾には，「ゲッティンゲン，１９９０年１２月２０日」との記載がある。 （イ）１９７３年（昭和４８年）から１９９４年（平成６年）までマックス・プランク研究所（生物物理化学研究所）の生化学動態研究部の一員であったM博士は，２００４年（平成１６年）１２月７日，欧州特許庁における本件特許に対応する原告欧州特許（欧州特許第０８７２５６２号）の異議手続の証人尋問において，甲８は，１９９１年１月に開かれたマックス・プランク研究所の諮問委員会（Ｂｅｉｒａｔ）に進化バイオテクノロジーの計画を説明するために作成されたこと，諮問委員会は諸国の科学者から構成されているため，諮問委員会用の報告書は常に英語で作成される旨供述している（甲９の訳文２頁，１０頁）。 （ウ）上記認定事実によれば，甲８は，１９９１年（平成３年）１月までに作成されたことが認められる。 イ　甲８の作成目的 （ア）Ｌ博士，M博士，Ｋ博士（１９６５年（昭和４０年）からマックス・プランク研究所のＬ博士の研究チームで研究者として勤務），Ｚ博士（１９８９年（平成元年）春から１９９１年（平成３年）夏までＬ博士の上記研究チームで共同研究者として勤務）は，それぞれ，宣誓供述書（甲４，５，７，乙８）において，甲８は，生化学動態研究部のＬ博士の研究チームがＬ博士の指揮の下に行った研究の成果を記載した論文の集成であり，内部研究記録として作成され，内部用としてのみ使用された旨供述している。 また，M博士が，原告欧州特許の異議手続の証人尋問で，甲８がマックス・プランク研究所の諮問委員会用に作成された旨供述していることは，前記認定のとおりである。 （イ）上記各供述によれば，甲８は，当初，マックス・プランク研究所の内部資料として作成されたことが認められる。 ウ　本件ワークショップの開催

（ア）甲１０には，次のような記載がある。
〔1〕表紙
甲１０の表紙には，「ＲＥＰＯＲＴ ＯＮ ＴＨＥ ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ ＷＯＲＫＳＨＯＰ ＳＥＬＥＣＴＩＯＮ－ＮＡＴＵＲＡＬ ＡＮＤ ＵＮＮＡＴＵＲＡＬ－ ＩＮ ＢＩＯＴＥＣＨＮＯＬＯＧＹ， ＨＥＬＤ ＦＲＯＭ ＡＰＲＩＬ １８ ＴＯ ２０， １９９１ ＡＴ ＴＨＥ ＭＡＸ－ＰＬＡＮＣＫ－ＩＮＳＴＩＴＵＴ ＦＵＲ ＢＩＯＰＨＹＳＩＫＡＬＩＳＣＨＥ ＣＨＥＭＩＥ ＧＯＴＴＩＮＧＥＮ－ＧＥＲＭＡＮＹ」との記載があり，「国際会議」（ＴＨＥ ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ ＷＯＲＫＳＨＯＰ）が，１９９１年（平成3年）４月１８日から２０日までの間，ドイツ国ゲッティンゲン市のマックス・プランク研究所において開催された旨記載されている。また，甲１０の表紙には，甲８の表紙に描かれているハイポキューブのイラスト（前記ア（ア））と同様のイラストが描かれている。
〔2〕まえがき
Ｌ博士による「まえがき」（Ｆｏｒｅｗｏｒｄ）には，以下のような記載がある。
「“Ｓｅｌｅｃｔｉｏｎ－Ｎａｔｕｒａｌ ａｎｄ Ｕｎｎａｔｕｒａｌ－ｉｎ Ｂｉｏｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ”という表題のもと，国際ワークショップが１９９１年4月１９日および２０日にゲッティンゲン／ドイツにおいて開催された。最新のトピックである“応用分子進化（Ａｐｐｌｉｅｄ Ｍｏｌｅｃｕｌａｒ Ｅｖｏｌｕｔｉｏｎ)”およびそのバイオテクノロジーにおける応用の展望について議論するため，ヨーロッパ各国および米国の約３０人の科学者が，マックス・プランク生物物理化学研究所の同業者および製薬業界を代表する人々と一堂に会した。」，「国際レベルではこの種のものとしては初めての会議であり，大きな期待が持たれた。」，「この会議が組織されたのは，非常に急なことであった。招待状は，ついこの２月になってから発送した。」，「産業界からはＢａｙｅｒ ＡＧ， ＢＡＳＦ ＡＧ， Ｈｏｅｃｈｓｔ Ａ Ｇ， およびＨｏｆｆｍａｎｎ Ｌａ Ｒｏｃｈｅという企業が追加の助成金を出してくれた。」，「ゲッティンゲン，１９９１年6月」（甲１０の訳文１頁～２頁)。
〔3〕参加者リスト
甲１０の３１頁から３８頁までに，招待された参加者のリスト（「ＬＩＳＴ ＯＦ ＩＮＶＩＴＥＤ ＰＡＲＴＩＣＩＰＡＮＴＳ」）という表題のもと，参加者の氏名及び所属が記載されており，Ｌ博士，M博士，Ｋ博士のほか，Ｚ博士等マックス・プランク研究所の他のスタッフを含めた５８名の参加者が記載されている。その中には，ヨーロッパ各国及びアメリカ合衆国内の大学・研究機関所属の研究者，ジャーナリスト，製薬会社に所属する者などが含まれており，本件特許の出願人であり，元の特許権者であるロシュ社に所属する〈2〉氏も参加者の一人である（甲１０の本文３６頁３段目)。
〔4〕日程
甲１０の３９頁以下には，「ＰＲＯＧＲＡＭ ＯＦ ＴＨＥ ＭＥＥＴＩＮＧ」という表題のもと，１９９１年（平成３年）４月１８日から同月２０日までの会議の日程が記載されており，Ｌ博士が担当する時間の割当て等が示されている。
（イ）Ｌ博士，M博士及びＫ博士は，各宣誓供述書（甲４，５，７）において，ドイツ国ゲッテインゲン市のマックス・プランク研究所で１９９１年（平成３年）４月１８日から同月２０日まで，国際会議“Ｓｅｌｅｃｔｉｏｎ－Ｎａｔｕｒａｌ ａｎｄ Ｕｎｎａｔｕｒａｌ－ｉｎ Ｂｉｏｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ”（本件ワークショップ）が開催された旨供述している。
（ウ）以上の認定事実によれば，１９９１年（平成３年）４月１８日から同月２０日までの間，ドイツ国ゲッティンゲン市のマックス・プランク研究所において，Ｌ博士が企画・主催した国際会議（本件ワークショップ）が開催されたこと，本件ワークショップには，主催者側と招待された者との合計５８名が参加したことが認められる。
（２）本件ワークショップにおける甲８の配布の有無
ア（ア）M博士は，原告欧州特許の異議手続の前記証人尋問において，甲８が，本件ワークショップの受付で，参加者全員に対し，プログラム，参加者リスト，名札とともに配布された旨，本件ワークショップは，必ずしもマックス・プランク研究所の共同研究者全員がその研究を発表するわけではなく，外部の人々による講演を聴くことができるためのものであった旨，甲８の研究内容は講演においてではなく冊子（Ｂｕｃｈｌｅｉｎ）の形で提供することが本件ワークショップの企画者であるＬ博士によって決定された旨供述している（甲９の訳文２頁、３頁，５頁ないし８頁)。
また，M博士は，宣誓供述書（甲７）において，甲８の表紙，序文，目次及び論文本文の１頁から７０頁までが，本件ワークショップの参加者に配布された旨，本件ワークショップの期間中，主催者のスタッフによって，参加者の数に対応する部数の甲８が会議の机上に置かれ，参加者に対しその他の書類及び名札と共に手渡された旨供述している。
（イ）Ｌ博士の２０００年（平成１２年）１２月２０日付け宣誓供述書（甲５）及びＫ博士の宣誓供述書（甲４）には，甲８が本件ワークショップの期間中に，初めて一般に公開された旨の各供述がある。
甲４，５及び弁論の全趣旨によれば，上記各宣誓供述書は，Ｌ博士自身の欧州特許第０５８３２６５号（「新規生体高分子の製造方法」。以下「Ｌ特許」という。）に対する欧州特許庁における異議手続において，Ｌ特許の優先日（１９９１年（平成３年）４月１６日）以前に甲８が公開されていたかどうかの争点に関して提出されたことが認められる。

（ウ）Ｌ博士は，別の供述書（甲６）において，甲８が，１９９１年（平成３年）４月１８日から同月２０日に開かれた本件ワークショップの参加者に配布された旨供述している。
さらに，Ｌ博士は，原告欧州特許の異議手続に提出する目的で作成された２００４年（平成１６年）９月１９日付け宣誓供述書（乙２６）において，甲８は，最初は内部研究記録として意図され，それに相応して内密に取り扱われたが，その後，Ｌ博士自身の特許出願がされたことにより守秘の理由が存在しなくなったため，Ｌ博士の指示で，本件ワークショップの最初に招待者リストに挙げた参加者に配布された旨供述している。
（エ）前記（１）の認定事実と上記（ア）ないし（ウ）を総合すれば，甲８は，１９９１年（平成３年）４月１８日から同月２０日にドイツ国ゲッテインゲン市のマックス・プランク研究所で開催された本件ワークショップにおいて，各参加者に配布されたものと認められる。
イ　これに対し原告は，本件ワークショップにおいて甲８が配布された事実を争うので，以下，原告の主張について検討する。
（ア）ａ　原告は，Ｌ博士及びK博士の宣誓供述書（甲４，５）において，「ｚｕｇａｎｇｌｉｃｈ」という言葉が用いられているが，この言葉は，口頭での伝達も含むものであるから，これらの供述は甲８が配布されたことの根拠にはならない旨主張する。
しかし，上記各宣誓供述書には，甲８（の抜粋）が添付されており，両博士はそれについて述べているのであるから，甲８が配布されたと解するのが自然である。したがって，原告の主張を採用することはできない。
ｂ　また原告は，本件ワークショップにおいて甲８が配布された旨のＬ博士の供述によっても，甲８の具体的配布状況が明らかになっていないため，上記供述は信用することができない旨指摘する。
しかし，〔１〕前記ア（ウ）のとおり，Ｌ博士は，２００４年（平成１６年）９月１９日付け宣誓供述書（乙２６）において，甲８は，最初は内部研究記録として内密に取り扱われたが，その後，Ｌ博士自身の特許出願がされたことにより守秘の理由が存在しなくなったため，Ｌ博士の指示で，本件ワークショップの最初に参加者に配布された旨供述し，更に供述書（甲６）においても，甲８が本件ワークショップで参加者に配布されたことを明確に供述していること（なお，上記供述書（甲６）は，その上端に示されたファクシミリ送信記録から，２００３年（平成１５年）７月１日ころに，クライスラー特許事務所（ＤＯＭＰＡＴＥＮＴ　ＶＯＮ　ＫＲＥＩＳＬＥＲ　ＫＯＥＬＮ）から送信されたものであり，送信された基の文書は，それ以前に同事務所とＬ博士との間で作成されたものと考えられる。），〔２〕前記ア（イ），（ウ）によれば，Ｌ博士の上記宣誓供述書（乙２６）で指摘するＬ博士自身の特許は，Ｌ特許（欧州特許第０５８３２６５号）であり，その優先日が１９９１年（平成３年）４月１６日であることが認められ，上記優先日は本件ワークショップの開催日（１９９１年（平成３年）４月１８日から同月２０日）より前の日付けであり，本件ワークショップで甲８を配布してもＬ特許の新規性等に抵触することにならないから，Ｌ博士が，当初内密に取り扱われていた甲８を本件ワークショップで配布することを指示するに至った経緯に不自然な点はみられないことに照らすと，原告の上記主張は採用することができない。
（イ）次に原告は，原告欧州特許の異議手続の証人尋問におけるM博士の供述（甲９）について，同博士が本件ワークショップにおいて配布された文書に図があることを前提とした供述をしているが，実際には甲８には，図が存在しないこと，本件ワークショップにおける甲８の配布状況について供述の変遷がみられること，同博士の上記供述にはＬ博士の供述と矛盾する部分があること，M博士の記憶と相反するＯ博士等の供述があること等を指摘して，M博士の上記供述の信用性に疑問がある旨主張する。
ａ　しかし，原告欧州特許の異議手続の証人尋問におけるM博士の供述（甲９）は，甲８の配布の点において具体的かつ明確であり，その供述態度において特段不自然な点は認められず，また，部分的に記憶の誤り等があるとしても，本件ワークショップがM博士の証言時（２００４年（平成１６年）１２月７日）の１３年以上前に開催された点を考慮すれば，それによって，甲８の配布に関する同博士の供述の信用性を否定するということはできない。
ｂ　また，Ｏ博士の２０００年（平成１２年）１２月１９日付け宣誓供述書（甲１３）には，同博士は，マックス・プランク研究所でＬ博士の協力者として働いていたが，甲８はＬ博士の部門の内部書類として作成され，その作成の前後において，Ｌ博士から，甲８そのもの又はその書類中の情報を第三者（特にＩ博士又は同博士の協力者）が入手できるようにしてはならないと厳しく指示されていた旨，甲８が外部の人物に利用可能にされたことを知らない旨の供述があり，Ｐ博士の２０００年（平成１２年）１２月１８日付け宣誓供述書（甲１４）及びZ博士の同年１２月２０日付け宣誓供述書（乙８）にも，これと同旨の供述がある。
しかし，上記各宣誓供述書（甲１３，１４，乙８）は，Ｌ特許に対する欧州特許庁における異議手続において，その優先日（１９９１年（平成３年）４月１６日）以前に甲８が公開されていたかどうかの争点に関して提出されたものであり（甲１３，１４，乙８，弁論の全趣旨），上記優先日までの甲８の取扱いに主眼が置かれ，本件ワークショップとの関連は念頭に置かれていないと解する余地がある。
そして，Ｐ博士は本件ワークショップの参加者リスト（甲１０の３１頁～３８頁）に掲載されておらず，本件ワークショップに参加していたことを認めるに足りる証拠はない。もっとも，Ｏ博士の氏名は，上記参加者リストに掲載されており，Ｏ博士の２００５年（平成１７年）９月７日付け宣誓供述書（甲２９）には，同博士は，本件ワークショップのために，講堂の正面のロビーに展示された２つのポスターを準備し，

本件ワークショップの多くの講演に出席したが，甲８が本件ワークショップの出席者又は他の外部の者に利用可能にされたことはないと記憶している旨の供述があるものの，O博士は，上記参加者リストに個別に氏名，所属等が掲載されている者とは異なり，マックス・プランク研究所所属のスタッフとして末尾に一括して記載されているにすぎないし，本件ワークショップの企画全体に具体的にどの程度関与していたのか明確ではない。また，Z博士の２００５年（平成１７年）１０月１１日付け宣誓供述書（甲４０）には，同博士は，本件ワークショップの際に，甲８を秘密に保持するようにとのL博士の指示が変更されたことは知らない旨，L博士の指示に従って，甲８が本件ワークショップの出席者又は他の外部の者に利用可能にされた記憶はない旨の供述があるが，Z博士も上記参加者リストに個別に氏名，所属等が掲載されている者とは異なり，O博士と同様，マックス・プランク研究所所属のスタッフとして末尾に一括して記載されているにすぎず，本件ワークショップの企画全体に具体的にどの程度関与していたのか明確ではない。

以上の諸点に照らすと，O博士，P博士及びZ博士の上記各宣誓供述書（甲１３，１４，２９，４０，乙８）は，M博士の前記供述の信用性に疑問を生じさせるものであるとはいえない。

（ウ）次に，本件ワークショップに参加したR氏（甲２５），S氏（甲２６），T博士（甲２７），U博士（甲２８），V博士（甲３０），W博士（甲３１），X氏（甲３２）及びY博士（甲３４）の各宣誓供述書中には，〔1〕甲８は，本件ワークショップにおいて利用可能にされず，参加者に配布されなかったと信じる旨（甲２５），〔2〕甲８のコピーを本件ワークショップ又はそれ以外の時において受け取った記憶がない旨（甲２６），〔3〕本件ワークショップにおいて甲８のコピーを絶対に受け取っておらず，私の知る限りでは，甲８は，本件ワークショップで頒布されていない旨（甲２７），〔4〕甲８が本件ワークショップで渡されたとは記憶していない旨（甲２８），〔5〕甲８が，本件ワークショップの出席者に利用可能にされたという記憶を有さないし，その出席者に利用可能にされたとは思わない旨（甲３０），〔6〕甲８が，本件ワークショップの出席者に利用可能になったとも配布されたとも記憶していない旨（甲３１），〔7〕甲８が本件ワークショップにおいて配布されたという記憶を有しない旨（甲３２），〔8〕甲８が本件ワークショップの参加者に利用可能にされたかは覚えていない旨（甲３４）の供述がある。

しかし，上記各供述は，上記〔3〕を除き，本件ワークショップにおける甲８の配布の有無について明確な表現を用いていないこと，上記〔3〕には，甲８を絶対に受け取っていないと断言する根拠等について述べられていないこと，上記各宣誓供述書は，それぞれ２００５年（平成１７年）２月から同年９月にかけて作成されたものであり，その作成までに，本件ワークショップの開催日（１９９１年（平成３年）４月１８日から同月２０日）から約１４年経過していることに照らすと，上記各供述は，本件ワークショップにおいて甲８が配布された旨のL博士及びM博士の前記各供述の信用性を左右するものではない。

（エ）さらに，原告は，本件ワークショップの発表の要旨をまとめた冊子である甲１０に，甲８について触れた記載が一切ない旨，マックス・プランク研究所附属図書館やドイツ国内の主要な図書館に甲８が所蔵されていない旨，甲８の原本が提出されていない旨主張するが，原告主張の事実があるからといって，本件ワークショップにおける甲８の配布が否定されるということはできない。

（オ）また，原告は，L博士の秘書であるQ氏が，L博士の指示に基づいて，甲８のコピーの提供を拒否していること（甲１６，３３）は，本件ワークショップにおいて甲８が公開されたことと相反する旨主張する。

証拠（甲１５，１６，３３）及び弁論の全趣旨によれば，L博士の秘書であるQ氏は，〈3〉弁理士からL博士に対する甲８のコピー提供の依頼に対し，L博士の指示により，甲８は，「マックス・プランク研究所の内部報告書であり，この形式では公開されていないことをお知らせ致します。」と２０００年9月5日付けで回答（甲１６）し，上記依頼に応じなかったことが認められる。

しかし，Q氏の上記回答は，甲８のコピーを作成して外部の者に配布するという形式での公開はしていないことを意味するにとどまり，本件ワークショップにおいて甲８が配布されたことと矛盾するということはできない。

したがって，原告の上記主張も採用することができない。

（カ）以上によれば，原告が指摘する諸点は，本件ワークショップにおいて甲８が配布されたとの前記認定を覆すに足りない。

（3）頒布刊行物該当性について

ア　前記認定のとおり，甲８は，当初は，マックス・プランク研究所における内部資料として作成されたものであるが，１９９１年（平成3年）4月１８日から同月２０日までの間に開催された本件ワークショップにおいて，５８名の参加者に配布されたものである。

そして，本件ワークショップの参加者は，招待された者であり，希望する者が自由に出席できる会議であったわけではないが，ヨーロッパ各国及びアメリカ合衆国内の大学・研究機関所属の研究者，ジャーナリスト，製薬会社に所属する者で構成された国際会議の実質を有しており，しかも，本件ワークショップの企画者・主催者であるL博士が，前述したL特許（優先日１９９１年（平成3年）4月１６日）との関係で甲８の非開示厳守を指示した際に特に氏名を挙げたI博士（甲９）のほか乙４０の本文３４頁末尾），本件特許の出願人であり，元の特許権者であるロシュ社に所属する〈2〉氏も（甲１０の本文３６頁3段目），その中に含まれていたのである。

加えて，本件ワークショップにおいて前記のように配布された甲８は，当初は内部資料として作成された

	ものの，本件ワークショップの主催者であるＬ博士が，自らの特許であるＬ特許につき１９９１年（平成３年）４月１６日に優先日を確保したことから，甲８を秘密にしておく必要性がなくなったと判断し，Ｌ博士の指示により，本件ワークショップにおける討論の質を上げるため，各参加者に守秘義務を課すことなく配布されたものであり（乙２６，弁論の全趣旨），これを受領した被配布者も，甲８を含む資料の利用は自由であると受けとめた（甲９）のである。 イ　ところで，特許法２９条１項３号にいう「頒布された刊行物」とは，公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書，図画その他これに類する情報伝達媒体であって，頒布されたものを指すと解される（最高裁昭和５５年７月４日第二小法廷判決・民集３４巻４号５７０頁，同昭和６１年７月１７日第一小法廷判決・民集４０巻５号９６１頁参照）ところ，小冊子である甲８は，前記アのとおり，ドイツ国ゲッテインゲン市で開催された国際会議の実質を有する本件ワークショップにおいて，生物物理化学を専攻する欧州又は米国の学者・研究者・ジャーナリスト・製薬会社担当者等の５８名の出席者（その中には本件特許の出願人ないし元特許権者であるロシュ社の担当者も含まれている。）に対し，何らの守秘義務を課すことなく配布され，これを受領した者もその利用は自由であると受けとめていたというのであるから，甲８は，前記配布により，特許法２９条１項３号にいう「外国において頒布された刊行物」に該当するに至ったと認めるのが相当である。 ウ　以上によれば，甲８は，本件発明１，３の優先日（本件優先日）である平成３年５月２日前に外国において頒布された刊行物であると認めるのが相当である。 （４）したがって，原告主張の取消事由１は理由がない。
N22	**【事件番号：平成17年（ネ）10004号】**
	○原告の主張　T17参照
	○被告の主張　T17参照
	○裁判所の判断　T17参照
N23	**【事件番号：平成16年（ワ）8682号】**
	○原告の主張 （ア）引用例６の公知文献該当性 ａ　昭和５５年最高裁判決は，出願公開が刊行物に該当するか否かの判断において，「複写物が公衆からの要求に即応して遅滞なく交付される態勢が整っている」ことを要件とし，また，昭和６１年最高裁判決も，オーストリア国出願のマイクロフィルムについて，「公衆がディスプレースクリーンを使用してその内容を閲覧し，普通紙に複写してその複写物の交付を受けることが」できる状態になったことをもって，刊行物該当性を認めた。 すなわち，刊行物が「頒布された」時とは，公衆に閲覧可能となった時又は複写物の入手が可能になった時である。 例えば，ただ１部しか存在しない論文が国立国会図書館に備え付けられ，閲覧と複製が許される場合を想定すれば，受入日をもって刊行日とすることは不合理であり，やはり公衆に閲覧可能とされた日を基準とするのが自然である。 ｂ　本件については，国立国会図書館に受入れられた日ではなく，閲覧可能になった日付に基づいて新規性の判断がなされなければならない。そして，本件において，引用例６が国立国会図書館において閲覧可能になったのは，昭和６３年３月１２日以降であった。 ｃ　被告は，引用例６が昭和６３年３月５日に特許庁資料館に受け入れられたと主張する。 しかし，当時，特許庁では，受け入れた雑誌を職員閲覧室へ保管するものと，各審査室へ配布するものとに仕分けして配布しており，引用例６は，審査第４部食品加工の審査室に配布される雑誌であった。 この配布に要する時間，当時は特許庁の新庁舎の建設中で各部署が複数のビルに分散していたこと，昭和６３年３月５日が土曜日であったことを考慮すると，同日に受け入れられた引用例６が担当審査部に届くには少なくとも１週間を要したと考えられる。すなわち，審査官の利用は同月１２日以降となる。 このように，引用例６は，本件優先権主張日前において，審査官すら閲覧できる状態になって，いなかったのであるから「その複写物が公衆からの要求に即応して遅滞なく交付される態勢が整って」いなかったことになる。 また，当時，職員保管室で保管される雑誌と異なり，審査室に保管されている雑誌について公衆が閲覧することができるシステムは存在しなかったのであるから，その点においても，「その複写物が公衆からの要求に即応して遅滞なく交付される態勢が整って」いなかったものである。 ｄ　引用例６は，昭和６３年３月１０日に日本農芸化学会により刊行されることが予告されていた文献であり，同会においては，引用例６の各会員への到着が同日からあまり遅れないように，同月８日から郵便局に持ち込み，第３種郵便による発送を委託した。郵便局の取扱いでは，同月９日から発送されたと考えられるので，会員への到着は，同月１０日以降であった。これに対し，国立国会図書館と特許庁資料館に限っては，会員への発送とは別に，同月８日より前に発送の手続をした。 その結果，引用例６は，国立国会図書館及び特許庁資料館という特定の国家機関には，同日以前に受け入れられていたが，これは，不特定多数の者への交付を前提とする刊行物の頒布とは異なる事実関係であり，

	この特定の国家機関が受領しただけで，公知文献に該当するものではない。 　また，刊行元において公衆に頒布した刊行物の１部が特許庁に受け入れられた場合であれば，その受入日をもって刊行日の立証に用いることは合理的であるかもしれないが，本件のように，一般向けの刊行日に先行してただ１部だけ（あるいは２部だけ）が特定の機関に納入され，当該機関では，これを公衆に対し遅滞なく公開する態勢が整っていなかったという特別な事情の下では，刊行日の認定は，公衆へ公開する態勢が整った時点を基準とすべきであり，それが昭和５５年最高裁判決及び昭和６１年最高裁判決に沿う解釈である。 　したがって，引用例６が頒布された日は，昭和６３年３月１０日以後であると見るのが正しい。 ｅ　昭和３８年最高裁判決の事案は，フランス特許が対象であるところ，フランス特許は，少なくとも外国では既に広く頒布された刊行物であり，特許庁資料館への受入れより先に日本国内の誰かが入手していても不自然ではない性質の刊行物であった。すなわち，外国で既に流通している刊行物の日本国内における流通日を確定することが，昭和３８年最高裁判決の意味であった。しかも，昭和３８年最高裁判決は，当該事案に関しても不合理であるとの印象は拭い難く，後の外国出願公開に関する昭和５５年最高裁判決及び昭和６１年最高裁判決により実質的に変更されていると解するのが妥当であり，少なくとも外国頒布済み文献の場合に限っての先例と見るべきである。
	○被告の主張 （ウ）引用例６の公知文献該当性 ａ　引用例６は，本件優先権主張日より前の昭和６３年３月７日に国立国会図書館に受け入れられている。加えて，引用例６と同一の文献が，同月５日に特許庁資料館に受け入れられている。 　したがって，引用例６は，本件優先権主張日前に頒布された刊行物に当たる。 ｂ　これに対し，原告は，引用例６が国立国会図書館で公衆に閲覧可能となったのは，本件優先権主張日後である昭和６３年３月１２日であるから，公知文献に該当しないと主張する。 　しかし，次のとおり，原告の上記主張は失当である。 （ａ）最高裁昭和３６年（オ）第１１８０号同３８年１月２９日第三小法廷判決（裁判集民事６４号２５１頁。以下「昭和３８年最高裁判決」という。）は，旧特許法（昭和３４年法律第１２２号による廃止前のもの）４条２号の「出願前国内ニ頒布セラレタル刊行物」の解釈に関する事案ではあるが，国内特許出願日の３日前に特許庁資料館に受け入れられていたフランス国特許明細書について，「出願前にわが国の特許庁資料館に到達していても，出願当時には，未だ一般公衆の閲覧可能な状況にはなかったのであるから，本件発明は，旧特許法４条２号に該当しない旨」の上告人の主張を排斥し，「わが国の特許庁に到達し同庁資料館に受け入れられた以上は，右刊行物は旧特許法４条２号にいう『国内ニ頒布セラレタル刊行物』と解するのが相当である」とし，続けて，「右明細書が出願当時一般公衆の閲覧が可能であったか否かを問わず，本件発明は，旧特許法４条２号に該当するものといわなければならない」と判断した。 　よって，国立国会図書館や特許庁資料館といった公衆の閲覧に供する場所に受け入れられた日をもって，当該刊行物が「頒布された」と解するのが相当である。 （ｂ）最高裁昭和５３年（行ツ）第６９号同５５年７月４日第二小法廷判決（民集３４巻４号５７０頁。以下「昭和５５年最高裁判決」という。）は，いつの時点をもって「頒布された」とするかにつき，何ら判示していない。これは，昭和３８年最高裁判決を踏襲する趣旨であるからにほかならない。 　昭和５５年最高裁判決は，「頒布された刊行物」を「公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書，図画その他これに類する情報伝達媒体であって，頒布されたもの」と定義した上で，「必ずしも公衆の閲覧を期待してあらかじめ公衆の要求を満たすことができるとみられる相当程度の部数が原本から複製されて広く公衆に提供されているようなものに限られるとしなければならないものではなく」と判示している。 　引用例６が所収された会誌は，第３種郵便物の認可を得ている雑誌であるから，相当程度の部数を発行に当たりあらかじめ複製して広く公衆に提供されることを予定したものであり，前記「公衆の閲覧を期待してあらかじめ公衆の要求を満たすことができるとみられる相当程度の部数が原本から複製されて広く公衆に提供されているようなもの」であることが明らかである。 　したがって，引用例６が「頒布された刊行物」として本件特許に対する公知文献に該当することは論を待たない。 （ｃ）最高裁昭和６１年（行ツ）第１８号同年７月１７日第一小法廷判決（民集４０巻５号９６１頁。以下「昭和６１年最高裁判決」という。）は，外国特許明細書の原本を複製したマイクロフィルムが，前記「公衆の閲覧を期待してあらかじめ公衆の要求を満たすことができるとみられる相当程度の部数が原本から複製されて広く公衆に提供されているようなもの」に該当しなくても，「頒布された刊行物」に当たるとする理由を説示した事案であり，引用例６のような，あらかじめ相当程度の部数が複製されて広く公衆に提供される文献について，いつの時点をもって「頒布された」とするのかの認定基準を示すものではない。 　すなわち，昭和６１年最高裁判決でも，昭和３８年最高裁判決を変更するような判示は一切なされておらず，昭和３８年最高裁判決を踏襲するものと解するのが自然である。
	○裁判所の判断 判断せず

N24	【事件番号：平成17年（ネ）10109号】
	○原告の主張 （ウ） 被控訴人の主張ア（ウ）（公知）は否認する。 引用例１は，被控訴人が特定の取引先である海上保安庁に納品したＡＲＴの取扱説明書であり，同様の取扱説明書が他の取引先に対しても一般的に頒布されていたことを示す証拠はないから，公知文献ということはできない。また，被控訴人と海上保安庁との間に明示の秘密保持契約が存在しないとしても，このことは，必ずしも引用例１の公知性を意味するものではない。
	○被告の主張 （ア） 被控訴人は，平成６年，海上保安庁に対し，ＡＲＴを搭載した大型巡視船「くだか」を納入したが，その際に交付した同年９月２８日付け「減揺水槽取扱い説明書」（乙４）には，次の記載がある（以下「引用例１」という。）。 「NKK DESIGN & ENGINEERING CORPORATION 海上保安庁大型巡視船 くだか DATE OF DWG. '94,Sep,28」（１頁） 「Ⅲ 減揺水槽主要目等 １）水槽型式　　ＮＫＫ式Ｕ字管型 ２）水槽容積　68.00 M^3 ３）水槽設備位置 曳航装置室両舷（F120 ～ F127)」（４頁１～４行） 「Ⅳ 減揺水槽使用上の注意事項 ２）減用水槽はエアーバルブの開閉により，作動又は非作動状態とすることが出来ます。 即ち　エアーバルブ　全開→ 作動状態 〃　全閉→ 非作動状態 です。この際注意すべきことは，減揺水槽非作動時には必ず水槽に設けられている空気管，マンホール等外部に通じる開口は総て閉鎖しておいて下さい。」（５頁１～１３行） 別紙図面記載の断面図（５頁下の断面図） 「６）減揺水槽の自由液面による影響は，作動時横揺中は安全側に作用しますが，船が横揺しない状態で定常時に横傾斜をする様な時，例えば荷物が片舷側に集中した場合には，自由液面の影響により横傾斜は増長しますので，エアーバルブを閉じて下さい。 ７）減揺水槽の性質として急速旋回をする場合，船の傾斜角が大きくなりますのでエアーバルブを閉じて下さい。」（６頁６～１１行） （ウ） 引用発明は，大型巡視船「くだか」が納入されたころ，公然知られた発明となった。 受動型減揺タンクは，船舶の減揺装置として古くから知られている（乙１７）から，秘密としなければならない理由はなく，納入先である海上保安庁との間にも，秘密保持契約は締結されていない。また，被控訴人は，引用例１と同様の取扱説明書を他の取引先に対しても頒布しているし（乙２５），海上保安庁所属船は定期的に一般公開が行われているばかりでなく，申し込みによって見学が可能である。したがって，引用発明が公然知られた発明であることは，明らかである。
	○裁判所の判断 ウ　引用発明の公知性 引用発明につき，被控訴人と海上保安庁との間で秘密保持契約が結ばれた等の事情は認められない。また，被控訴人は，平成６年１月ころ，海上保安庁以外の取引先にも，特に秘密とすることを約することなく，引用例 １とほぼ同内容の取扱説明書を配布したことが認められる（乙２５，弁論の全趣旨）。上記事実に照らせば，引用発明は，遅くとも大型巡視船「くだか」が納入された平成６年中には，守秘義務を負わない第三者がこれを知るに至ったものというべきであり，そのころ日本国内において公然知られた発明となったものと認められる。
N25	【事件番号：平成17年(行ケ)10486号】
	○原告の主張 （１）取消事由１（引用例ロ記載の発明が本件出願前に公然と知られていたとした認定の誤り） 決定は，引用例ロに関し，それが用いられた「冷蔵庫フロン対応研究技術発表会」が，「単なる一委員会（９社）の出席のもとで行われた技術発表会にすぎないというよりも，広く日本電気工業会会員に対して研究成果を発表することを目的とした発表会であると考えるのが至当である。そして，そのような発表会においては，その発表内容を秘密とすることがないのが通常である」として，同引用例に記載された発明が本件出願前に公然知られたものと認定したが，誤りである。 上記発表会は，冷蔵庫に関するものであるから，冷蔵庫を扱うごく限られた業種の会社の会員に向けて開催されたものである。引用例ロの上記発表会プログラム（２枚目）には「参加各社９社」と記載されているが，決定が引用する「代替フロン採用コンプレッサーの開発状況と解決すべき課題」の研究発表がなされたコンプレッサー分科会の組織表（６枚目）には，同分科会のメンバーが５社であることが示されている。したがって，上記発表会には，各分科会併せて９社の者が出席し，コンプレッサー分科会には５社の者が出席

したにすぎないと考えるのが相当である。
そして，このような分科会で発表された内容は分科会レベルに止めるという暗黙の了解があり，開示された技術データを出席者以外に開示することは一般に許されていない。
したがって，引用例ロに記載された発明が本件出願前に公然と知られていたとする決定の認定は誤りである。
被告は，引用例ロが用いられた「冷蔵庫フロン対応研究技術発表会」においては，各分科会の主査が，プログラムに従い続けて発表を行ったと見られると主張するが，仮にそうであったとしても，冷蔵庫フロン対応研究委員会に関わる９社の者が上記発表会に出席したことが推定されるだけであって，上記発表会が同委員会のメンバー以外の者をも対象とした発表会であるとすることはできない。「主催者」という語句は，「中心となってある行事や会を催す者」を意味するにすぎないから，引用例ロに「主催：(社) 日本電機工業会冷蔵庫フロン対応研究委員会」との記載があるからといって，上記発表会に同委員会のメンバー以外の者が出席したことにはならない。また，被告は，日本電機工業会の事業内容や活動内容が公共の利益を目指すものであることから見て，上記発表会における各分科会の発表内容は，一委員会の内部に留めるのではなく，広く会員に発表し，工業会に共有すべきものとされていたと考えるのが妥当であるとも主張するが，日本電機工業会の事業内容等が公共の利益をも目指しているとしても，個々の発表会における発表内容を出席者以外の者に開示してよいかどうかは個々に取り決められるべきもので，日本電機工業会主催の発表会におけるすべての発表が守秘義務から解放されているとはいえない。
したがって、被告の上記各主張は失当である。

○被告の主張
（１）取消事由１（引用例ロ記載の発明が本件出願前に公然と知られていたとした認定の誤り）について
引用例ロの記載によれば，それが用いられた「冷蔵庫フロン対応研究技術発表会」は，日本電機工業会４階ホール１か所で行われ，冷蔵庫・冷凍サイクル分科会，コンプレッサー分科会及び断熱材分科会の各主査が，「取組状況と解決すべき課題」というテーマで，プログラムに従い続けて発表を行ったと見られる。また，上記発表に前後して，冷蔵庫フロン対応研究委員会委員長の活動経過報告，他委員会委員長の報告，質疑応答などが行われていることに照らして，上記発表会は，単に「冷蔵庫フロン対応研究委員会」という一委員会内部の発表会というよりも，当該委員会メンバー以外の者をも対象とした発表会であるとするのが妥当である。このことは，引用例ロの「主催：(社) 日本電機工業会　冷蔵庫フロン対応研究委員会」との記載における「主催」という語句が，当該委員会が委員会メンバー以外の者を対象とする発表会を開催したことを意味することからも裏付けられる。この発表会が開催された平成４年当時は，世界的に代替フロンとその潤滑油が検討されていたところ，引用例ハの記載によれば，日本電機工業会の冷蔵庫フロン対応研究委員会の活動が他業界でも知られていたことも認められる。
加えて，日本電機工業会の事業内容は，「電気機械器具・・・の製造並びに関連事業の総合的な発展」（乙１）を図るものであり，その活動内容は，「地球環境の保全を基本として，オゾン層保護対応策の推進・・・等，関係官庁・地方自治体・関係団体等との連携をとりつつ，電機産業としての環境保護対策を推進」（乙２）するという公共の利益をも目指すものであるから，この点から見ても，上記発表会における各分科会の発表内容は，一委員会の内部に留めるのではなく，広く会員に発表し，工業会に共有すべきものとされていたと考えるのが妥当である。
したがって，引用例ロに記載の発明は，本件の出願前に公然知られたものとする決定の認定に誤りはない。

○裁判所の判断
１　取消事由１（引用例ロ記載の発明が本件出願前に公然と知られていたとした認定の誤り）について
引用例ロは，「冷蔵庫フロン対応研究技術発表会」との標題と，「日時：平成４年７月３０日（木）１３：００～１６：３０」，「会場：(社) 日本電機工業会　４階ホール」及び「主催：(社) 日本電機工業会　冷蔵庫フロン対応研究委員会」との各記載がある１枚目（表紙）のほか，２枚目以降の記載から見て，平成４年７月３０日に，日本電機工業会（同工業会の会館の趣旨と認められる。）４階ホールにおいて，社団法人日本電機工業会冷蔵庫フロン対応研究委員会が主催して行われた冷蔵庫フロン対応研究技術発表会のプログラム及び発表用のテキスト（レジュメ）等から成る冊子であるものと認められ，そのプログラム部分（２枚目）には，同研究発表会が，冷蔵庫フロン対応研究委員会委員長による開会挨拶及び活動経過報告，冷蔵庫・冷凍サイクル分科会，コンプレッサー分科会及び断熱材分科会の各主査による研究発表（取組状況と解決すべき課題の発表），冷蔵庫技術専門委員会委員長による「海外情報と回収リサイクル対策」と題する報告，冷蔵庫フロン対応研究委員会参加９社の状況報告，質疑応答の順に進行するものとされていることが記載され，また，テキスト目次（３枚目）には，同冊子に，上記３分科会主査の研究発表及び上記冷蔵庫技術専門委員会委員長による報告に係るテキスト等が収録されていること及びその収録頁が記載されている。引用例ロのうち決定が引用する部分（２９，４０，４５頁）は，いずれも，コンプレッサー分科会主査Ａによる「『代替フロン採用コンプレッサー』の開発状況と解決すべき課題」と題する研究発表に係るテキスト（２５頁～４６頁）の一部であり，同テキスト中には，同分科会の構成員が松下冷機，三洋（原告），東芝，日立，三菱電機及び澤藤電機の６社の者（各社２名）であること，同分科会の研究目的が「代替フロン採用における情報交換を通じ，課題と対応策の共有化を図り早期切り換えを目指す」ことも記載されている（２７頁）。

	なお，同テキスト部分は，記載事項が１頁ごとに完結しており，文字が大きく，図表が多用され，各頁にわたって，右肩に「１９９２．７．３０／冷蔵庫フロン対応研究委員会／コンプレッサー分科会」との記載がなされている体裁に照らして，発表時には，プロジェクタ等を用いて画面表示される形式のものと推認される（仮に何らかの事情により上記形式によらなかったとしても，同テキスト部分は出席者に配布されたものと考えられ，以下の検討において格別の差異はない。）。 以上の事実関係によれば，原告を含め，冷蔵庫フロン対応研究委員会は９社の者，コンプレッサー分科会はそのうちの６社の者によって構成されていることが認められる。しかしながら，上記発表会においては，会場が日本電機工業会館４階ホール１か所であり，各分科会の研究発表のほか，各分科会の研究事項を総合した事項に関する報告等（冷蔵庫フロン対応研究委員会委員長による開会挨拶及び活動経過報告，冷蔵庫技術専門委員会委員長による「海外情報と回収リサイクル対策」と題する報告）が行われるものとされていること，各分科会の研究発表に係るそれぞれのテキストが１冊子にまとめられていること、各分科会の構成員は，いわば共同研究員なのであるから，当該構成員だけを対象として改まった形式の研究発表会を行う意味はないことに照らし，各分科会の研究発表が，例えば，各分科会ごとに，当該分科会の構成員のみを対象として行われたものでないことは明白であって，実際には，各分科会の主査が，プログラムに従い，上記会館４階ホールにおいて続けて発表を行ったものと推認することができる。のみならず，上記発表会の主催者は「社団法人日本電機工業会冷蔵庫フロン対応研究委員会」とされているところ，「主催者」という語句の意味自体は，原告主張のとおり，「中心となってある行事や会を催す者」であるとしても，「主催者」という語句の用法としては，当該行事や会に「主催者」以外の者が参加することが予定されている場合に用いるのが通常であること，仮に，上記発表会に参加する者が同委員会を構成する９社の者のみであるとすれば，例えば，コンプレッサー分科会の研究発表について見れば，その構成員である６社の者は，上記のとおり，いわば共同研究員であって，発表者側に属するのであるから，発表の相手方は残り３社の者のみとなるが，そのような少数の者を対象とするにしては，上記発表会を開催すること自体や，プロジェクタ等を用いる発表の形式が大仰に過ぎて不自然と感じられることに鑑みると，上記発表会は，冷蔵庫フロン対応研究委員会を構成する９社のみではなく，さらに広範囲の者を対象として開催されたものと認めることができる。 そして，そのような状況の下では，参加者が，発表された事項について守秘義務を負うものとすることは不自然であるから，引用例ロに記載された発明は，遅くとも本件出願前である上記発表会の開催日（平成４年７月３０日）に公然知られたものと認めることができ，この点についての決定の認定に，原告主張の誤りはない。
N26	**【事件番号：平成16年（ワ）24626号】** ○原告の主張 ４　争点２－２（本件各特許発明２の新規性ないし進歩性の欠如）について ア　乙４文献の作成期日が，各証拠に記載された年月日であるか疑問がある。 とりわけ，乙４の２・３図面（平成１３年１０月３日・５日付け）は，同図面に記載された取鍋が，平成１４年８月４日付け日本坩堝作成の設計図（甲１０図面）と細部を除くと，ほとんど異ならないことからみて，全く信憑性に欠ける。 また，被告並びに大紀，日本坩堝及び中央窯業は，乙４の２・３図面とほとんど同様の加圧式取鍋について，溶融アルミニウム噴出による火災事故から約３週間後の平成１４年１２月２７日，特許出願（特願２００２３８１２８１号）をしている。乙４の２・３図面に記載されている加圧式取鍋が，仮に，公知の発明であれば，被告らは，公知の発明についてあえて特許出願をしたことになり，このような矛盾した態度は，信義則に反するものであり，禁反言の法理に従い，許されるものではない。上記特許出願がなされるまでは，被告外３社においてその詳細について守秘義務を負担していたものである。また，トヨタ自動車についても密接な取引関係にあるものとして信義則上の守秘義務を当然負うものである。 イ　公知ではない乙４の２・３図面に基づく被告主張は，すべて争う。特に，構成要件２－１Ｃ「突き出し部に沿うように内在したライニング」，構成要件２－５Ｄ「前記フレーム内で前記流路の少なくとも一部を囲繞し，端面が前記フレームの開口部の開口面よりも下方になるように埋め込まれた第１の配管と」に相当する構成が示されているかどうか，明らかでない。 ○被告の主張 ４　争点２－２（本件各特許発明２の新規性ないし進歩性の欠如）について 本件各特許発明２は，本件各特許発明２の優先日の前に公開された設計図等（乙４の１ないし３。以下，まとめて「乙４文献」といい，乙４の２・３の設計図を「乙４の２・３図面」という。）に記載された発明と同一であるか，又は，この発明と，引用発明１及び乙５の設計図（以下「乙５図面」という。）を組み合わせることにより，当業者が容易に想到することができたものである。 したがって，本件各特許発明２は，特許法２９条１項又は２項の規定により特許を受けることができないものであり，本件特許２は，請求項１，２及び５について，特許無効審判により無効にされるべきものと認められるから（特許法１２３条１項２号），特許権者である原告は，被告に対しその権利を行使することができない（特許法１０４条の３第１項）。 ア　被告の開発の経緯 平成１３年９月２４日　加圧式取鍋の設計案。パイプの折り畳みを考案（乙１０の１ないし６）

	同年１０月３日　パイプ折り畳み案の図面（乙４の３） 同年１０月５日　土瓶式構想案の図面（乙４の２） 同年１０月１１日　トヨタ自動車を含めた打合せ。乙４文献を，守秘義務を負わないトヨタ自動車に開示 同年１２月１７日，１８日　実湯加圧配湯テスト（乙１２の１ないし５） 平成１４年２月４日　本件特許２の基準時 イ　乙４の２・３図面には，本件各特許発明２の構成がすべて開示されている。すなわち，乙４の２・３図面は，その後，乙３６の平成１４年８月４日日本坩堝作成の図面（以下「乙３６図面」という。）を経て甲１０の平成１４年８月４日日本坩堝作成の図面（以下「甲１０図面」という。）になるものであり，いずれも中央窯業株式会社（以下「中央窯業」という。）のＡが作成したものである。甲１０図面において，乙４の２・３図面と同一の場所にある部材が，構成要件２－５Ｄ「第１の配管」，構成要件２１Ｃ「流路を前記突き出し部に沿うように内在したライニング」（耐火材）を充足することに争いはないのであるから，同一人が作成した概ね同じ内容の設計図について，同一の部材が表されていることは，当業者にとって容易に理解できる。他の各構成要件についても，乙４の２・３図面に記載されていることは明らかである。 したがって，本件各特許発明２は，乙４文献に開示された技術内容と同一であるから，新規性に欠けるか，少なくとも進歩性の欠如の無効原因を有するものである。また，本件特許発明２－２は，請求項２の特許を受けようとする発明の記載が明確でなく，かつ，本件明細書２の発明の詳細な説明が当業者が実施できる程度に明確かつ十分に記載されていないことから，特許法３６条６項２号及び同条４項１号の記載不備の無効理由を有するものである。 ウ　原告の主張に対する反論 ａ）乙４の２・３図面は，同図の記載どおり，平成１３年１０月３日及び５日に作成されたものである。乙４の１及び乙１１からすれば，乙４の２・３図面が，平成１３年１０月１１日に日本坩堝から被告及びトヨタ自動車に開示されたことは明らかである。 ｂ）被告らの行った特許出願（特願２００２－３８１２８１号）は，特許法の規定によれば既に公知技術として特許を受けられない発明であったにもかかわらず，特許法の規定を知らなかったために，原告に対する対抗措置としてなされたものである。したがって，トヨタ自動車への開示行為が公知となるか否かは，被告らの主観とは関係なく，客観的に判断されるべきものである。
	○裁判所の判断 ３　争点２－２（本件各特許発明２の新規性ないし進歩性の欠如）について （１）乙４文献の公知性 被告は，本件各特許発明２は，乙４文献に記載された発明と同一であるか，これから容易に想到し得るものであると主張する。 証拠（乙４の１ないし３）によれば，日本坩堝が，平成１３年１０月１１日，被告に対し，同年９月２４日の打合せに基づき，パイプを折り畳み方式とする等の設計変更をした旨報告し，同報告書には，パイプを折り畳み方式とした設計図（乙４の２図面は平成１３年（２００１年）１０月５日付け，乙４の３図面は同年１０月３日付け）が添付されていることが認められる。 しかし，乙４文献は，日本坩堝から被告に提出された設計図等であり，トヨタ自動車の衣浦工場において使用することを前提とした加圧式取鍋の設計図等である（乙４の１ないし３）。このような開発途中の製品の設計図等は，客観的にみて営業秘密であることが取引担当者間において明らかなものであるから，秘密保持義務については明示的な合意がなくとも，取引担当者の間で，信義則上，当然に，守秘義務が生じるものと認められる。 したがって，乙４文献は，不特定の第三者が知り得べき刊行物には該当せず，乙４文献を主引例とした，本件各特許発明２が新規性ないし進歩性に欠ける旨の被告主張は，その余の点について判断するまでもなく失当である。
N27	**【事件番号：平成18年(行ケ)10358号】**
	○原告の主張 以下のとおり，原告は，本件商標について，本件審判請求登録前３年以内である平成１７年５月２０日以降，少なくとも指定役務中の第４１類「電子計算機端末による通信を利用した語学の教授」につき，商標法２条３項７号に掲げられた商標の使用をしていたが，その事実がないと認定判断した審決には，誤りがある。 １　原告ウェブサイトにおける表示態様について （１）原告は，ウェブサイト（ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｅｎｇｌｉｓｈｔｏｗｎ．ｃｏ．ｊｐ）を開設している。 そのトップページ（以下「原告トップページ」という。）には，当該ページの左上部に，左から順に，青色の吹出し形状の図形と，その右側のオレンジ色の「ｔｏｗｎ．ｃｏｍ」の欧文字が表示されている。当該青色の吹出し形状の図形は，ポップアップ機能を有し，同図形の中には「ｅｉｇｏ」の欧文字と「ｅｎｇｌｉｓｈ」の欧文字とが，数秒間隔で，交互に切り替わる態様で表示されている（甲６。以下，当該表示を「本件吹出し切替画像」という。）。本件吹出し切替画像は，アニメーションＧＩＦと呼ばれる形式で作成された画像であるが，これはコンピュータの画面上においていくつかの異なる静止画面を連続して表示することに

よって，あたかも画像が動いているかのように風のアニメーション風の画像を表示できるものである。
（２）上記の「ｅｉｇｏｔｏｗｎ．ｃｏｍ」のうち，「．ｃｏｍ」の部分は，インターネット関連のビジネスを取り扱う企業，あるいはそのような印象を与える内容を示すものとして多く使用されている語（甲７）であり，自他商品，役務の識別機能を有する部分ではないことに照らすと，「ｅｉｇｏｔｏｗｎ」の部分が，識別機能を有する独立した部分であるということができる。原告（イングリッシュタウン・インコーポレイテッド）は，１９９７年に設立され，米国を本拠として，オンライン英語学習サービスを国際的に展開する世界最大の英会話スクールであり，日本においては，ソフトバンク・グループとの共同出資により，イングリッシュタウン株式会社を２０００年５月に設立し，インターネットの最新のテクノロジーを駆使した総合英語学習サービスを展開している。したがって，「ＥＮＧＬＩＳＨＴＯＷＮ（イングリッシュタウン）」は，日本において既に原告の経営に係る英会話スクールを表すものとして著名商標になっている。そして，原告トップページをはじめ，各ウェブページに「Ｅｎｇｌｉｓｈｔｏｗｎ，Ｅｎｇｌｉｓｈｔｏｗｎ．ｃｏｍ ａｎｄ Ｅｉｇｏｔｏｗｎ ａｒｅ ｔｒａｄｅ ｍａｒｋｓ ｏｗｎｅｄ ｂｙ Ｅｎｇｌｉｓｈｔｏｗｎ，Ｉｎｃ.」と表示されていることから，需要者が「ｅｉｇｏｔｏｗｎ．ｃｏｍ」の欧文字を見た場合，著名商標「ＥＮＧＬＩＳＨＴＯＷＮ」の「ＥＮＧＬＩＳＨ」の部分を日本語に置き換えてローマ字で表した登録商標「ｅｉｇｏｔｏｗｎ」を表示していると容易に理解し，かかる部分を独立して認識するものと考えられる。
上記によれば，原告が原告トップページ上の本件吹出し切替画像において使用した「ｅｉｇｏｔｏｗｎ．ｃｏｍ」の表示は，本件商標と社会通念上同一と認められる商標である。
（３）原告トップページには，「学習プラン」，「ライブ英会話」，「自己学習教材」，「品質保証」及び「無料でトライ」のカテゴリーに分かれた案内が表示され，各カテゴリー部分の図形をクリックした場合に表示されるページには，英会話を習得するために必要な学習内容及び原告の提供する英会話レッスン並びに学習教材の内容等に関する情報が記載されている。そして，閲覧者が，各カテゴリの右上に表示された「会員登録」の文字が表示されたボタンをクリックすると，会員登録に関する画面が表示され，会員登録がされた場合には，ユーザーはオンラインで英会話レッスンを受講し，また学習教材を購入することも可能となる。これらの事実からすれば，原告は，少なくとも本件商標の指定役務中の第４１類「電子計算機端末による通信を利用した語学の教授」に関する役務を行っていたものであり，これは「電磁的方法により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為」（商標法２条３項７項）であるから，本件商標と社会通念上同一と認められる商標を右役務について使用していたといえる。
２　本件吹出し切替画像の使用の有無及び時期について
以下のとおりの事実経緯によれば，原告トップページ上の本件吹出し切替画像は，平成１７年５月２０日以降，閲覧可能な状態にあったことが明らかである。
（１）原告関係者の陳述書及び電子メール等の資料
ア　原告トップページに本件吹出し切替画像を表示することを発案したのは，原告代表者のフィッシャーである。そして，原告の香港における原告の子会社イングリッシュタウン香港の従業員カルビン・ホーが，本件吹出し切替画像を作成した。本件吹出し切替画像は，フィッシャーにより承認され，平成１７年５月２０日（日本時間），原告の日本における子会社であるイングリッシュタウン株式会社（以下「日本子会社」という。）の代表取締役大前エニオに電子メールで転送された。同電子メールを受け取った大前は，同日，直ちに本件画像を原告のウェブサイトに掲載することを提案し，同時に，原告の従業員で，原告のウェブサイトの維持管理を担当している武部祥子に，本件画像について協議するための電子メールを送付した。武部は，大前からの指示に基づき，同日，直ちに本件吹出し切替画像を原告トップページにおいて表示するために必要な作業を行い，これを完成させた。その後，武部は，大前に対し，作業完了を電子メールで報告した。これらの経緯及び電子メールの送受信があったことは，甲１６ないし１８（陳述書及びこれらの添付資料）により明らかである。
イ　これに対して，被告は，甲１６ないし１８号証の陳述書に添付資料して添付した電子メール記録につき，電子メールの受信と送信の時系列が前後する矛盾があると主張する。
しかし，被告の主張は，以下のとおり理由がない。そもそも電子メールを受信した場合に，当該メールの送受信日時として受信者の時間帯（タイムゾーン）に基づく時刻が表示されるか，発信者の時間帯に基づく時刻が表示されるかは，受信者のメールソフトの種類及びその設定により異なる。
したがって，メールを受信した者が，受信メール（旧メール）の文書を存置したまま新たに文章を作成して返信ないし転送メール（新メール）を発信した場合，旧メールの送受信日時として記載されている部分が旧メールの受信者の時間帯に基づく表示となるか発信者の時間帯に基づく表示になるかは，旧メールの受信者のメールソフトの種類，設定により異なる。フィッシャーの使用するメールソフトは，受信メールの送受信日時として，当該メールの送信者の時間帯に基づく日時が記載される設定となっているから，甲１６ないし１８の陳述書添付資料の電子メール記録に被告の指摘するような矛盾はない。
（２）ウェイバックマシンにおける原告ウェブサイトの保存
ア　インターネット・アーカイブ（ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ａｒｃｈｉｖｅ．ｏｒｇ）は，ウェブサイト及びマルチメディア資料のアーカイブ（保存）を行っている民間団体であるが，同団体の運営するサイトの一つとして「ウェイバック・マシン」がある。このサイト（ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ａｒｃｈｉｖｅ．ｏｒｇ

	／ｗｅｂ／ｗｅｂ．ｐｈｐ）は，その性質上日々絶え間なく変化するインターネットのウェブサイト上のデータを，１９９６年以降，コンピュータプログラムを使用して自動的に，かつ定期的に保存し，時系列にしたがってデータベースとして蓄積させることにより，特定のウェブサイトが過去の一時点に，どのような内容であったかを後に遡って見ることができるというサービスを提供している。ウェイバック・マシンといえどもインターネット上のすべてのページを保存しているわけではなく，またウェブサイト内のデータの一部は保存されていない場合もあるが，第三者機関の収集している電子データとして，その正確性，信頼性は相当程度に高い。 イ　ウェイバック・マシンには，原告のウェブサイト（ｗｗｗ．ｅｎｇｌｉｓｈｔｏｗｎ．ｃｏ．ｊｐ）のデータも収集，保管されている。現在，ウェイバック・マシンのサイトには，平成１８年5月１９日までの原告のウェブサイトの過去データが公開されている（甲２０）。そして，右リストのうち，「Ｍａｙ　２２，２００５」と表示された部分をクリックすると，画面が切り替わり，平成１７年5月２２日に保存された原告のウェブサイトのデータを見ることができ，これによれば，当該画面の左上には，本件吹出し切替画像が表示されている（甲２１）。したがって，原告が平成１７年5月２０日に原告トップページ上に本件吹出し切替画像を掲載し，これが誰にでも閲覧可能な状態になっていたことが明らかである。 ウ　これに対して，被告は，ウェイバック・マシンが，その日付どおりの過去のウェブサイトの内容を正確に表示するものではないと主張し，その根拠として，「ＮＩＫＫＥＩ　ＮＥＴ」の複数の異なる日（２００６年4月7日，１０日，１１日及び１４日付け）のウェブサイトであるにもかかわらず，ウェイバック・マシン上には同一の画像が表示される例を挙げている。しかし，ウェイバック・マシンにおいて正確な記録ができていない場合があったとしても，ウェイバック・マシンの保存するデータの信頼性が失われるものではなく，原告トップページに本件吹出し切替画像が表示されていた事実が揺らぐものではない。
	○被告の主張 以下のとおり，原告トップページ上の本件吹出し切替画像が平成１７年5月２０日に表示されていたとの事実は，原告提出の証拠によっては認められない。 １　原告ウェブサイトにおける表示態様について 争う。甲１０に「ｅｔｏｗｎ．ｇｉｆ」の画像ファイルの更新日時が「２００５年5月２０日」と示されているからといって，この日にデータの更新がされたことを客観的に証明するものとはいえない。 ２　本件吹出し切替画像の使用の有無及び時期について （1）原告関係者の陳述書及び電子メール等の資料 原告は，甲１６ないし１８の陳述書及び電子メールの作成日等から，平成１７年5月２０日に原告トップページにおいて本件吹出し切替画像が閲覧可能な状態となっていたと主張する。しかし，原告の主張は，以下のとおり失当である。 ア　電子メール作成日は，作成者が使用するコンピュータで設定した日時に依存して記録されるものであり，容易に改ざんすることができ，また，送受信が完了した電子メールの内容を改ざんすることも容易である。したがって，電子メールの作成日等の記載は，本件吹出し切替画像が平成１７年5月２０日に原告トップページにおいて閲覧可能な状態であったことを証明する客観的な証拠にはならない。 大前，武部及びフィッシャーの陳述書（甲１６ないし１８）も，これらの者は，第三者ではなく，原告の代表者ないしその子会社の関係者である点でそもそもその供述内容については信用性が低い上，陳述書の内容も，他の者の陳述書の内容を事前に確認した上で作成されたものであって，証拠価値の乏しいものである。 イ　本件吹出し切替画像を掲載するに至った経緯には，以下のとおり不自然な点が存在する。まず，フィッシャーが発案し，カルビン・ホーが画像が作成したとするが，フィッシャーもホーも日本人でないにもかかわらず，「Ｅｎｇｌｉｓｈ」の日本語訳である「英語」をローマ字表記した「Ｅｉｇｏ」というロゴを発案することは不自然である。また，原告は，「Ｅｎｇｌｉｓｈｔｏｗｎ」という名称で世界的に事業展開していたものであり，原告トップページの左上の人目をひく部分には「Ｅｎｇｌｉｓｈｔｏｗｎ」のロゴが掲載されており，原告を示す表示として広く知られるに至っていたにもかかわらず，これを「Ｅｉｇｏｔｏｗｎ」のロゴを含む本件吹出し切替画像に変更する合理的な理由は見いだせない。原告トップページに掲載した本件吹出し切替画像を閲覧した者は，原告ウェブサイトにアクセスしたかどうか疑問を抱き，困惑するはずであるから，原告トップページに本件吹出し切替画像を掲示することは，通常の経営判断としては到底考えられない。 ウ　また，原告は，陳述書及びその添付書類（甲１６ないし１８）並びに電子メールのファイル（検甲１）により，平成１７年5月２０日にフィッシャー，ホー，大前及び武部の間で，原告トップページに本件吹出し切替画像を表示するため，電子メールが送受信されたことが明らかであると主張する。しかし，これらの証拠中，電子メールファイルには，受信日時の記録がなく，送信日時と添付ファイルの変更日時・作成日時が矛盾するのみならず（乙１の１ないし８），以下のとおり，電子メール本文記載の送信日時の時系列に，決定的な矛盾があり，信用性に乏しい。 すなわち，電子メールを受信した者が，メールソフトの返信・転送機能を用いて，受信メール（旧メール）の文書を存置したまま新たに文章を作成して返信ないし転送メール（新メール）を発信した場合には，メール本文中に存置した受信メール（旧メール）につき送受信日時が記録される。

旧メールの送受信日時は，当該メール（旧メール）を受信した者の時間帯（タイムゾーン）に基づく時刻が表示されるため，時間帯の異なる者の間でメールのやりとりが行われた場合には，時差を考慮して検討する必要がある。この点を考慮して，甲１６ないし１８の陳述書添付資料に記載された電子メールの記録を再検討すると，旧メールの受信日時と新メールの送信日時との間で，前後矛盾するものが存在するから，当該メールの記録は信用性が乏しい。

（２）ウェイバックマシンにおける原告ウェブサイトの保存

ア　原告は，ウェイバック・マシンに原告のウェブサイトのデータが収集・保管されており，同サイトにおけるリストの「Ｍａｙ　２２，２００５」と書かれた部分をクリックすると，本件吹出し切替画像の表示された原告トップページの映像が現れるから，平成１７年５月２２日当時に閲覧できた原告トップページに本件吹出し切替画像が掲載されていたことは明らかであると主張する。

イ　しかし，ウェイバック・マシンは，あくまで過去のウェブサイトがどのような内容のものであったかを示す参考資料として運用されているにすぎないのであって，ウェイバック・マシンの管理者自身も，その利用規約の中で記録内容の正確性について保証しないことを明示している（乙９）。

以下の例によれば，ウェイバック・マシンは，過去のある時点におけるウェブサイトの内容を正確に記録しているものではないことが明らかである。すなわち，乙１１の２ないし５は，２００６年４月７日，１０日，１１日及び１４日付けのそれぞれの日経新聞のホームページとしてウェイバック・マシンに記録されているウェブサイトの内容であるが，そこに表示されている株価チャートはすべて同一である。そして，ウェイバック・マシンが当該株価チャートを実際に保存・記録した日時は２００６年４月２０日である（乙１１の１）。すなわち，ウェイバック・マシンは，２００６年４月２０日に保存・記録した画像であるにもかかわらず，２００６年４月７日，１０日，１１日及び１４日付けの日経新聞のホームページで当該株価チャートを閲覧できたかのような表示をしていることがこれによって分かる。

○裁判所の判断

１　当裁判所は，本件各証拠によって，原告トップページにおいて，平成１７年５月２０日に本件吹出し切替画像が掲載され，以降閲覧可能となっていたことを認めることはできず，審決には事実認定を誤った違法はないと判断する。その理由は，以下のとおりである。

（１）原告ウェブサイトにおける表示態様（甲１０）について

甲１０は，コンピュータ上に起動した３つのウィンドウ画像をプリントアウトしたものである。左上に位置する第１のウィンドウ画像には，Ａｄｄｒｅｓｓ欄に「Ｄ：￥ｗｗｗ￥ｉｍａｇｅｓ￥ｅｔｏｗｎ．ｇｉｆ」と表記され，青色の吹き出し形状の図形の中に白色の「ｅｉｇｏ」の欧文字とその右側にオレンジ色の「ｔｏｗｎ．ｃｏｍ」の欧文字が表示されており，右上に位置する第２のウィンドウ画像には，Ａｄｄｒｅｓｓ欄に「Ｄ：￥ｗｗｗ￥ｉｍａｇｅｓ」と表記され，ファイル表示欄の３列目に「Ｎａｍｅ」として「ｅｔｏｗｎ．ｇｉｆ」，「Ｓｉｚｅ」として「２３ＫＢ」，「Ｔｙｐｅ」として「ＧＩＦ　Ｉｍａｇｅ」，「Ｄａｔｅ　Ｍｏｄｉｆｉｅｄ」として「５／２０／２００５１０：１６ＡＭ」と各表示され，下側に位置する第３のウィンドウ画像には，アドレス欄に「ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｅｎｇｌｉｓｈｔｏｗｎ．ｃｏ．ｊｐ／」と表記され，当該ページの左上に，左から順に，青色の吹き出し形状の図形の中に白色の「ｅｉｇｏ」の欧文字，及びその右側にオレンジ色の「ｔｏｗｎ．ｃｏｍ」の欧文字が表示されている。

そうすると，確かに，これら３つのウィンドウ画像をみる限りにおいては，サーバーの中のＤドライブにある「ｅｔｏｗｎ．ｇｉｆ」は，平成１７年５月２０日に修正され，同日以降，原告トップページにアクセスすれば，本件吹出し切替画像を閲覧することができたように見える。

しかし，一般的に，コンピューターの画面上に表されている作成日やアドレス，ファイル名（甲１０においては，「ｅｔｏｗｎ．ｇｉｆ」ファイルの「ｅｔｏｗｎ」の部分）等は，これを書換えたり，あるいは画面（コンテンツ）自体を差し替えることが容易であり，例えば，ウェブサイトにデータをアップロードした日時，すなわちデータの更新日時は，個々のコンピュータに連動しているため，これを操作することで容易に真実と異なる日時を表示させることができる（乙２参照）。したがって，甲１０の表示内容をもって，直ちに原告トップページにおいて平成１７年５月２０日以降本件吹出し切替画像が閲覧可能な状態にあったと認めることはできない。

（２）原告関係者の陳述書及び電子メール等の資料について

原告は，原告代表者フィッシャー並びに日本子会社の大前及び武部の陳述書並びにこれらの者の間で送受信した電子メール等（甲１６ないし甲１８）によれば，原告トップページ上の本件吹出し切替画像が平成１７年５月２０日以降閲覧可能な状態にあったことが明らかであると主張する。

しかし，上記主張には理由がない。

まず，電子メール（甲１６ないし１８の陳述書添付資料）については，その作成日は，作成者が使用するコンピュータで設定した日時に依存して記録されるものであって，容易に真実と異なる日時を表示することができるし，また，受信した電子メールの内容をその後に容易に訂正することもできる（乙３ないし５参照）。しかるに，フィッシャー，ホー，大前及び武部の間で送受信された電子メールのファイルを保存したものとして原告が提出したＣＤロム（検甲１）に記録されたファイルの内容を検討すると，これらのファイルには，電子メールファイルに受信日時の記録がなく，送信日時と添付ファイルの変更日時・作成日時が矛盾しているなどの点が認められる（乙１の１ないし８参照。なお，この点を指摘する被告の主張に対して，原

	告は，何ら具体的な説明ないし反論をしていない。）。 　また，原告は，本件吹出し切替画像が掲載された具体的経緯として，原告代表者フィッシャーの発案により，カルビン・ホーが画像を作成したと主張する。しかし，日本人ではないフィッシャー及びホーが，「Ｅｎｇｌｉｓｈ」の日本語訳である「英語」という語をローマ字表記して「Ｅｉｇｏ」というロゴを使用することを発案したというのは不自然であるし，自らを表す表示として「Ｅｎｇｌｉｓｈｔｏｗｎ」という名称を用いて世界的に事業展開していた原告が，原告トップページの目立つ位置に，「Ｅｉｇｏｔｏｗｎ．ｃｏｍ」（これは，競業者である被告の会社名と同一である。）のロゴを含む本件吹出し切替画像を掲載することは，経営判断としても合理性を欠くものといえる（これらの点を指摘する被告の主張に対して，原告は，何ら具体的な説明ないし反論をしていない。なお，甲１６及び弁論の全趣旨によれば，本件訴訟の係属時を通じて，原告トップページに，本件吹出し切替画像を掲載していないが，このことは，そもそも本件吹出し切替画像を掲載する合理性及び必要性が存在しなかったことを推認させる。この点について，大前は，その陳述書（甲１６）において，審決の結果を受けて原告トップページから本件吹出し切替画像を外したとの理由を述べているが、合理的な理由とは到底いえない。）。 　さらに，フィッシャー，大前及び武部の各陳述書（甲１６ないし１８）も，画一的で似通った内容であって，直ちに措信できるものではない。 （３）ウェイバックマシンにおける原告ウェブサイトの保存 　原告は，ウェイバック・マシンに原告のウェブサイトのデータが収集・保管されており，同サイトにおけるリストの「Ｍａｙ　２２，２００５」と書かれた部分をクリックすると，本件吹出し切替画像の表示された原告トップページの映像が現れるから，平成１７年５月２２日当時の原告トップページには，本件吹出し切替画像が掲載されていたことは明らかであると主張する。 　しかし，ウェイバック・マシンについては，利用規約に記録内容の正確性について保証しないことが記載されている上（乙９），現に，ウェイバック・マシンに記録されている日経新聞のウェブサイトの内容について，真実と異なる内容が表示されている例が存在すること（乙１１の１ないし５，１２。なお，このことは，原告は積極的に争っていない。）に照らせば，甲１９ないし２４をもって，直ちに原告トップページにおいて平成１７年５月２０日以降本件吹出し切替画像が閲覧可能な状態となっていたことを認めることはできない。
N28 N29 N30	**【事件番号：平成16年（ワ）17929号、平成16年（ワ）20404号、平成17年（ワ）16706号】** ○原告の主張 １０　争点３－２（本件発明が新規性又は進歩性欠如の無効理由を有するか）について ア　ＡＲＣ／ＩＮＦＯマニュアルＶ５は新規性及び進歩性欠如の証拠たり得ないこと ａ）被告を含む無効審判請求人は，平成１２年９月２７日，本件無効審判事件において，特許庁に対し，証拠として提出したＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアル類等を「日本語版が出版され公知となった事実を証明することが困難」であるとの理由により撤回しているのであって，これらが「特許出願前に日本国内において公然知られた発明」，「特許出願前に日本国内において公然実施をされた発明」（平成１１年法律第４１号による改正前の特許法２９条１項１，２号）に該当しないことは明らかである。 　また，上記マニュアル類（日本語版及び英語版）は，いずれも「特許出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物」（特許法２９条１項３号）に該当しない。なぜなら，同号にいう「頒布」とは当該刊行物が一般大衆により閲覧可能な状態で配布されていることを要し，「刊行物」とは頒布により公開されることを目的として複製された文書や図面の情報伝達媒体を指すところ，上記マニュアル類はＡＲＣ／ＩＮＦＯのライセンシーに限り配布されるものであって，いずれの要件も満たさないものだからである。この事実は，被告がＥＳＲＩ社との間で締結したディストリビュータ合意書によれば，ディストリビュータはソフトウェアパッケージ（ソフトウェアをサポートするための図解，説明書，文書を含む：第３条）に関する秘密保持義務を課されていること（第１１条），及び沖縄県がＥＳＲＩ　社との間で締結した間接的ライセンス合意書においてもライセンシーは同様の秘密保持義務を課されていることからも明らかである（第９条）。 　したがって，被告が挙げる証拠はいずれも新規性・進歩性欠如の主張の根拠たり得ない。ｂ）被告が，営業活動の過程で上記マニュアル類に基づいた説明を行ったとしても，マニュアルに記載された「発明」が公知となるものではない。 　顧客への説明に用いた上記マニュアル類に記載されているというだけで，当該マニュアル類に記載された技術事項のすべてが「公然知られた」状態になるものではない。すなわち，仮に，営業活動における説明の過程で顧客に知得された技術的事項があったとしても，公知となり得る事項はあくまでもそこで現実に説明された事項のみに限られる。したがって，マニュアル類に基づく説明を行っているという一事をもって，マニュアル類に記載されている事項がすべて「公知」となることはない。 　また，ある発明の公然実施があったといえるためには，少なくとも，秘密保持義務を有しない者が発明内容を知り得る状態で特許法２条３項所定の実施行為を行うことを要するところ，被告が営業活動においてＡＲＣ／ＩＮＦＯの実演や機能説明を顧客に対して行ったとしても，実際に実演された機能以外の機能まで公然実施されたとはいえないし，そもそもデータ処理のアルゴリズムの内容を知り得る状態での実施がなされることもあり得ない（なお，被告の主張によれば，アルゴリズムはＥＳＲＩ社の営業秘密に該当するとされている（乙２８）。）。

	加えて，仮に，本件特許出願がなされる以前において，被告がＡＲＣ／ＩＮＦＯの実演や上記マニュアルによる説明を顧客に行ったことがあったとしても，それはデジタイザを用いたデータ入力方法に関する範囲であって，本件発明に類する技術が実演されたり，説明されたとは考えられない。「沖縄県森林情報システム御提案書」（甲３０）は，本件特許出願の優先日（平成３年６月２４日）直後の平成３年７月に被告が沖縄県に対して提出した提案書であるが，その７項の「地図情報の入力工程」および「作業内容」，ならびに９項の「ハードウェア構成」の項目における各記載からも明らかなとおり，被告は当時なお，デジタイザによるデータ入力方法を前提とする営業活動を行っていた事実が認められ，オンスクリーン入力を含む他の入力方法については，同提案書中で一切触れられていない。
	○被告の主張 １０　争点３－２（本件発明が新規性又は進歩性欠如の無効理由を有するか）について ア　ＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアル類が「刊行物」（特許法２９条１項３号）に該当することについて 被告他審判請求人らは，本件無効審判事件において，審判長より，ＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアル類（日本語版）の日付の特定ができないので撤回するように強く示唆され，他の証拠で本件特許を十分無効にできると判断したため，これらを撤回したにすぎないのであって，被告自身が刊行された日付を特定できないと考えていたのではない。 特許法２９条１項３号の「刊行物」というためには，不特定又は多数の者を対象としているという「公開性」と，対象物が本来的に配布する目的であるという「頒布性」が必要である。ＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアル類は，少なくともライセンシーに配布することを目的とする文書であり，「頒布性」の要件を満たす。また，ディストリビューター契約第２条及び第４条から明らかなとおり，ＡＲＣ／ＩＮＦＯのディストリビューターたる被告は，独立の立場で不特定の第三者に対してＡＲＣ／ＩＮＦＯのライセンスを付与することができ，また，ライセンシーはすべからくＡＲＣ／ＩＮＦＯの各種マニュアルの配布を受けるのであるから，ＡＲＣ／ＩＮＦＯの各種マニュアルは，いずれも「公開性」を満たす。 仮に，ＥＳＲＩ社とのライセンス契約に規定される秘密保持条項の存在によりライセンシー間で秘密が保たれている間は「公開性」を充たさないとの解釈が採用されたとしても，Ｃ元オハイオ州立大学地理学教授らの宣誓供述書（乙４１ないし４４）が示すとおり，既にその秘密性は破られているため，この場合であっても，ＡＲＣ／ＩＮＦＯの各種マニュアル類は「公開性」を充たす。 現に，ＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアル類は，本件発明の出願前から，日本国内のみならず，ＥＳＲＩ社によって世界中で広く頒布されていた。被告において確認したところ，海外におけるＡＲＣ／ＩＮＦＯのライセンシーの数は，本件発明の優先日前である平成３年（１９９１年）５月の時点で約３４００社であり，日本国内におけるＡＲＣ／ＩＮＦＯのライセンシーの数は，本件発明の優先日直後の平成３年（１９９１年）１０月の時点で約８０社であった。当然，各ライセンシー内の複数の社内関係者がＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアル類に触れることになるので，数千，数万という規模の人間が，ＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアル類に触れていた計算になる。 被告はＡＲＣ／ＩＮＦＯのディストリビューターとして，営業宣伝のためにＡＲＣ／ＩＮＦＯ及びマニュアル類を第三者にデモンストレーションをする権利を有するものであり，実際，被告は，ＡＲＣ／ＩＮＦＯの営業にあたって，何ら守秘義務を負わない売り込み先の第三者に対し，ＡＲＣ／ＩＮＦＯの実演及びマニュアル類に基づいたＡＲＣ／ＩＮＦＯの説明を行ってきたのであるから，ＡＲＣ／ＩＮＦＯマニュアル類に記載された発明は，被告の営業活動によって，本件出願優先日当時，既に公知・公用の発明である。よって，仮に，ＡＲＣ／ＩＮＦＯマニュアル類の「刊行物性」が否定されたとしても，ＡＲＣ／ＩＮＦＯマニュアル類に記載された発明によって本件発明が無効になるとの結論に変わりはない。
	○裁判所の判断 １　ＡＲＣ／ＩＮＦＯマニュアルＶ５が「日本国内又は外国において，頒布された刊行物」（特許法２９条２項，１項３号）に該当するかについて （１）証拠（乙１７，１８，２１，２２，３７，３８，４１ないし４４）によれば，次の事実が認められる。 ＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアル類は，ＥＳＲＩ社により作成されたものであり，ライセンシーに配布することを目的とする文書である。被告とＥＳＲＩ社との間のディストリビュータ契約によれば，ＡＲＣ／ＩＮＦＯのディストリビュータである被告は，ソフトウェアパッケージ（ソフトウェアをサポートするための図解，説明書，文書を含む。）に関する秘密保持義務を課され，ディストリビュータの顧客も，ソフトウエアパッケージについて秘密保持義務を負い，顧客が一時に保有することのできるソフトウェアのコピーは３部に制限されている（乙１７の１１条）。また，被告は，ソフトウェアパッケージを実演し販売するため，ライセンシーとなることに同意した顧客から，事前にＥＳＲＩ社が定めるライセンス契約書を徴求し，ＥＳＲＩ社の承認の後に，ライセンス対象プログラム及び必要なマニュアル類を配布することになっている（乙１７の４条，６条）。 ＡＲＣ／ＩＮＦＯのライセンシーの数は，本件発明の優先日前である平成２年（１９９０年）末の時点で約２７００システムであり，日本国内に限ってみても，平成３年（１９９１年）３月の時点で約８０システム（ライセンス）であった。 ＡＲＣ／ＩＮＦＯのライセンシーは，米国及び６０以上の諸外国の森林・自然資源機関，水管理機関，連

	邦諸機関，中央・地方政府，コンサルタント会社，石油会社，測量・地図会社及び大学等である。 ライセンシーのＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアル類の使用実態は，次のとおりである（乙４１ないし４４）。 オハイオ州立大学の地理学コースでは，ＡＲＣ／ＩＮＦＯのすべてのバージョン（１９８７年から１９９１年）を受領しており，バージョン３及びバージョン５のマニュアル類もその都度受領していた。そして，ＡＲＣ／ＩＮＦＯ及び同マニュアル類は，地理情報システム研究室に出入りする教職員及び学生の利用に公然と供されていた。また，同研究室の教職員は，時々，ＥＳＲＩ社発行のマニュアルの全部又は一部をコピーし，教材として学生に配布していた。また，教職員や学生が使用する目的等のために，追加の部数のマニュアルをＥＳＲＩ社に求めたことが幾度かあり，それらを無料で受領している。 カリフォルニア州立大学ノースリッジ校地理学部においても，遅くとも１９８７年ころには，ＡＲＣ／ＩＮＦＯとそのマニュアルが教師及び学生により利用されており，その一部が学生に参考資料として，秘密保持義務を伴うことなしに，配付されていた。 ＥＳＲＩ社の販売店及び販売員は，１９８０年代から１９９０年代にかけて，販売現場で，ソフトウェアの性能を説明するために，将来の顧客及びビジネスパートナーに対し，上記マニュアル類（ＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアルバージョン３及び５）を継続的に使用して説明し，必要に応じ，秘密保持義務を課すことなく，その抜粋（写し）を提供していた。ＥＳＲＩ社は，マーケティング活動において顧客となる可能性がある者に上記マニュアル類を提供することを被告にも推奨しており，被告のみならず，ＥＳＲＩ社も，マーケティング活動において，何らの秘密保持義務を課すことなく，マニュアル類の抜粋を顧客となる可能性がある者に提供する場合があった。 （２）前記認定の事実によれば，ＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアル類は，ＡＲＣ／ＩＮＦＯマニュアルＶ５も含め，多数のライセンシーとその社員，従業員，学生など不特定多数の人に頒布され，その内容が公開されていること，マニュアル類自体には，ソースコード等の開示はなく（乙１３，１４），高度の秘密情報が記載されているものではないこと，ＡＲＣ／ＩＮＦＯの営業活動においては，当該マニュアル類が実際には厳格に秘密として管理されておらず，契約条項において定められている秘密保持条項は，実際には，ソフトウエアを念頭に置かれたものであり，マニュアルについては営業政策上厳格な秘密保持義務を課していたとまでみることはできないことが認められ，以上によれば，ＡＲＣ／ＩＮＦＯマニュアルＶ５を含む上記マニュアル類は「日本国内又は外国において頒布された刊行物」に該当するものと認められる。 したがって，ＡＲＣ／ＩＮＦＯマニュアルＶ５は，「日本国内又は外国において，頒布された刊行物」として，進歩性を判断する資料となるものである。
N31	**【事件番号：平成17年（行ケ）10815号】** ○原告の主張 ３　取消事由３（甲８の出願前頒布刊行物性についての認定の誤り） 審決は，「甲３及び甲４には，参考文献として甲２の論文が引用されているが，このことから甲２の論文の複製物が交付されたとは必ずしもいえず，その論文が収蔵されている図書館でそれを閲覧して引用する場合等も考えられる。」（審決書７頁３８行～８頁３行）及び「また，甲３の文献で甲２の論文を引用するところは，導入部（甲３の１頁「ＩＮＴＲＯＤＵＣＴＩＯＮ」参照）の一箇所のみであって，導入部における単なる紹介程度の引用では，他の文献を十分に理解することが普通とも言い切れないから，これによって甲３の文献の著者は，その論文の作成前に写しを入手していたとは必ずしも言えない。」（審決書８頁１１～１５行目）とする。 しかしながら，論文の著者が文献を引用する場合は，論文を見た第三者が引用した文献を入手することができることを確認した上で引用するものである。 甲２は，オークランド工科大学の土木工学科におけるレポートであるから，一般の刊行物のように入手できるものではないことは，当然に認識されるものである。 このような文献を引用する際に，その文献の著作者から聞き取っただけで，その文献が入手できるか否かの確認もせずにその文献を自らの論文に引用することはあり得ない。 したがって，審決の上記判断は，少なくとも甲３については誤りであり，これを理由として甲２の原本の複製物が本件特許出願前に頒布されていないとする審決の認定判断は誤りである。 ○被告の主張 ３　取消事由３（甲８の出願前頒布刊行物性についての認定の誤り）に対して 原告は，甲８が甲９の論文に引用されていることから，第三者が甲８を入手できることが確認されていたと主張するが，論文で文献を引用するに当たっては，当該文献の写しを第三者が入手できる場合に限らず，当該文献を図書館等で閲覧することができる場合であれば，当該論文を引用することはあり得るのであるから，甲８を甲９の論文に引用するに当たって，第三者による入手可能性が確認されていたとは必ずしもいえない。 なお，甲９の論文の著者は，オークランド大学に学び，鉛プラグ入り積層ゴムの分野で学問的業績をなしたことが紹介されている（乙１３）ことから，甲８の論文の著者と甲９の論文の著者とは，師弟関係，研究者仲間等の個人的な関係を有している可能性があり，甲９の論文の著者が，甲８の論文の著者から個人的に甲８の論文の内容を教示されていた可能性も否定できない。 したがって，甲８は本件特許の出願前に頒布された刊行物とはいえないとした審決の判断に誤りはない。

	○裁判所の判断 ３　取消事由３（甲８の出願前頒布刊行物性についての認定の誤り）について 審決は，甲８（「ＵＮＩＶＥＲＳＩＴＹ　ＯＦ　ＡＵＣＫＬＡＮＤ　ＳＣＨＯＯＬ　ＯＦ　ＥＮＧＩＮＥＥＲＩＮＧ　ＤＥＰＡＲＴＭＥＮＴ　ＯＦ　ＣＩＶＩＬ　ＥＮＧＩＮＥＥＲＩＮＧ「ＲＥＰＯＲＴ　Ｎｏ．２８９　ＬＥＡＤ　ＲＵＢＢＥＲ　ＤＩＳＳＩＰＡＴＯＲＳ　ＦＯＲ　ＴＨＥ　ＢＡＳＥ　ＩＳＯＬＡＳＩＯＮ　ＯＦ　ＢＲＩＤＧＥ　ＳＴＲＡＵＣＴＵＲＥＳ」，ＢＹ　Ｓ．Ｍ．Ｂｕｉｌｔ　ＡＵＧＵＳＴ，１９８２」，甲８）について，「甲８の記載（Ａ）からは，甲８の論文原本が１９８２年８月に作成されたことを推定できるが，論文原本は通常公衆に対し頒布により公開を目的として作成されたものではないから，特許法２９条１項３号にいうところの刊行物ということはできない。また同記載（Ｂ）からは，複製物である甲８自体が少なくとも１９９４年以降に作成されたことを推定できるが，本件特許の出願日（本件特許の場合は優先日である平成７年（１９９５）８月４日，以下同様。）以前に作成されたことを示す記載はない。そして，甲８のその他の記載からも，本件特許の出願日以前に，甲８の論文原本自体が公開されて公衆の自由な閲覧に供されていたことを示す記載もなく，かつその複写物が公衆からの要求に即応して遅滞なく交付される態勢が整っていたことを示す記載もない。」として，特許法２９条１項３号にいうところの刊行物には該当しないと認定判断した。 原告は，この認定判断を争わないものの，甲８が，甲９（「“ＨＩＧＨ－ＳＴＲＡＩＮ　ＴＥＳＴＳ　ＯＮ　ＬＥＡＤ－ＲＵＢＢＥＲ　ＢＥＡＲＩＮＧＳ　ＦＯＲ　ＥＲＴＨＱＵＡＫＥ　ＬＯＡＤＩＮＧＳ”ＢＵＬＬＴＩＮ　ＯＦ　ＴＨＥ　ＮＥＷ　ＺＥＡＬＡＮＤ　ＮＡＴＩＯＮＡＬ　ＳＯＣＩＥＴＹ　ＦＯＲ　ＥＡＲＴＨＱＵＡＫＥ　ＥＮＧＩＮＥＥＲＩＮＧ　ＶＯＬ．１７，Ｎｏ．２，ＪＵＮＥ，１９８４」，甲９）において引用されていることに関し，論文の著者が文献を引用する場合は，論文を見た第三者が引用した文献を入手することができることを確認した上で引用するものであることを理由として，甲８の原本の複製物が本件特許出願前に頒布されていないとした審決の認定判断は誤りであると主張する。 （１）甲８は，「オークランド工科大学土木工学部レポートＮｏ．２８９橋梁構造物のための鉛・ゴムエネルギー吸収装置」という表題の論文の複写物であって，その２頁には，「オークランド大学学位（または卒業証書）のために提出された論文の本コピーは，貴方の要求に応じて，１９９４年の著作権法第５６条に基づき，貴方に提供される。」と記載されている。上記記載によれば，甲８の原本は，オークランド大学図書館に所蔵されている論文であって，要求に応じて，その複写物が提供される態勢にあると認められるものの，甲８の原本が，いつから，公衆の閲覧に供され，要求に応じてその複写物が提供される態勢にあったのかは，不明といわざるを得ず，複製物としての甲８についても，少なくとも平成６年（１９９４年）以降に作成されたことは推認できるが，本件特許出願に係る優先日前に作成されたことを示す証拠はない。 （２）他方，甲９は，「地震荷重に関する鉛－ゴム支承の高ひずみ試験」（ニュージーランド国地震工学会会報第１７巻，第２号）の複写物であって，甲９の最下行には，「ＪＵＮＥ　１９８４」と記載されていることから，その発行日は，１９８４年６月（甲９の１頁最下行）であると認められる。甲９の１頁の「ＩＮＴＲＯＤＵＣＴＩＯＮ」において，「鉛プラグによって与えられる減衰作用を有する積層ゴム支承の使用は，ウエリントンのウイリアムクレイトンビルディングの建造物に至るというニュージーランドにおける先駆的な仕事に続き，現在ビィルディング及び橋桁の基礎の分離として世界中に受入れられた技術である。（１－８）」と記載され，１０５頁の右欄に甲８の原本が引用されている。 原告は，論文の著者が文献を引用する場合は，論文を見た第三者が引用した文献を入手することができることを確認した上で引用するものであると主張するが，論文を引用する場合において，第三者の入手が困難なものであっても，内容的に重要な論文などを引用することは十分に考えられることであり，必ずしも，論文の著者が文献を引用する場合に，引用した文献を第三者が入手できることを確認した上で引用するものであるということはできない。また，甲９の著者が甲８を入手の上，引用したとしても，その文献の複製物が特許法２９条１項３号に規定する「刊行物」に該当するものでもない。 （３）したがって，原告の主張する取消事由３には理由がなく，甲８の原本の複製物が本件特許出願前に頒布されていないとした審決の認定判断が誤りであるということはできない。
N32	**【事件番号：平成17年（ワ）1199号】** ○原告の主張 １０　争点３－２（本件発明が新規性又は進歩性欠如の無効理由を有するか）について ア　ＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアル類は新規性及び進歩性欠如の証拠たり得ないこと ａ）被告を含む無効審判請求人は，平成１２年９月２７日，特許庁に対し，ＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアル類等を「日本語版が出版され公知となった事実を証明することが困難」であるとの理由により証拠撤回しているのであって，これらが「特許出願前に日本国内において公然知られた発明」，「特許出願前に日本国内において公然実施をされた発明」（平成１１年法律第４１号による改正前の特許法２９条１項１，２号）に該当しないことは明らかである。 また，上記マニュアル類（日本語版及び英語版）は，「特許出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物」（特許法２９条１項３号）に該当しない。なぜなら，同号にいう「頒布」とは当該刊行物が一般大衆により閲覧可能な状態で配布されていることを要し，「刊行物」とは頒布により公開されることを目的として複製された文書や図面の情報伝達媒体を指すところ，上記マニュアル類はＡＲＣ／ＩＮＦＯのライセンシー

	に限り配布されるものであって，いずれの要件も満たさないものだからである。この事実は，パスコがＥＳＲＩ社との間で締結したディストリビュータ合意書によれば，ディストリビュータはソフトウェアパッケージ（ソフトウェアをサポートするための図解，説明書，文書を含む：第３条）に関する秘密保持義務を課されていること（第１１条），及び沖縄県がＥＳＲＩ社との間で締結した間接的ライセンス合意書においてもライセンシーは同様の秘密保持義務を課されていることからも明らかである（第９条）。 したがって，被告が挙げる証拠はいずれも新規性・進歩性欠如の主張の根拠たり得ない。ｂ）パスコが，営業活動の過程でマニュアル類に基づいた説明を行ったとしても，マニュアルに記載された「発明」が公知となるものではない。 顧客への説明に用いたマニュアル類に記載されているというだけで，当該マニュアル類に記載された技術事項のすべてが「公然知られた」状態になるものではない。すなわち，仮に，営業活動における説明の過程で顧客に知得された技術的事項があったとしても，公知となり得る事項はあくまでもそこで現実に説明された事項のみに限られる。したがって，マニュアル類に基づく説明を行っているという一事をもって，マニュアル類に記載されている事項がすべて「公知」となることはない。 また，ある発明の公然実施があったといえるためには，少なくとも，秘密保持義務を有しない者が発明内容を知り得る状態で特許法２条３項所定の実施行為を行うことを要するところ，パスコが営業活動においてＡＲＣ／ＩＮＦＯの実演や機能説明を顧客に対して行ったとしても，実際に実演された機能以外の機能まで公然実施されたとはいえないし，そもそもデータ処理のアルゴリズムの内容を知り得る状態での実施がなされることもあり得ない（なお，被告の主張によれば，アルゴリズムはＥＳＲＩ社の営業秘密に該当するとされている。）。 加えて，仮に，本件特許出願がなされる以前において，パスコがＡＲＣ／ＩＮＦＯの実演やマニュアルによる説明を顧客に行ったことがあったとしても，それはデジタイザを用いたデータ入力方法に関する範囲であって，本件発明に類する技術が実演されたり，説明されたとは考えられない。「沖縄県森林情報システム御提案書」は，本件特許出願の優先日（平成３年６月２４日）直後の平成３年７月にパスコが沖縄県に対して提出した提案書であるが，その７項の「地図情報の入力工程」および「作業内容」，ならびに９項の「ハードウェア構成」の項目における各記載からも明らかなとおり，パスコは当時なお，デジタイザによるデータ入力方法を前提とする営業活動を行っていた事実が認められ，オンスクリーン入力を含む他の入力方法については，同提案書中で一切触れられていない。
	○被告の主張 １０　争点３－２（本件発明が新規性又は進歩性欠如の無効理由を有するか）について ア　ＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアル類が「刊行物」（特許法２９条１項３号）に該当することについて 被告他審判請求人らは，本件無効審判事件において，審判長より，ＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアル類（日本語版）の日付の特定ができないので撤回するように強く示唆され，他の証拠で本件特許を十分無効にできると判断したため，これらを撤回したにすぎないのであって，被告自身が刊行された日付を特定できないと考えていたのではない。 特許法２９条１項３号の「刊行物」というためには，不特定又は多数の者を対象としているという「公開性」と，対象物が本来的に配布する目的であるという「頒布性」が必要である。ＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアル類は，少なくともライセンシーに配布することを目的とする文書であり，「頒布性」の要件を満たす。また，ディストリビューター契約第２条及び第４条から明らかなとおり，ＡＲＣ／ＩＮＦＯのディストリビューターたる株式会社パスコ（以下「パスコ」という。）は，独立の立場で不特定の第三者に対してＡＲＣ／ＩＮＦＯのライセンスを付与することができ，また，ライセンシーはすべからくＡＲＣ／ＩＮＦＯの各種マニュアルの配布を受けるのであるから，ＡＲＣ／ＩＮＦＯの各種マニュアルは，いずれも「公開性」を満たす。 仮に，ＥＳＲＩ社とのライセンス契約に規定される秘密保持条項の存在によりライセンシー間で秘密が保たれている間は「公開性」を充たさないとの解釈が採用されたとしても，Ｄｕａｎｅ　Ｍａｒｂｌｅ元オハイオ州立大学地理学教授らの宣誓供述書（乙３７ないし４０）が示すとおり，既にその秘密性は破られているため，この場合であっても，ＡＲＣ／ＩＮＦＯの各種マニュアル類は「公開性」を充たす。 現に，ＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアル類は，本件発明の出願前から，日本国内のみならず，ＥＳＲＩ社によって世界中で広く頒布されていた。パスコにおいて確認したところ，海外におけるＡＲＣ／ＩＮＦＯのライセンシーの数は，本件発明の優先日前である平成３年（１９９１年）５月の時点で約３４００社であり，日本国内におけるＡＲＣ／ＩＮＦＯのライセンシーの数は，本件発明の優先日直後の平成３年（１９９１年）１０月の時点で約８０社であった。当然，各ライセンシー内の複数の社内関係者がＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアル類に触れることになるので，数千，数万という規模の人間が，ＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアル類に触れていた計算になる。 パスコはＡＲＣ／ＩＮＦＯのディストリビューターとして，営業宣伝のためにＡＲＣ／ＩＮＦＯ及びマニュアル類を第三者にデモンストレーションをする権利を有するものであり，実際，パスコは，ＡＲＣ／ＩＮＦＯの営業にあたって，何ら守秘義務を負わない売り込み先の第三者に対し，ＡＲＣ／ＩＮＦＯの実演及びマニュアル類に基づいたＡＲＣ／ＩＮＦＯの説明を行ってきたのであるから，ＡＲＣ／ＩＮＦＯマニュアル類に記載された発明は，パスコの営業活動によって，本件出願優先日当時，既に公知・公用の発明である。

	よって，仮に，ＡＲＣ／ＩＮＦＯマニュアル類の「刊行物性」が否定されたとしても，ＡＲＣ／ＩＮＦＯマニュアル類に記載された発明によって本件発明が無効になるとの結論に変わりはない。
	○裁判所の判断 ３　ＡＲＣ／ＩＮＦＯマニュアルＶ５が「日本国内又は外国において，頒布された刊行物」（特許法２９条２項，１項３号）に該当するかについて （１）証拠（乙３７ないし４３）によれば，次の事実が認められる。 ＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアル類は，ＥＳＲＩ社により作成されたものであり，ライセンシーに配布することを目的とする文書である。パスコとＥＳＲＩ社との間のディストリビュータ契約によれば，ＡＲＣ／ＩＮＦＯのディストリビュータであるパスコは，ソフトウェアパッケージ（ソフトウェアをサポートするための図解，説明書，文書を含む。）に関する秘密保持義務を課され，ディストリビュータの顧客も，ソフトウエアパッケージについて秘密保持義務を負い，顧客が一時に保有することのできるソフトウェアのコピーは３部に制限されている（乙４１の１１条）。また，パスコは，ソフトウェアパッケージを実演し販売するため，ライセンシーとなることに同意した顧客から，事前にＥＳＲＩ社が定めるライセンス契約書を徴求し，ＥＳＲＩ社の承認の後に，ライセンス対象プログラム及び必要なマニュアル類を配布することになっている（乙４１の４条，６条）。 ＡＲＣ／ＩＮＦＯのライセンシーの数は，本件発明の優先日前である平成２年（１９９０年）末の時点で約２７００システムであり，日本国内に限ってみても，平成３年（１９９１年）３月の時点で約８０システム（ライセンス）であった。 ＡＲＣ／ＩＮＦＯのライセンシーは，米国及び６０以上の諸外国の森林・自然資源機関，水管理機関，連邦諸機関，中央・地方政府，コンサルタント会社，石油会社，測量・地図会社及び大学等である。 ライセンシーのＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアル類の使用実態は，次のとおりである（乙３７ないし４０）。 オハイオ州立大学の地理学コースでは，ＡＲＣ／ＩＮＦＯのすべてのバージョン（１９８７年から１９９１年）を受領しており，バージョン３及びバージョン５のマニュアル類もその都度受領していた。そして，ＡＲＣ／ＩＮＦＯ及び同マニュアル類は，地理情報システム研究室に出入りする教職員及び学生の利用に公然と供されていた。また，同研究室の教職員は，時々，ＥＳＲＩ社発行のマニュアルの全部又は一部をコピーし，教材として学生に配布していた。また，教職員や学生が使用する目的等のために，追加の部数のマニュアルをＥＳＲＩ社に求めたことが幾度かあり，それらを無料で受領している。 カリフォルニア州立大学ノースリッジ校地理学部においても，遅くとも１９８７年ころには，ＡＲＣ／ＩＮＦＯとそのマニュアルが教師及び学生により利用されており，その一部が学生に参考資料として，秘密保持義務を伴うことなしに，配付されていた。 ＥＳＲＩ社の販売店及び販売員は，１９８０年代から１９９０年代にかけて，販売現場で，ソフトウェアの性能を説明するために，将来の顧客及びビジネスパートナーに対し，上記マニュアル類（ＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアルバージョン３及び５）を継続的に使用して説明し，必要に応じ，秘密保持義務を課すことなく，その抜粋（写し）を提供していた。ＥＳＲＩ社は，マーケティング活動において顧客となる可能性がある者に上記マニュアル類を提供することをパスコにも推奨しており，パスコのみならず，ＥＳＲＩ社も，マーケティング活動において，何らの秘密保持義務を課すことなく，マニュアル類の抜粋を顧客となる可能性がある者に提供する場合があった。 （２）前記認定の事実によれば，ＡＲＣ／ＩＮＦＯのマニュアル類は，ＡＲＣ／ＩＮＦＯマニュアルＶ５も含め，多数のライセンシーとその社員，従業員，学生など不特定多数の人に頒布され，その内容が公開されていること，マニュアル類自体には，ソースコード等の開示はなく（乙２４，２５），高度の秘密情報が記載されているものではないこと，ＡＲＣ／ＩＮＦＯの営業活動においては，当該マニュアル類が実際には厳格に秘密として管理されておらず，契約条項において定められている秘密保持条項は，実際には，ソフトウエアを念頭に置かれたものであり，マニュアルについては営業政策上厳格な秘密保持義務を課していたとまでみることはできないことが認められ，以上によれば，ＡＲＣ／ＩＮＦＯマニュアルＶ５を含む上記マニュアル類は「日本国内又は外国において，頒布された刊行物」に該当するものと認められる。 したがって，ＡＲＣ／ＩＮＦＯマニュアルＶ５は，「日本国内又は外国において，頒布された刊行物」として，進歩性を判断する資料となるものである。
N33	**【事件番号：平成18年（行ケ）10559号】**
	○原告の主張 １　「刊行物」の解釈の誤り 特許法３０条１項の「刊行物」について，公開特許公報とそれ以外の刊行物とで別異の取り扱いをするのは合理性に欠ける。その理由は，次のとおりである。 （１）特許法３０条は，同法２９条の例外を規定したものであるから，両者に共通して用いられている「刊行物」という文言は同じ意味に解釈されるべきであり，公開特許公報とそれ以外の刊行物とを区別すべき文理上の根拠がない。 （２）出願公開制度の趣旨は，発明の利用を図るためであり，その意味では特許公報による公開は通常の学術文献等の学術誌に発明を発表することと変わらない。 （３）特許出願は研究成果の発表としての一面を有するから，特許公報は，技術的文書としての側面もあ

	り，学術文献と別異に扱う理由に欠ける。 （４）著作権法の公表権の解釈において，公開特許公報への掲載と学術文献への公表とで異なるところがない。
	○被告の主張 １　「刊行物」の解釈の誤りについて 審決は，本件出願について特許法３０条１項の適用を否定したのは，「国際公開パンフレット」と通常の「刊行物」とが別異のものであることを理由にしたのではなく，「国際公開パンフレット」への掲載が同項にいう「特許を受ける権利を有する者が・・刊行物に発表し」たことには当たらないことを理由としているのである。したがって，審決は，「国際公開パンフレット」が学術文献等の「刊行物」として同等ではないとしたとの理解を前提とする原告の第３の１（１）～（４）の主張は，いずれも審決を取り消すべき根拠になるものではない。 特許法３０条１項にいう「刊行物に発表」とは，「特許を受ける権利を有する者が自ら主体的に刊行物に発表した場合」をいうと解すべき理由は以下のとおりである。 特許法３０条の趣旨は，特許出願することなく，自ら発明を公開した者がその後に特許を受けられないことになると，発明者，特に特許法の規定を十分知らない技術研究者にとって酷であり，また産業の発達に寄与するという特許法の目的（同法１条）に悖る結果ともなることから，一定の要件を具備した場合には，発明が既に公開されていることを理由に特許出願を拒絶されることがないようにするというものである。したがって，同条の解釈適用は，その趣旨に合致するよう発明者の救済措置として必要な限度に留めるべきであり，発明者を必要以上に保護したり，社会一般に不測の損害を与える結果を招来することがあってはならないものである。 最高裁判所昭和６１年（行ツ）第１６０号事件・平成元年１１月１０日判決（民集４３巻１０号１１１６頁） は，特許法３０条の趣旨を上記のように解釈することを前提にして判示されたものである。
	○裁判所の判断 １　「刊行物」の解釈の誤りについて 特許法３０条１項は，「特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、電気通信回線を通じて発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号の一に該当するに至らなかつたものとみなす。」と規定し，同法２９条１項３号は，「特許出願前に日本国内又は外国において，頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明」と規定している。したがって，同法３０条１項の「刊行物」は「特許を受ける権利を有する者が・・発表し」たものでなければならないのに対し，同法２９条１項３号の「刊行物」には，このような限定はなく，出願前に日本国内又は外国において頒布されていれば足りると解される。 原告は，特許法３０条が２９条の例外を規定したものであるから，両者に共通して用いられている「刊行物」という文言は同じ意味に解釈されるべきであると主張するが，各条の文言上，上記の違いがあることは明らかであるから，原告の主張を採用することはできない。 もっとも，原告の主張は「刊行物」という文言に限れば，特許法３０条と２９条とで意味が同じであるべきだとの趣旨にも理解されるが，審決は，国際公開パンフレットへの掲載が同項にいう「特許を受ける権利を有する者が・・刊行物に発表し（た）」ことには当たらないことを理由としているのであるから，「刊行物」という文言のみを取り出して論じても意味はない。いずれにしても，国際公開パンフレットと学術文献等が刊行物として同等であることを主張する原告の主張（第３の１（１）～（４））は，いずれも審決を取り消すべき根拠になるものではない。
N34	**【事件番号：平成18年（行ケ）10378号】**
	○原告の主張 １　取消事由１（引用例２，３についての公知文献性の認定の誤り） 審決は，本件特許発明１が，引用例２，３に記載された事項に基づいて，当業者が容易に発明することができたものである旨判断したが，引用例２，３は，いずれも本件特許出願に係る優先権主張日（最先日・平成９年７月２２日）前に頒布された刊行物に当たらないから，これらに基づく，上記容易想到性の判断は誤りである。
	○被告の主張 被告は，適式の呼出を受けながら，本件口頭弁論期日に出頭せず，答弁書その他の準備書面を提出しない。
	○裁判所の判断 １　取消事由１（引用例２，３についての公知文献性の認定の誤り）について 引用例２，３は，いずれも，「ＬＵＮＡＲ　ＮＥＷＳ」のタイトルと，「ＦＲＯＭ　ＴＨＥ　ＬＥＡＤＥＲ　ＩＮ　ＢＯＮＥ　ＭＥＡＳＵＲＥＭＥＮＴ（骨計測の分野における先進的企業より）」との副題を有する冊子であり，それぞれの１頁目に発行年月の記載と目次（Ｉｎ　Ｔｈｉｓ　Ｉｓｓｕｅ）があって，目次の下部には，

	「Ｌｕｎａｒ Ｎｅｗｓ ｉｓ ｐｕｂｌｉｓｈｅｄ ｔｈｒｅｅ ｔｉｍｅｓ ａ ｙｅａｒ． Ｓｕｂｓｃｒｉｐｔｉｏｎｓ ａｒｅ ｆｒｅｅ． Ｆｏｒ ｉｎｆｏｒｍａｔｉｏｎ ａｂｏｕｔ ｒｅｃｅｉｖｉｎｇ ｔｈｉｓ ｐｕｂｌｉｃａｔｉｏｎ， ｃｏｎｔａｃｔ Ｌｕｎａｒ Ｃｏｒｐ．（Ｌｕｎａｒ Ｎｅｗｓは，年3回発行される。購読料は無料である。この刊行物の受領に関する情報を得るには，Ｌｕｎａｒ Ｃｏｒｐ．に連絡されたい。）」との記載及びＬｕｎａｒ Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎの著作権表示があり，また，それぞれの末尾の奥書には，Ｌｕｎａｒ Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎの本社（米国ウイスコンシン州）並びにヨーロッパ，ドイツ及びアジア太平洋の各支社の住所等のほか，「ＬｕｎａｒＮｅｗｓ ｉｓ ｃｏｐｙｒｉｇｈｔｅｄ ｂｙ Ｌｕｎａｒ Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ， Ｕｎｉｔｅｄ Ｓｔａｔｅｓ， ｗｈｏ ｉｓ ｗｈｏｌｌｙ ｒｅｓｐｏｎｓｉｂｌｅ ｆｏｒ ｔｈｅ ｃｏｎｔｅｎｔ．（ＬｕｎａｒＮｅｗｓは，米国Ｌｕｎａｒ Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎに著作権があり，同社は，その内容につき全面的に文責を負う。）」との記載がある。 そして，それぞれの冊子には，目次で示されたテーマごとに比較的簡潔な解説があるが（審決に引用されたのは，引用例２，３とも「Ｔｈｅｒａｐｙ Ｕｐｄａｔｅ」のうちの「Ｂｉｓｐｈｏｓｐｈｏｎａｔｅ」というテーマの部分である。），各テーマに係る解説中には，いずれも「ＲＥＦＥＲＥＮＣＥＳ」として多くの研究論文が挙げられており，各解説は，これら多くの研究論文を紹介して，各テーマごとの研究の動向や今後の方向性等を報告するという体のものである。 以上の事実によれば，「ＬＵＮＡＲ ＮＥＷＳ」は，米国のＬｕｎａｒ Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎが，同社の業務分野に関係する研究テーマごとに，読者に対し，当該テーマに関して発表された研究論文を紹介し，研究の動向や方向性等についての情報を提供するため，当該論文の内容を織り込んで，Ｌｕｎａｒ Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ自身がまとめた解説を内容として，年３回発行する刊行物であり，購読を希望する者に対しては，無償で配布するものであることを推認することができる。 そして，このような刊行物の発行は，通常，発行会社の宣伝を兼ねて，社会一般に対する企業サービスとしての情報提供として行われるものであり，かつ，解説の執筆や編集・発行に一定の費用や労力を要するものであるから，そのような目的やコストに相応する相当程度の部数が発行されていることも優に推認される。 そして，引用例２が１９９６年（平成８年）７月に，引用例３が１９９７年（平成９年）４月にそれぞれ発行されたことは，各１頁の発行年月の記載によって明らかであるところ，本件発明に係る優先権主張日は平成９年７月であるから，引用例２，３が，特許法２９条１項３号にいう「特許出願前に（本件においては，優先権主張日前に・・・外国において，頒布された刊行物）」に当たることは明らかであり，この認定を覆すに足りる証拠はない。 したがって，取消事由１に係る原告の主張は理由がない。
N35	**【事件番号：平成19年（行ケ）10358号】** ○原告の主張 (1) 取消事由１（本件刊行物の頒布時期の認定の誤り） 審決は，以下のとおり，別件判決の判決書の理由の記載を唯一の根拠とし，他に本件刊行物の頒布時期を証する証拠を何ら示すことなく，本件刊行物が本件特許の優先日前に頒布された事実を認定した。審決には，的確な証拠に拠らない，誤った事実認定に基づく判断をした違法がある。 ア 審決は，①別件判決の判決書で引用された「本件パンフレット」（別件訴訟・乙１）は，特許異議の申立て（異議平成１１年第７０７６２号），特許無効審判請求（無効２０００－３５１１３号），別件訴訟の各事件において同一の者である東京フローメータ研究所から証拠として一貫して提示されているものであり，「本件パンフレット」の記載内容についても上記３事件で一致し，パンフレットである以上は同一の物が複数部存在することは自明であることを考慮すると，本件刊行物は「本件パンフレット」と同一の内容が記載されたパンフレットと推認することは十分に可能である（審決書１０頁２８行～１１頁２行），②別件判決は和解による終局のために確定してはいないが，「本件パンフレット」が本件特許の優先日である平成５年９月１日より前の「平成５年７月ころまでには」すでに公知であったとの別件判決の認定について，これを否定する証拠は現在に至るまでどこにも示されてはいない（同１１頁４行～８行），③したがって，本件刊行物は，少なくとも別件判決の判決書における「本件パンフレット」によって本件特許の優先日前に頒布された刊行物として成立していたものと認められる（同１１頁９行～１１行）と認定，判断した。 イ しかし，審決の認定は，以下のとおり誤りである。 (ア) 別件判決の判決書の理由において，「本件パンフレット」が本件特許の優先日である平成５年９月１日より前の「平成５年７月ころまでには」すでに公知であったと認められると認定されているとしても，それは，別件訴訟の当事者間の具体的な紛争解決を目的とする民事訴訟において提出された「特定のパンフレット」に対する認定評価であって，そのことから同パンフレットとは異なる本件刊行物についての認定ができるものではない。審決が，上記判決書の理由中の記載に依拠して，本件刊行物の頒布時期を認定したことは根拠を欠く。 そして，原告は，別件判決に対して控訴して争い，その結果，控訴審で和解が成立したものであり，別件判決は確定しておらず，別件判決の理由中の判断である「本件パンフレット」の頒布時期の認定も控訴審において正当なものとして支持されたわけでもなく，別件判決の理由中の判断について対世的効力は認められ

	る根拠も存在しない。審決が，別件判決の判決書の理由の記載を唯一の証拠として事実認定を行うことは，到底許されるものではない。 (イ) 審決においては，本件刊行物の頒布時期が本件特許の優先日より前であることが立証命題であるが，本件刊行物そのものの頒布時期を証する証拠はない。パンフレットが，複数部存在する場合に，仮に１部が頒布されれば，他のものまで頒布されたという経験則はない。したがって，仮に，別件判決の判決書で言及された「本件パンフレット」の記載内容と本件刊行物の記載内容とが一致するとしても，本件刊行物が「本件パンフレット」によって本件特許の優先日前に頒布された刊行物として成立していたものと認めることはできない。 (ウ) さらに，審決は，「本件パンフレット」が本件特許の優先日前の「平成５年７月ころまでには」すでに公知であったとの別件判決の認定について，これを否定する証拠は現在に至るまでどこにも示されてはいないというが，７年も前に言い渡された別件判決（未確定）の判決書の理由中に示された事実認定について，これを覆す証拠が示されない限り，当該判決のした事実認定のとおりの事実が存在するものとしなければならない根拠はない。 ウ　したがって，審決が，別件判決の判決書の理由の記載を唯一の根拠として本件刊行物が本件特許の優先日前に頒布されたと認定したことは，誤った事実認定であり，違法である。
	○被告の主張 (1) 取消事由１に対し ア　審決が，別件判決の判決書（甲８）の理由の記載を根拠として，本件刊行物（甲７）は本件特許の優先日前に頒布されたと認定したことに誤りはない。本件刊行物の頒布時期の認定判断の根拠として，別件判決の判決書における認定結果を信用力あるものとして採用した審決の認定に，不合理な点はない。 イ　別件判決が，控訴がされたため確定していないことや，控訴審で和解が成立したことは，審決が別件判決の判決書の理由を正しいものとして自己の認定の根拠とすることに対する妨げとなるものではない。 確定していない判決の判決理由であっても，少なくとも一般の証拠と等しく判断の根拠たり得る。別件判決の判決書の記載が，証拠として採用できるか否かは，判決の証明力如何に係る問題である。そして，別件判決の判決書は，事実認定のプロである３人の裁判官によって証人尋問等を経て認定判断されたものであるから，十分な証明力，事実上の推定力が存するものであり，一般の書証に比して格段に証明力は強い。このような経験則に照らすならば，別件判決の認定結果が真実に基づくということができる。 ウ　以上によれば，本件刊行物の頒布時期についての審決の認定の誤りをいう原告の主張は，理由がない。
	○裁判所の判断 １ 取消事由１（本件刊行物の頒布時期の認定の誤り）について (1) 審決の事実認定の当否 ア　事実認定の内容 (ア) 審決は，別件判決の判決書（甲８）のみを根拠に挙げて，本件刊行物（甲７）が本件特許の優先日前に頒布されたものであるとの事実認定をし，本件発明は，本件刊行物に記載された発明と同一であると判断した。 すなわち，審決は，別件判決の判決書の理由の記載部分〔「第４当裁判所の判断」，「１ 争点１(2)」，「(1) 本件パンフレットの記載について」及び「(2) 本件パンフレットの配布について」欄の記載（審決書７頁２８行～１０頁１８行)〕を根拠として， ① 本件刊行物（甲７）は，別件判決に言及されている「本件パンフレット」と同一の内容が記載されたパンフレットであると推認することが可能である（同１０頁２８行～１１頁２行)， ② 別件判決は，和解によって終局したため確定してはいないが，別件判決において，「本件パンフレット」が本件特許の優先日である平成５年９月１日より前の平成５年７月ころまでには，既に公知であったと認定した点について，これを否定する証拠は現在に至るまでどこにも示されてはいない（同１０頁２８行～１１頁２行)， ③ したがって，本件刊行物は，「本件パンフレット」によって，本件特許の優先日前に頒布されたことが認められる（同１１頁１０行～１１行) 旨認定，判断した。なお，審決は，別件判決の判決書以外の証拠は何ら摘示していない。 (イ) 甲８（別件判決の判決書）によれば，別件判決は，別件訴訟で証拠調べのされた書証（別件訴訟乙１９，２０，３０，３１等）及び人証（証人【C】，証人【D】）と弁論の全趣旨を基礎として，「原告は，平成５年７月ころまでには，本件パンフレットを取引先等に配布したものと認められる。」（審決書１０頁１３行～１４行）と認定したことが認められる。 イ　事実認定の当否 上記を前提に，審決のした事実認定の当否について判断する。 (ア) 本件審判における立証の対象となる事実は，本件刊行物が，本件特許の優先日である平成５年９月１日より前に頒布されたか否か，本件刊行物の記載内容がどのようなものであったか，そして，本件発明が特許法２９条１項３号に該当するか否か等である。本件審判において，上記の立証対象事実が存在するとの認定をするためには，少なくとも直接的な事実を合理的に認定するに足りる証拠資料又は間接的な事実を合理的に認定するに足りる証拠資料を取り調べた上，審判体自ら，各証拠の信用性を総合的な観点から，吟味検討

	し，あるいは取捨選択して，立証対象事実の存否に関する心証を形成することを要するというべきであって，そのような審理ないし検討を一切することなく，他者の認定判断に依拠して，事実が存在すると認定することは合理性を欠く。 これを本件についてみると，本件刊行物が，本件特許の優先日である平成５年９月１日より前に頒布された事実が存在すると認定するためには，少なくとも，別件判決が認定の基礎とした書証や人証を自ら取り調べるか，そのような証拠を取り調べることができない場合には，代替的な証拠を取り調べる必要があるというべきである。しかし，本件審判手続において，審判体が，当事者から上記書証や上記人証に係る証人尋問調書の提出を受け，又はこれらを取り寄せるなどして上記検討をした形跡は一切認められない。 (イ) そして，審決は，別件判決の判決書の理由中の記載事項のみをもって，「原告は，平成５年７月ころまでには，本件パンフレットを取引先等に配布した」との事実を認定したものであり，このような事実認定には合理性がなく，到底是認されるものでない。 (ウ) 以上のとおり，審決が，「本件パンフレット」が本件特許の優先日である平成５年９月１日より前の「平成５年７月ころまでには」すでに公知であったとし，「本件パンフレット」と同一内容が記載された本件刊行物が，本件特許の優先日前に頒布されたものと認定したことには，誤りがある。 (2) 被告の主張に対する判断 被告は，①審決は，別件判決の判決書の認定を信用力あるものとして，積極的に本件刊行物の頒布時期の認定判断の根拠として採用したものであり，また，上記判決書の認定は，きめ細かく，説得力のあるものであるから，審決が上記判決書の認定を根拠としたことに何ら不合理な点はない，②別件判決は，確定していないが，事実認定の専門家である３人の裁判官によって証人尋問等を経て認定判断されたものであるから，それ自体十分な証明力があり，一般の書証に比較して証明力は高いなどと主張する。 しかし，上記(1)イ記載のとおり，本件発明が特許法２９条１項３号に該当する事実の存否について，少なくとも，別件訴訟で取り調べられたのと同様の書証，人証を取り調べた上で，それらの証拠の信用性について総合的に検討することを要するというべきであるが，本件審判手続において，その検討はされていない（なお，別件訴訟の終了後に受訴裁判所に保管された書証の写し，証人尋問調書等の訴訟記録は，保存期間経過のため，既に廃棄されている。）。また，原告は，別件判決を不服として控訴し，別件判決のした「本件パンフレット」の頒布時期の事実認定を争っていたこと，別件訴訟は，原告が東京フローメータ研究所に対して提起した本件特許権の侵害に基づく差止め及び損害賠償請求訴訟であり（前記第２の１(2)），別件訴訟と本件審判とは，当事者が異なること，別件判決は確定していないこと等に照らすならば，別件判決の何らかの効力が本件審判の当事者に及ぶこともない。 したがって，被告の上記主張は，採用することができない。
N36	**【事件番号：平成19年（ワ）26898号】**
	○原告の主張 （３）争点（３）（本件特許の無効） ア　外国で頒布された刊行物該当性 ａ　まとめ 被告の主張ａは否認する。 ｂ　乙１公告本 （ａ）関連法規 被告の主張ｂ（ａ）は認める。 （ｂ）「頒布された刊行物」 被告の主張ｂ（ｂ）のうち，〈１〉は認め，〈２〉及び〈３〉は争う。 ｃ　原告らの主張 （ａ）１９８６年法３９条は，公開の規定であり，公告期間中又は公告期間満了後の閲覧についてまでは規定していないから，本件回答書から，乙１公告本が閲覧可能であり，その謄写も可能であったということはできない。 （ｂ）仮に乙１公告本が閲覧提供されていたとしても、本件回答書では，閲覧謄写等の実務上の具体的な申請手続，閲覧対象物，閲覧方法及び態様，謄写方法等の具体的取扱状況は全く不明であるばかりではなく，かかる実務上の取扱いがいつころから実施されているのかも不明である。また，１９９０年準則には，書写又は閲覧の対象物は明記されておらず，当該規定における費用が明細書の閲覧謄写費用を含むものであるのか否かは不明であり，仮に明細書等の閲覧謄写費用を含むものであったとしても，それは台湾特許庁に対して案件調査を依頼し，同特許庁が文字通り資料を書き写す態様のものである。 （ｃ）１９８１年施行細則８条は，出願書類の閲覧謄写を出願人が必要がある場合に限り請求ができるとしており，一方，一般的に記録の閲覧謄写を認める規定がないことから，出願書類の閲覧謄写は，出願人以外の者すなわち公衆には認められていないものと解される。
	○被告の主張 （３）争点（３）（本件特許の無効） ア　外国で頒布された刊行物該当性 ａ　まとめ

	乙１公告本は，本件特許出願前に外国で頒布された刊行物（特許法２９条１項３号）である。 ｂ　乙１公告本 （ａ）関連法規 本件特許の出願日である平成６年（１９９４年）１月１７日時点で，乙１考案に係る出願につき適用されていた台湾法は，次のとおりである。 〈1〉１９８６年改正台湾専利法（甲１５。以下「１９８６年法」という。）， 〈2〉１９８１年改正専利法施行細則（甲１６。以下「１９８１年施行細則」という。）， 〈3〉１９９０年専利規費収費準則（乙１５の１（２枚目）。以下「１９９０年準則」という。） （ｂ）「頒布された刊行物」 以下の記述においては，理解の便宜のために，〔〕内に対応する日本法の用語を記載する。 〈1〉１９８６年法３９条（新型〔実用新案〕に準用）は，「公告した専利〔特許〕案件は，審定書，説明書〔明細書〕又は模型若しくは見本等を専利局若しくはその他適切な場所に６ヶ月間陳列して公開閲覧に供さなければならない。」と規定しているが，新型〔実用新案〕において説明書〔明細書〕は公開されてはいない（乙１の２参照）。 〈2〉しかし，１９８６年法３９条の公告は，同法３２条の異議申立てと同法４４条の仮の専利〔特許〕の効力を生じさせるためのものであって，その目的からみれば，公告されたものの書写や機械複写が認められることは当然である。 〈3〉台湾経済部知的財産局（台湾特許庁）の局長王美花の回答書（乙１５の１。以下「本件回答書」という。）によれば，公告がされた後，公告期間中であるか公告期間満了後であるかに関わらず，説明書及び図面等の公告本資料が閲覧可能であるほか，実務上その謄写も可能であったとされており，これに関する規定として１９９０年準則が存していた。 ｃ　後記原告らの主張について 後記原告らの主張ｃはいずれも争う。
	○裁判所の判断 ２　争点（３）（本件特許の無効－新規性又は進歩性－）について （１）争点（３）ア（外国で頒布された刊行物該当性）について ア　台湾専利法等について 甲１５，甲１６及び乙１５の１並びに弁論の全趣旨によれば，本件特許の出願日である平成６年（１９９４年）１月１７日時点で，乙１考案に係る出願につき適用されていた台湾法は１９８６年法，１９８１年施行細則及び１９９０年準則であり，それらの内容は次のとおりであることが認められる。 （ア）１９８６年法 １１０条「第７条から第２０条まで，第２３条から第３１条まで，第３３条から４１条まで，第４３条，第４４条，・・・，第７２条から第７５条まで・・・の規定は，新型〔実用新案〕に準用する。」 １２条「専利〔特許〕の出願には，発明者，又はその譲受人、或は相続人が，願書，説明書〔明細書〕，図面，模型又は見本及び宣誓書を専利局に提出しなければならない。 ・・・」 ２７条「専利局局長は，審査委員を指定して，専利の出願を審査させなければならない。」 ３０条「審査の結果，専利を与えるべきと認めた発明は，審定書と説明書〔明細書〕及び図面を公告し，且つ出願人に通知しなければならない。・・・」 ３８条「公告決定と査定された発明について公告期間内に異議の申立がないとき，又は異議の申立が成立しないときは，審査は確定したものとする。・・・」 ３９条「専利事件の公告は，６か月間審定書，説明書〔明細書〕及び模型，又は見本を専利局又はその他の適当な場所に陳列して公開閲覧に供する。」 ４４条「専利の出願は，公告されたときより仮の特許権の効力を生ずる。 前項の効力は，出願が手続に合わないため無効になったとき，又は異議により専利を与えないものと確定したときは，初めから存在しなかったものとみなす。」 ７５条「専利に関する申請について申請人は申請の時に料金を納付しなければならない。 ・・・ 申請料金，証書料，及び専利料の金額は，行政院が定める。」 １０１条「公告中の新型〔実用新案〕について，何人も第９５条から第９７条までの規定に違反すると認めたとき，又は利害関係者が第１２条の規定に違反すると認めたときは，公告の日から３か月以内に，異議申立書に証拠を添附して，専利局に異議を申立て，再審査を請求することができる。」 １３０条「この法律の施行細則は経済部が定める。」 （イ）１９８１年施行細則 １条「本細則は，専利法（以下本法と云う）第１３０条の規定による。 ８条「出願人は，専利出願においてファイルすべき書類の返還を請求できない。必要の場合は，閲覧，抄録又はコピーを請求できる。」 １０条「本法第１２条に規定する説明書〔明細書〕及び図面は，国家標準甲４号紙（２１０×２９７ｍ

m）を縦に使用し，横書きで，一式三部提出しなければならない。説明書には左の事項を記載する。
一，発明又は考案の名称。
二，発明者又は考案者の姓名，戸籍（又は国籍），住所。
三，出願人姓名，戸籍（又は国籍），住所。法人の場合はその代表者姓名を加える。
四，発明又は考案のアブストラクト。
五，発明又は考案の詳細な説明。
六，請求の範囲。
・・・」
５２条「本法第３０条，・・・の規定による公告事項は，専利公報に掲載しなければならない。」
（ウ）１９９０年費用準則
１条「本法は，専利法（以下，本法と称する）第７５条の規定により制定される。
２条「本法が定める規定費用には，申請費，証書費及び年間費が含まれる。
・・・」
３条「専利の各申請費は，次の通りである。
一，専利出願は，・・・，新型，・・・出願は，・・・。
二，再審査，異議の申請につき，・・・。
・・・
一五，書類の書き写しの申請は，１００字につき１２０元とし，１００字未満の場合もまた同様とする。（原文・申請抄録書件毎百字一百二十元，不満百字者亦同）
一六，図面描写の申請は，一件あたり３００元から９００元とする。
・・・
一八，閲覧調査は，一件あたり３００元とする。（原文・査閲案件毎件三百元）
イ　本件回答書等
（ア）本件回答書
平成２０年８月１２日発送の経済部知的財産局（台湾特許庁）の局長Ｃ作成に係る台湾国際専利法律事務所弁護士Ｄ及び同Ｅあての書簡（本件回答書）の内容は，次のとおりである（乙１５の１，弁論の全趣旨）。
「一，・・・
二，１９８６年１２月２４日に修正，公布された専利法第３９条，第１１０条にて準用される第３９条，及び第１２９条にて準用される第３９条規定に基づき，公告の専利案は，審定書，説明書（或いは図説），模型或いはサンプル等，専利局或いはその他適切な場所で６か月間陳列し，公開閲覧しなければならない。これらの公告がすでになされた案件は，公告がなされた後，公告期間中であるか，公告期間満了後かに関わらず，専利説明書（或いは図説）及び図面等の公告本資料は，前述の専利法規定により閲覧提供がされる他，実務上，これらの公告本資料を書き写し〔原文・抄録〕或いはコピー〔原文・影印〕できる。書き写し書類，図式の描写及び案件調査〔原文・査閲案件〕についての費用につき，１９９０年６月２９日に修正，公布された専利規費収費準則第３条第１５号，第１６号及び第１８号規定があるので，ご参照頂きたい（添付）。」
（イ）乙１２の３陳述書
平成２０年５月２３日付け台湾国際専利法律事務所弁護士Ｅ作成の「台湾実用新案登録願７７２０４７２５号について」と題する陳述書（乙１２の３）の内容は，次のとおりである。
「１９９１年５月２１日当時の台湾特許法第１１０条の定めにより準用される同法第３０，３９条に基づき，台湾実用新案登録願７７２０４７２５号の査定書，明細書，図面を含む出願書類の全体は，これを公告し，且つその公告日である１９９１年５月２１日から６ヶ月間これを陳列して公開閲覧に供さなければならないと認められます。公開閲覧に供された出願書類の全体は，特許局でコピーすることが可能です。」
ウ　検討
（ア）「頒布された刊行物」の意義
特許法２９条１項３号にいう「頒布された刊行物」とは，公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書，図画その他これに類する情報伝達媒体であって，頒布されたものを意味するところ（最高裁昭和５３年（行ツ）第６９号同５５年７月４日第二小法廷判決・民集３４巻４号５７０頁参照），それ自体公衆に交付されるものではなく，一般公衆による閲覧，複写の可能な状態におかれた外国特許庁備え付けのマイクロフィルムのごときものであっても頒布された刊行物ということができる（最高裁昭和６１年（行ツ）第１８号同年７月１７日第一小法廷判決・民集４０巻５号９６１頁参照）。
（イ）「頒布された刊行物」該当性
ａ　上記アで認定の台湾専利法等の規定及び上記イの本件回答書等の内容によれば，乙１考案の出願時，台湾においては，新型〔実用新案〕の出願審査の結果，新型を付与すべきと認めた考案については，審定書，説明書及び図面を公開閲覧する方法で６か月間公告をするとともに，それら事項を掲載した公報が発行されること（ただし，新型の審定書及び説明書〔明細書〕は公報に掲載しない実務であったと考えられる。），公告により新型の効力が仮に発生すること，これに対して公衆は３か月以内に異議申立てをすることができること，公告期間内に異議の申立てがないとき又は異議の申立不成立の場合には審査が確定すること，一般公

	衆は，公告に付された説明書，図面等を，公告がされた後，公告期間中であるか公告期間満了後であるかにかかわらず，いつでも閲覧謄写できるという制度であったことが認められる。 ｂ　弁論の全趣旨によれば，台湾登録願第７７２０４７２５号についての公告後，専利局又はその他適切な場所に陳列され，一般公衆の閲覧及びコピーの元とされ，乙１の１のコピーの元ともされた台湾登録願第７７２０４７２５号新型専利説明書の公告本（図面を含む。）は，同出願に添付された説明書〔明細書〕及び図面の原本そのものではなく，それをコピーしたものであったものと認められる。 ｃ　したがって，乙１公告本は，特許法２９条１項３号の外国において「頒布された刊行物」に該当する。 ｄ　そして，乙１の２によれば，台湾登録願第７７２０４７２５号については，１９８１年施行細則５２条に従い，平成３年５月２１日に請求の範囲及び図面を記載して公告がされていることが認められるから，乙１公告本についても，そのころに一般公衆の閲覧，コピーの用に供されたものと推認することができる。 （ウ）原告の主張に対する判断 ａ　原告は，１９８６年法には閲覧の規定がないから，本件回答書のみでは乙１公告本が閲覧に供されていたかどうかは分からない旨を主張する。 しかしながら，出願公告，付与前異議申立てに類する制度を採りながら閲覧を許さないという法制度は極めて不合理であるし，本件回答書が根拠として添付した１９９０年準則にも，「書き写し」と技術の進展に合わせた改訂はされていないが，その根拠となる記載があるから，本件回答書の内容を特に疑うべき理由はないものというべきであり，原告の上記主張は採用することができない。 ｂ　また，原告は，本件回答書では，閲覧複写等の具体的な手続等やその実施時期が不明である旨を主張する。 しかしながら，本件回答書は，平成３年（１９９１年）５月２１日時点の新型の説明書，図面等の閲覧複写の取扱いを照会する書簡（乙１４の１）を受けて作成されたものであるから（乙１５の１の説明一），閲覧コピーの手続の細かな点まで答えているものではないが，本件の解決に必要な限度での具体的な手続については十分回答しているものであり，原告らの上記主張は採用することができない。 ｃ　さらに，原告は，１９８１年施行細則８条によれば，出願書類の閲覧謄写は出願人以外の者には認めていない旨主張するが，同条は，出願人が出願書類原本の返却を求めることはできず，その代りにその閲覧複写ができることを規定しているにすぎず，一般公衆の閲覧コピーの点について規定した条文ではないと認められるから，原告らの上記主張は採用することができない。
N38	**【事件番号：平成20年（行ケ）10180号】** ○原告の主張 １　甲１仕様書が本件請書に添付されていたとの認定の誤り 審決は，甲１仕様書が本件請書に添付されていたと認定したが，以下の理由により，その認定は誤りである。 すなわち，〔１〕被告は，中間継手の入札に参加した上で，受注し，その受注契約の過程で本件請書を作成，提出し，その控えを受領したものであるから，本件請書に「消防用ホース，艦船用」の仕様書である甲１仕様書が添付されるのは不自然であり，〔２〕本件請書（甲３の３枚目）には調達要求番号が記載されているのに対し，本件請書に添付されていたとされる甲１仕様書（甲３の７枚目ないし１４枚目，乙３の４，乙３の７）には調達要求番号が記載されていないことからすれば，甲１仕様書は，本件請書に添付されていなかったものと認定するのが合理的であり，〔３〕原告ら訴訟代理人が，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づいて「平成１３年度における防衛庁（当時）に対する海上自衛隊仕様書（Ｍ４Ｐ－Ｇ－００８２７－２）による消防用ホース，艦船用に関する納入契約書（添付書類を含む)」の開示請求を行ったところ，「開示請求に係る行政文書は，契約実績がないことから，文書不存在につき不開示とします。」との行政文書不開示決定通知を受けたことからも，甲１仕様書が本件請書に添付されていたことはないと推認できる。 ２　甲１仕様書は受注契約の契約条項により守秘義務が課せられた文書ではないとの認定の誤り 審決は，甲１仕様書は受注契約の契約条項により守秘義務が課せられた文書ではないと認定するが，以下の理由により，その認定は誤りである。 すなわち，中間継手の受注契約においては，必ず契約書が作成され，契約書には秘密保全義務が規定され，甲１仕様書が綴られ，また，秘密の保護に関する特約条項が規定されるから（「入札及び契約心得」５．１４参照)，甲１仕様書は，契約条項による包括的な守秘義務の対象とされている。 ３　甲１仕様書は入札を目的として提供された文書で相当数の業者が入手していたことから不特定多数の者が見得るような状態におかれていたとの認定の誤り 審決は，甲１仕様書は入札を目的として提供された文書で相当数の業者が入手していたことから不特定多数の者が見得るような状態におかれていたと認定するが，以下の理由により，その認定は誤りである。 〔１〕「入札及び契約心得」（防衛省装備施設本部）の「１．１（目的)」は、「防衛省装備施設本部・・・と・・・入札等に参加しようとする者，契約を締結しようとする者及び契約を締結した者・・・が知り，かつ，守らなければならない事項を定めるものとする。」と規定する。仕様書は，防衛省と契約を締結しようとする者以外の一般人が知り得ない文書であり，契約を締結しようとする者も，入札の際は閲覧し若しくは貸与を受けるにとどまり，返還義務があるから，頒布されたとはいえない。そのため，仕様書については，「入

札及び契約心得」により守秘義務が課せられている。
〔２〕甲１仕様書は，防衛省における行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準の第４，５（６）に規定する「防衛省・自衛隊の現有及び将来装備品等の機能，性能，構造，材質に係る情報であって，当該情報を開示することにより自衛隊の装備品等の質的能力が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあると認められる情報」に該当し，情報公開法５条３号に基づき不開示とされる情報である。
〔３〕甲１仕様書は，不正競争防止法２条６項に規定する営業秘密に当たり，被告の従業員が下請等に甲１仕様書を見せたとしても，甲１仕様書は公知とはならない。
４　甲１仕様書に係る消防用ホースは特段の軍事機密に属するものではないとの認定の誤り
審決は，甲１仕様書に係る消防用ホースは特段の軍事機密に属するものではないと認定するが，甲１仕様書には材質等の記載があり，材質は耐熱特性，運用の限界に影響するから，甲１仕様書に係る消防用ホースは重要な秘密に属し，審決の認定は誤りである。

○被告の主張
１　甲１仕様書が本件請書に添付されていたとの審決の認定に誤りはなく，この点に関する原告らの主張は理由がない。
すなわち，〔１〕甲１仕様書は，中間継手の仕様書に引用された文書として，中間継手の仕様書とともに本件請書に添付されていたものであること，〔２〕甲１仕様書は，中間継手の仕様書に引用された文書であったことから，本件請書に添付されていた甲１仕様書の写しには調達要求番号が記載されていなかったものであり，調達要求番号が記載されていなかったことに不自然な点はないこと，〔３〕被告は，中間継手について受注契約を締結したものであるから，消防用ホースについて契約実績がない旨の行政文書不開示決定通知が行われたとしても，甲１仕様書が本件請書に添付されていたことと矛盾はないことから，審決の認定に誤りはない。
２　甲１仕様書は受注契約の契約条項により守秘義務が課せられた文書ではないとの審決の認定に誤りはなく，この点に関する原告らの主張は理由がない。
すなわち，被告の中間継手の受注契約において，守秘義務を定めた契約条項はなく，秘密の保護に関する特約条項もない。したがって，甲１仕様書は契約条項による守秘義務の対象とされておらず，甲１仕様書は受注契約の契約条項により守秘義務が課せられた文書ではないとの審決の認定に誤りはない。
３　甲１仕様書は入札を目的として提供された文書で相当数の業者が入手していたことから不特定多数の者が見得るような状態におかれていたとの審決の認定に誤りはなく，この点に関する原告らの主張は理由がない。
すなわち，〔１〕甲１仕様書は，「入札及び契約心得」によって守秘義務が課せられているとはいえず，〔２〕情報公開法５条３号の情報に該当せず，〔３〕不正競争防止法２条６項の営業秘密にも該当しない。
４　甲１仕様書に係る消防用ホースは特段の軍事機密に属するものではないので，その旨の審決の認定に誤りはなく，この点に関する原告らの主張は理由がない。

○裁判所の判断
１　当裁判所は，以下のとおり，甲１仕様書は本件特許出願前に日本国内において頒布された刊行物に該当するとの審決の認定に誤りはないものと判断する。
（１）甲１仕様書が本件請書に添付されていたとの認定について
ア　原告らは，甲１仕様書が本件請書に添付されていたとの審決の認定は誤りであると主張し，その理由として，〔１〕被告は，中間継手の入札に参加した上で，受注し，その受注契約の過程で本件請書を作成，提出し，その控えを受領したものであるから，本件請書に「消防用ホース，艦船用」の仕様書である甲１仕様書が添付されるのは不自然であり，〔２〕本件請書（甲３の３枚目）には調達要求番号が記載されているのに対し，本件請書に添付されていたとされる甲１仕様書（甲３の７枚目ないし１４枚目，乙３の４，乙３の７）には調達要求番号が記載されていないことからすれば，甲１仕様書は，本件請書に添付されていなかったものと認定するのが合理的であると主張する。
しかし，原告らの上記各主張は，以下のとおり理由がない。
（ア）甲１（甲１の枝番号の表記は省略する。），甲３，乙２，乙３の１ないし８によれば，次の事実が認められる。
被告は，昭和３０年ころから，一般競争入札及び指名競争入札の参加資格者として，防衛庁（現防衛省）の発注した防衛用装備品類等の製造，販売を行っていた。被告は，艦船用消防ホースの中間継手について受注のための準備行為を行う過程において，平成１１年３月ころ，防衛庁の担当部署から甲１仕様書の交付を受けた。甲１仕様書は，見積書を提出するために不可欠な資料として交付を受けたものであって，入札への参加を希望する資格者であれば誰でも入手できるものであった。また，甲１仕様書の交付を受けるに当たり，秘密保全に関して特別な義務は課されていなかった。被告は，製品を試作するために下請業者に製作依頼をしたが，その際も，被告は下請業者に対し，秘密保持契約の締結を求めるなどの対応はしなかった。
その後，被告は，海上自衛隊の担当部署から，被告を発注先とする旨の連絡を受け，平成１３年３月２７日，艦船用消防ホースの中間継手の製造，販売について，海上自衛隊の契約担当官との間で受注契約を締結した。被告は，受注契約締結に際し，本件請書（甲３，乙３の１）を４通作成，提出し，そのうち１通を控

えとして受領した。本件請書には，中間継手についての海上自衛隊仕様書（物品番号等「ＧＱ４７３０－３３５－２３５６５」，仕様書番号「Ｍ４Ｐ－Ｇ－００６１７－３」，名称「中間継手，ＭＳ４０×ＭＳ６５」。甲３の３枚目ないし６枚目，乙３の３。以下「本件中間継手仕様書」という。）が添付されていた。本件中間継手仕様書には，以下の記載がある。

「１．３　引用文書　この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）規格・・・

ｂ）仕様書　Ｍ４Ｐ－Ｇ－００８２７　消防ホース，艦船用」

そして，本件請書には，本件中間継手仕様書とともに甲１仕様書が添付されていた。

（イ）上記の事実によれば，甲１仕様書は，仕様書番号が「Ｍ４Ｐ－Ｇ－００８２７－２」であり，名称が「消防用ホース，艦船用」と表記されているから，本件中間継手仕様書に引用文書として記載された「仕様書　Ｍ４Ｐ－Ｇ－００８２７　消防ホース，艦船用」の最新版に該当すること，また，甲１仕様書は，本件中間継手仕様書とともに，本件中間継手仕様書に引用される形式の文書として本件請書に添付されたことが認められる。

なお，受注契約に際して作成された本件請書に添付された本件中間継手仕様書には，調達要求番号（「１２－２－６６４５－６１０４－２３３４」）が記載されているのに対し，本件請書に添付されていたとされる甲１仕様書には，調達要求番号は記載されていない。しかし，本件請書に添付された甲１仕様書は，本件中間継手仕様書に引用される形式で付された文書であるから，調達要求番号が記載されていなかったことは不自然でない。

以上のとおり，原告らの上記〔1〕及び〔2〕の主張は理由がない。

イ　また，原告らは，原告ら訴訟代理人が情報公開法に基づいて「平成１３年度における防衛庁（当時）に対する海上自衛隊仕様書（Ｍ４Ｐ－Ｇ－００８７２－２）による消防用ホース，艦船用に関する納入契約書（添付書類を含む）」の開示請求を行ったところ，「開示請求に係る行政文書は，契約実績がないことから，文書不存在につき不開示とします。」との行政文書不開示決定通知を受けたことからも，甲１仕様書が本件請書に添付されていたことはないと推認できると主張する。

しかし，原告らの上記主張は，以下のとおり理由がない。

すなわち，原告ら訴訟代理人は，平成２０年９月２日，情報公開法に基づいて「平成１３年度における防衛庁（当時）に対する海上自衛隊仕様書（Ｍ４Ｐ－Ｇ－００８７２－２）による消防用ホース，艦船用に関する納入契約書（添付書類を含む）」の開示請求を行ったところ（甲１４），同月２９日，「開示請求に係る行政文書は，契約実績がないことから，文書不存在につき不開示とします。」との行政文書不開示決定通知（甲１５）を受けたことが認められる。しかし，被告は，消防用ホースそのものではなく，その中間継手について受注契約を締結し，甲１仕様書は本件中間継手仕様書の引用文書として本件請書に添付されたものであるから，被告に消防用ホースについて契約実績がない旨の行政文書不開示決定通知が行われたとしても，甲１仕様書が本件請書に添付されていたことと矛盾するものではない。

ウ　以上のとおり，原告らの主張は理由がなく，甲１仕様書が本件請書に添付されていたとの審決の認定に誤りはない。

（２）甲１仕様書は受注契約の契約条項により守秘義務が課せられた文書ではないとの認定について

原告らは，中間継手の受注契約においては，必ず契約書が作成され，契約書には秘密保全義務が規定され，甲１仕様書が綴られ，また，秘密の保護に関する特約条項が規定されるから（「入札及び契約心得」５．１４参照），甲１仕様書は，契約条項による包括的な守秘義務の対象とされていると主張する。

しかし，原告らの主張は，以下のとおり理由がない。

まず，被告が締結した受注契約に甲１仕様書を秘密とする旨の契約条項が定められていたことや，甲１仕様書を秘密とする旨の特約が別途締結されたことを認めるに足りる証拠はない。

次に，被告が締結した受注契約には，防衛省の製造請負契約条項が適用され，同条項は，秘密の保持について，「第４６条甲及び乙は，この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし，又は利用してはならない。・・・乙は，特約条項の定めるところにより，秘密の保全を確実にしなければならない。」と規定している（甲８の６）。上記４６条１項の規定は，秘密とされる事項が存在する場合に，それを前提に，漏泄，利用を禁止する条項であるところ，後記（３）のとおり，甲１仕様書は，「入札及び契約心得」，情報公開法又は不正競争防止法に基づいて秘密と認められるものではなく，後記（４）のとおり，甲１仕様書に係る消防用ホースは軍事上の秘密に属するものとは認られないから，上記４６条１項に基づいて，甲１仕様書について実質的に守秘義務が課せられることはない。

さらに，「入札及び契約心得」５．１４．１は，契約条項に定める場合のほか，秘密の保護等に関する特約条項が添付されている場合に当該特約条項の定めるところにより秘密の保全に万全を期さなければならないと規定する（甲８の５）。しかし，前記のとおり，被告が締結した受注契約に甲１仕様書を秘密とする旨の契約条項が定められていたことや，甲１仕様書を秘密とする旨の特約が別途締結されたことを認めるに足りる証拠はないから，そのような契約条項や特約の規定に基づいて甲１仕様書について守秘義務が課せられることはない。

以上のとおり，原告らの上記主張は，採用することができない。

（３）甲１仕様書は入札を目的として提供された文書で相当数の業者が入手していたことから不特定多数の者が見得るような状態におかれていたとの認定について
ア　原告らは，仕様書については，「入札及び契約心得」により守秘義務が課せられていると主張するが，以下のとおり理由がない。
すなわち，「入札及び契約心得」の「１．１（目的）」は，「防衛省装備施設本部・・・と・・・入札等に参加しようとする者，契約を締結しようとする者及び契約を締結した者・・・が知り，かつ，守らなければならない事項を定めるものとする。」と規定するところ（甲８の１），この規定は，「入札及び契約心得」の一般的な目的を規定しているにすぎず，この規定から仕様書についての守秘義務を導くことはできない。また，前記（２）のとおり，「入札及び契約心得」５．１４．１に基づいて甲１仕様書について守秘義務が課せられているとは認められず，他に，「入札及び契約心得」により甲１仕様書の守秘義務が根拠づけられると認めるに足りる証拠はない。
また，甲１２，乙２，乙５ないし７及び弁論の全趣旨によれば，〔１〕省庁の一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者は相当数存在すること，〔２〕甲１仕様書を含む海上自衛隊の仕様書は，海上自衛隊の入札広告に対して応札意思を示し，資格審査結果通知書を提示した者に配布されること，〔３〕甲１仕様書は，平成１３年４月１日から情報公開の開示対象であったことが認められ，前記（１）のとおり，甲１仕様書は本件請書にも添付されたものである。そうすると，甲１仕様書は，遅くとも被告が本件請書を作成，提出し，本件請書とともにそこに添付された甲１仕様書を受領した平成１３年３月２７日には，不特定多数の者が見得る状態にあり，配布を受けることが可能であったのであるから，頒布されたものと認められる。原告らは，仕様書は，契約を締結しようとする者が閲覧し若しくは貸与を受けるにとどまり，返還義務があるから，頒布されたとはいえないと主張するが，仮に受注契約に至らなかった入札資格者が甲１仕様書について返還義務を負うとしても，入札資格者であれば，閲覧し，貸与を受けることは可能であったのだから，頒布されたといえる。
したがって，原告らの上記主張は理由がない。
イ　原告らは，甲１仕様書は，防衛省における行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準の第４の５（６）の規定に該当し，情報公開法５条３号に基づき不開示とされる情報であると主張する。
しかし，原告らの上記主張は，以下のとおり理由がない。
すなわち，甲１仕様書に係る消防用ホースは，後記（４）のとおり，艦船に特有の形状・構造を有するものとは認められず，ごく一般的なものであると認められ，甲１仕様書は，防衛省における行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準の第４の５（６）の「防衛省・自衛隊の現有及び将来装備品等の機能，性能，構造，材質に係る情報であって，当該情報を開示することにより自衛隊の装備品等の質的能力が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあると認められる情報」（甲９）に該当するとは認められず，情報公開法５条３号の情報に該当するとは認められない。
ウ　原告らは，甲１仕様書は，不正競争防止法２条６項に規定する営業秘密に該当し，たとえ，被告の従業員が下請等に甲１仕様書を見せたとしても，甲１仕様書は公知とはならないと主張する。
しかし，甲１仕様書については，秘密管理性，非公知性など不正競争防止法２条６項が規定する要件を充足すると認めるに足りる証拠はないから，甲１仕様書が不正競争防止法２条６項に基づいて秘密であると認めることはできず，原告らの上記主張は理由がない。
以上のとおり，甲１仕様書は，不特定多数の者が見得る状態にあったものと認められ，頒布されたと認められるから，甲１仕様書は入札を目的として提供された文書で相当数の業者が入手していたことから不特定多数の者が見得るような状態におかれていたとの審決の認定に誤りはない。
（４）甲１仕様書に係る消防用ホースは特段の軍事機密に属するものではないとの認定について
原告らは，甲１仕様書には材質等の記載があり，材質は耐熱特性，運用の限界に影響するから，甲１仕様書に係る消防用ホースは重要な秘密に属するものであって，同消防用ホースは特段の軍事機密に属するものではないとの審決の認定は誤りであると主張する。
しかし，原告らの主張は，以下のとおり理由がない。
すなわち，甲１仕様書の材質に関する記載をみると，「２．３　材料・構造」の項に，次のとおり記載されている（甲３の７枚目ないし１４枚目，乙３の４，乙３の７）。
「２．３　材料・構造　材料及び構造は，次によるほか付図１による。
２．３．１　ジャケット
ａ）ジャケットは，縦糸に綿糸，横糸にポリエステル繊維糸を使用するものとする。
ｂ）ジャケットは，自治省令に規定する消防用ゴム引きホースとする。
２．３．２　結合金具結合金具は，ＭＳ継手本体，接合環，エキスパンションリング，ＭＳパッキン及びホースパッキンからなる。
２．３．３　保護布材料は，合成繊維とし，織り方は，丸織りとする。」
上記記載によれば，甲１仕様書の材質に関する記載は，その内容に鑑みて，一般の消防用ホースの材料・構造と異なる特徴はなく，一般のホースと異なる耐熱特性や運用の限界を画するような記載もなく，甲１仕様書の「２．製品に関する要求」などの記載に照らしても，甲１仕様書に係る消防用ホースは，艦船に特有

	の形状・構造を有するものとは認められず，ごく一般的なものであると認められ，軍事上の秘密に属するものとは認められない。 したがって，原告らの主張は理由がなく，甲１仕様書に係る消防用ホースは特段の軍事機密に属するものではないとの審決の認定に誤りはない。 （５）公知刊行物への該当性 前記（３）のとおり、甲１仕様書は，遅くとも平成１３年３月２７日の時点で，不特定多数の者が見得る状態にあり，頒布されたと認められるから，本件特許出願前に日本国内において頒布された刊行物に該当し，その旨の審決の認定に誤りはない。
N38	**【事件番号：平成21年（行ケ）10066号】**
	○原告の主張 ３　取消事由３（甲２４についての公然性の評価の誤り） 甲２４のバレル研磨機は，株式会社ヤマテ工業（判決注：株式会社ビービーエフヤマテ）において設計し，発注を受けた株式会社チップトンが，株式会社ヤマテ工業に届けた納入仕様書であり，その仕様書とバレル研磨機本体は，自動車メーカーに納められて，使用されている。仕様書と本バレル研磨機は，上記自動車メーカーに引渡したと同時に，守秘義務を負う者の手から離れ，公然知られた発明となった。甲２４では，請求項１のＦ（ｂ）と同様のワークの動きが掲載されている。 したがって，甲２４について，「特許法２９条２項の根拠としては，採用できない。」とした審決の判断は誤りである。
	○被告の主張 ２　取消事由３（甲２４についての公然性の評価の誤り）に対し 甲２４記載の仕様書の内容及びジャイロ研磨装置が公知ないし公然実施に該当しないとした審決の判断に誤りはない。
	○裁判所の判断 ２　取消事由３（甲２４についての公然性の評価の誤り）について 甲２４は，株式会社チップトンが平成１１年４月に株式会社ビービーエフヤマテに納品した「ジャイロ研磨装置」の納品仕様書である。本件全証拠によっても，甲２４が本件特許出願前に頒布された刊行物であること，及び甲２４に係るジャイロ研磨装置が公然実施されたものであることを認めることはできない。のみならず，甲２４においても，Ｆ（ａ）の状態から特定３動作を行うように回転手段，揺動手段及び移動手段を制御してＦ（ａ）の状態に戻すという一連の動作について記載ないし示唆されていない。原告の主張は失当である。
N39	**【事件番号：平成21年（行ケ）10323号】**
	○原告の主張 １ 本件特許出願前に頒布された刊行物への該当性 甲１は，洗濯機の製造・販売を行う業者（以下「製造業者」という。）である松下電器産業株式会社（以下「松下電器」という。）が作成したテクニカルガイドであり，本件特許出願前に頒布された刊行物（特許法２９条１項３号）に該当する。その理由は，以下のとおりである。 (1) 本件特許出願前の配布 甲１は，以下のとおり，遅くとも平成５年２月末日までに配布された刊行物である。 ア　発行日の表示 甲１の表紙に「発行平成５年２月」と表記されていることから，甲１は，遅くとも平成５年２月末日までにはサービス業者に配布されていたと考えられる。 イ　甲１掲載の洗濯機の販売の時期 ①平成４年（１９９２年）１２月９日付け電波新聞２３面（甲４）に，甲１に掲載された洗濯機 NA-F55A2 が平成５年（１９９３年）２月１日から発売される旨記載されており，②日本建鐵株式会社（以下「日建」という。）が洗濯機 NA-F55A2 を購入した際に製品に付属していた取扱説明書（甲５）の「お買い上げ日」欄には「５－１－２９」（平成５年１月２９日を意味する。）と押印されており，③日建が購入した洗濯機 NA-F55A2（甲６）の銘板には「93.1 － 6 月期製」と表示されており，④松下電器作成の「’93 秋総合カタログ」（甲７）には，洗濯機 NA-F55A2 が掲載されており，同カタログの記載内容は平成５年９月１日現在のものである旨記載されていることから，甲１に掲載された洗濯機 NA-F55A2 は，平成５年２月末日の時点で販売されていたと考えられる。甲１は，製品の発売時期に合わせてサービス業者に配布されていたはずであるから，遅くとも平成５年２月末日までにサービス業者に配布されていたと考えられる。 ウ　配布時期 したがって，甲１は，遅くとも平成５年２月末日までには配布されていた。 (2) 頒布された刊行物への該当性 甲１は，以下のとおり，特許法２９条１項３号所定の「頒布された刊行物」に該当する。 ア　頒布の対象者 甲１の配布対象者は，製造業者である松下電器の直営店の他，日本全国の中小電器店や家電量販店を含む

サービス業者等であるから，不特定又は多数の者ということができる。
イ　公開性
(ア) 甲１の配布対象者は多数のサービス業者等である。甲１に記載されている情報が秘密であれば，その旨記載されるはずであるが，その旨の記載はない。
　また，甲１に記載された情報は，製造業者にとって秘密にする必要性はない。すなわち，甲１に記載された定格（１，４頁），設置要領（８ないし９頁），電器回路図（１２頁），分解要領（２０ないし２３頁），故障診断（２４ないし２６頁）等は，主に施工や修理を行う者を対象とした情報であるが，顧客（消費者）等の第三者が知ったとしても何ら支障を生じる情報ではない。本機の概要（２ないし３頁），新技術と技術解説（５ないし７頁），取扱い上の注意事項（１０ないし１１頁），各部の名称と働き（１３ないし１９頁）は，製品に付属する取扱説明書にも記載されるような内容であって，顧客（消費者）等に積極的に説明すべき内容である。部品名，部品番号，標準卸価格等の表（２８ないし３４頁）に記載された事項も，秘密にする必要のない情報である。
(イ) この点，審決は，日建の A（甲１に押捺された日付印に表示された名前の人物）が松下電器と秘密保持契約を結ぶことなく甲１を入手したことを客観的にみて確からしいと判断できる事項が何ら示されていないとする。しかし，前記(ア)のとおり，甲１は，その性質上，守秘義務を課すような内容は含まれておらず，A が松下電器と秘密保持契約を結んだことを窺わせる事実は存在しない。
　また，審決は，A が甲１を入手した後に，不特定多数人に閲覧，頒布させていないことから，甲１は，頒布された刊行物に該当しないとする。しかし，A が甲１を入手した時点において，甲１は，既に頒布された刊行物に該当するものであるから，審決の認定は誤りである。

○被告の主張
１ 本件特許出願前に頒布された刊行物への該当性に対し
　甲１は，本件特許出願前に頒布された刊行物（特許法２９条１項３号）に該当しない。その理由は，以下のとおりである。
(1) 本件特許出願前の配布
　甲１は，以下のとおり，平成５年２月末日までに配布された刊行物とはいえない。
　すなわち，甲１が，平成５年２月末日までにサービス業者に配布されていたとしても，それによって甲１が公開されていたということはできない。また，平成５年２月末日に甲１に掲載された製品が公知になっていたとしても，それは，甲１が公知になっていたことを推認させるものではない。
(2) 頒布された刊行物への該当性
　以下の事実を総合すると，甲１は，これを入手する者に対して，黙示に守秘義務を課して配布されたものと推認されるべきである。
ア　サービス業者以外には配布されていないことについて
　甲１のようなテクニカルガイドは，製造業者がサービス業者等を対象に配布するものであり，サービス業者以外の者が入手しないように製造業者が徹底して管理している。また，甲１には，一般の顧客（消費者）等に危険を及ぼす機密情報が含まれるため，松下電器は，甲１がサービス業者以外の者（顧客・消費者等）に開示されないことを期待していたものと解される。甲１がサービス業者以外の者に頒布されたことを示す事実はない。
イ　甲１の内容は，秘密とする必要性があることについて
　甲１に記載された情報は，その性質，内容に照らし，秘密にする必要性がある。
　すなわち，甲１に記載された定格（１，４頁），設置要領（８ないし９頁），電器回路図（１２頁），分解要領（２０ないし２３頁），故障診断（２４ないし２６頁）等は，製品の取扱いに慣れない顧客（消費者）がその内容を知って，顧客（消費者）が製品の改造や修理を行った場合，これらの情報を開示した者にも責任が及ぶことから，製造業者又はサービス業者が顧客（消費者）に開示すべきではない情報といえる。甲１のテクニカルガイドは，自己の責任において修理を行うサービス業者等を対象に配布されるものであり，サービス業者以外の第三者に開示されないことからも，そこに記載された情報が秘密であることが裏付けられる。
　また，部品名，部品番号，標準卸価格等の表（２８ないし３４頁）は，顧客（消費者）に提示した部品販売価格と標準卸価格との差を想起させ，松下電器及びサービス業者にとって不利益な情報であり，秘密にする必要
性がある。
以上のとおり，審決が，甲１は頒布された刊行物に該当しないと判断した点に誤りはない。

○裁判所の判断
１ 本件特許出願前に頒布された刊行物への該当性
　甲１は，洗濯機の製造業者である松下電器が，全自動洗濯機 NA-F55A2 について作成した「Technical Guide(テクニカルガイド)」である。
　甲１は，以下のとおり，本件特許出願前に頒布された刊行物（特許法２９条１項３号）に該当する。
(1) 本件特許出願前の配布
　甲１は，以下のとおり，本件特許出願日前に配布されたものと認められる。
　甲１の表紙に「発行 平成５年２月」と表記されていることから，甲１は，遅くとも平成５年２月末日以

降，サービス業者に配布されていたものと推認される。
そして，①平成４年（１９９２年）１２月９日付け電波新聞２３面（甲４）には，甲１に掲載された洗濯機 NA-F55A2 が平成５年（１９９３年）２月１日から発売される旨記載されており，②日建が洗濯機 NA-F55A2 を購入した際に製品に付属していた取扱説明書（甲５）の「お買い上げ日」欄には「５－１－２９」（平成５年１月２９日を意味する。）と押印されており，③日建が購入した洗濯機 NA-F55A2（甲６）の銘板には「93.1 － 6 月期製」と表示されており，④松下電器作成の「’93 秋総合カタログ」（甲７）には，洗濯機 NA-F55A2 が掲載されており，同カタログの掲載内容は平成５年９月１日現在のものである旨が記載されている。
これらの事実を総合すれば，洗濯機 NA-F55A2 は，遅くとも平成５年２月中には販売されていたものと認められ，そうすると，同洗濯機のテクニカルガイドである甲１も，遅くとも平成５年２月末日以降サービス業者等に配布されていたものと認められる。これに反する証拠はない。
したがって，甲１は，少なくとも本件特許出願日である平成５年１０月２９日の前に配布されたものといえる。
(2) 頒布された刊行物への該当性
甲１は，以下のとおりの理由から，頒布された刊行物（特許法２９条１項３号）に該当する。
特許法２９条１項３号所定の「刊行物」を「頒布」するとは，不特定の者に向けて，秘密を守る義務のない態様で，文書，図面その他これに類する情報伝達媒体を頒布することを指す。
そこで，甲１につき，頒布の対象者及び秘密保持契約の有無の観点から検討する。
ア　頒布の対象者について
甲１は，その内容，体裁，作成者に照らすと，主として，製品（洗濯機）の販売・配送・施工・修理等を行うサービス業者等の便宜のために，製造業者である松下電器により作成されたガイドブックである。弁論の全趣旨によれば，松下電器は，日本全国にわたって膨大な数量の洗濯機を販売していたことがうかがわれ，松下電器の洗濯機について販売・配送・施工・修理等を行うサービス業者等は，日本全国に多数存在し，松下電器の直営店だけでなく，中小電器店や家電量販店など，規模や業態も様々であったものと認められる。本件全証拠によるも，甲１のテクニカルガイドについて，通し番号を付すなどして管理されていたことや，配布先を特定して管理されていたこと，又は第三者への再頒布や開示が禁止されていたこと等の事実を認めることはできない。そうすると，甲１の配布の対象者ないし所持者は，不特定の者であったと解するのが相当である。
イ　秘密保持契約の有無について
甲１の作成者である松下電器とサービス業者との間で，甲１の記載のすべて又は一部について，明示の秘密保持契約を締結した事実を認めることはできない。
甲１のようなテクニカルガイドは，サービス業者の便宜のために頒布されるものであって，顧客（消費者）に交付されることは想定されていない（乙１）。しかし，そのような趣旨で作成されたものであったとしても，そのことから直ちに，甲１について秘密保持契約が締結されていたと認定することはできない。
のみならず，甲１について，黙示にも秘密保持契約が締結されていたと認定することはできない。
すなわち，甲１には，以下のとおり，公知の事項が多数含まれており，仮に，秘密保持契約を締結するのであれば，守秘義務の対象を特定するのが自然であるが，秘密として取り扱うべき事項の特定がされた形跡はない。この点を詳細にみると，甲１が対象とする洗濯機 NA-F55A2 の取扱説明書（甲５）及び同洗濯機（甲６）に表示された事項は，公知となっているところ，甲１には，これらの事項が記載されている。例えば，甲１の「定格」（１，４頁）に記載された事項は，取扱説明書（甲５）の「仕様」及び洗濯機 NA-F55A2（甲６）の「家庭用品品質表示法による表示」に記載されており，甲１の「ソフト仕上げ剤仕様目安」（１１頁）に記載された事項は，同洗濯機（甲６）の「洗濯容量水量ソフト仕上剤量の目安」に記載されており，甲１の「異常報知（自己診断機能)」（２５頁）に記載された事項は，同洗濯機（甲６）の「タイマー表示部に『Ｅ』が表示され，ブザーが鳴る場合」に記載されており，甲１の「メッセージと操作の内容」の「●予約運転はタイマーでセットできます」（１８頁）に記載された事項は，同洗濯機（甲６）の「予約タイマーの使用方法」に記載されている。仮に，甲１の作成者が配布先に対して守秘義務を課すのであれば，公知の事項も含まれる甲１の記載事項のうちで秘密とすべき対象を特定するのが自然であるが，そのような特定は何らされていない。したがって，甲１に記載された事項の全部又は一部について，守秘義務を負う旨の明示又は黙示の秘密保持契約がされていたものと認めることはできない。
甲１の記載には，設置要領（８ないし９頁），電器回路図（１２頁），分解要領（２０ないし２３頁），故障診断（２４ないし２６頁），部品の標準卸価格と定価（２７頁ないし３４頁）など，顧客（消費者）に知らせる必要のない事項等が含まれている。しかし，このような事項であっても，顧客（消費者）に開示されたからといって，製造業者及びサービス業者の業務に支障を来すものとはいえず，また，前記のとおり，上記情報を秘密として取り扱うべき旨を指示した記載がされていないことを総合すると，上記事項に秘密性はない。
以上のとおり，甲１について秘密保持契約が締結されたことは認められず，甲１に記載された事項は，顧客（消費者）との関係も含めて，秘密性はない。
(3) 本件特許出願前に頒布された刊行物への該当性

	以上のとおり，甲１は，本件特許出願前に配布されたものであり，頒布された刊行物に該当するから，本件特許出願前に頒布された刊行物（特許法２９条１項３号）に該当する。
N40	**【事件番号：平成22年（行ケ）10272号】** ○原告の主張 （１）一致点の認定の誤りについて ア　平成１５年３月１日発行の「トランジスタ技術」誌同年３月号（甲２６）には，引用発明の対象製品の発売が記載されており，同年６月２７日付けの株式会社アバールデータの有価証券報告書（甲２７の１）には，引用発明の開発について記載されており，日本経済新聞社のインターネット記事（甲３）及び株式会社アバールデータのウェブページ（甲２７の２）には，引用発明の出荷が同年３月１日である旨が記載されている。これらによれば，引用例１が同日以降速やかに頒布され，あるいは遅くとも同年８月２日の時点で電気通信回線を通じて公衆によるアクセス及び利用が可能となっていたことが，明らかである（甲２８～３４，３６）。 ○被告の主張 １）一致点の認定の誤りについて ア　引用例１の対象製品（ＡＣＰ－４２５）の発売は，平成１５年１２月２２日であり（乙３），本件特許出願日（同年１１月１７日）よりも後である。したがって，引用例１は，本件特許出願前に頒布された刊行物ではない。 ○裁判所の判断 （１）引用例１の公知性について 引用例１は，株式会社アバールデータの商品である４軸補間モーターコントロールモジュールＡＣＰ－４２５の取扱説明書（ユーザーズ・マニュアル）であるところ，その奥付けには，初版１刷発行日として平成１５年（２００３年）５月９日との記載がある。そして，同社が平成１４年１２月２日にＡＣＰ－４２５の受注を開始し，平成１５年３月１日にこれを出荷予定であるとするインターネット記事（甲３），同内容を伝える同社のホームページの記載（甲２７の２）及び同社がＡＣＰ－４２５の発売を伝える「トランジスタ技術」誌同年３月号の広告（甲２６）に加えて，製品の取扱説明書が製品の販売に近接して不特定多数の利用者に対して頒布されることは，経験則に照らして明らかであることを併せ考えると，引用例１は，遅くとも本件特許出願日（平成１５年１１月１７日）前である同年５月ころには頒布されていたものと認められ，当該認定に反する証拠（乙３）は，これを採用できない。 よって，引用例１は，本件特許出願日前に頒布された刊行物として，公知であったものと認められる。
N41	**【事件番号：平成23年（行ケ）10189号】** ○原告の主張 ウ　取消事由３（引用例には引用文献適格性がないこと） （ア）刑事事件の裁判所による引用例についての判断 本願発明の出願人である原告は，薬事法違反で起訴され，実刑判決を受けた。本件での引用例は，上記刑事事件においても争点の一つとなっており，裁判所はこの引用例について全くでたらめな内容の本であると判断している。 このように，裁判所において全くでたらめな内容であると判断された本を審決等で引用例とするのは妥当でない。 また，刑事事件の裁判所が引用例につき刊行物として認めないのであるから，「当該刊行物」は特許法２９条１項３号所定の「刊行物」に該当しない。 （イ）大学教授による引用例についての判断 ａ　原告は，引用例の出版に関し，仁愛女子短期大学教授，京都大学・福井県立大学名誉教授のＡ（以下「Ａ教授」という。）に相談したところ，Ａ教授は問題点１～４を挙げ，現時点（平成１９年１月８日時点）では様々な危険性があるため，そのままの内容で出版するのは早すぎるので，出版は見合わせた方がよいと判断した（甲１，平成１９年１月８日付け手紙）。 また，甲１の４頁には，「以上のようにこの本の内容には多くの教育機関で教えられている事実とことなっており，・・・・・ヒトは様々であり、あるヒトには有効である薬剤でも他のヒトには全く効かないことが良くあります。・・・・・個人的な経験のみで本をかくことは不十分で，少なくとも統計学にかけて有効性を判断できる程度の例数が要求されるような風潮になってきています。」と記載されている。 なお，Ａ教授が，引用例（乙１）の出版に難色を示した本当の理由は，甲１６ないし甲２０に基づく記事が引用例に何ら示されていないことである。 ｂ　このように，大学教授において全くでたらめな内容の本であると判断した本を審決等で引用例とするのは妥当でない。 （ウ）引用例の廃刊について 上記（ア）（イ）のとおり，刑事事件の裁判所も，大学教授も，引用例の内容は全くでたらめであると判断している。 このような経緯等から，引用例は廃刊となった（甲２）。

	廃刊となった刊行物を引用して判断するのは妥当ではないため，引用例は本願発明の引用文献たり得ず，審決の「本願発明は，・・・引用刊行物に記載された発明から当業者が容易に発明をすることができたものであるから，特許法２９条２項の規定により特許を受けることができない。」との判断は誤りである。
	○被告の主張 （３）取消事由３に対し 原告は，原告自身が起訴された刑事事件において，裁判所が同引用例につき全くでたらめな内容の本であると判断したこと，引用例の出版に際し，その内容をＡ教授に事前に相談したが，全くでたらめな内容の本であると判断されたこと（甲１参照），以上の経緯から引用例が廃刊となったこと（甲２参照）を根拠として，引用例（乙１）が引用刊行物として妥当でない旨主張するが，以下のとおり失当である。 ア　刑事事件での認定につき 被告は，原告が起訴された刑事事件については不知である上，当該事件において引用例が「全くのでたらめ」とされた事実も，単に原告が主張しているにとどまり，原告により立証されているとはいい難い。仮にそのような事実があったとしても，その詳細な経緯・理由等が明らかにされていない以上，審決で引用した刊行物が「引用刊行物」として妥当ではないとする原告の主張は採用されるべきものではない。 すなわち，「特許出願に係る発明が特許法２９条２項の規定により特許を受けることができない」とされるためには，まず「同法２９条１項各号に掲げる発明」，本件にあっては同項３号における「刊行物に記載された発明」が引用刊行物（引用例）に記載されている事項から認定され，次いで，当業者が，当該引用発明に基づいて，特許出願に係る発明を容易に発明することができたか否かが検討される。そうすると，問題とされるべきは，審決で引用された「引用刊行物」が特許法２９条１項３号でいう「刊行物」といえるか否かであり，その判断は特許法上の観点からなされるべきものである。すなわち，審決で引用された刊行物について，仮に上記刑事事件において「全くのでたらめ」とされたとしても，特許法上の観点から改めて，当該刊行物が特許法２９条１項３号における「刊行物」に該当するか否かが検討されるべきである。 このような観点からすると，引用例が「刊行物」の体裁をとって本件出願前に国内において頒布されたものであることは明らかであるから，特許法２９条１項３号における「刊行物」に該当するといえるものであり，原告が援用する刑事事件において，仮に結論として引用例が「全くのでたらめ」とされたものであったとしても，そのような結論のみによって，審決で引用された「引用例」が特許法２９条１項３号でいう「刊行物」に該当するとした審決における証拠の認定を覆し得るものではない。そもそも，上記刑事事件の経緯・理由は何ら明らかにされておらず，原告の上記主張は証拠に基づくものでなく，審決が誤りであるとする根拠たり得ない。 以上のとおり，原告が起訴された刑事事件において，裁判所が，引用例は全くでたらめな内容の本であると判断した旨の原告の主張に基づいて，審決が取り消されるべき理由はない。 イ　Ａ教授による判断につき そもそも原告がＡ教授に内容を相談したとする「原稿」の内容が引用例と同一の内容であることを証明する証拠は何ら提出されておらず，同一内容であるとはいえない。よって，たとえＡ教授がその「原稿」を読んで甲１（手紙）を作成したとしても，直ちに，引用例の内容が原告が主張するように「全くのでたらめ」であるということはできない。 また，甲１（手紙）の記載をみても，Ａ教授が指摘していることは，「ｅｖｉｄｅｎｃｅ　ｂａｓｅｄ　ｍｅｄｉｃｉｎｅ（科学的に根拠のある情報）を集めることを栄養補助食品政策の基本にしている」（甲１本文第２段落）ことを根拠としていることから，「原稿」に記載された内容の結論部分を導くための，科学的に根拠のある情報が十分ではないことを指摘するにとどまるものと推測されるので，甲１は「原稿」に記載された事実自体（例えば，引用例記載の唯一の塩化マグネシウムの投与例であり，それによって健康状態が維持又は改善されたという事実）を否定するものとはいえず，そのような事実に基づいて，「原稿」を執筆した筆者自身の意思により当該「原稿」上に表現された技術的事項に想到したことを否定しようとするものとは解し得ない。ただ，そのような事実に基づいて筆者自身が導いた技術的事項が，科学的に十分な根拠に基づいているとはいえないことを指摘したにとどまるものと解される。 したがって，前記のとおり「原稿」の内容は明らかではないが，仮に引用例記載の唯一のヒトへの投与例と同じ記載がなされているものであったとしても，少なくとも，甲１に示されたＡ教授の指摘によっては，そのような投与例に関わる事実自体が否定されているものとはいえない。よって，審決が引用発明として認定した「塩化マグネシウムをヒトが食事として摂取するとともに，塩化マグネシウムを散布した後に体を温め，また適度な運動を行うことからなるヒトの体調を維持する方法。」は，引用例記載の投与例に基づいて導かれる事項にすぎないし，しかも上記のように認定することは，筆者が記載することを意図していた引用例の内容に反するものともいえないから，かかる引用発明を認定したことは，甲１の記載内容によって誤りとされるものではない。 また，審決の「相違点２）について」では，引用例において，当該刊行物の筆者自身が自ら考察し推論した部分を引用して検討しているが，仮に，「原稿」にも審決が引用したものと同じ記載がなされていて，しかもＡ教授がこれらの記載に対して「内容が最近著しく伸展している医学，生理学の理論と矛盾する」（甲１本文第１段落），又は「現在の医学・生理学の常識とはかけ離れており」（甲１本文第４段落）と判断しているとしても，「原稿」上に表現されている技術的事項が執筆者自身の意思と異なるものであるとか，執筆者の意

	思を反映したものでないとするものではない以上，「原稿」上に表現されている技術的事項と同じ内容について記載されている引用例の記載から把握される，執筆者自身が想い到った技術的事項（技術思想）に基づいて本願発明の容易想到性を判断したことは何ら違法ではない。 すなわち，特許法２９条１項及び２項によれば，刊行物に記載された発明（すなわち技術思想）に基づいて，当業者が容易に発明をすることができたときは特許を受けることができないとされるのであるから，審決が，引用例に記載された，当該刊行物の筆者の意思を反映したといえる技術思想に基づいて，本願発明の容易想到性を判断し，「特許を受けることができない」としたことは，たとえ原告が援用する「原稿」の内容が引用例と概ね同様なものであったとしても，原告が甲１に基づいてする主張によって違法とされるべきものではない。 以上のとおり，引用発明について，甲１を根拠に審決の判断が妥当ではないとすることは合理性を欠くものであるから，引用例の記載が「全くのでたらめ」であって引用発明を認定することができないとの原告の主張は失当である。 ウ　引用例（乙１）の引用刊行物適格性につき 前記ア，イのとおり，原告が主張する諸事情は引用例（乙１）の証拠適格性を否定する根拠たり得ず，また，引用例は，本願出願前に頒布された刊行物であることに変わりはなく，頒布後に廃刊とされたことは引用例の証拠適格性に影響するものではない。 以上のとおり，審決が引用した刊行物（引用例）が引用刊行物として妥当でない旨の原告の主張は失当であり，審決が，引用例（乙１）を引用して本願発明が特許法２９条２項の規定により特許を受けることができないと判断したことに何ら誤りはない。
	○裁判所の判断 ウ　取消事由３（引用例には引用文献適格性がないこと）について 原告は，〔1〕刑事事件において裁判所が引用例（乙１）の内容をでたらめと判断し，これを刊行物として認めなかったこと，〔2〕Ａ教授が，引用例の内容をでたらめと判断したこと，〔3〕引用例が絶版となったことの３点を根拠に，引用例は引用刊行物として妥当でないと主張する。 しかし，仮に刑事事件において裁判所が引用例の内容をでたらめと判断し，あるいはＡ教授が引用例の内容をでたらめと判断し，さらには引用例とされた刊行物が絶版になった事実が認められたとしても，当該刊行物が出版されたという事実自体が消滅するものではなく，引用例は特許法２９条１項３号所定の「特許出願前に日本国内・・・において，頒布された刊行物」に該当する。 したがって，引用例が引用刊行物としての適格性を欠く旨の原告の主張は採用することができない。
N42	**【事件番号：平成23年（行ケ）10129号】**
	○原告の主張 （４）審決の取消事由 しかしながら，本件登録意匠が「公然知られた意匠」ではなかったとする審決の判断は誤りであるから，審決は違法として取り消されるべきである。 ア　原告の不特定の従業員等が出願前に本件登録意匠の形態を認識していた （ア）被告は原告に対し，平成２０年９月３０日，甲号意匠を含む本件リフレクターフラッターを，既に研究開発の段階を終了した量産品として３２０個も販売している。したがって，本件登録意匠と同一の甲号意匠が出願前に公然知られたものであることは明らかである。 （イ）この点に関し被告は，原告と被告間の平成１９年１２月１３日付け秘密保持契約書（甲４。以下「本件秘密保持契約書」という。）の存在を理由に公知性を争うが，同契約書の第１条（本契約の目的）には，「共同開発事業の是非を検討する目的において」との限定があるところ，被告が平成２０年９月３０日に３２０個納品した時点では，既に製品は完成し量産化されている段階であって，被告自らが自発的に行った通常の商取引である。 したがって，上記第１条の「共同開発事業の是非」の「検討」は終了しており，当該契約の適用範囲ではないから，被告の主張は失当である。 （ウ）審決は，この点に関し，「甲号意匠の開発に当たって，両者が密接な関係にあることは明白であり・・・不特定の者に対して知られたものとすることができない」（審決書２０頁下６行～２１頁３行）と説示している。 しかし，開発途上の段階で，原告従業員の中でも特に研究開発に携わった従業員に限定して，「技術的情報およびノウハウ」（本件秘密保持契約書第３条３項参照）を提供したような場合はそのとおりであるが，既に開発が完了して３２０個も量産し、その後出願前に合計５８９０個も通常の商取引によって販売された段階においては，全く当てはまらないというべきである。 現に，被告はこの際に何らの限定もなく原告に対し多数の甲号意匠を含む本件リフレクターフラッターを販売しており，原告も，同製品を組み込んだ本件電気掲示器を多数，東日本旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ東日本」という。）に販売し，日本電設工業株式会社（以下「日本電設工業」という。）に取付け工事のために渡している。 また，原告内における本件リフレクターフラッターを組み込んだ本件電気掲示器の製造は，本件リフレクターフラッターの開発を担当したサイン部設計課の従業員ではなく，この開発に関わっていないサイン部製

造課の従業員が行っているし，完成した本件電気掲示器をＪＲ東日本に販売し，同社の従業員が日本電設工業の従業員に取付けを指示している。
以上のように，原告内においても，本件リフレクターフラッターの開発を担当するサイン部設計課の従業員ばかりでなく，この開発に関わっていない購買や販売等を担当する生産管理部や営業部の従業員が関わり，販売先も第三者であるＪＲ東日本であり，取付け業者としても第三者である日本電設工業が関与しているから，実態としてこの時，明らかに甲号意匠の開発は完了して秘密状態を脱し，量産化・商品化されており，被告から原告に対しても，通常の商取引の一環として販売されたものである。
さらに，審決自身も「さらなる製品改良の結果，平成２０年９月中旬頃に完成したものであり」（審決書２０頁下７行）と認定しているように，同年９月３０日時点では本製品の開発は既に完了しており，秘密状態にあったとする審決の認定は自己矛盾を来している。
イ　本件登録意匠の出願前に，被告は原告に対し，本件登録意匠を含む数千個に及ぶ極めて多数の本件リフレクターフラッターを販売した
（ア）原告は，被告から本件リフレクターフラッターを，平成２０年１０月２４日にも３０個，同年１２月５日に２００個，同年１２月１６日に３００個，同年１２月１８日に４００個，平成２１年1月２０日に３４０個，同年1月３０日に２０００個納品を受けており，その他にも同年1月２３日に２３００個発注し，同年2月１２日に納品されている（甲２７，甲２８の1～9）。
すなわち，本件意匠権の出願日である平成２１年2月９日以前に，既に被告自身が原告に対し３５９０個という極めて大量の本件リフレクターフラッターを納品し，さらに２３００個注文を受け，それについても出願日のわずか3日後である平成２１年2月１２日には納品を完了している。
以上の経緯からも明らかなように，本件意匠権の出願前に，被告は自発的に原告に対し，本件リフレクターフラッターを極めて大量に納品しており，その規模からしても，その後の流通の過程からしても，本件リフレクターフラッターの開発は既に本件意匠権の出願前に完了しており，秘密保持義務を負わない通常の商取引として納品されているから，甲号意匠はその秘密状態を脱していたことが明らかである。
（イ）この点に関し，被告は，日本電設工業及びＪＲ東日本との間の商取引上の関係を無視し，原告と被告との間に取り交わされた本件秘密保持契約書（甲４）の内容を曲解しているなどと主張するが，これら２社は，原告の多くの取引先のうちの２社にすぎず完全な第三者であり，原告がこれら２社に対して秘密保持義務を課すべき関係にはない。
次に，被告は，原告が本件リフレクターフラッターにかかる本件登録意匠の創作には直接関与しておらず，被告が単独で創作したものであると主張するが，本件登録意匠の創作に当たっては，原告と被告との間で何度も協議を重ねており，原告は，たとえば，本件登録意匠の背面のつまみの数や間隔，正面の形状などについては，光学的な観点から，かなり具体的な形状に踏み込んだ意見を述べているのであって，原告の寄与が全くないということはありえない。
また，被告は，被告が原告になした実施許諾に関する申入れを無視した状態で原告が被告に対して販売を強いたなどとし，原告は，このように被告に対して販売を強いた事実に基づいて本件登録意匠の無効を主張するものであり，原告と被告の間の信義則にも反するなどと主張するが，原告は，被告が本件登録意匠を出願する予定であることなど全く聞かされていなかったし，意匠についての実施許諾の申入れなど全くなかったのであって，被告の行為こそ，原告にも創作についての寄与があるとの原告の申出を完全に無視し，原告に無断で抜け駆け的に本件登録意匠を出願したものであって，信義則に反するものである。
さらに，被告は，ＪＲ東日本の駅構内に設置された本件電気掲示器はいずれもＪＲ東日本においてフィールド試験を行い，問題点を抽出して更なる改良点を見出すための試作品であるなどと主張する。
しかし，本件電気掲示器は試作品ではない。原告のいう「フィールド試験」についても，甲８の１（議事録）の記載をよくみると，そこに記載されているのは原告の技術である「透過拡散シート」の調整及びこれを装着した状態での実地試験のことであり，本件登録意匠自体について試験を行っているものではない。
事実，「フィールド試験」を経て本件登録意匠が変更されたという事実は存在しない。また，試作段階であるというならば，その後も被告の関与があるはずであるが，被告は一切関与していない。平成２０年９月に納品された３２０個の本件リフレクターフラッターは，開発段階を終了した完成品であり，その後，一切変更されていないのである。
原告が被告から購入したのは完成した製品であって，開発段階の製品ではなく，これについて秘密保持義務など負わないことは明白である。事実，原告は，被告から，不特定の第三者を対象とした販売はしないとの限定を受けて購入したものでもないし，被告としても，この点を秘密と考えていたのならば，原告に数千個も販売するはずがない。
ウ　取付け作業時やメンテナンス時において，甲号意匠の形態は視認されている
（ア）日本電設工業による取付け作業
日本電設工業の駅への取付け担当の従業員は「不特定者」であり，明らかに本件秘密保持契約書（甲４）による秘密保持義務など負っていないから，同人が出願前に甲号意匠の形態を視認すれば，これは明らかに「公然知られた意匠」である。
そして，駅への取付け作業の際に，同社の従業員は，甲号意匠の形態を視認しており，その旨の証明書（甲２６）も同社から発行されている。

	また，被告自身が認めるように（審決書１３頁下１７行（３）の冒頭），ＪＲ東日本の従業員は，現場内容説明会によって仕様を明らかにしており，その際に，甲号意匠の形態を不特定者が視認しており，その点からも明らかに「公然知られた意匠」である。 （イ）ＪＲ東日本の従業員の確認 ＪＲ東日本の現場立会いの従業員は「不特定者」であり，明らかに本件秘密保持契約書（甲４）による秘密保持義務など負っていないから，同人が出願前に甲号意匠の形態を視認すれば，これは明らかに「公然知られた意匠」である。 そして，取付け作業の際に，同社の現場立会いの従業員も，甲号意匠の形態を視認しており，その旨の証明書（甲１１）も同社から発行されている。したがって，この点からも，本件登録意匠はその出願前に「公然知られた意匠」である。 （ウ）この点に関し，審決は，本件リフレクターフラッターが，ＬＥＤ基板に取り付けられ，その上から逆Ｕ字型のアルミ枠に被せられたＬＥＤカセットとして取り扱われているため，反射フードの裏側の形態が視認できないから，甲号意匠の形態が現実に知られた状態にあったとはいえないと説示する（審決書２１頁下８行～２２頁５行）。 しかしながら，反射フードの裏側以外の形態，すなわち，最も特徴的な正面の形態は取付け作業時に明らかに視認されているし，ＬＥＤカセットから取り出せば，各側面の形態も容易に視認可能である。また，反射フードの裏側についても，ネジで止めてあるＬＥＤ基板を外せば容易に視認可能である。 そして，メンテナンス時にはＬＥＤカセットから取出したり，ＬＥＤ基板から取り外したりする必要があり，しかもその作業は極めて容易である。本件登録意匠のように数千個も出荷されれば，メンテナンスの必要が生じて，これら側面や反射フードの裏側の形態が，不特定者に視認されたことはほぼ確実である。 この点に関し，被告は，設置から２か月程度でメンテナンスが必要になることは通常は考えられず，実際にメンテナンスが必要となった事実及びこのメンテナンスに際していかなる作業が行われたかを原告が立証していないなどと主張する。 しかし，事実として，本件リフレクターフラッターは，客先納入後の点検や不具合調査の過程でＬＥＤ基板を取り外したりなどして分解する必要が生じ，内部を視認することがあり，特に，ＬＥＤが点灯しないという不具合が発生した場合においては，ＬＥＤ基板の接続部で導通を確認しなければならないため，本件リフレクターフラッターからＬＥＤ基板を取り外して点検をする必要があり，必然的に，甲号意匠の形態全部を視認することになるのであって，このような事例（ＬＥＤ不点灯の事例）として，原告は甲２９（報告書）を提出しているのであるから，被告の上記主張は失当である。 エ　被告は，意匠法４条１項（新規性喪失の例外）の適用を主張するが，被告自らが原告に大量に納品したことによって本件登録意匠はその出願前に公知となっており，被告の意に反して公知になったものではないから，意匠法４条１項の新規性喪失の例外規定の適用はない。 オ　以上の事実関係によれば，甲号意匠は，その出願前に公知であり（意匠法３条１項１号），意匠法４８条１項１号の無効理由がある。
	○被告の主張 審決の認定判断に誤りはなく，「公然知られた意匠」であったとする原告の主張は理由がない。 （１）「原告の不特定の従業員等が出願前に本件登録意匠の形態を認識していた」との主張に対し 原告と被告間に本件秘密保持契約書（甲４）が締結されているから，本件リフレクターフラッターが本件登録意匠の出願前に「公然知られた意匠」となったものではない。 ア　原告の従業員 本件秘密保持契約書（甲４）第２条の規定によれば，秘密保持契約は原告及び被告間の事業に関するすべての交渉において提供又は開示される情報及び資料に適用されるものであり，同契約書第３条３項の規定によれば，被告が原告に提供した技術的情報及びノウハウはすべて秘密情報に含まれるものである。なお，被告は，原告に対して秘密情報を特定の第三者ないし不特定の第三者に開示又は提供することに同意したことはない。また，同契約書第６条２項の規定によれば，秘密情報を第三者に開示する場合，原告は第三者に自己と同様の秘密保持を課する義務を有しており，同契約書第７条の規定によれば，原告による本件電気掲示器の作製や取付け及びメンテナンスに関与する従業員に対しても秘密保持を課する義務を有している。 仮に原告と被告との間に本件リフレクターフラッターに関する直接の秘密保持義務に関する明文の規定が取り交わされていないとしても，原告は，社会通念上又は商慣習上，秘密保持義務を負うべき立場にあるというべきである。なぜなら，取引社会において，他社の営業秘密を尊重することは，一般的にも当然のこととされており，まして，商取引の当事者間，その他一定の関係にある者相互においては，そのことがより妥当するからである。　また，出願ないし登録意匠に関連した製品等が商談等の対象となることになった都度，意匠の創作者ないし権利者（出願人）側において，意匠の内容につき秘密を保持すべきことをいちいち相手方に指示又は要求し，相手方がそれを理解したことを確認するような過程を経なければ，関連製品等の具体的内容を開示できないとすれば，取引の円滑迅速な遂行を妨げ，当事者双方の利益にも反することになるからである。 したがって，原告の従業員が本件電気掲示器を作製する際，あるいは，取り付ける際ないしメンテナンスのために分解する際に本件リフレクターフラッターを直接視認することがあっても，原告の従業員は秘密保

持の義務が課されている者であるから，そのことによって本件リフレクターフラッターが本件登録意匠の出願前に「公然知られた意匠」となったものではない。
イ　日本電設工業及びＪＲ東日本
市ヶ谷駅の本件電気掲示器の取付けは，原告が日本電設工業に請け負わせたものであるが，本件秘密保持契約書（甲４）第６条２項の規定によれば，原告は日本電設工業に対しても秘密保持を課する義務を有している。仮に原告と日本電設工業との間に本件電気掲示器に関する秘密保持義務に関する明文の規定が取り交わされていなくても，日本電設工業は，社会通念上又は商慣習上，秘密保持義務を負うべき立場にある。
したがって，日本電設工業の従業員が本件電気掲示器を取り付ける際ないしメンテナンスのために分解する際に本件リフレクターフラッターを直接視認することがあっても，日本電設工業の従業員は秘密保持義務が課されている者であるから，そのことによって本件リフレクターフラッターが本件登録意匠の出願前に「公然知られた意匠」となったものではない。
また，舞浜駅及び成田空港駅の本件電気掲示器の取付けは原告が行ったものであり，市ヶ谷駅の本件電気掲示器の取付けは日本電設工業が行ったものであるが，原告ないし日本電設工業は，ＪＲ東日本に対して秘密保持義務を課しているはずであり，仮にそうでないとしても，原告ないし日本電設工業とＪＲ東日本との間に本件電気掲示器に関する秘密保持義務に関する明文の規定が取り交わされていなくても，ＪＲ東日本は，社会通念上又は商慣習上，秘密保持義務を負うべき立場にある者である。
したがって，舞浜駅，成田空港駅及び市ヶ谷駅での本件電気掲示器の取付けないしメンテナンスのために分解する際にＪＲ東日本の立会人が本件リフレクターフラッターを直接視認することがあっても，ＪＲ東日本の立会人は秘密保持義務が課されている者であるから，そのことによって本件リフレクターフラッターが本件登録意匠の出願前に「公然知られた意匠」となったものではない。
（２）「本件登録意匠の出願前に，被告は原告に対し，本件登録意匠を含む数千個に及ぶ極めて多数の本件リフレクターフラッターを販売した」に対し
ア　原告は，被告が原告に対し，本件リフレクターフラッターを平成２０年９月３０日に３２０個，その後も出願前に大量に販売（納品が完了したもので３５９０個，発注が終わったものが２３００個）した事実を捉えて，このように数千個に及ぶ極めて多数の本件リフレクターフラッターを販売したというその規模及び流通の過程からして本件リフレクターフラッターの開発は既に本件意匠権の出願前に完了しており秘密保持義務を負わない通常の商取引として納品され，その結果，原告の不特定の従業員及び第三者であるＪＲ東日本や日本電設工業の担当者が出願前に本件登録意匠の形態を認識していたことを理由として，本件登録意匠はその出願前に「公然知られた意匠」となった旨主張する。
しかし，原告の上記主張は，原告，被告，ＪＲ東日本及び日本電設工業との間の商取引上の関係を無視したものであるばかりか，原告と被告との間に取り交わされた本件秘密保持契約書（甲４）の内容を曲解し，しかも，被告が有する意匠に関する意匠登録を受ける権利に基づいて被告が原告になした実施許諾に関する申入れを無視した状態で，原告が被告に対して販売を強いることにより，被告が原告に対して販売させた事実に基づき本件登録意匠の無効を主張するものであり，原告と被告の間に当然に生じる信義則にも反する主張であって，失当である。
イ　被告が原告に対して，本件リフレクターフラッターを，本件登録意匠の出願前に３５９０（３２０＋３０＋３２４０）個納品すると共に，その他に２３００個の受注を受け，本件登録意匠の出願後に２３００個納品したことは認める。
しかし，そもそも本件リフレクターフラッターは，原告が被告に新Ｓ型掲示器の光源装置（光源及びその周辺の構造を含む）の改良を依頼し，その後，原告と被告とは何度も協議を重ね，被告が光源装置のＳＥ型試作品を作り，これらのＳＥ型試作品の更なる改良の結果，平成２０年９月中旬頃に一応原形のものが完成したものであり，被告から原告への本件リフレクターフラッターの販売・納品は，被告が原告の依頼を受けて製造及び販売した特定の取引関係であって，不特定の第三者を対象とした販売ではない。しかも，本件リフレクターフラッターを用いた本件電気掲示器は，最終顧客としてのＪＲ東日本に販売・納品するためのものであって，ＪＲ東日本も，原告及び被告とは密接な関係にある者であり，不特定の第三者に該当するものではない。
なお，原告は直接この本件リフレクターフラッターに係る本件登録意匠の創作には関与しておらず，被告が単独で創作したものである。
ウ　平成２０年１２月８日から９日に舞浜駅に設置された１台及び平成２０年１２月１１日から１３日に成田空港駅に設置された３台の本件電気掲示器並びに平成２１年１月１２日，１月１６日から１８日に市ヶ谷駅に設置された２６台及び平成２１年２月１７日，２月１９日から２０日，３月３日に目白駅に設置された２５台の本件電気掲示器は，いずれもＪＲ東日本においてフィールド試験を行い，問題点を抽出して更なる改良点を見出すための試作品であるから（議事録，甲８の１～３），広く不特定の第三者に販売するための完成品ではない。
エ　以上のとおり，被告から原告への本件リフレクターフラッターの販売は，被告が原告の依頼を受けて製造及び販売した特定の取引関係における販売であって，不特定の第三者を対象とした販売ではないから，被告が原告に対して，本件登録意匠の出願前にそれらを販売した事実があるからといって，それによって，本件登録意匠がその出願前に「公然知られた意匠」となったものではない。

（３）「取付け作業時やメンテナンス時において，甲号意匠の形態は視認されている」に対し
ア　日本電設工業及びＪＲ東日本の従業員が秘密保持義務を負っていることは，前記（１）イのとおりである。
イ　原告は，取付け作業時やメンテナンス時において，甲号意匠の形態は視認されているとして本件リフレクターフラッターに係る甲号意匠がその出願前に公知である旨主張するが，次のとおり，原告の主張は失当である。
（ア）そもそも原告の上記主張は，現場での作業の実体を無視したものであり，しかも，「ＬＥＤカセットから取り出せば」，「ネジで止めてあるＬＥＤ基板を外せば」等と仮定に仮定を重ねた主張であって，妥当なものではない。
すなわち，原告は本件電気掲示器をＪＲ東日本に納品・発送しているが，本件電気掲示器が本件リフレクターフラッターを部品として使用していても，工場出荷時の梱包状態及び開梱状態を示す写真（乙１０）から明らかなように，本件リフレクターフラッターは，本件電気掲示器の内部に組み込まれた状態で納品・発送されているので，納品・発送時には外部から視認することはできない。この事実は，原告が発行した舞浜駅設置用の「納品・発送（製造本部控）書」（甲１０の１）及び成田空港駅設置用の「納品・発送（製造本部控）書」（甲１０の２）にＬＥＤカセットの項目がないことからも確認することができる。
また，本件電気掲示器を天井に直接取り付ける場合，本件電気掲示器からＬＥＤカセットを取り外す作業及び取り付ける作業が含まれているが，ＬＥＤカセットは，本件リフレクターフラッターの裏側がＬＥＤ基板及び断面逆Ｕ字型のアルミ枠によって覆われているため，本件リフレクターフラッターの底面側と側面側しか視認できない。
なお，本件電気掲示器をパイプ吊下げにより取り付ける場合及び壁面に取り付ける場合には，ＬＥＤカセットの取り外し工程はない。
（イ）原告は，取付け作業時あるいはメンテナンス時に，本件電気掲示器の側面や反射フードの裏側の形態が不特定者に視認されることはほぼ確実である旨主張する。
しかし，本件電気掲示器の取付け作業は，「工事着手前打合せ議事録」（甲１１）の記載に照らせば「施工については営業時間外の夜間施工とする」と記載されているので，旅客が本件電気掲示器の内部ないし取り外されたＬＥＤカセットを視認することはないと認められるし，同議事録の「スケジュール表（電気）」の作業時間の欄の記載に照らせば「２３時３０分～翌６時００分」に行われたものであり，また，「保安打合せ票（電気）」（甲２６）の作業時間の欄の記載に照らせば「２３時３０分～翌５時００分」に行われたものであって，終電までの旅客と始発からの早朝の旅客の時間帯が重なることがあり得るが，作業現場においては旅客が近づかないように作業現場周辺に保安用コーンをコーンバーで繋ぐ等によって囲みを設置することが普通に行われているし，仮に，この囲みの周囲から旅客が本件電気掲示器の内部ないし取り外されたＬＥＤカセットを視認することがあっても，旅客は本件リフレクターフラッターの底面側と側面側しか視認できないことは明白である。
さらに，ＬＥＤカセットから本件リフレクターフラッターを取り外すような工程は，本件電気掲示器の設置工程においては無用な工程でしかない。
したがって，たとえ原告の従業者，日本電設工業の従業者，ＪＲ東日本の立会人，さらには旅客がＬＥＤカセットを視認することがあっても，本件リフレクターフラッターの裏側はＬＥＤ基板及びアルミ枠によって被覆されているために視認することができないから，それによって本件リフレクターフラッターが不特定の第三者に現実に知られている状態にあったものとすることはできない。
（ウ）原告は，メンテナンス時にはＬＥＤカセットから取出したり，ＬＥＤ基板から取り外したりする必要があり，しかもその作業は極めて容易であり，本件リフレクターフラッターのように数千個も出荷されれば，メンテナンスの必要が生じて，これらの側面や反射フードの裏側の形態が，不特定者に視認されたことはほぼ確実であると主張する。
しかし，審決（２５頁５行～１３行）においても認定されているように，ＬＥＤカセットは，本件リフレクターフラッターとＬＥＤ基板とアルミ枠とがすぐさま外せたりあるいは動かしたりできる単なる寄せ集めの組合せではなく，本件電気掲示器を構成する１つの単位部品として容易に外れないように固定されたものであり，もとより，ＬＥＤによる光源は蛍光灯で照射する方式より製品寿命がかなり長く，従来と比べて保守点検がほとんど不要とされるほどであるから，劣化によりＬＥＤの交換が必要となったとしても，ＬＥＤ基板の交換よりも，むしろ，新たなＬＥＤカセット全体の交換を行うものと考える方が自然である。しかも，本件電気掲示器の設置に際しては，夜間工事における時間的制限のために，事前に原告の社内において点灯チェックを十分に行ったものを搬入・納品しているはずであるから，初期の不動作はほぼ考えられず，設置時点ではメンテナンスを行うことは考え難い。
（エ）本件登録意匠の出願前に取り付けられた本件電気掲示器は合計３０台であり，そこで使用された本件リフレクターフラッターの個数は合計１７８個でしかない。仮に本件登録意匠の出願日より前に設置された３０台の本件電気掲示器の少なくとも１台について何らかのメンテナンスが必要となった場合，設置されてからほぼ２か月しか経過していないのに３０台中の１台，すなわち１７８個の光源中の１台に何らかのメンテナンスが必要な異常状態が生じたことになるが，このような短時間かつ高確率でメンテナンスが必要となるものが生じたということは通常は考えられず、実際，原告は，メンテナンスが必要となった事実及びこの

メンテナンスに際していかなる作業が行われたかを立証していない。
（４）意匠法４条１項（新規性喪失の例外）の適用
仮に，原告が日本電設工業及びＪＲ東日本に対して秘密保持義務を課しておらず，また，日本電設工業がＪＲ東日本に対して秘密保持義務を課しておらず，さらに，日本電設工業の従業員ないしＪＲ東日本の立会人が本件電気掲示器の内部を視認したことがあったとしても，これによる「公然知られた」事実は被告の「意に反する」ものであるから，本件に関しては意匠法４条１項より新規性喪失の例外が適用されるべきである。

○裁判所の判断
２　本件登録意匠は「公然知られた意匠」か
原告は，審決が本件登録意匠は日本国内で「公然知られた意匠」ではないとしたことを争うので，以下検討する。
（１）前記第３，１（２）記載の本件登録意匠及び甲号意匠を対比すると，両意匠は意匠に係る物品がともに照明器具用の反射板であって同一であり，さらに，その具体的形状にかかる形態も同一と認められるから，意匠全体としての美観が一致し，同一の意匠であると認められる（当事者間に争いがない。）。
（２）本件における事実関係
証拠（甲２，甲３の１・２，甲４ないし甲７，甲９の１～５，甲１０の１～９，甲１１，甲１２の１～５，甲１４の１～１０，甲１５の１～１０，甲１６の１～１０，甲１８，甲１９，甲２０の１～５，甲２１の１～４，甲２３～甲２５，甲２７，甲２８の１～９，乙７，乙９～乙１２）及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。
ア　原告は電気機械器具の製造販売及び工事施工等を業とする会社であり，被告は，光学機器，照明用光学製品等の製造販売等を業とする会社であるところ，原告と被告は，平成１９年１２月１３日，被告の開発したＬＥＤフラットパネル製品に関する共同開発事業を実施することとし，その際，被告が原告に提供した製品に係る技術的情報及びノウハウなどの秘密情報について，下記の内容の本件秘密保持契約を締結した（甲４）。
（中略）
イ　その後，原告と被告は，平成２０年６月１２日，被告が所有するフラッター技術に係る「面照明光源装置」についての特許権や意匠権について，原告に独占的通常実施権を許諾する旨のライセンス基本契約（以下「本件ライセンス基本契約」という。）を締結した（甲５）が，本件リフレクターフラッターは，本件ライセンス基本契約の対象にはなっていない。
ウ　ところで，原告は，平成２０年１月ころ，従来の電気掲示器の光源をＬＥＤに代え，当該ＬＥＤ光源を掲示器の内部上部に１列に配置した新Ｓ型掲示器を開発し，被告に対し，上記新Ｓ型掲示器の光源装置（光源及びその周辺の構造を含む。）の改良を依頼し，その後，原告と被告との間で協議を重ね，光源装置のＳＥ型試作品を作製した（甲６）。
しかし，これらのＳＥ型試作品は，掲示面の輝度の均一性について完全なものではなく，その上製造単価が高い等の問題があったため，さらに改良が加えられ，その結果，平成２０年９月中旬ころ，エコ薄型掲示器に用いるＳＥ型として本件リフレクターフラッターが開発された（甲２，甲７，乙１２）。
エ　一方，原告は本件リフレクターフラッター（発注数３２０個）の製造を被告に依頼したことから，被告は，平成２０年９月１９日付けの見積書を発行し，原告は９月３０日付けで発注書を被告に送り，同日これらの製品を受領した（甲９の１～３，甲２８の１，乙７）。
さらに，原告は被告から，本件リフレクターフラッターを，平成２０年１０月２４日に３０個，同年１２月５日に２００個，同年１２月１６日に３００個，同年１２月１８日に４００個，平成２１年１月１９日に３４０個，同年１月３０日に２０００個納品を受けており，その他にも同年１月２３日に２３００個発注し，本件登録意匠の出願後の同年２月１２日に納品されている（甲２７，甲２８の２～９）。
オ　また原告は，被告が製造した本件リフレクターフラッターを用いて本件電気掲示器を製造し（甲７，乙９），平成２０年１２月中旬ころ，ＪＲ東日本に４台販売したが，小規模な工事であったことから取付け作業は直接原告が行った（甲１０の１，２）。
設置場所は，ＪＲ舞浜駅のコンコース及びＪＲ成田空港駅のコンコース及びホームであった。
この取付け作業は，いずれも既設の電気掲示器を取り外し，本件電気掲示器を取り付けるもので，ＪＲ舞浜駅については１台設置され，作業は平成２０年１２月８日の深夜から翌９日の午前６時まで行われ（甲１０の３，５，７～９），ＪＲ成田空港駅については３台設置され，作業は平成２０年１２月１１日の深夜から翌１２日の午前６時まで及び同１２日の深夜から翌１３日の午前６時まで行われた（甲１０の４，６～９）。これらの取付け作業についてはＪＲの従業員が立ち会っていた（甲１１）。
カ　さらに原告は，ＪＲ東日本に対し，平成２１年１２月２２日及び２３日ころ，本件電気掲示器５１台を販売した（甲１４の１～１０，甲１５の１～１０，甲１６の１～１０）。
上記電気掲示器の設置場所はＪＲ市ヶ谷駅及びＪＲ目白駅のコンコース及びホームであり，ＪＲ市ヶ谷駅において２６台，ＪＲ目白駅においては２５台がそれぞれ設置された。取付け工事業者は日本電設工業であり，ＪＲ市ヶ谷駅の取付け工事については，平成２１年１月１２日，同月１６日ないし１８日のいずれも深夜から翌日の午前５時まで，また，ＪＲ目白駅の取付け工事については，同年２月１７日，１９日，２０日

及び３月３日のいずれも深夜から翌日の午前５時までに行われた。（甲２０の１～５，甲２１の１～４，甲２２～甲２６）。これらの取付け作業についてはＪＲの従業員が立ち会っていた（甲１８，１９，甲２０の１～５，甲２１）。

キ　本件電気掲示器の構成及び形状

本件電気掲示器は，箱型本体の内部の上部に，本件リフレクターフラッターを配置し，下方に光を照射する直下型方式で，箱型本体の両側面又は一側面に文字等を表示した表示板を設け，これらの裏面から光を照射して，各表示板の文字等の表示を鮮明にするものである。より具体的にみると，本件電気掲示器は，本件リフレクターフラッターとは別に設けた基板に，複数のＬＥＤを等間隔に一列に配し，当該ＬＥＤ基板に本件リフレクターフラッターの反射フードの上部に設けられた孔にＬＥＤを嵌め込むように取り付け，この状態で本件リフレクターフラッターとＬＥＤ基板とを断面逆Ｕ字型のアルミ枠に収納・固定してＬＥＤカセットとし，当該ＬＥＤカセットを箱型本体内の上部に取り付けるものである。また，本件電気掲示器の箱型本体の一側面は扉式になっており，当該掲示器を所定の場所に取り付けたり，ブレーカー等の電源スイッチを開閉したり，その他内部の点検，修理の際に扉を外すことができるようになっている（甲７，乙９）。

そして，本件電気掲示器は，箱型本体内に光源部を取り付け，扉を閉めた状態で，その外周の必要箇所に緩衝材を当ててその上から包装紙で包んで，梱包されている（乙１０）。

ク　本件電気掲示器の取付け作業の具体的な手順

（ア）天井直接取付けの場合の作業手順は，次のとおりである（乙１０，乙１１）。

ａ　現地で梱包されている本件電気掲示器を開梱する。

ｂ　本件電気掲示器下部のビスをゆるめて，箱型本体から扉を外す。

ｃ　扉を外した後に内部を点検する。

ｄ　箱型本体からＬＥＤカセットを取り外す。なお，ＬＥＤカセットは本体と電源線で接続されたまま，一時床面に置かれる。

ｅ　電源線を本体へ引き込む。

ｆ　天井から垂下しているボルトを箱型本体の上板の取付け穴に通して，箱型本体上板を天井に当て，当該ボルトが箱型本体内部に突出していることを確認する。

ｇ　天井から垂下したボルトにナットを螺着し，当該ナットを締め付けて箱型本体を天井に固定する。

ｈ　ＬＥＤカセットから導出したリード線の先端のコネクターを箱型本体の電源部に接続する。

ｉ　一度取り外したＬＥＤカセットを箱型本体内部にセットしてビスにより取り付ける。

ｊ　箱型本体内のブレーカーへ電源線を接続する。

ｋ　点灯の有無及び内部を確認する。

ｌ　箱型本体に扉を取り付ける（据付完了）。

（イ）パイプ吊下げ及び壁面取付けの場合の作業手順は，次のとおりである（乙１１）。

ＬＥＤカセットを箱型本体から取り外さない他は，箱型本体のパイプ又は壁面への固定方法の違いがあるものの，前記（ア）とほぼ同様の作業である。

（３）検討

前記認定の事実を前提として，本件登録意匠が意匠登録出願前に公然知られた意匠であるか否かについて検討する。

意匠法３条１項１号に規定する「公然知られた意匠」とは，一般第三者である不特定人又は多数者にとって単に知りうる状態にあるだけでは足りず，現実に知られている状態にあることを要し，また，不特定人という以上，その意匠と特殊な関係にある者やごく偶然的な事情を利用した者だけが知っているにすぎない場合は含まれないと解するのが相当である。

そこで，以上の見地に立って本件につき検討する。

ア　被告の原告に対する本件リフレクターフラッターの販売について

（ア）前記認定のとおり，原告と被告は，ＬＥＤフラットパネル製品に関する共同開発事業を行っていたものであって，本件リフレクターフラッターは，原告が被告に対し新Ｓ型掲示器の光源装置の改良を依頼し，その後，原告と被告との間で協議を重ね，光源装置のＳＥ型試作品を製作し，そのＳＥ型試作品のさらなる製品改良の結果，平成２０年９月中旬ころに完成されたものであり，本件リフレクターフラッターの開発に当たって，原告と被告は共同事業者として密接な関係にあったものであるが，本件リフレクターフラッターの販売もこのような密接な関係にある原告と被告間の特定の取引関係によるものと認められるばかりか，原告と被告は上記共同開発事業に関して本件秘密保持契約（甲４）を締結し，被告が原告に提供したＬＥＤフラットパネル製品に係る技術情報及びノウハウについては秘密保持義務が課せられていると認められるから（第１条，第２条，第３条及び第５条），被告から原告に対する本件リフレクターフラッターの販売・納品をもって，甲号意匠が「公然知られた」ことになると認めることはできない。

（イ）この点に関し，原告は，本件秘密保持契約書（甲４）の第１条には，「共同開発事業の是非を検討する目的において」との限定があるところ，被告が原告に対し平成２０年９月３０日に本件リフレクターフラッターを３２０個納品した時点では，既に製品は完成し量産化されている段階であって，被告自らが自発的に行った通常の商取引というべきであるから，本件秘密保持契約の適用範囲外であるなどと主張する。

しかし，そもそも「共同開発事業の是非を検討する目的」とは何を意味するのか必ずしも判然とせず，製

品が完成し量産化されれば上記目的が達成されるか否かも明らかでないばかりか，仮に製品が完成し量産化されれば直ちに目的を達成するとしても，そもそも上記目的が終了したことは契約の終了原因としては明記されておらず，かえって，上記秘密保持契約の有効期間は契約締結日から５年であって，解約の申入れがない限り１年ごとに自動更新され（第１２条），さらに，契約終了後も別途合意に至るまで効力を有する（第１３条）ものであるから，被告が原告に対し平成２０年９月３０日に本件リフレクターフラッター３２０個を納品した時点で「共同開発事業の是非」の「検討」は終了しており，原告は被告に対しもはや秘密保持義務を負わないとの原告の上記主張は採用することができない。

（ウ）また，原告は，本件意匠権の出願日である平成２１年２月９日以前に，既に被告自身が原告に対し３５９０個という極めて大量の本件リフレクターフラッターを納品しているなどとして，その規模からしても，その後の流通の過程からしても，本件リフレクターフラッターの開発は既に本件意匠権の出願前に完了しており，秘密保持義務を負わない通常の商取引として納品されているから，甲号意匠はその秘密状態を脱していたなどと主張する。

しかし，前記（イ）のとおり，本件秘密保持契約（甲４）は，被告の原告に対する本件リフレクターフラッターの販売・納品によって終了していると認めることはできず，このことは，本件リフレクターフラッターの販売量に影響されないというべきであるから，原告の上記主張も採用することができない。

（エ）さらに，原告は，原告内においても，本件リフレクターフラッターの開発を担当するサイン部設計課の従業員ばかりでなく，この開発に関わっていない購買や販売等を担当する生産管理部や営業部の従業員が関わっており，不特定多数の者が甲号意匠を視認している旨主張する。

しかし，前記のとおり，被告の原告に対する本件リフレクターフラッターの販売・納品は，共同開発事業という密接な関係にある特定の企業間の取引であって，一方当事者の従業員の誰が関わったかは内部の問題にすぎないばかりか，本件秘密保持契約書（甲４）によれば，秘密保持義務は当然に原告の従業員にも適用されるものと解され（第５条，第７条），そうでないとしても，秘密情報を開示された従業員は雇用契約上の義務として当然に秘密保持義務を負うものというべきであるから，仮に原告内において購買や販売等を担当する生産管理部や営業部の従業員が本件リフレクターフラッターの形状を視認したとしても，そのことをもって「公然知られた」状態になったと認めることはできない。

したがって，原告の上記主張も採用することができない。

イ　本件電気掲示器の原告によるＪＲ東日本への販売について

前記認定のとおり，原告は被告から納品を受けた本件リフレクターフラッターを用いて本件電気掲示器を製造し，これをＪＲ東日本に対し，合計５１台販売しているが，本件電気掲示器は，本件リフレクターフラッターとは別に設けた基板に，複数のＬＥＤを等間隔に一列に配し，当該ＬＥＤ基板に本件リフレクターフラッターの反射フードの上部に設けられた孔にＬＥＤを嵌め込むように取り付け，この状態で本件リフレクターフラッターとＬＥＤ基板とを断面逆Ｕ字型のアルミ枠に収納・固定してＬＥＤカセットとし，当該ＬＥＤカセットを箱型本体内の上部に取り付ける構造を有しているため，本件電気掲示器にＬＥＤカセットが組み込まれた状態では本件リフレクターフラッターの形状を視認することはできない構造のものである。

また，本件電気掲示器は梱包された状態でＪＲ東日本に引き渡されるものであるところ，その時点では，箱型本体内に光源部が取り付けられ，扉が閉められた状態でその外周の必要箇所に緩衝材を当ててその上から包装紙で包んで梱包されているから，本件リフレクターフラッターの形状を視認することはできない。なお，この点，本件電気掲示器の箱型本体の一側面は扉式になっていることから，扉を開いて内部をのぞいた場合，ＬＥＤカセットに装着された本件リフレクターフラッターの一部を視認することが可能と思われるが，後記のとおり，その場合でも，ＬＥＤカセットがみえるだけで，本件リフレクターフラッターの全体を視認することはできない。

そして，前記認定のとおり，ＪＲ東日本は直接取付け作業を行っていないのであるから，ＪＲ東日本への販売の事実をもって，甲号意匠が「公然知られた」ものと認めることはできない。

ウ　本件電気掲示器のＪＲ舞浜駅及びＪＲ成田空港駅における取付け作業について

（ア）前記認定のとおり，本件電気掲示器はＪＲ舞浜駅において１台，ＪＲ成田空港駅において３台がそれぞれ設置されているが，その取付け作業はいずれも原告の従業員が行っているのであるから，前記イ（エ）の理由により，原告の従業員が本件リフレクターフラッターの形状を視認したとしても，甲号意匠が不特定の者に現実に知られた状態にあったとすることはできない。

（イ）この点に関し，原告は，取付け作業の際に，ＪＲ東日本の現場立会いの従業員が本件リフレクターフラッターの形態を視認しており，その旨の証明書（甲１１）も同社から発行されていると主張する。

しかし，取付け作業の具体的な手順は，前記認定のとおりであって，天井直接取付けの場合，本件電気掲示器が開梱された後の取付け作業において，ＬＥＤカセットが箱型本体から取り外されることはあっても，電源線の箱型本体への引き込み，箱型本体の天井への固定，箱型本体へのＬＥＤカセットコネクター取付けの後，再び箱型本体内部にそのままの状態で戻されるものであるところ，ＬＥＤカセットのままでは，本件リフレクターフラッターの形状は底面側と側面側からようやく視認することができるだけであって，反射フードの裏側の態様は全く視認することができない。

また，パイプ吊下げ及び壁面取付けの場合は，そもそもＬＥＤカセットを箱型本体から取り外さないで作業されるから，本件リフレクターフラッターの全体の形状を視認することはできない。

したがって，取付け作業においてＪＲ東日本の従業員が，取付け工事に立ち会い、作業を傍らで監視していたとしても，ＬＥＤカセットの状態を視認するにすぎないから，本件リフレクターフラッターの形状については底面側と側面側から視認できるだけであって，反射フードの裏側の態様を視認することができないことには変わりはなく，ＪＲ東日本の従業員は本件リフレクターフラッターの全体の形態は認識できないというべきであるから，ＪＲ東日本の従業員の立会いをもって甲号意匠が不特定の者に現実に知られた状態にあったとすることはできない。

（ウ）また，証明書（甲１１）は，ＪＲ東日本の千葉電力技術センター所長名による証明書であって，そこには，「前記『エコ薄型掲示器（ＳＥ型)』は，前記取り替え工事の際，『ＬＥＤ光源部』を含めて内部構成を目視し，確認しております」と記載されているが，本件リフレクターフラッターの形状を確認した旨の証明書ではなく，そこに記載された「ＬＥＤ光源部」とは上記ＬＥＤカセットのことを指すと考えられるところ，ＬＥＤカセットは取付け作業の際に分解されることはないから，ＬＥＤカセットの外部を視認したとの証明書にすぎないものと認められる。そして，ＬＥＤカセットを外部から視認しただけでは甲号意匠の全体の形状を確認することはできないことは前記のとおりであるから，上記証明書（甲１１）をもって，甲号意匠が不特定の者に現実に知られた状態にあったと認めることはできない。

エ　本件電気掲示器のＪＲ市ヶ谷駅及びＪＲ目白駅における取付け作業について

（ア）前記認定のとおり，本件電気掲示器はＪＲ市ヶ谷駅において２６台，ＪＲ目白駅において２５台がそれぞれ設置され，取付け工事業者は日本電設工業である。

しかし，前記と同様に，本件電気掲示器が開梱された後の取付け作業において，ＬＥＤカセットが箱型本体から取り外されることはあっても，ＬＥＤカセットのままでは本件リフレクターフラッターの形状は底面側と側面側からようやく視認することができるだけであって，反射フードの裏側の態様は全く視認することができないのであるし，前記で認定した取付け作業の具体的な手順からすれば，日本電設工業の従業員があえて作業現場においてＬＥＤカセットを分解するものとは考えられないから，日本電設工業の従業員が取付け作業を行ったとしても，同従業員は本件リフレクターフラッターの全体の形状を認識していないというべきである。

したがって，日本電設工業の従業員が本件電気掲示器の取付け作業を行ったことをもって甲号意匠が不特定の者に現実に知られた状態にあったとすることはできないし，この際立ち会ったＪＲ東日本の従業員についても同様である。

（イ）原告は，日本電設工業の従業員が甲号意匠を確認したことは証明書（甲２６）により証明されている旨主張するが，同証明書（甲２６）は，日本電設工業の鉄道統括本部電力支社長名による証明書であるところ，その文面は，「前記『エコ薄型掲示器（ＳＥ型)』は，前記取り替え工事の際，『ＬＥＤ光源部』を含めて内部構成を目視し，確認しております」というものであって，前記ウ（ウ）で認定した証明書（甲１１）と同一であるから，証明書（甲１１）の場合と同様の理由により，上記証明書（甲２６）をもって甲号意匠が不特定の者に現実に知られた状態にあったと認めることはできないというべきである。

オ　その他の原告の主張について

（ア）原告は，前記ウ及びエに関し，反射フードの裏側以外の形態，すなわち，最も特徴的な正面の形態は取付け作業時に明らかに視認されているから，甲号意匠は不特定者に公然知られた状態になったと主張する。

しかし，そもそも甲号意匠が不特定者に公然知られた状態になったといえるためにはその一部が視認されただけでは足りず，意匠の全体が視認されなければならないというべきであり，仮に，原告の主張するように意匠のうち最も特徴的な部分が視認されれば足りると解したとしても，前記認定の本件登録意匠の形態からすれば，本件登録意匠においては正面の形態のみならず，裏面にある反射フード上部から上方に突出する突片も本件登録意匠の美観を形作る上において無視することはできない形状というべきであるから，正面の形状のみをもって本件登録意匠の最も特徴的な部分であるとすることはできないというべきであり，原告の上記主張は採用することができない。

（イ）次に，原告は，メンテナンス時にはＬＥＤカセットから取出したり，ＬＥＤ基板から取り外したりする必要があり，しかもその作業は極めて容易であって，本件登録意匠のように数千個も出荷されれば，メンテナンスの必要が生じて，これら側面や反射フードの裏側の形態が，不特定者に視認されたことはほぼ確実であり，しかも，本件リフレクターフラッターにおいては，実際に客先納入後の点検や不具合調査の過程でＬＥＤ基板を取り外すなどして分解する必要が生じた事例（甲２９）があると主張する。

しかし，本件全証拠によっても，本件登録意匠の出願日（平成２１年２月９日）までの間に，メンテナンスの必要が生じて，本件リフレクターフラッターがＬＥＤカセットから取り出されたと認めるに足りる証拠はない。原告が提出した甲２９は，ＪＲ越後線吉田駅に設置された本件電気掲示器の不具合の報告書であるが，同報告書によると，不具合が発生した日付は本件登録意匠の出願日の後である平成２１年６月２６日であるから，甲２９をもってＬＥＤ基板を取り外すなどして分解する必要が生じた事例ということはできない。

原告の主張は，仮定の事態を述べるにすぎず，採用することはできない。

カ　小括

以上によれば，本件登録意匠がその出願前に甲号意匠により「公然知られた意匠」であったとすることは

	できないことになるから，本件登録意匠が意匠法３条１項１号の規定に違反することはない。
N43	【事件番号：平成23年（行ケ）10116号】
	○原告の主張 １　取消事由１（甲１が本件出願前に頒布された文献であるとした認定の誤り） 審決は，甲１は本件出願前に頒布された刊行物に該当すると認定した。 しかしながら，甲１は，甲４１～４９（技術資料の納品書，技術資料の印刷業者が作成した陳述書，原告代表者の陳述書等）からも明らかなように，本件出願以後に頒布されたものであり，審決は，その認定を誤ったものである。
	○被告の主張 １　取消事由１に対し 原告は，審決の判断について具体的に反論することなく，単に「甲４１～４９から明らかである。」と主張する。 しかしながら，審決は，審判段階で被告が提出した複数の証拠と原告が提出した甲４１～４９の記載内容を詳細に検討し，具体的な理由を付した上で，甲１の頒布時期を本件出願前であると認定し，甲４１～４９については，証拠の記載が不自然で，信用できないとしたのであり，その認定・判断に誤りはない。
	○裁判所の判断 ２　取消事由１（甲１が本件出願前に頒布された文献であるかどうか）について （１）証拠（甲１～３，１０，１７，１８，２９）及び弁論の全趣旨によれば，原告は，深夜電力を利用した蓄熱式電気床暖房システムの販売等を業とする会社であると認められるところ，上記蓄熱式床暖房システムに関して原告が作成した資料として，技術資料（甲１，２９）及びカタログ（甲３，１０，１７，１８）が存在しており，それらの資料の末尾には，それらの資料の内容がそれぞれ平成１２年１２月現在（甲３），平成１３年３月現在（甲１），平成１３年１１月現在（甲１７），平成１４年５月現在（甲２９），平成１４年９月現在（甲１８），平成１８年７月現在（甲１０）のものであることが記載されている。また，甲１の技術資料には，上記蓄熱式床暖房システムの特長，システム構成，部材，図面，施工手順，操作の方法等が細かく記載されている。さらに，平成１４年２月５日付けの北海道住宅新聞（甲２）には，原告が販売等する上記蓄熱式床暖房システムについて，東北地方において多くの採用実績があり，原告が販売代理店を募集している旨の記載がある。 （２）上記（１）のとおり，上記蓄熱式床暖房システムに関して，記載内容の基準時が異なる技術資料やカタログが複数存在し，数か月の違いであっても基準時が書き分けられていることに照らすと，これらの技術資料やカタログは，その内容の変更に応じて随時更新され，各技術資料やカタログに内容の基準時として記載された時期に近接した時期に作成されたものと認められる。 そして，甲１の技術資料は，その記載内容に照らし，上記蓄熱式床暖房システムの施工に必要な技術資料であって，販売に際して不特定多数の施主や工事業者に配布される資料であると認められるところ，上記（１）の認定事実及び各証拠の記載によれば，原告は，平成１４年２月までに，上記蓄熱式床暖房システムにつき多数の施工実績があるものと認められるから，甲１の技術資料も，平成１３年３月ころ以降，遅くとも平成１４年２月ころまでには頒布されていたと認めるのが相当である。 したがって，甲１の頒布時期に関する審決の認定に誤りはない。 なお，原告は，甲１が本件出願（平成１４年５月２日）後に頒布されたと主張し，原告代表者の陳述書（甲４９）には，甲１，２９の各技術資料は，いずれも平成１４年６月ころにその内容をまとめたものであり，平成１４年６月２５日付けで印刷業者から納品を受けたものである旨の記載があり，印刷業者作成の陳述書（甲４４）にはこれに符合する記載がある。しかしながら，その記載自体客観的資料に基づくものではなく，内容の基準時が平成１３年３月と記載された技術資料（甲１）が平成１４年６月ころまで印刷・納品されず，しかも，平成１４年５月現在と記載された技術資料（甲２９）と同時に内容がまとめられ，かつ、同時に納品されるというのは不自然であって，上記陳述書の記載はいずれも採用することができない。 以上のとおりで，取消事由１は理由がない。
N44	【事件番号：平成23年（行ケ）10006号】
	○原告の主張 １　取消事由１（引用発明１に基づく容易想到性に係る判断の誤り）について （４）引用例１の公知性についての認定の誤りについて 引用例１の１４枚目及び１６枚目には，引用例１の３枚目及び４枚目の記載を参照しない限り，カムスライド支持基台がカムスライドを横方向に可動に支持するとの技術思想や，これを前提として，カムスライドがカムスライド支持基台に対して横方向において隙間をもって配されているとの技術思想については，何ら記載も示唆も動機付けもないから，引用例１の１４枚目及び１６枚目の各図面のみから引用発明１及び２を認定することはできない。 しかるところ，引用例１（３枚目及び４枚目を含む。）とされるＶＡ提案書なるものをＡが平成９年１１月ころ受け取ったことは，何ら客観的証拠によって証明されておらず，当時ＶＡ提案書なる文書が存在したかどうか自体が不明である。仮に，ＶＡ提案書と題する文書が存在したとしても，Ａ及びＢは，その内容を明

確に認識していなかったから，当該ＶＡ提案書が３枚目及び４枚目を含む引用例１であったとすることはできない。また，実施品１及び２が公然実施されたからといって，ＶＡ提案書の存在や，引用例１の３枚目及び４枚目の存在を導くこともできない。

むしろ，被告は，引用例１を平成９年１１月下旬に開催されたＶＡ展示会でのデモンストレーションの際に日産自動車の従業員に配布した旨を主張するものの（甲１の８，６７），日産自動車や被告の元従業員を含む関係者の供述によれば，そのような展示会の開催及び引用例１の配布については，存在しなかったとの疑いがある（甲６８，６９，８０～８４）。

仮に，Ａが平成９年１１月ころ，Ｂから引用例１を受領していたとしても，Ａは，購買部の者であって技術者ではなく，引用例１の内容を技術的に理解できなかったから，Ａへの交付によって引用発明が公然知られたことにはならない。また，仮に，Ａが引用発明を技術的に理解し，あるいは引用例１が日産自動車従業員数名に配布されたとしても，引用例１は，日産自動車と被告との共同作業で作成されたというのであるから，特別な契約が存在しなくても，商慣習上，日産自動車と被告との間には守秘義務があったと認められる。

次に，本件審決は，引用例１の３枚目に記載の「自動調芯」を「ホルダーに対してスライダーが横方向に移動可能とする構成」と認定しているが，被告による平成１０年１０月２７日出願に係る発明（甲３１）に記載の「自動調芯」は，中央部を高くするテーパ部，すなわち，Ｖ字型のガイド部材（カムドライバ）とこれに対応するカムスライダーをいうにすぎないから，引用例１の３枚目に記載のものと異なる。すなわち，仮にＶＡ提案書が存在しても，そこに引用例１の３枚目及び４枚目が含まれていたことには疑問がある。

そして，被告は，平成１１年５月２０日，従来の摺動隙間とは異なる「所望のクリアランス」を設ける構成と称して，本件発明２の「隙間」と同じ構成を新規な発明として特許出願をしており（甲７０【請求項２】【０００９】），まもなくその実施品を発売したが（甲２２，８５），かかる出願及び発売は，本件発明が公知のカム装置における摺動隙間と本質的差異がないとの審判手続における主張と矛盾するばかりか，被告は，当該時点で当該「所望のクリアランス」に特許性があると考えていたことを示すから，それより前の平成９年１１月ころに，被告が引用例１の３枚目及び４枚目として公表したとすることと矛盾する。したがって，被告は，禁反言の原則から，上記技術的思想について新規性なしとの主張ができないというべきである。

さらに，引用例１の３枚目及び４枚目の各左上隅にはステープラー穴跡があるのにその余の部分にはこれがなく，また，５枚目ないし１７枚目を横に見た場合の左側には２穴パンチ跡が認められるのに対して他の部分にはそれがないことからすると，引用例１は，本来，１枚目及び２枚目の部分，３枚目及び４枚目の部分及び５枚目以下の部分があり，各部分が事後に綴じ合わされたものと認められ，そのうち３枚目及び４枚目の部分には作成日付もないから，その作成日及び頒布日は，不明であるというほかない。

２　取消事由２（引用例２の公知性についての認定の誤り）について

（１）本件審決は，引用例２の公知性について，トヨタ自動車従業員のＥが，引用例２及び原告作成のＶＡ提案書（甲２の１の３。以下「本件提案書」という。）を平成９年ころに当時の部下であった故H課長（以下「H」という。）が受け取っている旨を証言しており，また，被告従業員のＩ（以下「Ｉ」という。）が，引用例２及び本件提案書にＩ自筆の送り状（甲２の１の１。以下「本件報告書」という。）を添付して平成９年１１月ころに被告の上司（Ｊ）に報告したこと並びに引用例２及び本件提案書と同一内容の書類がホチキスで一体となってファイルしてあったのを被告名古屋営業所の書類の中から発見した（甲２の１の４・５）ことを証言していることなどから，引用例２が，本件特許出願日よりも前に守秘義務のない第三者が知り得た状態になったものである旨を認定している。

（２）原告は，当業者が引用例２に基づき本件発明を容易に想到できることを争うものではない。

しかしながら，原告は，トヨタ自動車に対して本件提案書を交付したことはあるが，引用例２のように宛先空白の技術報告書は作成していないし，そのようなものをトヨタ自動車に対して交付したことはない。そして，Ｅは，前記のような証言をしていないし（甲６４），原告が引用例２をトヨタ自動車に交付し，更にそれが被告に交付されたことを立証する客観的な証拠はない。

むしろ，被告は，前記のとおり，平成１１年５月２０日，カムスライドを横方向に可動とすること及び横方向へ隙間を設けるという，本件発明と共通する技術的思想について特許を出願していたところ（甲７０），その発明者は，本件報告書に印影がある「Ｊ」と同一人物と推認される。したがって，被告は，平成１１年５月２０日当時，上記技術的思想に発明性があると認識していたことになるから，これは，被告が平成９年１１月ころに引用例２を守秘義務を負わずに入手したとの認定と矛盾する。

（３）さらに，原告従業員のＫ（以下「K」という。）は，平成８年６月１３日ころ，引用例２と同内容で宛名（「三菱自動車（株）御中」及び「西支店長殿　経由Ｌ殿」）部分を除きＫの印影のかすれ具合まで一致する技術報告書（甲７４）を作成し，その後間もなく，これを守秘義務契約のもと，三菱自動車株式会社（以下「三菱自動車」という。）に対して交付した。他方，引用例２は，上記宛名部分の記載だけがないから，甲７４の当該部分を抹消してコピーすることで作成されたものと推測することが可能である。

また，そもそも自動車メーカーが金型メーカーから技術資料を受領したとしても，それを競合他社に横流しするような商慣習は，存在しない（甲８０，８１）。

（４）よって，被告が証拠提出時点において引用例２を所持していたことは事実であるが，被告がこれをいつどのように取得したかは不明であり，その入手経路及び時期は，何ら立証されていないことに帰する。よ

って，引用例２に公知性を認め，これに基づいて本件発明が容易に想到できるとした本件審決の判断には誤りがある。

○被告の主張

１　取消事由１（引用発明１に基づく容易想到性に係る判断の誤り）について

（２）引用例１の公知性について

引用例１の公知性に関するＡ及びＢの供述は，いずれも具体的かつ詳細で，相互に一致するほか，引用例１の記載内容その他の客観的証拠とも整合することから，これを信用できる。また，引用例１は，２枚目に「(別紙Ｖガイドの特長参照)」と記載されているから，３枚目（吊りカムユニットのＶガイドの特長）とも体裁が一致するし，Ａも，３枚目及び４枚目に記載されたＶガイド及び自動調芯機能等を備えたカムユニットのデモンストレーションを受けた旨を明確に供述している。よって，被告従業員のＢは，日産自動車従業員のＡに対し，平成９年１１月ころ，引用例１（３枚目及び４枚目を含む。）を交付した。

なお，Ａは，被告に赴き長時間をかけて内容をまとめるなど，引用例１の企画に携わっており，技術概要を把握している。また，引用例１のＶＡ提案書は，秘匿性もないから，Ａに対する引用例１の提出で，本件発明は，公然知られたものとなった。原告の主張に係る被告と日産自動車との間の商慣習上の守秘義務については，具体的な主張立証がないし，ＶＡ（バリュー・アナライシス）活動は，その趣旨から，競合する部品納入業者への技術情報の開示を伴うものである。

次に，Ｖガイドは，カムホルダーとカムスライダーとで構成されるスライド構造が隙間ないし横方向への可動性を有するものであってはじめて有意なものである。すなわち，自動調芯手段としてＶガイドを用いることは，スライド構造を隙間ないし横方向への可動性を有するものとするということであるから，甲３１に自動調芯手段としてＶ字型のカムドライバとこれに対応したカムスライダーのみが記載されており，カムスライダーをカムホルダーに対して横方向に可動に支持する構成も思想も記載されていないからといって，引用例１の３枚目及び４枚目が平成１０年より後に作成されたとの疑いを生じさせるものではない。

また，原告は，ＶＡ展示会の不存在についてＣ（以下「Ｃ」という。）の陳述書（甲６８）を援用するが，Ｃは，当時，標準化委員会のメンバーではないから（乙１），ＶＡ展示会や引用例１について知らないことは，むしろ自然である。Ｄ（以下「Ｄ」という。）の陳述書（甲６９）についても，同人が過去に被告に対して訴訟を提起していることや，引用例１の作成当時に日本におらず，さらに後記の信用できるトヨタ自動車従業員のＥ（以下「Ｅ」という。）らの供述とも矛盾する記載をしていることから，これを信用できない。Ｆ（以下「Ｆ」という。）の陳述書（甲８０）も，同人が原告の共同事業者関係にある（乙６～１３）こと，Ｇ（以下「Ｇ」という。）の陳述書（甲８１）も，同人がＶＡ活動に関与していなかったことから，いずれも信用できない。

さらに，被告は，甲７０の請求項２の所望のクリアランスについて，カムスライダーの往復運動を確保するための構成として確認的に特定したにすぎず（【００１８】【００２０】），当該所望のクリアランスを設ける構成が新規な発明であるとの認識を有していなかったからこそ，甲７０の請求項１に据えた特許出願をしておらず，また，後にこれを削除した（甲７２）。

よって，引用例１には公知性が認められる。

２　取消事由２（引用例２の公知性についての認定の誤り）について

（１）Ｅは，被告と利害関係のない第三者であり，その供述内容も具体的かつ詳細で迫真性があるばかりでなく，他の証拠（特に，甲２の１の１～３の本件報告書，引用例２及び本件提案書）とも整合するものであるから，その供述は，信用できるものである。しかも，Ｉは，引用例２が他の証拠と一体として保管されていた旨を供述し，これらには同一のクリップのさびが付着しており（甲１２）同じ部位に黒点の写り込みが見られる（甲６４）。

以上によれば，引用例２は，添付された本件報告書に記載された日付である平成９年１１月４日よりも前に，トヨタ自動車従業員から被告従業員のＩに対して交付され，もって公然知られることになったことが明らかである。

また，被告は，前記のとおり，甲７０の所望のクリアランスについて特許性があるとは認識していなかったから，この点に関する原告の主張は，いずれも失当である。

（２）原告が三菱自動車に交付したとされる技術報告書（甲７４）は，その体裁から，複数の顧客に配布されたものと考えられるから，原告がこれを三菱自動車に配布したことは，原告がトヨタ自動車に交付したことと矛盾なく両立する。

○裁判所の判断

２　取消事由１（引用発明１に基づく容易想到性に係る判断の誤り）について

（２）引用例１の公知性について

ア　引用例１の体裁について

引用例１は，前記認定のとおり，平成９年（１９９７年）１１月２７日付けの被告作成に係る日産自動車あての「ＶＡ提案書」と題する書面であり，その１枚目に「『ＵＣＭＳシリーズ』ＶＡ提案」との記載があるものであるが，引用例１の２枚目は，「提案内容」との表題の下に，「１．コストメリット」，「〔２〕製作工数の低減」，「ａ．金型制作時，ベンチ作業で調整可能なため，ダイスポでのピアス調整は不要。(別紙Ｖガイドの特長参照)」との記載があり，引用例１の３枚目には，「吊りカムユニット（ＵＣＭＳ－Ｃ－５０×○○－

□□シリーズ）のＶガイドの特長」との表題の下に，「２．自動調芯の機能」と題して，「１）．ドライバーのＶガイド部で常にガイドされ，センターがずれない。ホルダーと上型部の位置決めが加工機械等の誤差で多少ずれた場合でもＡ１，Ａ２部のクリアランスを０．０５～０．１０位と多めにしてあるので，カムスライドの動きは，ホルダーとスライダーのガイド面に拘束されずに，Ｖガイドにならって摺動する。」，「２）．従って，カムホルダーの位置が０．０５以内で左右にずれても，Ｖガイドで拘束されて，ピアス穴の再現性には変化なく加工される。」との記載とともにカムスライドとカムスライド支持基台との間の左右の隙間がＡ１及びＡ２として図示されており，かつ，引用例１の４枚目には，「３．モデルダイセットによる自動調芯機能の確認」との表題の下に，デモ用ダイセットについて「いずれの場合にもバリの無いピアス加工されます。」との記載がある。

なお，被告提出に係る引用例１の３枚目及び４枚目の各左上隅にはステープラー穴跡があるのに対して，引用例１のその余の部分にはこれがなく，また，引用例１の５枚目ないし１７枚目を横に見た場合の左側には２穴パンチ跡があるのに対して，引用例１のその余の部分にはこれがない。

イ　引用例１の頒布時期について

（ア）被告は，被告従業員のＢが，日産自動車従業員のＡに対し，平成９年１１月ころ，引用例１（３枚目及び４枚目を含む。）を交付した旨を主張する。

（イ）そして，Ｂは，平成９年１１月当時，被告の営業１課長として日産自動車等に対する営業活動に従事していたところ，Ａからカム装置のＶＡ（バリュー・アナライシス）提案の依頼を受け，提案内容についてＡの協力を受けた上で，被告の技術者らと引用例１を作成し，部品メーカー等が集まる日産自動車主催のＶＡ展示会において被告製造に係るＵＣＭＳ－Ｃ－５０のカム装置のデモンストレーションを行うとともに，ＶＡ提案書を配布したが，Ａの協力を受けたこともあり，ＶＡ提案書に機密性はなく，証拠提出された引用例１は部下の資料ファイルの中にあったものである旨を供述する（甲１の８，６２）。

また，Ａは，平成９年１１月当時，日産自動車の購買部門に勤務して購買部品に関するコスト低下をはかるＶＡ活動の一環として吊りカムユニットの規格の標準化に取り組んでおり，１か月に１０通くらいのＶＡ提案書を受け取っていたところ，同月２７日ころに座間工機工場で開催された機械メーカーが集まる定例のＶＡ展示会において，被告製造に係るＵＣＭＳシリーズのカム装置のデモンストレーションを受け，被告従業員のＢから引用例１と思われるＶＡ提案書を受領したが，被告のカム装置に関するＶＡ提案書については，提案内容の作成に協力した結果当時の部下が従業員表彰を受けたことなどから受領について記憶があるし，ＶＡ活動の一環として受領する提案書については機密性がない旨を供述する（甲１の７，６３）。

（ウ）そこで検討すると，Ｂ及びＡの上記供述は，いずれも営業活動又は購買活動の一環としてＶＡ提案書（引用例１）を作成してこれを授受したことについて具体的に説明しており，その内容も各自が当時置かれた立場に照らして合理的であり，ＶＡ提案書作成の経緯やＶＡ展示会の開催など主要な部分が相互に一致するほか，あくまでも購買に関するコスト低下を目的とするＶＡ活動の性質に照らすと，これに関連した提案書に機密性がないとする点も合理的であるばかりか，Ａの上記供述は，被告製造に係るのＵＣＭＳシリーズのカム装置に関するＶＡ提案書を特に記憶している理由についても具体的に説明していることから，これを信用できる。

したがって，被告従業員のＢは，平成９年１１月２７日ころ，日産自動車従業員のＡに対し，ＶＡ提案書を交付したものと認められるほか，Ａは，その記載内容について特に守秘義務を負っていたわけではなかったと認められる。

次に，前記ＶＡ提案書と引用例１との同一性について検討すると，引用例１の１枚目には，前記認定のとおり「『ＵＣＭＳシリーズ』ＶＡ提案」との記載があるが，２枚目には提案内容が記載されているのみでＵＣＭＳシリーズのカム装置自体についての説明ないし紹介がなく，同シリーズについては５枚目以降で図面等が添付されていることに照らすと，当該ＶＡ提案書は，当初から引用例１の１枚目，２枚目及び５枚目以降を含んでいたものと認められる。

そして，前記認定のとおり，引用例１の２枚目には「ａ．金型制作時，ベンチ作業で調整可能なため，ダイスポでのピアス調整は不要。(別紙Ｖガイドの特長参照)」との記載があることから，引用例１にはピアス調整を不要にすることについて説明した別紙が添付されていることが明らかであるところ，やはり前記認定のとおり，引用例１の３枚目及び４枚目は，「Ｖガイドの特長」と題した上でいずれもこれに対応した内容を記載している。したがって，引用例１の３枚目及び４枚目は，いずれも引用例１の他の部分と一体となっていたとみるのが自然であり，このことは，前記認定のとおり，引用例１が作成された時期から約半年後にトヨタ自動車に売り渡された実施品１及び２がカムスライドとカムスライド支持基台との間の横方向に左右合計で最低０．１０８ｍｍの隙間が存在しており，引用例１の特に３枚目の記載内容と一致することによっても裏付けられる。

このように，引用例１の３枚目及び４枚目は，当初から引用例１の他の部分と一体になっていたものと認められるから，ＢからＡに交付された上記ＶＡ提案書は，引用例１を全て含んでいたものと認められる。

（エ）よって，被告従業員のＢは，平成９年１１月２７日ころ，日産自動車従業員のＡに対し，引用例１を交付したものであって，Ａは，引用例１の記載内容について守秘義務を負っていなかったものであるから，引用例１に記載の発明（引用発明１）は，当該時点で公然知られることになったものと認められる。

ウ　原告の主張について

（ア）以上に対して，原告は，平成９年１１月当時に日産自動車がＶＡ展示会を開催したことに疑いがあるなどと主張し，Ｃ（甲６８），Ｄ（甲６９），Ｆ（甲８０），Ｇ（甲８１）及びＫ（甲８２，８４）の陳述書等を援用してＢ及びＡの前記供述の信用性を争う。

しかしながら，まず，Ｃは，平成９年１１月当時，日産自動車の座間工機工場工機圧型部門に在籍していたものの，購買部品に関するコスト低下をはかるＶＡ活動に関与していたものではない（乙１）から，ＶＡ展示会の開催やＶＡ提案書の詳細について知るべき立場にはない。したがって，ＣにおいてＶＡ展示会の開催や引用例１の配布について記憶がないとしても，そのことは，Ｂ及びＡの前記供述の信用性を左右するに足りない。

次に，Ｄは，被告の元従業員であるが，平成９年１１月当時，米国に勤務しており，被告の当時の最新の製品情報や我が国の日産自動車との営業関係の詳細について知るべき立場にない。したがって，Ｄにおいて引用例１や引用例１の３枚目及び４枚目に記載の自動調芯等について記憶がないとしても，そのことは，Ｂ及びＡの前記供述の信用性を左右するに足りない。

また，Ｆは，マツダ株式会社の元従業員であり，被告と日産自動車との営業関係の詳細について知るべき立場にないばかりか，カムスライドとカムスライド支持基台との間に横方向の隙間を設ける構成が平成１６年ころまで存在しなかったとの供述部分は，当該機構を備えた実施品１及び２が平成１０年５月には公然実施されたとの前記認定と矛盾するから採用できない。したがって，Ｆの供述は，Ｂ及びＡの前記供述の信用性を左右するものではない。

そして，Ｇは，日産自動車の元従業員であるが，平成９年１１月当時，韓国のサムソン財閥関係の業務に従事しており，被告との営業関係の詳細について知るべき立場になく，また，引用例１は，購買に関するコスト低下を目的とするＶＡ活動に関する提案書であって，これを購買部門が取り扱ったとしても何ら不自然ではない。したがって，Ｇにおいて当時の座間工機工場にＶＡ展示会を開催する余裕がなかったはずであると考え，あるいは技術的な提案書の社内での流れとＡの供述に係る引用例１の作成経緯とが相違していたとしても，これらのことは，直ちにＢ及びＡの前記供述の信用性を左右するに足りない。

さらに，Ｋは，原告の従業員であるところ，平成９年１１月当時の日産自動車と被告との営業関係の詳細について知るべき立場にないばかりか，Ｋら自身が日産自動車によるＶＡ展示会に参加せず，匿名の者が同様に述べているからといって，当該ＶＡ展示会が存在しなかったことを裏付けるには足りない。したがって，上記ＶＡ展示会の不存在に関するＫの供述は，Ｂ及びＡの前記供述の信用性を左右するに足りない。

以上のとおり，原告の援用する証拠によっては，Ｂ及びＡの前記供述の信用性を左右するに足りない。

（イ）また，原告は，仮にＡがＢから引用例１を受領していたとしても，Ａがその内容を理解できなかった以上，Ａに対する交付によって引用発明１が公然知られたことにはならないし，また，被告と日産自動車との間には，商慣習上の守秘義務があった旨を主張する。

しかしながら，引用例１は，日産自動車の購買に関するコスト低下を目的とするＶＡ活動の一環として作成されたものであり，その内容については機密性がないと考えられていたことは，信用できるＢ及びＡの前記供述にみられるとおりであって，この認定を左右するに足りる証拠又は慣習の存在は見当たらないし，Ａは，引用例１の作成過程にその部下とともに関与しており，引用例１を日産自動車内でのＶＡ活動に使用することが当然予定されていたのであるから，Ａが引用例１に記載の技術的内容を理解しなかったからといって，引用例１の公知性が否定されるものではない。

よって，原告の上記主張は，採用できない。

（ウ）また，原告は，引用例１の３枚目及び４枚目の各左上隅にはステープラー穴跡があるのに対して，引用例１のその余の部分にはこれがなく，また，引用例１の５枚目ないし１７枚目を横に見た場合の左側には２穴パンチ跡があるのに対して，引用例１のその余の部分にはこれがないことなどから，特に引用例１の３枚目及び４枚目の作成日及び頒布日が不明である旨を主張する。

しかしながら，引用例１の３枚目及び４枚目は，いずれもＶＡ提案書の別紙として作成されたものであるし，５枚目ないし１７枚目は，いずれも被告製造に係るＵＣＭＳシリーズのカム装置の図面であって，ＶＡに関して具体的な提案をしている部分（引用例１の１枚目及び２枚目）とは本来別個の書面であったから，これらに特有のステープラー穴跡や２穴パンチ跡があることは，それ自体不自然であるとまではいえない。

よって，上記の原告指摘に係る事実は，いずれもＢからＡに交付された上記ＶＡ提案書が引用例１を全て含んでいたとの前記認定を左右するに足りない。

（エ）原告は，被告の平成１０年１０月２７日出願に係る発明（甲３１）では「自動調芯」の用語を別の発明に用いており，また，平成１１年５月２０日出願に係る発明ではカムスライドとカムスライド支持基台との間の横方向の隙間を「所望のクリアランス」と称している（甲２２，７０，８５）から，引用例１の３枚目及び４枚目がＶＡ提案書に含まれていたことには疑問があり，また，被告が禁反言の原則から当該横方向の隙間について新規性なしとの主張ができない旨を主張する。

そこで検討すると，甲３１における「自動調芯」は，カムベース及びカムスライダーの摺接面に，スライド方向に直行する方向に中央部を高くするテーパ部を設けることで，当該摺接面の摩耗してもセンターズレが生じない技術を指す用語として用いられており，引用例１の３枚目及び４枚目に記載の技術とは別の意味を有することが明らかである。しかしながら，ズレを生じさせないという点でこれらの両技術は共通していることに加えて，「自動調芯」という用語がそれ自体非常に広範な意味を包含し得ることに鑑みると，被告が

この用語を特定の技術（甲３１に記載の技術）に用いたからといって，他の技術（引用例１の３枚目及び４枚目に記載の技術）に用いることが不自然であるとまでいうことはできない。また，同じく，引用例１の３枚目及び４枚目に記載の技術を，やはりそれ自体非常に広範な意味を包含し得る「所望のクリアランス」（甲７０）と称したとしても，それが不自然であるとまでいうことはできないし，引用例１の３枚目及び４枚目に既に記載がある以上，被告がこれについて特許出願をすることに問題がないとはいえないものの（現に，被告は，後に「所望のクリアランス」に係る出願部分を削除している。甲７２），そのことによって被告が本件発明の新規性を争うことが禁じられるべき理由はない。

よって，原告の上記主張は，いずれも採用できない。

３　取消事由２（引用例２の公知性についての認定の誤り）について

（１）引用例２の公知性について

ア　引用例２の体裁について

（ア）引用例２は，原告の社名が印刷された用箋に記載され，作成部署が原告第１事業部技術部技術課とされる平成８年６月１３日の発行日付が付された「技術報告書」と題する１枚の文書である。そして，引用例２の「課長」欄には「Ｋ（正）／８．６．１３」との記載が読み取れる印影があり，「宛先」欄及び「配布：豊田（営）」欄は，空白であるが，「分類」欄には「社内」ではなく「顧客」にチェックが付され，表題には，「オイレス・スーパミニフライングカムユニット（ＯＳＶシリーズ）のピアス合わせに関してのお願い」との記載が，本文部分には「当カムユニットはカムスライドとカムベース側のガイドシャフトにクリアランス（ガタ）を設定している為，ピアス（刃）合わせ時には，スライドをベースから外し，スライドをカムドライバ上に組み付けた上でピアス合わせを行って下さい。」，「□スライド側軸受とベース側ガイドシャフトのクリアランス（ガタ）設定理由」，「２）ガイドシャフトとスライド側軸受のクリアランス設定／下記に示す誤差を勘案し，片側クリアランス０．１～０．２（トータルクリアランス０．２～０．４）を当初より設けております。／・ベース側及びドライバ側ノック穴の位置／・ドライバノックとドライバＶ形状位置／・スライド側軸受中心とスライド側Ｖ形状位置／・ベース側ノックとガイドシャフト位置／・スライド側内径とガイドシャフト外径のバラツキ」との記載があるほか，カム装置のガイドシャフト周辺に０．１ないし０．２の片側クリアランスを設けたことが図解されている。

（イ）引用例２の右上隅には「Ｐ．１／２」との記載があるから，引用例２の技術報告書には２頁目が存在したはずであるが，引用例２には当該２頁目が存在しない。なお，原告は，引用例２と作成日付及びＫ課長印等が全て同一であるが，「宛先」欄に「三菱自動車（株）様御中」，「配布：豊田（営）」欄に「西支店長殿経由　Ｌ殿」との記載があり，上記２頁目が存在するものを証拠として提出している（甲７４）。

（ウ）引用例２（甲２の１の２）は，その左上隅に金属の錆が付着しており，その形状は，本件報告書（甲２の１の１）表面の左上隅及び原告作成の平成９年１０月３日付けＶＡ提案書（本件提案書。甲２の１の３）の最終頁裏面にそれぞれ付着した金属製ゼムクリップの錆の形状と一致する（甲１２）。

本件報告書は，被告従業員のＩが平成９年１１月４日付けで被告の社名が印刷された用箋を用いて作成した「Ｊ部長」宛ての書面で，手書きにて「オイレス（原告）が１０／３０トヨタに対し別紙新カムユニットのＰＲに来ました。その時の資料です。三協（被告）としてもカムの開発が遅れておりオイレス（原告）に水をあけられていると判断しております。今後共早く開発を進めてください　尚M本部長には同資料配付済」との記載があるほか，「Ｊ」及び「Ｎ」の印影があり，本件提案書は，原告作成の平成９年１０月３日付けであり，宛先が「トヨタ自動車株式会社第８生技部殿」と記載され，「プレス金型用フライングカムユニット「ＯＳＶ３０」ＶＡ提案について」との表題を有する合計２５枚のＶＡ提案書で，原告製造に係る「ＯＳＶシリーズ」のカムユニットについて図面等を交えて説明するものである。

以上の本件報告書，引用例２及び本件提案書に付着した錆の形状及び内容に加えて，これらが被告から証拠として提出されたことを併せ考えると，これらは，被告において一体のものとして保管されていたものと認められる。

イ　引用例２の頒布時期について

（ア）被告は，引用例２が，本件報告書に記載の日付である平成９年１１月４日よりも前に，トヨタ自動車従業員から被告従業員のＩに対して交付され，もって公然知られることになった旨を主張する。

（イ）そして，Ｅは，平成９年１１月当時，トヨタ自動車プレス生産技術部（プレス生技部）の部長で，課長としてカム装置に関するＶＡ活動に従事していたＨ（平成１８年１２月没）の上司であり，ＶＡ活動には直接従事していなかったが，当時，トヨタ自動車では使用していたカム装置について規格化・標準化しようとしており，規格化や互換化を進めるためにあるメーカーが提出した資料のうち機密性についての指摘のないものを他のメーカーにも示してさらに相互に検討させるということをしていたから，Ｈが引用例２及び本件提案書を原告従業員から受領し，これらを被告従業員に対して交付したのであろうと考えるが，引用例２に記載のクリアランスを設けることについては既に常識化されていたし，引用例２には機密性に関する指摘も見当たらないから，機密性がなかったと考える旨を供述する（甲２の２，６４）。

また，Ｉは，平成９年１１月当時，被告の名古屋営業所長として被告製造に係るカム装置の営業活動に従事しており，トヨタ自動車生技部のＨに対して売り込みを行っており，その際，Ｈから，競争相手である原告のトヨタ自動車に対する提出資料をもらうこともあったところ，本件報告書の手書き部分が自分の筆跡であり，引用例２及び本件提案書と同じもの（甲２の１の４・５）がホチキスで一体となった状態で被告名古

屋営業所のファイルからも発見されていることから，引用例２及び本件提案書をHから受け取り，本件報告書を作成して被告の技術部部長であるＪに送付したことで間違いないと思う旨を供述する（甲２の３，６４）。
（ウ）そこで検討すると，Ｅの前記供述のうち，引用例２に記載のクリアランスを設けることについては既に常識化されていたとの点は，具体的な裏付けを欠くものの，その余の部分は，その当時のＥのトヨタ自動車における立場に照らして合理的なものであり，被告から引用例２及び本件提案書並びにこれらの写し（甲２の１の４・５）が発見されたことや，本件報告書の記載が原告との競争を強く意識したものとなっていることとも符節が一致することから，これを信用できる。よって，トヨタ自動車は，平成９年１１月当時，カム装置の規格化や互換化を進めるためにあるメーカーが提出した資料のうち機密性についての指摘がないために機密性がないと判断されたものを他のメーカーにも示してさらに相互に検討させるということをしていたとの事実を認めることができる。
次に，Ｉの前記供述は，本件報告書の記載内容や，引用例２及び本件提案書と同じ内容の写しが被告名古屋営業所からも発見されたこととのほか，上記認定に係るその当時のトヨタ自動車によるカム装置の規格化作業に伴う資料の融通という事実とも符節が一致することから，これを信用できる。
（エ）よって，トヨタ自動車従業員のHは，平成９年１１月４日ころ，被告従業員のＩに対し，原告作成に係る引用例２及び本件提案書を交付したものであって，Ｉがこれらに記載の情報について守秘義務を負っていなかったことは，明らかであるから，引用例２に記載の発明（引用発明２）は，当該時点で公然知られることになったものと認められる。
ウ　原告の主張について
（ア）以上に対して，原告は，引用例２を作成したことを争っている。
しかしながら，前記ア（イ）に認定のとおり，原告は，引用例２と作成日付及びK課長印等が全て同一であるが，「宛先」欄に「三菱自動車（株）様御中」，「配布先：豊田（営）」欄に「西支店長殿　経由　Ｌ殿」との記載があり，上記２頁目が存在するものを作成していたのであって（甲７４），その内容及び前記イ（ウ）に認定の引用例２等のＩに対する交付の時期を合わせ考えると，引用例２が当該技術報告書から作成されたことを優に推認することができるのであって，この技術報告書から「宛先」欄及び「配布先：豊田（営）」欄の記載を抹消し，２頁目を除外した者を特定できないからといって，引用例２のＩに対する上記交付に関する認定が左右されるものではない。
（イ）原告は，被告が平成１１年５月２０日に出願した発明に本件発明（引用例２）と共通する技術的思想について，本件報告書の名宛人であるＪを発明者として特許を出願しており，このことが，Ｉが平成９年１１月に引用例２を守秘義務を負わずに入手したことと矛盾する旨を主張する。
そこで検討すると，被告が引用例２に記載の技術について特許出願をすることに問題がないとはいえないものの，被告が後に当該技術に係る出願部分を削除している（甲７２）ことも併せ考えると，当該特許出願という事実は，直ちにＩによる引用例２の入手と矛盾するとまでいえず，当該入手に関する前記認定を左右するには足りない。
よって，原告の上記主張は，採用できない。
（ウ）また，原告は，自動車メーカーが金型メーカーから入手した技術資料を競合他社に横流しするような商慣習は存在しない旨を主張し，Ｆ（甲８０）及びG（甲８１）の陳述書は，これに沿うものである。
しかしながら，Ｆ及びGは，いずれもトヨタ自動車の関係者ではなく，平成９年１１月当時の同社の事業活動の内容を知るべき立場にないばかりか，引用例２及び本件提案書並びにこれらの写し（甲２の１の４・５）は，いずれも被告から提出されているのであって，本件報告書の記載も併せ考えると，Ｆ及びGの上記供述は，Ｉによる引用例２の入手という事実に関する前記認定を左右するに足りない。
よって，原告の上記主張は，採用できない。
（２）引用例２に基づく容易想到性について
ア　相違点７の容易想到性について
相違点７は，前記第２の３（７）ウに記載のとおりであるが，カム装置の構成については，一般に，摺動する面を部材本体に設けることのほか，摺動する面を有する部材を部材本体とは別に設け，部材本体と摺動する面を有する部材の両者を固定して構成することも，いずれも当業者の技術常識に属する周知の事項であるというべきであるから，当業者は，引用発明２に基づき，本件発明１，２，５ないし７の相違点７に係る構成を採用することを容易に想到することができたものといえる。
イ　相違点８の容易想到性について
相違点８は，前記第２の３（７）エに記載のとおりであるが，カム装置は，一般に，上型及び下型の上下方向の移動により中間部材が横方向に押し出され，中間部材に取り付けられた工具により被加工物の加工を行うものであるから，当業者は，引用発明２に基づき，本件発明１，２，５ないし７の相違点８に係る構成を採用することを容易に想到することができたものといえる。
ウ　相違点９の容易想到性について
相違点９は，前記第２の３（９）エに記載のとおりである。
そして，引用例３（甲３の１）は，原告の平成８年（１９９６年）及び平成９年（１９９７年）の金型治具用標準品に関するガイドブックであるが，そこには，カム装置に関して本件発明５の相違点９に係る構成

	について記載があり，これは，引用発明２と技術分野が同じであるから，当業者は，引用例３を参照することで，引用発明２に基づき，本件発明５の相違点９に係る構成を採用することを容易に想到することができたものといえる。 エ　相違点１０の容易想到性について 　相違点１０は，前記第２の３（１０）エに記載のとおりであるが，カム装置においてスライドの工具を取り付けるべき部品をカムスライド本体とすることは，当業者が適宜設計すべき事項であるから，当業者は，引用発明２に基づき，本件発明６の相違点１０に係る構成を採用することを容易に想到することができたものといえる。 オ　相違点１１の容易想到性について 　相違点１１は，前記第２の３（１１）エに記載のとおりであるが，カム装置は，一般に，上型と下型とが離れるに従って，上型又は下型の一方に取り付けられるカムドライバと他方に取り付けられるカムスライド支持基台及びカムスライドとが離れ，復帰手段は，その際にカムスライドを初期位置に戻すものであるから，当業者は，引用発明２に基づき，本件発明７の相違点１１に係る構成を採用することを容易に想到することができたものといえる。 （３）小括 　以上によれば，当業者は，本件特許出願日当時に公知であった引用発明２に基づき，本件発明を容易に想到することができたものといえるから，これと結論を同じくする本件審決の判断に誤りはない。
N45	**【事件番号：平成21年（行ケ）10284号】**
	○原告の主張 イ　取消事由２（新規性の欠如に関する判断の誤り） （中略） （イ）甲２発明と本件訂正前各発明及び本件各訂正発明との同一性を認めなかった判断の誤り（無効理由Ａ－２に関する判断の誤り） ａ　甲２文献及び甲２サンプルの公知性を認めなかった誤り 　審決は，甲３（平成２０年９月１０日付け書簡）等の原告（協和キリン社）が提出した証拠について，「これらの証拠をもって秘密保持契約が締結されていなければ秘密保持義務はないとするのが医薬品業界における常識であるとすることはできず，秘密保持契約書が提出されていないことをもって，甲２文献及びその分析対象のサンプルが誰でも入手可能であったとすることはできない。」（審決１３頁１５行～１９行）と判断して，甲２文献及びその分析対象である甲２サンプルの公知性を否定した。 　しかし，甲２文献及び甲２サンプルは，甲３（平成２０年９月１０日付け書簡）に記載されているとおり，本件特許の優先日前にビオガル社から商社（Ｃ社）を介して訴外製薬会社（Ｂ社）に，秘密事項であるとの契約・説明等がなく配布されて，その内容が公然実施されたものであり，公知性はそれだけで肯定される。秘密保持契約の存在等の公知性を妨げる事情は，特許権者において主張立証すべきものであり，審決は，主張立証責任の分配について解釈を誤ったものである。加えて，本件では，秘密保持契約が締結されていなかったことについては当事者間に争いがない上，その旨の合意や業界の慣習等の存在しなかったことは原告の提出した陳述書，書簡（甲１１～１６）等により明らかである。
	○被告の主張 （２）取消事由２に対し （中略） イ　原告の主張イ（イ）（甲２発明との同一性）につき （ア）原告の主張（イ）ａ（甲２文献の公知性等）につき ａ　原告は，本件では，秘密保持契約が締結されていなかったことについては当事者間に争いがない上，その旨の合意や業界の慣習等も存在しなかったと主張する。 　しかし，甲２文献及び甲２サンプルには，次のとおり，秘密保持義務が課されており，「公然実施」された発明（２９条１項２号），「刊行物に記載」の発明（２９条１項３号），のいずれにも該当するものでもない。 　すなわち，甲２文献及び甲２サンプルは，テバグループが日本市場への本格的な進出を始めた２０００年（平成１２年）に，ビオガル社（被告の前身会社）からＢ社に提供されたものであるが，日本市場への本格参入に当たり，テバグループは，ビジネスの提携が可能と思われる日本の製薬企業を厳選した。甲２文献や甲２サンプルは，極めて限定された顧客に配布されたものであり，「誰でも入手可能なものであった」との事実はない。 　また，本件での提供は，研究開発段階（未承認段階）の後発薬のための原薬サンプル及び甲２（試験成績書）の提供である。よって，これらはあくまで研究開発目的用であり，Ｂ社内部においても，これらにアクセスし得る者は同社の製剤研究部の者に限定されていた。甲２文献における「Ｓａｍｐｌｅ　ｆｏｒ　Ｅｘｐｅｒｉｍｅｎｔａｌ　ｐｕｒｐｏｓｅｓ　ｏｎｌｙ」の記載は，まさに，原薬サンプル・試験成績書は，これを受領した後発薬を開発している当該製薬企業の研究開発部門内限りで，研究開発の目的のためのみに使用されるように，との意味である。 　そして，未承認の後発薬のためのサンプル・試験成績書の情報は，秘密裏に保つというのが世界の製薬業界における通常の常識である。日本市場，欧米市場を問わず，後発薬（ジェネリックドラッグ）について

	は，その製品の品質の維持，信用性の確保にジェネリックメーカーは腐心している。サンプル提供という取引開始段階で，いちいち秘密保持契約を締結していては商取引の迅速性が失われる。このため，書面による秘密保持契約を締結しない場合が多々ある。しかし，このような場合に，秘密保持契約はなくとも，特定の相手方との商取引の内容や情報を，当事者間限りで扱われる情報とすることは，一般的にも商取引における常識である。すなわち，商慣習上，取引の内容や情報を秘密扱いとすることが期待され，了解されているのである。 さらに，サンプル・試験成績書の提供があった２０００年（平成１２年）当時，先発薬であるＡ社のプラバスタチンナトリウム製品（メバロチン錠）を保護する同社の基本特許（特許第１３４７３６１号）が存続中であった。本件は，同特許の存続中における後発薬開発のための原薬サンプル・試験成績書提供であり，２０００年（平成１２年）当時，サンプルやその試験成績書を秘密裏に保つ必要があったし，その他，先発メーカーに対する配慮という日本独特のしがらみや，Ｂ社とテバ社との継続的で円満なビジネス関係の存在という観点からも秘密に保持することは当然の要請であったのである。 この点は，２０００年（平成１２年）の提供時から本件無効審判に至るまでの８年間以上もの間，甲２文献及び甲２サンプルやそれらに関する情報が第三者に開示されることもなくＢ社の研究開発部門において保管されていたという客観的事実状況自体からも明らかである。 以上のとおり，本件では，書面による秘密保持契約がなくとも，黙示の秘密保持契約若しくは秘密保持の慣習があったというべきであるから，甲２文献及び甲２サンプルの公知性を認めなかった審決の判断に誤りはない。 ｂ　甲２文献及び甲２サンプルは，開示にかかる「物」の取得方法（製法）の開示を欠き，公然実施された「発明」（２９条１項２号）や，刊行物記載の「発明」（２９条１項３号）を証するものではない。 すなわち，甲２文献は，開示にかかるプラバスタチンナトリウムの製造方法（精製方法）について記載を欠いている。物の「発明」を開示するというためには，その物の取得方法が周知でない限り，その「製法」の記載も要する。「製法」の記載を欠く甲２文献及び甲２サンプルは，公然実施された「発明」（２９条１項２号）や，刊行物記載の「発明」（２９条１項３号）を開示するものではなく，新規性はもちろんのこと，進歩性を判断する際の引用例とすることはできない。 ｃ　甲２文献の刊行物性 特許法２９条１項３号の「刊行物」といえるためには，不特定又は多数の者を対象としているという「公開性」と，対象が本来的に頒布する目的であるという「頒布性」が必要であるとされる。 しかし，甲２文献は，Ｂ社という特定企業宛てに作成されており，およそ不特定または多数の者を対象としているとの事情はない。　また，当該特定企業に対して提供されたものであって，本来的に「頒布」を目的としたとの事情もない。したがって，甲２文献は，「刊行物」に当たらない。
	○裁判所の判断 （２）新規性の欠如（取消事由２）及び進歩性の欠如（取消事由３）に関する主張について ア　甲２文献及び甲２サンプル等の公知性の有無 （ア）原告は，審決が，「これらの証拠をもって秘密保持契約が締結されていなければ秘密保持義務はないとするのが医薬品業界における常識であるとすることはできず，秘密保持契約書が提出されていないことをもって，甲第２号証の書面及びその分析対象のサンプルが誰でも入手可能であったとすることはできない」（１３頁１５行～１９行）としたことに対し，「甲２文献及び甲２サンプルは，甲３に記載されているとおり，本件特許の優先日前にビオガル社を介して訴外製薬会社に，秘密事由であるとの契約・説明等がなく配布された」から公知性はそれだけで肯定される等と主張するので，以下検討する。 （イ）証拠（甲２，３，１７，５８，乙３２，証人Ｇ，同Ｈ）及び弁論の全趣旨によれば，甲２文献は，被告の前身であるビオガル社が本件特許の優先日以前の２０００年（平成１２年）３月３１日に作成した書面で，その内容は，同社が売却を検討しているプラバスタチンナトリウム製品バッチＮｏ．ＰＲ－００１００仕様及び分析結果の説明に関する書面であること，同書面（甲２）は，２０００年（平成１２年）４月６日以前に，商社であるＣ社を通じて，日本の後発医薬メーカーである複数のメーカー（Ｂ社ほか）に製品サンプルと共に送付されたが，後発医薬品メーカーは，ビオガル社と明示の秘密保持契約を締結することはなかったこと，甲２文献には「Ｓａｍｐｌｅ　ｆｏｒ　Ｅｘｐｅｒｉｍｅｎｔａｌ　ｐｕｒｐｏｓｅｓ　ｏｎｌｙ」（試験目的使用のみのサンプル）との記載があったこと，ビオガル社が日本の後発医薬品メーカーに対して甲２文献と甲２サンプルを送付したのは，基本特許を持つＡ社の特許期間がまもなく切れることから，上記基本特許に抵触するが特許期間満了後は後発医薬品として販売することができる甲２サンプルを日本の後発医薬品メーカーに納入すべく，その試験用として送付したものであること，甲２文献とそのサンプルを受け取ったＢ社は，これを試験用に使用したが，甲２文献やそのサンプルを他の第三者に開示することはなかったこと，以上の事実を認めることができる。 （ウ）確かに原告主張のとおり，被告の前身であるビオガル社が後発医薬メーカーに配布した甲２文献及び同サンプルに関し，同メーカーとビオガル社との間で明示の秘密保持契約を交わしたことはないものの，甲２文献には前記のとおり，「Ｓａｍｐｌｅ　ｆｏｒ　Ｅｘｐｅｒｉｍｅｎｔａｌ　ｐｕｒｐｏｓｅｓ　ｏｎｌｙ」（試験目的使用のみのサンプル）との表示があり，現にこれを受け取ったＢ社等においても基本特許の特許期間満了前である事情等もあって，これを第三者に開示したことはなかったのであるから，甲２文献及び

	そのサンプルの後発医薬メーカーへの配布をもって特許法２９条１項２号の「公然実施」ないし３号の「配布された刊行物」に該当すると解することは相当でないというべきである。 （エ）そうすると，「甲第２号証は，本件特許の優先日以前に頒布された刊行物にはあたらない」とした審決の判断に誤りはない。
N46	【事件番号：平成23年（行ケ）10271号】 ○原告の主張 第３　原告主張の審決取消事由（引用発明の公知性の認定誤り） １　平成２０年９月３０日の３２０個が販売されたことによって，引用発明を構成する「ＳＥ型リフレクターフラッター」の構成は，本件優先日前に「公然知られた発明」となった。 引用発明製品である「ＳＥ型用特殊リフレクターフラッター」は，平成２０年９月３０日に，すでに研究開発の段階は終了した量産品として，被告は原告に対し，通常の商取引として３２０個も販売している。 この際に，不特定の原告従業員が引用発明製品の構成を確認しており，引用発明製品は秘密状態を脱し，「公然知られた発明」となっている。 この点，審決は，審決の理由の要点（３）のとおり認定判断するが，誤りである。 開発途上の段階で，原告従業員の中でも，特に研究開発に携わった従業員に限定して，「技術的情報およびノウハウ」（秘密保持契約書第３条第３項）を提供したような場合はそのとおりであるが，すでに開発が完了して３２０個も量産し，通常の商取引によって販売された段階においては，全くあたらない。 現に，被告はこの際に何らの限定もなく原告に対し引用発明製品を３２０個も販売しており，原告も，その後，引用発明製品を組み込んだ電気掲示器を多数，東日本旅客鉄道株式会社（ＪＲ東日本）に販売し，日本電設工業株式会社に取付け工事のために渡している。また，引用発明製品は，当該時点ですでに完成しており，その後設計変更がなされたという事実もない。その後も（特許出願後であるが），被告は原告に対して引用発明製品を通常取引として，１０月２４日に３０個，１２月５日に２００個，１２月１６日に３００個，１２月１８日に４００個，平成２１年には１月に３４０個，２０００個と販売しつづけたのである。 さらに，原告内における引用発明製品を組み込んだ電気掲示器の製造は，その開発を担当したサイン部設計課の従業員ではなく，開発に関わっていないサイン部製造課の従業員が行っている。さらに，引用発明製品は平成２０年９月３０日の販売後，設計変更されたという事実は存在しない。 すなわち，平成２０年９月３０日の３２０個の販売の時点で，明らかに引用発明製品の開発は完了して秘密状態を脱し，量産化・商品化されており，被告から原告に対しても，通常の商取引の一環として販売されたのである。 したがって，引用発明製品は，本件秘密保持契約書第１条でいうところの「甲と乙とによる共同開発事業の是非を検討する目的において」開示ないし提供された製品ではなく，開発段階を終わった完成品に関する，通常の商取引であるから，同契約の適用範囲外であり，審決の認定は誤りである。 ２　また，本件秘密保持契約は，第１条において，「甲（被告）の開発したＬＥＤフラットパネル製品についての甲（被告）と乙（原告）とによる共同開発事業の是非を検討する目的において」開示された秘密情報について適用される契約である。 そして，「甲の開発した」という完了形の表現に表れているように，本件秘密保持契約は，この契約締結時に，被告たる甲がすでに開発を完了していた「ＬＥＤフラットパネル製品」について，これを前提に共同開発事業の是非を検討する目的で締結された契約である。 この場合の「ＬＥＤフラットパネル製品」とは，フラッター技術を用いた製品，すなわち拡散シートを扁平な箱状にし，底面にＬＥＤを配し，対抗面に多数の穴又はスリットを設けて光りムラの少ない表示面を作る光拡散機能を有した製品のことであり，具体的には，ユニブライトという商品名の付された商品（甲４６）のことである。本件秘密保持契約は，当該商品に使われているフラッター技術を使った商品の事業化に限定して締結されたものである。 本件秘密保持契約は，第１１条において，「甲と乙は，本契約をもって，いかなる権利の使用許諾をするものでもなく，また，甲と乙による将来の共同開発または販売協力などの約束をするものではないことを確認する。」とある。このように，本件秘密保持契約は，甲（被告）がすでに開発したＬＥＤフラットパネル製品の情報を秘密情報として開示することが目的であり，将来の共同開発をする行為，販売をする行為に対し一切約束するものではないことを明記している。このことより，平成２０年９月３０日に被告が原告に販売した３２０個の引用発明製品であるＳＥ型特殊リフレクターフラッターと，本件秘密保持契約が何ら関係のないことは明白である。 ３　本件特許の対象となっている「ＳＥ型リフレクターフラッター」とは，上記フラッタ技術とは全く異なる，リフレクタ技術を用いた，およそ共通点のない商品であって，本件秘密保持契約の対象ではないことは明らかである。ここで，リフレクタ技術とは，指向性の強いＬＥＤ等の点光源を一列に配置し，この点光源が固定された底部のＬＥＤ部を開口し，内側が反射性を有する反射シートを，点光源の光軸側に折り曲げて反射フードとし，この反射フードの内側である反射面との間に所定の間隔を空けた一対の反射シートを点光源の配列方向に沿い，点光源の光軸を挟み所定の間隔を空け配置し，点光源に近い方の隙間を大きく，離れた方の隙間を狭くなるようにし，この点光源は反射板で仕切られ，前記の一対の反射シートを支持することによって，点光源の光を拡散させる技術のことである。

本件秘密保持契約は，第１条の文言上「甲の開発したＬＥＤフラットパネル製品」を対象としたものであるから，リフレクタ技術を用いた製品はこれに含まれないことは明らかであるし，甲６の「ライセンス基本契約書」も，契約書の前文に「フラッタ技術」と明記してあるように「フラッタ技術」を用いた製品に関するライセンス契約であり，「リフレクタ技術」は対象に含まれていない。

すなわち，いずれの契約書も「リフレクタ技術」を用いた製品，具体的には，「ＳＥ型リフレクタフラッター」はその対象としていないと解釈することが自然である。しかも，時系列でいえば，被告が保有する，「フラッタ技術」を本件秘密保持契約のもと原告に開示して，事業化を検討し，事業化の目途が立ったので，「フラッタ技術」のライセンス契約（甲６）に移行した，という一連の流れにあったものであり，このような事実経過も当該解釈を正当化する。すなわち，いずれの契約においても，当事者双方の念頭にあったのは，「フラッタ技術」なのである。

「リフレクタ技術」は，本件秘密保持契約の対象ではあるが，ランセンス契約の対象には含まれないという，相互に矛盾した，都合のよい解釈が誤りであることは明白である。

４　以上の解釈が正しいことは，本件秘密保持契約が締結された経緯にも表れている。

被告は，平成１９年１０月２４日から２６日までのパシフィコ横浜において，「ＬＥＤ　フラットパネル　ユニブライト」なる製品の展示を行い，これを見学した原告の当時の製造本部長が興味を持ち，被告に尋ねたところ，秘密保持契約を締結すれば，内部構造を開示するという話があった。

そこで，この「ＬＥＤ　フラットパネル　ユニブライト」ないしこれに用いられている「フラッタ技術」の開示を目的として，同年１２月１３日に本件秘密保持契約が締結されたのである。その後，開示された情報をもとに，原告において事業化を検討し，その目途が立ったので，「フラッタ技術」に関し，すなわち，本件秘密保持契約締結の経緯からしても，両当事者の念頭にあったのは，「ＬＥＤ　フラットパネル　ユニブライト」そしてこれに用いられている「フラッタ技術」であって，契約当時「リフレクタ技術」は存在しなかったし，当然，契約の対象ともされていなかったのである。

これを裏付ける証拠として，打ち合わせ議事録（甲５５～５６）が残っている。この議事録によれば，平成１９年１１月１９日付議事録（甲５５）に，「『フラットパネル』の技術情報は『秘密保持契約』を締結すれば，開示する。」との記載があり，同年１２月１１日付議事録（甲５６）に，「正式契約に至るまでの，ツナギの技術開示に対する『秘密保持』をお願いするもの」「共同開発を念頭にした開示である」との記載がある。

以上の記載から明らかなように，本件秘密保持契約は，すでに被告が開発していた「ＬＥＤフラットパネル製品」に関する情報開示を目的とした契約なのである。

以上のとおり，本件秘密保持契約は，契約書の文言上も，また契約締結の経緯からしても，「リフレクタ技術」及びこれに関連する「ＳＥ型リフレクタフラッター」（引用発明製品）は対象として含んでいなかったことは明らかである。

５　審決は，「社会通念」とか「商慣習」とかあいまいな概念を持ち出して，「秘密を保つべき関係にあったものというべきである」などと論じるが，明らかに誤りである。

そもそも，審決は，これらあいまいな概念を持ち出す前提として，何らの証拠もなく（引用発明製品について）「両者で共同で開発したもので・・・密接な関係にあったことは明らか」などと認定しているが，誤りである。

原告も，そもそも引用発明製品については，原告の寄与なくしては完成しえなかったもので，原告と共同開発された製品であり，本件特許については，共同発明者である原告との共同出願によるべきだったと考えているが，事実としては，被告は抜け駆け的に勝手に本件特許を出願してしまったし，原告としても，通常の商取引として被告から３２０個も引用発明製品を購入していたこともあって，被告が本件特許のような出願を行うとは全く予想だにしていなかった。

すなわち，原告・被告間で，引用発明製品は秘密であるとか，これについて特許を出願するとかいうことは全く合意されておらず，そのようなことは話合いにすらのぼらず，「密接な関係」などになかったことは明らかである。

以上のとおりであり，「社会通念」や「商慣習」などの極めてあいまいな概念によって原告の秘密保持義務を持ち出したり，原告と被告は，引用発明製品の開発上「密接な関係にあった」としたりする審決の認定は誤りである。

６　以上の次第であり，審決は，平成２０年9月３０日に３２０個引用発明製品が販売されたことについて，「公知」ではないと評価を誤ったものである。

○被告の主張

第４　被告の反論

１　原告・被告間で締結されていた秘密保持契約（甲５）により，原告と被告は「ＳＥ型用特殊リフレクターフラッターについても，秘密を保つべき関係にあった」ものであり，仮に「ＳＥ型用特殊リフレクターフラッター」が秘密保持契約でいう「フラットパネル製品」に該当しなかったとしても，原告と被告は「ＳＥ型用特殊リフレクターフラッター」の開発において密接な関係にあったことは明らかであり，社会通念上又は商習慣上，秘密を保つべき関係にあったものというべきであるから，被告から原告に対して平成２０年９月３０日に３２０個の「ＳＥ型用特殊リフレクターフラッター」（引用発明製品）が販売・納品されたことに

	よって「ＳＥ型用特殊リフレクターフラッター」の構成は本件優先日前に「公然知られた発明」となったものではない。 ２　原告と被告との間には、ＬＥＤフラットパネル製品に関する共同開発事業に関して，平成１９年１２月１３日に秘密保持契約書（甲５）が取り交わされ，その後，平成２０年１月２４日に原告所属のＡ氏から被告に対して秘密保持の履行を要求する電子メール（乙１）が送信された。開発業務を生業とする被告としては，このような秘密保持の履行を要求する依頼がなくても，秘密保持契約の範疇として取り扱う方向が通常であると認識していた。 ３　平成２０年６月１２日付けで，原告と被告との間に取り交わされたライセンス基本契約書（甲６）に添付された付属書には，本件特許ないしこれに使用されているＳＥ型用特殊リフレクターフラッターに関する出願は含まれていない。これは，付属書に記載されている特許出願及び意匠登録出願はすべてフラッタ技術に関するものであるが，本件特許ないしこれに使用されているＳＥ型用特殊リフレクターフラッターは，リフレクタ方式であるため，構造及び動作原理が前記付属書に記載されているフラッタ技術とは相違しているからである。 ４　なお，本件特許にかかる「光源装置およびこの光源装置を用いた照明装置」に使用されているＳＥ型用特殊リフレクターフラッターは，品名「エコ薄型掲示器（白色ＬＥＤ内照型)」（甲７）の光源装置に使用されるものであり，単独で使用されるものではない。しかも，このＳＥ型用特殊リフレクターフラッター及びこれを用いた光源装置は，原告から従来の掲示器の光源装置（光源及びその周辺の構造を含む）で使用されている蛍光管に換えてＬＥＤ光源を使用できるようにしたい旨の依頼を受け，被告が単独でＬＥＤ光源を用いた光源装置を試作し，この試作品の更なる改良の結果，平成２０年９月中旬頃に一応ＳＥ型用特殊リフレクターフラッター及びこれを用いた光源装置の原形のものが完成したものであり，原告はこのＳＥ型用特殊リフレクターフラッター及びこれを用いた本件発明の創作には関与しておらず，被告が単独で創作したものである。また，被告は，本件特許にかかる「光源装置およびこの光源装置を用いた照明装置」及びこれに使用されているＳＥ型用特殊リフレクターフラッターが，ライセンス基本契約（甲６）の範囲外のものであることを主張したが，本件秘密保持契約の範囲外のものであることを主張したことはない。 　そのため，被告は，原告に対して，ＳＥ型用特殊リフレクターフラッターに関しては別途実施許諾契約を結ぶ必要があると提案したが（乙２，３），原告により一切無視された状態となっている。 ５　そして，被告は，原告の強い要望によって，平成２０年９月３０日に３２０個のＳＥ型用特殊リフレクターフラッターを原告に仮納品した（甲１０の３）。平成２０年９月３０日に仮納品された３２０個のＳＥ型用特殊リフレクターフラッターが，原告の強い要望による発注書が発行されていない条件下での「仮納品」であることは，原告が発行した平成２０年９月３０日付けの「発注書」（甲１０の２）を被告が受領したのは，翌日の平成２０年１０月１日であり，ファクシミリによるものである（乙４）ことからして，明らかである。この被告から原告へのＳＥ型用特殊リフレクターフラッターの販売・納品は，原告と被告との間の特定の取引関係によるものであり，不特定の第三者を対象とした販売・納品ではない。 ６　原告と被告との間に本件特許ないしこれに使用されている「ＳＥ型用特殊リフレクターフラッター」に関する直接の秘密保持義務に関する明文の規定が取り交わされていなくても，原告は，社会通念上又は商慣習上，秘密保持義務を負うべき立場にあるものである。なぜなら，取引社会において，他社の営業秘密を尊重することは，一般的にも当然のこととされており，まして，商取引の当事者間，その他一定の関係にある者相互においては，そのことがより妥当するからである。また，出願ないし特許に関連した製品等が商談等の対象となることになった都度，発明の創作者ないし権利者（出願人）側において，発明の内容につき秘密を保持すべきことをいちいち相手方に指示又は要求し，相手方がそれを理解したことを確認するような過程を経なければ，関連製品等の具体的内容を開示できないとすれば，取引の円滑迅速な遂行を妨げ，当事者双方の利益にも反することになるからである。
	○裁判所の判断 １　甲５及び弁論の全趣旨によれば，原告は電気機械器具の製造販売及び工事施工等を業とする会社であり，被告は，光学機器，照明用光学製品等の製造販売等を業とする会社であるところ，原告と被告は，平成１９年１２月１３日，被告の開発したＬＥＤフラットパネル製品に関する共同開発事業を実施することとし，その際，被告が原告に提供した製品に係る技術的情報及びノウハウなどの秘密情報について，下記の約定を含む本件秘密保持契約（甲５）を締結したことが認められる。 記 （本契約の目的） 第１条　甲（判決注：被告）および乙（判決注：原告）は，甲の開発したＬＥＤフラットパネル製品（以下「本製品」という。）についての甲と乙とによる共同開発事業（以下「本件事業」という。）の是非を検討する目的において，自己が保有する情報を，相手方（以下「被開示者」という。）に対して開示または提供し，被開示者はこれを秘密情報として開示または提供を受ける。 （適用範囲） 第２条　本契約に定める規定は，甲乙間の本件事業に関するすべての交渉において提供または開示される情

	報および資料に適用される。ただし，本契約締結後，甲乙間において書面により本契約に定める規定と異なる合意をする場合は，当該合意が本契約に優先する。 （秘密情報の定義） 第３条　本契約において秘密情報とは，情報を開示する者（以下「開示者」という。）が被開示者に対し，口頭，書面，電子メールまたは電子記憶媒体等その方法もしくは手段の如何を問わず，またその形態の有形無形をも問わず，開示者が被開示者に対して書面または電磁的記録をもって秘密である旨を明示したうえで開示または提供する営業情報，ノウハウ，技術情報および経営情報等一切の情報ならびに資料をいう。なお，被開示者において秘密情報を複製，翻案等した場合は，複製・翻案等した資料についても秘密情報と同様とする。 ２　開示者が被開示者に対し，開示または提供後１０日以内に，書面または電磁的記録をもって，対象を特定し，秘密である旨を明示した情報および資料についても，秘密情報に含まれるものとする。 ３　前２項の規定にかかわらず，甲が乙に提供した本製品にかかる技術的情報およびノウハウはすべて秘密情報に含まれるものとする。 （秘密情報についての秘密保持義務） 第５条　被開示者は，第６条第１項に規定される利用を除き，秘密情報について開示者のために厳に秘密を保持しなければならず，開示者の書面による事前の同意なくして，その全部または一部を第三者に開示または提供し，もしくは漏洩してはならない。 ２　上記約定によれば，本件秘密保持契約は，原被告間の「本件事業」に関するすべての交渉において提供または開示される情報および資料に適用されるものであり（第２条），本件秘密保持契約にいう秘密情報とは，「情報を開示する者が被開示者に対し，口頭，書面，電子メールまたは電子記憶媒体等その方法もしくは手段の如何を問わず，またその形態の有形無形をも問わず，開示者が被開示者に対して書面または電磁的記録をもって秘密である旨を明示したうえで開示または提供する営業情報，ノウハウ，技術情報および経営情報等一切の情報ならびに資料」をいい（第３条），「本件事業」とは被告の開発したＬＥＤフラットパネル製品についての被告と原告とによる共同開発事業をいうのであるから（第１条），被告と原告とによる共同開発にかかるＬＥＤフラットパネル製品である「ＳＥ型用特殊リフレクターフラッター」の原告と被告との共同開発は，本件秘密保持契約の対象となる事業に含まれ，原告は被告に対し，「ＳＥ型用特殊リフレクターフラッター」に関するすべての交渉において提供または開示される技術情報について本件秘密保持契約に基づく秘密保持義務を負うことが明らかである。 原告は，本件秘密保持契約を締結するにあたり当事者双方の念頭にあったのは「フラッタ技術」であり，「リフレクタ技術」は念頭になく，対象に含まれていないと主張する。しかし，本件秘密保持契約にいう秘密情報は，上記のとおり「一切の情報ならびに資料」（第３条）とされており，「フラッタ技術」に限られるとする根拠はない。 ちなみに，乙１によれば，原告所属のＡは，平成２０年１月２４日，被告に対し，今回の開発に係る原告の製品技術内容に関しても，本件秘密保持契約の趣旨と同様の扱いを求める電子メールを送信したことが認められ，原告としても引用発明製品が本件秘密保持契約の適用の対象となることを前提としていたことが認められる。原告は，完成品は本件秘密保持契約の適用外であると主張するが，特許出願までの間は契約対象の技術情報についての秘密保持義務があることは当然であって，原告の主張は理由がない。 したがって，引用発明製品が原被告間で秘密を保つべき対象であったというべきであり，これと同旨の審決の認定判断は正当である。 ３　以上によれば，引用発明が本件特許の優先日前に公然知られた発明であるということはできないとの審決の判断に誤りはない。 なお，原告は，３２０個もの引用発明製品が本件特許の優先日前である平成２０年９月３０日に原告へ納品されたことをもって引用発明製品が公知となったことを主張するが、原告が当事者の一方である本件秘密保持契約の対象として引用発明製品が含まれる以上，原告の主張には理由がない。この納品製品は，被告の主張によると，ＪＲ東日本の駅等で設置試験が行われたようであるが，この設置が本件優先日より前に行われたものとは認められないし，このことから，ＪＲ東日本の関係者に外形からみた引用発明製品の構成が本件優先日より前に知られたことまでは認められない。 その他，本件優先日前に，原告及び被告の関係者以外に引用発明製品の構成が公知となっていたことを認めるべき証拠はない。
N47	**【事件番号：平成22年（ワ）10064号】** ○原告の主張 （１）乙４図面に基づく新規性欠如の主張について ア　乙４図面の公開による出願前公知（法２９条１項１号）の有無 特許法２９条１項１号に基づいて「出願前公知」といえるためには，守秘義務を負わない第三者に，現実に知られたことが必要であるが，原告特許１が出願される前に，情報公開請求等により，乙４図面が第三者に実際に開示されたことを示す証拠はない（甲３３の１のとおり，原告特許１の出願日である平成１７年９月２７日以前に，乙４図面の開示請求はなかった。また，甲３３の２のとおり，上記工事で使用されたのと同じ外枠が使用された工事についても，平成１７年９月２７日以前に，セントルに関する図面等の開示請求

	はなかった。)。 　また，乙４図面の記載内容からは，当業者が，原告特許発明１の内容が開示されていると技術的に理解することはできない。 　したがって，仮に，原告特許１出願前に開示された事実があったとしても，そのことによって，原告特許発明１が知られたと認めることはできない。 イ　乙４図面の刊行物該当性（法２９条１項３号）の有無 　法２９条１項３号に定める「刊行物」というためには，不特定又は多数の者を対象とする公開性と，頒布目的が必要である。 　乙４図面は，防衛庁が原本を保管しており，情報公開法に基づく開示請求があった場合に，不開示情報に該当するか否かを判断した上で，該当しないと判断した場合に限って開示するものであり，原本自体が公開されて公衆の自由な閲覧に供されているわけではない。 　したがって，上記図面について頒布目的は認められず，法２９条１項３号の「刊行物」には該当しない。
	○被告の主張 （１）乙４図面に基づく新規性欠如（法２９条１項１，３号） ア　乙４図面の公開による出願前公知の有無（法２９条１項１号） 　被告は，平成２２年９月９日，近畿中部防衛局長に対し，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に基づいて，大阪防衛施設局建設部において保管する土木工事資料について情報公開請求を行い，平成２２年１０月７日，祝園分屯地の貯蔵庫建設工事（以下「祝園貯蔵庫工事」という。）において使用されたセントルの構造図について，開示決定を受けた（乙３）。 　それにより開示された文書が乙４の２の図面（祝園貯蔵庫工事に際し使用されたセントルの完成図面であり，以下「乙４図面」という。）であるところ，本図面には，原告特許発明１の発明が全て開示されている。 　すなわち，本図に示される内型枠は，「外型枠の内側に配されて，該外型枠との間でコンクリート製構造物を作製するための内型枠」であり，「内型枠に設けた開閉窓」があり，「外型枠と内型枠との間に設ける上記コンクリート製構造物用の鉄筋を形成するための足場用に用いられ，上記開閉窓より内側の収納位置と上記開閉窓より少なくとも先端部が外側に突出する使用位置とにわたり移動可能に設けられた足場形成部材」が具備されている。 　乙４図面は，遅くとも平成１５年１２月中には近畿中部防衛局において管理されていた（本件特許１の出願日は，平成１７年９月２７日であり，情報公開法は平成１３年４月１日施行である。）。 　本文書は，情報公開法により何人も入手できるものであるから，公知である。 イ　乙４図面の刊行物該当性（法２９条１項３号） 　前記アのとおり，乙４図面には，原告特許発明１の発明が全て開示されている。 　上記図面は，情報公開法により，当該原本自体が公開されて公衆の自由な閲覧に供され，かつ，その複写物が公衆からの要求に即応して遅滞なく交付される態勢が整っていたから，法２９条１項３号の刊行物に相当する。また，頒布された刊行物とは，一般公衆，すなわち不特定多数人がその内容を了知することのできる状態におかれた刊行物をいうものと解するのが相当であるが，上記文書は，情報公開の対象となった時点で，「一般公衆，すなわち不特定多数人がその内容を了知することのできる状態におかれた刊行物」になった。 　したがって，乙４図面が，情報公開法に基づき閲覧謄写可能となったことにより，原告特許発明１は，法２９条１項３号の「出願前に刊行物に記載された発明」となった。
	○裁判所の判断 （１）乙４図面に基づく新規性欠如の有無 ア　乙４図面の公開による出願前公知の有無（法２９条１項１号） 　被告は，乙４図面に原告特許発明１の発明が全て開示されており，情報公開法により公開されている結果，乙４図面に記載された発明は，原告特許１出願前に公然に知られた発明であると主張する。 　乙４図面は，平成１５年１２月に作成された，祝園貯蔵庫工事に際して作成されたセントルの完成図面（概略構造図）であり，被告が，情報公開請求により入手，提出したものであって，第三者にも入手可能であったことが認められる（乙４の１・２）。 　しかし，法２９条１項１号による「公然知られた」とは，秘密保持義務のない第三者に実際に知られたことをいうと解されるところ，乙４図面が，原告特許１の出願日（平成１７年９月２７日）前に情報公開請求により第三者に対して開示されたことを認めるに足りる証拠はなく（甲３３の１・２によると，開示された事実はなかったことが認められる。），他に，乙４図面が上記出願日前に公然知られたことを窺わせる事実の主張，立証もない。 　しかも，乙４図面は上述したとおり概略構造図であり，開閉窓より内側の収納位置から，開閉窓より先端部が突出する使用位置まで移動可能に設けられた足場形成部材が存在するかどうかまでを読み取ることは困難である。 　したがって，乙４図面が情報公開の対象文書となっていたことのみを理由に，法２９条１項１号の適用があるとはいえない。 イ　乙４図面の刊行物該当性（法２９条１項３号）

	また，被告は，乙４図面をもって，情報公開請求により公開されるべき文書であるから，情報公開法による情報公開請求が可能となった時点から，法２９条１項３号の刊行物に該当すると主張する。 しかし、法２９条１項３号の「刊行物」とは，「公衆に対し，頒布により公開することを目的として複製された文書・図書等の情報伝達媒体」をいうところ，乙４図面は，頒布により公開することを目的として複製されたものとはいえない（請求があれば，その都度複製して交付することをもって，頒布ということはできない。）。 したがって，乙４図面を「頒布された刊行物」であるということはできず，法２９条１項３号の適用があるとはいえない。
N48	【事件番号：平成25年（行ケ）10223号】
	○原告の主張 ４　取消事由４（引用文献２，３及び４は公知文献ではない） 原告は，本願の審査請求に当たって，原告自身の探索，更に専門家による調査を依頼し，報告書（甲５）で，検索キーワードは（かな　表記　濁点　ま行　マ行）で，利用文献なしという結果が記載されている。 審決においては，上記報告書時点（平成２２年１月）では専門家でさえ見つけることができず，審査時点でも見つけることができなかった引用文献２（有馬大造，バビブベボ，本当は，マ”ミ”ム”メ”モ”，ヤフー　ブログ，［ｏｎｌｉｎｅ］，２００６．０１．２２，インターネット〈ＵＲＬ：ｈｔｔｐ：／／ｂｌｏｇｓ．ｙａｈｏｏ．ｃｏ．ｊｐ／ｍｎｂｖｃｘｚ＿１８１００７／２４０７８００９．ｈｔｍｌ〉），引用文献３（ま行かは行か，Ｌｉｖｅｄｏｏｒ　Ｂｌｏｇ，［ｏｎｌｉｎｅ］，２００８．０１．１６，インターネット〈ＵＲＬ：ｈｔｔｐ：／／ｂｌｏｇ．ｌｉｖｅｄｏｏｒ．ｊｐ／ｓｅ＿８８８／ａｒｃｈｉｖｅｓ／ｃａｔ＿５０００９７４６．ｈｔｍｌ？Ｐ＝２５〉）及び引用文献４（ＱＮｏ．１２６０７０９　濁点の表記に関する質問です。，教えて　Ｗａｔｃｈ，［ｏｎｌｉｎｅ］，２００５．０３．１０，インターネット〈ＵＲＬ：ｈｔｔｐ：／／ｏｓｈｉｅｔｅ１．ｗａｔｃｈ．ｉｍｐｒｅｓｓ．ｃｏ．ｊｐ／ｑａ１２６０７０９．ｈｔｍｌ）を，更に遡る平成２０年５月（本願出願時）以前に，当時の探索システムで探索できた公知文献と認定した重要な理由が付されていない。 したがって，原告は，引用文献２，３及び４は，出願日以前に見つけることは非常に困難であったとみなし，特許庁の「インターネット等の情報の先行技術としての取扱い運用指針」「３．１．２．（２）電子的技術情報が公衆に利用可能な情報であるとは言い難いものの例」とされている「〔１〕インターネット等にのせられてはいるが，アドレスが公開されていないために，偶然を除いてはアクセスできないもの」に当たることと合わせ，引用文献２，３及び４が出願前に公知とする審決の認定には理由が付されておらず，誤りである。
	○被告の主張 ４　取消事由４（引用文献２，３及び４は公知文献ではない）に対して 原告は，引用文献２～４は，出願以前に見つけることは非常に困難であって，公知性を満たさない旨主張する。 しかし，引用文献２（甲２），引用文献３（甲３）のような個人が投稿したブログ記事を掲載するブログサイトや，引用文献４（甲４）のようなＱ＆Ａ（質問）が掲載されるＱ＆Ａサイト（質問サイト）は，インターネット上の不特定多数の者が迅速，容易に閲覧できることが前提であって，ヤフー，グーグルなどの通常のインターネット検索手段による記事へのアクセスに加えて，サイトのトップページでの「新着記事」のタイトル一覧の掲載，記事のカテゴリー分類など，記事に簡単にアクセスするための各種アクセス手段を提供することが，普通に行われている。 また，実際に，引用文献２～４では，ブログ本文に後続するコメントや，質問に対する回答という，一連のやり取りが行われている。いずれも，本文の表示日時から１日以内には，第三者が応答しており，一連のやりとりの日時（タイムスタンプ）に疑義を生じさせる特段の事情も認められないから，第三者が応答できることの前提として，引用文献２～４が本願出願前に公知であったものと認めるのが相当である。 インターネット検索手段等による検索結果は，使用した検索キーワードやキーワードの数等の検索のやり方に応じて異なるから，特定の検索で文献が検索されなかったことをもって，その文献の検索が「非常に困難であった」とはいえない。
	○裁判所の判断 ４　取消事由４（引用文献２，３及び４は公知文献ではない）について 引用文献２～４（甲２～４）の記事は，「ヤフー　ブログ」や「Ｌｉｖｅｄｏｏｒ　Ｂｌｏｇ」及び「教えて　Ｗａｔｃｈ」という各サイトに掲載されているものである。これらのサイトは，いずれも著名なブログサイトやＱ＆Ａサイト（質問サイト）であって，各記事に付与された日時（タイムスタンプ）は，記事の書き込みを行ったユーザーが任意に付与するものではなく，これらのサイトが自動的に付与するものであると認められる。また，ブログの本文に続くコメントや，質問に対する回答という，一連のやり取りの日時（タイムスタンプ）についても，証拠上疑義を生じさせるような特段の事情は認められない。 さらに，一般に，引用文献２及び３のような個人が投稿したブログ記事を掲載するブログサイトや，引用文献４のようなＱ＆Ａ（質問）が掲載されるＱ＆Ａサイト（質問サイト）は，インターネット上の不特定多

	数の者が迅速，容易に閲覧できることを目的とするものと考えられ，しかも，これらの引用文献では，ブログ本文に続くコメントや，質問に対する回答という，一連のやり取りがされていること（甲２～４，乙１）からみて，引用文献２～４は，インターネット上の不特定多数の者がアクセス可能であったと認められる。 そうすると，引用文献２～４は、本願出願前に公知であったと認めるのが相当である。 したがって，原告主張の取消事由４は理由がない。
N49	**【事件番号：平成26年（行ケ）10008号】**
	○原告の主張 １　取消事由１（甲１添付文書又は甲２文献に基づく進歩性判断の誤り） （１）甲１添付文書の公知性について 甲１添付文書は，その作成者であるＡが宣誓書（甲８，６０）で宣誓したとおり，独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）と原告との間で平成１７年１０月１日から平成２１年３月３１日に行われた共同研究「高効率遺伝子導入システムの開発」の成果を，平成２０年１２月１１日開催の第３１回日本分子生物学会・第８１回日本生化学会大会合同大会のポスター発表会場である神戸ポートピアホテルにおいて発表したポスターの写しである。Ａは，産総研側の研究代表者であるＢの監督指導下で研究を行った者であり，本件審判事件に利害関係を有している者ではないから，Ａの宣誓書は信用できるというべきであり，甲１添付文書記載の発明は，公然知られ得る状態にあったのであるから，公知である。
	○被告の主張 （１）甲１添付文書の公知性について 甲１の１枚目は，甲１添付文書が，第３１回日本分子生物学会年会・第８１回日本生化学会大会合同大会においてポスター発表されたものであることを証明する旨の記載がある学会事務局の文書であるが，同文書は，甲１添付文書が，発表当日のポスター発表内容と同一であることについての確認作業を行うことなく作成されたものである（甲１１）。また，同発表をした者の中には，原告の従業員が含まれているから，作成者であるＡは原告従業員との共同発表によって業績評価という職業上の利益を得た者であり，利害関係があるし，Ａの宣誓書（甲８，６０）は偽証罪の制裁の下での正式な宣誓でないから，同宣誓書を信用することはできない。 仮に，甲１添付文書がポスターとして掲示されたとしても，守秘義務を有さない不特定人に現実に知られたことが主張立証されていないから，同文書記載の発明は公知とはいえない。
	○裁判所の判断 １　取消事由１（甲１添付文書又は甲２文献に基づく進歩性判断の誤り） （１）甲１添付文書の公知性について 原告は，甲１添付文書が，平成２０年１２月１１日開催の第３１回日本分子生物学会・第８１回日本生化学会大会合同大会のポスター発表会場において研究成果がポスター発表された際のポスターの写し（全１１枚）であると主張し，その旨を述べる研究発表者のＡ作成の宣誓書（甲８，６０）を提出する。 しかし，上記研究は，原告と産総研との間で締結された共同研究契約に基づき，産総研に所属するＡのほか，原告の従業員も共同研究者の一員として行われた共同研究であり（甲１，弁論の全趣旨），Ａは原告と利害関係のない第三者とはいえない上，発表者本人であるＡの陳述以外には，上記ポスター発表会場において発表されたポスターの内容が甲１添付文書と同一のものであることを裏付ける客観的証拠は一切提出されていないのであるから（甲１の１枚目の学会事務局作成の文書は，発表当日のポスターの内容が甲１添付文書と同一のものであることを確認することなく作成されたものと認められる。甲１１），上記Ａの宣誓書のみによって原告の主張する事実を認めることはできず，その他これを認めるに足りる証拠はない。 したがって，甲１添付文書が，特許法２９条１項３号の公知文献に当たると認めることはできない（なお，仮に甲１添付文献が公知であったとしても，後記のとおり，原告主張の取消事由は認められない。）。
N50	**【事件番号：平成25年(行ケ)10204号】**
	○原告の主張 （１）取消事由１（本件発明１と甲１発明の同一性の判断の誤り） ウ　被告の主張について 被告は，本件審決が甲１の記載事項（１ｅ）として認定した箇所に示されている「経編地」（別紙１参照）の現物を分析して拡大したものとされる別紙組織図（１）等に基づいて把握される発明を特許法２９条１項３号の「刊行物に記載された発明」であるとした上で，本件発明１は上記発明と同一である旨主張する。 （ア）しかしながら，本件審決が甲１の記載事項（１ｅ）として認定した箇所に示されているのは，甲１に両面テープで貼り付けられた編地見本の現物のコピー（写真）であり，被告が主張する甲１に貼り付けられた編地見本の現物を分析して得られる情報（編地見本の現物に化体されている情報）は，本件審判において審理の対象とならなかった事実であって，本件審決において判断されておらず，本件の審理範囲に含まれないから，甲１に記載された発明を把握する上で一切考慮されるべきではない。 すなわち，本件審判において審理の対象とされた甲１は，「Ｋｅｔｔｅｎｗｉｒｋ　Ｐｒａｘｉｓ　０４／２００３号，第５１頁」の「写し」であり，同写しには編地見本の現物ではなく，そのコピー（写真）が記載されているにすぎない。このことは，被告作成の平成２４年７月１２日付け審判請求書（甲２２）の１９

頁の「８．証拠方法」の項における「甲第１号証の１　Ｋｅｔｔｅｎｗｉｒｋ　Ｐｒａｘｉｓ　０４／２００３号　表紙，第５１頁，裏表紙の各写」との記載や，同６頁の「［１］の甲第１号証」の項における「甲第１号証（Ｋｅｔｔｅｎｗｉｒｋ－Ｐｒａｘｉｓ　０４／２００３号）は，カールマイヤー社が発行する「Ｋｅｔｔｅｎｗｉｒｋ－Ｐｒａｘｉｓ」（経編の実務）の２００３年０４号の写しである。」との記載などから明らかである。

もっとも，被告は，本件審判において，「参考資料１」として編地見本の現物が貼り付けられた「甲１の１の原本」なるものを提出したが，編地見本の現物においては，編組織をルーペ等で拡大して観察したり，分解したりして詳細に分析することは可能であるが，編地見本のコピー（写真）においてはそのような分析は不可能であるから，編地見本の現物とそのコピーは，異なる証拠方法である。被告による「参考資料１」の提出は，甲１とは異なる証拠の差し替え又は追加に当たり，特許を無効にする根拠となる事実の新たな主張であるから，審判請求書の請求の理由の要旨変更（特許法１３１条の２第１項）に当たり，許されない。

そして，審決取消訴訟においては，審判手続において審理判断されなかった公知事実との対比における無効原因は，審決を違法とし，又はこれを適法とする理由として主張することができないから，本件において，被告提出の「参考資料１」に貼り付けられた編地見本の現物に化体されている情報との対比における無効理由は，本件審決を適法とする理由として主張することは許されない。

したがって，被告が主張する甲１に貼り付けられた編地見本の現物に化体されている情報は，本件審判において審理の対象とならなかった事実であり，本件の審理範囲に含まれないから，甲１に記載された発明を把握する上で一切考慮されるべきではない。

（イ）次に，前記（ア）の点を措くとしても，特許法２９条１号３号にいう「頒布された刊行物」とは，「公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書，図画その他これに類する情報伝達媒体であって，頒布されたもの」を指す（最高裁昭和５５年７月４日第二小法廷判決・民集３４巻４号５７０頁参照）が，甲１に両面テープで貼り付けられた実際の編地見本（経編地の現物）は，それ自体が他の編地見本とは別個独立に製造されたオリジナル（原型）であって，複製物ではないから，「複製された文書，図画その他これに類する情報伝達媒体」に該当しない。

また，甲１に貼り付けられた編地見本それ自体の形状等を分析して得られる情報（編地見本の現物に化体されている情報）は，文書，図面，写真などに文字，図形，画像などとして示された情報と比べると，情報の明確性，正確性，情報伝搬力などの点からみて，性質及び内容が大きく異なるものである。

すなわち，情報の明確性についてみると，甲１に貼り付けられた編地見本の編組織は，一見して直ちに理解できるものではなく，ルーペで観察したり，編地を分解して分析したりすることが必要である点で，文書等に類する程度の情報の明確性を備えるものとはいえない。

情報の正確性についてみると，編地見本はそれぞれ別個に製造されて紙に貼り付けられているものであるから，それぞれが同一であるとの保証はなく，貼り付けられた編地見本を容易に取り外すこともできるし，編地見本の貼り付けがいつ行われたかも分からず，改変が容易であるという意味においても，文書等に類する程度の正確性を認めることはできない。

情報伝搬力についてみると，編地見本を見た当業者において，同一の情報量が化体された編地見本を直ちに製造できるものではなく，同一の情報量をもって容易に拡散され得る伝播力はない。編地見本を撮影した写真であれば文書類似の情報伝播力を備えるものといえるが，伝播される情報は稀釈化されたものであり，編地見本と同一の情報量は保持されていない。

このように甲１に貼り付けられた編地見本それ自体の形状等を分析して得られる情報（編地見本の現物に化体されている情報）は，文書，図面，写真などに文字，図形，画像などとして示された情報と比べると，情報の明確性，正確性，情報伝搬力などの点からみて，性質及び内容が大きく異なるものといえるから，「文書，図画その他これに類する情報伝達媒体」に該当しない。

さらには，編地見本は，甲１に係る刊行物の複製作業とは別にジャカード編機によって編成され，所定の大きさに裁断された後，両面テープという簡易な手段で紙に貼り付けられているだけにすぎず，甲１に貼り付けられた編地見本と甲１記載の説明文とは，製造過程においても，物理的にも，一体性が希薄である。

したがって，甲１に貼り付けられた編地見本と甲１記載の説明文とを一体のものとして「文書，図画その他これに類する情報伝達媒体」に該当するということはできない。

以上によれば，甲１に貼り付けられた編地見本（経編地の現物）を分析して得られる情報（編地見本の現物に化体されている情報）は，特許法２９条１項３号の「刊行物に記載された」事項とはいえず，当該「経編地」の現物を分析して把握される発明は，同号の「刊行物に記載された発明」であるとはいえない。

仮に編地見本が特許法２９条１項３号の「刊行物」に当たると解釈することになれば，同法が同項１号から３号において新規性阻却事由を類型化して規定していることの意味を失わせることになり，妥当でない。

（２）取消事由２（本件発明１と甲２発明の同一性の判断の誤り）

イ　被告は，この点に関し，本件審決が甲２の記載事項（２ｅ）として認定した箇所に示されている「経編地」（別紙２参照）の現物を分析して拡大したものとされる別紙組織図（２）等に基づいて把握される発明を特許法２９条１項３号の「刊行物に記載された発明」であるとした上で，本件発明１は上記発明と同一である旨主張する。

しかしながら，前記（１）ウで述べたのと同様の理由により，被告が主張する甲２に貼り付けられた編地

	見本の現物を分析して得られる情報（経編地の現物に化体されている情報）は，本件の審理範囲に含まれないから，甲２に記載された発明を把握する上で一切考慮されるべきではないし（なお，被告が本件審判において「参考資料２」として編地見本の現物を提出したことは，審判請求書の請求の理由の要旨変更に当たり許されない。），同号の「刊行物に記載された」事項ともいえない。
	○被告の主張 （１）取消事由１に対し ア　甲１は，カール・マイヤー社が平成１５年４月に発行した「Ｋｅｔｔｅｎｗｉｒｋ　Ｐｒａｘｉｓ　０４／２００３」（副題「Ｔｅｘｔｉｌｉｎｆｏｒｍａｔｉｏｎｅｎ」）と題する刊行物の５１頁部分である。「Ｋｅｔｔｅｎｗｉｒｋ　Ｐｒａｘｉｓ　０４／２００３」は，カール・マイヤー社が編地業者に対してニッティング・編地の流行や提案の情報と共に編機を紹介し，その購入等を勧誘する目的で頒布された刊行物である。 　そこには，各頁ごとに編機と編地の編成組織などが説明され，それらの説明に対応して編まれた編地見本が同じ頁に各々両面テープで貼り付けられている。各頁の記載は，編地見本と共に記載されている編機及び編地の説明文が一体となったものであり，読者は，説明文とこれに対応する編地見本を一体のものとして理解する。 　したがって，「Ｋｅｔｔｅｎｗｉｒｋ　Ｐｒａｘｉｓ　０４／２００３」の５１頁部分である甲１は，編地見本（「ＰＡＴＴＥＲＮ」欄に両面テープで貼り付けられたもの）と共に記載されている編機及び編地の説明文が一体となったものとして，「公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書」又は「その他これに類する情報伝達媒体」に当たるから，特許法２９条１項３号の「頒布された刊行物」に該当する。 ウ（ア）原告は，これに対し，甲１に貼り付けられた編地見本と甲１記載の説明文とは，製造過程においても，物理的にも，一体性が希薄であり，甲１に貼り付けられた編地見本それ自体の形状等を分析して得られる情報は，文書，図面，写真などに文字，図形，画像などとして示された情報とは，情報の明確性，正確性，情報伝搬力などの点からみて，性質及び内容が大きく異なるから，特許法２９条１項３号の「文書，図画その他これに類する情報伝達媒体」に該当するとはいえない旨主張する。 　しかしながら，甲１において，編地見本を物理的な物としての編地見本としてだけ参照し，説明文の記載内容と別個に切り離して考える者はいないから，編地見本と説明文とは，製造過程においても，物理的にも，一体性が希薄であるということはできない。 　また，前記イ（ア）のとおり，甲１における説明文と編地見本を見れば，甲１に開示された編地が「ループ欠損のない，全ての編目位置においてループが配置された編地」であることは一目瞭然であるから，わざわざ編地見本の性状分析をするまでの必要はない。被告が編地見本の別紙組織図（１）を示したのは，これを特許法２９条１項１号の公知物として主張するためではなく，甲１における説明文の記載内容とその補足資料としての両面テープで貼り付けられている編地見本が矛盾しないことを示すためである。 　さらに，本件審判においても，被告は，審判長の求めに応じて，甲１の原本を平成２４年１０月３１日付け上申書（乙３）添付の参考資料として提出し，甲１に貼り付けられた編地見本と甲１記載の説明文が一体の証拠（説明文は文書に当たり，編地見本部分は文書に準ずる物件として民訴法２３１条の準文書に当たる。）として取り調べられている。 　したがって，原告の上記主張は理由がない。 （２）取消事由２に対し ア　甲２は，カール・マイヤー社が平成１４年４月に発行した「Ｋｅｔｔｅｎｗｉｒｋ　Ｐｒａｘｉｓ　０４／２００２」（副題「Ｔｅｘｔｉｌｉｎｆｏｒｍａｔｉｏｎｅｎ」）と題する刊行物の５０頁部分である。「Ｋｅｔｔｅｎｗｉｒｋ　Ｐｒａｘｉｓ　０４／２００２」は，前記（１）アの「Ｋｅｔｔｅｎｗｉｒｋ　Ｐｒａｘｉｓ　０４／２００３」と同様の刊行物であり，各頁の記載は，編地見本と共に記載されている編機及び編地の説明文が一体となったものであり，読者は，説明文とこれに対応する編地見本を一体のものとして理解する。 　したがって，「Ｋｅｔｔｅｎｗｉｒｋ　Ｐｒａｘｉｓ　０４／２００２」の５０頁部分である甲２は，編地見本（「ＰＡＴＴＥＲＮ」欄に両面テープで貼り付けられたもの）と共に記載されている編機及び編地の説明文が一体となったものとして，「公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書」又は「その他これに類する情報伝達媒体」に当たるから，特許法２９条１項３号の「頒布された刊行物」に該当する。 ウ（ア）原告は，これに対し，甲２に貼り付けられた編地見本と甲２記載の説明文とは，製造過程においても，物理的にも，一体性が希薄であり，甲２に貼り付けられた編地見本それ自体の形状等を分析して得られる情報は，文書，図面，写真などに文字，図形，画像などとして示された情報とは，情報の明確性，正確性，情報伝搬力などの点からみて，性質及び内容が大きく異なるから，特許法２９条１項３号の「文書，図画その他これに類する情報伝達媒体」に該当するとはいえない旨主張する。 　しかしながら，前記（１）ウ（ア）で述べたのと同様の理由により，原告の上記主張は理由がない。
	○裁判所の判断 １　取消事由１（本件発明１と甲１発明の同一性の判断の誤り）について

（３）甲１に添付された編地見本の現物部分の刊行物該当性について
特許法２９条１項３号の「刊行物」とは，「公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書，図画その他これに類する情報伝達媒体」（最高裁昭和５５年７月４日第二小法廷判決・民集３４巻４号５７０頁参照）をいうものと解される。
原告は，〔１〕甲１に貼り付けられた編地見本の現物は，それ自体が他の編地見本とは別個独立に製造されたオリジナル（原型）であって，複製物ではないから，「複製された文書，図画その他これに類する情報伝達媒体」に該当しない，〔２〕甲１に貼り付けられた編地見本それ自体の形状等を分析して得られる情報は，文書，図面，写真などに文字，図形，画像などとして示された情報と比べると，情報の明確性，正確性，情報伝搬力などの点からみて，性質及び内容が大きく異なるから，「文書，図画その他これに類する情報伝達媒体」に該当しない，〔３〕編地見本は，甲１に係る刊行物の複製作業とは別にジャカード編機によって編成され，所定の大きさに裁断された後，両面テープという簡易な手段で紙に貼り付けられているだけにすぎず，甲１に貼り付けられた編地見本と甲１記載の説明文とは，製造過程においても，物理的にも，一体性が希薄であるとして，甲１に貼り付けられた編地見本の現物と甲１記載の説明文とを一体のものとして「文書，図画その他これに類する情報伝達媒体」に該当するということはできないから，甲１に貼り付けられた編地見本の現物部分は，特許法２９条１項３号の「刊行物」に該当しない旨主張するので，以下において判断する。
ア「Ｋｅｔｔｅｎｗｉｒｋ　Ｐｒａｘｉｓ　０４／２００３号，第５１頁」の「原本」（乙１の１）及びその訳文（乙１の２）と弁論の全趣旨によれば，甲１に貼り付けられた編地見本の現物は，「ＫＡＲＬ－ＭＡＹＥＲ　ＰＡＴＴＥＲＮ　Ｎｏ．６２／２００３」とのパターンナンバーが付された編地の見本であり，そのパターンナンバーで特定される編成組織を有する編地が作成された後，所定の大きさに裁断され，その裁断された編地部分の一つが，甲１と同じ印刷物である「Ｋｅｔｔｅｎｗｉｒｋ　Ｐｒａｘｉｓ　０４／２００３」の５１頁に両面テープで貼り付けられたものであること，裁断され，貼り付けられた各編地部分は，それぞれが物理的には別体ではあるが，いずれもがパターンナンバー「ＫＡＲＬ－ＭＡＹＥＲ　ＰＡＴＴＥＲＮ　Ｎｏ．６２／２００３」で特定される編成組織の特徴を備えていることが認められる。
上記認定事実によれば，裁断された上記各編地部分は，それぞれがパターンナンバー「ＫＡＲＬ－ＭＡＹＥＲ　ＰＡＴＴＥＲＮ　Ｎｏ．６２／２００３」で特定される編成組織を有する編地の複製物であるものと認められる。
そして，編地見本の現物について，その編成組織を視認し，あるいはルーペや分解鏡を用いて編成組織を拡大して観察し，その視認又は観察した情報から編成組織を分析して編地の編成方法を確認することは，経編地を取り扱う業者において普通に行われていることであることに鑑みると，当業者は，裁断された上記各編地部分の一つである甲１に貼り付けられた編地見本の現物からパターンナンバー「ＫＡＲＬ－ＭＡＹＥＲ　ＰＡＴＴＥＲＮ　Ｎｏ．６２／２００３」で特定される編地の情報を把握することができるものと認められるから，裁断された上記各編地部分は，「情報伝達媒体」に当たるものと認められる。
そうすると，裁断された上記各編地部分の一つである甲１に貼り付けられた編地見本の現物は，「複製」された「文書，図画に類する情報伝達媒体」に該当するものといえる。
加えて，前記（２）アの認定事実及び弁論の全趣旨によれば，「Ｋｅｔｔｅｎｗｉｒｋ　Ｐｒａｘｉｓ　０４／２００３」は，相当数の複製物が作成された雑誌であり，本件出願前に，特許庁工業所有権総合情報館資料部及び国立国会図書館に各１冊受入れられ，公衆の閲覧の用に供されたものと認められるから，「公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された」ものといえることからすると，「Ｋｅｔｔｅｎｗｉｒｋ　Ｐｒａｘｉｓ　０４／２００３」の５１頁部分である甲１は，説明文及び甲１に貼り付けられた編地見本の現物が一体として，「複製された文書，図画その他これに類する情報伝達媒体」に当たるものと認められる。
したがって，甲１は，編地見本の現物部分も含めて，特許法２９条１項３号の「刊行物」に該当するというべきである。
イ　原告は，これに対し，甲１に貼り付けられた編地見本の現物は，それ自体が他の編地見本とは別個独立に製造されたオリジナル（原型）であって複製物ではなく，また，編地見本は，甲１に係る刊行物の複製作業とは別にジャカード編機によって編成され，所定の大きさに裁断された後，両面テープという簡易な手段で紙に貼り付けられているだけにすぎず，甲１に貼り付けられた編地見本と甲１記載の説明文とは，製造過程においても，物理的にも，一体性が希薄である旨主張する。
しかしながら，前記ア認定のとおり，甲１に貼り付けられた編地見本の現物は，パターンナンバー「ＫＡＲＬ－ＭＡＹＥＲ　ＰＡＴＴＥＲＮ　Ｎｏ．６２／２００３」で特定される編地が作成された後，所定の大きさに裁断されたその編地部分の一つが，印刷物である「Ｋｅｔｔｅｎｗｉｒｋ　Ｐｒａｘｉｓ　０４／２００３」の５１頁に両面テープで貼り付けられたものであり，上記所定の大きさに裁断された各編地部分は，それぞれが物理的には別体ではあるが，いずれもがパターンナンバー「ＫＡＲＬ－ＭＡＹＥＲ　ＰＡＴＴＥＲＮ　Ｎｏ．６２／２００３」で特定される編成組織を備えているものと認められるから，甲１に貼り付けられた編地見本の現物は，上記編成組織を有する編地の複製物である。
また，甲１の原本（乙１の１）の形状等に照らすと，甲１における説明文部分と編地見本の現物部分の一体性が希薄であるということはできない。

	したがって，原告の上記主張は，採用することができない。 ウ　また，原告は，甲１に貼り付けられた編地見本それ自体の形状等を分析して得られる情報は，文書，図面，写真などに文字，図形，画像などとして示された情報と比べると，情報の明確性，正確性，情報伝搬力などの点からみて，性質及び内容が大きく異なるから，「文書，図画その他これに類する情報伝達媒体」に該当しない旨主張する。 しかしながら，前記アのとおり，編地見本の現物について，その編成組織を視認し，あるいはルーペや分解鏡を用いて編成組織を拡大して観察し，その視認又は観察した情報から編成組織を分析して編地の編成方法を確認することは，経編地を取り扱う業者において普通に行われていることであり，当業者は，甲１に貼り付けられた編地見本の現物から編地の情報を把握することができるものと認められるから，甲１に貼り付けられた編地見本は，「文書，図画に類する情報伝達媒体」であるといえる。 また，編地見本の現物から把握される編地の情報を把握する方法において文書とは異なる点があるとしても，そのことが，編地見本の現物から把握される編地の情報の明確性，正確性及び情報伝搬力を否定する事由になるものとはいえない。 したがって，原告の上記主張，採用することができない。 エ　以上によれば，甲１は，編地見本の現物部分も含めて，特許法２９条１項３号の「刊行物」に該当するというべきであるから，甲１の編地見本の現物部分は同号の「刊行物」に該当しないとの原告の主張は，理由がない。 ２　取消事由２（本件発明１と甲２発明の同一性の判断の誤り）について （２）甲２に添付された編地見本の現物部分の刊行物該当性について 原告は，甲２に貼り付けられた編地見本の現物部分は，特許法２９条１項３号の「刊行物」に該当しない旨主張する。 そこで検討するに，「Ｋｅｔｔｅｎｗｉｒｋ　Ｐｒａｘｉｓ　０４／２００２号，第５０頁」の「原本」（乙２の１）及びその訳文（乙２の２）と弁論の全趣旨によれば，甲２に貼り付けられた編地見本の現物は，「ＫＡＲＬ－ＭＡＹＥＲ　ＰＡＴＴＥＲＮ　Ｎｏ．３１４／０２」とのパターンナンバーが付された編地の見本であり，そのパターンナンバーで特定される編成組織を有する編地が作成された後，所定の大きさに裁断され，その裁断された編地部分の一つが，甲２と同じ印刷物である「Ｋｅｔｔｅｎｗｉｒｋ　Ｐｒａｘｉｓ　０４／２００２」の５０頁に両面テープで貼り付けられたものであること，裁断され，貼り付けられた各編地部分は，それぞれが物理的には別体ではあるが，いずれもがパターンナンバー「ＫＡＲＬ－ＭＡＹＥＲ　ＰＡＴＴＥＲＮ　Ｎｏ．３１４／０２」で特定される編成組織の特徴を備えていることが認められる。 上記認定事実によれば，裁断された上記各編地部分は，それぞれがパターンナンバー「ＫＡＲＬ－ＭＡＹＥＲ　ＰＡＴＴＥＲＮ　Ｎｏ．３１４／０２」で特定される編成組織を有する編地の複製物であるものと認められる。 そして，前記１（３）アのとおり，編地見本の現物について，その編成組織を視認し，あるいはルーペや分解鏡を用いて編成組織を拡大して観察し，その視認又は観察した情報から編成組織を分析して編地の編成方法を確認することは，経編地を取り扱う業者において普通に行われていることであることに鑑みると，当業者は，裁断された上記各編地部分の一つである甲２に貼り付けられた編地見本の現物からパターンナンバー「ＫＡＲＬ－ＭＡＹＥＲ　ＰＡＴＴＥＲＮ　Ｎｏ．３１４／０２」で特定される編地の情報を把握することができるものと認められるから，裁断された上記各編地部分は，「情報伝達媒体」に当たるものと認められる。 そうすると，裁断された上記各編地部分の一つである甲２に貼り付けられた編地見本の現物は，「複製」された「文書，図画に類する情報伝達媒体」に該当するものといえる。 加えて，前記（１）アの認定事実及び弁論の全趣旨によれば，「Ｋｅｔｔｅｎｗｉｒｋ　Ｐｒａｘｉｓ　０４／２００２」は，相当数の複製物が作成された雑誌であり，本件出願前に，国立国会図書館に１冊受け入れられ，公衆の閲覧の用に供されたものと認められるから，「公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された」ものといえることからすると，「Ｋｅｔｔｅｎｗｉｒｋ　Ｐｒａｘｉｓ　０４／２００２」の５０頁部分である甲２は，説明文及び甲２に貼り付けられた編地見本の現物が一体として，「複製された文書，図画その他これに類する情報伝達媒体」に当たるものと認められる。 したがって，甲２は，編地見本の現物部分も含めて，特許法２９条１項３号の「刊行物」に該当するというべきである。 以上によれば，原告の上記主張は，理由がない。

資料Ⅱ

国内ヒアリング調査

資料１

標準化機関ヒアリング結果

国内ヒアリング調査準化機関ヒアリング結果

本調査においてヒアリングを行った国内標準化機関は以下の3者である。

- 一般社団法人　電波産業会（ARIB）
- 日本工業標準調査会（JISC）
- 一般社団法人　情報通信技術委員会（TTC）

次項以降に、国内標準化機関に対するヒアリング調査結果を示す。

国内ヒアリングメモ
一般社団法人 電波産業会（ARIB）

項目A. 標準関連文書の取扱いの実情について

・規格の策定は、規格会議で実施する。規格会議で審議する規格案は、開発部会等が作成して提案するほか、外部の団体が作成して提案するものがある。

A1. （文書の種類）上記の標準関連文書の定義で、規格、規格案、寄書を例示しましたが、これ以外にも該当する文書を貴機関で取り扱っていれば、具体的に教えてください。

・定義に示された文書以外では、電波法等の法令、国際機関の規則・勧告、レポート、審議会の答申、国内外の標準化機関・団体が定めている標準・仕様書、実験の報告書等が取り扱われることがある。

A2. （文書の取扱い）各文書について、以下のA2-1からA2-10の問いについて、各委員会や各WGで共通であれば共通の取扱いを、委員会やWGごとのローカルルールがあれば数例をお教えください。

文書の取扱いは、規格案を審議する規格会議と規格案を作成する開発部会等で異なる。

A2-1. （文書の提出方法）各文書は、どの様に提出されますか。

・規格会議の場合

規格案は規格会議の事務局に、電子データ（PDF形式）で提出される。

・規格案作成段階の場合

適宜の方法で提出される。会議の場でPCを持ち込んで資料を扱う場合もあるし、紙で資料を見た方が分かり易いので紙で配布の場合もある。

A2-2. （文書の頒布範囲）各文書の頒布範囲はどこまでですか。

・規格会議の場合は、委員限りであり、開発部会の場合は、担当する部会の参加者限りである。

A2-3. （文書の頒布手段）各文書は、どのような手段で頒布していますか。

・規格会議に関しては、パスワードを付してwebサーバにアップロードされる。規格会議委員はURLとパスワードの通知を受け、サーバにアクセスしてダウンロードす

る。

・開発部会等に関しては、電子データでの配布、紙での配布など適宜の方法で行われる。

A2-4. （守秘義務）各文書或いは会議の発言内容について、守秘義務はどのように課していますか。

A2-5. （守秘義務の範囲）A2-4でお答えいただいた守秘義務の及ぶ範囲はどこまでですか。

・規格会議については、明文化した守秘義務規定はない。但し、資料を一般がアクセスできないようURLとパスワードを用いて配布しており、常識的な範囲での機密の扱いになる。

・開発部会については、部会の設置要綱第11条に、情報等の取扱い規定があり、参加者以外への配布の禁止を明示して提出された資料の内容を第三者へ漏らしてはならないとの規定がある。

A2-6. （文書の公開扱い）各文書を公開扱いにするのはどの段階ですか。

A2-7. （文書の公開の日時）公開のタイミングの日時を各文書に記載していますか。

・規格会議で採択された標準規格や技術資料は、採択された日をもって公開扱いとなり、採択の年月日が記載され、採択から通常17日後、ARIBホームページで一般に公開される。

・開発部会等の資料は、公開していない。

A2-8. （文書を公開する部門）各文書を、webサイト等に公開する場合は誰が実施していますか。

・規格会議で採択された標準規格や技術資料の公開は、規格会議の事務局が実施する。

A2-9. （文書の公開時期と期間）公開する時期と期間はどのくらいですか。

・規格会議で採択された標準規格や技術資料は、採択から通常17日後、ARIBホームページに公開される。公開期限は設けていないが、改定の場合は、最新のバージョンのみ公開される。

A2-10. （文書の管理方法）文書の管理方法はどのようにしていますか、保存期間はどの程度ですか。

・文書規程により管理・保存している。標準関連文書については、保存期間は文書により異なるが、5年又は10年である。

A2-11. これまでお答えいただいた内容が、文書管理規定や機密の取扱いの規定等で明文化しているようでしたら、お教えください。

・規格会議には、守秘義務の明文化された規定はない。開発部会には、部会の設置要綱第11条に、情報等の取扱い規定がある。
・文書の保存期間は、文書規程の第9条で事務局長が別に定めるとしており、文書保存期間を定めた文書がある。

A2-12. 委員会やWGのメンバーとなるための要件、委員会やWGの会議を傍聴するための要件、標準関連文書にアクセスするための要件をお教え下さい。

・規格会議では、理事会の同意を得て、ARIB会員のほか、会員でなくても、規格会議会費を支払うことで委員になることができる。議長の許可を得れば、委員でなくともオブザーバとして出席ができる。会議資料へのアクセスは、規格会議の委員に限られる。
・開発部会については、ARIB正会員のみが委員として参加できる。参加にあたり工業所有権に関する覚書を締結する。このほか、客員（学識経験者）、特別委員、オブザーバも参加できる。ARIBの正会員である必要はないが、いずれも当該開発部会で必要と認められた者に限る。文書へのアクセスは、当該開発部会の参加者に限られる。

項目B. 標準関連文書の知財庁における利用について

B1-1. 貴機関の標準関連文書を公知な先行技術資料として、各国特許庁が特許審査に利用することについてどのような見解をお持ちですか。
B1-2. 日本国特許庁へ貴機関の標準関連文書を提供することは可能ですか。可能であれば、提供できる標準関連文書は何ですか。
B2. 日本国特許庁が貴機関の標準関連文書を特許審査に利用するとしたら、どのような条件を課すことが考えられますか。

・標準関連文書の利用が特許審査の質の維持・向上に有効であることは理解できる。しかし、様々な資料、特に作業段階の資料を、一律的に提供することは困難である。標準化作業への影響、情報漏えいの問題、他機関との関係、会員の利益等様々な点を考慮する必要があるので、個別の対応となる。協力できることを含めて、個別に相談す

ることになる。

・採択された標準規格等であれば自由に閲覧可能であり提供可能である。

項目C. 標準化が活発な技術分野について

C1. 現在標準化が活発になされている技術分野は何ですか。 C2. 今後、標準化が活発化すると考えられる技術分野は何ですか。

・携帯電話の関係で、第4世代移動通信（4G)、第5世代も検討が始まっている。無線LAN、超高精細度テレビジョン（4K、8K)、マルチメディア放送、ワイヤレス電力伝送など。

以上

国内ヒアリングメモ
日本工業標準調査会（JISC）

概要

・JIS規格の制定プロセスは、原案作成、付議、調査会審議、公示の順である。現在は、原案作成は民間が95%程度実施しており、JISCの仕事は、主務大臣の付議から主務大臣の公示までの間で、調査会審議に関わる活動が大半である。原案作成で、国からの委託をする場合が一部あるが、この時には若干JISCが関わる。
・現在は、審議会は原則1回としている。原案作成段階が最も時間がかかり、1年から2年くらいの時間を要している。審議会を再度開くことになるのは年間で4、5件あるかないかであり、委員長預かりで次回は修正事項の報告で済ますもの、審議を再度実施するものは半々程度。審議会から、JIS規格になるまではおよそ半年程度かかる。
・JISCの仕事は付議から公示までの間であり、原案の作成に関しての規則を設けていない。企画開発能力があるのか否かを見ており、利害関係者が揃っているか、国際規格との関係を正しくしているか、ユーザーの意見を聞いているか等を要求している程度である。原案作成を開始する旨の連絡を受けるようにしており、なるべく原案作成の場にもオブザーバーとして参加するようにはしている。
・極めてまれなケースで、担当者が原案作成にかかわっている場合もある。

項目A. 標準関連文書の取扱いの実情について

A1. （文書の種類）上記の標準関連文書の定義で、規格、規格案、寄書を例示しましたが、これ以外にも該当する文書を貴機関で取り扱っていれば、具体的に教えてください。

・規格、規格案、関連する文書になる。関連する文書は、補助資料的な役割で、例えば、国際規格や外国の標準化機関の規格を参照する。他には、議事録等の一般的な会議文書である。主務大臣の付議から主務大臣の公示までの間で取扱う文書は、補助資料を含めたJIS案のみであり、稀に内容確認のためにデータを利用する程度である。
・JIS規格を制定する場合は、対応国際規格の有無を調べる。有る場合は、国際規格と一言一句照らし合わせる必要があるので、該当国際規格が資料として提出されていない場合でも、参照資料として利用する。無い場合でも、明らかに国際規格が無いと分かる場合（例、畳の規格）を除いて、内容の近い国際規格を探して参照する。国際規

格との対応では、完全一致と整合がある。日本独自の規格を含ませる場合が整合で、6～7割を占めている。原案の段階で、提案される。

A2. （文書の取扱い）各文書について、以下のA2-1からA2-10の問いについて、各委員会や各WGで共通であれば共通の取扱いを、委員会やWGごとのローカルルールがあれば数例をお教えください。

A2-1. （文書の提出方法）各文書は、どの様に提出されますか。

・原則として、電子データを提案者がサーバ（e-jisc）にアップロードする方式を採用している。メール添付で電子データを添付した提出方法や、紙での提出も一部あるが、JIS案をインターネットに公表しなければならないので、最終的には事務局でサーバにアップロードしている。アップロードされたデータにアクセスされるのは、担当者限りである。

A2-2. （文書の頒布範囲）各文書の頒布範囲はどこまでですか。

・原則委員会の出席者のみに頒布する。求められれば委員会の出席者以外に頒布することもある。ただし、JISCの委員会はパブリックであるので、委員以外のメンバーも傍聴でき、資料を配布する。傍聴者にも紙で配布する。

A2-3. （文書の頒布手段）各文書は、どのような手段で頒布していますか。

・頒布方法に規定はなく、サーバからダウンロードする方法、電子メール添付では容量が大きくCDに焼いて事前に頒布する方法、紙で委員会の当日に頒布する方法等、専門委員会ごとに様々な方法を用いている。

A2-4. （守秘義務）各文書或いは会議の発言内容について、守秘義務はどのように課していますか。

A2-5. （守秘義務の範囲）A2-4でお答えいただいた守秘義務の及ぶ範囲はどこまでですか。

・審議会は、パブリックが原則で、審議会は委員以外も誰でも傍聴可能であるので、審議会での守秘義務はない。原案作成段階については、民間機関が作成する場合はその

機関の規則に、委託する場合でも委託先の規則に従っているだけで、JISCの規則を設けてはいない。

A2-6. （文書の公開扱い）各文書を公開扱いにするのはどの段階ですか。
A2-7. （文書の公開の日時）公開のタイミングの日時を各文書に記載していますか。

・JIS案は受け付けた日付は着くが、それ以降に特に日付をつけるようにはなっていない。各資料は、審議会の資料で資料1、資料2の様に引用はされる形式になる。
・審議会の前に、事務局がサーバからダウンロードする時期もまちまちであるし、JIS案の提案者である団体や協会は同じ文書を持ってもいる。また、WTO/TBT協定第4条1項に基づいて、審議会の前にJIS案をサーバ上で公開もするので、いつが公開とするかを決めるのは困難である。WTO/TBT協定に基づく公開は、審議会後になる場合もある。
・審議会の日時ははっきりしており、審議会で使用した資料もわかるので、審議会開催日を持って公開とみなせないこともない。また、WTO/TBT協定に基づいた公開の場合も、公開の日は分かる。
・提出されたJIS案は、委員会前にメールベースの意見公開等で様々な修正が加えられた場合には、修正の履歴を追うのも困難である。実際は、JIS案の提案までに作り込むことを原則としているので修正する場合は少ない。

A2-8. （文書を公開する部門）各文書を、webサイト等に公開する場合は誰が実施していますか。

A2-9. （文書の公開時期と期間）公開する時期と期間はどのくらいですか。
A2-10. （文書の管理方法）文書の管理方法はどのようにしていますか、保存期間はどの程度ですか

・審議会資料は公開しなければならないことになっているので、審議会にかかった委員会資料、議事録は公開している。委員会終了後速やかに公開することになっているが、タイミングはまちまちである。JIS規格の制定後になる場合もある。
・webに公開する場合に、公開日時を明記したり、変更履歴を提示するようにはしていない。
・公開している委員会の資料は、閲覧することはできるが、ダウンロードや印刷するこ

とはできないようにしている。紙資料を希望された場合は、場合によっては送ることもあるが、販売はしていない。販売しているのは規格である。閲覧のみとしている理由として、先にも示した公開の規則があるので、公開しなければならないが、著作権の問題があるので、閲覧のみに規制している。著作権は、提案の資料類や規格は、民間の提案者と原案の作成にかかわる日本規格協会の両方にある。著作権者には、規格を改正する場合や、国際規格に提案する場合や、他のJIS規格に引用する等については、著作権の行使をしないような制限を認めるよう依頼しており、確認書の提出を要求している。

・公開した資料類は、今のところ削除はしていない。廃止になった規格についても、削除はしていない。いずれサーバの容量の問題は出てくると思う。

A2-11. これまでお答えいただいた内容が、文書管理規定や機密の取扱いの規定等で明文化しているようでしたら、お教えください。

・JIS規格を制定する規則として、著作権や文書の公開等の規則はあるが、細かい委員会での運用に関する文書管理規定や機密の取扱いの明文化された規則はない。

項目B. 標準関連文書の知財庁における利用について

B1-1. 貴機関の標準関連文書を公知な先行技術資料として、各国特許庁が特許審査に利用することについてどのような見解をお持ちですか。

・理想的には望ましいと思うが、現状では費用対効果の問題で、困難であると思う。JIS規格の場合は、業界内の総意で規格になる場合が多く、業界内でつばぜり合いをすることはまれである。したがって、JIS規格の標準関連文書を特許審査に利用しなければならないケースがあるのかどうかは良くわからない。

B1-2. 日本国特許庁へ貴機関の標準関連文書を提供することは可能ですか。可能であれば、提供できる標準関連文書は何ですか。

・現状では、文書の全てに日付がついているわけではないので、日付を付ける等の審査利用できる状態にする作業が膨大で、困難であると考えられる。原案作成段階においては、原案作成者に全て整えてから提出してもらうことが必要になると思う。

・審議会での資料や、TBTで公開されたときの資料は、探すことは可能である。現実的に実施する場合は非常に手間が掛かり困難であるが、可能ではある。

B2. 日本国特許庁が貴機関の標準関連文書を特許審査に利用するとしたら、どのような条件を課すことが考えられますか。

・著作権侵害ならない範囲であれば、特許審査に利用することは構わないと思われるが、著作権者にある一定の了解を得ておく方がよいと思われる。

項目C. 標準化が活発な技術分野について

C1. 現在標準化が活発になされている技術分野は何ですか。
C2. 今後、標準化が活発化すると考えられる技術分野は何ですか。

・強制法規に活用されるJIS規格の分野は、活発な動きがある。土木建築、鉄鋼、電気機器の安全性や省エネ等、規制に使われるものは活発である。ただし、技術的に特許につながるとも限らないので、よくわからない。

国内ヒアリングメモ
一般社団法人 情報通信技術委員会（TTC）

項目A. 標準関連文書の取扱いの実情について

・規格を開発するきっかけは、若干専門委員会によって異なるが、委員が標準化が必要なテーマを提案して、合意に基づいて専門委員会で検討することである。デファクト的に決まっているものを規格にするための提案もある。国際規格を日本に適用するための検討も専門委員会で行う。TTC規格を国際規格に提案することもある。
・中期標準化計画を立てて、年間の標準化の計画を進めている。計画は、各専門委員会で検討している。
・年4回の標準化会議（電子投票）で標準が決定されるが、標準案は専門委員会で検討・審議されており、ほぼ完成された状態で標準化会議に提案される。
・標準化会議の委員には標準案に対する意見・対案が提出する機会が設けられており、意見・対案が提出された際には標準案提出元の専門委員会で対処方針を検討する。修正後に特に反対がなければ、そのままの案で標準化会議での投票が行われ、有効票の2/3以上の賛成があった場合にTTC標準として承認される。
・技術仕様書は、パートナーシッププロジェクトで合意した仕様など、頻繁に更新が行われるもの等を対象としており、通常の標準制定では承認までに時間が掛かりすぎるため専門委員会レベルで判断して制定する。

A1. （文書の種類）上記の標準関連文書の定義で、規格、規格案、寄書を例示しましたが、これ以外にも該当する文書を貴機関で取り扱っていれば、具体的に教えてください。

・提案文書等会議で使用される会議の資料と、会議の議事録がある。
・最初の段階の会議の資料は、特に定まったフォーマットはないが、標準案の段階が近くなると、TTCの標準フォーマットを意識した資料形態となる。
・TTCの公式ドキュメントとしては、標準、仕様書、技術レポート、調査報告書がある。

A2. （文書の取扱い）各文書について、以下のA2-1からA2-10の問いについて、各委員会や各WGで共通であれば共通の取扱いを、委員会やWGごとのローカルルールがあれば数例をお教えください。

A2-1. （文書の提出方法）各文書は、どの様に提出されますか。

・サーバの決められた場所にアップロードして資料となる。委員会にもよるが、通常は事務局に電子データをメール添付で送り、事務局がアップロードする方法が多い。

A2-2. （文書の頒布範囲）各文書の頒布範囲はどこまでですか。

・専門委員会の委員限りで、委員のID/パスワードでサーバにアクセスしてダウンロードする。オブザーバ等で委員会に参加する者へは、委員会の当日に資料を配布する。オブザーバは原則過去の資料は見ることはできない。

A2-3. （文書の頒布手段）各文書は、どのような手段で頒布していますか。

・サーバからダウンロードする方法を取っている。当日の委員会では、USBメモリに電子データを保存して、資料として配布する。オブザーバへは、この電子データのみ配布し、持ち帰りは許可している。

A2-4. （守秘義務）各文書或いは会議の発言内容について、守秘義務はどのように課していますか。
A2-5. （守秘義務の範囲）A2-4でお答えいただいた守秘義務の及ぶ範囲はどこまでですか。

・規定は特に存在していない。常識的な範囲内で、積極的には資料や会議の内容を口外しない程度。委員の所属企業内では、関係者への開示は問題ない。
・オブザーバへは、委員会の内容によっては、守秘をお願いすることはある。

A2-6. （文書の公開扱い）各文書を公開扱いにするのはどの段階ですか。

・専門委員会で扱われる資料は、専門委員会内であるので、公開することはない。専門委員会の議事録も公開しない。
・標準案となると、専門委員会から離れて、すべてのTTCの会員へ公開される。会員全体の賛成/反対を聞いたうえで、年4回の標準化会議で決定する。年4回、標準化会議の開催に合わせて会員への公開日は決まっている。文書へのアクセスは、web上から、会員のID/パスワードで出来る。修正が入った場合は、修正案は再び事務局から会員に公開されるまでは見ることができない。
・仕様書、技術レポート、調査報告書は、専門委員会で承認されれば、公開される。

A2-7. （文書の公開の日時）公開のタイミングの日時を各文書に記載していますか。

・資料の作成者が日付を付けていれば作成日は付くが、そうでなければ付かず、ファイルの最終更新日時しかわからない。日付を入れるフォーマットはない。委員会の資料として使用されれば、議事録の中で文書番号として登録される。
・標準案の日付は文書には入っていない。標準となれば、標準が制定された日付が入る。制定日は、最終投票の日になる。投票が正しいか等の確認が必要なので、制定された標準文書は投票日の2営業日後に一般に公開される。

A2-8. （文書を公開する部門）各文書を、webサイト等に公開する場合は誰が実施していますか。

・基本的に、事務局が実施する。

A2-9. （文書の公開時期と期間）公開する時期と期間はどのくらいですか。

・標準や仕様書は、制定日の2営業日後に公開される。
・公開しているのは、最新の版となる。データ自体は削除しない。

A2-10. （文書の管理方法）文書の管理方法はどのようにしていますか、保存期間はどの程度ですか。

・文書の管理は事務局で実施しており、今のところ文書を削除はしていない。
・標準が制定されても、委員会での資料も、標準案も全て残っており、専門委員会の資料は専門委員は見ることができ、標準案はTTC会員であれば見ることができる。既に廃止された委員会の資料も残されている。

A2-11. これまでお答えいただいた内容が、文書管理規定や機密の取扱いの規定等で明文化しているようでしたら、お教えください。

・文書管理規定も、機密の取扱いについても、明文化した規定はない。専門委員会で独自に規定を定めていることもないはず。

A2-12. 委員会やWGのメンバーとなるための要件、委員会やWGの会議を傍聴するための要件、標準関連文書にアクセスするための要件をお教え下さい。

・専門委員会に参加するのは、専門委員限り。TTCの会費制度は、専門委員会一つ参加で一口なので、TTCの会員であっても、参加費を支払っていない専門委員会には委員として参加できない。専門委員会で必要に応じてオブザーバとして招待する場合はある。また、専門委員会において大学の先生を特別委員として参加をお願いす

る場合もある。

項目B. 標準関連文書の知財庁における利用について

B1-1. 貴機関の標準関連文書を公知な先行技術資料として、各国特許庁が特許審査に利用することについてどのような見解をお持ちですか。

・議論したことがないので、よくわからない。新しい提案を次々とする立場と、これまである規格を守る立場と、立場によって考え方は異なると思う。
・出願人の権利を守ることを考えれば、早い段階のドキュメントが特許審査で有効であると思う。ただ、一般に広く知られていない文書を利用するのは、少し不公平な気がする。
・専門委員会の資料を特許審査に利用できるようにするのは、専門委員会で議論して、専門委員会が良いとの判断をすれば可能であるとは思う。しかし、実際上は、過去の委員の提案文書を利用するにはその委員の了解も必要だと思われるので、実現するのには困難なことが多いと思う。
・専門委員会で、資料を特許審査に利用するために提供すると決めたら、事務局で反対する理由はない。

B2. 日本国特許庁が貴機関の標準関連文書を特許審査に利用するとしたら、どのような条件を課すことが考えられますか。

・よくわからない。

項目C. 標準化が活発な技術分野について

C1. 現在標準化が活発になされている技術分野は何ですか。

・エネルギーマネージメントの意味でのホームネットワーク関係、ネットワーク全体の仮想化、M2M等。

C2. 今後、標準化が活発化すると考えられる技術分野は何ですか。

・第5世代移動体通信システムに関係して、コアネットワーク、有線で基地局を結ぶ伝送等で標準化が活発化するかもしれない。

以上

資料Ⅱ

国内ヒアリング調査

資料２

国内審議団体ヒアリング結果

国内ヒアリング調査
国内審議団体ヒアリング結果

本調査においてヒアリングを行った国内審議団体は以下の2者である。

- 一般財産法人　ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）
- 一般財産法人　情報処理学会　情報規格調査会（ITSCJ）

次項以降に、国内審議団体に対するヒアリング調査結果を示す。

国内ヒアリングメモ
一般財産法人 ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）
ISO事務機械国内委員会

導入

・JBMIAは関連したメーカーが集まって活動をする業界団体である。ISOの国内審議団体として経済産業省から委嘱を受けて、業界団体の活動とは別会計で、業界団体外の有識者等も含めた委員会活動を実施しているのがISO事務機械国内委員会である。ISOのJTC1傘下のSC17とSC28の国内審議団体を務めており、SC35についても、親会と一つのWGを除いた全てのWGを担当している。ちなみに、SC28は、JBMIAが提案した。JBMIAからの回答はSC28の国内審議団体の進め方をベースとしている。

Q1. （文書の種類）上記の標準関連文書の定義で、規格、規格案、寄書を例示しましたが、これ以外にも該当する文書を貴会で取り扱っていれば、具体的に教えてください。また、提案から規格になるまでの一般的な期間についてもお知らせください。

・国内で開催される委員会およびワーキンググループ（WG）の議事録。規格開発期間は4年程度かかっている。

・年一回の総会で、様々な情報交換がなされるが、この中でどのような規格を進めた以下の提案もある。提案には決まったフォーマットは無く、パワーポイントのプレゼン資料が使用されることもある。この資料はN文書としては取扱われず、サーバに蓄積されることもない。特別に守秘義務を課すこともない。但し、意見を聞くために関係各国に配信はする。

Q2. （文書の取扱い）各文書について、以下のQ2-1からQ2-10の問いについて、各委員会や各WGで共通であれば共通の取扱いを、委員会やWGごとのローカルルールがあれば数例をお教えください。また、標準化の各ステップにおける文書（N文書、WD、CD、DIS、FDIS、IS）や種類（TR、TS、PAS）の取り扱いについてご教示ください。

Q2-1. （文書の提出方法）各文書は、どの様に提出されますか。

・WD, CD, DISはN文書の一つとして扱われ、すべてのN文書は国際幹事がISOのe-Committeeにアップロードし、その旨各国の国内事務局に電子メールで連絡され

る。その後は日本では国内事務局が国内委員会委員に通知し、国内委員会委員は各自でISOのe-Committeeeからダウンロードする。国内委員には一部のWGメンバーは登録されていないため、WG主査はダウンロードしたN文書を電子メールでWGメンバーに配布する。

・国内委員会独自の資料である議事録は、JBMIAが管理するサーバにアップロードされ、その旨国内事務局が委員に電子メールで通知し、委員は各自でダウンロードする。この過程でしばしば並行して電子メールで委員が登録されているメーリングリストに配布されるが、明確な規定はない。

・ISOのルールとJTC1のルールは若干異なる部分がある。JTC1では、エディタをNPの投票時点で決める。エディタは、ほとんどの場合提案国の中で決める。エディタがドラフトを作成して、国際幹事を経由して、ISOに登録する。そのWDがN文書として登録されると、ISOのデータベースに載る。JTC1の場合は、特許声明書があれば、IECのサーバにも載る。

Q2-2. （文書の頒布範囲）各文書の頒布範囲はどこまでですか。

・通常はWGメンバーにアップロードされていることが通知される。

・ISOのサーバの文書にアクセスできるのは、登録メンバーのみである。この登録メンバーが、登録されていないWGのメンバーに国内で実質的に配布して会議を行う。配布されたメンバーは、これを電子的にコピーして企業に持ち帰り、その中でさらに関係者に配布して議論する。従って、ダウンロードされた資料は、管理されていないといえるのでないか。

・日本国内に、日本規格協会が管理しているミラーサーバがある。登録さえすれば登録された者は誰でもアクセスが可能である。国内委員会の事務局が許可を出せば、登録される。

・CDになる以前、各WGで中身を検討するが、投票用のドラフトがN文書として各国に回付される。

・CDになれば、投票のために各国に回付され、ID/PWで各国の代表から任された期間がダウンロードして、関係者で情報を共有して審議する。各国でどれくらいの広がりで情報を共有しているかはわからない。

Q2-3. （文書の頒布手段）各文書は、どのような手段で頒布されていますか。

・サーバにアップして、ダウンロードする方法である。

Q2-4. （守秘義務）各文書或いは会議の発言内容について、どのように課されていますか？

・提出された文書や会議の発言内容には特に守秘義務は無い。

・委員会で提出した資料を、部外者にも公表するか否かは、個々の判断に任されている。

・委員会で提出された寄書を基に特許を書かないようにとの指導はしていない。個々の判断に任せており、特に関知しない。

Q2-5. （守秘義務の範囲）Q2-4でお答えいただいた守秘義務の及ぶ範囲はどこまでですか。

・N/A

Q2-6. （文書の公開扱い）各文書が公開扱いにされるのはどの段階ですか。

・これに関する規程も暗黙の了解も無い。

・そもそも、委員会で取扱う文書は、公開、非公開の概念を持っていない。

Q2-7. （文書の公開の日時）公開のタイミングの日時を各文書に記載されていますか。

・公開の規程がないため、回答できません。ただし、ISOのe-Committeeや国内文書のサーバには投稿日が「自動的」に記録され、表示される機能がある。

・各文書のデータベースサーバのクエリ項目に、投稿日時が記録される。文書そのものには日付はつかない。

・企業から出向している身としては、第三者クレームを受けることは避けたいので、なるべく公開となっている方がよい。

Q2-8. （文書を公開する部門）各文書を、webサイト等に公開する場合は誰が実施していますか。

・これも公開に関連する概念が無いので回答できません。

Q2-9. （文書の公開時期と期間）各文書が公開される時期と期間はどのくらいですか。

・議事録などがアップロードされたりメールで配布されたりするまでの期間は一定ではなく、メール添付による議事録ドラフトが修正された後にアップロードされる。

Q2-10. （文書の管理方法）文書の管理方法はどのようにしていますか、保存期間はどの程度ですか。

・国内の文書の管理は規程されていません。ISOのe-Committee では半永久的に保存されていると理解していますが、e-Committeeになる以前に紙で管理されていた時期の文書が紛失している実態はあります。

Q2-11. これまでお答えいただいた内容が、文書管理規定や機密の取扱いの規定等で明文化しているようでしたら、お教えください。

・規定していません。

Q2-12. 委員会やWGのメンバーとなるための要件、委員会やWGの会議を傍聴するための要件、標準関連文書にアクセスするための要件をお教え下さい。

. 正会員：分担金を支払った会社または団体の社員または職員

準会員：委員会が推薦する団体の職員（企業の社員であっても、団体の代表としての参加）

個人会員：委員会が推薦する個人

オブザーバ：委員会が招聘する、傍聴者（実質的には経済産業省担当官に適用）

・JBMIAの会員企業の従業員であれば、その会員企業からの申し出があれば技術的な専門性を問わず委員会の委員として登録される。

・学識経験者や、企業OBで専門的な知識を持つ個人に、委員会への参加を依頼することもある。

・準会員は企業の社員である・なしに関わらず、団体の代表としての参加となる。

・委員会への参加の希望者を拒否することはできないのかもしれない。

Q3. 標準化機関の標準関連文書を公知な先行技術資料として、各国特許庁が特許審査に利用することについてどのような見解をお持ちですか。

・委員会では議論したことがないので、組織としての見解はありません。

・寄書等を基に第三者が特許出願をして問題となったことは、少なくとも関係しているSC28では聞いたことがない。よく分からない。

Q4. 標準化が活発な技術分野について

Q4-1. 現在標準化が活発になされている技術分野は何ですか。

・特定の委員会の事務局が回答するのに適切な質問とは思われません。

Q4-2. 今後、標準化が活発化すると考えられる技術分野は何ですか。

・特定の委員会の事務局が回答するのに適切な質問とは思われません。

以上

国内ヒアリングメモ
一般財産法人 情報処理学会 情報規格調査会（ITSCJ）

導入

・情報処理学会の一部門で、その活動の中で、JTC1の本体、傘下のいくつかのSC、WGの審議団体の一部をJISCから委嘱されている。第1種専門委員会がJTC1にある委員会に対応する国内委員会を持っている。第2種専門委員会は、国際規格への提案を作成するための準備委員会的な活動をしている。第3種専門委員会は、JIS規格を作成するための委員会である。
・国際のJTC1の中にある総会を含めてSCの委員会やWGの委員会から送られてきたドキュメントを審議して、結果を送り返す活動がある。日本発の新しい規格の提案は、国内で結審したら、提案を国際会議の場に送り、提案が承認されれば新しい規格開発プロジェクトが始まる。委員会の中では、国際からの提案の審議も、国内発の提案作成も、どちらも実施する。

Q1. （文書の種類）上記の標準関連文書の定義で、規格、規格案、寄書を例示しましたが、これ以外にも該当する文書を貴会で取り扱っていれば、具体的に教えてください。また、提案から規格になるまでの一般的な期間についてもお知らせください。

・審議中の文書としては、各種提案書、最初の規格案ワーキングドラフト(WD)、SC委員会での審議中のドラフト(CD)、最終確認のドラフト(DIS)などが主なもの。この他に参考情報文書や会議のアジェンダ・議事録・決議録などが審議用に国際の委員会内に配布・流通する。
・国際の審議としてまわってくるのは、基本的にN文書である。SCのN文書とJTC1のN文書が大きく分けてある。SCレベルのN文書は、SCのセクレタリが発行する。ある国が文書を作成して、送る又は国際会議の場で渡す等をすると、セクレタリが発行してナンバリングして、国際に流通する文書となる。国際会議の場で、メールベースでの意見交換等で、正式な文書を作成しない場合もあるので、様々である。正式でない文書は、内部のみでの流通で、通常は外部には流通しない。
・WGレベルであれば、エキスパートが寄書等を出す、あるいは、会議での発言が記載されて、N文書となる。
・最終的に規格案にする予定があれば、いずれN文書となる。

Q2. （文書の取扱い）各文書について、以下のQ2-1からQ2-10の問いについて、各委員会や各WGで共通であれば共通の取扱いを、委員会やWGごとのローカルルールがあれば数例をお教えください。また、標準化の各ステップにおける文書（N文書、WD、CD、DIS、FDIS、IS）や種類（TR、TS、PAS）の取り扱いについてご教示ください。

Q2-1. （文書の提出方法）各文書は、どの様に提出されますか。

・各国からの寄書等は、メールで受け付けている。メールベースが多い。エディタからの文書がメールで送られてくる。
・N文書になる前の文書は、メールベースでやり取りされる。

Q2-2. （文書の頒布範囲）各文書の頒布範囲はどこまでですか。

・基本的に、WGの議論はWGの外部には出さないことがルールになっている。WDを中心とするWGでの審議文書はWG内で配布され流通する。ただし、WDをSC内で配布する場合もあり、SCによっては、WDをCDに近い形にして、意見を問うために流通させる場合もある。
・CD、或いはDIS案などのSCでの審議文書はSC内で配布流通する。
・頒布された各文書は、標準化の活動の範囲内での利用を指導している。
・WGの主査や、専門委員会の委員長が、内部での情報のコントロールはしている。

Q2-3. （文書の頒布手段）各文書は、どのような手段で頒布されていますか。

・頒布方法はeCommitteeと呼ばれるISOのシステム上にアップロードされ、そのWG、あるいはSCに参加している者が登録ID/PWによりログインしダウンロードする。WDは、WGのeCommitteeにアップロードされる場合と、SCのeCommitteeにアップロードされる場合がある。
・JTC 1の場合、アジェンダ・議事録・決議録他、CDレベル（WGない限りのWDは除く）までの規格案はLog-inなしで閲覧できる。IT関係は進捗が早いので、早い段階から意見を求めるために、規格の開発の枠組みの中での公開している。JTC1のeCommitteのURLが分かれば、パスワードなしで閲覧できる。
・eCommitteeには、メールのアナウンスの仕組みがある。文書がアップロードされ、セクレタリが確認し、登録されたISOのグローバルディレクトリにアクセス権のある人で、通知の受付希望者へは、メールで文書がアップロードされた情報が知らされる。

Q2-4. （守秘義務）各文書或いは会議の発言内容について、守秘義務はどのように課されていますか。

・「WG内の議論は、基本的にWG外には出さない」といった守秘義務が規定されている。また、一般的な心構えとしては、Code of Conductに書かれている。実際には、WGの議論内容は原則WG内での共有であるが、通常の審議プロセスとして、所属SC内で報告され議論される。

Q2-5. （守秘義務の範囲）Q2-4でお答えいただいた守秘義務の及ぶ範囲はどこまでですか。

・審議文書に関しては、そのWG、あるいはSCに参加している者が入手できるだけである。国内委員会での運用も、当該国内委員会に所属している者が入手でき、同一の賛助員企業では「標準規格の審議目的に限り」情報共有は許される。

Q2-6. （文書の公開扱い）各文書が公開扱いにされるのはどの段階ですか。

・審議文書は、総て委員会内での開示にとどまり、公表扱いに至らない。唯一、DISがIS(国際標準)と同様に販売され、その時に公表扱いになると考える。(ISOサイトから、日本ではJSAのサイトから購入可。) ITSCJから審議文書を公表扱いにすることはない。

Q2-7. （文書の公開の日時）公開のタイミングの日時を各文書に記載されていますか。

・公開には当てはまらないが、N文書であれば、カバーページと文書リストに、いつ作成されいつeCommitteeにアップロードされたかの情報は掲載される。
・eCommitteeのシステムが使用される前に作成された古い文書は、後からeCommitteeにアップロードされたため、作成日であるカバーページの日付とアップロードの日付である文書リストの日付がくいちがっている場合もある。

Q2-8. （文書を公開する部門）各文書を、webサイト等に公開する場合は誰が実施していますか。

・一般公開ではないが、eCommitteeへのアップロードは、国際セクレタリが実施する。

Q2-9. （文書の公開時期と期間）各文書が公開される時期と期間はどのくらいですか。

・通常は会議前に審議文書をeCommitteeにアップロードする。各国から提出された提案で、その会議で決議が必要である新しい提案は、1ヶ月程度前にはアップロードされていなければならない。会議後は、特に決議録は迅速にアップロードされなければならない。会議報告書も以前は2ヶ月以内であったが、今は1ヶ月以内の配布が必要となっている。

Q2-10. （文書の管理方法）文書の管理方法はどのようにしていますか、保存期間はどの程度ですか。

・国際の審議文書に関しては、eCommitteeベースで管理されている。国内委員会の審議文書や議事録などの文書は、委員会ごとのMLで流通しており、委員会から出るときは委員長の判断で、ITSCJから外に出るときは広報委員会の判断による。
・N文書は、少なくとも20年は保管される。規格にならない物も同様である。版が変わった文書も文書リストからは見えなくはなるが文書自体は残っている。

Q2-11. これまでお答えいただいた内容が、文書管理規定や機密の取扱いの規定等で明文化しているようでしたら、お教えください。

・ISO/IEC JTC 1 Standing Document N12に、文書の扱いが規定されている。どの文書がパスワード管理・openの扱いが書かれている。ただし、openでも、ISOのシステム上でのことで、一般にopenの意味ではない。

Q2-12. 委員会やWGのメンバーとなるための要件、委員会やWGの会議を傍聴するための要件、標準関連文書にアクセスするための要件をお教え下さい。

・日本の場合は、委員会の委員になれた者は、国際の方にも参加する資格を有する。
・賛助会費を支払っているITSCJの賛助員は、ある範囲の委員になる資格を持っている。賛助員は各企業がなっており、賛助会費の口数に応じて、参加できるSCの数が決まる。また、中立機関である大学、国立の研究機関の所属者も委員になる資格を持っている。さらには、関係する官公庁の部局、或いは、本会と同様にデジュール標準の審議団体を「情報技術標準化関連機関」としていて、そこからも委員を出せる。
・これらの中から、例えばある会社が社員を委員に推薦した場合は、SC専門委員会および規格役員会の承認が得られると委員になる。賛助員企業からの推薦は、実質的にはほとんど拒否されない。
・委員がWGレベルの国際の活動をする場合は、日本規格協会にグローバルIDの発行

依頼をして、WGのエキスパートとしての登録をする必要がある。登録されていないと、WGの文書にアクセスできない。またWGの国際会議にも参加できない。SCレベルの活動は、国の代表として参加する。SC総会への出席には、会議毎に事務局より代表団の登録が必要。WGのエキスパートがSC総会にも参加する場合が多い。

Q3. 標準化機関の標準関連文書を公知な先行技術資料として、各国特許庁が特許審査に利用することについてどのような見解をお持ちですか。

・提出された文書の内容に沿った特許を、文書の提出者以外の者が出願して問題となったケースは聞いたことはない。SC29では、オープンイノベーションの形で皆で技術開発をする。各社が持っている特許は守り、守った上であまり厳しくないライセンス条項を提供して、規格に入れて、皆で使用する。このようなことを考えているので、先のような問題はない。

Q4. 標準化が活発な技術分野について

Q4-1. 現在標準化が活発になされている技術分野は何ですか。

・情報分野は動きが極めて早くこの問いに答えるのは容易ではないが、現在の委員数が多いのは、SC 7、SC 27、SC 29と思われる。

Q4-2. 今後、標準化が活発化すると考えられる技術分野は何ですか。

・前問同様と答えるのが良いのではないかと思う。ただ、ごく最近できたSC38（クラウド関係)、SC39（グリーンIT関係)、SC40（ITガバナンス）は大きく伸びると考えられる。JTC 1 の中では、IoTやビッグデータ、スマートシティのテーマが挙がって、今後伸びていくと思って活動を始めている。ただ、規格としての全体像はこらからの議論による。

以上

資料Ⅱ

国内ヒアリング調査

資料３

国内企業ヒアリング結果

国内ヒアリング調査
国内企業ヒアリング結果

本調査において、企業10者に対してヒアリング調査を行った。その結果を次項以降に示す。

国内ヒアリングメモ
企業A

Q1. 参加している標準化機関と技術分野

Q1-1. 貴社で参加している標準化機関と技術分野はどのようなものがありますか。複数ある場合は、主なものは何ですか。

・デジュール系標準化機関：ITU、ISO、IEC、ETSI、JIS、3GPP、oneM2M
・フォーラム系標準化機関：IEEE-SA、GSMA、Wi-Fi Alliance、OMA、OASIS
・主なものとして上記があるが、それ以外にも多数参加している。会費を支払うのみでは意味がないので、多くの場合は提案活動をしている。特に、事業に直結する分野については積極的に活動する。
・誰を参加させるか等の管理は、基本的に、その分野の関連するプロジェクトや部署に任せている。誰が参加しているかは、大まかなところはデータベース化して把握している。ただ、細かいところでは、把握できていないところはある。

Q1-2. ヒアリングでお答えいただいているご自身が参加している標準化機関と技術分野は何ですか。

・ITU-T：通信ネットワーク全般
・ISO/IECのJTC1：情報技術全般
・DVD Forum：DVD規格策定団体（現在活動停止中）

Q2. 重要と考えている分野

Q2-1. 重要と考える規格と技術分野は何ですか。

・通信・ネットワークなど、相互接続や互換性が必須となる分野での規格が重要である。
・技術分野では、有線通信、無線通信、データ通信プロトコル、セキュリティ等々が挙げられる。

Q2-2. 重要と考える規格・技術分野で、技術資料として重要と考える標準関連文書は何ですか。

・技術情報が多く含まれている、提案文書、寄書、規格の原案、規格書が考えられる。

Q3．参加している標準化機関について

ご自身が参加している標準化機関について、ご存知の範囲内でお答えください。

Q3-1.（文書の提出方法）文書を提出する場合は、どの様に提出されますか。

・メールによる電子データの事務局への送付や議長又はエディタへの送付、電子データのメーリングリストへの投稿がある。事務局は、メーリングリストへの投稿やサーバへのアップロードを実施する。

・会議の場で印刷物が配布されることがあるが、現在は上記の電子データの扱いがほとんど。

Q3-2.（文書の頒布範囲）標準関連文書の頒布範囲はどこまでですか。

・デジュール系標準化機関では、１次的には委員会メンバーに配布されるが、代表者を介して、国内の関連団体や利害関係者にも広く配布される。

・フォーラム系標準化機関では、守秘義務を課している場合は、原則メンバー組織のみに配布される。

・配布された文書については、社内でその分野の関連した限られたメンバーで共有する。広く社内に公開することはない。提出する文書についても、他社で同様の扱いをすることを期待している。

Q3-3.（文書の頒布手段）標準関連文書は、どのような手段で頒布されていますか。

・現在は電子データでの配布が多い。メーリングリストで電子データを配布する方法や、サーバへアップロードされたデータをダウンロードする方法が多い。紙による配布は、限られている。

Q3-4.（守秘義務）標準関連文書或いは会議の発言内容について、守秘義務はどのように課されていますか。

・デジュール系標準化機関における守秘義務規定は聞いたことがない

・フォーラム系標準化機関では、加入規約に規定される場合がある。ただ、open標準を謳っている機関では、守秘義務をかけすぎると公正取引委員会の規定に抵触してしまう可能性があるので、強く守秘義務をかけることは少ないと思う。

・国際標準化の場では、暗黙のルールは存在しえない。

Q3-5.（守秘義務の範囲）Q3-4でお答えいただいた守秘義務の及ぶ範囲はどこまでですか。

・守秘義務がある場合は、ほぼメンバー組織内限定である。

Q3-6.（文書の公開扱い）標準関連文書が公開扱いにされるのはどの段階ですか。

・委員が見る時期を公開と考えると、配布時点かサーバアップ時点だと思うが、公開時点が明確に定義されているわけではないと思う。
・事務局が受け取って配布する場合は、事務局が受け取った日と配布した日は異なるので、実際どちらを公開日とするかは判断が分かれると思う。メーリングリストで一斉に配布される場合は、配布された日でわかり易いと思うが。

Q3-7.（文書の公開の日時）公開のタイミングの日時は各文書に記載されていますか。

・文書には、管理番号と編集日付が付与されるのが一般的である。

Q3-8.（文書を公開する部門）標準関連文書を、webサイト等に公開する場合は誰が実施していますか。

・事務局または議長等の役職者によって、webサイトに掲載される。

Q3-9.（文書の公開時期と期間）標準関連文書が公開される時期と期間はどのくらいですか。

・委員会前に配布されることもあれば、委員会後にサーバに掲載される場合もある。

Q3-10.（文書の管理方法）文書の管理方法はどのようにしていますか、保存期間はどの程度ですか。

・データがどの程度残っているのかは、いろいろな機関があるのでよく分からない。なくなった機関があれば、情報は入手できなくなるであろう。ただ、デジュール系はしっかり管理しているので大丈夫だと思う。しかも、国内でミラーリングをしているので問題がない。地域でもETSIはしっかりやっているし、IEEEのように大きいところはサーバを立ててしっかりやっている。小さいフォーラム系は、どの様にやっているかよく分からないところもある。
・紙の時代の過去の古いデータに関しては、デジュール系でもどの程度管理しているのかよく分からない。ISOでは、早くから電子化されてはいたが、各国の幹事が独自の

サーバ（自国の標準化機関等）を用いるケースも一部残っている。

Q3-11. これまでお答えいただいた内容が、機関の文書管理規定や機密の取扱いの規定等で明文化しているようでしたら、お教え下さい。

・管理規定はあっても、公開扱いの是非は良くわからない。
・ISOもITUも、事務局では持っているのかもしれないが、公開された文書管理規定は見たことはない。IPRポリシーや著作権がどうなっているかは気にするが、文書管理規定についてはあまり気にしない。中央から、特に強く言われることもない。
・フォーラム系については、ある場合もある。

Q3-12. 委員会やWGのメンバーとなるための要件、委員会やWGの会議を傍聴するための要件、標準関連文書にアクセスするための要件をお教え下さい。

・当社が委員会の委員になるきっかけは、元からある委員会ではその技術分野での活動が当社の活動とマッチしているので参加することもあるし、新しく委員会ができる場合は参加の勧誘がある場合もある。また、新しい団体ができる時に勧誘されることもある。いずれの場合でも、参加するかしないかの最終判断は、事業内容や顧客との関係を考慮して決める。
・デジュール系では、国の代表の場合は、国内関連機関の承認が必要で、個別組織参加の場合は、標準化団体の会員であることが委員となるための要件になる。
・フォーラム系でも、標準化機関の会員であることが委員となるための要件となる。
・多くの標準化機関では、機関の会員であれば委員になる資格を持つことになるし、基本的に委員になるための制限は設けていない。
・多くの標準化機関では、法人が会員となり法人の資格で委員となる。IEEE-SAは、元が学会からスタートして標準化をやるようになっているので個人会員の個人委員みであったが、ある企業が個人委員を送り込み投票権を多数持つ弊害が生まれたので、投票権を企業のみが持つプロジェクトも導入した。IETFは個人会員のみであるので、例外的である。

Q4. 貴社の標準化活動について

貴社の標準化活動について、回答できる範囲でお答えください。

Q4-1. 貴社において、標準化活動で規格案と提出する場合、特許出願に関する決まりはどのようなものがありますか。

・原則的には、社外開示前に知財の確保の有無を確認する。特許出願が必要な場合には、当然出願を済ませてからの情報開示となる。特許化に関係のない文書は、寄書として提出するかしないかは、関連部門の判断に任せている。
・デジュール系の機関については、原則として、提案する段階では情報が公開になると考えて文書を提出しており、特に守秘義務をかけることはない。外部に出す資料について、基本的にconfidentialと表示することはない。
・フォーラム・コンソーシアム系では、共同研究の延長的に活動する場合もあり、2社間あるいは少数の社間でのNDAを結んで、ある程度進んでから公にする場合もある。

Q4-2．標準化活動における知財活用事例にはどのようなものがありますか。

・標準必須特許の獲得（通信技術、AV符号化技術等）

Q4-3．標準化活動で開示した技術が、意図せず他者に権利化された事例はありますか。

・そのような事例は、知る限り無い。資料そのものを特許にすることはまずなく、内容を一部変えてあったりするはずである。このような事例が出るとしたら、多数の特許が出願されている分野なので、全てを調査しきれないのが現状である。ただ、当社で特許調査をしている範囲内では、このような事例は聞いたことがない。

Q4-4．標準化活動を縮小又は撤退した技術分野はありますか、その理由は何ですか。

・プリンタや半導体等の事業売却や事業撤退した分野

Q5．標準関連文書の審査利用を希望する技術分野又は具体的な規格名には何がありますか。審査利用を希望する理由は何ですか。

・いわゆる特許の藪を形成している分野（例えば、無線通信技術分野）では、特許性が疑わしいものも多いので、標準関連文書を特許審査に利用出来れば、その標準関連文書が提出された以降に出願された疑わしいものを排除できる可能性が有る。ただし、藪の全てが悪いとも言い切れない面もあり、実施には複雑で難しい点もあると思うので、適切に処理することが必要だと思う。

Q6．標準化活動の視点から日本特許庁に期待することは何かありますか。

・EPO並みの標準関連文書利用の推進は望ましい。しかし、EPOのやり方そのままが必ずしも良いとは思わないので、日本に合う方法で考えてほしい。

国内ヒアリングメモ
企業B

Q1. 参加している標準化機関と技術分野

Q1-1. 貴社で参加している標準化機関と技術分野はどのようなものがありますか。複数ある場合は、主なものは何ですか。

・HEMS、ホームネットワーク分野で、エコーネットコンソーシアム
・IEC、ISO
・MPEG、Blu-ray Disc Association、ファインバブル産業会、定置用蓄電池安全基準、充電関係（災害時に車から家庭に電力供給）
・SD Association、HDMI
・ARIB
・参加している標準化機関までは、把握しているが、参加している人員までは中央では把握していない。参加する技術者は、社内カンパニーや技術部門が決めているので、社内カンパニーや技術部門でそれぞれ把握している。

Q1-2. ヒアリングでお答えいただいているご自身が参加している標準化機関と技術分野は何ですか。

Q2. 重要と考えている分野

Q2-1. 重要と考える規格と技術分野は何ですか。

・Q1-1で挙げている分野。

Q2-2. 重要と考える規格・技術分野で、技術資料として重要と考える標準関連文書は何ですか。

Q3. 参加している標準化機関について

ご自身が参加している標準化機関について、ご存知の範囲内でお答えください。

Q3-1.（文書の提出方法）文書を提出する場合は、どの様に提出されますか。

・標準化機関によって、メールによる提出やサーバへのアップロードと異なるが、電

子データによる提出がほとんど。

Q3-2.（文書の頒布範囲）標準関連文書の頒布範囲はどこまでですか。

・意図している文書によって頒布範囲は異なる。提案初期の検討段階では、WG等限りの頒布であるし、WG内でまとまり、上に挙げる段階になるとその所属している委員会全体に頒布される。
・社内では、関係する部署、関係者に配布するのみで、関係者以外に広く配布することはしない。

Q3-3.（文書の頒布手段）標準関連文書は、どのような手段で頒布されていますか。

・メールでの配布、サーバへアクセスしてダウンロードの電子データでの扱いがほとんど。

Q3-4.（守秘義務）標準関連文書或いは会議の発言内容について、守秘義務はどのように課されていますか。

・コンソーシアム系では多くの機関で守秘義務が課せられている。例えば、Blu-ray Disc Associationやエコーネットコンソーシアムは守秘義務が課せられている。bylawsにルールが書かれている。会社同士のNDAになるので、その会社内での開示は許されても、関係ない会社への開示は許されない。Blu-ray Disc Associationでは、提案文書にconfidentialと記載されており、規格仕様書の使用もライセンス契約でなされるので、最後まで守秘義務がかけられる。
・Blu-ray Disc AssociationへはEPOからの問い合わせがあり、秘密保持の契約をして規格仕様書を入手している。先行技術文献としては使用できないが、同業者の技術レベルを把握するのに役に立つ（例えば進歩性の判断において）ということで利用しているらしい。
・委員会の議論で、新しいアイデアが発生した場合は、共同出願を実施する場合もある。

Q3-5.（守秘義務の範囲）Q3-4でお答えいただいた守秘義務の及ぶ範囲はどこまでですか。

・文書や会議の内容にも課せられる。
・フォーラム・コンソーシアム系で守秘義務を課す機関では、メンバーレベルで差を設けているところもある。例えば、Blu-ray Disc Associationでは、ボードメンバ

ーやコントリビューターでなければ、技術会議に参加することができず、文書にもアクセスできない。

Q3-6.（文書の公開扱い）標準関連文書が公開扱いにされるのはどの段階ですか。

・全てに守秘義務を課している機関では、公開の概念は無い。但し、技術紹介として一部の情報を公開する決定がされて公開する場合は、ウエブに情報が掲載された時が公開日とみなせると思う。また、ISO等の国際規格に採用されることが望ましい技術は、その機関の手順で公開される。
・デジュール系の機関では、文書を提出した時点で公開扱いとされるとみなして社内の準備（特許出願を済ます等）をしている。

Q3-7.（文書の公開の日時）公開のタイミングの日時は各文書に記載されていますか。

・規格書には日付が入る。

Q3-8.（文書を公開する部門）標準関連文書を、webサイト等に公開する場合は誰が実施していますか。

・知っている範囲内では、事務局の方で実施している。

Q3-9.（文書の公開時期と期間）標準関連文書が公開される時期と期間はどのくらいですか。
Q3-10.（文書の管理方法）文書の管理方法はどのようにしていますか、保存期間はどの程度ですか。

・公開しているタイミングは、その機関で決めているタイミングがあると思うし、保存期間についても実際にいつまで保存しているかはよくわからない。

Q3-11. これまでお答えいただいた内容が、機関の文書管理規定や機密の取扱いの規定等で明文化しているようでしたら、お教え下さい。

・フォーラム・コンソーシアム系で、規定を持っている機関は、bylawsに記載されている。

Q3-12．委員会やWGのメンバーとなるための要件、委員会やWGの会議を傍聴するための要件、標準関連文書にアクセスするための要件をお教え下さい。

・フォーラム・コンソーシアム系の機関で、ボードメンバーのレベルであれば、機関の設立時のメンバーが当初なり、その後選挙での入替えがある等、誰でもなれるわけではない。
・フォーラム・コンソーシアム系機関で、その下のレベルの規格の作成に携われることができる技術会議のメンバーレベルでも、審査がある場合がある。その企業が技術提案をできるレベルにあるのか、その技術分野の市場でのこれまでの実績等を自ら示すことを求める場合がある。会費の支払い能力の面もある。機関によっては、各業界の会社数を決めている、枠を決めている場合もある。ある程度の技術背景のある会社がメンバーとなる。しかし、理由なく排除することは競争法的には問題があるので、ある程度の基準をクリアすれば、積極的に提案活動をしないウオッチのみが目的のメンバーでも参加を拒めない。
・DVDフォーラムのように、FRAND宣言を要求される場合もある。

Q4．貴社の標準化活動について

貴社の標準化活動について、回答できる範囲でお答えください。

Q4-1．貴社において、標準化活動で規格案と提出する場合、特許出願に関する決まりはどのようなものがありますか。

・標準化機関に守秘義務の規則が有る無しにかかわらず、特許出願が必要な場合は、原則として技術文書の提案前に特許出願を済ませるルールとしている。守秘義務があったとしても、発想のヒントにはなってしまう。
・論文発表に関しては、事前に決裁を取ってからの発表としている。しかし、標準化活動については、提案活動は日々進めており、全てに決裁を取っていたら時間もかかり効率的ではないので、そこまではしていない。

Q4-2．標準化活動における知財活用事例にはどのようなものがありますか。

・典型的なものはプールライセンス（DVD、MPEG2のビデオコーデック、オーディオコーデック、テレビ等）である。また、フォーマットロゴライセンス。暗号技術の著作権保護のライセンス。

Q4-3．標準化活動で開示した技術が、意図せず他者に権利化された事例はありますか。

・confidentialの条件下の会議の場で提案した内容が、特許出願されたことを知っている。標準化機関で問題となり、最終的には、冒認した会社はフリーでライセンスを提供する宣言をした。しかし、特許の取り下げはされなかったので、真の発明者の権利とならなかった。（何度かあり、パワーポイントの図を会社名を変えてそのまま出された非常に分かり易い経験もある。特許出願はしていたケース、していなかったケース、したが提案よりも遅れたケースがある。）
・守秘義務を課さないで、公開されたと判断できるようにすればよいが、特許処理を全て済ませてからの提案になるので、提案が遅くなる可能性もあるし、会議の場での発言が公開扱いでは活発な議論が進まないおそれがある。これを避けるために守秘義務を課すこともするので、デメリットと考えられる面もあり悩ましい面はある。

Q4-4．標準化活動を縮小又は撤退した技術分野はありますか、その理由は何ですか。

・事業との関係で判断している。事業活動との関係が薄くなるような場合には、活動の縮小や撤退をする。

Q5．標準関連文書の審査利用を希望する技術分野又は具体的な規格名には何がありますか。審査利用を希望する理由は何ですか。

・特許の活用が盛んな分野では、標準関連文書を特許審査に利用してほしい。特許の登録や審査の段階で、将来の係争を未然に防ぐことが期待できる。通信、ITC分野が考えられる。
・脆弱な特許が登録になると、特許係争の問題が増えることになるので、特許庁の段階で十分な調査ができることが望ましい。
・提案書の段階から審査に利用してほしい。
・EPOが先行しているが、世界的に同じレベルで実施されることが望ましいので、EPOとの情報協力は是非してほしい。

Q6．標準化活動の視点から日本特許庁に期待することは何かありますか。

・質とスピードの両立を実現してほしい。質の面では、脆弱な特許が登録されると将来の係争の元になるし、多数の特許が成立していると、規格化会議の場で不必要な警戒感も生まれる。一方、しっかり審査することで時間が掛かり、特許が無いと考えていたのに遅れて特許となると困るので、適切なスピードでの審査も必要である。

・標準化の活動では規格必須特許が議論されるが、特許権者が必須特許の宣言をするので、実際に必須であるのかよくわからず問題になる。その際に、判定制度を利用して、規格書と特許を比較して必須かどうかの判断をしてもらうことが、以前審判長に相談した時にできるとの回答をもらったことがある。もっと宣伝したらよいと思う。日本だけではなく、欧、米、韓、中でも日本特許庁の判定制度が広がるとよいと思う。
・プールライセンスの対象となるのも必須特許である。必須特許かどうかの認定は、現在は弁護士や弁理士に依頼している。特許庁でやる方がより効果的では無いかと思う。そうすることで特許庁も規格の内容を熟知するようになり、先後願の関係の判断もより分かり易くなると思う。
・必須特許に関係する判断を特許庁がやることは、中小企業にとってメリットが大きいと思う。中小企業では、規格を十分理解できないことも多いと思われるので、特許庁の判断があればメリットが大きいと思う。中小企業に関しては、外国への出願のサポートをしてもよいと思う。せっかくの技術が外国で無償で使われるようになってしまうと、日本の損失になってしまう。

以上

国内ヒアリングメモ
企業C

Q1. 参加している標準化機関と技術分野

Q1-1. 貴社で参加している標準化機関と技術分野はどのようなものがありますか。複数ある場合は、主なものは何ですか。

主な参加標準化機関

・国際：IECとJTC1。ISOは若干

・準国際：IEEE特に802.11（LAN関係)、Ecma International

・国内：JEITA、情報規格調査会、ARIB等

・コンソーシアム、フォーラム：数十

技術分野

・AV、IT、マルチメディア、コーデック（MPEG)、ワイヤレスLAN、通信・放送関係、半導体、メディア（オプティカルディスク等)、環境、安全、EMC

Q1-2. ヒアリングでお答えいただいているご自身が参加している標準化機関と技術分野は何ですか。

・IEC（TC100)、JEITA、放送関係のARIBや米国のATSC、コーデック関係のMPEG

Q2. 重要と考えている分野

Q2-1. 重要と考える規格と技術分野は何ですか。

・企業秘密で明言できなく、Q1で挙げている機関の規格や技術分野の中。

Q2-2. 重要と考える規格・技術分野で、技術資料として重要と考える標準関連文書は何ですか。

・他社から提案される提案文書が、技術的には最も価値がある。

・MPEGのケースでは、提案した段階でサーバにアップロードされ、公開文書となる。提案に関する改良案が出た場合は、再度特許出願した後に提案することになる。他のケースとしては、委員会の場で提案に対する改良案が発生した場合は、その場で分担することもある。

Q3. 参加している標準化機関について

ご自身が参加している標準化機関について、ご存知の範囲内でお答えください。

Q3-1.（文書の提出方法）文書を提出する場合は、どの様に提出されますか。

・MPEGでは、サーバの決められた場所に提案者がアップロードする。IECでも基本そのようにしている。

・メール添付で事務局に送付するケースもある。その場合、事務局がサーバにアップロードする場合と、メールで委員に配布する場合もある。

・多くの場合は上記二つである。

・会議の場での提案では、紙で配布されることもまれにはあるが、その場合でも、USBメモリでデータを持参しシェアすることが多い。

Q3-2.（文書の頒布範囲）標準関連文書の頒布範囲はどこまでですか。

・メールで配布される場合は、基本的には委員会のメンバー内への配布である。

・サーバにアップロードされる場合でも、TC100ではID/パスワードで、委員限りにアクセスを制限している。MPEGでは一般公開されており、珍しいケースである。

Q3-3.（文書の頒布手段）標準関連文書は、どのような手段で頒布されていますか。

・メール配布、委員自らサーバからのダウンロードと電子データでの頒布がほとんど。

・TC100では、頒布された文書は委員がPCに入れて持参し、委員会の場でスクリーンに投影もするので、紙で委員会資料を準備することはない。会議の場で配布される文書も、USBを用いて共有される。

・日本の政府系の委員会では、紙で配布されることが多い。

Q3-4.（守秘義務）標準関連文書或いは会議の発言内容について、守秘義務はどのように課されていますか。

・IECやJTC 1では、守秘義務はない。MPEGでも守秘義務はない。

・放送系のATSC等は、規約で書かれている守秘義務がある。

・JEITAの委員会では、confidentialと記載がされている文書は受理せず、外すように指示している。

・国際の場では、暗黙的な守秘義務は訴訟の原因になりかねない。守秘義務がある場合は、bylawsに明記している。暗黙的な守秘義務は日本的だと思う。

Q3-5.（守秘義務の範囲）Q3-4でお答えいただいた守秘義務の及ぶ範囲はどこまでですか。

・ATSCでは、WGの上位の組織（親会など）までは非秘密である。親会外には秘密にする。

・放送系守秘義務を課すのは、バージョン管理が理由であると聞いている。

Q3-6.（文書の公開扱い）標準関連文書が公開扱いにされるのはどの段階ですか。

・TC100やJEITAでは、委員会の場で議論された段階で委員に公開されたことになると考えられる。委員会で採択されれば、委員以外の機関の会員に公開される。IDとパスワードで管理されるので、一般に公開されるのではない。

・会員であれば様々な文書にアクセスできることは、会費を払う会員のメリットともなっており、機関側の運営の事情にもなっている。会員には基本的に誰でもなれるので、一般に公開したとみなせるかどうかは微妙でよくわからない。

Q3-7.（文書の公開の日時）公開のタイミングの日時は各文書に記載されていますか。

・TC100では、文書そのものに日付を付ける規定はなく、必ずしも日付は付いていないが、番号が付与されるので、番号から議事録等でどの委員会で使用されたかが分かる。

・MPEGは、アップロードした日付が分かる。

Q3-8.（文書を公開する部門）標準関連文書を、webサイト等に公開する場合は誰が実施していますか。

・事務局が実施する場合が多い。

・MPEGは、サーバにアップロードした都度になるので、サーバにアップロードした人になる。

Q3-9.（文書の公開時期と期間）標準関連文書が公開される時期と期間はどのくらいですか。

・MPEGはアップデートされたものはそのまま残される。

・IECは、回付文書は毎週金曜日にサーバにアップロードされる。FDISはISが決まったら消されるが、それ以外の文書は半永久的に残される。

・ATSCでは、会議で承認された後に公開される。

Q3-10.（文書の管理方法）文書の管理方法はどのようにしていますか、保存期間はどの程度ですか。

・IECのFDIS以外、文書が消される標準化機関は聞いたことがない。

Q3-11. これまでお答えいただいた内容が、機関の文書管理規定や機密の取扱いの規定等で明文化しているようでしたら、お教え下さい。

・ATSCのように、守秘義務を決めている機関では明文化している。

・新しい標準化機関に参加する場合は、規定類をチェックして内容を把握してからになる。

Q3-12. 委員会やWGのメンバーとなるための要件、委員会やWGの会議を傍聴するための要件、標準関連文書にアクセスするための要件をお教え下さい。

・標準化機関によると思うが、多くの場合は、その標準化機関の会員になっていることが最低条件となっている。技術的な貢献が要件となっている機関もある。実際の委員会では、誰でも好き勝手に参加するわけではなく、関係者のみの参加となる場合がほとんど。

・JEITAでは、JEITAの正会員の費用に加えて、委員会に参加するための費用も必要になる。

・国際の委員になる場合は、国内の承認が必要である。

・社内で、どの委員会に参加しているかは把握するようにしているが、時々把握しきれない場合もある。

Q4. 貴社の標準化活動について

貴社の標準化活動について、回答できる範囲でお答えください。

Q4-1. 貴社において、標準化活動で規格案と提出する場合、特許出願に関する決まりはどのようなものがありますか。

・提案文書を提出する際には、提出の前に必要な特許出願は終了していることをルールとしている。例外的に間に合わない場合も存在はしているが、原則は出願後の提案としている。

・委員会の場で議論となるが、どこまで話してよいか相談を受けることもたまにある。

Q4-2．標準化活動における知財活用事例にはどのようなものがありますか。

・パッケージフォーマットの分野で、個別ライセンスやパテントプールに参加して、そこから収入配分を得た。

Q4-3．標準化活動で開示した技術が、意図せず他者に権利化された事例はありますか。

・フォーラム・コンソーシアムで、規格文書案を図を含めてそのまま特許出願したケースを1件知っている、団体で問題となりその特許をフリーで使えることになった。
・知っているのは1件のみで、このようなケースは少ないと思う。ただ、全てをチェックしきれないので、気が付いていないケースはあるのかもしれない。

Q4-4．標準化活動を縮小又は撤退した技術分野はありますか、その理由は何ですか。

・ピークを過ぎた、旬を過ぎた分野は撤退する。団体そのものがなくなるケースもある。

Q5．標準関連文書の審査利用を希望する技術分野又は具体的な規格名には何がありますか。審査利用を希望する理由は何ですか。

・MPEG系でビデオコーデック、オーディオコーデックの分野。提案と同時に公知になるので、制度の意味でも、特許審査に利用してもらう方が、後に権利の有効性を判断するのに役に立つ。3GPPでも同様である。
・自社特許の有効性の確保の面では、有効であると思う。
・国際標準の提案文書は各国で共通で特許審査で引用できるはずなので、各国で共通に利用できるようにした方が特許出願者にとっては有効性を各国で共通に判断できるので望ましい。

Q6．標準化活動の視点から日本特許庁に期待することは何かありますか。

・パテントプールでは、特許権者が増えてきて、特許の件数が増えてきているが、分割特許の取扱いをどうするか、特許間の重み付けをどうするかが問題となるケースが多い。ガイドライン的なものを作成してもらえるとありがたい。パテントプールで自分の取り分を多くする為に、分割を多数する場合もあるので、抑制になると思う。関連する調査研究を希望する。

国内ヒアリングメモ
企業D

Q1．参加している標準化機関と技術分野

Q1-1．貴社で参加している標準化機関と技術分野はどのようなものがありますか。複数ある場合は、主なものは何ですか。

・国際関係：デジュール系のIEC、ISO、ITU。その他、IEEE、IETF
・国内団体関係で、TTC、ARIB、ITSCJ
・その他、フォーラム系多数。

Q1-2．ヒアリングでお答えいただいているご自身が参加している標準化機関と技術分野は何ですか。

・ITUで情報通信関係、IECで電気・電子関係、それ以外がISO。JTC1が情報処理関係。

Q2．重要と考えている分野

Q2-1．重要と考える規格と技術分野は何ですか。
Q2-2．重要と考える規格・技術分野で、技術資料として重要と考える標準関連文書は何ですか。

・各参加団体で実施している規格と技術分野。

Q3．参加している標準化機関について
ご自身が参加している標準化機関について、ご存知の範囲内でお答えください。

Q3-1.（文書の提出方法）文書を提出する場合は、どの様に提出されますか。

・参加しているフォーラム系のある団体では、メンバーがアクセス可能な共通なサーバへアップロードする。
・JTC1では、メール添付で事務局に送付。事務局から所定のサーバへアップロードする。
・ITUでは、上記二つのどちらの方法もある。

Q3-2.（文書の頒布範囲）標準関連文書の頒布範囲はどこまででですか。

・上記フォーラム系団体では、基本的に参加している委員会、WGのメンバー限り。
・JTC1でも、当該の委員会のメンバー限り。ただし、あるWGを所轄する上位の委員会のメンバーは、所轄内のWGの文書を見ることは可能である。
・ITUでも、当該の委員会のメンバー限り。
・ISO、IECでは、投票にかかる段階になると、審議する国内委員会のメンバーは、発行前の途中段階の文書を見ることになる。

Q3-3.（文書の頒布手段）標準関連文書は、どのような手段で頒布されていますか。

・上記フォーラム系団体では、メンバーがアクセス可能なサーバからダウンロードする。ITU、JTC1も同様である。いずれも、メンバーはID/パスワードでアクセスする。
・ISO、IECでは、登録してあるメンバーには、文書がアップされた情報（文書番号とタイトル）が通知される。ITUでも、メールでアップ情報を受け取るサービスに登録すれば、連絡をもらえる。最新の情報はサーバにアクセスすればわかり、委員会の日程は決まっているので、必要な時期に自らサーバにアクセスして情報を得ることは通常である。

Q3-4.（守秘義務）標準関連文書或いは会議の発言内容について、守秘義務はどのように課されていますか。

・上記フォーラム系団体では、明確に守秘義務が課せられている。会議での発言内容の口外を禁止している。情報を持つことが許されるメンバーも、目的外使用は禁止されている。
・JTC1は、明確な守秘義務はない。ISO、IECと同じ。
・ITUは、標準関連文書、議事録はメンバー以外はアクセスができない。守秘義務として規定しているわけではないと思うが、メンバー以外は見ることができない。
・口頭での守秘義務は課せられていない団体が多いと思う。常識的に、外部での口外はすべきでないと求められていると認識している。

Q3-5.（守秘義務の範囲）Q3-4でお答えいただいた守秘義務の及ぶ範囲はどこまででですか。

・上記フォーラム系団体では、参加している委員の所属機関の関係者までは、情報を共有しても構わない。

Q3-6.（文書の公開扱い）標準関連文書が公開扱いにされるのはどの段階ですか。

・上記フォーラム系団体では、公開を目的としてwebサイトにアップされた段階で公開となる。公開される文書は、最終の仕様書のみである。

・JTC1では、規格が発行されたとき、ITU-Tでは、勧告が発行されたときに公開となる。

Q3-7.（文書の公開の日時）公開のタイミングの日時は各文書に記載されていますか。

・上記フォーラム系団体では、文書に公開する日付が記載される。最終の仕様書として団体で発行するので、事務局が日付を記載する。

・JTC1とITUは、文書自体には日時は記載されず、年までである。文書自体には記載されないが、例えば、アップロードされたタイムスタンプなど他の情報を勘案することでいつの文書なのか分かる。寄書等は、その委員会に提出されたことは分かるので、委員会の開催期間の中で使用されたのは分かるが、日付を特定することはできない。遅くとも、委員会の開催期間の最終日には、委員会の中で委員に開示されたことになる。ただし通常の資料は、委員会の1、2ヶ月前には各委員が閲覧している。

Q3-8.（文書を公開する部門）標準関連文書を、webサイト等に公開する場合は誰が実施していますか。

・上記フォーラム系団体では、各委員会でwebサイトにアップしている。

・JTC1については、ISOの事務局で実施している。

・ITUについては、ITU-T、ITU-Rのそれぞれの事務局が実施している。

Q3-9.（文書の公開時期と期間）標準関連文書が公開される時期と期間はどのくらいですか。

・上記フォーラム系団体では、特に規定はない。その都度で異なる。

・JTC1とITUでは、最終投票で承認された後、事務局で書式を整えてから発行となる。どのくらいの時間が掛かるかはその都度、異なる。

Q3-10.（文書の管理方法）文書の管理方法はどのようにしていますか、保存期間はどの程度ですか。

・上記フォーラム系団体では、一旦公開した仕様書は実態としては公開されたままの状態になる。非公開資料は、委員会に所属する会員の中で開示される。開示される期間は、一定期間で、その期間が過ぎると削除される。

・JTC1とITUは、特に規定はない。実態としては、サーバ上で保存されている。

Q3-11. これまでお答えいただいた内容が、機関の文書管理規定や機密の取扱いの規定等で明文化しているようでしたら、お教え下さい。

・上記フォーラム系団体では、bylawsに記載があり、bylawsは一般に公開されている。

Q3-12. 委員会やWGのメンバーとなるための要件、委員会やWGの会議を傍聴するための要件、標準関連文書にアクセスするための要件をお教え下さい。

・上記フォーラム系団体では、標準関連文書にはメンバーになればアクセスできる。

・JTC1は、JISCの許可を得て、JTC1の国際事務局に申請することでメンバーとなる。

・ITUは、会費を支払ってメンバーとなる。これは企業メンバーについてである。

・デジュール系では、国内の審議団体の委員会に所属して、その中から国際の委員になる。

Q4. 貴社の標準化活動について

貴社の標準化活動について、回答できる範囲でお答えください。

Q4-1. 貴社において、標準化活動で規格案と提出する場合、特許出願に関する決まりはどのようなものがありますか。

・標準化機関へ提案する場合、特許出願が必要であれば、提案前に出願を済ませるようにしている。その際、標準化機関内でNDAの規定があれば、特許はそれに従った記載に留める。

・デジュール系の場合は、文書ベースでの話になるので、文書の説明やそれに関する質疑・応答になり、文書の内容を逸脱する場面はほとんどない。会議の内容は議事録に残されるので、発言者の記録が残る。特に欧米系の企業では、議事録への記録を要求する。新しい点を思いついたとしても、その場で発言はせず、持ち帰って特

許出願等の処理をしてから改めての提案となる。

Q4-2．標準化活動における知財活用事例にはどのようなものがありますか。

・主に特許プールが該当する。すでに加入しているDVD関係やMPEG、デジタル放送に関するものについて、活用している。

Q4-3．標準化活動で開示した技術が、意図せず他者に権利化された事例はありますか。

・業界で耳にすることはあるが、自社で具体的に困った事例は、調べた限りでは見つかっていない。耳にした他社事例も1、2例であり、日常茶飯事に起こるものではない。情報の取扱いには、各社は注意している。

Q4-4．標準化活動を縮小又は撤退した技術分野はありますか、その理由は何ですか。

・事業を縮小したコンシューマ分野では、標準活動も縮小・撤退した。オールジャパンで標準化活動をしている場合は、事業は縮小しても標準化活動を縮小できない場合もあるが、基本的には事業の計画に沿って、標準化活動の見直しを実施する。事業は撤退するが、技術的に他の事業への適用が可能であれば、標準化活動を継続する場合もある。

Q5．標準関連文書の審査利用を希望する技術分野又は具体的な規格名には何がありますか。審査利用を希望する理由は何ですか。

・公平・公正な権利化で利用することはありがたいことである。しかし、標準化機関では公開、日付等グレーゾーンが多いので、実際上、グレーゾーンの部分を明確に、ゼネラルに定めるのは困難であると思う。場合によって違うが一般的には、特許庁の審査段階というよりも、係争や訴訟で具体事案が出てきたときに標準化関連文書を用いるのが無難な気がする。グレーゾーンの明確化には、確証が持てない。
・ITUはアカデミアのメンバーシップを認めるようになった。大学単位でメンバーになるので、大学の学生であれば資料を見られるようになった。どの程度開示されているのか問い合わせ中である。このような場合であれば、文書を特許審査に利用できることは有効かもしれない。
・ITUではFocus Group、ISOではStudy Groupという名前の、規格にする価値を議論するグループがある。ここでは、ID/パスワードで情報にアクセスするが、ゲストIDを発行するので、比較的アプローチがし易い。この情報であれば、利用しやすいかも

しれない。

Q6．標準化活動の視点から日本特許庁に期待することは何かありますか。

・国際ハーモナイズの観点で、諸外国で標準化機関の文書によって公然に知られた状態となるのであれば、日本もこれに同調することは望ましいとの意見もある。

以上

国内ヒアリングメモ
企業E

Q1. 参加している標準化機関と技術分野

Q1-1. 貴社で参加している標準化機関と技術分野はどのようなものがありますか。複数ある場合は、主なものは何ですか。

・事務機、カメラ関係、画像の符号化、無線関係の分野
・ISO/IECのJTC1のSC28,29、その他通信関係の団体。
・成熟段階の市場では、情報収集がメインであり、成長段階の市場では、積極的に提案活動をしている。また、技術的に得意・不得意も積極的に参加するか、情報収集がメインになるかの要因でもある。

Q1-2. ヒアリングでお答えいただいているご自身が参加している標準化機関と技術分野は何ですか。

Q2. 重要と考えている分野

Q2-1. 重要と考える規格と技術分野は何ですか。

・インターコネクティビティ分野（有線・無線の通信、データフォーマット、相互インターフェース部分が該当する。符号化、復号化も含めて考える。）

Q2-2. 重要と考える規格・技術分野で、技術資料として重要と考える標準関連文書は何ですか。

・各参加者からの寄書、標準化案（NP提案、WGドラフト、コミティードラフト、DIS）

Q3. 参加している標準化機関について

ご自身が参加している標準化機関について、ご存知の範囲内でお答えください。

Q3-1.（文書の提出方法）文書を提出する場合は、どの様に提出されますか。

・SC28では、ログインが必須の専用サーバにアップロードする。WGによっては、印刷して配布する場合もある。基本的には、電子データで扱われる。

・WG内の文書は、アップロード権限を持つそのグループの主査にデータが集まり、主査がアップロードする。ワーキングドラフトとして認められるようになれば、委員会で回覧するために、事務局がアップロードする。

Q3-2.（文書の頒布範囲）標準関連文書の頒布範囲はどこまでですか。

・SC28では、データをダウンロードできるアクセス権限を持っているのが国内委員会とWGのメンバーのみになる。ダウンロードしたデータを、最終的にどの様に用いているかは関与されない。

Q3-3.（文書の頒布手段）標準関連文書は、どのような手段で頒布されていますか。

・電子データをログインが必須の専用サーバにアップロードして、サーバから国内委員会とWGのメンバーがダウンロードする。印刷して配布する場合もある。

Q3-4.（守秘義務）標準関連文書或いは会議の発言内容について、守秘義務はどのように課されていますか。

・SC28,29も守秘義務規定は特に無いと思う。会社としては、機密事項を口外しない前提で、委員会・WGに参加している。
・フォーラム系機関の取扱いはそれぞれだが、デジュール系機関の審議委員会では、守秘義務を課すことはなく、込み入った議論にはならないことが通常である。

Q3-5.（守秘義務の範囲）Q3-4でお答えいただいた守秘義務の及ぶ範囲はどこまでですか。

Q3-6.（文書の公開扱い）標準関連文書が公開扱いにされるのはどの段階ですか。

・原則は標準が発行された段階が公開であるが、それより前の段階における公開の定義について特に議論をしたことがないので、よくわからないのが実情。

Q3-7.（文書の公開の日時）公開のタイミングの日時は各文書に記載されていますか。

・公開のタイミングの議論がないのではっきりと言えない。ドラフトや寄書には、発行日が記載され、アップロードした時の日付がサーバの格納場所に記録されるので、こ

の辺りを参照することになると思う。ISOのフォーマットを使用する段階では、発行日の日付を入れる欄があるので入る。それ以前の0ステージと呼ばれる新規の提案段階では、文書のフォーマットに特に決まりはないので、日付を入れるか入れないかは作成者に依存する。それでも、会議の案内で資料をサーバに入れてWGや国内委員会のメンバーに見られるようにしているので、0ステージの文書でもこれらのメンバーは見ることになる。

Q3-8.（文書を公開する部門）標準関連文書を、webサイト等に公開する場合は誰が実施していますか。

・SC28では、国際幹事がドラフトをサーバにアップロードする。日本発の標準の新規提案を審議する場合は、各WGの主査がサーバにアップロードし、国際に提案することになれば、国際幹事がドラフトをサーバを用いて流す。

Q3-9.（文書の公開時期と期間）標準関連文書が公開される時期と期間はどのくらいですか。

・SC28では、国際会議の6週間前に、寄書を国際幹事に提出する。基本は、国際会議の前にサーバにアップロードする。国際会議の終了後も、サーバから削除はされない。保存期間は不明。

Q3-10.（文書の管理方法）文書の管理方法はどのようにしていますか、保存期間はどの程度ですか。
Q3-11. これまでお答えいただいた内容が、機関の文書管理規定や機密の取扱いの規定等で明文化しているようでしたら、お教え下さい。

・特にそのような認識は持っていない。国内委員会では見たことがない。

Q3-12. 委員会やWGのメンバーとなるための要件、委員会やWGの会議を傍聴するための要件、標準関連文書にアクセスするための要件をお教え下さい。

・SC28の国内委員会では、業界団体の会員企業の社員、協力会社や団体から派遣された委員、もしくは業界団体で認め委員会で承認を得た学識経験者（大学の先生などの専門家）になることが要件である。その他経産省の職員も参加している。
・具体的な人選は各企業に任されている。
・委員会の委員長は、業界団体とは関係のない、どちらかというとニュートラルな立場の学識経験者等がなる場合が多い。

Q4．貴社の標準化活動について

貴社の標準化活動について、回答できる範囲でお答えください。

Q4-1．貴社において、標準化活動で規格案と提出する場合、特許出願に関する決まりはどのようなものがありますか。

・基本的に、寄書や提案を提出する前に、特許出願が完了していることがルール。

Q4-2．標準化活動における知財活用事例にはどのようなものがありますか。

・発言権を得られるためには貢献が必要であるので、標準の方向性について意見を述べたい場合には、積極的に貢献するようにしている。
・標準における知財の考え方も同じで、標準必須特許を持っていないと、知財ポリシーに対して何も意見が言えないので、標準化活動で出てきた発明は権利化して特許を取得している。

Q4-3．標準化活動で開示した技術が、意図せず他者に権利化された事例はありますか。

・現状は認識がない。他社でも聞いたことはない。

Q4-4．標準化活動を縮小又は撤退した技術分野はありますか、その理由は何ですか。

・標準化機関に入会する前には、事前にbylawsを十分精査して、参加の可否を決めている。中には、知財の取扱いが問題であると思われる機関もあるので、事前に十分調べておく。入会してから、問題のある機関であることが分かって撤退するようなことはない。

Q5．標準関連文書の審査利用を希望する技術分野又は具体的な規格名には何がありますか。審査利用を希望する理由は何ですか。

・ICTの分野。
・標準関連文書が公開されていることを持って、進歩性の低い発明が特許になることを防ぐことができる。標準関連文書を元に改良発明が出された場合に、元の標準関連文書が公開で特許審査に利用されれば、特許化を防げることが期待される。
・どの段階の文書をどの段階で公開とみなすかを特許庁と明確にして合意をすることは必要。

Q6．標準化活動の視点から日本特許庁に期待することは何かありますか。

・標準関連文書の特許審査利用についてどのように実現するのか、具体的にロードマップを作成して明確にして、特許権利者側・ユーザ側と情報を共有化してほしい。
・デジュール系機関、デファクト系機関、団体で、どの段階で公開と決めるのかは変わってくると思われるが、日本特許庁が一律にルールを決めるのではなく、各機関・団体と合意があっての上での実施としてほしい。
・一般論としては、デジュールの標準技術に関しては、早期にOPENと考えられるので、技術文書を提出して、ある程度早期に公開して、特許審査に利用することは可能ではないかと思う。基本的には、デファクト等の標準をデジュール標準にして、広く世界で使用できるようにすることを想定していれば、早期に公開すべきであると考えられる。
・デファクト標準では、特許出願と同時に寄書として提出した文書が公開になると、デファクト標準の作成に関与していない第三者が、文書を元に改良特許を出願することが懸念される。したがって、一般的に早期の公開は難しいと考えられる。
・標準関連文書の早期公開は、冒認出願の特許化を抑制する効果がある一方、改良特許を出願する者の増加を招く恐れもあるので、もろ刃の剣的な面が考えられる。今まで公知扱いでなかったのに、寄書が提出された段階で公知扱いとしてしまうと、公知になった情報を用いた改良特許を出願されてしまう恐れがある。一つの案として、早期に公知扱いにするのではなく、ある一定期間を経た後は、さかのぼって特許審査や裁判に利用できる取り決めにすれば、よいのではないか。例えば、ある寄書が提出されてから1年半後になれば、その寄書を特許審査に利用でき、日付は1年半前を適用できるようにしておけば、懸念は小さくなる。
・EPOが先行しているので、EPOとIECやITUとの関係性を検討したほうがよいと思う。EPOの制度をそのまま使えばよいというのではなく、参考にして、日本にあう取り扱いを検討してほしい。
・自社の提出した寄書に関する発明については、特許法第30条の適用範囲にしてもよいのではないか。

国内ヒアリングメモ
企業F

Q1．参加している標準化機関と技術分野

Q1-1．貴社で参加している標準化機関と技術分野はどのようなものがありますか。複数ある場合は、主なものは何ですか。
Q1-2．ヒアリングでお答えいただいているご自身が参加している標準化機関と技術分野は何ですか。

・積極的に寄書を入力しているのは3GPPで、メインの活動の場としている。他にはGSMAにも参加して寄書の提案もしており、技術動向調査としてOMAにも参加している。国内では、TTCやARIBにも参加している。
・欧州のETSIには、欧州の関連会社が参加している。欧州の活動である5GのMETISにも、欧州の関連会社が参加している。活動は技術情報の発信が主になっているが、技術によっては標準化しているものもある。

Q2．重要と考えている分野

Q2-1．重要と考える規格と技術分野は何ですか。

・移動通信の分野。

Q2-2．重要と考える規格・技術分野で、技術資料として重要と考える標準関連文書は何ですか。

Q3．参加している標準化機関について
ご自身が参加している標準化機関について、ご存知の範囲内でお答えください。

・Q3の回答は、3GPPを前提としている。

Q3-1．（文書の提出方法）文書を提出する場合は、どの様に提出されますか。

・3GPPでは、委員会ごとに異なる。一つは、提案者自身がサーバの決められた場所に文書をアップロードする方法。もう一つは、文書をメール添付で事務局に送付する方法。

Q3-2.（文書の頒布範囲）標準関連文書の頒布範囲はどこまででですか。
Q3-3.（文書の頒布手段）標準関連文書は、どのような手段で頒布されていますか。

3GPP

・事務局にメール添付で送付されたデータは、事務局によってサーバにアップロードされるか、若しくはメーリングリストの宛先に配布される。メーリングリストは、サーバで手続をすれば誰でも登録できる。事務局は、サーバの決められた場所にアップロードもする。
・サーバにアップロードされた文書は、だれでもアクセスが可能。
・委員会の場で配布された紙資料も、後日サーバにアップロードされる。

Q3-4.（守秘義務）標準関連文書或いは会議の発言内容について、守秘義務はどのように課されていますか。
Q3-5.（守秘義務の範囲）Q3-4でお答えいただいた守秘義務の及ぶ範囲はどこまででですか。

3GPP

・守秘義務は無い。

Q3-6.（文書の公開扱い）標準関連文書が公開扱いにされるのはどの段階ですか。

・メールで配信された時期や、サーバにアップロードされた時期。

Q3-7.（文書の公開の日時）公開のタイミングの日時は各文書に記載されていますか。

・メールのタイムスタンプや、FTPサーバのタイムスタンプで確認することができる。
・会議のレポートには、使用された寄書と議論の内容の概要が記載される。
・会議で使用される文書には、いつの会議で使用されたのか記載がある。

Q3-8.（文書を公開する部門）標準関連文書を、webサイト等に公開する場合は誰が実施していますか。

・提案者自身になる場合もあるし、事務局が実施する場合もある。
・会議のレポートは、委員長もしくはセクレタリが実施する。

Q3-9.（文書の公開時期と期間）標準関連文書が公開される時期と期間はどのく

らいですか。

・提案文書は提出されたら随時、会議レポートは会議終了後しばらくして。
・提案された文書は、修正されても旧版はそのまま残る。消されることはないのではないか。

Q3-10.（文書の管理方法）文書の管理方法はどのようにしていますか、保存期間はどの程度ですか。

・事務局がサーバで一括管理している。保存期間も半永久的。

Q3-11. これまでお答えいただいた内容が、機関の文書管理規定や機密の取扱いの規定等で明文化しているようでしたら、お教え下さい。

・特にない。

Q3-12. 委員会やWGのメンバーとなるための要件、委員会やWGの会議を傍聴するための要件、標準関連文書にアクセスするための要件をお教え下さい。

・各国の標準化団体（日本であればARIBやTTCなど、欧州であればETSIなど）に所属していなければ、委員になれない。委員でなければ提案ができない。
・委員会には、委員の他にゲストが参加できる。ゲストは、委員が許可した者で、近い将来メンバーになる可能性がある者である。ゲストは、寄書を入力することはできず、投票権はない。

・委員会の場で新しいアイデアが出た場合は、かかわった者同士で新しい寄書を入力する。ただし、それほど多くはないと思うし、せいぜい組み合わせ程度ではないかと思う。ただし、実際には1回の会合で決まることはほとんどないと思う。
・会議の内容はレポートにはされるが、細かく書いてあるわけではないので、会議レポート自体は特許審査使用するのは難しいと思う。
・会合の出席者は、数十人規模から100人を超える場合もある。

Q4．貴社の標準化活動について

貴社の標準化活動について、回答できる範囲でお答えください。

Q4-1．貴社において、標準化活動で規格案と提出する場合、特許出願に関する決まりはどのようなものがありますか。

・寄書の入力前に、寄書の中に特許性があるかを発明者側が確認して、特許性があれば出願を済ませる手順となっている。ただし、標準化の場合は学会発表などの場合と異なり、提出までの期間が短いことが常なので、知財部で事前に調査は行っていない。必ず、出願後に寄書を提出するように注意している。

Q4-2．標準化活動における知財活用事例にはどのようなものがありますか。

・規格必須の特許をETSI宣言して、ETSI宣言した数を自社のポートフォリオとして公開している。公開できる指標があまりないので、他社の数も含めてETSI宣言の数を活用している。

Q4-3．標準化活動で開示した技術が、意図せず他者に権利化された事例はありますか。

・特にない。他社で聞いたこともない。会合に出るメンバーは、開発の方向が皆似ているので、会合の前に似た特許が出る場合もあるし、皆が会合の後に改良するような特許を出すので、出願内容が意図せず類似することはある。

Q4-4．標準化活動を縮小又は撤退した技術分野はありますか、その理由は何ですか。

・事業分野が続く限り、技術が発展してその都度新しい規格が必要になるので、基本的に撤退はしていない。

Q5．標準関連文書の審査利用を希望する技術分野又は具体的な規格名には何がありますか。審査利用を希望する理由は何ですか。

・出願前に出された会合の文書があれば、それを利用して適切に審査することを望む。

以上

国内ヒアリングメモ
企業G

Q1．参加している標準化機関と技術分野

Q1-1．貴社で参加している標準化機関と技術分野はどのようなものがありますか。複数ある場合は、主なものは何ですか。

・光ディスク関係の標準化機関に参加し、標準の作成にもかかわっていた。PCとのインタフェースや通信に関わる標準化機関には現在もライセンシーとして参加している。

Q1-2．ヒアリングでお答えいただいているご自身が参加している標準化機関と技術分野は何ですか。

・光ディスク関係の標準化機関

Q2．重要と考えている分野

Q2-1．重要と考える規格と技術分野は何ですか。

・PCとインタフェースや通信に関わる規格や技術分野は、現在事業を行っている内容と関係があるために重要であると考えている。特に通信関係は今後強化したい分野である。

Q2-2．重要と考える規格・技術分野で、技術資料として重要と考える標準関連文書は何ですか。

・技術的に得意な分野で標準を取りたいと考えるので、その提案文書は重要になる。また、すでに特許を取っていても、標準としたい場合には、他社としては新規技術としては価値がないとしても、自社的には重要な文書となる。各社、自社に有利な方向で標準を取ろうとするので、おのずと提案文書は重要である。

Q3．参加している標準化機関について

ご自身が参加している標準化機関について、ご存知の範囲内でお答えください。

（光ディスク関係の標準機関について）

Q3-1.（文書の提出方法）文書を提出する場合は、どの様に提出されますか。

・ワーキンググループでメーリングリストを作成して、メール添付で事務局に送付して、メーリングリストに配信する、又は直接メーリングリストでメンバーに送付する。各自PCを持ち込んで確認したり、プロジェクタで資料を投影したりすることが多い。

・確認の意味で会議の場で紙資料を配る場合や、直前の変更を紙で配る場合はある。この場合も、リバイスした資料は事務局に送付して、事務局が電子化して管理する。

Q3-2.（文書の頒布範囲）標準関連文書の頒布範囲はどこまでですか。

・ワーキンググループメンバー限り。会議での議論内容にも守秘義務が掛かり、議事録もメンバー限りである。メンバーになる際に結ぶNDAで、情報はメンバー限りであるとの約束をする。社内でも、関係者限りである。

・頒布範囲は基本的にワーキンググループ限りではあるが、ジェネラルな委員会の下にワーキンググループがある場合は、上位のジェネラルなグループは、下位のワーキンググループの文書は見ることができる。また、密接なつながりのあるワーキンググループ同士では、情報を交換することもある。

Q3-3.（文書の頒布手段）標準関連文書は、どのような手段で頒布されていますか。

・メールでの配信がメイン。一部で紙での配布もある。2007年頃からは、議事録に関しては、サーバの決められた場所にアップロードして、アクセス権を付与してグループメンバーが見ることができるようにした。

・紙で配布されたリバイスした資料は、事務局の判断で再配布するか否かを決めていた。

Q3-4.（守秘義務）標準関連文書或いは会議の発言内容について、守秘義務はどのように課されていますか。

Q3-5.（守秘義務の範囲）Q3-4でお答えいただいた守秘義務の及ぶ範囲はどこまでですか。

・メンバーシップの条項に、守秘義務規定がある。メンバー以外の会社には、一切情

報は漏らさないことになっている。社内でも、かなりクローズな取り扱いをしている。

・私的な標準化団体では対立する規格の団体とライバル関係にあり、メンバーも互いに対立していることを理解しているので、注意して情報を漏らさないようにしていた。

Q3-6.（文書の公開扱い）標準関連文書が公開扱いにされるのはどの段階ですか。

・公開にする文書はなかった。標準文書ですら、メンバーシップフィーを支払ったメンバーにのみへの公開であった。光ディスクは業界自体が狭く、ディスクの製造業務に携わった企業でなければ、技術文書を必要としていない。ライバル団体の参考になる情報は、公開していない。

・技術ではなく、結果としての仕様的な情報のみを公開していた。ユーザが必要な情報を宣伝の意味で公開する。

・ワーキンググループに情報が開示されるタイミングは、メールで情報が配信されたときになる。

Q3-7.（文書の公開の日時）公開のタイミングの日時は各文書に記載されていますか。

・事務局で標準が採択した日付、事務局で話し合った日、リバイスした日と内容を記載している。

Q3-8.（文書を公開する部門）標準関連文書を、webサイト等に公開する場合は誰が実施していますか。

Q3-9.（文書の公開時期と期間）標準関連文書が公開される時期と期間はどのくらいですか。

Q3-10.（文書の管理方法）文書の管理方法はどのようにしていますか、保存期間はどの程度ですか。

・情報は事務局が管理しており、メンバーが情報を要求した際には、事務局が提供する。

・情報は、保存期間を決めているわけではなく、標準が存在している限り、または事務局が存在している限り保存するのが基本である。

Q3-11．これまでお答えいただいた内容が、機関の文書管理規定や機密の取扱いの規定等で明文化しているようでしたら、お教え下さい。

・機密の扱いは細かく規定されている。メンバーとして参加する際の最初の契約で、しっかりチェックして、サインする。欧米企業が入っているので、極めて細かく規定されている。

Q3-12．委員会やWGのメンバーとなるための要件、委員会やWGの会議を傍聴するための要件、標準関連文書にアクセスするための要件をお教え下さい。

・メンバーは募集しているわけではなく、必要な技術を持っている企業を陣営に引き込むことでメンバーとしている。
・ワーキンググループのメンバーになる際は、グループ内の企業に募集を掛ける。大きい企業は全てのワーキンググループにメンバーを送り込むこともあるし、得意な技術分野のワーキンググループのみにメンバーを送り込む、不得意な分野のワーキンググループには送り込まない等企業の事情に合わせてワーキンググループのメンバーは決まる。

Q4．貴社の標準化活動について

貴社の標準化活動について、回答できる範囲でお答えください。

Q4-1．貴社において、標準化活動で規格案と提出する場合、特許出願に関する決まりはどのようなものがありますか。

・提案前に出願を済ませることにしている。NDAにサインをして、守秘義務のある標準化機関に提出する場合についても同様である。

Q4-2．標準化活動における知財活用事例にはどのようなものがありますか。

・光ディスク関連は一般的にライセンス交渉や訴訟が多かった分野と考えている。それは弊社においても概ね当てはまっている。

Q4-3．標準化活動で開示した技術が、意図せず他者に権利化された事例はありますか。

・経験はない。同時期に似た内容の特許が他社から出願されていた経験はあるが、それはお互いに研究開発した結果、たまたま出願時期と内容が近くなったためであった。

・他社の例でも聞いたことはない。標準規格を参照して出願した程度の内容で、権利化されて困ったことは聞いたことがない。

Q4-4．標準化活動を縮小又は撤退した技術分野はありますか、その理由は何ですか。

・事業から撤退した場合はその標準化活動からも撤退する。
・標準化活動の中身を知るためにまずは参加し、不必要と判断したら本格参加せずに脱退することはある。

Q5．標準関連文書の審査利用を希望する技術分野又は具体的な規格名には何がありますか。審査利用を希望する理由は何ですか。

・ISOやITU-Tのように、比較的openである度合いが高い技術分野の標準関連文書に関しては、特許審査利用を希望する。openの文書を基に特許出願され権利化されるのは問題がある。
・一方、比較的私的な標準化団体の標準関連文書については、openにしていないにもかかわらず、意図せずopenとなってしまった文書を使用されるのは困る。
・標準化もレベルがあるので、openである度合いが高い場合は利用してほしいし、openでない文書は利用されるのは困る。

Q6．標準化活動の視点から日本特許庁に期待することは何かありますか。

・標準化に対して特許庁がどの様に関わりたいのか、明確にしてほしい。標準化に対して特許庁が関わることが、日本の国力強化につながるような活動としてほしい。本件はトロール対策に役に立つと思われるが、標準化に参画している企業の弱体化にならないよう検討いただきたい。経済産業省とタイアップして、本格的なトロール対策へとつなげることを強く希望する。

以上

国内ヒアリングメモ
企業H

Q1. 参加している標準化機関と技術分野

Q1-1. 貴社で参加している標準化機関と技術分野はどのようなものがありますか。複数ある場合は、主なものは何ですか。

・デジュール：IEC(産業オートメーション、電力、鉄道、映像、スマートシティほか)，ISO(鉄道、昇降機、衛星ほか)，ITU(通信、映像)
・フォーラム：CIGRE(電力機器)，IEEE(電力機器、通信)
その他、DVB、衛星放送の機関、光通信関係の機関、Blu-ray Disc Association、DVDフォーラム等
・IT、通信関係では、製品のライフサイクルが短いので、規格化に時間がかかることは意味がない。フォーラム系の機関で関係する企業が集まって密に議論して決めてから、デジュール系の機関に提案することが多い。CIGREについても、IECから分離独立した機関で、CIGREで技術的な議論をして、技術レポートをIECに持って行き、規格はIECで作成する。

Q1-2. ヒアリングでお答えいただいているご自身が参加している標準化機関と技術分野は何ですか。

・IEC TC57国内委員会(スマートグリッド)

Q2. 重要と考えている分野

Q2-1. 重要と考える規格と技術分野は何ですか。

・全て重要であるが、特に主力事業と関係の深い分野と関連する規格。主に上記の通り。
・規格は、作成するだけではなく、守ることも重要なので、必ずしも提案活動をしている機関のみが重要ではない。例えば、安全の規格など。

Q2-2. 重要と考える規格・技術分野で、技術資料として重要と考える標準関連文書は何ですか。

・「技術資料として重要」の意味がわかりませんが、製品に関わる規格を①方式規格、②インターフェース規格、③試験規格に分類して整理すると良いと思います。

特許が多く存在するのは①で、映像・通信関係の規格が多いです。

・①の方式規格の最初の提案文書が、特許的に新規性が有る部分が含まれる場合が多く、特許が多く存在することになる。

Q3．参加している標準化機関について

ご自身が参加している標準化機関について、ご存知の範囲内でお答えください。

Q3-1.（文書の提出方法）文書を提出する場合は、どの様に提出されますか。

・参加しているIECでは、メール添付の電子データで国内事務局に提出する。国内事務局または国際委員は国際事務局によってサーバの決められた場所に、提案者がアップロードする。

・フォーラム系でも、メール添付の電子データでの提出が多いと思う。

・委員長や他社と、事前にやり取りをする場合もある。

Q3-2.（文書の頒布範囲）標準関連文書の頒布範囲はどこまでですか。

・参加しているIECでは、委員会やWGのメンバー限りである。

・企業では、代表者が委員となるので、企業の関係者には情報を伝える。

Q3-3.（文書の頒布手段）標準関連文書は、どのような手段で頒布されていますか。

・参加しているIECでは、メール添付等の電子データで頒布されている。

・特定のサーバから、ダウンロードする方法もある。

Q3-4.（守秘義務）標準関連文書或いは会議の発言内容について、守秘義務はどのように課されていますか。

・参加しているIECでは、規定は特に存在せず、守秘義務は暗黙のルールとなっている。

・フォーラム系では、守秘義務規定があり守秘義務契約を結ばなければ機関のメンバーになれないことも多い。フォーラム系は厳しい場合が多い。

・デジュール系では、独占禁止法の関係もあるのかもしれなく、openな議論が意識されている。ただし、ID/パスワードでの情報アクセスや、メールで送信の際には委員限りとされることが多く、紳士協定的なイメージはある。

Q3-5.（守秘義務の範囲）Q3-4でお答えいただいた守秘義務の及ぶ範囲はどこまでですか。

・参加しているIECでは、委員の所属組織の関係者には非秘密である。
・守秘義務が課せられている機関の中で知っている機関でも、委員とその所属組織の関係者限りでの情報共有は許されて、それ以外へ漏らすことは禁止されている場合がほとんど。

Q3-6.（文書の公開扱い）標準関連文書が公開扱いにされるのはどの段階ですか。

・参加しているIECでは、IS(International Standard)が標準化団体から発行(有料)された時点。一般公開されるのが、ここから。
・規格案を投票する段階では、委員会外のメンバー全体に公開される。

Q3-7.（文書の公開の日時）公開のタイミングの日時は各文書に記載されていますか。

・年月までと思います。規格書に書かれているのは、ここまで。

Q3-8.（文書を公開する部門）標準関連文書を、webサイト等に公開する場合は誰が実施していますか。

・ISO, IECなどの中央事務局が一括してwebサイトにアップしている。規格は、中央事務局が管理しているので、中央事務局が実施する。

Q3-9.（文書の公開時期と期間）標準関連文書が公開される時期と期間はどのくらいですか。

・中央事務局で編集され、仏語にも訳されるので半年程度はかかります。

Q3-10.（文書の管理方法）文書の管理方法はどのようにしていますか、保存期間はどの程度ですか。

・事務局で一括管理している。
・規格案以降は中央事務局であると思うし、委員会内の文書は、委員会の事務局が管理していると思う。

Q3-11．これまでお答えいただいた内容が、機関の文書管理規定や機密の取扱いの規定等で明文化しているようでしたら、お教え下さい。

・参加しているIECでは、明文化されていません。文書管理規定もないと思う。
・守秘義務を課しているフォーラム系は、機密の規定は明文化されている。

Q3-12．委員会やWGのメンバーとなるための要件、委員会やWGの会議を傍聴するための要件、標準関連文書にアクセスするための要件をお教え下さい。

・国内委員会では、会費を支払って（無償の場合あり）入会している会社の社員で、参加意志を国内幹事へ示し、委員会で承認されればメンバーになれる。国際標準化委員会では、各国のNational CommitteeがExpertとして承認された人が委員として参加できる。傍聴は基本的になし。特定のサイトに置かれている国際標準化文書（ドラフト）にアクセスできるのは、国際Expert以上である。ID，PSWDが付与される。

Q4．貴社の標準化活動について

貴社の標準化活動について、回答できる範囲でお答えください。

Q4-1．貴社において、標準化活動で規格案と提出する場合、特許出願に関する決まりはどのようなものがありますか。

・提案前に出願する。
・まず部門でその提案に、特許出願の価値がある内容が含まれているか否かの判断をする。含まれている場合は、提案日までに出願を完了する。規格に関わる発明は、他社へのライセンスが発生するケースが多いことから、社内ではフラグを立てて管理している。

Q4-2．標準化活動における知財活用事例にはどのようなものがありますか。

・方式標準で、ライセンサ・ライセンシが多く存在し、パテントプールが設立される分野。主に、映像・通信機器。CC-Linkでは、無償開放して仲間作りに役立てている。

Q4-3．標準化活動で開示した技術が、意図せず他者に権利化された事例はありますか。

・あると思う。冒認出願があったことを聞いたことがある。ルールに、守秘義務はあったが、特許出願を禁止する項がなく、意図的に出願されてしまった。出願した企

業は謝罪はしたが、出願の取り下げはしなかった。

Q4-4．標準化活動を縮小又は撤退した技術分野はありますか、その理由は何ですか。

・事業縮小・撤退のため。携帯電話など。

Q5．標準関連文書の審査利用を希望する技術分野又は具体的な規格名には何がありますか。審査利用を希望する理由は何ですか。

・委員会に参加している企業にのみ、その委員会での文書を適用することは良いのではないか。しかし、特許法上は困難であると思う。
・原則としては、特許庁が標準関連文書を特許審査に利用することは望ましいと思う。しかし、委員会での非公開文献を先行技術文献とするには、文書管理が不十分なケースが多く、課題が多いと考えられる。

【課題】

・タイムスタンプが改竄されていないか
・Expertがアップロードすると同じ資料番号で差し替えられるケースがある。そのときに、他社の意見を反映して更新するとだれの発明が反映されたのかわからなくなる。必ず幹事や事務局が採番してアップロードすることを標準化団体に徹底してもらう必要がある。
・委員会での各社（各Expert）の提案文書（プレゼン資料など）は、委員会によっては採番されず、個人のノートPCでプレゼンして電子文書を残さないケースもある。

・EPOがETSIの文書を参照している取り組みの詳細を調べると参考になるのではないか。

Q6．標準化活動の視点から日本特許庁に期待することは何かありますか。

・EPOの取組は参考となるはずなので、よく検討してほしい。EPO並みの審査となることを望む。

以上

国内ヒアリングメモ
企業I

Q1．参加している標準化機関と技術分野

Q1-1．貴社で参加している標準化機関と技術分野はどのようなものがありますか。複数ある場合は、主なものは何ですか。

・情報通信分野に関係する期間全般に参加している。デジュール系のITU-T、ITU-R、ISO、IECを中心に、フォーラム系・デファクト系でも多数参加している。

Q1-2．ヒアリングでお答えいただいているご自身が参加している標準化機関と技術分野は何ですか。

・無線関係の機関に参加している。IEEEの無線関係、Wi-Fi Alliance。

Q2．重要と考えている分野

Q2-1．重要と考える規格と技術分野は何ですか。

・情報通信分野が重要で、参加している標準化機関が重要。デジュール系はもちろん、最近ではデファクト系も重要となっている。
・相互接続性やユニバーサルな品質の提供にとって重要と考えているので

Q2-2．重要と考える規格・技術分野で、技術資料として重要と考える標準関連文書は何ですか。

・参加しているIEEEでは、技術提案である「サブミッション」が技術資料として重要になる。

Q3．参加している標準化機関について

ご自身が参加している標準化機関について、ご存知の範囲内でお答えください。

Q3-1．（文書の提出方法）文書を提出する場合は、どの様に提出されますか。

（参加しているIEEEのワーキンググループ（WG））

・提案文書に当たる「サブミッション」は、個人でサーバの決められた場所にアップロードする。

・ワーキンググループの意見が反映される「ドラフト」は、WGのエディタが編集してからWGの決められた場所にアップロードする。
・「ドラフト」に付いたコメントを解決して、新たに「サブミッション」を作成して、個人でサーバの決められた場所にアップロードする。

Q3-2.（文書の頒布範囲）標準関連文書の頒布範囲はどこまでですか。

（参加しているIEEEのワーキンググループ（WG））
・「サブミッション」は、サーバで一般公開されている。「ドラフト」は、WG内限りで、ID/パスワードでアクセス制限されている。
・会議の期間は、会議の会場にサーバが設置されて、その中で「ドラフト」が取扱われるが、会議参加者は、自身のID/パスワードで、「ドラフト」にもアクセスできる。
・プロジェクトの下にいくつかのWGが所属しているが、同じプロジェクト内の関係のあるWGで情報交換する場合や、他のプロジェクトと情報交換するなど、必要に応じてWGを超えて頒布することもある。

Q3-3.（文書の頒布手段）標準関連文書は、どのような手段で頒布されていますか。

・参加しているIEEEのWGにおいては、サーバからダウンロードする方法。「ドラフト」は、ID/パスワードでアクセスする。
・「サブミッション」は一般公開されているので、誰でもIEEEのwebサイトの該当場所より入手可能。

Q3-4.（守秘義務）標準関連文書或いは会議の発言内容について、守秘義務はどのように課されていますか。
Q3-5.（守秘義務の範囲）Q3-4でお答えいただいた守秘義務の及ぶ範囲はどこまでですか。

・守秘義務は特に課せられていない。
・WG、プロジェクト、IEEE全体のレベルでオペレーティングルールがあるが、守秘義務として明記されていない。
・「ドラフト」はWGのメンバー限りであるが、「ドラフト」の情報が流出したことはある。ただし、技術的内容は基本的に「サブミッション」に全て記載されている範囲内であり、修正版は新たな「サブミッション」として提出され、公開されるので、「サブミッション」で公開された以外の新たな技術が含まれる場合はほとんどな

い。

Q3-6.（文書の公開扱い）標準関連文書が公開扱いにされるのはどの段階ですか。

（IEEE）

・「サブミッション」は、サーバにアップロードされた段階で公開されたことになる。

・「ドラフト」は、WG内の判断で、販売することがある。

・WG内の審議で、ある程度審議を尽くしたら投票に移り、投票権を持つWGメンバーの75％がOKすれば次の段階へ進むことができる。WGによっては、コメントが出尽すまで審議を続け、完成度を高める場合もある。標準を審議・発行する機関であるIEEE-SAに「ドラフト」を送った後は、IEEE-SAで審議（主に書式的な面で、技術的な審議はWG内で事実上終了している）承認された後、標準として発行される。1年間は販売され、それを過ぎると無償で公開される。

Q3-7.（文書の公開の日時）公開のタイミングの日時は各文書に記載されていますか。

（IEEE）

・「サブミッション」は、文書自体に日付は必ずしもついていないが、いつアップロードしたかが分かる。

Q3-8.（文書を公開する部門）標準関連文書を、webサイト等に公開する場合は誰が実施していますか。

（IEEE）

・「サブミッション」はそれぞれ提案者個人がアップロードしており、それが公開になるので、提案者が実施している。

Q3-9.（文書の公開時期と期間）標準関連文書が公開される時期と期間はどのくらいですか。

（IEEE）

・2000年頃からのデータが保存され、公開されている。消去されてはいないと思う。

Q3-10.（文書の管理方法）文書の管理方法はどのようにしていますか、保存期間はどの程度ですか。

（IEEE）

・WG内で整理する等のことはされていない。WGごとに決められた場所にデータがあるので検索で必要なデータを探すことができる。

Q3-11. これまでお答えいただいた内容が、機関の文書管理規定や機密の取扱いの規定等で明文化しているようでしたら、お教え下さい。

・記載があるとしたら、WG、プロジェクト、IEEE全体のレベルでオペレーティングルールであるが、特に機密のルールはない。

Q3-12. 委員会やWGのメンバーとなるための要件、委員会やWGの会議を傍聴するための要件、標準関連文書にアクセスするための要件をお教え下さい。

・個人でアカウントを申請して、会費を支払い、ID/パスワードを受けることができる。誰でも申請することができる。WGの会議には、会議ごとに毎回レジストレーションしなければならない。事前レジストレーションを忘れても、当日に可能。

・「サブミッション」は一般公開されているので誰でもアクセス可能で、「ドラフト」はWGのメンバーであることが要件となっている。

Q4. 貴社の標準化活動について

貴社の標準化活動について、回答できる範囲でお答えください。

Q4-1. 貴社において、標準化活動で規格案と提出する場合、特許出願に関する決まりはどのようなものがありますか。

・提案の前に、特許性のある発明に関して、出願を済ませることにしている。

Q4-2. 標準化活動における知財活用事例にはどのようなものがありますか。

・パテントプール、標準必須特許のライセンス等。

・しかし、元々標準がなければ事業が成り立たない事情がある。ライセンサとしての地位と他ライセンサへの影響力を確保することで、標準化技術を普及させて事業として成り立つことが重要である。ライセンス料を得ることを主目的とはしていない。

Q4-3．標準化活動で開示した技術が、意図せず他者に権利化された事例はありますか。

・把握している事例はない。
・提案者でない者が、提案で見たことがある内容を特許にしたことを聞いたことがある程度。

Q4-4．標準化活動を縮小又は撤退した技術分野はありますか、その理由は何ですか。

・細かい単位ではではあるが、大きな単位ではない。

Q5．標準関連文書の審査利用を希望する技術分野又は具体的な規格名には何がありますか。審査利用を希望する理由は何ですか。
Q6．標準化活動の視点から日本特許庁に期待することは何かありますか。

・公知性を有するに至った標準関連文書は、審議中であろうと確定であろうと、先行技術文献で特許審査に大いに利用することを望む。最終的には、通信事業者、製造事業者、利用者である公衆の不当な不利益につながるので、本来特許性を失った発明が特許になるべきではないと考える。
・特にIT系は、標準化技術なしには成り立たない。標準化と特許の結びつきを考えると、Q4-3のような事例が確認できないとしても、特許審査の質を高める為に必須であるとの認識で、標準関連文書の特許審査利用は進めてほしいと強く望む。
・新規性を失う、公知であるとはどういうことか。曖昧な点、色々な段階があるとは思うが、そこを踏み込んで考えてもらいたい。
・標準は国際化されているので、扱う各国・地域の特許庁で取り扱いが異なるのは望ましくない。新規性判断の扱いについては、各国・地域の特許庁との間で、国際調和を図ってほしい。
・標準化機関にもある程度責任があると思う。あいまいな状態となっていることは良くない。明確に皆が納得するように、標準化機関が、新規性を失わせる状態（公知になる状態）にある場合と、秘密に取扱う状況にある場合とを、はっきり区別させる必要がある。標準化機関に仕切らせることは重要で、現場も納得すると思う。各特許庁には、標準化機関を指導してほしい。

以上

国内ヒアリングメモ
企業J

Q1. 参加している標準化機関と技術分野

Q1-1. 貴社で参加している標準化機関と技術分野はどのようなものがありますか。複数ある場合は、主なものは何ですか。

・ISO、JASIC（法規に近い）、自動車技術工業会（自技会）、経産省、内閣官房等への協力

（ヒアリング回答者が参加している一例であり、全体での確認は行っていない）

Q1-2. ヒアリングでお答えいただいているご自身が参加している標準化機関と技術分野は何ですか。

・自技会関連のISO　WG14　PCMS-SWG（サブワーキング）、RBDPS（路外逸脱抑制機能）標準化日本リーダ、走行制御分科会等

（ヒアリングの回答者が参加している一例であり、全体での確認は行っていない）

Q2. 重要と考えている分野

Q2-1. 重要と考える規格と技術分野は何ですか。

・道路交通安全、安全・自動車関連の基盤共通技術分野

（ヒアリング回答者としての一例であり、全体での確認は行っていない）

Q2-2. 重要と考える規格・技術分野で、技術資料として重要と考える標準関連文書は何ですか。

・研究論文、自社の持っている技術文書

・その技術の進展を阻害しないような観点で標準となるようなもの

・既存の技術に関する変化、改良

・各社が研究して、既に他で発表した研究資料

・標準化なので、裏づけを問われる。

（ヒアリング回答者としての一例であり、全体での確認は行っていない）

Q3．参加している標準化機関について

ご自身が参加している標準化機関について、ご存知の範囲内でお答えください。

Q3-1．（文書の提出方法）文書を提出する場合は、どの様に提出されますか。

・メール添付の電子データで事務局に提出し、事務局がサーバにアップロードして、委員がダウンロードする形の配信がおおい。

・容量が多いときは、事務局に提出。小さければ、自分で、各委員に配信。

(メール添付の電子データのセキュリティ対策についてはヒアリングできていない)

Q3-2．（文書の頒布範囲）標準関連文書の頒布範囲はどこまでですか。

・基本は、サブワーキング内である。親のワーキングの内容は見られる。

・親のワーキングは、サブワーキングの資料も見られる。

・サブワーキング同士の交流には、制限がある。

Q3-3．（文書の頒布手段）標準関連文書は、どのような手段で頒布されていますか。

・メール添付等の電子データで頒布されている。

・サーバにアップして、ダウンロードする方法である。サーバにアップしたら、事務局から連絡がくる。

・昔は、紙資料でその場で配布されるが、電子データは必ず後から配信される。

(メール添付の電子データのセキュリティ対策についてはヒアリングできていない)

Q3-4．（守秘義務）標準関連文書或いは会議の発言内容について、守秘義務はどのように課されていますか。

・参加しているプロジェクト内での守秘義務を厳守している。

Q3-5．（守秘義務の範囲）Q3-4でお答えいただいた守秘義務の及ぶ範囲はどこまでですか。

・参加しているプロジェクト内での守秘範囲に従っている。

Q3-6．（文書の公開扱い）標準関連文書が公開扱いにされるのはどの段階ですか。

・事務局が把握しており、メンバーは明確な公開扱いとなる段階は把握していない。(ISOの国際会議が年に数回あるので、そこまでいくと公開と見てよいかもし

れないが、国内の検討段階の資料は、関係者しか見られないので、公開とまではいえないのではないか。）

Q3-7. （文書の公開の日時）公開のタイミングの日時は各文書に記載されていますか。

・事務局が把握しておりメンバーは把握していない。
（メンバーは文書自体への明記はしていない。フォーマットもない。）

Q3-8. （文書を公開する部門）標準関連文書を、webサイト等に公開する場合は誰が実施していますか。

・事務局が一括してwebサイトにアップしている。メンバーは行ってない。

Q3-9. （文書の公開時期と期間）標準関連文書が公開される時期と期間はどのくらいですか。

・公開期間は事務局が把握している。
（会議に使った参考文献等は、事務局のサーバにアップされ、かなりの期間アップされている。）
・委員への公開のみ。
（審議中のISO関連の文書は、古くても消していないと思われる。）

Q3-10. （文書の管理方法）文書の管理方法はどのようにしていますか、保存期間はどの程度ですか。

・事務局で委員会ごとに一括管理している。

Q3-11. これまでお答えいただいた内容が、機関の文書管理規定や機密の取扱いの規定等で明文化しているようでしたら、お教え下さい。

・回答保留

Q3-12. 委員会やWGのメンバーとなるための要件、委員会やWGの会議を傍聴するための要件、標準関連文書にアクセスするための要件をお教え下さい。

・社内の代理を出す場合は、あらかじめ事務局に伝える。（代理にアクセス権はつかない）
・自動車技術会からは各会社にあり、任命される。

・ISOでは、大学関係者は出ていない。業界関係者が多い。

Q4．貴社の標準化活動について

貴社の標準化活動について、回答できる範囲でお答えください。

Q4-1．貴社において、標準化活動で規格案と提出する場合、特許出願に関する決まりはどのようなものがありますか。

・標準化活動で規格案と提出する日以前に少なくとも知財部門に発明届出書を提出し、事前に特許出願を行うようにしている。
・標準化に対して必要と判断された特許については出願案件を明確化した上でオープンである。

Q4-2．標準化活動における知財活用事例にはどのようなものがありますか。

・一例としてアメリカでの、FCの水素供給規格作成を優位に進めるためにSAEに特許を公開した。

Q4-3．標準化活動で開示した技術が、意図せず他者に権利化された事例はありますか。

・今のところ見つかっていない。

Q4-4．標準化活動を縮小又は撤退した技術分野はありますか、その理由は何ですか。

・ない

Q5．標準関連文書の審査利用を希望する技術分野又は具体的な規格名には何がありますか。審査利用を希望する理由は何ですか。

・具体的な技術分野、規格名については確認していない。

Q6．標準化活動の視点から日本特許庁に期待することは何かありますか。

・国が関係している標準化技術に関しては日本特許庁にて積極的且つ早期に審査を行うと共に、優位性が保てるように間接的なアドバイスが欲しい。
・日本だけでなく世界で通用できる権利とするために論文等も含めた世界の公開情報を引用例とした審査をお願いしたい。

資料Ⅲ

海外ヒアリング調査

資料１

標準化機関ヒアリング結果

海外ヒアリング調査
標準化機関ヒアリング結果

本調査においてヒアリングを行った海外標準化機関は以下の者である。

- 国際電気標準会議（International Electrotechnical Commission：IEC）
- 国際電気通信連合（International Telecommunication Union：ITU）
- 国際標準化機構（International Organization for Standardization：ISO）

次項以降に、海外標準化機関に対するヒアリング調査結果を示す。なお、ISOについては、ヒアリング結果は非公開とされたので、記載を差し控える。

（ISOのヒアリング実施日：2014年12月4日（木）14:00～15:30、場所：ジュネーブISO本部）

IECヒアリングメモ

ヒアリング実施日：2014年12月4日（木）9:30～11:20

場所：ジュネーブIEC本部

Chapter A. 標準関連文書の取扱いの実情について

A1. （文書の種類）上記の標準関連文書の定義で、規格、規格案、寄書を例示しましたが、これ以外にも該当する文書を貴機関で取り扱っていれば、具体的に教えてください。

・国際規格（IS)、公開仕様書（PAS)、技術報告書（TR)、技術仕様書（TS)、ガイド。
より詳しい情報は、以下のアドレスを参照。http://www.iec.ch/standardsdev/publications/

・大きく分けて、二つのタイプのドキュメントがある。
公開された標準：インターネットからダウンロードできる。
ワーキングドキュメント：単に「ドキュメンツ」とよばれるもの
この二つの文書が、委員会を通して審査される。

A2. （文書の取扱い）各文書について、以下のA2-1からA2-10の問いについて、committeeやgroupで共通であれば共通の取扱いを、committeeやgroupごとのローカルルールがあれば数例をお教えください。

A2-1. （文書の提出方法）各文書は、どの様に提出されますか。

・eメール添付の電子データを、中央事務局に提出する場合と、サーバの決められた場所に、提案者がアップロードする。
注）事務局はIECで特定な機能を有しているが、文書の配布は含まない。

・現在は、eメール添付の電子データでの提出が多いが、来年あたりから、サーバへのアップロードに統一したいと考えている。

・文書の配布の範囲は、標準の開発の段階に依存している。TCでシェアされている段階では、TCの中で情報はクローズされている。ナショナルコミティーにより、IECのメンバーが見られるようにポストされる。

A2-2. （文書の頒布範囲）各文書の頒布範囲はどこまでですか。

・文書の入手可能性は、開発プロセスの段階に依存している。初期段階では、文書を取り扱っているワーキンググループ（WG）のメンバーのみがその文書を入手できる。一方、プロセスのもっと後では、文書は、ナショナルコミティー（NC）により広く配布される。

A2-3. （文書の頒布手段）各文書は、どのような手段で頒布していますか。

・サーバにアップして、ダウンロードする方法としている。
・eメールや印刷物での配布はしていない。
・テクニカルコミティーによって準備されるドキュメントへのアクセスは、各ナショナルコミティーによって管理される。

A2-4. （守秘義務）各文書或いは会議の発言内容について、守秘義務はどのように課していますか。

A2-5. （守秘義務の範囲）A2-4でお答えいただいた守秘義務の及ぶ範囲はどこまでですか。

・守秘義務は課していない。しかし、文書は著作権によって保護されている。
・守秘義務がないことで、文書は公開とみなせる。
・文書の著作権は、IECにある。文書のカバーページにも、著作権がIECにあると記載されている。

A2-6. （文書の公開扱い）各文書を公開扱いにするのはどの段階ですか。

・公開を目的としてIECのwebサイトにアップロードした段階で公開とする。
　注）公衆が自由にアクセスできるという意味ではない。エキスパートとナショナルコミティーはログインとパスワードを持っている。一般公衆は、出版物を購入することができる。
・ワーキングドキュメントは、ログインとパスワードを使ってアクセスするので、誰がアクセスしたか管理されている。
・基本的に、IECに、WGの文書として提出された段階で公開したとみなしている。実際にはIECのサーバにアップロードされて、WGのメンバーが閲覧できるようになった時点となる。

A2-7. （文書の公開の日時）公開のタイミングの日時を各文書に記載していますか。

・文書の公開の日時は、各文書に記載している。
・配布された日付が各文書に記載されている。

A2-8. （文書を公開する部門）各文書を、webサイト等に公開する場合は誰が実施していますか、また、公開する時期と期間はどのくらいですか。

・IECスタッフがwebサイトに文書をポストしている。

A2-9. （文書の公開時期と期間）公開する時期と期間はどのくらいですか。

・文書は、1週間に1回（金曜日に）公開している。投票終了後に利用できなくなるFDIS（最終国際規格案）を除いて、永久に利用可能な状態のままである。
・出版物（PPUB）は、どの曜日でも出版される。
・各段階で使用するテンプレートは共通であり、カバーページが異なるのみであるので、公開の準備をするのに手間はかからない。1週間以内に公開の準備をするのは問題ない。

A2-10. （文書の管理方法）文書の管理方法はどのようにしていますか、保存期間はどの程度ですか。

・WGの文書は、テクニカルコミティー（TC）の責任の下、直接ポストされる。文書を削除する必定条件は無く、文書は通常、永久に保持される。
・開発プロセス後半で文書（CD（委員会原案)、CDV（国際規格原案)、FDIS）はIECスタッフによって送付され、永久に保持される。ただし、FDISは、一旦投票が終了すると、アクセスできない。
・FDISはほぼISと同じであり、投票が終了するともはや利用できない。
・アクセスが許可された者は、標準化プロセスの途中段階で停止した場合でも、文書は削除されず、アクセスできる。
・プロジェクトの途中でも、文書を見ることができる。いつも、約1500の作業中のプロジェクトがある。

A2-11. これまでお答えいただいた内容が、文書管理規定や機密の取扱いの規定等で明文化しているようでしたら、お教え下さい。

・標準開発のプロセスは、ISO/IEC指令で記述される。http://www.iec.ch/members_experts/refdocs/

A2-12. technical committeeやworking groupのメンバーとなるための要件、technical committeeやworking groupの会議を傍聴するための要件、標準関連文書にアクセスするための要件をお教え下さい。

・質問は良くわからない。IECの会員は、IECのNCを通している。そして、誰が会議に参加することができて、文書にアクセスすることができるかについて決めるのは、NCである。IECの出版物は、（売られているので）だれでも利用可能である。NCの内部の規則を決めるのは、それぞれのNC次第である。
・TCやSCの参加メンバーにはPメンバーとOメンバーがあり、各TCやSCでどのメンバーになるかは、各国のNCが決めている。投票権と意見を述べる権利を、Pメンバーは開発プロセスの全ての段階で持っているが、Oメンバーは最終ドラフト（CDVとFDIS）のみ投票権を持っている。
・IECには、1.4万人のIDを持ったエキスパートがいるが、各NCが承認してIDとパスワードを与えてい

る。この1.4万人のエキスパートが全ての「ドキュメンツ」にアクセスできるわけではない。各国のNCがどの文書にアクセスできるか決めている。実際には、各エキスパートが見ることのできるTCが決まっている。

Chapter B. 標準関連文書の知財庁における利用について

B1. 貴機関の標準関連文書を公知な先行技術資料として、各国特許庁が特許審査に利用することについてどのような見解をお持ちですか。

・原則的に、標準の開発に関する情報（ほとんど、IECのwebサイトで自由に入手可能である）を提供していること（データフィードへのアクセスも含めて）に、我々は満足している。文書へのアクセスは条件付きで、使用と配布を制限している。
・webサイトでは、標準関連文書のタイトル等の情報、メタデータを公開しているので、誰でもアクセスが可能である。データフィードと呼ばれるシステムでも公開している。文書は、各国のNCと合意の上で公開の範囲を決められる。文書の利用は、著作権を守った上で、特許の為のサーチに制限される。

B2. 貴機関からEPOへは、どのような文書を提供していますか。また、どのような形態で文書を提供していますか。

・IECサーバへのアクセス権を通して、IECは全てのワーキングドキュメント、作業文書（TCやSCによって作成される文書）にアクセスすることを提供している。臨時に他のフォーマットが利用できるが、大部分の文書はPDFフォーマットである。
・EPOにワーキングドキュメントを含めて全ての文書を提供しているのは、IECのWGにワーキングドキュメントが提出された段階で、公開とみなしているからである。

B3. 貴機関では、EPOが標準関連文書を取得する際に、どのような条件を課していますか。

・原則的な制限は、特許審査の引用を目的としてのみEPO内部で使用されることのみに文書が使用できることである。
・そのことは事実でなければならない。
・ビジネスに発展する目的での使用は禁止する。法廷で必要となった場合には、使用できる。

B4. 貴機関が特許庁と協力することについて、その意図・意義・成果はどのようなものがありますか。

・主に、特許庁がIECによって実行される仕事を認識して、「先行技術」として認識することが確実になることである。

・先行技術として特許の審査に役立つことが、特許庁と協力することの意図である。
・特許庁の特許審査に、標準関連文書を使用することが重要であることは以前から分かっていた。ただし、協力の打診はEPOから来た。かつてWIPOから一度連絡があったが、特に進展はなかった。

B5. 貴機関が他機関との共通Common Patent Policyを結んでいる点について、その意図・意義・成果はどのようなものがありますか。

・参加者が、全ての機関に共通な単一のポリシーのみを知れば済む。

Chapter C. 標準化が活発な技術分野について

C1. 現在標準化が活発になされている技術分野は何ですか。
C2. 今後、標準化が活発化すると考えられる技術分野は何ですか。

・電気技術の分野。
・範囲が広いが、電気技術の分野であるとしか答えようがない。
・IECのwebサイトを見れば、どのTCでどのようなプロジェクトがあるかが分かるので、参照されたい。

以上

ITUヒアリングメモ

ヒアリング実施日：2014年12月5日（金）9:30～11:20

場所：ジュネーブITU本部

Chapter A. 標準関連文書の取扱いの実情について

規格開発プロセス

・原則的に、プロセスは、全てのITU-Tメンバーが出席する世界電気通信標準化総会（World Telecommunication Standardization Assembly：WTSA）から始まる。4年ごとに開催されるWTSAで、作業方法、作業計画及びITU-T組織を見直すことによって、ITU-Tのための今後4年間の行動計画が策定される。この意味において、WTSAは、既存のITU-T研究グループ（SGS）又はこの目的のためにWTSAによって設置される新たなSGによる新たな研究課題を、改訂し、検討し、承認する（WTSA決議1も、WTSAとWTSAとの間において新規又は改訂された課題を承認する可能性を提供する。）。ITU-T部門のSG及び他のグループのための作業方法は勧告ITU-TのA.1（並びにITU-Tの手続規則に関するWTSA決議1）に規定されており、その他のAシリーズ勧告は、ITU-Tメンバーによって提出された寄書の知的財産権に関連する問題を含む、ITU-T部門の作業の組織に関連する他の事項を規制している。WTSA決議1に従い、全てのITU-T勧告（つまり、ITU-Tにおいて策定された規格）は、可能な限り広範囲にかつ開かれて適用され、それらの広範な使用を保証し、かつITU-T/ITU-R/ISO/IECの共通特許方針(http://www.itu.int/ITU-T/ipr/で入手可能)に従っていることを視野に入れて策定されなければならない。

・SGは、適切ならば、その関連グループと協力して、タスク指向方式の特定の研究領域に関連する一連の課題に設定された目標を（WTSAによって定義されるように）追求し、見直し、必要に応じ、その一般的責任領域の範囲で、既存の勧告及び定義の修正や削除を推奨するために設置されている。その作業を容易にするために、SGは、割り当てられたタスクに対処するために、作業パーティー、共同作業パーティー、サブ作業パーティー及び報告者グループを設置することができる。

オンラインで入手可能なITUの最近の出版物“Understanding Patents, Competition and Standardization in an interconnected world”（特許、相互接続された世界での競争と標準化の理解）(2014) を参照すれば、ITU-T標準化プロセスに関する追加情報を参照できる。

http://www.itu.int/en/ITU-T/Documents/Manual_Patents_Final_E.pdf

A1. （文書の種類）上記の標準関連文書の定義で、規格、規格案、寄書を例示しましたが、これ以外にも該当する文書を貴機関で取り扱っていれば、具体的に教えてください。

・我々は、上記に示した全ての文書タイプ（規格、規格案、寄書）を扱っている。加えて、我々は暫定的文書も扱っている（いわゆる"TD"：Recommendation ITU-T A.1 3.3参照―これらは、進捗報告及び会議報告、フォーラム及びコンソーシアムと交わされたリエゾン文（Recommendation ITU-T A.4参照）他の標準化団体と交わされた文書（Recommendation ITU-T A.6参照)、及びTSB事務局によって配布された他の文書を含んでいる場合がある。これらは技術的情報を含むことがある。

A2. （文書の取扱い）各文書について、以下のA2-1からA2-10の問いについて、committeeやgroupで共通であれば共通の取扱いを、committeeやgroupごとのローカルルールがあれば数例をお教えください。

・SG及びその関連グループは、勧告ITU-T A.1及びWTSA決議1に規定されている作業方法により、文書取扱いに統一規則を適用する。

A2-1. （文書の提出方法）各文書は、どの様に提出されますか。

・文書は、SG事務局（各SGはTSBによって管理される独自の事務局を持っている。）に電子的に送信され得るか、又は、SG事務局のウェブサイトに直接投稿され得る。最近では、直接文書投稿がITU-Tメンバーの間でますます一般的になっている。

・勧告ITU-T A.1（3.1条）及びA.2（2条）に規定されているように、寄書及びTD（リエゾン文を含む）に関して、ITU-Tへの全ての文書は、可能な限り、電子的手段を使用して送信されなければならない；そのような電子的手段が利用できない場合、メンバーは、そのような文書のハード・コピーを提出することができる。しかし、ほとんど全ての文書は電子的に提出されている。上述したように、電子的提出手段は、電子メール及びITUウェブベース・インターフェースを含む。それらの方法の詳細情報及び指示はITU-Tのウェブサイト上にTSBによって維持され、TSB回付を介して定期的に広報されている。

・勧告ITU-T A.1（3.4条）に規定されているように、直接投稿されず、代わりにSG事務局に送られた文書は、以下の質問A2-2に対する回答で示されているように、SG事務局が、これらの文書を全てのITU-Tメンバーによって入手され得るオンラインに掲載する。

A2-2. （文書の頒布範囲）各文書の頒布範囲はどこまでですか。

・ITU加盟国は全ての三つの部門（ITU-T、ITU-R、及びITU-D）からの全ての文書を入手できる。部門メンバーは、それぞれの部門内の文書のみ入手できる（単一エンティティは、1以上のITU部門の部門メンバーであり得る。)。ITU加盟国及びITU-T部門メンバーは、文書が関係するSGにかかわらず、上記質問A.1の回答に参照されている全ての文書を含み、全てのITU-T文書を入手できる。ITU-T準メンバ

ーは、彼らが参加している特定のSGに関連するITU-T文書のみ入手できる（彼らが会費を払っているSG)。学術機関（研究機関及び大学；"Academia"（アカデミア））は、ITU加盟国及び部門メンバー同様、全てのITU-T文書を入手できる。

[注：我々は、質問における単語「配布された」の使用が、ITU加盟国、ITU-T部門メンバー、準メンバー及びアカデミアに文書を、オンラインで直接掲載することにより、入手可能とすることも含むと理解している。]

A2-3. （文書の頒布手段）各文書は、どのような手段で頒布していますか。

・文書は、サーバにアクセスし、それらを直接ダウンロードすることによって見ることができる。TSB事務局（より具体的には、特定SGの事務局）は、リクエストに応じて会議における参加者にハードコピーを配布することができる。

A2-4. （守秘義務）各文書或いは会議の発言内容について、守秘義務はどのように課していますか。

A2-5. （守秘義務の範囲）A2-4でお答えいただいた守秘義務の及ぶ範囲はどこまでですか。

・ITU加盟国及びITU-Tメンバーは、SGでの議論に参加したり、全てのITU-T関連文書を受け取ったりするために、何ら機密又は非開示契約に署名する必要はない。一旦SGウェブサイトに掲載されたら、ITU-T文書（上記質問A1に述べた規格開発文書を含む）は、質問A2.2で説明されたアクセス権に従って、ITU加盟国及び全てのITU-Tメンバーに即時に入手可能になることを念頭に置くと、そのような義務は、解釈又は行使するのは、実際、困難であろう。このことは、本質的に、そのような文書が、加盟国の行政の職員、ITU-T部門メンバー及び準メンバー（公共及び民間企業）の従業員から、ITU-T学術メンバーである大学/研究機関の大学教授、研究員及び学生までの範囲で、約20,000個人ユーザー・アカウントによって原則的に入手可能であることを意味する。

・ITU文書へのアクセスを持つ個人のITUコミュニティの規模はともかく、そのような文書が広く公衆に更に伝播され得る可能性もある。例えば、ITU加盟国の多くの行政は、透明性と開かれた政府の原則（文書へのオープン・アクセスを含む）に関連する国内法要件を遵守しなければならず、したがって、彼らは、ITU-T文書を公衆に利用できるようにしなければならないであろう。さらに、勧告ITU-T A.1（1.7.6条）に基づき、ITU-Tメンバーは、関係する研究グループ又は作業パーティーがその報告書又は文書が秘密として扱われるべきと特に決定している場合を除き、研究グループ又は作業パーティーの報告書及び文書を、彼らが相談する必要があると考えるいかなる専門家に送信することが許可されている。

・それはそれとして、ITU-T文書用の文書テンプレートは、*"This is not a publication made available to the public, but an internal ITU-T Document intended only for use by the Member States of ITU, by ITU-T Sector Members and Associates, and their respective staff*

and collaborators in their ITU related work. It shall not be made available to, and used by, any other persons or entities without the prior written consent of ITU-T"（これは、公衆に入手可能な刊行物ではなく、ITU加盟国、ITU-T部門メンバー及び準メンバー、並びにそのITU関連作業におけるそれぞれのスタッフ及び協力者による使用のためにのみ意図されている内部のITU-T文書である。これは、ITU-Tの事前の書面による承諾なしに、他の者又はエンティティーに入手可能にされたり、使用されたりしてはならない。）「公衆に入手可能」という句は、もちろん、広く公衆に関係し、上述したように、全てのITU文書へのアクセス権を持っているITUコミュニティではない。しかし、貢献メンバーは、彼らの貢献の内容に関する全ての知的財産権を保持しているため、（ITU-Tテンプレートが使用されていないことを条件として）貢献内容をITU外で直接利用可能にすることを依然決定することができる。

A2-6. （文書の公開扱い）各文書を公開扱いにするのはどの段階ですか。 A2-7. （文書の公開の日時）公開のタイミングの日時を各文書に記載していますか。

・ITU-T勧告草案は、TDとして、上記質問A2-2に記載されたアクセス規則に従って、ITUメンバーに入手可能である。編集の全てが終了した時、勧告は、公開され、ITUコミュニティの外でに一般公衆に入手可能にされる。

・いずれの第三者（ITUメンバーかどうかにかかわらず）も、承認されたITU-T勧告（そのうちの幾つかは、以下の手続流れに従って、まだ公表されていない可能性がある）へのアクセスが、サーバー上のデータのコピーを格納しているミラー・ウェブサイトの設定を介して提供される、サービスを購入できるが、我々は、同様にEPOにこのサービスを提供している。

作業文書の完了日は、ある場合には、ウェブサイトへアップロードされた日付と異なる場合があるが、作業文書がITU-Tメンバーに入手可能になったとみなされる日は、それがウェブサイトにアップロードされた日である。この日付は、タイムスタンプによって同定することができる。

［手続の流れ：

A社がSG事務局に寄書を送る（直接投稿又は電子メールのいずれかによって）→（文書が電子メールで送信された場合には、SGの事務局は、SGウェブサイトへ寄書をアップロード）→SG及びその関連グループは会合で全ての関連寄書を議論する→規格（勧告）草案が準備される→WTSA決議1の承認プロセス9条（伝統的承認プロセス）又は勧告ITU-T A8の承認プロセス（代替承認プロセス）のいずれか従って勧告が承認される→承認された勧告が編集を受ける→承認され、編集された勧告が公開される］

・我々は、EPOが文書を入手可能になったとみなす時点を示すことはできない。我々は、EPOにこのプロセスを説明した。このプロセスのどの段階で勧告が技術水準の一部となるかの決定は特許審査官の問題である。

A2-8. （文書を公開する部門）各文書を、webサイト等に公開する場合は誰が実施していますか、また、公開する時期と期間はどのくらいですか。

・直接文書を投稿するとが主流の方法になっているので、文書は、通常、貢献メンバーによってウェブサイト上で入手可能にされている。

・TSBは、ITU-T勧告の草案及び最終版をアップロードする責任を負っている。

A2-9. （文書の公開時期と期間）公開する時期と期間はどのくらいですか。

・寄書について、上記、直接文書投稿及び他の電子的手段による提出の回答参照。

・TDについて、これらは、会議の前、中又は後にアップロードされ得る。タイミングは、それぞれの場合の事情に依存する。

・ITU-T勧告の承認された草案について、それらは、通常、ITU-T勧告草案を承認した会議の後2週間で掲載されている。

・ITU-T勧告の最終版について、これらは、承認後約4か月内で公開されている。

A2-10. （文書の管理方法）文書の管理方法はどのようにしていますか、保存期間はどの程度ですか。

・我々は、追跡可能性のために、一旦アップロードされたデータを削除しない。

A2-11. これまでお答えいただいた内容が、文書管理規定や機密の取扱いの規定等で明文化しているようでしたら、お教え下さい。

・機密保持に関しては、上記質問A2-4及びA.2-5で提供した回答を参照。

・手順、作業方法及びプロセスの組織の規則に関して、WTSA決議1及びAシリーズ勧告を参照。

A2-12. technical committeeやworking groupのメンバーとなるための要件、technical committeeやworking groupの会議を傍聴するための要件、標準関連文書にアクセスするための要件をお教え下さい。

・SG又はその関連グループ（WPなど）に参加している個人は、ITU加盟国又はITU-T部門メンバーの代表、準メンバー（特定SG）又はアカデミアでなければならない。

・ITU-T文書にアクセスするためのメンバー資格要件に関して上記質問A2-2の回答参照。

Chapter B. 標準関連文書の知財庁における利用について

B1. 貴機関の標準関連文書を公知な先行技術資料として、各国特許庁が特許審査に利用することについてどのような見解をお持ちですか。
B4. 貴機関が特許庁と協力することについて、その意図・意義・成果はどのようなものがありますか。

・知的財産庁と標準化団体間のパートナーシップは、両当事者にとって有益である。知的財産庁は、関連技術文書の大量の蓄積にアクセスすることで、その特許審査の質を向上させることができ、標準化団体は、彼らの権限の様々な技術分野における特許活動に関してより良い理解を得ることができる。最も重要なのは、規格が、特許庁による精力的な審査に耐えた特許のみを含んでいることを保証することは、全体として規格のエコ・システムにとって大きな価値がある。我々は、知的財産庁とのパートナーシップを推進していきたい。我々は、この点でのJPOとの潜在的な協力を非常に好都合だと思っている。

B2. 貴機関からEPOへは、どのような文書を提供していますか。また、どのような形態で文書を提供していますか。

・EPOは、ITU-T部門メンバーで、それ自体、ITU-T部門メンバーに入手可能な全ての文書にアクセスを有する。我々は、ミラー・ウェブサイトから特定のITU-T文書をダウンロードできるようにする追加のサービスをEPOに提供している。

・日本は、ITU加盟国であり、したがって、全てのITU文書へのアクセスを有する。JPOが望むならば、我々は、EPOに提供されているものに倣って、同様のサービスの提供を協議する意思がある。

B3. 貴機関では、EPOが標準関連文書を取得する際に、どのような条件を課していますか。

・我々は、それらが特許審査を行うためにのみ使用されることを条件に、EPOに文書を提供している。審査官は、我々の文書を参照し、それらを先行技術として調査報告に引用することができる。

B5. 貴機関が他機関との共通Common Patent Policyを結んでいる点について、その意図・意義・成果はどのようなものがありますか。

・上記の三つの規格開発組織の規格に特許を含めることを規制する（三つの代わりに）一組の規則の存在が、その中に規定された要件を業界が遵守することをより簡単にしているので、ITU、ISO及びIEC間の共通特許方針の受益者は広範のICT産業である。さらに、これらの組織間の共通特許方針の存在は、例えば、ITU-TとISO/IEC JTC1の間の協力の意味で、規格の共同開発を非常に容易にする。

Chapter C. 標準化が活発な技術分野について

C1. 現在標準化が活発になされている技術分野は何ですか。

C2. 今後、標準化が活発化すると考えられる技術分野は何ですか。

・ITU-T勧告は、広い範囲のICT分野を含むが、最もよく知られている幾つかは、銅又はファイバー基盤アクセス・ネットワーク（xDSL及びPON)、長距離光伝送及びオーディオ・ビジュアル・コーディングである。ITU-T勧告は、例えば、固定及び移動電話番号の割当てはいずれの国でも勧告ITU-T E.164に基づいているように、国際電気通信番号システムを支配している。現在のSG及びその研究の分野のより包括的な様相は、http://www.itu.int/en/ITU-T/studygroups/2013-2016/Pages/default.aspx 参照。

・2012年にWTSAによる研究のために承認された課題のリストは、WTSA-12議題4部に含まれており、それらはオンラインで閲覧できる。

http://www.itu.int/ITU-T/workprog/wp_search.aspx?isn_sp=1749&isn_status=-1,1,3,7,2&details=0&field=acdefghijo

以上

禁 無 断 転 載

平成26年度　特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

標準関連文書の特許審査利用に関する調査研究報告書

平成27年3月

請負先　　一般財団法人　知的財産研究所

〒101-0054　東京都千代田区神田錦町3丁目11番地
精興竹橋共同ビル5階
電話 03-5281-5671
FAX　03-5281-5676
URL　http://www.iip.or.jp
E-mail　support@iip.or.jp